

令和2年度
福岡市包括外部監査の結果報告書

令和3年3月

福岡市包括外部監査人

公認会計士 塩塚 正康

目次

第 1 監査の概要	1
1 監査の種類.....	1
2 選定した特定の事件.....	1
(1) 監査テーマ.....	1
(2) 監査の対象期間.....	1
3 特定の事件として選定した理由	1
4 監査の方法.....	1
(1) 監査対象部署.....	1
(2) 監査対象の選定.....	2
(3) 監査の視点.....	2
(4) 実施した監査手続.....	2
5 監査の実施期間.....	2
6 監査の実施者.....	3
7 利害関係.....	3
8 略称等	3
第 2 監査対象の概要	4
1 業務委託に関する財務事務の概要	4
(1) 委託の定義.....	4
(2) 地方公共団体における業務委託	4
(3) 地方公共団体の役割と業務委託の実施に係る判断基準.....	5
(4) 契約の締結方法.....	6
(5) 契約の締結方法別の概要	7
2 市における業務委託の概要	8
(1) 委託料の推移.....	8
(2) 契約事務に係る事務分掌等	10
(3) 業務委託に係る契約事務等の概要	12
(4) 契約の締結方法について	14
(5) 市における業務委託に関する取組	18
(6) 市の組織.....	21
3 監査対象の選定.....	22
(1) 監査対象の選定方法	22
(2) 監査対象として選定した業務委託	25
(3) 委託契約調査票から見た市委託契約の傾向	31
第 3 監査の視点及び実施した監査手続	37
1 監査の視点.....	37
2 実施した監査手続.....	39
(1) 概要の把握.....	39

(2)	監査対象の選定.....	39
(3)	詳細監査対象とした業務委託の各所管部署に対する調査.....	39
3	監査の実施状況.....	40
第4	監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見.....	41
1	監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要.....	41
(1)	監査の結果及び意見の件数.....	41
(2)	監査の結果及び意見の一覧.....	42
2	監査の結果及び意見（総論）.....	51
3	監査の結果及び意見（各論）.....	71
(1)	会計室.....	71
(2)	市長室.....	72
(3)	総務企画局.....	73
(4)	財政局.....	101
(5)	市民局.....	117
(6)	環境局.....	162
(7)	農林水産局.....	202
(8)	住宅都市局.....	228
(9)	道路下水道局.....	273
(10)	港湾空港局.....	368
(11)	東区役所.....	396
(12)	南区役所.....	414
(13)	城南区役所.....	430
(14)	西区役所.....	440
(15)	消防局.....	458
(16)	水道局.....	482
(17)	交通局.....	519
(18)	市選挙管理委員会事務局.....	530
(19)	議会事務局.....	539

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第252条の37の規定に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

(1) 監査テーマ

業務委託に関する財務事務の執行について

(2) 監査の対象期間

原則として令和元年度とし、必要と認めた場合、令和2年度及び平成30年度以前の過年度についても監査対象とした。

3 特定の事件として選定した理由

地方公共団体が行う業務委託は、民間企業のみならず非営利団体や市民団体等多くの相手方と契約がなされ、また、業務の内容は、保守、検査、調査、計画等の策定、各種事業の実施、公共施設等の管理、運営委託等多岐にわたっている。すなわち、業務委託は、典型的な調達等の手段という側面だけでなく、市民にとって欠かせない行政サービスを提供するための重要な手段であると考えられる。

一方で、地方公共団体が業務委託を行う場合には、相手方の選定、契約手続に係る合规性、透明性等が確保されることが必要であるとともに、業務委託による効果等が適切に把握及び検証されることが重要であることは言うまでもない。

福岡市（以下「市」という。）においても、業務委託は多くの部局で行われており、各部局に共通する財務事務であるという特徴がある。また、市では、平成29年6月に策定した「行政運営プラン」において、「民間活力の活用」を推進項目の一つと定めており、業務委託の有効性や効率性を図ることで行政サービスの質の向上等に取り組まれているところである。

これらを踏まえ、業務委託に関する財務事務の執行について、関係法令等に準拠して遂行されているか、有効性や効率性等の観点から適切に行なわれているか等を検討することは有意義であると考え、包括外部監査の特定の事件として選定した。

4 監査の方法

(1) 監査対象部署

部 署		
会計室	港湾空港局	水道局
市長室	東区役所	交通局
総務企画局	博多区役所	議会事務局
財政局	中央区役所	市選挙管理委員会事務局
市民局	南区役所	人事委員会事務局
環境局	城南区役所	監査事務局
農林水産局	早良区役所	農業委員会事務局
住宅都市局	西区役所	固定資産評価審査委員会事務局
道路下水道局	消防局	

(注) 新型コロナウイルス感染症の影響により、こども未来局、保健福祉局、経済観光文化局及び教育委員会事務局は監査対象外とした。

(2) 監査対象の選定

市における業務委託の概要については、「第2 監査対象の概要 2 市における業務委託の概要」に記載している。

監査対象とした業務委託の具体的な選定方法及び選定した業務委託の一覧は、「第2 監査対象の概要 3 監査対象の選定」に記載している。

(3) 監査の視点

監査の視点の概要は、次のとおりである。詳細は「第3 監査の視点及び実施した監査手続 1 監査の視点」に記載している。

ア 合规性

業務委託に関する財務事務の執行が、関係法令等に準拠して適切に行われているか。

イ 有効性

業務委託の実施に当たり、事業実施の必要性が検討されているか。また、事業の手法や実施内容は、目的及び目標を達成するために効果的であるか。

ウ 経済性及び効率性

業務委託の実施に当たり、費用対効果を踏まえた検討が行われているか。また、委託事業は、効率的に実施されているか。

エ 説明責任及び透明性

業務委託に関する財務事務の執行について、各種意思決定の根拠及びプロセスは明確にされているか。

(4) 実施した監査手続

実施した監査手続の概要は、次のとおりである。詳細は「第3 監査の視点及び実施した監査手続 2 実施した監査手続」に記載している。

ア 概要の把握

公表されている業務委託に関する各種規程、ガイドライン、近年の市の取組資料等を閲覧した。また、業務委託の概要を把握するために、各所管部署から概要を整理した資料や業務委託の実績データを入手した。

イ 監査対象の選定

本報告書における監査のテーマである業務委託に関する財務事務の執行について、市が執行する業務委託は多岐にわたっているため、監査対象を選定した。

ウ 詳細監査対象とした業務委託の各所管部署に対する調査

監査対象とした業務委託に関する財務事務について、関連する文書の査閲及び所管部署の担当者への質問を行い、関係法令等への準拠性を始め、各監査の視点について検討した。

5 監査の実施期間

令和2年7月17日から令和3年3月18日まで

監査の実施状況の詳細は「第3 監査の視点及び実施した監査手続 3 監査の実施状況」に記載している。

6 監査の実施者

包括外部監査人	塩 塚 正 康	公認会計士、行政実務経験者
補 助 者	愛 野 恵 美 子	弁護士
同	磯 谷 武 明	公認会計士
同	奥 村 栄 隆	公認会計士
同	柴 田 翔 吾	公認会計士
同	松 本 さ ぎ り	公認会計士
同	簗 原 妙 子	アシスタント、行政実務経験者

7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

8 略称等

本報告書中、一部の元号については、次のとおり略称を使用している。

略称	元号	凡例
S	昭和	S62=昭和 62 年
H	平成	H12=平成 12 年
R	令和	R 1 =令和元年

また、表中の数値については、単位未満を四捨五入しており合計や差引が合わない場合がある。なお、数値がゼロの場合は「-」とし、単位未満の場合は「0」としている。

第2 監査対象の概要

1 業務委託に関する財務事務の概要

(1) 委託の定義

委託とは、法律行為や事務処理などの一部あるいは全部を行ってもらおうよう、第三者に対して依頼することをいう。

委託は、次のとおり、法令の根拠に基づくものと私法上の契約に基づくものに分類される。

ア 法令の根拠に基づく委託

法令の根拠に基づく委託を列举すると、次のとおりとなる。

- ・ 地方自治法第 231 条の 2 第 5 項
 - 収納した証券の取立て及びその取り立てた金銭による納付の委託
- ・ 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項
 - 公の施設の管理の委託（指定管理者制度）
- ・ 地方自治法第 252 条の 14 第 1 項
 - 他の普通地方公共団体に対する事務（一部）の委託
- ・ 地方自治法施行令第 158 条第 1 項
 - 私人に対する歳入の徴収又は収納の委託
- ・ 地方自治法施行令第 165 条の 3
 - 私人に対する支出事務の委託
- ・ 地方自治法施行令第 167 条の 15 第 4 項
 - 工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約についての監督又は検査の委託

イ 私法上の契約に基づく委託

一般的には、民法上の請負、委任及び準委任を指す。民法においては、次のように定義され、業務の完了による成果物の納品や業務の完成を目的とする場合は請負契約、業務の遂行を目的とする場合は委任契約とされる。

<民法>

(請負)

第 632 条 請負は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

(委任)

第 643 条 委任は、当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。

(準委任)

第 656 条 この節の規定は、法律行為でない事務の委託について準用する。

(2) 地方公共団体における業務委託

ここでいう業務委託は、上記「(1) 委託の定義 イ 私法上の契約に基づく委託」を指し、本来地方公共団体が直接遂行すべき業務を直営で処理するのではなく、管理責任や処分権限等を地方公共団体に留保した上で、管理や処分等の方法についてあらかじめ地方公共団体が設定した基準によって、民間企業、諸団体、個人等にその業務を委ねることをいう。

一般的に、次のような特徴をもつ業務が委託に適していると考えられる。

- ・ 定型的な事務事業（給与、経理等の総務系事務、電算入力、集計業務 等）

- ・ 他者に委託した方が有利で効率的な業務（庁舎等の清掃業務、道路維持管理業務 等）
- ・ 民間の手法等により優良なサービスの提供が可能な業務（広報、企画、製作業務 等）
- ・ 専門的な知識、技術設備等を必要とする業務（設計、測量、図面作成業務 等）
- ・ 時期的に集中する業務（展示会開催業務、定期健康診断業務 等）
- ・ 各種イベント等関連業務（イベント等の運営業務、講習会等の企画、運営業務 等）

（3）地方公共団体の役割と業務委託の実施に係る判断基準

地方公共団体の役割、責務等は、以下のとおり関係法令等に定められている。これらの諸規定を踏まえると、地方公共団体が業務委託を実施する際の判断基準は次のとおりと考えられる。

- ・ 住民の福祉の増進（サービスの維持、向上）が図られるか
- ・ 予算の合理的な執行、経費の節減が図られるか
- ・ 事務処理の効率化が図られるか
- ・ 外部の専門的知識や技術の活用が図られるか
- ・ 住民の理解が得られるか
- ・ 法令等に適合しているか

地方自治法において、地方公共団体が地域行政を実施する際は、住民の福祉の増進を図ることを基本とし、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならず、その事務処理に当たっては法令に違反してはならないと規定している（第1条の2、第2条第14項及び第2条第16項）。また、地方財政法では、その経費は、その予算編成及び予算執行において合理的な基準により算定し、目的達成のための必要かつ最小の限度を超えないものとする規定されている（第4条第1項）。

さらに、少子高齢化の加速化等の近年の社会情勢の急速な変化に伴う複雑化、多様化する住民ニーズに応えるため、PFI（[Private Finance Initiative]：公共施設等の建設・維持管理・運営等を、民間の資金や経営能力及び技術的能力を活用して効率的かつ効果的に実施し、公共サービスを提供する事業手法。）や指定管理者制度等の導入に加え、平成18年7月に民間事業者のノウハウや創意工夫などを公共サービスに活用し、良質かつ低廉な公共サービスを実施することを目的とする「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」が施行された。

＜競争の導入による公共サービスの改革に関する法律＞

（趣旨）

第1条 この法律は、国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し、その実施を民間が担うことができるものは民間にゆだねる観点から、これを見直し、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革（以下「競争の導入による公共サービスの改革」という。）を実施するため、その基本理念、公共サービス改革基本方針の策定、官民競争入札及び民間競争入札の手続、落札した民間事業者が公共サービスを実施するために必要な措置、官民競争入札等監理委員会の設置その他必要な事項を定めるものとする。

（基本理念）

第3条 競争の導入による公共サービスの改革は、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、国の行政機関等又は地方公共団体がその事務又は事業の全体の中で自ら実施する公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを旨として、行うものとする。

2 前項の見直しを通じ、公共サービスのうち、国の行政機関等又は地方公共団体の事務又は事業として行う必要のないものは、廃止するものとする。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、地方公共団体の特定公共サービスに関し見直しを行い、官民競争入札又は民間競争入札を実施する場合には、その対象とする特定公共サービスを適切に選定するほか、地方公共団体の関与その他の規制を必要最小限のものとするにより民間事業者の創意と工夫がその実施する特定公共サービスに適切に反映されるよう措置するとともに、当該特定公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要かつ適切な監督を行うものとする。

(4) 契約の締結方法

地方公共団体が行う契約は、地方自治法において次のとおり定められている。

<地方自治法>

(契約の締結)

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

ア 一般競争入札の原則

地方公共団体が行う契約の締結方法は、一般競争入札を原則とする。

理由は、下記「(5) 契約の締結方法別の概要」で記述しているように、一般競争入札は、入札参加資格を満たしていれば全員参加可能であり、相手方の選定が公平であること、また、他の入札に比べて透明性、競争性、公正性及び経済性が最も確保されていることによるものである。ただし、一般競争入札によって契約を締結することが不利益となる場合、客観的に困難である場合など一定の要件を満たす場合に限り、一般競争入札によらずに指名競争入札、随意契約及びせり売りによることができるとされている。契約の締結方法別の要件は次のとおりである。

イ 指名競争入札の要件

指名競争入札は、地方自治法施行令第167条各号に規定される次の場合にのみ行うことができる。

<地方自治法施行令第167条>

- (1) 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき
- (2) その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき
- (3) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき

ウ せり売りの要件

せり売りは、動産の売払い契約で、例えば遺失物等の売払いのように、その契約がせり売りに適している場合に限られている。

エ 随意契約の要件

随意契約を無制限に認めると、公正な契約制度の趣旨に反することになるため、政令等

で定められた特定の事由に該当する次の場合にのみ行うことができるとされている（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）。

＜地方自治法施行令第167条の2第1項の要約＞

【第1号】	売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格が地方公共団体の規則で定める額（市においては、下表「第1号随意契約の限度額」参照。）を超えない契約をするとき
【第2号】	不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約で性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき
【第3号】	障がい者支援施設、地域活動支援センター、シルバー人材センター等から物品を調達し、あるいは役務の提供を受けるとき
【第4号】	新商品の生産により、新たな事業分野の開拓を図る者から新商品として生産された物品を買入れ若しくは借入れ又は役務の提供を受けるとき
【第5号】	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
【第6号】	競争入札に付することが不利と認められるとき
【第7号】	時価に比して著しく有利な価格で契約することができる見込のあるとき
【第8号】	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
【第9号】	落札者が契約を締結しないとき

＜第1号 随意契約の限度額＞（福岡市契約事務規則第22条）

工事又は製造の請負	250万円
財産の買入れ	160万円
物件の借入れ	80万円
財産の売払い	50万円
物件の貸付け	30万円
前各号に掲げるもの以外のもの	100万円

（5）契約の締結方法別の概要

契約の締結方法別の内容、長所及び短所は次のとおりである。

＜契約の締結方法別の概要＞

契約の締結方法	概 要	
	説 明	
一般競争入札	入札の内容を公告して一定の資格を有する不特定多数の参加者を誘引し、入札によって競争させ、その中から最も有利な価格を提示した者を契約の相手方とする契約方法。	
	長 所	短 所
	<ul style="list-style-type: none"> ・「入札参加資格」を満たしていれば全員参加可能であり、相手方の選定が公平である。 ・他の入札に比べ、透明性・競争性・公正性・経済性が最も確保されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約締結までの事務手続きが煩雑である。 ・不誠実な者が参加しやすく、契約の履行に不安が生じる恐れがある。

契約の締結方法	概 要	
指名競争入札	説 明	
	技術、経験、実績等について信用力のある参加者を予め入札者として指名し、指名入札者間で価格競争させ、その中から最も有利な価格を提示した者を契約の相手方とする契約方法。	
	長 所	短 所
	<ul style="list-style-type: none"> 参加可能な企業が限られるため、落札できる確率が高い。 参加者が限定されているため、信用・技術などの面での安全性はある程度担保される。 	<ul style="list-style-type: none"> 発注機関からの指名がないと参加することができない。 過去の実績などを考慮して 発注機関が企業を指名するので、実績がなく新しく参入する企業は指名されるのが難しい。
せり売り	説 明	
	入札の方法によらないで、不特定多数の者を口頭又は挙手によって競争させ、その中から最も有利な条件を提供した者を契約の相手方とする契約方法。（市有財産を売り払う場合等、市の歳入に関する契約でのみ行うことができる。）	
随意契約	説 明	
	競争入札の方法によらないで、任意に選択した特定の者を契約の相手方とする契約方法。 契約の種類、内容、予定価格の額などについて、法令が認める範囲で行うことができる。一者を指定して契約する場合に限らず、複数の者から見積書を徴収し決定する場合も随意契約になる。	
	長 所	短 所
	<ul style="list-style-type: none"> 契約手続きが最も簡易。 相手の技術力、信用、資力などを勘案して相手方を選択でき、最も安全。 	<ul style="list-style-type: none"> 運用を誤ると相手が固定化する恐れがある。 価格競争が行われないため、競争による価格低減効果が期待できない。

2 市における業務委託の概要

(1) 委託料の推移

市の過去 10 年度間の一般会計及び特別会計の委託料の推移は以下のグラフ、また、歳出総額に占める委託料の割合は以下の表のとおりである。

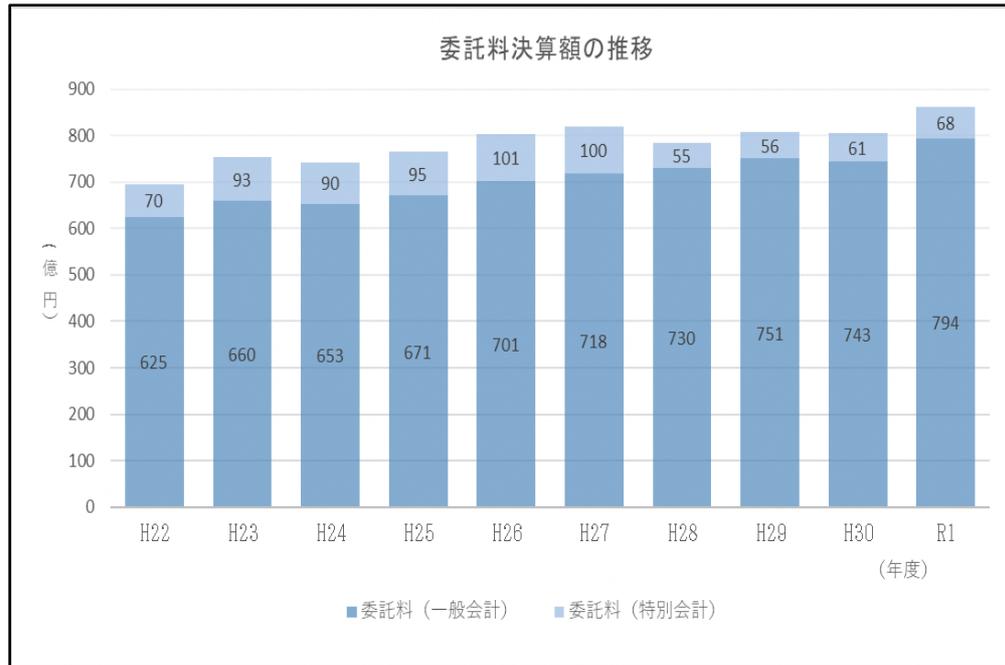
市は、平成 20 年度に行政改革プラン（実施期間：平成 20 年度～平成 23 年度）を策定し、歳出構造改革として簡素で効率的な市役所を目標に掲げ、施設管理の効率化、NPO 共同事業提案制度導入、行政評価（事業仕分け）等を実施した。

また、平成 25 年度に行財政改革プラン（実施期間：平成 25 年度～平成 28 年度）を策定し、社会経済情勢や市民ニーズに的確かつ迅速に対応するために、これまでの行政運営の仕組みや発想、手法を抜本的に見直すことを掲げ、公立保育所の民営化、郵送請求事務の集約化及び委託化、区役所警備業務の民間委託化、直営ごみ収集業務の民間委託化、小学校給食調理等業務の民間委託等を実施した。

さらに、平成 29 年度に後述の「(5) 市における業務委託に関する取組 イ 民間活力の活用に係る市の取組状況」のとおり、行政運営プラン（実施期間：平成 29 年度～令和

2年度)を策定し、PPP〔Public Private Partnership〕：官民協働事業。行政が実施している公共サービスや社会資本整備を計画段階から、民間企業と協働で知恵と資金を出し合いながら実施していくものであり、PFIや指定管理をはじめとした官と民との連携による事業を総称した概念。)を活用した施設整備等の民間活力の積極的な活用を行っている。

これらの取組により、委託料及び歳出決算額に占める委託料の割合は増加傾向にあると考えられ、平成元年度は過去10年度間で最高となっている。これは、委託事業が市の事務事業にとって重要な位置を占めていること、また、民間への委託の増大ということから、多様な行政サービスに官民一体となって取り組んでいるということの意味していると考えられる。



※出所：「市提供資料」から監査人作成

(注)特別会計とは、使用料等、特定の収入で特定の事業を行う場合に、一般会計と区別して設ける会計のことをいう。

＜歳出決算額に占める委託料決算額の割合＞

(単位：億円)

会計年度	委託料決算額 (A)	歳出決算額 (B)	歳出決算額に占める 委託料決算額の割合 (A) / (B)
平成22年度	695	15,975	4.35%
平成23年度	753	16,759	4.49%
平成24年度	743	15,645	4.75%
平成25年度	766	15,767	4.86%
平成26年度	802	16,709	4.80%
平成27年度	818	16,611	4.92%
平成28年度	785	15,840	4.96%
平成29年度	807	15,852	5.09%
平成30年度	804	15,861	5.07%
令和元年度	862	16,022	5.38%

※出所：「市提供資料」から監査人作成

(2) 契約事務に係る事務分掌等

ア 契約事務の所管課

契約事務をどの課が担当するかについては、「福岡市事務分掌規則」第15条第4項及び「福岡市契約及び検査に係る事務分掌の特例に関する規則」の定めるところによる（水道局及び交通局を除く。）が、その概要を図示すると次表のとおりとなる。

監査テーマである業務委託に関する契約事務については、地質調査、測量、樹木の保育管理、設計の区分において10万円を超えるものは契約課が担当し、それ以外のものについては全て各所管課が担当する。

＜契約事務分掌＞					
区分		契約課	各所管課(※1)		
工事, 製造(※2)		250万円超	250万円以下		
委託	地質調査, 測量, 樹木の保育管理, 設計(※3)	10万円超	10万円以下		
	上記以外	—	全て		
物品	購入(※4)	本庁舎及び区役所	10万円超	10万円以下	
		東京事務所	—	全て	
		上記以外	30万円超	30万円以下	
	修繕		30万円超	30万円以下	
	借入		—	全て	
	売払		鉄くず, 非鉄金属	左記以外	
	その他の契約		—	全て	

※1 区総務課が所掌するものを含む。
 ※2 都市計画事業等における家屋等の移転及びこれに伴う工事並びに船舶の修繕に係る契約については、金額に関わらず各所管課が所掌する。
 ※3 測量については不動産表示に関する登記のための測量を除き、設計については実施設計が主たる業務である設計及び工事の施行に係る設計のうちプロポーザル方式で設計者を選定して行う設計に限る。
 ※4 図書, 食料, 写真の焼付, 生花, 動物, 飼料, ワクチン, 自動車修理物品, 中古品, 美術品, 映画その他の著作物, プロパンガス, 天然ガス, 市長が定める障がい者就労施設等の製品及び福岡市トライアル優良商品認定事業の認定製品については、金額に関わらず各所管課が所掌する。

※出所：「契約事務の手引」

(注) 上表の「契約課」とは、財政局財政部契約課の呼称である。

また、水道局及び交通局の契約事務の事務分掌は次のとおり定められている。

＜福岡市水道局事務分掌規程＞

(課の事務分掌)

第4条 部及び課の分掌する事務は、次のとおりとする。

総務部

契約課

- (1) 各種工事等の請負契約に関すること。
- (2) 物品の購入, 修繕及び委託契約に関すること。ただし、次に掲げるものの契約に関する事務は、各所管課において所掌する。
 - ア 食料, 生花, 車両用修理物品及び図書, 美術品, 映画その他の著作物の購入並びに写真の焼付け
 - イ 車両の修繕
 - ウ 会場等の設営, 広報文書の配布, 写真の撮影並びにポスター等のデザイン及び作成業務の委託
 - エ 障がい者支援施設等からの調達を促進するものとして管理者が別に定めるもの

- オ 専門的な知識を要する委託その他の委託で、管理者が別に定めるもの
 - カ 予定価格が10万円以下の物品購入及び修繕
- (3) 不用品の売払契約に関すること。

<福岡市交通局事務分掌規程>

(部及び課の分掌事務)

第3条 部及び課の分掌する事務は、次のとおりとする。

総務部

財務課

- (5) 各種工事等の請負契約に関すること。
- (6) 予定価格が10万円を超える物品の購入等の契約に関すること。ただし、食料、生花、写真の焼付並びに図書、美術品及び映画等の著作物の購入を除く。
- (7) 委託契約に関すること。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 会場等の設営、写真の撮影及びデザイン業務の委託
 - イ 駅舎、姪浜合同事務所、車両、姪浜車両基地及び橋本車両基地の清掃等に関する業務の委託
 - ウ 高速鉄道の定期券等の発売に関連する業務の委託
 - エ 広告に関連する業務の委託
 - オ その他管理者が特に認めたもの

イ 委託審査委員会

委託審査委員会とは、委託の適否の判断を行い、委託先の公正な選定及び委託事務の適正な執行を図ることを目的として、各局、区及び室に設置された委員会のことであり、業務内容は次のとおり定められている。

- (ア) 下記の要件を満たす特命随意契約の是非についての審査
 - ・ 委員会の属する局(局に属しない室を含む。)又は区役所の所掌事務に係る契約であって、契約課契約以外の契約であること。
 - ・ 随意契約の相手方の決定に関する専決権者が部長以上となる1千万円以上(基本設計業務委託は500万円以上)の契約であること。
 - ・ 下記「(4) 契約の締結方法について ウ 随意契約 ●特命随意契約 <自主的チェックを要しない場合>」に掲げる委託でないこと
- (イ) 委員会の属する局又は区役所の所掌事務に係る特定調達契約等であって、契約課契約以外の契約に係る一般競争入札の場合における入札参加資格要件についての審査並びに指名競争入札の場合における業者選定理由及び指名する者以外の者が指名されるために必要な要件の審査
- (ウ) 上記(ア)により審査を行った事項に関する苦情の処理

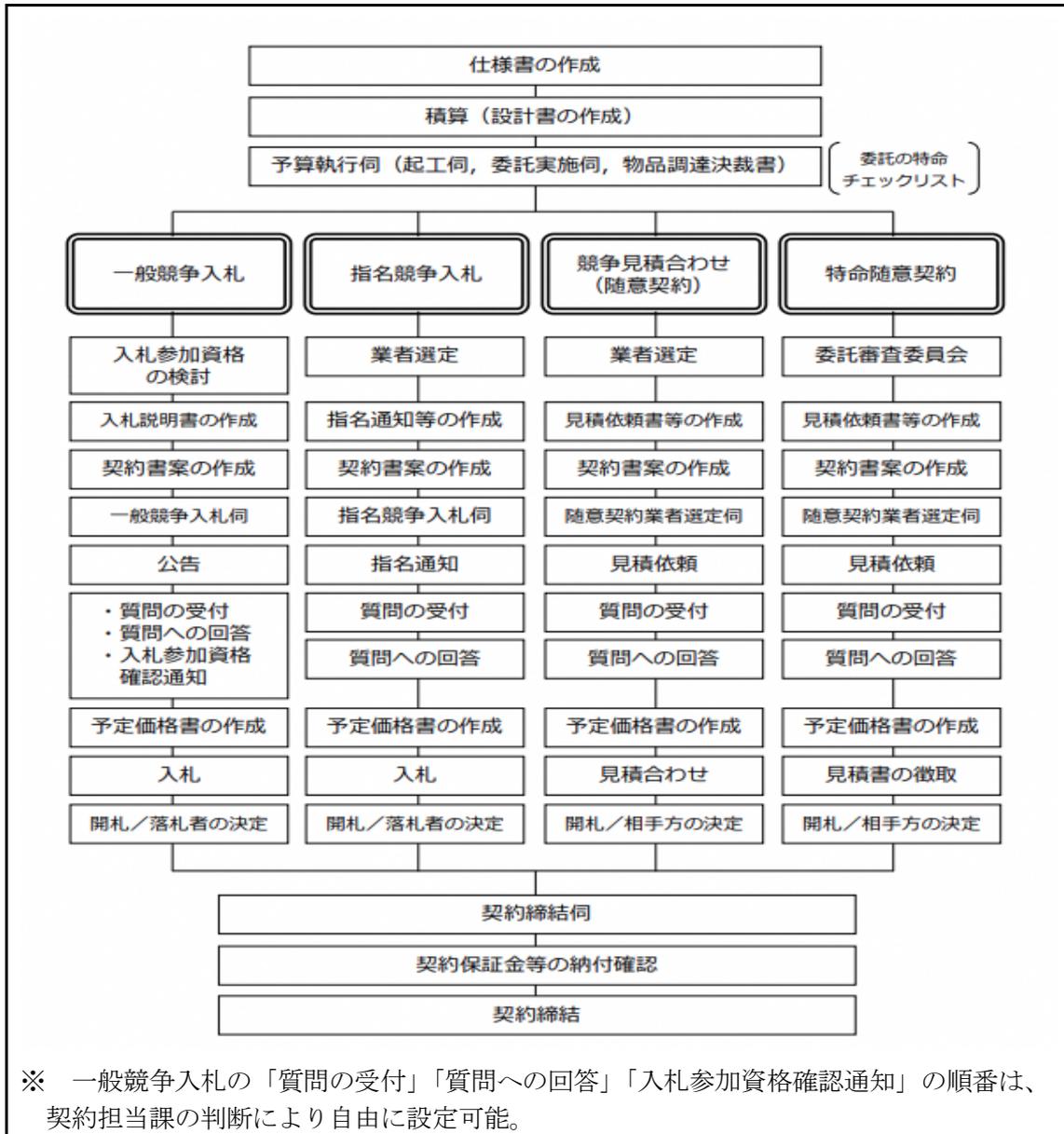
※出所：「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」から監査人作成

(3) 業務委託に係る契約事務等の概要

ア 契約事務の流れ

仕様書の作成から契約締結までの契約事務の流れは、次のとおりである。

＜契約事務の流れ＞



※ 一般競争入札の「質問の受付」「質問への回答」「入札参加資格確認通知」の順番は、契約担当課の判断により自由に設定可能。

※出所：「契約事務の手引」

契約事務のうち主な手続の概要は、次のとおりである。

＜契約事務に係る主な手続の概要＞

手続名	概要
仕様書の作成	業務の具体的な内容や履行の条件、求める品質の水準等を明示したもので、入札時に入札参加者に提示されるとともに、最終的には契約書の一部として綴じ込まれる。
積算 (設計書の作成)	積算に当たって作成するもので、契約を履行するために必要なあらゆる金額(材料費、労務費、経費等)を予測し、それぞれの金額を積み上げて合計額を算出した市の内部資料。

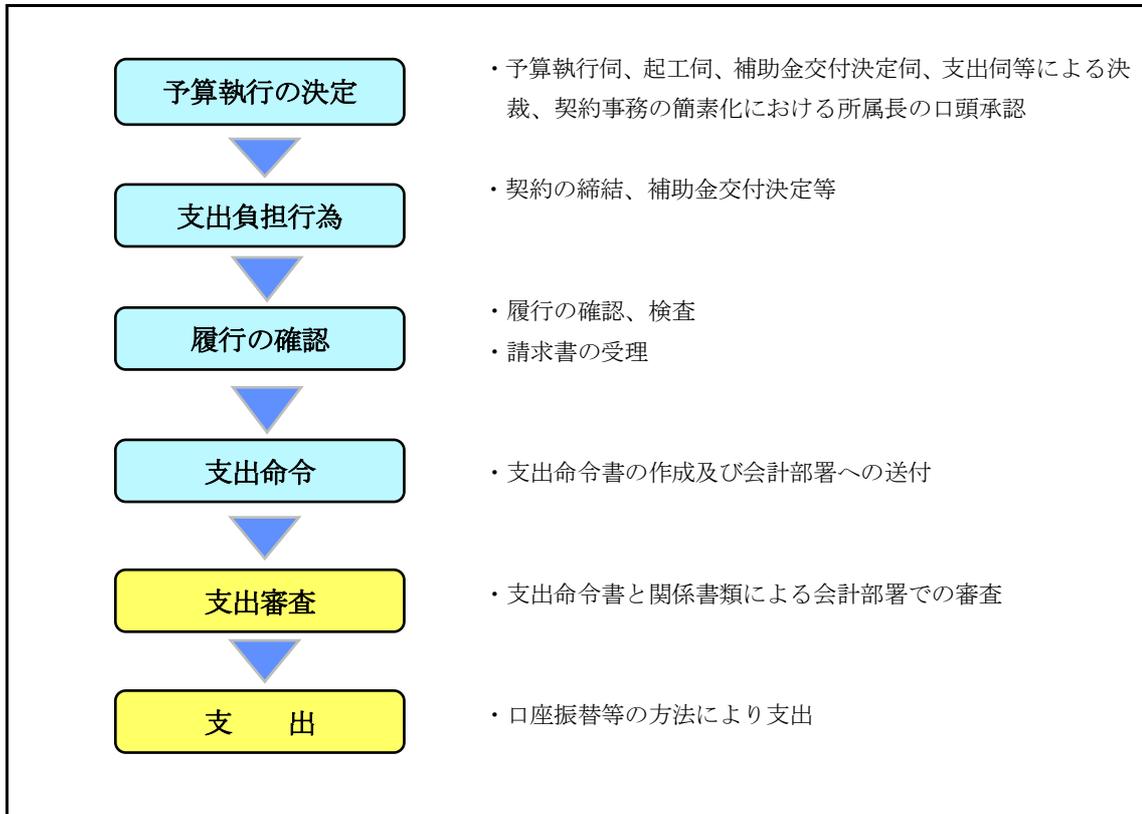
手続名	概 要
<p>予定価格の設定 (予定価格書の作成)</p>	<p>契約を締結するに際し、その契約金額を決定する基準としてあらかじめ設定するもの。</p> <p>契約事務規則において、予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短その他必要な事項を考慮して適正に定めるとされている。</p> <p>また、予定価格は、全ての契約において定めなければならない。ただし、次に掲げる契約に関しては、契約担当課であらかじめ方針を定めることにより設計金額又は予定額（設計書を作成しない場合の予算執行何額）をもって予定価格とすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格を事前公表する場合 ・ 設計金額又は予定額が次に掲げる契約の種類に応じ当該に定める額以下の場合 <ul style="list-style-type: none"> (1) 工事又は製造の請負 250 万円 (2) 財産の買入れ 160 万円 (3) 物件の借入れ 80 万円 (4) 財産の売払い 50 万円 (5) 物件の貸付け 30 万円 (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100 万円
<p>契約締結</p>	<p>市が契約を締結する場合は原則として契約書を作成し、市と業者のそれぞれが当該契約書を保有することとなる。ただし、下記の場合は契約書の省略ができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約金額が 50 万円以下（工事又は製造の請負契約にあつては 100 万円以下）の場合。（省略したときは、代わりに「請書」を徴する。） ・ 契約金額が 10 万円以下の場合。（この場合は「見積書」をもって契約書に替えることができる。） <p>また、契約事務の効率化のため、「標準契約書」を共有している。</p>
<p>再委託の承諾</p>	<p>市の標準契約書において、「委託業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託することを原則禁止とし、やむを得ず業務の一部を再委託することについて承諾を求められた場合には、書面による承諾を行うこと」としている。この承諾手続きについては、「再委託の運用基準」により標準化されている。</p> <p>なお、この運用基準において、特命随意契約を締結した者について承諾を行う場合は、特命随意契約によることとした理由と不整合とならないか特に留意するよう注意喚起をしている。</p>

※出所：「契約事務の手引」から監査人作成

イ 支出事務の流れ

契約事務の流れは上記「ア 契約事務の流れ」のとおりであるが、契約事務を含む予算執行の決定から出納機関による支払の完了までの支出事務の流れは、次のとおりである。

<支出事務の流れ>



※出所：「会計事務の基礎～支出事務の基礎と物品購入事務～」

(4) 契約の締結方法について

市で行われている契約の締結方法は、概ね次のとおりである。

ア 一般競争入札

●特定調達契約

特定調達契約とは、世界貿易機関（WTO）の協定の一部である「政府調達に関する協定（WTO 協定）」等の国際約束を実施するため、地方公共団体の契約の締結を規定する地方自治法施行令の特例を設けた「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（以下「特例政令」という。）の規定が適用される契約のことをいう。

政府調達協定は、政府調達に国外企業が参入しやすくすることを目的とするものであり、一定の基準額以上の物品やサービスの調達に際し、所定の手続きをとることを定めている。

[WTO 協定の対象範囲]

【対象団体】

都道府県、指定都市及び中核市（特例政令第2条、特例政令第3条）

※ これらの団体が加入する一部事務組合・広域連合は適用対象外（特例政令第13条）

【対象契約】

地方公共団体が締結する契約（動産及び著作権法に規定する物品等並びに WTO 協定及び改正協定に掲げられている役務又は建設工事）のうち、その予定価格が下記の区分に応じ定められた額以上のもの（特例政令第2条、特例政令第3条、令和2年1月24日付け総務省告示第9号）。

ア 物品等	3 千万円	(3 千万円)
イ 建設工事	2 3 億円	(2 2 億 9 千万円)
ウ 技術的サービス	2 億 3 千万円	(2 億 2 千万円)
エ その他のサービス	3 千万円	(3 千万円)
※ 当該基準額は令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 3 1 日までの契約に適用。			
※ () 内は平成 3 0 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 3 1 日までの契約に適用。			
※ 中核市については、欧州連合の供給者と締結する契約に対してのみ適用 (一部適用対象外あり)。			

※出所：「外務省 HP」

●制限付一般競争入札

市では、工事の請負契約に関して、平成 20 年 1 月から段階的に一般競争入札を拡大し、平成 22 年 1 月から設計金額 1,500 万円以上(一般土木及び建築は 2,000 万円以上、舗装は 2,500 万円以上)の案件に関して、地域要件等を参加資格に設定する制限付一般競争入札を実施している。

●総合評価落札方式

「価格」と「価格以外の要素」(例えば、初期性能の維持、施工時の安全性や環境への影響)を総合的に評価する落札方式であり、具体的には入札者が示す価格と技術提案の内容を総合的に評価し、落札者を決定する落札方式である。

なお、市が本方式を導入しているのは、工事請負契約(原則として 1 億円以上)である。

●その他

その他、典型例としては土地を売却する際に一般競争入札が行われるほか、契約担当課の判断により、契約の種類や金額にかかわらず一般競争入札を行うこともあり得る。

イ 指名競争入札

「1 業務委託に関する財務事務の概要 (4) 契約の締結方法」で述べたとおり、地方公共団体が行う契約の締結方法は、透明性、公平性、経済性などに優れていることから一般競争入札によることを原則としている。しかし、手続きが煩雑で時間や労力を要することや、不信用、不誠実な者が参加する恐れがあることなどから市では、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 3 号を適用して指名競争入札を実施することが一般的になっている。

指名業者の選定に当たっては、「福岡市指名基準」及び「福岡市指名基準の運用基準」の規定に基づき、かつ、選定経過等について客観性を確保し、具体的な個々の指名理由あるいは指名しなかった理由について合理的な説明ができるように選定を行う必要がある。

また、必ず競争入札有資格者名簿に登載されている者の中から選定しなければならず、競争入札参加資格の認定は「申請区分業種」と呼ばれる業種ごとに区分して認定しているため、入札に付そうとしている契約の種類と同一の「申請区分業種」の名簿から業者を選定しなければならないこととしている。

なお、市では、指名競争入札を行う場合、原則として 6 者以上の入札参加者を指名しなければならない。ただし、客観的に説明できるならば、6 者未満の人数(最低 2 者は必要。)で行っても差し支えないとしている。

●公募型指名競争入札

公募型指名競争入札とは、一定の技術的要件を示して入札参加者を募り、応募した者

の中から指名して競争入札をさせるものである。

公募型指名競争入札は、指名競争入札以上に機会均等、公正確保に優れており、また、一般競争入札よりも手続が簡単であることから、市も契約課契約の工事案件において採用してきたが、制限付一般競争入札の導入(平成20年1月)以降は実施していない。

ウ 随意契約

●競争見積合わせ

複数の者から見積書を徴し、その内容を比較検討した上で契約の相手方を選定する方法をいう。競争見積合わせは、指名競争入札の手続に準じて行われる。

●特命随意契約

特定の二者から見積書を徴する契約方法をいう。

特命随意契約は、特定業者のみとの契約になるため価格が高止まりになりやすく、公平性や透明性の点で問題がある等の短所があるため、この契約による場合は、理由を明確にし、市民に対し、説明責任をもつことが必要となる。

また、特命随意契約により事務事業を委託しようとする場合で、設計金額又は予定額(設計書を作成しない場合の予算執行何額)が100万円を超えるときは、チェックリストによる自主的チェックを行わなければならない。ただし、次の場合は自主的チェックを要しない。

<自主的チェックを要しない場合>

- 法令の規定により委託先が特定されている委託(国民健康保険法の規定に基づく診療報酬審査支払事務委託等)
- 平成23年財政局長通知に基づき、継続して特命随意契約をする機械警備及び常駐警備委託
- 受託者による工事の施工を目的とする委託(西部ガス、西鉄、博多港開発㈱等)
- 訴訟事務の委託(本市顧問弁護士等)
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号を適用して行う委託(シルバー人材センターへの業務発注等)
- PFIの手法により業者を選定した委託
- 業者の選定にあたり、特に組織された委員会で審議が行われているもの(プロポーザル等)
- 国又は他の地方公共団体への委託

※出所:「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」から監査人作成

●プロポーザル方式

公募または指名により複数の者(受託希望者)からその目的に合致した企画を提案してもらい、その中から企画、提案能力のある者を選ぶ方式。

発注者は事前に業務の場所、目的、期間を提示し、受託希望者はその業務(設計)に対する遂行方法、その方法を選択するメリットを提案し、提案書の形でとりまとめる。発注者はその提案書を審査するとともに提案内容についてのヒアリングを行う。発注者は提案書及びヒアリングの結果を基に受託希望者を選定する。

●コンペ方式

発注者が複数の設計者から対象プロジェクトについての「設計案」の提出を求め、その中から最も良い「設計案」を選び、その提案者を設計者に指名する方式。コンペ方式には、公募型と指名型がある。

●10万円以下の一者随意契約

設計金額又は予定額が10万円以下の契約については、一者からの見積りにより随意契約を締結することができる（契約事務取扱規程第11条第2号）。ただし、この場合であっても業者の選定に当たり公平かつ適正に行い、一部の業者に偏らないよう受注機会の均等について十分配慮することが必要である。

エ 単価契約

単価契約とは、あらかじめ数量を確定することができない物品又は役務の給付について、その規格及び単位当りの価格だけを決定し、金額は、その給付の実績によって算定することを内容とする契約をいう。ただし、単価契約は予算執行の統制上、困難を伴うことが予想されることから、原則は総価契約によるべきであるとされている。

オ 長期継続契約

長期継続契約とは、債務負担行為の設定をせずに各年度の予算の範囲内で給付を受けることを条件として締結する、複数年度にまたがる契約を言い、地方自治法第234条の3の規定に基づき、次に掲げる契約が長期継続契約として認められている。

- (ア) 電気、ガス又は水の供給を受ける契約
- (イ) 電気通信役務の提供を受ける契約
- (ウ) 不動産を借りる契約
- (エ) その他政令で定める契約

上記の(エ)について地方自治法施行令では、「翌年度以降にわたり物品を借り入れ、又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるもの」（第167条の17）としており、これを受けて市では、「福岡市長期継続契約の範囲を定める条例」を制定している。

<福岡市長期継続契約の範囲を定める条例>

(長期継続契約を締結することができる契約の範囲)

第2条 本市が長期継続契約を締結することができる契約は、次のとおりとする。

- (1) 物品の賃貸借契約のうち、当該物品に係る初期投資額の回収に一定の期間が必要であることから複数年度にわたる契約期間としなければ当該物品の安定的かつ有利な確保に支障を及ぼすおそれがある契約であって、市長が別に定めるもの
- (2) 前号の契約の目的となる物品の保守点検その他当該契約に基づく債務の本旨に従った履行に必要な役務の提供を受ける契約であって、役務の提供元を特定しておかなければ当該債務の適正な履行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- (3) 役務の提供を受ける契約のうち、当該契約の履行に必要な物品に係る初期投資額の回収に一定の期間が必要であることから複数年度にわたる契約期間としなければ当該役務の提供を安定的かつ有利に受けることに支障を及ぼすおそれがある契約であって、市長が別に定めるもの

(長期継続契約の契約期間)

第3条 前条に規定する長期継続契約の契約期間は、5年を上限とする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(5) 市における業務委託に関する取組

ア 民間委託に関する国の施策

我が国の財政は、債務残高が GDP (Gross Domestic Product : 一定期間内に国内で新たに生み出されたモノやサービスの付加価値) の 2 倍程度に膨らみ、なおも累増が見込まれるなど引き続き厳しい状況にあり、経済再生とともに財政健全化を達成することは重要課題である。また、地方公共団体においても財政が厳しい状況にある一方、人口減少、少子高齢化の加速等の社会情勢の変化により住民ニーズが多様化、高度化しており、限られた財源の中で質の高い行政サービスを効率的かつ効果的に提供していく必要に迫られている。

この様な状況の中、政府が平成 27 年 6 月 30 日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2015」(以下「骨太方針 2015」という。)において、政府はもとより国民全体が参画する社会改革として、「デフレ脱却・経済再生」「歳出改革」「歳入改革」による「経済・財政一体改革」の断行が掲げられた。

このうち、行政サービスの改革である「歳出改革」については基本的な考え方として、国、地方、民間が一体となって「公的サービスの産業化」「インセンティブ(注 1)改革」「公共サービスのイノベーション(注 2)」に取り組むこととされている。

＜歳出改革等の考え方・アプローチ＞

[I] 公的サービスの産業化

民間の知恵・資金等を有効活用し、公共サービスの効率化、質の向上を実現。十分に活用されていない公的ストックを有効に活用。新たな民間サービスの創出を促進。

[II] インセンティブ改革

国民一人ひとり、企業、自治体等の意識や行動の変化を促す仕組みを構築。インセンティブが十分働く仕組みとするための改革を推進。

[III] 公共サービスのイノベーション

「公共サービスの徹底した見える化」「エビデンス(注 3)に基づく PDCA(注 4)の徹底」「マイナンバー制度の活用や IT を活用した業務の簡素化・標準化」に重点的に取り組む。

※出所：「経済財政運営と改革の基本方針 2015 の概要(内閣府)」

注 1：意欲向上や目標達成のための刺激、動機付け

注 2：新しいアイデアから社会的意義のある新たな価値を創造し、社会的に大きな変化をもたらす自発的な人、組織、社会の幅広い変革

注 3：根拠、証拠

注 4：Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Action (改善) のサイクルを繰り返し行うことで継続的な業務の改善を促す技法

また、「骨太方針 2015」では、地方財政改革、分野横断的な取組等として次を掲げており、地方公共団体の先進的な取組を支援していくことが明示された。

- ・窓口業務のアウトソーシングなど、汎用性のある先進的な改革に取り組む市町村数を 2020 年度までに倍増させる。
- ・BPR (Business Process Re-engineering : 組織が行っている業務内容、業務フロー等を一から見直し、再設計すること。業務内容を抜本的に変えてしまう取組であるため、「業務改革」とも呼ばれている。) の手法を活用した業務改革モデルプロジェクトの実施による、官民が協力した優良事例の創出と全国展開を加速する。
- ・民間委託やクラウド化等の各地方公共団体における取組状況を比較可能な形で開示する。

このように、地方公共団体においては、業務の適正な民間委託の取組の加速を始め、公共サービスの広域化、共助社会づくりなど幅広い取組を自ら進めることが期待されている。

イ 民間活力の活用に係る市の取組状況

市は、平成 29 年 6 月に策定した「行政運営プラン」（計画期間：平成 29 年度から令和 2 年度まで）において、これからの時代にふさわしい効果的、効率的な行政運営に向けた取組を進めている。

3 本の取組方針のうちの「多様な主体との連携・共働の推進」の中で、「行政サービスの向上や効率化を図るため、行政による適切な管理監督のもと、民間が有する専門的な技術やノウハウ、資金などの一層の活用に取り組む」という民間活力の活用の推進を図る取組の方向性を示している。

また、取組内容に係る実行項目（下表参照）に基づき、取組の実施を推進し、実施状況をフォローアップの上、毎年公表するとともに随時見直しを行うこととしている。

<民間活力の活用に係る具体的な取組内容>

【推進項目】民間活力の活用
<p>【具体的な取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 官民協働の推進 公共施設の整備などにあたり、民間企業の経営ノウハウや技術力、資金を活用する官民協働（PPP¹）を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ PFI²による公共施設の整備 ・ 民間活力の導入による公園の利便性及び魅力向上 など ○ 指定管理者制度の推進 民間事業者がよりノウハウを発揮できる環境の整備や、公募による指定管理者の選定を進めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ インセンティブ³制度や利用料金制度の導入 ・ 公募による指定管理者の選定 など ○ 民間委託などの推進 行政サービスの質の向上や効率化に向け、民間委託などに取り組みます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間活力の導入等に伴う技能労務職関係業務の見直し ・ 公共施設の民間移行 など <p>1 PPP：[Public Private Partnership]：官民協働事業。行政が実施している公共サービスや社会資本整備を計画段階から、民間企業と協働で知恵と資金を出し合いながら実施していくものであり、PFI や指定管理をはじめとした官と民との連携による事業を総称した概念。</p> <p>2 PFI：[Private Finance Initiative]：公共施設等の建設・維持管理・運営等を、民間の資金や経営能力及び技術的能力を活用して効率的かつ効果的に実施し、公共サービスを提供する事業手法。</p> <p>3 インセンティブ：刺激・動機。</p>

※出所：「行政運営プラン」

<民間活力の活用に係る具体的な取組内容>

【推進項目】民間活力の活用 実行項目	
公共施設等の整備における官民協働（PPP）の検討推進	財政局
公共施設等の整備における官民協働（PPP）の実施	こども未来局・経済観光文化局・市民局
公園における民間活力の導入による利便性及び魅力向上	住宅都市局
指定管理者制度導入施設における市民サービス向上の推進	総務企画局
直営施設等への指定管理者制度の導入	経済観光文化局・教育委員会・こども未来局・住宅都市局

【推進項目】民間活力の活用 実行項目	
公募による指定管理者の選定	こども未来局・保健福祉局・港湾空港局・住宅都市局
要介護・要支援認定に係る事務の委託化	保健福祉局
国民健康保険料・後期高齢者医療保険料還付業務の委託化	保健福祉局
区役所の保育に関する事務の集約化	こども未来局
技能労務職関係業務の見直し（退職不補充）	総務企画局
魚滓処理事業の民間移行	農林水産局
ヨットハーバーの効率的な施設管理手法の導入	港湾空港局

※出所：「行政運営プラン」実行項目の実施状況（令和元年度）及び新たな取組

<今後の取組>

市では、実行項目の実施状況とともに、今後の取組について次のとおり公表している。

- ・ PPPをはじめとした事業手法の検討を支援する
- ・ 事業者へのモニタリングなどを通して適切な管理・運営を行い、良質な公共サービスの提供に努める
- ・ 民間活力を活用し、市民の利便性向上や公園の魅力向上に取り組む、指定管理者制度の導入を検討していく。
- ・ 指定管理者が行う業務の実施状況に対するモニタリングを行い、適正な運営に努める。
- ・ 公募により選定した指定管理者による管理を試行的に開始する。また、公募による指定管理の試行の成果と課題を検証する。
- ・ 委託業務の拡大及び委託の効果の検証により、効率的な事務委託実施に取り組む。
- ・ 引き続き、より適正な職員配置となるよう事務事業の見直しに取り組んでいく。
- ・ 引き続き、民営化の公募に向けた検討を行う。

ウ 契約の適正化に係る市の取組状況

<随意契約ガイドラインの制定>

市は、平成 25 年に制定した「随意契約ガイドライン」（平成 28 年 5 月改正）において、市が地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号から第 9 号までの規定に基づき、随意契約の方法により契約を締結する場合における注意点や事例を示している。

このガイドラインは、「競争性のある随意契約と特命随意契約について」、「留意すべき事項について」、「随意契約ができる場合（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号の考え方）」、「その他（第 2 号から第 9 号の適用について不明な点がある場合は、契約監理課と協議を行うこと）」及び「関係法令」から成っており、地方公共団体が行う契約の締結方法は競争入札が原則であるが、随意契約の方法を適用することとした場合は契約事務の公正性を保持し、経済性の確保を図り、特殊性、緊急性等を客観的、総合的に判断し、その理由を十分整理しておくこととしている。

<随意契約総点検>

市では平成 25 年度に、平成 24 年度のすべての随意契約（104,200 件）を対象に「随意契約総点検」を実施した。その点検結果のポイントは次のとおりである。

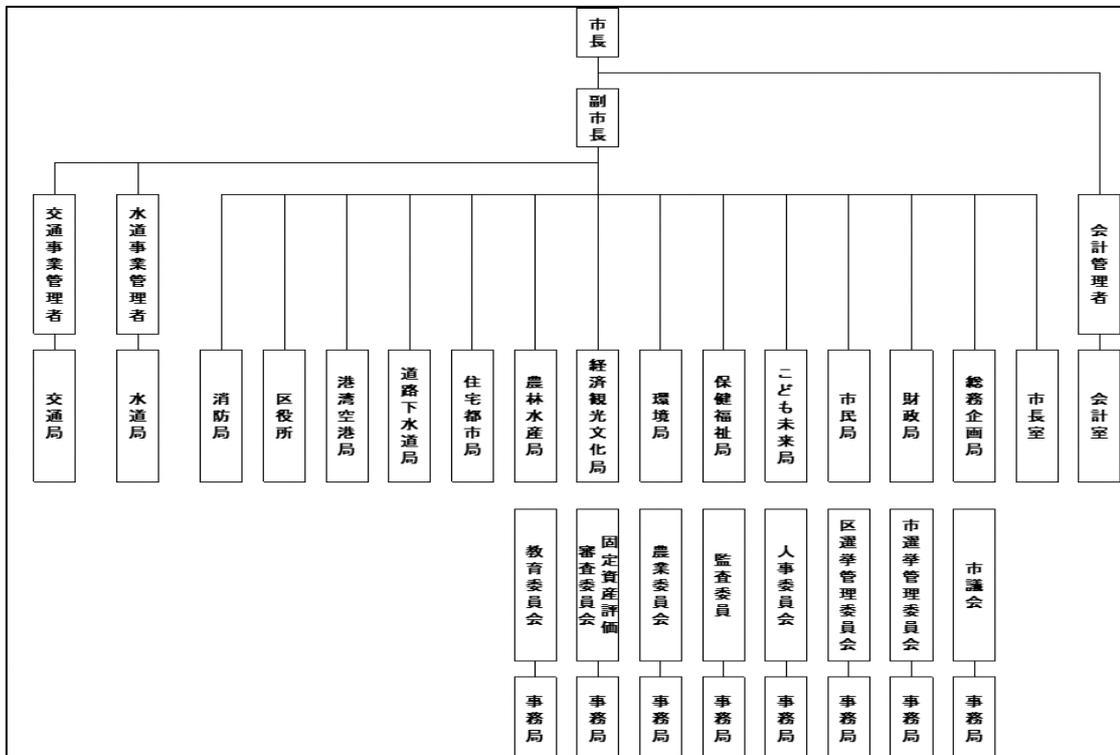
<随意契約総点検結果のポイント>

- 随意契約 147 億円を見直し
 随意契約 147 億円を競争性のある契約手続等に見直す予定。これらは、改革できるものから、平成 26 年度の契約に反映していく。
 この 147 億円は、①少額の随意契約、②競争性のある随意契約、③随意契約によることが明らかに合理的と考えられるものを除いた随意契約の約 4 割になる。また、この 147 億円に①～③と競争入札を加えた額は、すべての契約額の 88%になる。
- 外郭団体との随意契約 46 億円を見直し
 このうち、外郭団体との随意契約 46 億円を競争性のある契約手続等に見直す予定。この 46 億円は、①～③を除いた外郭団体との随意契約の約 4 割になる。
- 公募により随意契約の参加希望者の有無を確認する制度の試行
 公正入札監視委員会での議論を踏まえ、専門性や施工能力等を理由として、特定の者と契約していたような契約案件について、契約手続に先立ち、予め契約履行に必要な技術等の要件を公表し参加希望者を公募することにより、新規参入を促す又は履行可能な者が一者であることを確認する制度(随意契約参加 確認公募制度)を試行する。
- 福岡市公正入札監視委員会での 8 回の審議によるダブルチェック等
 総点検にあたっては、福岡市のすべての随意契約を自己点検し、社会的注目度が高いもの等を中心とした福岡市公正入札監視委員会の 8 回にわたる審議を通じたダブルチェックを経て、点検の公正性・実効性を確保した。また、公正入札監視委員会の意見書に記載された事項については、今後吟味し、十分検討する。

※出所：「随意契約総点検結果のポイント」

(6) 市の組織

市の組織（令和 2 年 4 月 1 日時点）は、次のとおりである。



※出所：「市ホームページ」から監査人作成

3 監査対象の選定

(1) 監査対象の選定方法

本報告書における監査のテーマである業務委託に関する財務事務の執行について、市が執行する業務委託は多岐にわたっているため、次のとおり監査対象を選定した。

ア 委託契約調査票による調査

市の業務委託の全体像及び各契約の概況を把握するため、次の条件を満たす業務委託契約の各所管部署に対して、「委託契約調査票」を配布し、記入を依頼した。ただし、指定管理者制度に係る契約については、平成 25 年度福岡市包括外部監査において指定管理者制度に関する事務の執行が監査テーマとなっているため、調査対象外としている。

<委託契約調査票の対象契約>

委託契約調査票の調査項目は次のとおりである。

<委託契約調査票の調査項目>

調査項目		記載内容
契約金額 100 万円超の契約	契約金額 80 万円超 100 万円以下の契約	
部局名	部局名	自由記入
所属名	所属名	自由記入
記入担当者	記入担当者	自由記入
電話番号	電話番号	自由記入
メールアドレス	メールアドレス	自由記入
令和元年度及び令和 2 年度で担当部署変更の有無	令和元年度及び令和 2 年度で担当部署変更の有無	選択（有／無）
契約件名	契約件名	自由記入
契約者名	契約者名	自由記入
契約締結日	契約締結日	自由記入
契約開始日	契約開始日	自由記入
契約終了日	契約終了日	自由記入
同一相手先との契約継続年数	同一相手先との契約継続年数	選択（令和元年度のみ（1 年間のみ）／平成 30 年度と令和元年度の 2 年間／令和元年度を含め 3 年以上）
予定価格	予定価格	自由記入
入札価格（≡当初契約額）(税込)	入札価格（≡当初契約額）(税込)	自由記入
落札率	落札率	自動計算（入札価格÷予定価

調査項目		記載内容
契約金額 100 万円超の契約	契約金額 80 万円超 100 万円以下の契約	
		格)
【契約変更の場合】最終契約額(税込)	【契約変更の場合】最終契約額(税込)	自由記入
予定価格の積算方法	予定価格の積算方法	選択(市職員が数量・市場価格等を調査し積算/過去の契約価格に基づく/参考見積書を取得(2者以上)/参考見積書を取得(1者のみ)/その他)
予定価格の公表状況	—	選択(事前公表/事後公表/非公表/その他)
最低制限価格の設定・公表の状況	—	選択(非設定/設定・非公表/設定・公表)
低入札価格調査基準価格の設定・公表の状況	—	選択(非設定/設定・非公表/設定・公表)
入札参加者(見積合せ者)の数	入札参加者(見積合せ者)の数	自由記入
入札結果・見積結果の公表の有無	—	選択(有/無)
契約価格の種類	—	選択(総価契約/単価契約/総価契約+単価契約/概算契約/その他)
契約方法	契約方法	選択(一般競争入札/指名競争入札/随意契約(競争見積合わせ)/特命随意契約/その他)
【随意契約の場合】随意契約の理由等	随意契約の理由等	自由記入
契約者の選定方法	—	選択(最低価格/総合評価方式/プロポーザル方式/コンペ方式/複数組合せ/その他)
複数年契約等であるか	複数年契約等であるか	選択(複数年契約ではない/長期継続契約/債務負担行為/継続費/その他)
契約期間中の契約変更(又は契約解除)の有無	契約期間中の契約変更(又は契約解除)の有無	選択(有/無)
予算区分	予算区分	選択(現年/明許繰越/事故繰越/その他)
【予算区分で「現年」以外の場合】繰越等の具体的理由	【予算区分で「現年」以外の場合】繰越等の具体的理由	自由記入
再委託の状況	再委託の状況	選択(再委託無/再委託有/把握していない・その他)

イ 詳細監査対象の選定

「ア 委託契約調査票による調査」の記載内容を踏まえ、主に次の視点から重要性が高いと考えられる業務委託契約を抽出し、詳細監査対象を選定した。ただし、既に福岡市監査委員による定期監査の対象となっている業務委託契約については、重複を避けるために詳細監査の対象外とした。また、新型コロナウイルス感染症への対応等に伴う業務量増加のため、監査対応が困難である特定の部局（こども未来局、保健福祉局、経済観光文化局、教育委員会及び各区役所の保健福祉センター）が所管する業務委託契約についても詳細監査の対象外とした。

<詳細監査対象の抽出における視点>

- ・ 契約金額の視点
例：契約金額が大きい／予定価格が非公表であるのに、落札率が 100%に近い／落札率が極端に低い
- ・ 委託先業者選定方法の視点
例：特命随意契約である／金額以外にも評価対象に含めている（総合評価方式、プロポーザル方式、コンペ方式）／類似の業務であるのに、部署間で選定方法が異なる／業務の専門性が高く、業者選定時に特定の専門知識が必要とされる
- ・ 委託先業者の視点
例：委託先業が市の外郭団体である／委託先業者が市民団体である／同一業者との契約が長期間継続している
- ・ その他の視点
例：再委託がある／過去の福岡市包括外部監査で指摘や意見があった契約である

なお、詳細監査の対象とした業務委託契約については、関連文書の閲覧及び所管部署に対する質問に先立ち、委託契約調査票に加えて次の項目の情報提供を各所管部署に依頼し、各契約の過年度からの推移を把握した。

<詳細監査における調査項目>

- 平成 29 年度から令和元年度までの各委託契約に関する次の項目（記載内容については、「①委託契約調査票による調査」の<委託契約調査票の調査項目>における「記載内容」に準じる）
- A. 契約件名／B. 契約者名／C. 契約開始日／D. 契約終了日／E. 契約方法
 - ／F. 予定価格／G. 入札価格・当初契約額（税込）／H. 落札率（= G/F）
 - ／I. 最終契約額（税込）／J. 入札参加者数・見積徴取者数

(2) 監査対象として選定した業務委託

「(1) 監査対象の選定方法」の「ア委託契約調査票による調査」及び「イ詳細監査対象の選定」における監査対象部署及び監査対象契約数は、次のとおりである。

<監査対象部署及び監査対象契約数>

部署	契約数 (※)		部署	契約数 (※)	
	①	②		①	②
会計室	4	1	東区役所	63	6
市長室	19	1	博多区役所	74	—
総務企画局	159	12	中央区役所	25	—
財政局	118	7	南区役所	67	7
市民局	157	11	城南区役所	30	6
こども未来局	183	—	早良区役所	58	—
保健福祉局	275	—	西区役所	78	6
環境局	286	21	消防局	73	8
経済観光文化局	223	—	水道局	231	17
農林水産局	151	11	交通局	76	6
住宅都市局	264	19	教育委員会事務局	517	—
道路下水道局	634	47	市選挙管理委員会事務局	52	4
港湾空港局	137	10	人事委員会事務局	3	—
			監査事務局	1	—
			議会事務局	6	1
			合計	3,964	201

(※) ①：委託契約調査票による調査対象とした業務委託契約

②：詳細監査の実施対象とした業務委託契約

また、「(1) 監査対象の選定方法 イ詳細監査対象の選定」の対象とした業務委託契約は、次のとおりである。

<詳細監査の実施対象とした業務委託契約>

No	部署	契約件名
会計室		
1	会計管理課	財務会計・庶務管理システムの機器更新対応業務委託
市長室		
広報戦略室		
2	広報課	福岡市ホームページ運用管理・保守業務委託
総務企画局		
ICT 戦略室		
3	情報システム課	平成 31 年度福岡市公共施設案内・予約システムサービスセンター運営業務委託
4	情報システム課	平成 31 年度ソフトウェアサポート (市税総合情報システム他 1 システム) 業務委託
5	情報システム課	全庁 OA システム運用支援業務委託
6	情報システム課	帳票「負担限度額認定証申請手続き」の変更対応に係る保健福祉総合システム変更開発業務委託
7	情報システム課	日常生活用具帳票の変更に係る保健福祉総合システム変更開発業務委託
8	ICT 戦略課	RPA 導入支援業務委託
9	ICT 戦略課	令和元年度マイナポイントを活用した消費活性化策の実施準備に係る業務委託
10	システム刷新課	ホストコンピュータ移転に伴うシステム移転作業等業務委託
企画調整部		
11	—	福岡のスタートアップエコシステムに関する現状分析業務委託

No	部署	契約件名
国際部		
12	国際政策課	G20 福岡財務大臣・中央銀行総裁会議 通行証制作及び申請受付発行業務委託
人事部		
13	人事課	庶務管理システム改修業務委託（人事給与システム刷新対応）
14	人事課	会計年度任用職員等システム構築業務委託
財政局		
財政部		
15	財政調整課	福岡市予算・決算システム運用管理・保守業務委託
財産有効活用部		
16	財産管理課	行政棟警備等委託
17	自動車管理事務所	福岡市庁用車運行管理システム再構築業務委託
18	自動車管理事務所	庁用車運行管理システム運用管理支援業務委託
税務部		
19	税制課	令和元年度 福岡市市税 RPA シナリオ作成等業務委託
20	課税企画課	個人市民税当初賦課事務の処理業務委託
アセットマネジメント推進部		
21	アセットマネジメント推進課	2019 年度市有建築物等の保全業務委託
市民局		
総務部		
22	区庁舎担当	博多区新庁舎整備等事業
23	区政課	福岡市中央区役所マイナンバーカード利用ブース設置業務委託
コミュニティ推進部		
24	コミュニティ推進課	共創プロジェクト推進業務委託
25	コミュニティ施設整備課	令和元年度 冷泉公民館外 44 館（博多区・城南区）建築物定期（劣化）点検業務委託
26	コミュニティ施設整備課	南当仁公民館・老人いこいの家複合施設改築工事設計業務委託
生活安全部		
27	防犯・交通安全課	交通安全啓発広報業務等委託
28	消費生活センター	若年者の消費者トラブル対策推進事業業務委託
防災・危機管理部		
29	防災推進課	福岡市災害対応支援システム保守業務委託
30	防災推進課	福岡市防災気象情報システム改修業務委託（量水標及び水位計更新等）
スポーツ推進部		
31	スポーツ推進課	スポーツ大会等 PR 業務委託
32	スポーツ施設課	福岡市総合体育館整備運営事業モニタリング等支援業務委託（平成 31 年度分）
環境局		
環境政策部		
33	環境政策課	2019 年度環境わくわく出前授業（指導者向け講座）業務委託
環境監理部		
34	環境調整課	平成 31 年度博多湾環境保全計画に係るモニタリング業務
35	環境保全課	平成 31 年度福岡市 PM2.5 ダイアル運営管理・保守業務委託
循環型社会推進部		
36	家庭ごみ減量推進課	Web マップの更新及び資源物回収早わかりマップ版下作成業務委託
37	家庭ごみ減量推進課	福岡市臨海リサイクルプラザ（臨海 3R ステーション）事業企画運営業務委託
38	家庭ごみ減量推進課	ポイ捨て防止及びごみ減量 PR 業務委託
39	家庭ごみ減量推進課	福岡市家庭系廃蛍光管等再資源化業務委託
40	事業系ごみ減量推進課	「もったいない！食べ残しをなくそう福岡エコ運動」広報等業務委託
41	事業系ごみ減量推進課	「福岡市事業系ごみ資源化情報発信サイト」コンテンツ移行等業務委託
42	収集管理課	可燃性ごみ収集運搬業務委託 その 13
43	収集管理課	可燃性ごみ収集運搬業務委託 その 14

No	部署	契約件名
44	収集管理課	不燃性ごみ収集運搬業務委託 その1
45	収集管理課	福岡市し尿収集運搬業務委託
46	収集管理課	福岡市家庭系ごみ処理手数料徴収事務委託
47	収集管理課	平成31年度福岡市粗大ごみ収集運搬業務委託(南区)
48	収集管理課	福岡市粗大ごみ受付センター業務等委託
施設部		
49	管理課	自己搬入ごみ事前受付センター業務等委託
50	施設課	西部汚水処理場 運転業務委託
51	西部工場	西部工場 焼却炉内等点検委託
52	臨海工場	臨海工場建物清掃業務委託
53	クリーンパーク・東部	東部埋立場埋立業務委託
農林水産局		
総務農林部		
54	政策企画課	スマート農業推進事業のワークショップ等運営業務委託
55	農業振興課	ふくおかさん家のうまかもん事業者認定事業支援及び広報業務委託
56	農業振興課	花畑園芸公園レストハウス外壁改修工事実施設計業務委託
57	農業施設課	早良区重留5丁目地内山田池外1箇所取水施設清掃業務委託
水産部		
58	水産振興課	福岡市水産物販路拡大業務委託
中央卸売市場		
59	鮮魚市場	福岡市鮮魚市場市場会館等施設管理業務委託
60	鮮魚市場	鮮魚市場内東用地試験調査業務委託
61	鮮魚市場	鮮魚市場西卸売場棟等電力量計器更新業務委託
62	鮮魚市場	鮮魚市場会館電力量計器更新業務委託
63	鮮魚市場	鮮魚市場西卸売場棟量水器更新業務委託
64	食肉市場	食肉市場維持管理等業務委託
住宅都市局		
住宅部		
65	住宅計画課	福岡市セーフティネット住宅入居支援モデル事業制度要綱制定補助等業務委託
66	住宅建設課	令和元年度公営住宅(箱崎ふ頭住宅)新築工事外実施設計業務委託
67	住宅管理課	福岡市営住宅の指定管理者公募に係るアドバイザー業務委託
68	住宅管理課	福岡市営浜松住宅の管理運営業務委託
69	住宅管理課	福岡市営住宅管理電算システム運用・保守業務委託
建築指導部		
70	監察指導課	平成31年度特定建築物等定期報告業務委託
地域まちづくり推進部		
71	都市景観室	違反広告物除却等作業委託
72	都市景観室	違反広告物除却作業委託
都心創生部		
73	ウォーターフロント再整備推進課	平成31年度ウォーターフロント地区再整備事業(中央ふ頭西側・基部エリア)に係るアドバイザー業務委託
九大まちづくり推進部		
74	イノベーション推進・Smart EAST 担当	Fukuoka Smart East 推進に必要な機能要件等検討業務委託
香椎振興整備事務所		
75	商業対策課	「香椎駅周辺地区の情報発信」に関する街路灯バナー製作業務委託
花とみどりのまち推進部		
76	みどり運営課	2019年度 福岡市街路樹等維持管理・整備委託
77	みどり活用課	マレーシアイポー市姉妹都市庭園部分再整備工事等技術支援業務委託
78	みどり整備課	福岡市合葬墓等整備工事実施設計業務委託
79	動物園	動物園夜間警備等業務委託
80	動物園	福岡市動植物園管理等委託
81	動物園	福岡市動物園園内マップデザイン改訂業務委託
82	植物園	植物園夜間警備等業務委託

No	部署	契約件名
83	植物園	福岡市動植物園再生事業 植物園エントランス基本設計等業務委託
道路下水道局		
総務部		
84	総務課	「下水道フェア福岡2019」業務委託
85	下水道経営企画課	福岡市下水道PR施設リニューアル業務委託
86	経理課	下水道事業財務会計システム運用管理・保守業務委託
87	経理課	収納情報作成及び収納消込データ整理編集業務委託
88	下水道料金課	下水道料金総合情報システム運用管理・保守委託
管理部		
89	自転車課	藤崎駅自転車駐車場整備検討業務委託
90	自転車課	博多口地下駐輪場外2箇所に係る駐輪場管理システム等改修業務委託
91	自転車課	放置自転車対策業務委託
92	道路維持課	平成31年度福岡市陳情兼パトロール受付システム保守管理業務委託
93	道路維持課	平成31年度福岡市道路施設アセットマネジメントシステム保守管理業務委託
94	道路維持課	平成31年度道路維持管理システム保守管理業務委託
95	道路維持課	令和元年度路面下空洞調査点検業務委託
96	道路維持課	福岡市道路施設アセットマネジメントシステム点検調査登録業務委託
97	道路維持課	令和元年度道路維持管理システムデータ等更新業務委託
98	道路維持課	令和元年度福岡市橋梁定期点検業務委託(その7)
99	下水道管理課	処理区域内下水道管清掃業務委託
100	下水道管理課	蒲田汚泥処理場管理業務委託
101	下水道管理課	単価契約 排水設備完了検査業務委託
計画部		
102	道路計画課	令和元年度 福岡市主要渋滞箇所等対策検討業務委託
103	下水道事業調整課	平成31年度 工事台帳システム保守委託
建設部		
104	建設推進課	主要地方道福岡志摩前原線(大字小田)外1路線道路改良検討業務委託
105	東部道路課	都市計画道路国道3号線(板付)道路詳細修正設計業務委託
106	東部道路課	一般県道町川原福岡線(下原)道路詳細設計修正業務委託
107	西部道路課	市道千代今宿線(興徳寺橋)交通量調査業務委託
108	中部下水道課	中部9号幹線外シールド掘進機等価格調査業務委託
109	西部下水道課	周船寺第1雨水幹線分水施設水理検討業務委託
下水道施設部		
110	施設管理課	下水道施設保全業務等委託
111	施設整備課	下水道機器(機械・電気設備)価格調査業務委託
112	東部水処理センター	東部水処理センター外機器の運転保守等業務委託
113	東部水処理センター	東部水処理センター2号排ガス設備定期点検業務委託
114	東部水処理センター	東部水処理センター2号焼却炉設備定期点検業務委託
115	東部水処理センター	東部水処理センター1号焼却炉設備定期点検業務委託
116	中部水処理センター	中部水処理センター監視制御システム保守点検業務委託
117	中部水処理センター	中部水処理センター再生水処理施設監視制御システム保守点検業務委託
118	中部水処理センター	中部水処理センター脱水汚泥処理処分(大牟田市)業務委託
119	中部水処理センター	高宮ポンプ場外2箇所ディーゼルエンジン点検業務委託
120	中部水処理センター	博多駅東ポンプ場外4箇所エンジン点検業務委託
121	西部水処理センター	西部水処理センター外機器の運転保守業務委託
122	西部水処理センター	西部水処理センター水処理計装設備外点検業務委託
123	西部水処理センター	西部水処理センター汚泥処理計装設備外点検業務委託
124	西部水処理センター	新西部水処理センター外機器の運転保守業務委託
125	西部水処理センター	西部水処理センター汚泥焼却設備点検業務委託
126	西部水処理センター	姪の浜ポンプ場外1箇所計装設備点検業務委託
127	和白水処理センター	和白水処理センター外機器の運転保守業務委託
128	和白水処理センター	西戸崎水処理センター外機器の運転保守業務委託
129	和白水処理センター	和白水処理センター第2回廃脱硫剤処理処分業務委託

No	部署	契約件名
用地部		
130	中部用地課	都市計画道路野間屋形原線（花畑）道路新設事業用地調査等業務委託 その4
港湾空港局		
総務部		
131	客船事務所	客船事務所旅客待合所無料公衆無線 LAN 環境整備業務委託
港湾振興部		
132	港営課	博多港港湾施設維持修繕等業務委託
133	物流推進課	博多港港湾情報システム運用保守業務委託
134	クルーズ支援課	クルーズ受入業務委託
港湾計画部		
135	再整備計画課	平成 31 年度ウォーターフロント地区港湾機能強化に係るアドバイザー業務委託
136	再整備計画課	中央ふ頭再編に係る国際旅客施設等整備検討業務委託
港湾建設部		
137	維持課	2019 年度臨港地区内ごみ搬出業務（臨時）委託（単価契約）
138	施設課	アイランドシティ地区コンテナクレーン IC-5 号機 C2 岸壁延伸部乗入 検討業務委託
139	施設課	須崎ふ頭地区アンローダ 4 号機健全度調査業務委託
空港振興部		
140	空港企画課	福岡空港アウトバウンド情報発信プラットフォーム構築業務委託
東区役所		
総務部		
141	総務課	東区役所本館・別館空調設備保守点検業務委託
142	総務課	旧東市民センター管理運営業務委託
143	総務課	東区役所警備等業務委託
144	地域支援課	馬出公民館外 32 館清掃業務委託
地域整備部		
145	維持管理課	平成 31 年度東区公園等除草業務委託
146	維持管理課	単価契約平成 31 年度東区公園等管理業務委託（その 2）
南区役所		
総務部		
147	総務課	南区役所警備等業務委託
地域整備部		
148	維持管理課	単価契約南区管内 道路維持委託（暗渠清掃・緊急処理・安全対策）
149	維持管理課	南区管内 管渠委託（スクリーン管理）上期
150	維持管理課	南区管内 管渠委託（スクリーン管理）下期
151	維持管理課	単価契約南区管内 河川水路維持委託（水路除草）
152	維持管理課	県道福岡筑紫野線塩原排水ポンプ外 1 箇所管理業務委託
153	維持管理課	平成 31 年度 南区公園等除草清掃業務委託
城南区役所		
総務部		
154	総務課	城南区役所・水道局合同庁舎 庁舎管理等業務委託
155	企画共創課	油山ハイキングコース清掃・草刈等業務委託
地域整備部		
156	維持管理課	単価契約 城南区管内 道路維持委託（暗渠清掃・緊急処理・安全対策）
157	維持管理課	単価契約 城南区管内 管渠維持委託（TV カメラ・目視調査）
158	維持管理課	城南区管内 管渠維持委託（スクリーン管理）上期
159	維持管理課	城南区管内 管渠維持委託（スクリーン管理）下期
西区役所		
総務部		
160	総務課	西区役所庁舎管理等業務委託
地域整備部		
161	管理調整課	平成 31 年度西区公園等除草清掃業務委託
162	土木第 1 課	生松台 3141 号線外 1 路線樹木撤去委託

No	部署	契約件名
163	土木第1課	西区小戸4丁目地内外23箇所管渠維持委託(スクリーン管理)上期
164	土木第1課	西区小戸4丁目地内外23箇所管渠維持委託(スクリーン管理)下期
165	土木第2課	単価契約西区西部出張所管内道路維持委託(暗渠清掃・緊急処理・安全対策)
消防局		
総務部		
166	職員課	消防職員のB型肝炎予防ワクチン接種委託
167	管理課	福岡市消防局本部外33施設点検業務委託
168	管理課	中央消防署平尾出張所移転改築工事基本設計業務委託
警防部		
169	消防航空隊	ヘリコプター(JA08FC及びJA18AR)保守点検に係る委託
情報指令部		
170	情報管理課	指令管制情報システム保守業務及び技術者常駐等委託
171	情報管理課	消防局署活動用携帯無線機等保守点検業務委託
172	情報管理課	消防車両更新及び配置換えに伴う車載端末装置載替え業務委託その2
予防部		
173	防災センター	福岡市民防災センターインストラクター派遣業務委託
水道局		
総務部		
174	経営企画課	平成31年度福岡市水道事業に関する業務委託
175	経理課	水道設備保全業務委託
176	営業企画課	料金系システム支援業務委託
177	営業企画課	データエントリ業務委託
178	営業企画課	情報系サーバ機器更新業務委託
179	営業企画課	福岡市水道局受付管理(CRM)システム導入関係業務委託
180	営業企画課	通水・転居清算システム再構築業務委託
181	営業企画課	情報システム系帳票等作成印字加工業務委託
182	営業企画課	福岡市水道料金等・徴収業務(東部ブロック)委託
183	営業管理課	平成31年度転居清算業務等委託I
計画部		
184	流域連携課	作業道飯場線付替え検討業務委託
浄水部		
185	浄水調整課	五ヶ山ダム用地の価格水準調査等業務委託
186	多々良浄水場	多々良浄水場計装設備点検業務委託
187	夫婦石浄水場	夫婦石浄水場外計装設備点検業務委託
保全部		
188	保全課	大口径仕切弁保守点検業務委託(詳細点検)
189	保全課	減圧弁保守点検業務委託 その1
190	節水推進課	給水装置工事現場調査業務委託
交通局		
総務部		
191	総務課	福岡市交通局所有建築物等保全業務委託
192	営業課	HP管理運営等業務委託
運輸部		
193	乗客サービス課	福岡市地下鉄貝塚管区駅業務委託
194	乗客サービス課	福岡市地下鉄博多管区駅業務委託
195	乗客サービス課	天神駅ほか環境管理業務委託
196	乗客サービス課	呉服町駅ほか環境管理業務委託
市選挙管理委員会事務局		
197	選挙課	広報車運行等業務委託
198	選挙課	東区統一地方選挙ポスター掲示場撤去等業務委託
199	選挙課	選挙公報等の配布業務委託
200	選挙課	期日前・不在者投票システム、開票集計システム運用等業務委託
議会事務局		
201	調査法制課	福岡市議会史編さん等業務委託

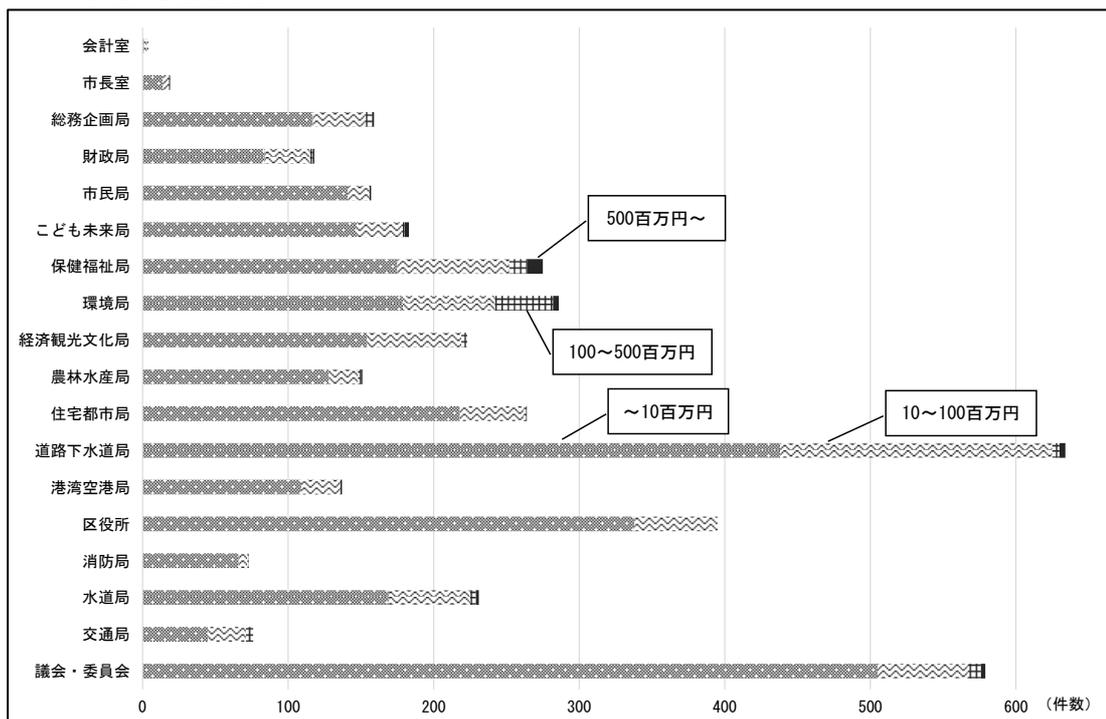
(3) 委託契約調査票から見た市委託契約の傾向

「(1) 監査対象の選定方法」の「ア委託契約調査票による調査」における市からの回答に基づき分析を行ったところ、市の業務委託契約について次の傾向がみられた。

部局別契約件数の内訳は次のとおりであり、各部局の契約件数に関し、各契約の当初契約額の大きさに応じて4つ（10 百万円以下、10 百万円超 100 百万円以下、100 百万円超 500 百万円以下、500 百万円超）に区分している。

契約件数については、道路、橋梁、下水道設備関連の工事や点検等の業務が多数ある道路下水道局の件数が最も多い。また、いずれの部局においても10 百万円以下の契約が多数を占めている。

＜部局別契約件数＞

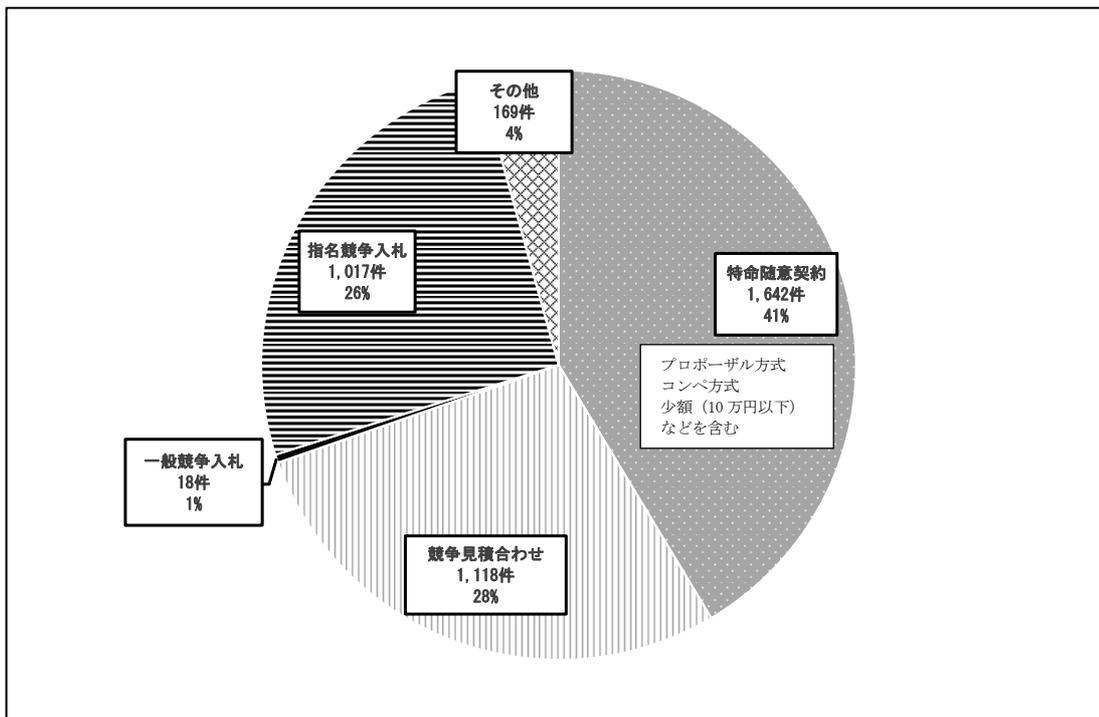


※出所：「委託契約調査票」から監査人作成

契約方法別の契約件数及び当初契約金額は次のとおりである。

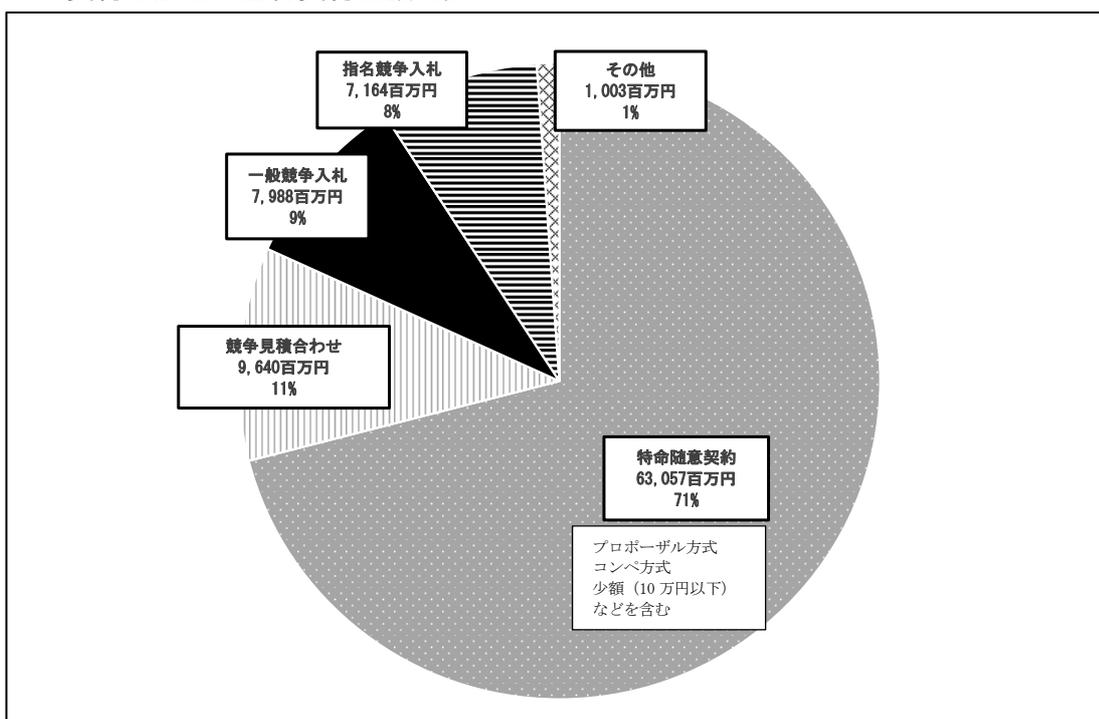
件数、当初契約金額いずれにおいても特命随意契約の割合が最も大きく、次いで競争見積合わせ（随意契約）が大きいという結果となった。特命随意契約の中には、プロポーザル方式の実施等により選定された業者との特命随意契約も多数含まれるため、当該結果を以って直ちに問題点があると指摘するものではない。ただし、地方自治法上の原則的な方法である一般競争入札の割合が低いことも踏まえ、市は、契約方法の公正性及び経済性について、今後も留意する必要があるといえる。

＜契約方法別の契約件数内訳＞



※出所：「委託契約調査票」から監査人作成

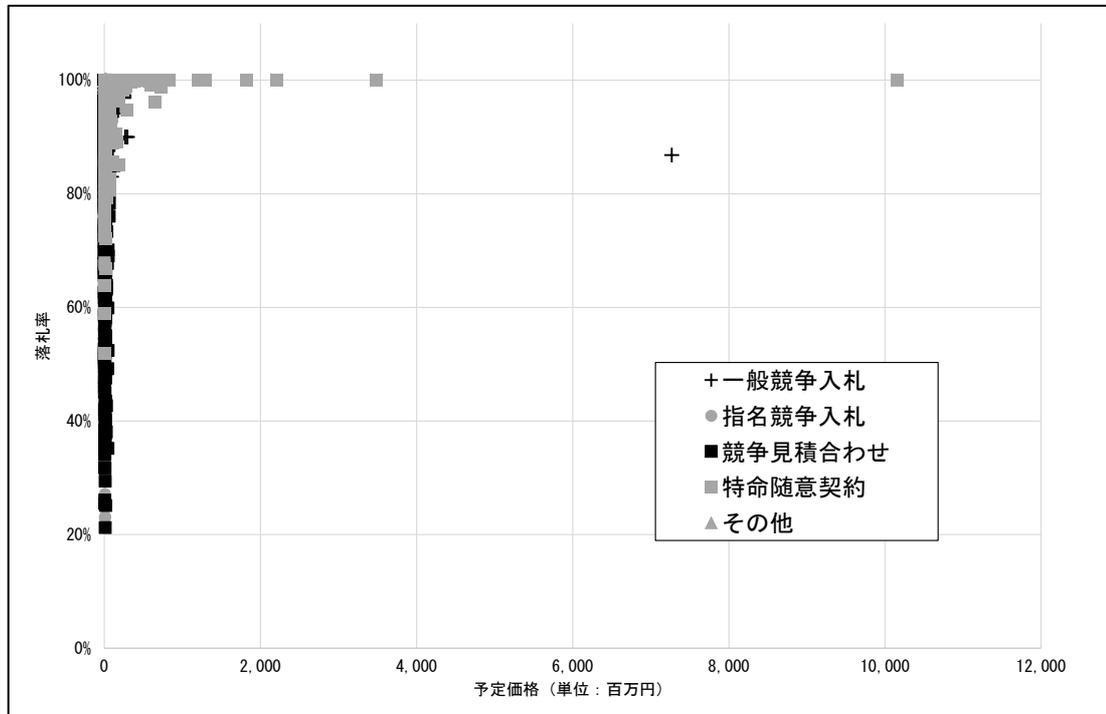
＜契約方法別の当初契約金額内訳＞



※出所：「委託契約調査票」から監査人作成

予定価格と落札率の関係を契約別にプロットした散布図は、次のとおりである。予定価格が大きい金額については特命随意契約が多く、その大部分は落札率が100%に近づいている。これは、規模の大きい事業については金額以外の要素も評価対象となりやすく、プロポーザル方式による特命随意契約が多くなり、また、プロポーザル方式においては募集段階で見積金額の上限が公表されていることが多いためと考えられる。

<契約方法別の予定価格と落札率の関係>



※出所：「委託契約調査票」から監査人作成

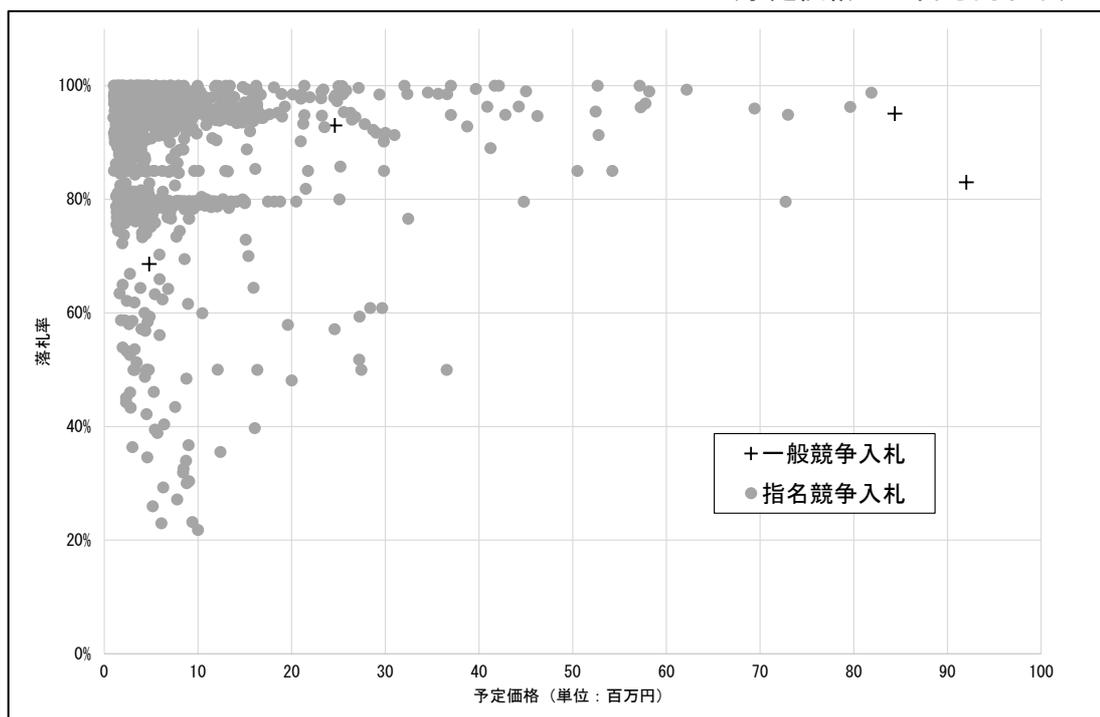
さらに、契約件数が集中している予定価格 100 百万円以下の部分について、契約方法別に拡大した散布図が次のとおりである。

一般競争入札及び指名競争入札による契約については、落札率 80～100%に集中している。特に、①高い落札率が継続している、②入札参加者の入札金額が特定の金額に極端に偏っている等の条件を満たす契約については、入札談合の可能性も踏まえ、留意する必要がある。

また、指名競争入札については、特に予定価格 20 百万円以下の契約については、落札率にばらつきが見られた。落札率が 40%を下回る契約も複数あるため、低落札率の契約についてはその要因を分析し、予定価格が適正かどうかについて留意する必要がある。

＜一般競争入札及び指名競争入札による契約の予定価格と落札率の関係

(予定価格 100 百万円以下) >

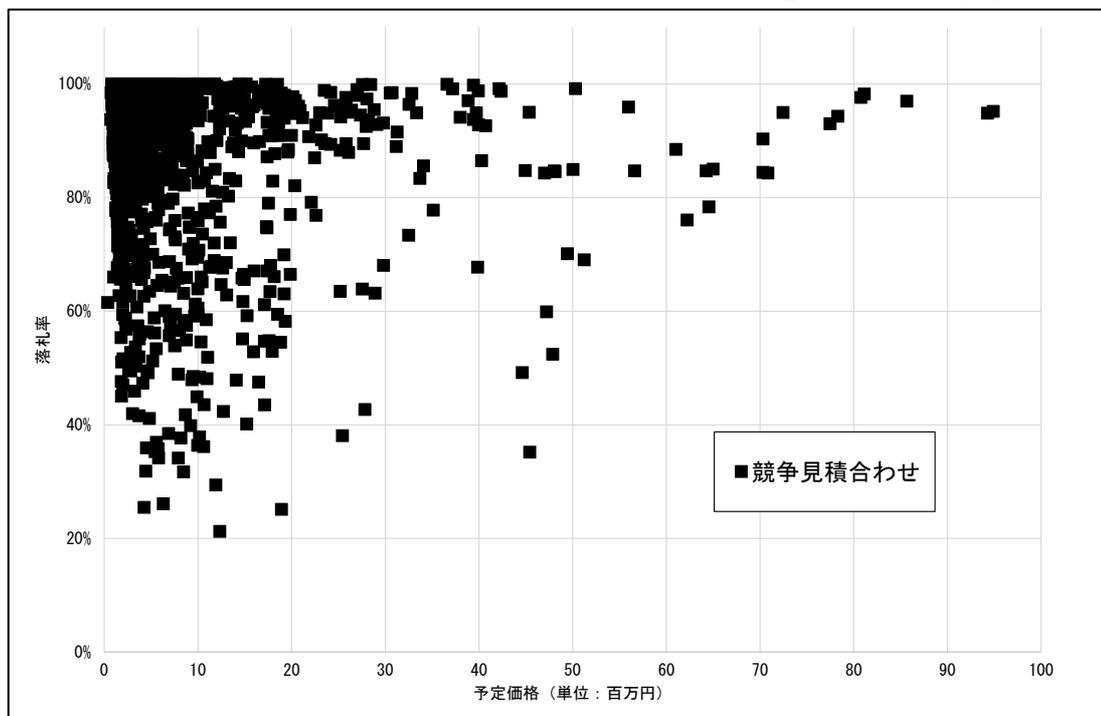


※出所：「委託契約調査票」から監査人作成

次に、競争見積合わせ（随意契約）による契約についても、落札率 80～100%に集中しているが、予定価格が小さくなるほど低落札率の契約が多くなるという傾向が見られた。これは、規模の小さい業務委託契約の予定価格設定に当たっては、1者のみから取得した参考見積書等に依拠することも多く、予定価格と落札金額との乖離が生じやすいといった状況が想定される。一般競争入札及び指名競争入札による契約同様、特に低落札率の契約についてはその要因を分析し、予定価格が適正かどうかについて留意する必要がある。

＜競争見積合わせ（随意契約）による契約の予定価格と落札率の関係

（予定価格 100 百万円以下）＞

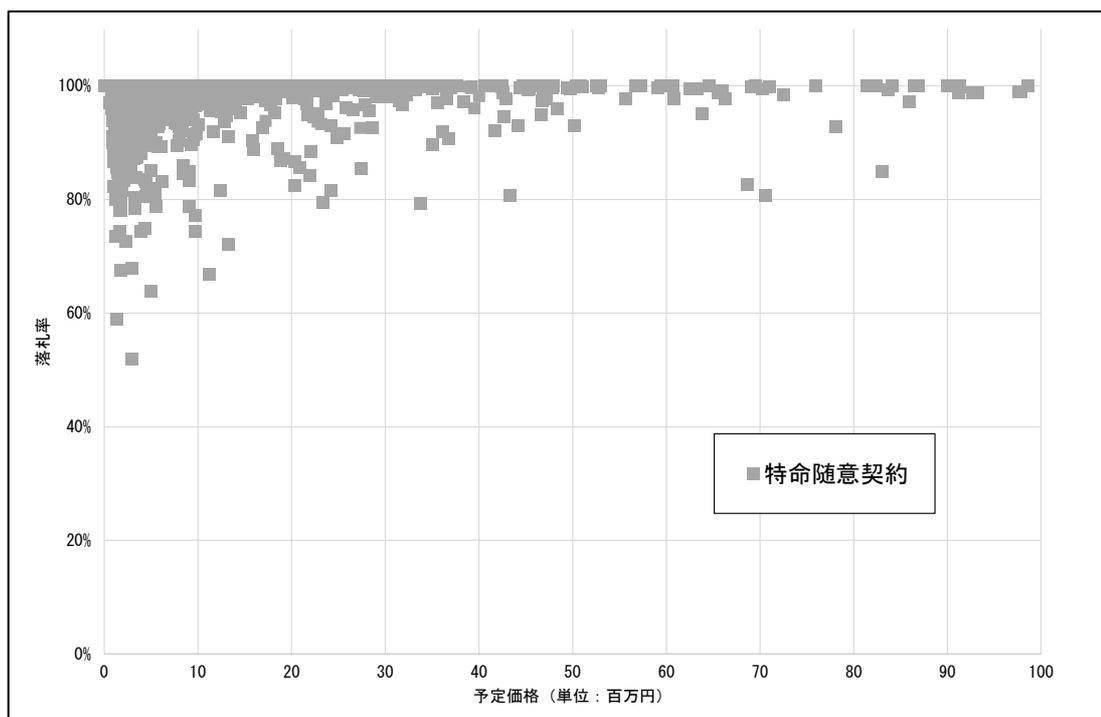


※出所：「委託契約調査票」から監査人作成

特命随意契約による契約については、その大部分が落札率 80～100%に集中しており、その他の契約方法と比較して落札率のばらつきが小さい。これは、①予定価格の設定に当たり、委託予定先業者の参考見積書や過年度の契約金額に依拠せざるを得ないケースがあることや、②プロポーザル方式による業者選定において、予定価格が事前公表されるケースがあること等の事情が考えられる。特命随意契約における予定価格の設定に当たっては、実例価格の調査や他部署への照会等、情報収集に努め、特に適正な金額設定に努める必要がある。

<特命随意契約による契約の予定価格と落札率の関係

(予定価格 100 百万円以下) >



第3 監査の視点及び実施した監査手続

1 監査の視点

本監査は「第1 監査の概要 4 監査の方法 (3) 監査の視点」に記載したとおり、「合規性」「有効性」「経済性及び効率性」並びに「説明責任及び透明性」の4つの監査の視点に基づき監査を実施した。

包括外部監査は、地方自治法に基づき実施されるものであるため「合規性」の視点を持ち、また、いわゆる3E(有効性(Effectiveness)、経済性(Economy)、効率性(Efficiency))の視点を持って監査を行うべきことは論を待たないところである。

本監査では、これらに加えて「説明責任及び透明性」という監査の視点の保持を特に意識した。なぜなら、地方公共団体における行政運営においては、市民のために限られた財源を真に必要な事業等に投下する必要がある、そのためには意思決定の結果のみならず、意思決定の過程の明確性、当該過程に係る文書保存による検証可能性が重要と考えたためである。

この「合規性」「有効性」「経済性及び効率性」並びに「説明責任及び透明性」の視点に基づく監査を実施するためには、業務委託に関する財務事務の内容を理解するとともに、理解した内容に応じてどのようなリスクや課題が生じるかを意識して監査する必要がある。

このため、業務委託に関する財務事務について PDCA サイクルを想定して各業務プロセスに分解するとともに、分解した業務プロセスごとにより具体的な監査の視点を設定し、これに基づき「第2 監査対象の概要 3 監査対象の選定 (2) 監査対象として選定した業務委託」で選定した監査対象に対して詳細監査を実施した。

業務プロセスごとに設定した監査の視点は、次のとおりである。

<業務プロセスごとの具体的な監査の視点>

業務プロセス	具体的な監査の視点
Plan(計画) ・業務委託実施の意思決定 ・仕様書、設計書、予定価格等の作成 ・選定方法の決定、選定手続の実施	合規性 ・ Plan (計画) に関する各種業務は法令等に準拠して実施されているか。 ・ 事業実施の必要性がないにもかかわらず、委託を実施していないか。 ・ 決裁文書で引用条文を誤っていないか。 ・ 随意契約を締結するための条件を満たしているか。 ・ 設計書の積算は誤っていないか。 ・ 予定価格は適切に作成されているか。 ・ 談合等は発生していないか。
	有効性 ・ 事業実施の必要性は検討されているか。 ・ 事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために効果的か。 ・ 業務委託の範囲や単位は適切か。 ・ 仕様書の内容は明確か。 ・ 選定方法は事業の目的や趣旨に沿って適切か。 ・ 指名業者は定期的に見直されているか。
	経済性及び効率性 ・ 競争性は担保されているか。 ・ 設計書の積算及び予定価格の作成は、経済性及び効率性が検討されているか。 ・ 単価契約において予定数量等は仕様書等で明示されているか。 ・ 選定時に、初期費用だけでなくランニングコストも考慮されているか。
	説明責任及び透明性 ・ Plan (計画) に関する各種業務について結果だけでなく、根拠や検討プ

業務プロセス	具体的な監査の視点
	<p>ロセス等についても文書化されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文書は適切に保管されているか。 ・ 入札結果等は公表されているか。透明性は確保されているか。 ・ 委託先の選定過程、選定理由は適切に文書化されているか。 ・ 落札率が低すぎる場合に、事後検証されているか。
<p>Do（実行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約締結手続 ・ 契約変更手続 ・ 再委託承諾手続 ・ 業務委託の執行管理 	<p>合規性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Do（実行）に関する各種業務は法令等に準拠して実施されているか。 ・ 契約書の様式や文言に誤り、不足、不整合等はないか。 ・ 変更契約手続は適切に実施されているか。 ・ 収入印紙の貼付は適切か。 ・ 個人情報の取扱いは適切か。 ・ 委託業務の人員に関する本人確認書類は不足していないか。 ・ 再委託の承諾ルールは明確か。ルールは遵守されているか。 ・ 契約額、支払額等に誤りはないか。 ・ 概算払、前払金の支払ルールは明確か。ルールは遵守されているか。 ・ 契約保証金免除のルールは明確か。ルールは遵守されているか。 <p>有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務実施に当たり、目的は達成されているか。 ・ 委託先が個人、任意団体等である場合、業務執行体制等に問題は生じていないか。 ・ 再委託の事業割合は大きすぎないか。 <p>経済性及び効率性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務実施に当たり、経済性及び効率性は検討されているか。 ・ 業務委託の性質が財政援助に近い場合、経済性は検討されているか。 <p>説明責任及び透明性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Do（実行）に関する各種業務について、結果だけでなく根拠や検討プロセス等についても文書化されているか。 ・ 文書は適切に保管されているか。 ・ 契約額が変更になった理由、経緯は文書化されているか。
<p>Check（評価）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務委託の履行確認 ・ 業務委託実施後の評価 	<p>合規性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Check（評価）に関する各種業務は法令等に準拠して実施されているか。 ・ 履行確認は適切に実施されているか。 ・ 月次報告、年次報告は契約書や仕様書に則っているか。 <p>有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業に関する目標は設定されているか。 ・ 成果の把握方法は事前に整理されているか。 ・ 事業に関する成果は把握され、評価されているか。 <p>経済性及び効率性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託料の精算額は、経済性及び効率性の観点から問題ないか。 ・ 委託料の精算額は、適切に検証されているか。必要に講じて実地検査等を行なっているか。 <p>説明責任及び透明性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Check（評価）に関する各種業務について結果だけでなく、根拠や検討プロセス等についても文書化されているか。 ・ 文書は適切に保管されているか。

業務プロセス	具体的な監査の視点
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 履行確認の文書化は適切に実施されているか。 ・ 事業に関する成果は公表されているか。
Action (改善) ・ 次年度への改善、他部局への反映 ・ 情報公開	合規性
	<ul style="list-style-type: none"> ・ Action (改善) に関する各種業務は法令等に準拠して実施されているか。
	有効性
	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査等が実施された場合、調査等の結果に基づく改善策は実施されているか。 ・ 事業の実施結果が事業目標を下回った場合、対策は検討されているか。また、大きく下回った場合、事業廃止を検討すべきではないか。
	経済性及び効率性
<ul style="list-style-type: none"> ・ 当初事業計画と実績に大きな乖離がある場合、次年度の仕様書作成等に活かされているか。 	
説明責任及び透明性	
<ul style="list-style-type: none"> ・ Action (改善) に関する各種業務について、結果だけでなく根拠や検討プロセス等についても文書化されているか。 ・ 文書は適切に保管されているか。 ・ 情報公開は適切に実施されているか。 	

2 実施した監査手続

「1 監査の視点」を踏まえ、次の手順で監査手続を実施した。

(1) 概要の把握

公表されている業務委託に関する各種規程、ガイドライン、近年の市の取組資料等を閲覧した。また、業務委託の概要を把握するために、各所管部署から概要を整理した資料や業務委託の実績データを入手した。

(2) 監査対象の選定

本報告書における監査のテーマである業務委託に関する財務事務の執行について、市が執行する業務委託は多岐にわたっているため、監査対象を選定した。具体的な監査対象の選定方法は、「第2 監査対象の概要 3 監査対象の選定」に記載している。

(3) 詳細監査対象とした業務委託の各所管部署に対する調査

詳細監査対象とした業務委託に関する財務事務について、関連する文書の査閲及び所管部署の担当者への質問を行い、関係法令等への準拠性を始め各監査の視点について検討した。

3 監査の実施状況

「2 実施した監査手続」に記載した監査手続を、次のとおり実施した。

<監査の実施状況>

実施期日	項目	対象部局等
7月30日、 8月4日、6日、11日、14日、21日、22日、24日～28日	概要の把握	会計室、市長室、総務企画局、財政局、市民局、こども未来局、保健福祉局、環境局、経済観光文化局、農林水産局、住宅都市局、道路下水道局、港湾空港局、東区役所、博多区役所、中央区役所、南区役所、城南区役所、早良区役所、西区役所、消防局、水道局、交通局、教育委員会事務局、市選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、議会事務局
9月8日～11日	監査対象選定	会計室、市長室、総務企画局、財政局、市民局、環境局、農林水産局、住宅都市局、道路下水道局、港湾空港局、東区役所、南区役所、城南区役所、西区役所、消防局、水道局、交通局、市選挙管理委員会事務局、議会事務局
9月30日～ 10月30日	所管部署調査	会計室、市長室、総務企画局、財政局、市民局、環境局、農林水産局、住宅都市局、道路下水道局、港湾空港局、消防局、水道局、交通局、市選挙管理委員会事務局、議会事務局
11月2日	所管部署調査	東区役所
11月4日	所管部署調査	西区役所
11月5日	所管部署調査	南区役所
11月11日	所管部署調査	城南区役所

第4 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

1 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要

本報告書では、「合規性」「有効性」「経済性及び効率性」並びに「説明責任及び透明性」の4つの監査の視点を基本として、業務委託に関する財務事務について PDCA サイクルを想定して各業務プロセスに分解するとともに、分解した業務プロセスごとに、より具体的な監査の視点を設定し監査を実施した。

監査対象については、市が執行する業務委託が多岐にわたっているため、市の業務委託の全体像及び各契約の概況を把握するために委託契約調査票で調査した上で契約金額や委託先業者選定方法等を考慮し、重要性が高いと考えられる業務委託契約を抽出して詳細監査対象とした。

本報告書における監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（以下「監査の結果及び意見」という。）は、業務委託全般に係るものと監査した個別の業務委託に係るものがあることから、業務委託全般に係るものは「2 監査の結果及び意見（総論）」に記載し、個別の業務委託に係るものは「3 監査の結果及び意見（各論）」に記載している。

また、監査の結果及び意見の区分は、次のとおり整理している。

<結果及び意見の区分>

区分	内容
結果	法令、条例、規則等に反していると判断される事項や社会通念上著しく適切性を欠き不当と判断される事項。
意見	結果には該当しないが、監査人が改善や検討が必要と認めて述べる事項。

さらに、監査の結果及び意見の記載に当たっては、各結果又は意見を記載した項目の下に、業務プロセスと監査の視点を記載した。これは、発見された事項が業務プロセスのどの段階で発生したものであり、かつ、どのような監査の視点から発見されたのかを明確にすることで、市に対してリスクや課題の発生個所や発生原因を伝達し、適切な措置等の検討に資することを期待するとともに、市民を始めとする本報告書の読者の理解に資することを意識したものである。

なお、監査対象とした業務委託について、特段の結果又は意見がない場合でも監査実施の網羅性を図る観点から「3 監査の結果及び意見（各論）」において、結果又は意見がない旨を記載した。

(1) 監査の結果及び意見の件数

本報告書に記載した監査の結果及び意見の件数は、次のとおりである。

<監査の結果及び意見の件数>

区分	結果	意見
監査の結果及び意見（総論）	1件	5件
監査の結果及び意見（各論）	92件	87件
計	93件	92件

(2) 監査の結果及び意見の一覧

本報告書に記載した監査の結果及び意見の一覧は、次のとおりである。

＜監査の結果及び意見の一覧（総論）＞

区分		結果及び意見の項目
結果	意見	
●		予定価格に係る非公表理由の明確化について
	●	契約に係る情報公開の拡充の検討について
	●	プロポーザル等実施に係る要綱や運用基準等の設置について
	●	随意契約ガイドラインの記載内容の明確化について
	●	随意契約における参加者の有無を確認する公募手続（試行）の効果測定について
	●	「業務委託契約における再委託の運用基準」の周知徹底及び見直しについて

＜監査の結果及び意見の一覧（各論）＞

部署	契約件名	区分		結果及び意見の項目
		結果	意見	
総務企画局				
ICT 戦略室情報システム課	平成 31 年度福岡市公共施設案内・予約システムサービスセンター運營業務委託		●	トータルコストの視点の導入について
	帳票「負担限度額認定証申請手続き」の変更対応に係る保健福祉総合システム変更開発業務委託		●	特命随意契約における新規委託チェックリスト利用の可否の検討について
	日常生活用具帳票の変更に係る保健福祉総合システム変更開発業務委託		●	特命随意契約における新規委託チェックリスト利用の可否の検討について
ICT 戦略室 ICT 戦略課	令和元年度マイナポイントを活用した消費活性化策の実施準備に係る業務委託	●		再委託承諾申請書の正確な記載について
企画調整部	福岡のスタートアップエコシステムに関する現状分析業務委託		●	特命随意契約に至った経緯の記載について
			●	業者選定時における競争性の確保について
			●	アンケート調査に係る前提条件の検証について
人事部人事課	庶務管理システム改修業務委託（人事給与システム刷新対応）	●		再委託の相手方に関する網羅的な情報入手及び適正な審査の実施について
	会計年度任用職員等システム構築業務委託	●		再委託の相手方に関する網羅的な情報入手及び適正な審査の実施について
財政局				
財政部財政調整課	福岡市予算・決算システム運用管理・保守業務委託	●		再委託の相手方に関する網羅的な情報入手及び適正な審査の実施について

部署	契約件名	区分		結果及び意見の項目
		結果	意見	
財産有効活用部 財産管理課	行政棟警備等委託	●		予定価格の適切な作成について
財産有効活用部 自動車管理事務所	庁用車運行管理システム運用管理支援業務委託	●		再委託の相手方に関する網羅的な情報入手及び適正な審査の実施について
			●	予定工数と実績工数の比較等による業務実績の事後検証について
アセットマネジメント推進部 アセットマネジメント推進課	2019年度市有建築物等の保全業務委託	●		再委託承諾手続の実施について
			●	個々の工事に関する市の関係部局が行う検査の明示について
市民局				
総務部区政課	福岡市中央区役所マイナンバーカード利用ブース設置業務委託		●	マイナンバーカード利用コーナー設置による成果の検証について
コミュニティ推進部 コミュニティ推進課	共創プロジェクト推進業務委託		●	業者選定時における競争性の確保について
			●	共創デスク利用状況の改善について
コミュニティ推進部 コミュニティ施設整備課	令和元年度冷泉公民館外44館（博多区・城南区）建築物定期（劣化）点検業務委託	●		指名先業者選定条件の記録の保存について
	南当仁公民館・老人いこいの家複合施設改築工事設計業務委託		●	予定価格作成に係る設計金額の積算方法の見直しについて
生活安全部 防犯・交通安全課	交通安全啓発広報業務等委託	●		特命随意契約事務における自主的チェックの検討記録の保管について
			●	委託料の経済性の確保について
生活安全部 消費生活センター	若年者の消費者トラブル対策推進事業業務委託		●	業務委託の効果及び必要性に関する検討資料の保存について
		●		事業の検証実施結果記録の保存について
防災・危機管理部 防災推進課	福岡市災害対応支援システム保守業務委託		●	「再委託承諾申請書」の情報不足に伴う再委託割合の把握について
	福岡市防災気象情報システム改修業務委託（量水標及び水位計更新等）	●		特命随意契約に係る自主的チェックの適時の実施について
スポーツ推進部 スポーツ推進課	スポーツ大会等PR業務委託	●		委託審査委員会の適時の実施について
		●		委託料の経済性の確保について
			●	業務委託の効果及び必要性に関する検討資料の保存について
スポーツ推進部 スポーツ施設課	福岡市総合体育館整備運営事業モニタリング等支援業務委託（平成31年度分）		●	長期継続委託チェックリスト及び委託審査委員会審査の補完的实施について
			●	再委託の承諾手続に係る文書の保管について

部署	契約件名	区分		結果及び意見の項目
		結果	意見	
環境局				
循環型社会推進部家庭ごみ減量推進課	福岡市臨海リサイクルプラザ（臨港3Rステーション）事業企画運營業務委託	●		参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成について
			●	利用者数に係る成果目標の見直しについて
	ポイ捨て防止及びごみ減量PR業務委託	●		委託料の経済性の確保について
	福岡市家庭系廃蛍光管等再資源化業務委託	●		業務委託の効果及び必要性に関する検討資料の保存について
			●	委託料の確定に係る仕様書文言の見直しについて
循環型社会推進部事業系ごみ減量推進課	「福岡市事業系ごみ資源化情報発信サイト」コンテンツ移行等業務委託		●	特命随意契約による新規委託チェックリストの適切な運用について
循環型社会推進部収集管理課	福岡市し尿収集運搬業務委託	●		適時の記名、押印の実施について
			●	積算報告書における増減理由の記載誤りに対する修正について
	福岡市家庭系ごみ処理手数料徴収事務委託	●		再委託承諾手続の実施について
	福岡市粗大ごみ受付センター業務等委託	●		再委託の相手方に関する網羅的な情報入手及び適正な審査の実施について
施設部管理課	自己搬入ごみ事前受付センター業務等委託	●		再委託の相手方に関する網羅的な情報入手及び適正な審査の実施について
			●	定期点検業務の履行確認に係る文書の保存について
農林水産局				
総務農林部政策企画課	スマート農業推進事業のワークショップ等運營業務委託	●		仕様書内容の明確化について
総務農林部農業振興課	ふくおかさん家のうまかもん事業者認定事業支援及び広報業務委託	●		提案競技実施チェックリストの作成について
		●		成果指標に即した効果の測定について
			●	効果を踏まえた事業の見直しについて
総務農林部農業施設課	早良区重留5丁目地内山田池外1箇所取水施設清掃業務委託		●	競争見積合わせの業者選定に係る理由の明記について
水産部水産振興課	福岡市水産物販路拡大業務委託	●		事業に係る主体性の発揮、適切な仕様書の作成及び適正な予定価格の積算について
			●	事業の成果指標の設定と効果測定について
中央卸売市場鮮魚市場	福岡市鮮魚市場市場会館等施設管理業務委託	●		再委託に係る妥当性の判断根拠の明確化等について
		●		再々委託に係る適切な審査の実施について
		●		特命随意契約の理由の正確性について
中央卸売市場食肉市場	食肉市場維持管理等業務委託	●		再委託承諾手続の実施について
		●		設計書積算の具体化について
			●	実績額検証の強化について

部署	契約件名	区分		結果及び意見の項目
		結果	意見	
住宅都市局				
住宅部住宅建設課	令和元年度公営住宅（箱崎ふ頭住宅）新築工事外実施設計業務委託	●		再委託の相手方に関する網羅的な情報入手及び適正な審査の実施について
住宅部住宅管理課	福岡市営住宅の指定管理者公募に係るアドバイザー業務委託	●		参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成について
地域まちづくり推進部都市景観室	違反広告物除却等作業委託	●		随意契約の理由の明確化について
	違反広告物除却作業委託		●	特命随意契約理由の十分な検討について 随意契約締結についての情報公開の充実について
都心創生部ウォーターフロント再整備推進課	平成31年度ウォーターフロント地区再整備事業（中央ふ頭西側・基部エリア）に係るアドバイザー業務委託	●		参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成について
九大まちづくり推進部イノベーション推進・SmartEAST担当	Fukuoka Smart East 推進に必要な機能要件等検討業務委託		●	参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成について
香椎振興整備事務所商業対策課	「香椎駅周辺地区の情報発信」に関する街路灯バナー製作業務委託	●		参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成について
花とみどりのまち推進部みどり運営課	2019年度 福岡市街路樹等維持管理・整備委託	●		設計書積算の具体化について
			●	実績額検証の強化について
花とみどりのまち推進部みどり活用課	マレーシアイポー市姉妹都市庭園部分再整備工事等技術支援業務委託		●	予定工数と実績工数の比較等による業務実績の事後検証について
花とみどりのまち推進部動物園	動物園夜間警備等業務委託		●	同一業者と継続して特命随意契約を締結する場合の履行内容の評価について
	福岡市動物園園内マップデザイン改訂業務委託		●	参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成について
花とみどりのまち推進部植物園	植物園夜間警備等業務委託	●		一般仕様書における業務報告書の記載の削除等について
			●	同一業者と継続して特命随意契約を締結する場合の履行内容の評価について
	福岡市動植物園再生事業 植物園エントランス基本設計等業務委託		●	同一業者と継続して特命随意契約を締結する場合の範囲、期間及び想定委託金額の具体化について

部署	契約件名	区分		結果及び意見の項目
		結果	意見	
道路下水道局				
総務部総務課	「下水道フェア福岡 2019」業務委託	●		参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成について
総務部下水道経営企画課	福岡市下水道 PR 施設リニューアル業務委託	●		提案競技における公平性の確保及び事前協議の文書化の必要性について
			●	提案内容に関する事後的な検証及び委託業務の効果の測定について
総務部経理課	下水道事業財務会計システム運用管理・保守業務委託	●		再委託の相手方に関する網羅的な情報入手及び適正な審査の実施について
	収納情報作成及び収納消込データ整理編集業務委託	●		再委託に係る妥当性の再検討等について
管理部自転車課	博多口地下駐輪場外 2 箇所に係る駐輪場管理システム等改修業務委託	●		参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成について
	放置自転車対策業務委託		●	随意契約締結についての情報公開の充実について
管理部道路維持課	平成 31 年度福岡市陳情兼パトロール受付システム保守管理業務委託	●		契約変更に関する根拠規定記載の確認について
		●		参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成について
	平成 31 年度福岡市道路施設アセットマネジメントシステム保守管理業務委託	●		契約変更に関する根拠規定記載の確認について
		●		参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成について
		●		打合せ協議の仕様書への記載と議事録の内容確認について
		●		打合せ協議の議事録の内容確認について
	令和元年度路面下空洞調査点検業務委託	●		関連文書（原本）の適切な管理及び保存について
	福岡市道路施設アセットマネジメントシステム点検調査登録業務委託	●		参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成について
令和元年度道路維持管理システムデータ等更新業務委託	●		参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成について	
管理部下水道管理課	処理区域内下水道管清掃業務委託		●	登録業種がないことを理由とした随意契約の在り方の見直しについて
			●	委託区域の細分化等を通じた競争性を高める検討について
計画部下水道事業調整課	単価契約 排水設備完了検査業務委託		●	他地方公共団体における同種業務に関する価格の調査検討について
			●	設計書における過年度実績を踏まえた適切な工数の積算について
建設部建設推進課	主要地方道福岡志摩前原線（大字小田）外 1 路線道路改良検討業務委託		●	仕様書等における業務内容の明確化について
建設部東部道路課	一般県道町川原福岡線（下原）道路詳細設計修正業務委託		●	競争入札実施の検討及び随意契約を締結する際の理由の明確化について
			●	設計協議（打合せ）の適切な記録について
建設部中部下水道課	中部 9 号幹線外シールド掘進機等価格調査業務委託		●	受注実績を業者選定要件とすることの必要性及び相当性の検討について
建設部西部下水道課	周船寺第 1 雨水幹線分水施設水理検討業務委託		●	過去の実績を業者選定の要件に加えることの是非について

部署	契約件名	区分		結果及び意見の項目
		結果	意見	
下水道施設部施設管理課	下水道施設保全業務等委託	●		再委託承諾手続の実施について
下水道施設部施設整備課	下水道機器（機械・電気設備）価格調査業務委託	●		契約変更の理由とその根拠規定の不整合の解消について
下水道施設部東部水処理センター	東部水処理センター外機器の運転保守等業務委託	●		保証人資格の設定の必要性について
下水道施設部中部水処理センター	中部水処理センター監視制御システム保守点検業務委託		●	予定価格の作成段階における価格交渉経過の記録化について
	中部水処理センター再生水処理施設監視制御システム保守点検業務委託		●	同種機器の保守点検業務委託の価格の比較調査について
	中部水処理センター脱水汚泥処理処分（大牟田市）業務委託	●		随意契約の理由の明確化について
	高宮ポンプ場外2箇所ディーゼルエンジン点検業務委託	●		実際の委託業務内容と設計図書及び契約書の記載内容の確認について
	博多駅東ポンプ場外4箇所エンジン点検業務委託		●	契約変更の理由とその根拠規定の不整合の解消について 点検業務における価格に関する他地方公共団体事例の収集について
下水道施設部西部水処理センター	西部水処理センター外機器の運転保守業務委託	●		保証人資格の設定の必要性について
下水道施設部和白水処理センター	和白水処理センター外機器の運転保守業務委託	●		保証人資格の設定の必要性について
	西戸崎水処理センター外機器の運転保守業務委託	●		保証人資格の設定の必要性について
港湾空港局				
総務部客船事務所	客船事務所旅客待合所無料公衆無線 LAN 環境整備業務委託	●		参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成について
港湾振興部港営課	博多港港湾施設維持修繕等業務委託	●		「仕様書に明記していない業務を実施する」旨の仕様書への記載について
		●		再委託等の相手方に関する事前審査について
		●		追加業務に係る事前の決裁及び変更契約の必要性について
港湾振興部物流推進課	博多港港湾情報システム運用保守業務委託	●		再委託承諾申請に係る適切な審査の実施について
港湾振興部クルーズ支援課	クルーズ受入業務委託	●		主たる業務に関する実績報告書の入手及び内容の確認について
港湾計画部再整備計画課	平成31年度ウォーターフロント地区港湾機能強化に係るアドバイザー業務委託	●		参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成について
		●		契約変更時における契約の同一性の検討について
	中央ふ頭再編に係る国際旅客施設等整備検討業務委託		●	落札率が著しく低い場合における事業遂行可能性の事前確認について

部署	契約件名	区分		結果及び意見の項目
		結果	意見	
港湾建設部施設課	アイランドシティ地区コンテナクレーン IC-5 号機 C2 岸壁延伸部乗入検討業務委託	●		参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成について
空港振興部空港企画課	福岡空港アウトバウンド情報発信プラットフォーム構築業務委託	●		設計書作成のための根拠資料の入手等について
			●	業者選定の妥当性の確保について
			●	成果物の積極的な活用の検討について
東区役所				
総務部総務課	東区役所本館・別館空調設備保守点検業務委託	●		随意契約の理由の明確化について
	旧東市民センター管理運営業務委託		●	参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成について
	東区役所警備等業務委託		●	提案内容に関する事後的な検証及び委託業務の効果の測定について
総務部地域支援課	馬出公民館外 32 館清掃業務委託		●	公民館等清掃業務委託履行確認書における押印欄の廃止の検討について
地域整備部維持管理課	平成 31 年度東区公園等除草業務委託 単価契約平成 31 年度東区公園等管理業務委託 (その 2)		●	特命随意契約理由の十分な検討について
			●	随意契約締結についての情報公開の充実について
			●	最低制限価格の金額及び公表方法の見直しについて
南区役所				
総務部総務課	南区役所警備等業務委託		●	同一業者と継続して特命随意契約を締結する場合の履行内容の評価について
地域整備部維持管理課	県道福岡筑紫野線塩原排水ポンプ外 1 箇所管理業務委託 平成 31 年度 南区公園等除草清掃業務委託		●	低落札率を原因とした予定価格の事後的な検証について
			●	特命随意契約理由の十分な検討について
			●	随意契約締結についての情報公開の充実について
城南区役所				
総務部企画共創課	油山ハイキングコース清掃・草刈等業務委託	●		特命随意契約の妥当性に係る再検討について
		●		設計書の積算根拠資料の明確化について
地域整備部維持管理課	城南区管内 管渠維持委託 (スクリーン管理) 上期		●	記録写真の入手方法の見直しについて
	城南区管内 管渠維持委託 (スクリーン管理) 下期		●	記録写真の入手方法の見直しについて
西区役所				
地域整備部管理調整課	平成 31 年度西区公園等除草清掃業務委託	●		決裁文書等における引用条文の適切な記載について
			●	特命随意契約理由の十分な検討について
			●	随意契約締結についての情報公開の充実について
地域整備部土木第 1 課	西区小戸 4 丁目地内外 23 箇所管渠維持委託 (スクリーン管理) 上期 西区小戸 4 丁目地内外 23 箇所管渠維持委託 (スクリーン管理) 下期		●	低落札率を原因とした予定価格の事後的な検証について
			●	完了報告に係る仕様書文言の見直しについて
			●	完了報告に係る仕様書文言の見直しについて

部署	契約件名	区分		結果及び意見の項目
		結果	意見	
消防局				
総務部職員課	消防職員のB型肝炎予防ワクチン接種委託	●		契約書の「個人情報及び情報資産の取扱い」に係る文言の見直しについて
			●	本業務委託及び定期健康診断業務の一体的実施の検討について
総務部管理課	福岡市消防局本部外33施設点検業務委託		●	予定価格作成に係る設計金額の積算方法の見直しについて
警防部消防航空隊	ヘリコプター（JA08FC及びJA18AR）保守点検に係る委託	●		再委託の相手方に関する網羅的な情報入手及び適正な審査の実施について
情報指令部情報管理課	消防局署活動用携帯無線機等保守点検業務委託	●		契約書に貼付する印紙に係る適切な指導について
	消防車両更新及び配置換えに伴う車載端末装置載替え業務委託その2	●		特命随意契約に係るチェックリストの適切な使用について
予防部防災センター	福岡市民防災センターインストラクター派遣業務委託	●		契約書に貼付する印紙に係る適切な指導について
			●	派遣インストラクターの雇用形態確認の徹底について
水道局				
総務部経営企画課	平成31年度福岡市水道事業に関する業務委託		●	再委託に関する契約書の文言改定について
総務部経理課	水道設備保全業務委託	●		業務委託契約書における個人情報保護条項の見直しについて
		●		再委託承諾手続の実施について
			●	方針決裁の見直しについて
			●	執行額を基準とした概算払の支払について
総務部営業企画課	料金系システム支援業務委託	●		「再委託承諾申請書」の記載内容の明確化及び情報不足に伴う様式の変更について
	情報系サーバ機器更新業務委託	●		「再委託承諾申請書」の記載内容の明確化及び情報不足に伴う様式の変更について
	通水・転居清算システム再構築業務委託	●		再委託の相手方に関する網羅的な情報入手及び適正な審査の実施について
	情報システム系帳票等作成印字加工業務委託		●	登録業種がないことを理由とした随意契約の在り方の見直しについて
総務部営業管理課	平成31年度転居清算業務等委託I	●		随意契約の理由に関する引用条文の明確化について
			●	仕様書における契約継続可能性の明記等について
計画部流域連携課	作業道飯場線付替え検討業務委託	●		本件の経緯の明確化、文書作成及び再発防止について
		●		民有地の占有に係る法的裏付けの整理及び付替え工事内容の明確化について
		●		業務委託契約書における個人情報保護条項の見直しについて
浄水部浄水調整課	五ヶ山ダム用地の価格水準調査等業務委託	●		特命随意契約による新規委託チェックリストの作成について
		●		予定価格の明示について
		●		参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成について

部署	契約件名	区分		結果及び意見の項目
		結果	意見	
浄水部多々良浄水場	多々良浄水場計装設備点検業務委託		●	類似委託業務との設計積算方法の標準化について
交通局				
総務部総務課	福岡市交通局所有建築物等保全業務委託	●		再委託承諾手続の実施について
運輸部乗客サービス課	福岡市地下鉄貝塚管区駅業務委託		●	設計金額の適切な集計について
	福岡市地下鉄博多管区駅業務委託		●	競争入札参加資格停止中の業者との契約締結における手続について
市選挙管理委員会事務局				
市選挙管理委員会事務局選挙課	広報車運行等業務委託		●	参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成及び入札参加者数を増やす取組の検討について
	東区統一地方選挙ポスター掲示場撤去等業務委託	●		予定価格の算定過程の文書化について
	選挙公報等の配布業務委託	●		予定価格の算定過程の文書化について
	期日前・不在者投票システム、開票集計システム運用等業務委託	●		参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の検討について
			●	予定工数と実績工数の比較等による業務実績の事後検証について
議会事務局				
議会事務局調査法制課	福岡市議会史編さん等業務委託		●	福岡市議会史の有効活用策の検討について

2 監査の結果及び意見（総論）

ア（結果）予定価格に係る非公表理由の明確化について

業務プロセス	該当無し。業務プロセスではなく、監査実施の前提事項である。
監査の視点	合規性・説明責任及び透明性

【現状】

本報告書では、「第2 監査対象の概要 3 監査対象の選定」に記載のとおり 201件の業務委託を抽出して詳細監査を実施した。その上で、発見された結果及び意見を「2 監査の結果及び意見（総論）」「3 監査の結果及び意見（各論）」に記載しているところであるが、監査実施の網羅性を担保する観点から、全ての詳細監査対象の業務委託に係る基礎情報を、「3 監査の結果及び意見（各論）」に表形式で「委託契約の概要」として記載しているところである。

「委託契約の概要」に記載している項目は次のとおりであり、これらの項目については、説明責任及び透明性の担保の観点から、予定価格も含め、原則として全ての情報を明らかにすることが重要と考え、本報告書を作成していたところである。

<委託契約の概要の記載項目>

A. 契約件名／B. 契約者名／C. 契約開始日／D. 契約終了日／E. 契約方法／
F. 予定価格／G. 入札価格・当初契約額（税込）／H. 落札率（= G/F）／
I. 最終契約額（税込）／J. 入札参加者数・見積徴取者数

しかし、本報告書の最終取りまとめ段階である令和3年3月4日（木）に、市から特定の業務委託については、「予定価格」及びそれに関連する「落札率」や「設計書の積算根拠」等の情報（以下「予定価格等情報」という。）を非公表にして欲しい旨の申し入れを受けた。

このため、市へ予定価格等情報を非公表とする理由及び根拠の説明を依頼したところ、次の「特命随意契約により契約を行った案件の、設計価格（予定額）及び予定価格に関する情報開示請求について（通知）」（以下、本項において「通知文書」という。）及び「契約の手引」記載の予定価格の事後公表・事前公表の判断基準に係る文章の提示を受けたが、これ以上の具体的な理由及び根拠を記載した文書は示されなかった。また、業務委託ごとに個別に判断した内容の説明はなかった。

<通知文書の内容>

平成20年5月16日
関係各所属長様
財政局財政部契約課長
特命随意契約により契約を行った案件の、設計価格（予定額）及び予定価格に関する情報開示請求について（通知）
標記について、以下の取り扱いを基本とすることとしたのでお知らせします。 関係各所属長様におかれましては、取り扱いにご配慮をよろしくお願いいたします。
記

1 設計価格（予定額）及び予定価格の事前公表又は事後公表の対象となっていない契約のうち、特命随意契約かつ同一内容や極めて類似した内容の契約を繰り返し契約するものについては、非開示とする。

2 前項以外の契約については、原則として開示する。

（参考1 基本的な考え方）

① 特命随意契約で繰り返し同一内容の契約を行っている案件については、予定価格等を公表すると次回の予定価格を類推することができることから、可能な限り高額のほぼ予定価格同額で契約を締結することが予想され、本市の財産上の利益が損なわれるおそれがある。

② 根拠規定 福岡市情報公開条例第7条第5項イ

（参考2 運用の例）

1. 例年ほぼ同じ仕様で契約している保守点検委託等は開示できない。

③ 特命随意契約によるものであっても、毎年仕様が変わるなど前年同様の契約を行うもの以外は、契約が完了した時点で開示できる。

※出所：「通知文書」

<予定価格の事後公表・事前公表の判断基準>

予定価格の事前公表を行わない契約においても、契約の透明性及び客観性の確保の観点から、予定価格を事後に公表したとしても、他の契約の予定価格を類推させるおそれがないと認められるもの又は本市の事務若しくは事業に支障を生じるおそれがないと認められるものについては、事後公表を行って差し支えありません。

ただし、契約締結後であっても、反復して同様の内容で発注を行う可能性のある場合などにおいては、次回の入札における予定価格を容易に推知させることになるため、予定価格を明らかにすることは、将来の業務の公正、適正な執行に支障が生じる恐れがあります。したがって、予定価格を契約締結後に明らかにするか否かについては、その業務の特性に応じ個別に判断する必要があります。

なお、契約課契約の物品の購入契約においては、上記の理由から全て非公表としています。事前公表・事後公表・非公表のいずれにするかは、入札執行伺の前に担当課で十分に検討してください。

※出所：「契約の手引」

【指摘事項】

市から指定のあった予定価格等情報を非公表とする業務委託の概要は次のとおりであり、詳細監査対象とした201件のうち、129件となる。契約方法は、特命随意契約、競争見積合わせ（随意契約）、指名競争入札及び一般競争入札に及ぶ。

<市指定の予定価格等情報を非公表とする業務委託の概要>

区分	件数	割合
特命随意契約	110	54.7%
競争見積合わせ（随意契約）	15	7.5%
指名競争入札	3	1.5%
一般競争入札	1	0.5%
合計	129	64.2%
（参考）詳細監査対象の総件数	201	-

（注） 予定価格等情報を非公表とする業務委託のうち、令和元年度の契約方法に基づき件数をカウントしている。

さらに、予定価格情報を非公表と指定された特命随意契約の中には、次のとおり「同一内容や極めて類似した内容の契約を繰り返し契約するもの」とは客観的に判断しづらい契約も複数含まれている。

- 特命随意契約ではあるが、単年度のみスポット契約と考えられ、「繰り返し契約」しているとは考えにくいもの
- 予定価格の金額が毎年度大きく変動しており、「同一内容や極めて類似した内容の契約」とは考えにくいもの

市から示された通知文書を閲覧する限り、当該通知文書は特命随意契約を対象とするものであり、特命随意契約以外の契約方法についての記載はないと判断する。また、通知文書に基づく特命随意契約のうち予定価格を非公表とするものは、「同一内容や極めて類似した内容の契約を繰り返し契約するもの」に限定されている。

この点、前述のとおり、特命随意契約以外の契約についても予定価格等情報は非公表とされている。また、予定価格等情報を非公表と指定された特命随意契約の中には、「同一内容や極めて類似した内容の契約を繰り返し契約するもの」に該当しないと考えられる契約も含まれている。

さらに、「契約の手引」記載の予定価格の事後公表・事前公表の判断基準に係る文章では、「予定価格を契約締結後に明らかにするか否かについては、その業務の特性に応じ個別に判断する必要」がある旨が記載されているが、【現状】に記載のとおり、業務委託契約ごとに個別に判断した内容についての説明はなかった。

このため、特命随意契約以外の契約方法の予定価格等情報を非公表とすること、及び、特命随意契約であるが「同一内容や極めて類似した内容の契約を繰り返し契約するもの」に該当しない契約の予定価格等情報を非公表とすることは、明示された根拠はなく、合規性並びに説明責任及び透明性の観点から問題があると言わざるを得ない。

また、市から指定のあった予定価格等情報を非公表とする業務委託の中には、次のようなものが複数含まれていた。

- 予定価格が非公表であるにもかかわらず、落札率が極めて高い業務委託
- 業者から入手した参考見積書を基に予定価格を作成しているとともに、当該見積書を徴収した業者と特命随意契約しており、結果として参考見積額、予定価格及び契約額が全て一致している業務委託

この点、市が予定価格を非公表とするのは、通知文書に記載のとおり「予定価格等を公表すると予定価格を類推することができることから、可能な限り高額のほぼ予定価格同額で契約することが予想され、本市の財産上の利益が損なわれるおそれがある」からである。このことを踏まえると、上記のような業務委託は予定価格と契約額が同額ないし近似していることから、すでに契約額が高止まりしている可能性があり、このような場合は、契約状況の事実を明らかにするため予定価格等情報はむしろ公表されるべき情報であると考えられる。

このため、契約額が高止まりしている可能性があるにもかかわらず予定価格等情報を個別具体的な理由及び根拠を示すことなく非公表とすることは、透明性を担保する意識が低いと判断する。

以上から、市は、説明責任及び透明性の観点から、適切に情報を公表するために、特命随意契約以外の契約についても予定価格等情報を非公表とする場合の理由及び根拠を規程等として定める必要がある。また、予定価格等情報を非公表とした業務委託については、非公表とした具体的な理由及び根拠を業務委託ごとに開示すべきである。

●本報告書における予定価格等情報の取扱

前述のとおり、本報告書では、説明責任及び透明性の担保の観点から原則として全ての予定価格等情報を明らかにすることが重要と考えて作成していたところであるが、最終取りまとめ段階である令和3年3月4日（木）に、市から特定の業務委託について非公表にして欲しい旨の申し入れを受けた。

本来であれば、この申し入れに対して予定価格等情報を非公表と指定された業務委託を所管する各部署に、非公表とする理由及び根拠について追加質問するとともに、その理由及び根拠に課題があれば指摘ないし意見として本報告書に記載するところである。

しかし、市から申し入れがあった時期が報告書の最終取りまとめの段階であったことから、時間的制約から業務委託を所管する各部署に対する非公表とする理由及び根拠についての追加質問を断念せざるを得なかった。

また、業務委託のうち、「予定価格等を公表すると予定価格を類推することができることから、可能な限り高額のほぼ予定価格同額で契約することが予想され、本市の財産上の利益が損なわれるおそれ」があるものが含まれる可能性は否定できない。また、業務委託を所管する各部署への追加質問ができなかった以上、どの業務委託がこれに該当するか個別に判別することは事実上困難であると判断した。

よって、本報告書では、市から指定のあった予定価格等情報を非公表とする業務委託については、被覆することとした。具体的な被覆の方法は、予定価格等情報の数値に「XXX」の記載を行っている。

イ（意見）契約に係る情報公開の拡充の検討について

業務プロセス	Action（改善）：情報公開
監査の視点	有効性・説明責任及び透明性

【現状】

市は、契約に関する事務について、次のとおり予定価格の多寡等に応じ、財政局財政部契約課（以下「契約課」という。）において実施するもの（以下「契約課契約」という。）と事業を実施する各所管課（以下「原課」という。）において実施するもの（以下「原課契約」という。）に区分している。監査テーマとした業務委託契約については、「10万円超の地質調査、測量等の委託契約」以外の委託契約は原課契約となる。

＜市の契約事務に係る事務分掌＞

（表中の金額は全て予定価格）

区分		契約課	原課（※1）
工事、製造（※2）		250万円超	250万円以下
委託	地質調査、測量、樹木の保育管理、設計（※3）	10万円超	10万円以下
	上記以外	—	全て
物品	購入（※4）	本庁舎及び区役所	10万円超
		東京事務所	—
		上記以外	30万円超
	修繕	30万円超	30万円以下
	借入	—	全て
売払	鉄くず、非鉄金属	左記以外	
その他の契約		—	全て
<p>※1 区総務課が所掌するものを含む。</p> <p>※2 都市計画事業等における家屋等の移転及びこれに伴う工事並びに船舶の修繕に係る契約については、金額に関わらず各所管課が所掌する。</p> <p>※3 測量については不動産表示に関する登記のための測量を除き、設計については実施設計が主たる業務である設計及び工事の施行に係る設計のうちプロポーザル方式で設計者を選定して行う設計に限る。</p> <p>※4 図書、食料、写真の焼付、生花、動物、飼料、ワクチン、自動車修理物品、中古品、美術品、映画その他の著作物、プロパンガス、天然ガス、市長が定める障がい者就労施設等の製品及び福岡市トライアル優良商品認定事業の認定製品については、金額に関わらず各所管課が所掌する。</p>			

※出所：「契約事務の手引」

市は、契約課契約に係る契約情報について、以下のとおり市ホームページで公表している。また、市は、公益社団法人シルバー人材センターとの契約等、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定に基づく随意契約に関しては、以下の福岡市契約事務規則の定めに基づき、契約課及び原課において契約に関する情報を公表している。

しかし、これらを除く原課契約に係る情報の公表の有無や内容に関する判断は原課に委ねられており、契約情報の公表に関する市の統一的な規程等は特段定められていない。

＜契約課契約に係る契約情報の公表項目と公表場所＞

公表項目	公表場所
1. 発注予定情報（工事・WTO）	契約課窓口／Web サイト／情報プラザ
2. 登録業者名簿（工事・委託・物品）	契約課窓口／Web サイト／情報プラザ
3. 入札結果（工事・委託・物品）	契約課窓口／Web サイト
4. 競争入札参加資格停止措置一覧	契約課窓口／Web サイト
5. 契約変更の変更理由書	契約課窓口
6. 特命随意契約の契約理由書	契約課窓口／Web サイト
7. 指名理由	契約課窓口

※出所：「市ホームページ」

＜施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号の随意契約内容等の公表＞

<p>第 22 条の 2 令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定により契約を締結しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表するものとする。</p> <p>(1) 契約の発注見直し</p> <p>(2) 契約の内容、契約の相手方の決定方法、選定基準及び申請方法</p> <p>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</p> <p>2 前項の契約を締結したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。</p> <p>(1) 契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由その他市長が定める事項</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</p>

※出所：「福岡市契約事務規則」

＜施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号の随意契約内容等の公表＞

<p>1. 対象施設、対象となる契約について 地方自治法施行令 167 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに別紙 1 参照</p> <p>2. 契約事務の流れ</p> <p>(1) 事前の情報公表</p> <p>(ア) 契約課にて公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注見直し ・契約内容 <p>(イ) 原課にて公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約の相手方の決定方法や選定基準 ・申請方法等 <p>(2) 契約事務（通常の契約事務と同じ流れです。）</p> <p>(3) 事後の情報公開</p> <p>(ア) 原課にて公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約の相手方となった者の名称 ・契約の相手方とした理由等 ・契約の締結状況 <p>3. 公表の方法について</p> <p>公表については資料を閲覧できるようにしておくことがのぞましいですが、閲覧場所の確保が難しい等の理由がある場合は、申請者の求めに応じて公開することとします。</p>

※出所：「地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定を根拠とした随意契約を行う場合の事務取扱について（通知）」

【意見】

【現状】に記載した原課契約に係る情報の公表に関して、その公表の有無や内容が原課の判断に委ねられていることは、情報の公表に係る運用方法が部署によってばらつき、透明性が阻害されるおそれがある。

特に、随意契約は、公正性及び競争性が阻害されるリスクを有しており、地方自治法上も適用できる場面が限定的であることを鑑みれば、業者選定過程や契約内容、契約金額等に関して、十分に透明性を確保することが必要であると考えられる。

よって、市においては、原課が実施している契約情報の公表に関して網羅的に現状を把握するとともに、他地方公共団体例も参照しながら契約の情報公開に関する統一的な指針を定め、情報公開の拡充を検討することが望ましい。

例えば、さいたま市（埼玉県）は、業務委託契約の契約情報の公表に関する統一的な要綱を定め、当該要綱に基づき一定の要件を満たす業務委託契約情報について、さいたま市のホームページ等にて公表しているため参考にされたい。

また、吹田市（大阪府）は、随意契約ガイドラインで随意契約の情報の公表に関する規程を定めており、当該規程に基づき一定の要件を満たす随意契約情報について、吹田市のホームページ等にて公表しているため参考にされたい。

<さいたま市の業務委託契約情報の公表について>

（趣旨）

第1条 この要綱は、さいたま市が発注する業務委託契約（建設工事に伴う設計、調査及び測量の業務委託を除く。）に係る一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の結果（以下「契約情報」という。）の公表について必要な事項を定めるものとする。

（公表の対象）

第2条 この要綱において、契約情報の公表の対象となる契約は、契約金額（単価契約の場合は支払限度額）が100万円以上の業務委託契約とする。ただし、次の各号に掲げる契約情報は、除くものとする。

- (1) さいたま市情報公開条例（平成13年条例第17号）第7条各号に該当する契約情報
- (2) 法令に定められた施設入所委託料、診療報酬審査支払委託料、妊産婦健康診査委託料、介護認定調査委託料、介護報酬審査支払委託料及び住所外予防接種委託料
- (3) 国又は地方公共団体を契約の相手方とする契約情報
- (4) 水道事業会計に属する契約情報

（契約結果の公表）

第3条 当該業務を所管する課所等の長（以下「業務主管課長」という。）は、業務委託契約を締結したときは、次に掲げる事項を公表する。

- (1) 業務主管課所名
- (2) 件名
- (3) 履行場所
- (4) 契約の相手方名
- (5) 契約金額（単価契約は支払限度額）
- (6) 単価契約の主な単価
- (7) 履行予定期間
- (8) 契約方法
- (9) 入札・見積の方式
- (10) 特命随意契約
- (11) 業種

2 前項の規定による公表の方法については、公衆の閲覧に供する方法とし、閲覧所を設け閲覧に供する方法とインターネットを利用して閲覧に供する方法を併用するものとする。

(1) 閲覧所を設け閲覧に供する方法の場合の閲覧場所は、財政局契約管理部調達課とし、閲覧時間は、本庁の通常の勤務時間内とする。

(2) インターネットを利用して閲覧に供する方法の場合は、さいたま市のホームページへの掲載を利用して行うものとする。

3 前2項の規定における公表は、業務委託契約情報一覧（様式第1号）により、当該契約が締結された月を基準として、次に掲げる区分により当該各号に定めた月において、速やかに公表するものとする。

(1) 4月から6月までの間に締結された契約 7月を目途

(2) 7月から9月までの間に締結された契約 10月を目途

(3) 10月から12月までの間に締結された契約 1月を目途

(4) 1月から3月までの間に締結された契約 4月を目途

(契約結果の公表期間)

第4条 前条の規定による公表の期間は、公表すべき月の属する年度の翌年度末までとする。

(随意契約締結結果の公表)

第5条 業務主管課長は、業務委託契約を随意契約により契約締結したときは、次に掲げる事項を公表する。ただし、さいたま市における特定随意契約の公表に関する要綱（平成18年さいたま市制定）の対象となる契約は、除くものとする。

(1) 業務主管課所名

(2) 件名

(3) 履行場所

(4) 契約締結日

(5) 契約の相手方名

(6) 契約金額（単価契約の場合は、支払限度額及び主な単価を含む。）

(7) 随意契約によることとした理由

2 前項の規定による随意契約結果の公表方法については、公衆の閲覧に供する方法とし、閲覧所を設け閲覧に供する方法とインターネットを利用して閲覧に供する方法を併用するものとする。

(1) 閲覧所を設け閲覧に供する方法の場合の閲覧場所は、財政局契約管理部調達課とし、閲覧時間は、本庁の通常の勤務時間内とする。

(2) インターネットを利用して閲覧に供する方法の場合は、さいたま市のホームページへの掲載を利用して行うものとする。

3 前2項の規定における公表は、業務委託随意契約結果表（様式第2号）により、当該契約が締結された月を基準として、次に掲げる区分により当該各号に定めた月において、速やかに公表するものとする。

(1) 4月から6月までの間に締結された契約 7月を目途

(2) 7月から9月までの間に締結された契約 10月を目途

(3) 10月から12月までの間に締結された契約 1月を目途

(4) 1月から3月までの間に締結された契約 4月を目途

(契約結果の公表期間)

第6条 前条の規定による公表の期間は、公表すべき月の属する年度の翌年度末までとする。

※出所：「さいたま市業務委託契約情報公表要綱」

<吹田市の随意契約の内容等の公表について>

9 随意契約理由の公表について

随意契約の締結に関し、契約手続における透明性を確保し、市民に対する説明責任を明確にするため、次の各号に掲げる内容により公表するものとする。

(1) 公表の対象

ア 令第167条の2第1項第2号、第6号～第9号に該当する契約のうち、随意契約予定価格が250万円以上で2者以上から見積書を徴取しないこととしたもの

イ 令第167条の2第1項第3号及び第4号に該当する物品購入及び役務の提供に関する契約のうち、随意契約予定価格が以下の金額を超えるもの

(ア) 製造の請負 130万円

(イ) 財産の買入れ 80万円

(ウ) 役務の提供 50万円

ウ 令第167条の2第1項第5号に該当する契約のうち、随意契約予定価格が財務規則第108条の2各号に定める額（4ページ参照）を超えるもの

上記イの第3号及び第4号に該当する契約については、財務規則第108条の3及び特定随意契約公表手続要領の規定に基づき、発注見通し、契約前及び契約後の公表を行うこと。（契約後の公表のうちホームページでの公表については、(2)及び(4)の規定を準用して行うこと。）

【単価契約の場合】

単価契約において、随意契約予定価格を単価について定めた場合は、当該単価に予定数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加えた額について、上記ア～ウの規定を適用すること。

当初の契約締結時点で公表を行った単価契約については、当該単価契約に基づく個別契約（個別の発注分）は公表の対象としない。

(2) 契約締結後における公表項目

ア 契約担当室課名

イ 契約名称

ウ 契約内容

エ 契約締結日及び契約期間

オ 契約の相手方

カ 契約金額

キ 随意契約とした具体的な理由

(3) 公表の方法

随意契約の契約概要の公表については、契約担当室課、行政資料閲覧コーナー及びホームページにおける閲覧に供することにより行うものとする。

(4) 公表時期及び期限

契約担当室課及び行政資料閲覧コーナーにおける公表の場合は、契約締結後速やかに、ホームページにおける公表の場合は、契約締結日の翌月の末日（契約締結日が4月の場合は、6月末日）に公表し、公表期限は公表した年度の次年度の末日までとする。

※出所：「吹田市随意契約ガイドライン」

ウ（意見）プロポーザル等実施に係る要綱や運用基準等の設置について

業務プロセス	Plan(計画)：選定方法の決定、選定手続の実施
監査の視点	有効性・説明責任及び透明性

【現状】

「第2 監査対象の概要 2 市における業務委託の概要 (4) 契約の締結方法について」に記載したとおり、市は、プロポーザル方式またはコンペ方式による受託候補者の選定（以下「プロポーザル等」という。）を実施し、選定された受託候補者と特命随意契約を締結することがある。

本監査において詳細監査を実施した業務委託契約のうち、次の業務委託契約は令和元年度にプロポーザル等が実施されていた。なお、表中の「No」は、「3 監査対象の選定 (2) 監査対象として選定した業務委託」における「詳細監査の実施対象とした業務委託契約」表中の「No」と対応している。

＜プロポーザル等が実施されている業務委託契約＞

No	部署名	契約件名
8	総務企画局 ICT 戦略室 ICT 戦略課	RPA 導入支援業務委託
9		令和元年度マイナポイントを活用した消費活性化策の実施準備に係る業務委託
19	財政局税務部税制課	令和元年度 福岡市市税 RPA シナリオ作成等業務委託
28	市民局生活安全部消費生活センター	若年者の消費者トラブル対策推進事業業務委託
33	環境局環境政策部環境政策課	2019 年度環境わくわく出前授業（指導者向け講座）業務委託
40	環境局循環型社会推進部事業系ごみ減量推進課	「もったいない！食べ残しをなくそう福岡エコ運動」広報等業務委託
55	農林水産局総務農林部農業振興課	ふくおかさん家のうまかもん事業者認定事業支援及び広報業務委託
74	住宅都市局九大まちづくり推進部イノベーション推進・Smart EAST 担当	Fukuoka Smart East 推進に必要な機能要件等検討業務委託
85	道路下水道局総務部下水道経営企画課	福岡市下水道 PR 施設リニューアル業務委託
95	道路下水道局管理部道路維持課	令和元年度路面下空洞調査点検業務委託
143	東区総務部総務課	東区役所警備等業務委託
179	水道局総務部営業企画課	福岡市水道局受付管理（CRM）システム導入関係業務委託
182	画課	福岡市水道料金等・徴収業務（東部ブロック）委託

市は、プロポーザル等を行った場合は、随意契約を結ぶことができると取り扱っていると同時に、プロポーザル等の実施に先立ってチェックリストを用いた自主的チェックを求めている。

4. 随意契約ができる場合（政令第167条の2第1項各号の考え方）

第2号 その性質又は目的が競争入札に適しないとき（特例政令時適用無し）

本号に定めている「その性質又は目的が競争入札に適しないとき」と認められる主な事例として次のようなものがあげられる。

（中略）

- (6) コンペ・プロポーザル方式等の競争により契約の相手方が特定されているとき。

※出所：「随意契約ガイドライン」

＜プロポーザル等の実施前チェックについて＞

（提案競技の実施前チェック）

第7条の2 委託先の選定に際し、提案競技を実施しようとする場合は、別紙提案競技実施チェックリストによりチェックを行うものとし、チェック済みチェックリストは提案競技実施伺に綴って回議するものとする。

2 前項のチェックは、原則として当該委託の事務事業を所掌する課の課長が係長とともに行うものとする。

※出所：「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」

＜提案競技実施チェックリストのチェック項目＞

（参加資格要件）

- ・過去の履行実績を参加資格要件の一つとして求める場合は、履行実績が少ない創業者等の参加機会を奪うことになることを十分に踏まえ、過去の履行実績を参加資格要件とすることが真に必要かどうかについて検討を行ったか（平成26年6月3日財契監第53号「競争入札等参加資格における履行実績の取扱い運用例について（お知らせ）」参照）
- ・地場企業の育成・振興を図るためできるだけ参加資格に地場要件（福岡市内に本店を有すること）を設定すべきであるが、地場要件を設定しない場合は、適切な理由があるか
- ・参加資格要件の中に最低限必要な要件が漏れていないか（財政局財政部契約監理課長名通知「公募により行う提案競技の参加資格における必須要件について（通知）」参照）

（公平性の確保）

- ・特定の者だけが有利な情報を得ることがないように、原則として一定の質問期間を設け、回答は原則として参加希望者全員に対し同時に行うこととしているか
- ・提案内容の審査を中立かつ公正に実施できる評価方法等を設定しているか（選定委員会の設置、委員の人数及び人選の検討、評価基準の策定等）
- ・特定の相手方だけが有利になることがないように情報管理が徹底されているか

（競争性の確保）

- ・提案者の負担を考慮した適切なスケジュール設定がなされているか
- ・広く一般に周知するため、可能な限り各種の情報媒体（ホームページ、市政だより、業界紙等）を通じてPRすることとしているか

(その他)

- ・必要に応じて当該委託業務と同一の業務委託や類似委託を実施している課と情報交換しているか
- ・提案限度価格（上限）を明記しているか
- ・WTO 案件の場合は、提案募集の公告日の前日までに特定調達契約等提案競技実施通知書及び募集要項等（参加資格がわかるものでPDF形式のもの）を、契約監理課の所属メールアドレス宛に送信する予定としているか（財政局財政部契約監理課長名通知「特定調達契約等に係る競争入札又は提案競技を行う場合の事前連絡について（通知）」参照）

※出所：「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」

なお、プロポーザル等の実施に当たり、参加資格や評価項目をどのように設定するか、選定、評価委員会の構成をどうするか等といった具体的内容の決定は、プロポーザル方式等を実施する部署の判断に委ねられており、各部署は、過去に行ったプロポーザル等の内容や他部署から得た情報を参照しながら内容を決定している。

【意見】

プロポーザル等は、委託事業の性格から、地方公共団体における発注方法の原則である価格競争によると、期待した委託の効果が得られない場合に価格以外の要素を考慮して受託候補者を決定する方法である。

プロポーザル等の手続は法令等で定められておらず、各地方公共団体の裁量の余地が大きいと考えられる。

プロポーザル等に参加する事業者の募集は、市においては公募によることが多く、その点では一定の公平性が確保されているといえる。しかし、受託候補者の選定は、市が定める参加資格、評価項目、選定委員会の構成等に大きく影響を受けることを踏まえると、選定方法の公正性や透明性に十分留意し、運用する必要がある。

この点、現状においては、プロポーザル等の具体的内容は各部署の判断に委ねられているため、各部署で実施する業務委託の性格に応じた柔軟な対応ができるというメリットがある。しかし、プロポーザル等の運用方法が部署によってばらつき、選定方法の公正性や透明性が阻害されるおそれがある。

【現状】に記載したとおり、プロポーザル等の実施に当たっては、提案競技実施チェックリストの使用が求められている。しかし、当該チェックリストの内容は、プロポーザル等実施前の最終確認を目的とした総論的な内容が多く、プロポーザル等の具体的な手順を示す参考資料としては十分ではないと考えられる。

よって、市においては、各部署が実施しているプロポーザル等の状況や手順に関する情報収集を行い、必要に応じてプロポーザル等に関する要綱や運用基準等の設置を検討することが望ましい。

例えば、横浜市は、次のとおり「横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱」を定め、プロポーザル等の対象となり得る業務や、各種委員の選定方法、プロポーザル等実施の公表方法、業者選定の審議方法等について規定している。また、横浜市は、別途「横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準」を定め、プロポーザル等に関する具体的な手順及び関連様式について規定しているため参考とされたい。

<「横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準」の記載項目>

- 1 プロポーザル方式対象業務の例
- 2 留意事項
 - (1) 実施要領の作成
 - (2) 評価基準の作成
 - (3) プロポーザル評価委員選定
 - (4) 提案資格の例外
 - (5) 提出要請書の内容
 - (6) 公募型プロポーザル方式
 - (7) 指名型プロポーザル方式
 - (8) ヒアリング
 - (9) 提案書作成要領の作成
 - (10) 価格設定
 - (11) プロポーザル評価
 - (12) 特定・非特定の通知
 - (13) 結果の公表
 - (14) 提案に関する機密の保持
 - (15) 情報公開の対応
 - (16) 提案内容の変更
 - (17) 技術者等の変更
 - (18) 函面等の有料交付について
 - (19) 随意契約交渉

※出所：「横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準」

エ（意見）随意契約ガイドラインの記載内容の明確化について

業務プロセス	Plan(計画)：選定方法の決定、選定手続の実施
監査の視点	有効性・経済性及び効率性

【現状】

市の「随意契約ガイドライン」によれば、随意契約が認められる地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の具体的な例として、「登録業種にない業種の契約を締結するとき」が挙げられており、実際に当該理由を以って随意契約が選択されるケースも多く見受けられる。

＜登録業種にない業種の契約を締結するとき＞

第6号 不利と認められるとき（特例政令時適用無し）

不利と認める場合の事由の認定は、ややもすればその認定が恣意的となるおそれがあると考えられるので、これらの不利と認められる主な事例として次のようなものがあげられる。

（中略）

(4) 登録業種にない業種の契約を締結するとき

予定価格が随意契約によることができる金額を超える契約については、本来、競争入札により契約の相手方を決定することになるが、競争入札による場合には、業種別に参加資格を決定し、当該資格について公告を行い、資格審査を行った上で、競争入札有資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載し、名簿登録業種を発注する場合は、競争入札によることになる。本市では、当該事務については、時間を要すること及び煩雑な事務手続きが必要となることから、名簿の登録業種以外の業務等を発注する場合は、本号を根拠に随意契約（2者以上から見積もりを徴する競争見積もり合わせ）により随意契約を締結しているのが通例である。

※出所：「随意契約ガイドライン」

「本市では、（中略）名簿の登録業種以外の業務等を発注する場合は、本号を根拠に随意契約（2者以上から見積もりを徴する競争見積もり合わせ）により随意契約を締結しているのが通例である。」と記載されているが、この考え方があまりに拡大されると、本来競争入札の実施が可能な契約まで安易に随意契約が選択されるリスクがあると考えられる。

【意見】

市においては、名簿の登録業種以外の業務等を発注する場合、そのことのみを理由として安易に随意契約を選択するのではなく、まずは当該業務等における業種を名簿に登録することで競争入札が可能とならないか検討することが望ましい。

例えば、毎年継続して実施している業務や広く全庁的に実施する可能性がある業務などについては、登録することの時間的及び事務的な労力に比して、競争入札の導入拡大の可能性が大きいと考えられる。

具体的な検討については、契約担当部署が登録業種への追加の検討を行うとともに、市契約監理課に対して登録の要望を伝達することが望ましい。この際、登録することのメリットが想定されない場合には、市契約監理課は登録ができない理由を明確に示すことが望ましい。

なお、市においては、上記具体的な検討の流れを整理した上で随意契約ガイドラインにおいて明確に記載し、安易に随意契約を選択することがないよう随意契約ガイドラインを改定することが望ましい。

オ（意見）随意契約における参加者の有無を確認する公募手続（試行）の効果測定について

業務プロセス	Plan(計画)：選定方法の決定、選定手続の実施
監査の視点	有効性・経済性及び効率性・説明責任及び透明性

【現状】

市は、平成 26 年 1 月 30 日福岡市公正入札監視委員会による「随意契約総点検に係る意見書」を踏まえ、履行期間の始期が平成 26 年 4 月 1 日以降の契約から「随意契約における参加者の有無を確認する公募手続（試行）」（以下「公募手続」という。）を実施することとした。

当該公募手続は、「随意契約における参加者の有無を確認する公募手続（試行）に関する要綱」に基づき、随意契約における業者選定手続の透明性、競争性を確保するため、市が発注する建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。）及び製造の請負契約並びに委託契約及び物品の購入契約その他の契約（以下「請負契約等」という。）において、業務の専門性や特殊性などの理由により特定の者との契約を予定している案件について、他に履行できる者がいないかどうかということに関して、必要な要件を明示して参加者を募るものである。

公募手続の概要は次のとおりである。

＜公募手続の概要＞

<p>第 2 条 公募手続は、公示を行い、応募者があった場合、事業所管局・区・室（以下「事業所管局」という。）において、応募者が請負契約等の履行に必要な要件（以下「公募要件」という。）を満たす者であるかその適格性を審査する。</p> <p>2 前項の審査の結果、公募要件を満たす応募者がいる場合は、特定の者にこの応募者を加え、指名競争入札、複数者による見積合せ又は企画競争（以下「指名競争入札等」という。）に付すものとする。</p> <p>3 第 1 項の審査の結果、公募要件を満たす応募者がいない場合又は応募者がいない場合は、特定の者と随意契約の締結を行うものとする。</p>

※出所:「随意契約における参加者の有無を確認する公募手続(試行)に関する要綱」

特定の者との契約を予定している案件のうち、どの案件について公募手続を実施するか、また、その後の実施手続などについては各事業所管部署に委ねられている。

そのため、市では、市全体における公募手続を実施した件数及び公募要件を満たす応募件数については把握しているものの、公募手続の実施に至った案件の選定過程や現在までに実施した公募手続の結果の状況など、公募手続の市全体としての網羅的な情報及び実態については、特段把握していない。

なお、制度が開始された平成 26 年度から令和 2 年度までの実績は、公募手続を実施した 347 件中、公募要件を満たす応募案件は、32 件（9.2%）である。

【意見】

市においては、公募手続の目的である契約事務の透明性及び競争性の確保のために市全体における公募手続の実施状況を網羅的に把握し、公募手続が適切に運用されていることを確認することが望ましい。

また、平成 26 年度の開始時から現在に至るまでの市全体の公募手続の内容について把握及び分析を行い、公募手続の効果の測定を行うことが望ましい。

公募手続の内容把握及び分析の方法については、次のとおり各段階に分解して検討することも一案である。

＜公募手続の内容把握及び分析に係るフロー例＞

No.	公募手続	競争性ある契約手続	検証事項の一例	
①	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">公募手続 を実施し ない</div>		☆このケースの件数は把握できていない。 ・公募手続を実施しなかった案件について、実施することで競争性等が確保できなかったか、検証を行う。	
②	<div style="display: flex; align-items: center; gap: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">公募手続 の実施</div> <div style="font-size: 24px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">応募者 なし</div> </div>		☆公募手続を実施した案件のうち、ほとんどがこのケースに該当 ・公募期間の設定の妥当性を検証する。 ・周知の状況を検証する。	
③		<div style="display: flex; align-items: center; gap: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">応募者 あり</div> <div style="font-size: 24px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">競争性ある 契約手続</div> <div style="font-size: 24px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">実施でき なかった</div> </div>	・公募要件を満たす応募者から参加申し込みがあったにも関わらず、契約手続に至らなかった理由を検証する。	
④			<div style="display: flex; align-items: center; gap: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">実施 できた</div> </div>	☆このケースを増やすことが目標 ・業務内容に特徴があるか等を分析する。 ・市の他の委託業務に適用できないか検討する。

※出所：監査人作成

さらに、平成 26 年度の開始以来「試行」という形での実施を継続しているが、今後の検証結果を踏まえ、契約事務の透明性及び競争性の確保のため、本番施行へ移行することが望ましい。

カ（意見）「業務委託契約における再委託の運用基準」の周知徹底及び見直しについて

業務プロセス	Do（実行）：再委託承諾手続
監査の視点	有効性・説明責任及び透明性

【現状】

地方公共団体の契約は、契約の相手方として特定の者を公正に選定した上で契約の履行確保を図るものであるため、「業務委託契約」により委託した業務は、本来、受託した事業者が自ら履行すべきものである。

また、再委託を行なうことは、事故が発生するリスクの増大や事故発生時の責任の所在が不明確になることなどが懸念されるため、安易に再委託が行われないように留意する必要がある。

これらのことを踏まえ、市の標準契約書には、「業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。」「受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。」と規定している。

また、市は、再委託の承諾手続の標準化を図ることを目的に、委託契約の相手方が再委託を行う場合の取扱いについて「業務委託契約における再委託の運用基準」（以下「運用基準」という。）を定めている。

運用基準では、再委託の承諾手続について、次のように定めている。

＜再委託の承認手続＞

委託契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び所在地並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約予定金額について記載した書面を契約の相手方に提出させ、次に掲げる事項について審査し、適当と認められる場合に書面にて承諾を行うものとする。なお、再委託に関する書面に記載された事項について、変更がある場合には、委託契約の相手方に遅滞なく変更の届出を提出させ、同様に審査及び承諾を行うものとする。

〔審査事項〕

- ア 再委託される業務が委託業務の全部又は主たる部分でないこと
- イ 再委託を行う合理的理由
- ウ 再委託の相手方が、再委託される業務を履行する能力
- エ 再委託の相手方が、福岡市競争入札参加停止等措置要領（平成7年1月11日助役決裁）に基づく競争入札参加停止、競争入札参加資格取消又は排除措置を受けている者でないこと
- オ その他必要と認められる事項
 - ※「主たる部分」については、事業担当課が各業務の内容等により判断する。一般的には、総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定、技術的判断等は、「主たる部分」に該当すると考えられる。
 - ※エについては、FINE「契約事務」の「業者選定等で注意を要する業者」にて確認する。

〔参考様式〕

再委託承諾申請書（例）・・・・・・別紙1

再委託承諾書（例）・・・・・・別紙2

※申請書のみでは再委託の相手方の履行能力に疑義があるときは、事業担当課が必

要と考える資料を提出させる。

なお、特命随意契約を締結したものについて承諾を行う場合には、特命随意契約によることとした理由と不整合とならないか特に留意しなければならない。

※出所：「業務委託契約における再委託の運用基準」

運用基準では、委託契約の相手方が再委託を行う場合に契約の相手方に提出させる書面の参考様式（再委託承諾申請書（例））を用意しており、手続の標準化及び審査の有効性の確保を行っている。

＜再委託承諾申請書（例）の様式＞

再委託承諾申請書（例）	
年 月 日	
（あて先）福岡市長	
所 在 地 商 号 又 は 名 称 代 表 者 役 職 ・ 氏 名	
印	
契約の履行に当たり、下記のとおり再委託を行うこととしたいので、承諾願います。なお、当該第三者の使用に関する一切の責任は、当社が負うことを誓約します。	
記	
契 約 件 名	
再委託を行う業務の範囲	
再委託先	（所在地） （商号又は名称） （代表者役職・氏名）
再委託予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
再委託の契約予定金額	円
再委託が必要な理由	
再委託先選定理由（実績等）	
再委託先の適格性	業務履行に必要な人員・技術・設備等 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 期間内の適正な業務履行の確保 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 暴力団員に該当する者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当
再委託する業務内容のうち個人情報又は情報資産の取扱いの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

※「再委託先の適格性」及び「再委託する業務内容のうち個人情報又は情報資産の取扱いの有無」については、申請者が確認のうえ、チェックを付けること。

※出所：「業務委託契約における再委託の運用基準」

【意見】

本監査において委託契約ごとの再委託申請の状況を確認したところ、次のような事項が検出された。

- 運用基準で示した「再委託承諾申請書（例）」を使用せず、従来から使用している承諾申請書を使用している。
- 運用基準で示した「再委託承諾申請書（例）」を使用しているが、一部の項目（例えば「再委託の予定契約金額」など）について、所管局（課）の判断で削除している。
- 運用基準で示した「再委託承諾申請書（例）」を使用しているが、一部の項目（例えば「再委託の予定契約金額」など）について、市契約監理課との協議及び所管局（課）内の方針決定に基づき削除している。

<再委託に関連する発見事項>

区分	結果及び意見の項目	ページ
結果	再委託承諾申請書の正確な記載について	86
結果	再委託の相手方に関する網羅的な情報入手及び適正な審査の実施について	95
結果	再委託の相手方に関する網羅的な情報入手及び適正な審査の実施について	98
結果	再委託の相手方に関する網羅的な情報入手及び適正な審査の実施について	102
結果	再委託の相手方に関する網羅的な情報入手及び適正な審査の実施について	108
結果	再委託承諾手続の実施について	113
意見	「再委託承諾申請書」の情報不足に伴う再委託割合の把握について	140
意見	再委託の承諾手続に係る文書の保管について	160
結果	再委託承諾手続の実施について	187
結果	再委託の相手方に関する網羅的な情報入手及び適正な審査の実施について	191
結果	再委託の相手方に関する網羅的な情報入手及び適正な審査の実施について	194
結果	再委託に係る妥当性の判断根拠の明確化等について	215
結果	再々委託に係る適切な審査の実施について	216
結果	再委託承諾手続の実施について	224
結果	再委託の相手方に関する網羅的な情報入手及び適正な審査の実施について	230
結果	再委託の相手方に関する網羅的な情報入手及び適正な審査の実施について	280
結果	再委託に係る妥当性の再検討等について	283
結果	再委託承諾手続の実施について	335
結果	再委託等の相手方に関する事前審査について	374
結果	再委託承諾申請に係る適切な審査の実施について	376
結果	再委託の相手方に関する網羅的な情報入手及び適正な審査の実施について	466
意見	再委託に関する契約書の文言改定について	483

区分	結果及び意見の項目	ページ
結果	再委託承諾手続の実施について	485
結果	「再委託承諾申請書」の記載内容の明確化及び情報不足に伴う様式の変更について	489
結果	「再委託承諾申請書」の記載内容の明確化及び情報不足に伴う様式の変更について	494
結果	再委託の相手方に関する網羅的な情報入手及び適正な審査の実施について	498
結果	再委託承諾手続の実施について	519

このように、市における再委託の申請手続について、部署ないしは委託契約によっては運用基準が定める取扱いとは相違する取扱いがみられた。

よって、市においては、再委託の承諾手続の標準化を図るため、市全体における再委託の申請手続における運用基準の適用状況を把握するとともに、正当な理由なく適用していない所管局（課）には運用基準に従うよう指導することが望ましい。

また、「再委託承諾申請書（例）」の一部の項目（例えば「再委託の予定契約金額」等）については、契約の性質によっては記載することが難しい場合も想定されるが、そのような場合の申請上の取扱いについて、現状の運用基準には規定されていない。

そこで、「再委託承諾申請書（例）」の一部の項目について正当な理由により記載が難しい場合には、例えば、契約監理課との協議及び所管局（課）における方針決定等を条件として申請項目の一部の変更を認めるなど、実務上の取扱いに即した方法を運用基準に規定することが望ましい。

3 監査の結果及び意見（各論）

（1）会計室

ア 財務会計・庶務管理システムの機器更新対応業務委託（会計管理課）No1

（ア）事業及び業務委託の概要

本業務委託は、市の財務会計、庶務管理システム機器更新に伴い、当該システムをインフラ共通基盤に移行するために必要なシステム改修等の対応作業を行うものである。

（イ）委託契約の概要

（単位：千円）

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	財務会計・庶務管理システムの機器更新対応業務委託
B. 契約者名	—	—	株式会社九電工
C. 契約開始日	—	—	令和元年 6 月 27 日
D. 契約終了日	—	—	令和 2 年 3 月 25 日
E. 契約方法	—	—	特命随意契約
F. 予定価格	—	—	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	—	122, 100
H. 落札率 (= G / F)	—	—	XXX%
I. 最終契約額(税込)	—	—	122, 100
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	1 者

（注）「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

（ウ）監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

(2) 市長室

ア 福岡市ホームページ運用管理・保守業務委託（広報戦略室広報課）No2

(ア) 事業及び業務委託の概要

市は、福岡市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）の作成及び運営に当たり、ホームページ作成システム WillCommunity（以下「CMS」という。）を利用している。本委託業務は、次のとおり市ホームページの円滑な運営を行うために、CMS の運用管理、保守、CMS の利用支援、インターネット公開環境の運用、その他ホームページ上のサービス等を実施するものである。

<基本要件>

- | |
|----------------------------------------------------------------------|
| (1) ホームページの 24 時間 365 日安定した稼働を実現するために、ホームページと CMS の運用管理・保守体制を整備すること。 |
| (2) 迅速な保守対応により一般利用者がホームページを常に利用できるような高い可用性を確保すること。 |

※出所：「仕様書」

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	平成 29 年度福岡市ホームページ運用管理・保守業務委託	平成 30 年度福岡市ホームページ運用管理・保守業務委託	平成 31 年度福岡市ホームページ運用管理・保守業務委託
B. 契約者名	株式会社 BCC	株式会社 BCC	株式会社 BCC
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	22,032 千円	17,917 千円	17,280 千円
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	22,032 千円	17,917 千円	18,350 円
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

(3) 総務企画局

ア 平成31年度福岡市公共施設案内・予約システムサービスセンター運營業務委託（ICT戦略室情報システム課）No3

(ア) 事業及び業務委託の概要

市は、市民が市所有の公共施設を利用するために、インターネットで抽選、予約等の申請をするためのシステム（以下「公共施設案内・予約システム」という。）を提供している。

本業務委託は、当該公共施設案内・予約システム利用者の問合せ対応等を行う公共施設案内・予約システムサービスセンターを設置するものであり、具体的な業務は次のとおりである。

<本委託業務の業務内容>

(1) 公共施設案内・予約システムサービスセンター運營業務
(2) 事務改善の提案
(3) 協議内容の保存
(4) 業務遂行状況の報告等

※出所：「仕様書」

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	①平成 29 年度福岡市公共施設案内・予約システムサービスセンター運營業務委託(4 月～5 月) ②同上(6 月～3 月)	平成 30 年度福岡市公共施設案内・予約システムサービスセンター運營業務委託	平成 31 年度福岡市公共施設案内・予約システムサービスセンター運營業務委託
B. 契約者名	①株式会社福岡ソフトリサーチパーク ②同上	株式会社福岡ソフトリサーチパーク	株式会社福岡ソフトリサーチパーク
C. 契約開始日	①平成 29 年 4 月 1 日 ②平成 29 年 6 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	①平成 29 年 5 月 31 日 ②平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	①特命随意契約 ②提案競技の最優秀提案事業者と特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	①XXX ②XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	①5,800 ②29,970	35,662	35,662
H. 落札率 (=G/F)	①XXX% ②XXX%	XXX%	XXX%

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
I. 最終契約額(税込)	①5,800 ②29,970	35,662	35,992
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	①1 者 ②3 者	1 者	1 者

(注)「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (意見) トータルコストの視点の導入について

業務プロセス	Plan(計画)：選定方法の決定、選定手続の実施
監査の視点	経済性及び効率性

【現状】

本契約は、平成 28 年度に実施された福岡市公共施設案内・予約システムサービスセンター運營業務委託プロポーザルにおいて、最も優秀な提案者として選定された業者と特命随意契約を締結したものである。市は、平成 29 年度の本契約において当該業者と特命随意契約を締結後、平成 30 年度以降については、業務の履行状況が良好であった場合に限り、令和 2 年 11 月を限度として特命随意契約を継続することとしている。

平成 28 年度に実施されたプロポーザルの評価項目は次のとおりであり、(7)に委託範囲の拡大等の提案に関する項目、(8)に平成 29 年度分の見積額に関する項目がある。

＜プロポーザル実施時の評価項目＞

評価項目	配点
(1) 提案の概要 ・本事業の背景や目的を踏まえた上での取組姿勢やアピールポイントを記載すること。	5 点
(2) 事業運営体制、人材確保 ・本事業について会社全体としての運営体制を記載すること。 ・現場で従事するリーダー、オペレーター（以下「業務従事者」）の役割分担等の実施体制を記載すること。 ・業務従事者の役割毎の人選基準、人材育成の方法及び長期間に渡って人材を確保する方法を記載すること。	10 点
(3) 情報セキュリティ ・情報セキュリティについて提案者の日常的な取組を記載すること。 ・本事業における個人情報保護についての取組を記載すること。	10 点
(4) 事前準備作業期間（引継期間）のスケジュール、運営体制 ・事前準備作業期間（引継期間）の具体的なスケジュール、現委託業者との引継ぎ方法及びその他必要と考えられる作業について記載すること。 ・会社としての運営体制、業務従事者の配置人数を記載すること。	10 点
(5) 運營業務期間のスケジュール、運営体制 ・運營業務期間（平成 29 年 6 月 1 日以降）における日常業務のスケジュール管理について、特にミスを防止する観点から具体的に記載すること。 ・通常期における業務従事者の配置人数と運営体制を記載すること。また、繁忙期対策を具体的に記載すること。 ・業務マニュアルの作成や修正について、記載すること。	15 点

評価項目	配点
(6) 国、自治体での実績 <ul style="list-style-type: none"> ・コールセンター業務等の契約実績について、発注者、対象人数、期間、業務範囲等を具体的に記載すること。 ・これまで自治体等で行ってきた業務の中で独自の提案で特に成果があったことについて具体的に記載すること。 	10点
(7) 委託範囲の拡大等の提案 <ul style="list-style-type: none"> ・本市の委託業務内容を踏まえ、さらに実施可能な業務等の提案がある場合、内容と考えられる効果について記載すること。 ・その他、本事業に関して、独自の提案を記載すること。 	10点
(8) 見積額（平成29年度分） <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度分の見積額を記載すること。 ・通年の業務量により算出した見積額の6分の5程度となること。（履行期間が6月からであるため、10ヵ月分となる。） ・(7)で提案した今後の委託範囲の拡大について、業務量の増加に伴い、追加費用が発生する場合は、可能な範囲でその見積額を別に記載すること。 	10点
合計	80点

※出所：「福岡市公共施設案内・予約システムサービスセンター運営業務委託提案競技説明書」

なお、「(8)見積額」の採点は、次の算定式に基づき計算される。

＜「(8)見積額」の採点に係る算定方法＞

$\text{点数} = 10 \text{点} \times (1 \triangle \text{見積額} \div \text{上限価格})$

※出所：「福岡市公共施設案内・予約システムサービスセンター運営業務委託提案競技採点表」

【意見】

市は、業務の履行状況が良好であった場合、平成29年度から令和2年11月まで契約を継続することを前提としている。しかし、見積額の評価は平成29年度単年度であり、平成30年度以降の見積額については評価対象にしていない。

このことは、例えば平成30年度以降に委託料の増額または減額を計画しているような事業者を市がプロポーザル実施時に把握することができず、業者選定に当たって適切な判断を行うことができなくなる可能性がある。

また、【現状】の＜プロポーザル実施時の評価項目＞「(7) 委託範囲の拡大等」の提案において、例えば平成30年度以降に新たな業務を追加することを計画する業者に対し、市は当該業務に係る見積額も含めて評価項目に組み込むことが可能となる。

よって、複数年にわたる事業のトータルコストを適正化する観点から、プロポーザルの評価項目においても、平成30年度以降の見積額も含めることを検討することが望まれる。

イ 平成31年度ソフトウェアサポート（市税総合情報システム他1システム）業務委託
（ICT戦略室情報システム課）No4

（ア）事業及び業務委託の概要

市が利用する市税総合情報システム及び住民票等即時発行システム（以下「市税総合情報システム等」という。）は、総務企画局 ICT 戦略室情報システム課に設置するホストコンピュータと区役所等に設置する端末機を通信回線で結び、オンライン方式による即時異動処理を行うシステムである。

本業務委託は、当該市税総合情報システム等において、システム変更及び開発並びにシステム保守及び運用（障害対応やシステムに関する相談、システムに係る要望の分析等）を行うものである。

（イ）委託契約の概要

（単位：千円）

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	平成 29 年度ソフトウェアサポート （市税総合情報システム他 1 システム）業務委託	平成 30 年度ソフトウェアサポート （市税総合情報システム他 1 システム）業務委託	平成 31 年度ソフトウェアサポート （市税総合情報システム他 1 システム）業務委託
B. 契約者名	富士通株式会社 九州支社	富士通株式会社 九州支社	富士通株式会社 九州支社
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	174,096	130,464	248,627
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	328,149	307,900	402,934
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

（注）「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

（ウ）監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

ウ 全庁OAシステム運用支援業務委託（ICT戦略室情報システム課）No5

(ア) 事業及び業務委託の概要

市は、平成 30 年度から、職員ポータルや電子メール等の全庁 OA システムを新たに導入している。

本業務委託は、全庁 OA システムの運用において、システムの利活用、安定稼働、障害発生防止、万一の障害発生時の迅速な復旧、市の運用負担の最小化等を目的とするものであり、具体的な業務内容は次のとおりである。

＜本委託業務の業務内容＞

(1) ヘルプデスク業務
(2) 連絡票に基づくシステム変更作業
(3) 利用者管理
(4) データ管理
(5) 障害管理
(6) セキュリティ管理
(7) ドキュメント管理
(8) 保守業務
(9) ソフトウェア改修・予防処置

※出所：「仕様書」

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	全庁 OA システム運用支援業務委託	全庁 OA システム運用支援業務委託
B. 契約者名	—	株式会社九州日立システムズ	株式会社九州日立システムズ
C. 契約開始日	—	平成 31 年 2 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	—	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	—	その他（提案競技の最優秀提案事業者と特命随意契約）	特命随意契約
F. 予定価格	—	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	6,998	22,550
H. 落札率 (=G/F)	—	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	—	6,998	22,795
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

エ 帳票「負担限度額認定証申請手続き」の変更対応に係る保健福祉総合システム変更開発業務委託（ICT戦略室情報システム課）No6

(ア) 事業及び業務委託の概要

市は、介護保険負担限度額の認定に関連して、「負担限度額認定証申請手続き」という帳票を利用している。市の介護保険負担限度額認定証における運用変更に伴い、当該帳票における連番の印字のレイアウト変更等が必要となった。

本業務委託は、当該レイアウト変更等に対応するため、帳票の出力元である保健福祉総合システムの変更及び開発を行うものであり、具体的な変更内容は次のとおりである。

<本委託業務の業務内容>

<p>帳票（「介護保険負担限度額認定証」の申請手続きについて）に対して、以下の変更を行う。</p> <p>① 連番（”区コード” - “印刷通番”）等の番号を印字する</p> <p>② 問い合わせ先が封筒の窓枠に収まるように、印字行数を増やして印字する</p> <p>③ 帳票の出力時期を8月から4月に変更する</p>

※出所：「仕様書」

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	帳票「負担限度額認定証申請手続き」の変更対応に係る保健福祉総合システム変更開発業務委託
B. 契約者名	—	—	株式会社日立製作所 九州支社
C. 契約開始日	—	—	令和2年1月27日
D. 契約終了日	—	—	令和2年3月31日
E. 契約方法	—	—	特命随意契約
F. 予定価格	—	—	987
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	—	979
H. 落札率 (=G/F)	—	—	99.2%
I. 最終契約額(税込)	—	—	979
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	1者

(ウ) 監査の結果及び意見

① (意見) 特命随意契約における新規委託チェックリスト利用の要否の検討について

業務プロセス	Plan(計画)：選定方法の決定、選定手続の実施
監査の視点	経済性及び効率性

【現状】

本契約は、次の理由により、市が特定の業者と特命随意契約を締結したものである。

＜特命随意契約の理由＞

本システムは、住基情報及び税情報と連携する DC 設置のサーバ及び区役所などに設置する端末機を通信回線で結び、オンライン方式による即時異動処理を行うなど、高度かつ専門的な知識・経験が必要であるため、本市職員による開発は困難であることから、パッケージソフト（全国標準版）を基本とし、本市独自機能についてカスタマイズ（仕様変更）を施し、委託により開発を行ったものである。

本委託業務は他社では知りえないデータベース構造、プログラム仕様、及びファイル連携などハードウェア・ソフトウェア・ネットワークのシステム全般にわたって精通、熟知している下記業者以外は当該システムの変更開発の履行が困難である。以上により本業務委託については、下記業者と特命随意契約を行うもの。

※出所：「予算執行伺」

市は、本契約に先立ち、「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」に定める新規委託チェックリストを用いて特命随意契約の是非について検討している。

＜新規委託チェックリストのチェック項目＞

(委託先の選定)	<ul style="list-style-type: none">・委託業務が登録業種の場合は、登録業者名簿に登録された者の中から選定しているか・予定委託先が登録業者の場合は、点検日現在、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止措置を受けていないか・予定委託先が登録業者でない場合は、点検日現在、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく排除措置を受けていないか・委託先については、知識、技術、信用、実績等の面で適格性を有する者を選定しているか・代替可能な者が存在しないか 等
(関係課からの情報収集)	<ul style="list-style-type: none">・必要に応じて当該委託業務と同一の業務委託や類似委託を実施している課と情報交換しているか 等
(契約書記載事項)	<ul style="list-style-type: none">・標準委託契約書に定められた記載事項に準じたものとなっているか・記載不要な事項をあえて記載しようとしていないか
(委託内容の説明)	<ul style="list-style-type: none">・仕様書には細部にわたり具体的に業務内容、範囲等が記載されているか 等
(予定価格)	<ul style="list-style-type: none">・あらかじめ予定価格を算定することとしているか・類似委託の実例価格等と比較して割高な積算をしようとしていないか

(委託の監督及び検査)

- ・委託業務の内容を熟知している監督員が決定されているか
- ・履行開始の確認のため着手届を提出させることとしているか
- ・履行開始に当たっては、委託先から必要に応じ実施計画書を提出させるなどして計画内容を把握審査し、履行確保上必要な場合は委託先に指導助言を行うこととしているか 等

※出所：「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」から監査人作成

【意見】

「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」によれば、市は次の場合、新規委託チェックリスト（以下「チェックリスト」という。）を用いたチェックを要しないと定めている。

＜チェックリストの使用が不要となる場合＞

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる委託についてはチェックリストによるチェックを要しないものとする。

- (5) 予定価格が福岡市契約事務規則第 22 条第 6 号に規定する金額以下の委託

※出所：「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」

(随意契約ができる予定価格の額)

第 22 条 令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する予定価格の額は、次の各号に掲げる契約の種類ごとに当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 工事又は製造の請負 250 万円
- (2) 財産の買入れ 160 万円
- (3) 物件の借入れ 80 万円
- (4) 財産の売払い 50 万円
- (5) 物件の貸付け 30 万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100 万円

※出所：「福岡市契約事務規則」

本契約の場合は、上記「福岡市契約事務規則」第 22 条第 6 号に該当し、チェックリストを用いたチェックは本来不要であったと考えられる。

確かに、特命随意契約の実施に慎重を期する意味では、金額の多寡にかかわらずチェックリストを用いたチェックを実施することは望ましいことであるといえる。

しかし、契約金額が少額な契約までチェックリストを用いることは、実務上事務手続が過重になるといった理由から、上記のとおり一定の金額を下回る契約については、チェックリストによるチェックを要しないと考えられる。

以上の趣旨を踏まえれば、本契約のように予定価格が 100 万円を下回り、かつ特命随意契約の理由が明らかなものについてチェックリストを用いることは、効率性の観点から問題がある。

よって、市は、事務手続の効率化の観点から、チェックリストを用いたチェックの要否について検討することが望まれる。

オ 日常生活用具帳票の変更に係る保健福祉総合システム変更開発業務委託（ICT戦略室情報システム課）No7

(ア) 事業及び業務委託の概要

市は、日常生活用具業務の決定時に出力される各種帳票について、各区役所の健康課で登録された対象者（精神障がい者）の場合、問合せ先に健康課の住所等を印字するように、様式を変更している。

本業務委託は、当該様式変更等に対応するため、帳票の出力元である保健福祉総合システムの変更及び開発を行うものであり、具体的な変更内容は次のとおりである。

<本委託業務の業務内容>

<p>【日常生活用具申請及び決定画面の改修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請及び決定画面に、障がい区分のリストボックスを追加する（障がい者、精神障がい者を選択）。 <p>【各種帳票の改修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい区分に「精神障がい者」が選択された場合、「日常生活用具 給付券」「日常生活用具 給付決定通知」「日常生活用具 却下通知書」の問い合わせ先欄に、各区役所健康課の係名、住所等を印字する。

※出所：「仕様書」

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	日常生活用具帳票の変更に係る保健福祉総合システム変更開発業務委託
B. 契約者名	—	—	株式会社日立製作所 九州支社
C. 契約開始日	—	—	令和2年3月10日
D. 契約終了日	—	—	令和2年3月31日
E. 契約方法	—	—	特命随意契約
F. 予定価格	—	—	919
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	—	916
H. 落札率 (=G/F)	—	—	99.7%
I. 最終契約額(税込)	—	—	916
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	1者

(ウ) 監査の結果及び意見

① (意見) 特命随意契約における新規委託チェックリスト利用の要否の検討について

業務プロセス	Plan(計画)：選定方法の決定、選定手続の実施
監査の視点	経済性及び効率性

【現状】

本契約は、次の理由により、市が特定の業者と特命随意契約を締結したものである。

＜特命随意契約の理由＞

本システムは、住基情報及び税情報と連携する DC 設置のサーバ及び区役所などに設置する端末機を通信回線で結び、オンライン方式による即時異動処理を行うなど、高度かつ専門的な知識・経験が必要であるため、本市職員による開発は困難であることから、パッケージソフト(全国標準版)を基本とし、本市独自機能についてカスタマイズ(仕様変更)を施し、委託により開発を行ったものである。

本委託業務は他社では知りえないデータベース構造、プログラム仕様、及びファイル連携などハードウェア・ソフトウェア・ネットワークのシステム全般にわたって精通、熟知している下記業者以外は当該システムの変更開発の履行が困難である。以上により本業務委託については、下記業者と特命随意契約を行うもの。

※出所：「予算執行伺」

市は、本契約に先立ち、「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」に定める新規委託チェックリストを用いて特命随意契約の是非について検討している。

＜新規委託チェックリストのチェック項目＞

(委託先の選定)	<ul style="list-style-type: none">・委託業務が登録業種の場合は、登録業者名簿に登録された者の中から選定しているか・予定委託先が登録業者の場合は、点検日現在、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止措置を受けていないか・予定委託先が登録業者でない場合は、点検日現在、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく排除措置を受けていないか・委託先については、知識、技術、信用、実績等の面で適格性を有する者を選定しているか・代替可能な者が存在しないか 等
(関係課からの情報収集)	<ul style="list-style-type: none">・必要に応じて、当該委託業務と同一の業務委託や類似委託を実施している課と情報交換しているか 等
(契約書記載事項)	<ul style="list-style-type: none">・標準委託契約書に定められた記載事項に準じたものとなっているか・記載不要な事項をあえて記載しようとしていないか
(委託内容の説明)	<ul style="list-style-type: none">・仕様書には、細部にわたり具体的に業務内容、範囲等が記載されているか 等
(予定価格)	<ul style="list-style-type: none">・あらかじめ予定価格を算定することとしているか・類似委託の実例価格等と比較して割高な積算をしようとしていないか

(委託の監督及び検査)

- ・委託業務の内容を熟知している監督員が決定されているか
- ・履行開始の確認のため着手届を提出させることとしているか
- ・履行開始に当たっては、委託先から必要に応じ実施計画書を提出させるなどして計画内容を把握審査し、履行確保上必要な場合は委託先に指導助言を行うこととしているか 等

※出所：「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」から監査人作成

【意見】

「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」によれば、市は次の場合、新規委託チェックリスト（以下「チェックリスト」という。）を用いたチェックを要しないと定めている。

＜チェックリストの使用が不要となる場合＞

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる委託についてはチェックリストによるチェックを要しないものとする。

- (5) 予定価格が福岡市契約事務規則第 22 条第 6 号に規定する金額以下の委託

※出所：「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」

(随意契約ができる予定価格の額)

第 22 条 令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する予定価格の額は、次の各号に掲げる契約の種類ごとに当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 工事又は製造の請負 250 万円
- (2) 財産の買入れ 160 万円
- (3) 物件の借入れ 80 万円
- (4) 財産の売払い 50 万円
- (5) 物件の貸付け 30 万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100 万円

※出所：「福岡市契約事務規則」

本契約の場合は、上記「福岡市契約事務規則」第 22 条第 6 号に該当し、チェックリストを用いたチェックは本来不要であったと考えられる。

確かに、特命随意契約の実施に慎重を期する意味では、金額の多寡にかかわらずチェックリストを用いたチェックを実施することは望ましいことであるといえる。

しかし、契約金額が少額な契約までチェックリストを用いることは、実務上事務手続が過重になるといった理由から、上記のとおり一定の金額を下回る契約については、チェックリストによるチェックを要しないと考えられる。

以上の趣旨を踏まえれば、本契約のように予定価格が 100 万円を下回り、かつ特命随意契約の理由が明らかなものについてチェックリストを用いることは、効率性の観点から問題がある。

よって、市は、事務手続の効率化の観点から、チェックリストを用いたチェックの要否について検討することが望まれる。

カ RPA導入支援業務委託（ICT戦略室ICT戦略課）No8

（ア）事業及び業務委託の概要

本業務委託は、行政事務の効率化及び職員の業務負担軽減を目的とし、庁内業務にRPAを導入するに当たって、技術的支援及び専門的な知見や経験に基づく具体的助言等を得ることでRPAを効果的に活用することを図るものである。具体的な業務内容は次のとおりである。

<本委託業務の業務内容>

(1) RPA 利用環境の構築
(2) 職員によるシナリオ作成への支援
(3) シナリオの作成
(4) AI-OCR の検証
(5) RPA の運用に係るコンサルティング

※出所：「仕様書」

（イ）委託契約の概要

（単位：千円）

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	RPA 導入支援業務委託
B. 契約者名	—	—	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ九州
C. 契約開始日	—	—	平成 31 年 4 月 26 日
D. 契約終了日	—	—	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	—	—	その他（提案競技の最優秀提案事業者と特命随意契約）
F. 予定価格	—	—	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額（税込）	—	—	5,605
H. 落札率（=G/F）	—	—	XXX%
I. 最終契約額（税込）	—	—	5,709
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	4 者

（注）「F. 予定価格」「H. 落札率（=G/F）」は、市の意向により被覆した。

（ウ）監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

キ 令和元年度マイナポイントを活用した消費活性化策の実施準備に係る業務委託（ICT戦略室ICT戦略課）No9

(ア) 事業及び業務委託の概要

国は、消費税率の引上げに伴う反動減対策として、令和2年度にマイナポイントを活用した消費活性化策を実施している。本業務委託は、当該施策の円滑な実施に向けて市が、本庁舎や各区役所等において、マイキーID設定支援窓口運営を委託するものである。具体的な業務内容は次のとおりである。

＜本委託業務の業務内容＞

<p>マイナポイントを利用するにあたって必要となるマイキーIDの取得について、市民等が円滑にマイキーID設定を行えるよう、効果的な支援を実施すること。具体的には、次の業務を実施すること。</p> <p>① マイナポイントを活用した消費活性化策に係るマイキーID設定支援業務</p> <p>② 履行場所の施設内での、案内業務、場内整理、広報物の配布</p> <p>③ 受付窓口での市民等からのマイナポイントを活用した消費活性化策に関する問い合わせや苦情等対応業務</p> <p>④ マイナポイントを活用した消費活性化策以外の目的で受付窓口へ来訪した市民等への各担当課への案内業務（例：マイナンバーカードの取得の場合、市民課等）</p> <p>⑤ 市民等からの不審電話や不審メール等の情報提供の福岡市への報告及び苦情案件についての福岡市への報告</p> <p>⑥ 履行場所での管理運営に関する業務</p>

※出所：「仕様書」

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	令和元年度マイナポイントを活用した消費活性化策の実施準備に係る業務委託
B. 契約者名	—	—	キャリアリンク株式会社
C. 契約開始日	—	—	令和2年1月21日
D. 契約終了日	—	—	令和2年3月31日
E. 契約方法	—	—	その他（提案競技の最優秀提案事業者と特命随意契約）
F. 予定価格	—	—	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額（税込）	—	—	30,000
H. 落札率（=G/F）	—	—	XXX%
I. 最終契約額（税込）	—	—	30,000
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	4者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 再委託承諾申請書の正確な記載について

業務プロセス	Do (実行) : 再委託承諾手続
監査の視点	合規性

【現状】

委託先業者は、業務の一部に関して自ら履行することが困難なことから、別の業者に委託（以下「再委託」という。）している。当該再委託に先立って委託先業者は「再委託承諾申請書」を市に提出し、市から再委託の承認を得ている。

「再委託承諾申請書」に記載された主な内容は次のとおりである。

＜再委託承諾申請書における主な記載内容＞

契約件名	令和元年度マイナポイントを活用した消費活性化策の実施準備に係る業務委託
再委託を行う業務の範囲	消費税率の引上げに伴う反動減対策として、令和2年度に国が実施を予定しているマイナポイントを活用した消費活性化策の円滑な実施に向け、福岡市は、受注者に同施策に係るマイキーID設定支援窓口運営
再委託先	(所在地) 福岡市中央区天神一丁目8番1号 (商号又は名称) 福岡市 (代表者役職・氏名) 福岡市長 高島宗一郎
再委託予定期間	令和2年1月21日～令和2年3月31日
再委託の契約予定金額	2,750,000円
再委託が必要な理由	印刷物の品質の向上のため
再委託先選定理由	貴市でも実績があり、印刷物の品質が担保出来る業者であるため

※出所：「再委託承諾申請書」

実際には当該再委託は、委託先業者が印刷物の印刷等を凸版印刷株式会社に再委託するものである。しかし、上記のとおり、「再委託承諾申請書」における「再委託を行う業務の範囲」及び「再委託先」には、事実と異なる記載がなされている。

市担当者によれば、委託先業者の記載誤りに対し、市担当者も気がつくことができないまま書類を保管していたとのことである。

【指摘事項】

委託先業者が再委託を実施しようとする場合の手続について、市は次のとおり定めている。

＜再委託の承諾手続＞

委託契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び所在地並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約予定金額について記載した書面を契約の相手方に提出させ、(中略)適当と認められる場合に書面にて承諾を行うものとする。(略)

※出所：「業務委託契約における再委託の運用基準について (通知)」

「再委託を行う業務の範囲」及び「再委託先」は、市が再委託の妥当性や再委託先の適格性等について判断する際に重要な要素となる情報である。したがって、当該情報について、「再委託承諾申請書」に誤った記載がなされたまま市が承認を実施していることは、市が再委託の内容を十分に確認せず、再委託の承認手続が形骸化することにつながるおそれがある。

市担当者によれば、本契約の再委託に当たっては、市担当者が委託先業者と事前に協議し、再委託内容や再委託先等について十分に確認をした上で事務処理を行ったとのことである。しかし、当該協議や確認についての文書は保存されていなかった。

よって、市は、当該協議や検討の結果が記録として適切に保存されるよう、提出された「再委託承諾申請書」の内容を十分に確認の上、記載誤りが生じないように留意すべきである。

ク ホストコンピュータ移転に伴うシステム移転作業等業務委託（ICT戦略室システム刷新課）No10

(ア) 事業及び業務委託の概要

市は、システム刷新事業の一環として、平成31年3月に「ホストシステム外部データセンター移転移行方針書」を策定し、福岡市役所北別館に設置しているホストコンピュータで稼動しているシステムについて、外部データセンターに設置するホストコンピュータ上に移転するよう計画を進め、令和2年1月から運用を開始した。

本業務委託は、当該「ホストシステム外部データセンター移転移行方針書」に基づき、税システム及びその他ホストシステムを外部データセンターに移行するための作業、大型プリンタ廃止に伴い必要となる帳票の電子化作業及び外部データセンター移転後に外部システムとの連携に必要なとなるサーバ等の構築作業を行うものである。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	ホストコンピュータ移転に伴うシステム移転作業等業務委託
B. 契約者名	—	—	富士通株式会社 九州支社
C. 契約開始日	—	—	平成31年4月1日
D. 契約終了日	—	—	令和2年1月31日
E. 契約方法	—	—	特命随意契約
F. 予定価格	—	—	720,361
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	—	711,674
H. 落札率 (=G/F)	—	—	98.8%
I. 最終契約額(税込)	—	—	724,853
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	1者

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

ケ 福岡のスタートアップエコシステムに関する現状分析業務委託（企画調整部）No11

(ア) 事業及び業務委託の概要

市は、福岡市におけるイノベーション主導型起業家エコシステムを強化する施策の構築を目指し、MIT REAP (MIT Regional Entrepreneurship Acceleration Program、地域企業創生加速プログラム) に参加している。MIT REAP は、スタートアップエコシステム活性化のため、世界各地の産学官各リーダーの育成を目指すマサチューセッツ工科大学主催の教育プログラムである。

当該教育プログラムの一環として、世界、日本、福岡市各々のイノベーション能力や起業能力を比較調査、分析する課題が市に課されている。本業務委託は、当該課題の実施に当たって必要な調査の一部を委託するものであり、具体的な業務内容は次のとおりである。

<本委託業務の概要>

- | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 指定されているイノベーション能力と起業能力の指標のうち、福岡市（福岡都市圏または福岡県）の指標をそれぞれ 10 以上調査する。また調査データソースを一覧にまとめる。 |
| (2) 起業家（50 人程度）及び投資家（15 人程度）へのアンケート調査を本市と連携して実施する |
| (3) 以下報告書を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> ① (1) (2) から考察される事項やニーズを整理・分析し、起業家及び投資家に関する報告書を作成する。 ② (1) (2) から考察される事項を整理・分析した福岡エコシステムの報告書を作成する。 |

※出所：「仕様書」

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	福岡のスタートアップエコシステムに関する現状分析業務委託
B. 契約者名	—	—	公益財団法人 福岡アジア都市研究所
C. 契約開始日	—	—	令和 2 年 1 月 10 日
D. 契約終了日	—	—	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	—	—	特命随意契約
F. 予定価格	—	—	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	—	1,565
H. 落札率 (= G / F)	—	—	XXX%
I. 最終契約額(税込)	—	—	1,565
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (意見) 特命随意契約に至った経緯の記載について

業務プロセス	Plan(計画)：選定方法の決定、選定手続の実施
監査の視点	説明責任及び透明性

【現状】

本委託契約について市は、次の理由により特定の業者と特命随意契約を締結している。

＜特命随意契約の理由＞

福岡のスタートアップエコシステムに関する現状分析業務委託については、福岡市(福岡都市圏)のデータ収集だけでなく、市の特性や施策を踏まえて福岡のエコシステムの分析等を行う能力が求められる。

本件選定事業者は、本市の特性や施策に精通しており、福岡市や福岡都市圏の動向を把握するための調査分析等を毎年実施している。さらに福岡市(福岡都市圏)の開廃業率など福岡市のスタートアップに関する指標の分析や提言、海外他都市との比較等実施しているため、そのノウハウや調査結果を踏まえた分析が可能である。

よって、本件選定業者に委託するもの。

※出所：「実施伺兼予算執行伺 別紙」

この点、市担当者によれば、市内部での検討により2者に業務の履行が可能か確認したものの、うち1者がスタートアップエコシステムに関する分析業務の経験がなく履行できないとの回答であったため、結果として特命随意契約になったとのことである。

しかし、市が保管している決裁書等には、2者を選定した基準や特命随意契約に至った経緯等に関する記載が不足していた。

【意見】

特命随意契約の締結は、競争性を確保することが困難なことから適用できる場面は限定されている。

＜市の委託先選定方法について＞

(委託先の選定)

第7条

4 特命随意契約を行うことができるのは、他に受託可能な者がいないなど限定的な場合であり、その適用に当たっては十分留意するものとする。

※出所：「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」

＜特命随意契約の考え方について＞

地方公共団体が締結する契約は、競争入札が原則であり、随意契約による場合でも2者以上から見積書を徴し、競争性を確保することが必要である。しかし、真にやむを得ない理由がある場合は、特命随契により契約を締結することになるが、その執行には慎重な判断が必要となる。これは、地方公共団体が締結する契約は、公正性、競争性及び透明性の確保が必要であり、特命随契による場合は、その経過や理由を市民に説明する必要があるためである。

※出所：「随意契約ガイドライン」

上記「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」及び「随意契約ガイドライン」の趣旨を踏まえれば、2者を選定した基準及び特命随意契約に至った経緯に関する検討過程の記録が不足していることは、説明責任の観点から問題があるほか安易に特定の業者との取引を助長することに繋がるおそれがある。

よって、市においては、特命随意契約の理由について十分に検討の上、その過程を記録しておくことが望ましい。

② (意見) 業者選定時における競争性の確保について

業務プロセス	Plan(計画)：選定方法の決定、選定手続の実施
監査の視点	経済性及び効率性

【現状】

本委託契約において、市は、「①(意見) 特命随意契約に至った経緯の記載について」の<特命随意契約の理由>に記載した理由により特命随意契約を締結している。

【意見】

「①(意見) 特命随意契約に至った経緯の記載について」の<特命随意契約の理由>記載のとおり、確かに公益財団法人福岡アジア都市研究所を委託先とする利点が多いことは理解できる。

しかし、本委託業務の主たる部分がアンケート調査の実施及び調査結果の分析であることを踏まえると、例えばコンサルティングファーム等、調査分析業務を行っている業者が実施できる可能性を否定できない。

よって、市は、各業者へのヒアリングや市の他部署への照会等、情報収集に努めることが望まれる。

また、市は、平成26年度から「随意契約における参加者の有無を確認する公募手続(試行)」を実施している。このため、当該制度の活用等を検討し、業者選定時の競争性確保に努めることが望まれる。

<随意契約における参加者の有無を確認する公募手続(試行)の概要>

(趣旨)

第1条 この要綱は、契約の事前準備に際し、他に履行可能な者がいないとして、特定の者を随意契約の相手方に選定しようとする場合において、公募により当該随意契約への参加希望者の有無を確認することにより、手続の透明性を確保するとともに、競争性のある契約への移行を推進するために行う手続(以下「公募手続」という。)の試行に関して、必要な事項を定めるものとする。

(公募手続の概要)

第2条 公募手続は、公示を行い、応募者があった場合、事業所管局・区・室(以下「事業所管局」という。)において、応募者が請負契約等の履行に必要な要件(以下「公募要件」という。)を満たす者であるかその適格性を審査する。

2 前項の審査の結果、公募要件を満たす応募者がいる場合は、特定の者にこの応募者を加え、指名競争入札、複数者による見積合せ又は企画競争(以下「指名競争入札等」という。)に付すものとする。

3 第1項の審査の結果、公募要件を満たす応募者がいない場合又は応募者がいない場合は、特定の者と随意契約の締結を行うものとする。

(公募手続の対象とする契約)

第3条 本要綱の対象とする契約は、福岡市が発注する建設工事(建設業法(昭和24年

法律第 100 号) 第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。) 及び製造の請負契約、委託契約及び物品の購入契約その他の契約 (以下「請負契約等」という。) であって、他に履行可能な者がいないとして、地方自治法第 234 条に定める随意契約の方法により特定の者と契約を締結しようとするもののうち、事業所管局が、公募により当該随意契約の参加希望者の有無を確認する必要があると認めるものとし、当該契約を対象に公募手続を実施するものとする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第 372 号) に定める政府調達に関する協定の適用を受ける契約に該当するものを除く。

※出所：「随意契約における参加者の有無を確認する公募手続 (試行) に関する要綱」

③ (意見) アンケート調査に係る前提条件の検証について

業務プロセス	Do (実行)：業務委託の執行管理
監査の視点	有効性

【現状】

委託先業者は、本委託業務の一環として、起業家に対するアンケート調査、投資家に対するアンケート調査及び福岡市民に対するアンケート調査を実施しており、各調査結果を最終成果物である報告書に添付して市に提出している。

しかし、当該アンケート調査結果には次の情報が記載されていなかった。

- アンケート調査対象を抽出する母集団の属性
- アンケート調査対象の抽出方法 (無作為抽出か有意抽出か等)
- アンケートの実施方法 (郵送か電子メールか等)
- アンケートの実施時期
- アンケートの回答率

【意見】

【現状】で挙げた情報は、いずれもアンケート調査結果を分析する際に重要な判断要素となるものであり、これらを明示しないまま分析を行うと誤った結論が導かれる可能性がある。

例えば、市が実施する「福岡市市政アンケート調査報告書」では、次のとおり、報告書冒頭にアンケート調査の前提条件が記載されている。

<福岡市市政アンケート調査報告書における調査概要>

1. 調査の概要
 - (1) 目的
 - ① 本市の施策や事業に関するアンケートを実施し、施策推進のための参考とする。
 - ② アンケート調査を通じ、市民の市政への関心や理解を深める。
 - (2) 調査対象者

福岡市内に居住する満 18 歳以上の男女 624 人 (就任時)

 - ① 選考方法：住民基本台帳から無作為に抽出した市民の中から承諾を得て依頼
 - ② 任期：平成 31 年 4 月 10 日から令和 2 年 3 月 31 日まで
 - (3) 調査方法 郵送または電子メール
 - (4) 調査主体 福岡市 市長室 広聴課
- (中略)

4. 実施状況

(1) 第1回

実施時期：令和元年5月17日～令和元年6月10日

回収結果：回答者数 581 人（調査対象者数 619 人） 回答率 93.9%

設問数（補足質問除く）：15 問

※出所：「令和元年度 福岡市市政アンケート調査報告書」

よって、市は、委託先業者に対してアンケート調査結果の中でサンプル抽出方法等、調査の前提条件を明示するように指導し、当該前提条件に問題がないかどうか検証できるようにしておくことが望まれる。

コ G20福岡財務大臣・中央銀行総裁会議 通行証制作及び申請受付発行業務委託（国際部国際政策課）No12

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、令和元年6月8日及び9日に開催されるG20福岡財務大臣・中央銀行総裁会議の期間中に実施される交通規制、検問等に伴い、会場であるヒルトン福岡シーホーク周辺における市民生活及び経済活動への影響を最小限に抑えるため、通行を円滑に行う通行証を発行するものであり、具体的な業務内容は次のとおりである。

＜本契約における委託業務内容＞

(1) 通行証の制作
(2) 通行証の申請案内
(3) 通行証の申請受付
(4) 通行証の発行・発送

※出所：「仕様書」

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	G20福岡財務大臣・中央銀行総裁会議 通行証制作及び申請 受付発行業務委託
B. 契約者名	—	—	株式会社三広
C. 契約開始日	—	—	平成31年4月1日
D. 契約終了日	—	—	令和元年6月28日
E. 契約方法	—	—	指名競争入札
F. 予定価格	—	—	7,764
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	—	2,109
H. 落札率(= G / F)	—	—	27.2%
I. 最終契約額(税込)	—	—	2,109
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	3者

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

サ 庶務管理システム改修業務委託（人事給与システム刷新対応）（人事部人事課）No13

(ア) 事業及び業務委託の概要

市は、システム刷新事業の一環として人事給与システムの再構築を進めており、令和2年1月に新人事給与システムの稼働を始めている。

本業務委託は、当該新人事給与システムに対応するため、各種手当、年末調整関係届出、時間外等遡及申請等の入力を可能とするとともに、新人事給与システムとデータ連携が行えるよう庶務管理システムを改修するものである。具体的な業務内容は次のとおりである。

<本委託業務の業務内容>

(1) 結合テスト
(2) 総合テスト
(3) 運用テスト
(4) 開発環境構築・本番環境構築・本稼働立会
(5) プロジェクト管理

※出所：「仕様書」

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	庶務管理システム改修業務委託（人事給与システム刷新対応）	庶務管理システム改修業務委託（人事給与システム刷新対応）
B. 契約者名	—	株式会社 九電工	株式会社 九電工
C. 契約開始日	—	平成 30 年 9 月 13 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	—	平成 31 年 3 月 22 日	令和元年 12 月 27 日
E. 契約方法	—	随意契約（競争見積合わせ）	随意契約（競争見積合わせ）
F. 予定価格	—	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額（税込）	—	45,360	15,520
H. 落札率（=G/F）	—	XXX%	XXX%
I. 最終契約額（税込）	—	45,360	15,807
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率（=G/F）」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 再委託の相手方に関する網羅的な情報入手及び適正な審査の実施について

業務プロセス	Do（実行）：再委託承諾手続
監査の視点	合規性

【現状】

委託先業者は、業務の一部に関して自ら履行することが困難なことから、別の業者に委託（以下「再委託」という。）している。当該再委託に先立って委託先業者は、「業

務の一部再委託の承認について」(以下「再委託承諾申請書」という。)を市に提出し、市から再委託の承認を得ている。

「再委託承諾申請書」に記載された主な内容は次のとおりである。

<再委託の内容>

再委託者名	住所	業務内容
NEC ソリューション イノベータ株式会社	東京都江東区新木 場 1-18-7	・プログラム改修作業に係るプロジェクト 管理及びプログラム製造等の一部業務
株式会社ゲット	福岡市博多区博多 駅中央街 8-20	・プログラム製造等の一部業務

※出所：「再委託承諾申請書」

【指摘事項】

委託先業者が再委託を実施しようとする場合の手続について、市は次のとおり定めている。

<再委託の承諾手続>

委託契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び所在地並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約予定金額について記載した書面を契約の相手方に提出させ、(省略) 適当と認められる場合に書面にて承諾を行うものとする。

※出所：「業務委託契約における再委託の運用基準について (通知)」

しかし、本契約の「再委託承諾申請書」には、再委託の必要性及び再委託の相手方の契約予定金額について記載されておらず、「業務委託契約における再委託の運用基準について (通知)」(以下「再委託運用基準」という。)で求められる情報が一部不足している。

この点、市担当者によれば、本業務における再委託の手続は過年度から現在の様式を用いて運用されており、市は委託先業者に対し、再委託の必要性及び再委託の相手方の契約予定金額を記載させることはしていないとのことである。

市は、業務委託契約について、次の考え方を基本として、委託業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託することを原則禁止とする方針をとっており、本契約においても当該方針に従っている。

<業務委託契約における再委託の基本的な考え方>

地方公共団体の契約は、契約の相手方として特定の者を公正に選定した上で、契約の履行確保を図るものであるため、「業務委託契約」により委託した業務は、本来、受託した事業者が自ら履行すべきものである。

また、再委託を行なうことは、事故が発生するリスクの増大や、事故発生時の責任の所在が不明確になることなどが懸念されるため、安易に再委託が行われないように留意する必要がある。

これらのことを踏まえ、本市の標準契約書には、「業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。」「受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。」と規定している。

※出所：「業務委託契約における再委託の運用基準について (通知)」

<本契約における再委託の制限>

(再委託等の制限)

第7条 受注者は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

※出所：「業務委託契約書」

委託先業者が業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせていないかどうかについて、市は、「再委託承諾申請書」等の情報を基に総合的に判断する必要がある。当該判断に当たって、特に再委託の必要性や再委託の相手方の契約予定金額は重要な項目であるといえる。すなわち、前者の「市が委託先業者に委託した事業をなぜ再委託する必要があるのか」という情報は定性的な視点から、後者の「市が委託先業者に支払う業務委託料のうち、どの程度の割合が再委託先に支払われる予定なのか」という情報は定量的な視点から、それぞれ重要な判断要素の一部であると考えられる。

よって、市は、再委託運用基準に基づき、再委託の必要性、再委託の相手方の契約予定金額等の情報を漏れなく入手した上で必要事項の審査を適切に行い、再委託の承諾を行う必要がある。

なお、市においては、再委託運用基準に示された再委託承諾申請書のひな形を用いることで、審査に用いる再委託先の情報を網羅的に入手することが可能となるため、当該ひな形を利用することが望ましい。

シ 会計年度任用職員等システム構築業務委託（人事部人事課）No14

(ア) 事業及び業務委託の概要

国は、①特別職の任用及び臨時的任用の厳格化及び②一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化の2つを目的として地方公務員法及び地方自治法を一部改正し、令和2年4月1日から新たに会計年度任用職員制度を導入した。

本業務委託は、当該法改正に伴う対応として、市の現行の臨時職員、嘱託職員管理システムを廃止し、新たに会計年度任用職員等システムを構築するものである。

なお、市は、システム刷新事業として人事給与システムの再構築を進めており、本業務委託は、刷新関連プロジェクトとして位置付けられている。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	会計年度任用職員等システム構築業務委託
B. 契約者名	—	—	富士通株式会社九州支社
C. 契約開始日	—	—	平成 31 年 4 月 19 日
D. 契約終了日	—	—	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	—	—	随意契約（競争見積合わせ）
F. 予定価格	—	—	175,383
G. 入札価格 ・当初契約額（税込）	—	—	174,312
H. 落札率（=G/F）	—	—	99.4%
I. 最終契約額（税込）	—	—	177,540
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	1 者

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 再委託の相手方に関する網羅的な情報入手及び適正な審査の実施について

業務プロセス	Do（実行）：再委託承諾手続
監査の視点	合規性

【現状】

委託先業者は、業務の一部に関して自ら履行することが困難なことから、別の業者に委託（以下「再委託」という。）している。当該再委託に先立って委託先業者は、「一部再委託の承諾について」（以下「再委託承諾申請書」という。）を市に提出し、市から再委託の承認を得ている。

「再委託承諾申請書」に記載された主な内容は次のとおりである。

<再委託の内容>

再委託者名	住所	再委託の必要性及び再委託先の選定理由	業務内容
株式会社オリズン	福岡市中央区天神 5-10-11 イートピア天神ビル 2F	本委託業務においては、会計年度任用職員等システムの構築を行うことが求められており、本システムに精通した作業者を体制に加えることが必要と判断したため。	<ul style="list-style-type: none"> ・データ移行業務 ・他システム連携支援
株式会社熊本計算センター	熊本市中央区水前寺 1-7-26		<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度業務 ・会計年度業務（給与）支援
マインドソフトウェア株式会社	熊本市中央区帯山 9-1-45		<ul style="list-style-type: none"> ・退職手当業務支援
富士通エフオーエム株式会社	港区海岸 1-16-1 ニューピア竹芝サウスタワー14F		<ul style="list-style-type: none"> ・操作研修
富士通（西安）系统工程有限公司	西安ハイテク区錦業一路 11 号国家サービスアウトソーシング基地一区 A 座		<ul style="list-style-type: none"> ・各業務開発（プログラミング作業、単体テストのみ）

※出所：「再委託承諾申請書」

【指摘事項】

委託先業者が再委託を実施しようとする場合の手続について、市は次のとおり定めている。

<再委託の承諾手続>

委託契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び所在地並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約予定金額について記載した書面を契約の相手方に提出させ、（省略）適当と認められる場合に書面にて承諾を行うものとする。

※出所：「業務委託契約における再委託の運用基準について（通知）」

しかし、本契約の「再委託承諾申請書」には、再委託の相手方の契約予定金額が記載されておらず、「業務委託契約における再委託の運用基準について（通知）」（以下「再委託運用基準」という。）で求められる情報が一部不足している。

この点、市担当者によれば、本業務における再委託の手続は過年度から現在の様式を用いて運用されており、市は委託先業者に対し、再委託の相手方の契約予定金額を記載させることはしていないとのことである。

市は、業務委託契約について、次の考え方を基本として、委託業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託することを原則禁止とする方針をとっており、本契約においても当該方針に従っている。

<業務委託契約における再委託の基本的な考え方>

地方公共団体の契約は、契約の相手方として特定の者を公正に選定した上で、契約の履行確保を図るものであるため、「業務委託契約」により委託した業務は、本来、受託した事業者が自ら履行すべきものである。

また、再委託を行なうことは、事故が発生するリスクの増大や、事故発生時の責任の所在が不明確になることなどが懸念されるため、安易に再委託が行われないように留意する必要がある。

これらのことを踏まえ、本市の標準契約書には、「業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。」「受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。」と規定している。

※出所：「業務委託契約における再委託の運用基準について（通知）」

<本契約における再委託の制限>

（再委託等の制限）

第7条 受注者は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（中略）

3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

※出所：「業務委託契約書」

委託先業者が業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせていないかどうかについて、市は、「再委託承諾申請書」等の情報を基に合的に判断する必要がある。当該判断に当たって、特に再委託の相手方の契約予定金額、すなわち、「市が委託先業者に支払う業務委託料のうち、どの程度の割合が再委託先に支払われる予定なのか」という情報は、重要な判断要素の一部であると考えられる。

よって、市は、再委託運用基準に基づき、再委託の契約予定金額等の情報を漏れなく入手した上で必要事項の審査を適切に行い、再委託の承諾を行う必要がある。

なお、市においては、再委託運用基準に示された再委託承諾申請書のひな形を用いることで、審査に用いる再委託先の情報を網羅的に入手することが可能となるため、当該ひな形を利用することが望ましい。

(4) 財政局

ア 福岡市予算・決算システム運用管理・保守業務委託（財政部財政調整課）No15

(ア) 事業及び業務委託の概要

予算、決算システムの安定稼働を実現するための運用保守体制を整備し、職員が常に本システムを利活用できるように、迅速な保守対応をもって高い可用性を確保することを目的として委託するものである。具体的な業務内容は次のとおりである。

- (1) 運用保守体制の整備（運用管理・保守体制図の作成、提出を含む）
- (2) 性能・動作状況管理
- (3) 障害対策
- (4) サポート窓口の設置（メールや電話での対応）
- (5) Q&A 対応（Q&A 台帳への記載、提出を含む）
- (6) セキュリティ管理
- (7) 本市クライアント端末の運用支援（端末設置に係る Q&A 対応）
- (8) バックアップ作業
- (9) システムの停止・再起動
- (10) マニュアルの更新
- (11) 組織変更時の支援（マスタ更新作業の支援）
- (12) 法改正等による改修作業
- (13) 定例会（業務報告、連絡会議等）対応

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	福岡市予算・決算システム運用管理・保守業務委託	福岡市予算・決算システム運用管理・保守業務委託	福岡市予算・決算システム運用管理・保守業務委託
B. 契約者名	富士通株式会社九州支社	富士通株式会社九州支社	富士通株式会社九州支社
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	1,875	1,875	2,117
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	1,875	1,875	2,146
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 再委託の相手方に関する網羅的な情報入手及び適正な審査の実施について

業務プロセス	Do (実行) : 再委託承諾手続
監査の視点	合規性

【現状】

委託先業者は、業務の一部に関して自ら履行することが困難なことから、別の業者に委託（以下「再委託」という。）している。当該再委託に先立って委託先業者は、「一部再委託の承諾について」（以下、本業務委託において「再委託承諾申請書」という。）を市に提出し、市から再委託の承諾を得ている。

「再委託承諾申請書」に記載された主な内容は次のとおりである。

<再委託の内容>

再委託者名	住所	再委託の必要性及び再委託先の選定理由	業務内容
株式会社アドヴァンスト・インフォメーション・デザイン	広島市南区稲荷町 2-14	本業務においては、貴市運用環境を熟知した要員による運用、支援体制を整備することにより、効率的に作業を進めていくことが必要との考えから、今年度も昨年度と同様の体制が最適と判断いたしております。	<ul style="list-style-type: none">・業務関連障害対応・業務関連 Q/A 対応

※出所：「再委託承諾申請書」から監査人作成

【指摘事項】

委託先業者が再委託を実施しようとする場合の手続について、市は次のとおり定めている。

<再委託の承諾手続>

委託契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び所在地並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約予定金額について記載した書面を契約の相手方に提出させ、(省略) 適当と認められる場合に書面にて承諾を行うものとする。

※出所：「業務委託契約における再委託の運用基準について（通知）」

しかし、本契約の「再委託承諾申請書」には、再委託の相手方の契約予定金額が記載されておらず、「業務委託契約における再委託の運用基準について（通知）」（以下、本業務委託において「再委託運用基準」という。）で求められる情報が一部不足している。

この点、市担当者によれば、本業務における再委託の手続は過年度から現在の様式を用いて運用されており、市は委託先業者に対し、再委託の相手方の契約予定金額を記載させることはしていないとのことである。

市は、業務委託契約について、次の考え方を基本として、委託業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託することを原則禁止とする方針をとっており、本契約においても当該方針に従っている。

<業務委託契約における再委託の基本的な考え方>

地方公共団体の契約は、契約の相手方として特定の者を公正に選定した上で、契約の履行確保を図るものであるため、「業務委託契約」により委託した業務は、本来、受託した事業者が自ら履行すべきものである。

また、再委託を行なうことは、事故が発生するリスクの増大や、事故発生時の責任の所在が不明確になることなどが懸念されるため、安易に再委託が行われないように留意する必要がある。

これらのことを踏まえ、本市の標準契約書には、「業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。」「受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。」と規定している。

※出所：「業務委託契約における再委託の運用基準について（通知）」

<本契約における再委託の制限>

（再委託等の制限）

第7条 受注者は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（省略）

3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

※出所：「業務委託契約書」

委託先業者が業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせていないかどうかについて、市は、「再委託承諾申請書」等の情報を基に総合的に判断する必要がある。当該判断に当たって、特に再委託の相手方の契約予定金額、すなわち、「市が委託先業者に支払う業務委託料のうち、どの程度の割合が再委託先に支払われる予定なのか」という情報は、重要な判断要素の一部であると考えられる。

よって、市は、再委託運用基準に基づき、再委託の契約予定金額等の情報を漏れなく入手した上で必要事項の審査を適切に行い、再委託の承諾を行う必要がある。

なお、市においては、再委託運用基準に示された再委託承諾申請書のひな形を用いることで、審査に用いる再委託先の情報を網羅的に入手することが可能となるため、当該ひな形を利用することが望ましい。

イ 行政棟警備等委託（財産有効活用部財産管理課）No16

（ア）事業及び業務委託の概要

市の規律秩序の保持、財産の保全、人命の安全保護を図り、市の業務の円滑な運営に寄与することを目的とした業務であり、具体的な業務内容は次のとおりである。

- (1) 庁舎の管理
- (2) 庁舎の秩序維持（不審者、不法不良行為者等の発見及び排除、緊急時の通報連絡等）
- (3) 来庁者対応等

なお、通常は行政棟の警備等に当たることになるが、市庁舎全体に関わる緊急時には、議会棟、北別館の警備と連携し、その事態に当たるものである。

（イ）委託契約の概要

（単位：千円）

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	行政棟警備等委託	行政棟警備等委託	行政棟警備等委託
B. 契約者名	舞鶴警備保障株式会社	舞鶴警備保障株式会社	舞鶴警備保障株式会社
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	指名競争入札	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	45,360	46,494	48,276
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額 (税込)	45,360	46,494	48,723
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	6 者	1 者	1 者

（注）「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

（ウ）監査の結果及び意見

① （結果）予定価格の適切な作成について

業務プロセス	Plan（計画）：仕様書、設計書、予定価格等の作成
監査の視点	合規性

【現状】

本業務委託では、平成 29 年度に指名競争入札が実施されているが、業務内容が警備等委託であることから、平成 30 年度及び令和元年度には特命随意契約を締結している。特命随意契約を締結する際の予定価格の作成について、予定価格の積算基礎として設計書を作成して設計金額を定め、次に、設計金額を前提として予定価格が作成されている。

《平成 30 年度の予定価格の作成について》

平成 30 年度の予定価格の作成では、まず設計書が作成されており、設計金額の内容は次のとおりである。

設計金額＝業務委託料＋消費税相当額

続いて、予定価格書が次のとおり作成されており、予定価格は設計金額に平成 29 年度の落札率を乗じて作成されていることが分かる。

< 予定価格書の内容 >

2	予定価格	¥XX, XXX, XXX (税込)
	(見積書比較価格)	¥XX, XXX, XXX (税抜)
	※29 年度指名競争入札時	落札率 XX. X%
		予定価格は設計金額の XX. X%

※出所：「予定価格書」から監査人作成

しかし、見積書比較価格算定の前提となる業務委託料に記載されている平成 29 年度の落札率を乗ずると、記載された見積書比較価格と異なる額となる。よって、予定価格書における見積書比較価格の金額は誤っている。

<< 令和元年度の予定価格の作成について >>

令和元年度の予定価格の作成においても、まず、設計書が作成されており設計金額の内容は次のとおりである。

設計金額＝業務委託料＋消費税相当額

続いて、予定価格書が次のとおり作成されており、予定価格は設計金額に平成 30 年度の落札率を乗じて作成されていることが分かる。

< 予定価格書の内容 >

2	予定価格	¥XX, XXX, XXX (税込)
	(見積書比較価格)	¥XX, XXX, XXX (税抜)
	※30 年度見積合わせ時	落札率 XX. X%
		予定価格は設計金額の XX. X%

※出所：「予定価格書」から監査人作成

しかし、平成 30 年度に行われた見積合わせの落札率を前提に予定価格及び見積書比較価格を計算すると、予定価格書における予定価格及び見積書比較価格の金額と異なる。よって、予定価格書における予定価格、見積書比較価格の金額は誤っている。

< 平成 30 年度落札率の算定 >

平成 30 年度予定価格	¥XX, XXX, XXX-
平成 30 年度落札額	¥46, 494, 000- (税込)
落札率＝平成 30 年度落札額／平成 30 年度予定価格	
	＝46, 494, 000／XX, XXX, XXX＝XX. X%

※出所：「見積結果表」から監査人作成

【指摘事項】

予定価格は、次のとおり適正に定める必要があることが定められている。

<予定価格の作成>

(予定価格の作成)

第15条 (省略)

- 2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、受給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行移管の長短その他必要な事項を考慮して適正に定めるものとする。

※出所：「福岡市契約事務規則」

本業務委託については、上記のとおり、平成30年度及び令和元年度における予定価格書の作成内容に誤りがある。両年度共に、業者は、市が決定した予定価格以下で見積りを行っていたため、予定価格が誤っていたことにより業者に不利な契約が締結されているわけではなかった。しかし、算定が誤っている以上、結果として予定価格が適正に定められていないと判断せざるを得ない。

よって、市は、予定価格を適正に作成するため、予定価格及び見積書比較価格を算定する際には算定基礎となる各数値の正確性を確かめた上で算定することが必要である。

ウ 福岡市庁用車運行管理システム再構築業務委託（財産有効活用部自動車管理事務所）
No17

(ア) 事業及び業務委託の概要

現行システムは、平成 13 年度から利用しているが、老朽化や OS のサポート終了等に伴い継続利用が困難となっており、システムの再構築が必要となった。

本業務委託は、現在の機能（特認リアルタイムで空車情報の確認ができ、複数の所属で車両を共有して使用する機能）を維持し、効率的な庁用車の運行管理及び必要台数の確保ができるようにすること、また、燃料費の集計や稼働率の算出を容易にすることにより事務量の削減を図ることを目的とした再構築業務委託である。具体的な業務内容は次のとおりである。

- (1) システム導入（開発、カスタマイズ含む）及び運用テスト等
- (2) プロジェクト管理
- (3) 現行システムからのデータ移行
- (4) システムの操作研修の実施、マニュアル等の整備
- (5) 上記以外で提案された業務

(イ) 委託契約の概要

（単位：千円）

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	福岡市庁用車運行管理システム再構築業務委託
B. 契約者名	—	—	株式会社オリズン
C. 契約開始日	—	—	平成 31 年 4 月 15 日
D. 契約終了日	—	—	令和 2 年 1 月 31 日
E. 契約方法	—	—	特命随意契約 (提案競技)
F. 予定価格	—	—	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	—	22,885
H. 落札率 (=G/F)	—	—	XXX%
I. 最終契約額(税込)	—	—	23,309
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	2 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

エ 庁用車運行管理システム運用管理支援業務委託（財産有効活用部自動車管理事務所）
No18

(ア) 事業及び業務委託の概要

上記ウの庁用車運行管理システムに係るソフトウェア一式（サーバ機及び通信機器等のハードウェア一式は対象外）の運用管理支援業務委託であり、具体的な業務内容は次のとおりである。

- (1) システム保守・予防保全等業務
- (2) データ削除（保存期間経過データの削除）
- (3) 障害対応
- (4) 問い合わせ対応
- (5) 本システムからのデータ抽出・提供
- (6) その他（上記以外の事項及び疑義が生じた事項について、市と協議の上決定）

(イ) 委託契約の概要

（単位：千円）

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	庁用車運行管理システム運用管理支援業務委託	庁用車運行管理システム運用管理支援業務委託	庁用車運行管理システム運用管理支援業務委託
B. 契約者名	株式会社日立製作所	株式会社日立製作所	株式会社日立製作所
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	972	972	972
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額 (税込)	972	972	981
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

（注）「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① （結果）再委託の相手方に関する網羅的な情報入手及び適正な審査の実施について

業務プロセス	Do（実行）：再委託承諾手続
監査の視点	合规性

【現状】

委託先業者は、業務の一部に関して自ら履行することが困難なことから、別の業者に委託（以下「再委託」という。）している。当該再委託に先立って委託先業者は、「一部再委託の承諾について」（以下、本業務委託において「再委託承諾申請書」という。）を市に提出し、市から再委託の承諾を得ている。

「再委託承諾申請書」に記載された主な内容は次のとおりである。

<再委託の内容>

再委託者名	住所	再委託の概要	業務内容
正興 IT ソリューション株式会社	福岡県福岡市博多区東光2丁目7-25号	正興 IT ソリューション株式会社は、長年に渡って日立製作所の製品開発、システム構築作業に携わって来た企業で、同社が持つ高度な経験を活用することにより、業務効率の向上が期待できるため、業務の一部を再委託するもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・データ削除 ・新システム構築に伴う、本システムからのデータ抽出、提供

※出所：「再委託承諾申請書」から監査人作成

【指摘事項】

委託先業者が再委託を実施しようとする場合の手続について、市は次のとおり定めている。

<再委託の承諾手続>

委託契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び所在地並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約予定金額について記載した書面を契約の相手方に提出させ、(省略) 適当と認められる場合に書面にて承諾を行うものとする。

※出所：「業務委託契約における再委託の運用基準について (通知)」

しかし、本契約の「再委託承諾申請書」には、再委託の相手方の契約予定金額が記載されておらず、「業務委託契約における再委託の運用基準について (通知)」(以下、本業務委託において「再委託運用基準」という。) で求められる情報が一部不足している。

この点、市担当者によれば、本業務における再委託の手続は過年度から現在の様式を用いて運用されており、市は委託先業者に対し、再委託の相手方の契約予定金額を記載させることはしていないとのことである。

市は、業務委託契約について、次の考え方を基本として、委託業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託することを原則禁止とする方針をとっており、本契約においても当該方針に従っている。

<業務委託契約における再委託の基本的な考え方>

地方公共団体の契約は、契約の相手方として特定の者を公正に選定した上で、契約の履行確保を図るものであるため、「業務委託契約」により委託した業務は、本来、受託した事業者が自ら履行すべきものである。

また、再委託を行なうことは、事故が発生するリスクの増大や、事故発生時の責任の所在が不明確になることなどが懸念されるため、安易に再委託が行われないように留意する必要がある。

これらのことを踏まえ、本市の標準契約書には、「業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。」「受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。」と規定している。

※出所：「業務委託契約における再委託の運用基準について (通知)」

<本契約における再委託の制限>

(再委託等の制限)
第7条 受注者は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
(中略)
3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

※出所：「業務委託契約書」

委託先業者が業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせていないかどうかについては市は、「再委託承諾申請書」等の情報を基に総合的に判断する必要がある。当該判断に当たって、特に再委託の相手方の契約予定金額、すなわち、「市が委託先業者に支払う業務委託料のうち、どの程度の割合が再委託先に支払われる予定なのか」という情報は、重要な判断要素の一部であると考えられる。

よって、市は、再委託運用基準に基づき、再委託の契約予定金額等の情報を漏れなく入手した上で必要事項の審査を適切に行い、再委託の承諾を行う必要がある。

なお、市においては、再委託運用基準に示された再委託承諾申請書のひな形を用いることで、審査に用いる再委託先の情報を網羅的に入手することが可能となるため、当該ひな形を利用することが望ましい。

② (意見) 予定工数と実績工数の比較等による業務実績の事後検証について

業務プロセス	Check (評価) : 業務委託実施後の評価
監査の視点	経済性及び効率性

【現状】

市は、予定価格の作成基礎資料として設計書を作成している。各業務に係る予定工数は次のとおりである。しかし、市は、委託業務の完了時に実績工数の報告を受けていない。

<業務ごとの予定工数>

内 容		員数	単位
運用管理支援	システムエンジニア	0.25	人月
データ削除	システムエンジニア	0.10	人月
障害対応	システムエンジニア	0.10	人月
問い合わせ対応	システムエンジニア	0.35	人月
データ抽出・提供	システムエンジニア	0.15	人月

※出所：「設計書」から監査人作成

【意見】

委託開始時に決定した予定工数の妥当性の検討、翌年度以降の予定工数積算の合理性の向上等を図るには、実績工数を把握し事後検証を行うことが重要である。

よって、市においては、委託業務の完了時に実績工数を適切に把握し、予定工数と比較するとともに、両者に差が発生している場合はその原因を分析するといった業務実績の事後検証を行うことが望ましい。また、これらを行うことで次年度における予定価格の算定に活かすことも可能であると考えられる。

オ 令和元年度 福岡市市税RPAシナリオ作成等業務委託（税務部税制課）No19

(ア) 事業及び業務委託の概要

税務部門への RPA の導入に際して専門的な知見や経験に基づく具体的助言や技術的支援を得ることで RPA を効果的に活用すること、また、税務事務の効率化や職員の業務負担軽減を目的とする業務であり、具体的な業務の範囲は次のとおりである。

- (1) RPA 利用環境の構築
- (2) 職員によるシナリオ保守（作成含む）への支援
- (3) シナリオの作成、保守
- (4) RPA の運用に係るコンサルティング

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	令和元年度 福岡市市税 R P A シナリオ作成等業務委託
B. 契約者名	—	—	株式会社 B C C
C. 契約開始日	—	—	令和元年 6 月 3 日
D. 契約終了日	—	—	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	—	—	特命随意契約
F. 予定価格	—	—	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	—	3,378
H. 落札率 (=G/F)	—	—	XXX%
I. 最終契約額(税込)	—	—	4,150
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	3 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

カ 個人市民税当初賦課事務の処理業務委託（税務部課税企画課）No20

（ア）事業及び業務委託の概要

個人市民税の当初賦課に当たり、給与支払者あるいは納税義務者等から提出があった給与支払報告書、年金支払報告書、確定申告書等についてのデータエントリー、各種チェック及び資料並び替え、イメージデータの取得等の高度でかつ膨大な事務処理を委託するものである。

また、特別徴収税額通知書及び普通徴収納税通知書について、地方税法に定める発送日までに賦課事務を完了させるために 100 万件を超える課税資料のデータエントリー等を効率的に行う必要があるため、当該事務処理に必要な能力を有する業者を指名競争入札により選定するものである。

（イ）委託契約の概要

（単位：千円）

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	個人市民税当初賦課事務の処理業務委託	個人市民税当初賦課事務の処理業務委託	個人市民税当初賦課事務の処理業務委託
B. 契約者名	NDS データソリューションズ株式会社	NDS データソリューションズ株式会社	NDS データソリューションズ株式会社
C. 契約開始日	平成 29 年 11 月 28 日	平成 30 年 11 月 29 日	令和元年 11 月 26 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 29 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	78,652	80,520	80,850
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	78,652	80,520	80,850
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	4 者	3 者	2 者

（注）「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

（ウ）監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

キ 2019年度市有建築物等の保全業務委託（アセットマネジメント推進部アセットマネジメント推進課）No21

(ア) 事業及び業務委託の概要

市有建築物等（市の一般会計及び特別会計に属する施設に限る。）の維持補修及び改良に関する業務を委託するものである。当該業務は、以下に掲げる工事で1件が250万円以下のものとし、緊急を要する大規模な修繕等（250万円を超える工事でやむを得ない理由により緊急的な対応が必要な修繕等）を含むものである。

- (1) 内壁、外壁等の補修及び塗装、屋根、床等の修繕、その他の諸修繕
- (2) 消防設備の改良、便所の改良、窓枠の改良、その他の諸改良

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	平成 29 年度市有建築物等の保全業務委託	平成 30 年度市有建築物等の保全業務委託	2019 年度市有建築物等の保全業務委託
B. 契約者名	公益財団法人福岡市施設整備公社	公益財団法人福岡市施設整備公社	公益財団法人福岡市施設整備公社
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	2, 012, 900	2, 223, 993	2, 202, 222
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	2, 653, 966	2, 901, 329	2, 858, 865
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 再委託承諾手続の実施について

業務プロセス	Do (実行) : 再委託承諾手続
監査の視点	合规性

【現状】

契約の相手方である公社は、平成 12 年 3 月に設立された市の外郭団体である（平成 26 年 4 月 1 日公益財団法人へと移行）。設立目的は、公共建築物の維持保全に関する業務及び調査研究を行うとともに、その成果を一般に普及することにより建築物の安全性と機能性の確保を保ち、もって市民の生活環境の向上と福祉の増進に寄与することが掲げられている。

本業務委託は、市が、市有建築物等（市の一般会計及び特別会計に属する施設に限る。）の維持補修、改良に関する原則 250 万円以下の各工事について、市が個別の入札又は随意契約の手続を行うことなく、工事等依頼書によって迅速かつ効率的に実施できることを大きな目的として行われているものである。

公社には、公共施設の維持保全に精通した技術職員が多数配置されているが、本業務委託によって市が指示する業務内容の多くを当該技術職員らが行うのではなく、公社が手配した業者（あらかじめ公社の名簿に登録した業者）によって実施されている。

市は、公社に業者の選定や個別見積り、契約手続等を全て一任しており、市としての関与はしていない。

ここで、市は、委託先業者が再委託を実施しようとする場合の手続について、次のように定めている。

<再委託の承諾手続>

2 再委託の承諾手続

委託契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び所在地並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約予定金額について記載した書面を契約の相手方に提出させ、次に掲げる事項について審査し、適当と認められる場合に書面にて承諾を行うものとする。なお、再委託に関する書面に記載された事項について、変更がある場合には、委託契約の相手方に遅滞なく変更の届出を提出させ、同様に審査及び承諾を行うものとする。

※出所：「業務委託契約における再委託の運用基準について（通知）」

市は、業務委託契約について、次の考え方を基本として、委託業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託することを原則禁止とする方針をとっており、本契約に係る契約書においても、当該方針に従って再委託の制限に関する規定がある。

<業務委託契約における再委託の基本的な考え方>

地方公共団体の契約は、契約の相手方として特定の者を選定した上で、契約の履行確保を図るものであるため、「業務委託契約」により委託した業務は、本来、受託した事業者が自ら履行すべきものである。

また、再委託を行うことは、事故が発生するリスクの増大や、事故発生時の責任の所在が不明確になることなどが懸念されるため、安易に再委託が行われないように留意する必要がある。

これらのことを踏まえ、本市の標準契約書には、「業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。」「受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。」と規定している。

※出所：「業務委託契約における再委託の運用基準について（通知）」

<本契約における再委託の制限>

第8条 受注者は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 （省略）

3 第1項の規定に関わらず、受注者が委託業務の執行にあたり直接処理することが困難な場合、又は直接処理するより効果的に処理ができる場合は、受注者は、業務の一部を第三者に委託して処理させることができる。

※出所：「市有建築物等の保全業務委託契約書」

この点、公社が手配した業者が維持補修等の工事を行うことについて、再委託の承諾手続等は取られていない。

【指摘事項】

本業務委託について、市有建築物等の維持補修等の工事は公社の技術職員が行わず、公社が手配した第三者たる業者に対し、公社が見積りをとった金額において委託されている。

個別の業者選定や契約予定金額に市の関与はないことからすれば、これは、業務内容の「再委託」であると評価せざるを得ない。

このため、再委託である場合は、上記の「業務委託契約における再委託の運用基準」に従い、再委託の承諾手続をしなければならない。仮に、本業務の「再委託」の点を業務委託契約書第8条第3項の規定に基づくものであるとしても、再委託の承諾手続等が踏まれないまま公社が選定した業者に本業務を委託していることになり、「業務委託契約における再委託の運用基準」には適合しない。

よって、市は、公社の技術職員以外の業者によって維持補修工事等が行われる場合、公社から第三者たる業者への委託は「再委託」に該当するという前提で、業務委託契約書の記載を見直すとともに、再委託の場合の承諾手続等を履行する必要がある。又は、委託業務契約及び仕様書等の設計図書の変更を行い、実質的にも再委託とはならない形の業務委託の形態を検討する必要がある。

② (意見) 個々の工事に関する市の関係部局が行う検査の明示について

業務プロセス	Check (評価) : 業務委託の履行確認
監査の視点	有効性

【現状】

本業務委託において、市が公社に依頼した維持補修等の工事は、実際には公社が手配した業者が当該工事を行う。

維持補修等の個々の工事に対する完了検査の手続について市へ質問したところ、依頼元である市の関係部局が検査を随時実施した上で、公社も検査を行っているとのことである。

しかし、この市の各部局が関与する検査の手続については、契約書及び仕様書には特段の記載がなく、公社と市で取り決めたその他の文書もなかった。

【意見】

市が依頼した市有建築物等の維持補修等の工事について、当該工事が適切に実施されたかどうかの検査が適時に実施されることは、極めて重要である。しかし、工事については業者と公社の契約であり、業者は公社に対して工事施工の義務を負い、市は契約の当事者ではない第三者としての立場となる。

この点、本業務委託の契約書における検査については次の規定があるが、契約期間満了時に公社に対して行われる検査の内容であり、個々の工事に係る適時な検査について規定されたものではない。

<本契約における検査>

(検査及び引き渡し)

- 第26条 受注者は、契約期間中の全ての業務を完了したときは、速やかに委託業務実績報告書を発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による報告を受けたときは、報告を受けた日から10日以内に業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。

3 発注者は、業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前2項の規定を適用する。

※出所：「市有建築物等の保全業務委託契約書」

このため、市の関係部局が行う検査は重要な手続であるにもかかわらず、本業務委託の契約書や仕様書に基づき実施されているものではない。結果として、市の関係部局が行う検査の法的な位置づけが不明確であると考えられる。

よって、市においては、本業務委託の契約書、仕様書等において、個々の工事に関して市の関係部局が行う検査の手続についても明示することが望ましい。

(5) 市民局

ア 博多区新庁舎整備等事業（総務部区庁舎担当）No22

(ア) 事業及び業務委託の概要

本事業は、耐震性能が不足している現博多区庁舎について、建替えにより耐震対策を図るため、現在民間ビルに入居している博多区保健福祉センターと合築して新庁舎を整備し、隣接する藤田公園と一体的な再整備を行うものである。具体的な業務内容は次のとおりである。

<本事業の概要>

(1) 新庁舎整備 現藤田公園の一部を除却し、整地した敷地に新庁舎の整備を行う。
(2) 現庁舎解体 新庁舎へ区役所が移転した後、現庁舎を解体する。（整地工事を含む）
(3) 公園再整備 現庁舎跡地を含めて、藤田公園の再整備を行う。

※出所：「博多区新庁舎整備等事業 事業者公募要項」

本業務委託は、当該事業に係る設計、工事、工事監督、これらに附帯する業務について、設計施工一括発注方式で実施するものである。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	博多区新庁舎整備等事業
B. 契約者名	—	—	大成建設・西日本技術開発・三和興業グループ
C. 契約開始日	—	—	令和元年 12 月 19 日
D. 契約終了日	—	—	令和 6 年 12 月 13 日
E. 契約方法	—	—	一般競争入札
F. 予定価格	—	—	7,267,730
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	—	6,308,280
H. 落札率 (=G/F)	—	—	86.8%
I. 最終契約額(税込)	—	—	6,308,280
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	4 者

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

イ 福岡市中央区役所マイナンバーカード利用ブース設置業務委託（総務部区政課）No23

(ア) 事業及び業務委託の概要

市は、区役所手続の簡素化や、待ち時間短縮を図るため、ICT を活用したサービスを検討している。その中で市は、令和元年度に区役所窓口 ICT 活用推進事業を中央区役所で試験的に実施している。

具体的には、マイナンバーカードを用いた行政手続等に係る申請書自動作成機及び住民票、印鑑証明書等の自動交付機の設置、タブレット端末を用いた窓口案内等が実施されている。

本業務委託は、市が当該事業を実施するに当たって、市民の注目を集めて利用向上を図るためのブース（以下「マイナンバーカード利用コーナー」という。）を中央区役所に造作するものである。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	福岡市中央区役所 マイナンバーカード 利用ブース設置 業務委託
B. 契約者名	—	—	凸版印刷株式会社 九州事業部
C. 契約開始日	—	—	令和元年 10 月 29 日
D. 契約終了日	—	—	令和元年 11 月 23 日
E. 契約方法	—	—	随意契約（競争見 積合わせ）
F. 予定価格	—	—	990
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	—	990
H. 落札率 (=G/F)	—	—	100%
I. 最終契約額(税込)	—	—	990
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	2 者

(ウ) 監査の結果及び意見

① (意見) マイナンバーカード利用コーナー設置による成果の検証について

業務プロセス	Check (評価) : 業務委託実施後の評価
監査の視点	有効性

【現状】

本業務委託は、区役所窓口 ICT 活用推進事業の一環として実施されるものであり、マイナンバーカード利用コーナーにて利用可能なサービスの詳細は次のとおりである。

<マイナンバーカード利用コーナーの提供サービス>

1. マイナンバーカードで申請書を一括作成
 - ・概要：マイナンバーカードを機器に読み込ませて「引っ越し」や「子育て」などの来庁目的から複数の申請書を選択すると、氏名や住所などが印字された申請

書類が一括して印刷されます。

- ・設置数：2 台
- ・利用時間：月～金（区役所開庁日）の午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで

2. マイナンバーカードで住民票の写しなどを即時取得

- ・概要：マイナンバーカードで住民票の写しや印鑑登録証明書、戸籍全部（個人）事項証明書、戸籍の附票の写しを取得できます。
- ・設置物：コンビニ交付対応マルチコピー機（1 台）
- ・利用時間：月～金（区役所開庁日）の午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで（戸籍関係証明は午前 9 時から午後 5 時まで）

3. タブレットで窓口などを案内するフロアマネージャーを配置

- ・概要：タブレット端末を利用して、中央区役所の窓口案内のほか、市政情報や周辺の公共施設の案内も行います。翻訳機も携帯しており、英語や中国語など 74 言語に対応しています。

※出所：「市ホームページ」

また、マイナンバーカード利用コーナー設置後、当該コーナーの利用状況は次のとおりである。

＜マイナンバーカード利用コーナー利用実績＞

項目	実績					
申請書自動作成機の発行枚数						
	令和元年 12月	令和2年 1月	令和2年 2月	令和2年 3月	令和2年 4月	令和2年 5月
	96枚	38枚	20枚	94枚	65枚	43枚
	令和2年 6月	令和2年 7月	令和2年 8月	令和2年 9月	令和2年 10月	
	583枚	701枚	761枚	1,133枚	1,936枚	
住民票等の自動交付機の発行枚数						
	令和元年 12月	令和2年 1月	令和2年 2月	令和2年 3月	令和2年 4月	令和2年 5月
	45枚	74枚	42枚	86枚	93枚	66枚
	令和2年 6月	令和2年 7月	令和2年 8月	令和2年 9月	令和2年 10月	
	76枚	71枚	68枚	122枚	141枚	

※出所：「マイナンバーカード利用コーナーの実績」

しかし、マイナンバーカード利用コーナー設置により期待した効果が得られたかどうか、また、今後の課題とその改善策はどのようなものかといった本事業における成果の検証が実施された資料は保存されていなかった。

この点、市担当者によれば、市民に対して ICT を活用した本サービスの周知を図ることを目的として、現在は、中央区役所職員や窓口案内等の受託事業者と実際の利用数や案内時の市民の反応等を基に、利用数向上に向けた効果的な案内方法等について話し合いを行いながら実施している状況であり、成果の検証等を行う以前の段階であることから検証状況をまとめた資料を作成していないとのことである。

【意見】

マイナンバーカード利用コーナー設置に係る成果の検証結果は、市が本事業の有効性や支出内容の経済性及び効率性を適正に把握するに当たって、重要な資料になると考えられる。

また、当該検証結果は、今後、中央区以外の区役所で同種の事業を展開することとなった場合の参考資料としても有用であると考えられる。

よって、市は、今後、例えば次の観点から本事業の成果を検証するなどして、次年度以降の事業に活用していくことが望まれる。

- 事業実施の背景はそもそも何か、どのような狙いで実施したのか
- 事業の方法や進め方について、留意事項はあるか
- 事業開始時に期待した効果が得られたかどうか
- 課題とその改善策はどのようなものか

ウ 共創プロジェクト推進業務委託（コミュニティ推進部コミュニティ推進課）No24

(ア) 事業及び業務委託の概要

市は、自治協議会と共同で企業や商店街、NPO、大学等の様々な主体と地域の未来を共に創り出す「共創」の取組を推進している。

本業務委託は、「共創」の取組を促進することを目的に、セミナー等の開催や新たなプロジェクト創出の支援などを実施するものであり、具体的な業務内容は次のとおりである。

＜本委託契約の業務概要＞

(1) 共創デスクの設置
(2) 共創プロジェクトホームページの保守、運用
(3) 共創コネクターの配置
① 情報の収集・管理
② 情報提供・情報発信
③ 共創に関する相談業務
④ 共創の取組み創出に向けたワークショップ等の開催
⑤ “ふくおか”地域の絆応援団事務局業務
⑥ 大学・専門学校との連携業務
⑦ 「共創ミーティング」の開催

※出所：「仕様書」

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	共創プロジェクト 推進業務委託	共創プロジェクト 推進業務委託	共創プロジェクト 推進業務委託
B. 契約者名	特定非営利活動法 人九州コミュニテ ィ研究所	特定非営利活動法 人九州コミュニテ ィ研究所	特定非営利活動法 人九州コミュニテ ィ研究所
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	14,634	14,720	14,439
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	14,634	14,720	14,596
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (意見) 業者選定時における競争性の確保について

業務プロセス	Plan(計画)：選定方法の決定、選定手続の実施
監査の視点	経済性及び効率性

【現状】

本業務委託は、平成 29 年度から継続して特命随意契約を締結している。平成 29 年度に特命随意契約とされた理由は次のとおりであり、平成 30 年度及び令和元年度の本契約についても同様の理由である。

＜特命随意契約とした理由＞

- (1) 本業務にあたっては、企業や NPO、大学など様々な主体と地域とを繋ぎながら、共創の取組みや支援、主体間の連携を一体的、密接に進めていく必要があるため、福岡市 NPO・ボランティア交流センターの指定管理業務と一体的に進めることが必要である。
- (2) 特定非営利活動法人九州コミュニティ研究所は、平成 26 年度から、福岡市 NPO・ボランティア交流センターの指定管理者（代表者）として、NPO・ボランティアに関する情報収集・提供、相談業務、交流事業などを行っており、本業務に要求されるコーディネート力や企画力を有している。

以上の理由により、本事業を効率よく履行できる体制を確保できる業者は、当該業者以外存在しないため、特定非営利活動法人九州コミュニティ研究所を契約相手方として選定するもの。

※出所：「起案書」

なお、市は、本業務委託を福岡市 NPO・ボランティア交流センター（以下、通称の「あすみん」という。）の指定管理業務に含めることができないかどうかについて、令和元年度に検討している。しかし、市は次の理由から、本業務委託は指定管理業務にはなじまないと判断している。

＜本業務委託が指定管理業務になじまない理由＞

- (1) 次の観点から、本業務委託は事業として確立されており、公の施設の管理運営業務といえないのではないかと
 - 現状、委託業務として行っている。
 - 予算金額が、10,000 千円を超えている。
 - “ふくおか”地域の絆応援団事務局業務等の特有の事業が含まれている。
- (2) 本委託業務は、市の施策の方向性に左右されるものと考えられる。指定管理業務に含めることは、相手にまかせる（委任）することになり、市としてグリップできなくなるのではないかと

※出所：「市作成資料」

【意見】

特命随意契約の締結は、競争性を確保することが困難なことから、適用できる場面は限定されている。

<市の委託先選定方法について>

(委託先の選定)

第7条 (略)

4 特命随意契約を行うことができるのは、他に受託可能な者がいないなど限定的な場合であり、その適用に当たっては十分留意するものとする。

※出所：「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」

<特命随意契約の考え方について>

地方公共団体が締結する契約は、競争入札が原則であり、随意契約による場合でも2者以上から見積書を徴し、競争性を確保することが必要である。しかし、真にやむを得ない理由がある場合は、特命随契により契約を締結することになるが、その執行には慎重な判断が必要となる。これは、地方公共団体が締結する契約は、公正性、競争性及び透明性の確保が必要であり、特命随契による場合は、その経過や理由を市民に説明する必要があるためである。

※出所：「随意契約ガイドライン」

この点、本業務委託における特命随意契約の理由について、本業務委託の有効性及び効率性の観点から、特定非営利活動法人九州コミュニティ研究所を委託先とする利点が多いことは理解できる。しかし、上記「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」及び「随意契約ガイドライン」の趣旨を踏まえれば、例えば次の観点により、見積合わせ等を通じて、業者選定に競争性を確保することができないかどうか検討が必要であると考えられるが、そのような検討資料は保管されていなかった。

- 共創コネクターはあすみんの共創デスクに常駐しているわけではなく、相談者が指定する場所への訪問等、施設外の活動も多い。そうであれば、あすみんの指定管理者を委託先とする必要性は、必ずしもないのではないか。
- 【現状】の<本業務委託が指定管理業務になじまない理由>に記載したとおり、本業務委託が、事業として確立しているのであれば、他の業者に委託することも可能なのではないか。
- 【現状】の<本業務委託が指定管理業務になじまない理由>に記載したとおり、本業務委託が市の施策の方向性に左右されるものであり、市としてグリップしていくことを優先するのであれば、複数の業者が参加できるように市が仕様書の内容自体を再検討することも選択肢ではないか。
- 市が、平成26年度から実施している「随意契約における参加者の有無を確認する公募手続（試行）」の活用も選択肢のひとつではないか。

<随意契約における参加者の有無を確認する公募手続（試行）の概要>

(趣旨)

第1条 この要綱は、契約の事前準備に際し、他に履行可能な者がいないとして、特定の者を随意契約の相手方に選定しようとする場合において、公募により当該随意契約への参加希望者の有無を確認することにより、手続の透明性を確保するとともに、競争性のある契約への移行を推進するために行う手続（以下「公募手続」という。）の試行に関して、必要な事項を定めるものとする。

(公募手続の概要)

第2条 公募手続は、公示を行い、応募者があった場合、事業所管局・区・室（以下「事

業所管局」という。)において、応募者が請負契約等の履行に必要な要件(以下「公募要件」という。)を満たす者であるかその適格性を審査する。

2 前項の審査の結果、公募要件を満たす応募者がいる場合は、特定の者にこの応募者を加え、指名競争入札、複数者による見積合せ又は企画競争(以下「指名競争入札等」という。)に付すものとする。

3 第1項の審査の結果、公募要件を満たす応募者がいない場合又は応募者がいない場合は、特定の者と随意契約の締結を行うものとする。

(公募手続の対象とする契約)

第3条 本要綱の対象とする契約は、福岡市が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。)及び製造の請負契約、委託契約及び物品の購入契約その他の契約(以下「請負契約等」という。)であって、他に履行可能な者がいないとして、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により特定の者と契約を締結しようとするものうち、事業所管局が、公募により当該随意契約の参加希望者の有無を確認する必要があると認めるものとし、当該契約を対象に公募手続を実施するものとする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)に定める政府調達に関する協定の適用を受ける契約に該当するものを除く。

※出所:「随意契約における参加者の有無を確認する公募手続(試行)に関する要綱」

よって、市は、安易に特定の業者との取引を選択することがないよう、特命随意契約の理由について十分に検討の上、できる限り、業者選定時の競争性確保に努めることが望まれる。

② (意見) 共創デスク利用状況の改善について

業務プロセス	Do(実行):業務委託の執行管理
監査の視点	有効性

【現状】

「(ア) 事業及び業務委託の概要」に記載したとおり、市は、本業務委託の中で、あすみんに次のとおり「共創デスク」を設置している。

<共創デスクの概要>

- 趣旨
共創の地域づくりに関心を持つ、様々な主体を繋ぐための窓口
- 設置日時
原則として、日曜日及び祝休日、あすみんの保守等に要する日及び年末年始(12月29日~1月3日)を除く日の、午前10時~午後6時

※出所:「仕様書」

共創デスクには共創コネクターが配置されており、共創に関する相談を受け付けている。なお、相談には事前予約が必要となっている。また、共創デスクでの相談のほか、相談者の希望に応じて、相談者指定の場所に共創コネクターが現地訪問する場合もある。

平成29年度から令和元年度までの相談受付状況等は次のとおりである。

＜共創コネクターの相談受付状況＞

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
共創デスク設置日数	176 日	292 日	290 日
相談受付及び情報収集等の件数	108 件	103 件	113 件
（うち、共創デスクでの相談受付）	(37 件)	(14 件)	(27 件)
（うち、現地訪問による相談受付）	(71 件)	(89 件)	(49 件)
（うち、現地での情報収集等）			(37 件)

※出所：「共創プロジェクト推進業務委託業務報告書（最終）」から監査人作成

【意見】

共創の取組を推進していくに当たっては、企業や商店街、NPO、大学等の様々な関係者からの相談を積極的に受け付けていく必要がある。その観点から言えば、特に共創デスクでの相談受付件数実績が共創デスクの設置日数に比して少なく、改善の余地があると考えられる。

市においては、相談受付件数拡大のための改善策を検討するほか、拡大が困難であれば事前予約があった日時のみ共創デスクを設置する等、有効性及び経済性の両面から共創デスク設置の在り方について検討することが望ましい。

エ 令和元年度冷泉公民館外44館（博多区・城南区）建築物定期（劣化）点検業務委託
（コミュニティ推進部コミュニティ施設整備課）No25

（ア）事業及び業務委託の概要

本契約は、市が所有する博多区及び城南区の公民館等 45 施設の建築物及び建築設備について、建築基準法第 12 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく定期（劣化）点検を委託するものである。

<建築基準法における建築物及び建築設備の点検義務>

<p>（報告、検査等）</p> <p>第十二条（略）2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する特定建築物の管理者である国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者（以下この章において「国の機関の長等」という。）は、当該特定建築物の敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検（当該特定建築物の防火戸その他の前項の政令で定める防火設備についての第四項の点検を除く。）をさせなければならない。ただし、（略）</p> <p>（中略）4 国の機関の長等は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物の特定建築設備等について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。ただし、（略）</p>

※出所：「建築基準法」

（イ）委託契約の概要

（単位：千円）

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	令和元年度 冷泉公民館外 44 館（博多区・城南区）建築物定期（劣化）点検業務委託
B. 契約者名	—	—	有限会社 創研設計事務所
C. 契約開始日	—	—	令和元年 11 月 2 日
D. 契約終了日	—	—	令和 2 年 2 月 10 日
E. 契約方法	—	—	指名競争
F. 予定価格	—	—	6,075
G. 入札価格 ・当初契約額（税込）	—	—	1,397
H. 落札率（=G/F）	—	—	23.0%
I. 最終契約額（税込）	—	—	1,397
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	6 者

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 指名先業者選定条件の記録の保存について

業務プロセス	Plan(計画)：選定方法の決定、選定手続の実施
監査の視点	説明責任及び透明性

【現状】

本委託業務に関し、市は、指名競争入札により委託先業者を選定している。市が指名した業者は次のとおりである。

<本委託業務の指名競争入札における指名先業者>

所在地	商号又は名称
博多区	株式会社 柴田建築設計事務所
城南区	有限会社 ZIN・アーキテクト
博多区	株式会社 西和
城南区	有限会社 創研設計事務所
城南区	株式会社 村上建総
博多区	株式会社 ヤナセファイテック

※出所：「指名競争入札伺」

市担当者によれば、指名先業者は、次の条件を満たす業者から各業者の得意分野等を踏まえて6者選定されているとのことである。

- 本社の所在地が博多区又は城南区（点検対象施設の所在地）にあること
- 福岡市競争入札有資格者名簿において、申請区分業種の1位又は2位が「建築物等点検」として掲載されていること

しかし、当該選定条件について確認できる書類が保管されていなかった。

【指摘事項】

市は、指名先業者の選定に当たり、公平性の観点から、指名が特定の業者に偏らないように留意する必要がある。指名先業者の選定条件に関する記録が保管されていないことは、指名先業者の適正性について事後的に確認することができず、説明責任の観点から問題がある。

<指名の基準>

(指名の基準) 第3条 工事の請負契約については、次に掲げるところにより指名する者の選定を行うこととし、指名が特定の有資格者に偏しないようにするものとする。 (1) 施工能力のある者を指名する。 (2) 受注機会が公平となるよう指名する。 (3) 不誠実な行為の有無、信用状態等を考慮して指名する。 2 本市の区域内に主たる事務所を有する者（以下「地場業者」という。）に施工能力があると認められる場合は、地場業者を優先的に指名する。 3 地場業者に施工能力がないと認められる場合又は地場業者の数が不足する場合は、本市に支店を有する者を優先的に指名する。 4 福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づき競争入札参加停止の措置を受けている者については、指名を行わないものとする。 (その他の契約) 第4条 製造の請負、物品の買入れ、業務委託その他の契約について指名競争入札を行

う場合も、可能な限り、前各条の例により指名を行うものとする。

※出所：「福岡市指名基準」

また、当該記録は、次年度以降に同種の業務を実施するに当たって、指名先業者を検討する際の参考資料としても有用であると考えられる。

したがって、市は、指名先業者の選定基準について、指名競争入札何の決裁文書に添付する等、書面にて保管しておくべきである。

② (意見) 予定価格作成に係る設計金額の積算方法の見直しについて

業務プロセス	Plan(計画)：仕様書、設計書、予定価格等の作成
監査の視点	有効性

【現状】

市は、本委託業務の業者選定に当たって、予定価格を設定した上で指名競争入札を実施し、予定価格を下回りかつ最も安価な金額で入札を実施した業者を委託先として決定している。

予定価格の設計について市は、点検対象となる施設ごとに次の計算式に基づいて点検業務費を算定し、当該算定額の合計を予定価格としている。

<本契約における各施設の点検業務費算定方法の概要>

- A. 点検業務費 = 直接人件費(B) + 直接物品費(C) + 業務管理費(D) + 一般管理費(E)
- B. 直接人件費 = 業務量(※1) × 技術者報酬日額(※2)
(※1) 点検対象となる施設の延床面積に応じて決定
(※2) 市所定の単価に基づく
- C. 直接物品費 = 直接人件費(B) × a
- D. 業務管理費 = 直接業務費(B+C) × b または c (※3)
(※3) 建築物はb、建築設備はc
- E. 一般管理費 = 業務原価(B+C+D) × d
(※4) a, b, c, dは市で定める率

※出所：「点検業務委託料算定資料」

なお、本契約の落札率(落札者の入札価格を予定価格で除したもの)は、30%未満と低落札率となっている。

【意見】

低い落札率となっている原因は、①予定価格が近年の市場価格を反映していないため、又は②特定の業者が極端に低い金額で入札しているための2通りが考えられる。

この点、本契約における入札金額の分布を確認したところ、業者によって入札金額に幅があるものの、「特定の業者のみ、極端に廉価」とまでは言えない。

<入札金額の分布>

金額(税込)	業者数
100万円以上 200万円未満	2者
200万円以上 300万円未満	1者
300万円以上 400万円未満	2者
700万円以上 800万円未満	1者
※平均値は328万円、中央値は261万円	

※出所：「入札結果表」

また、市は、落札業者について、過年度に同種業務（建物等点検）の十分な履行実績があることから、本契約においても落札金額で業務の履行が可能であると判断している。

したがって、予定価格が市場価格に比して割高であるため、落札率が低くなっている可能性が高いと考えられる。予定価格は、契約担当者が競争入札を実施する際に落札金額を決定するための基準となるものであり、当該価格は適正に定められるよう求められている。

<予定価格の設計方法について>

（予定価格の作成）

第 15 条 予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について定める。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用、貸付等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることがある。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短その他必要な事項を考慮して適正に定めるものとする。

※出所：「福岡市契約事務規則」

（予定価格）

第 5 条 予定価格の作成に当たっては、福岡市契約事務規則第 15 条第 2 項に定めるところにより、類似委託契約等の実例価格等を考慮するとともに平素から十分な判断資料を準備して客観的かつ適正に算定するものとする。

※出所：「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」

しかし、本契約においては、前述のとおり予定価格の適正性に疑念が残る。今後も予定価格と落札金額との乖離が継続するようであれば、予定価格が入札額の妥当性を検討する上での基準として機能せず、適正な業者選定を行うことが困難になるおそれがある。

よって、市は、落札金額が予定価格を大幅に下回っている理由について検討し、必要に応じて予定価格の設計方法を見直していくことが望まれる。

オ 南当仁公民館・老人いこいの家複合施設改築工事設計業務委託（コミュニティ推進部
コミュニティ施設整備課）No26

(ア) 事業及び業務委託の概要

本委託契約は、福岡市中央区で実施予定の南当仁公民館・老人いこいの家複合施設改築工事の基本設計、実施設計及び既存の南当仁公民館・老人いこいの家解体工事の実実施設計を行うものであり、各施設の詳細は次のとおりである。

<改築建物及び解体建物の詳細>

(改築建物)	
●	南当仁公民館・老人いこいの家複合施設 構造・規模：鉄筋コンクリート造 3階建 延床面積：約 651 m ² 建築面積：約 230 m ² 敷地面積：約 2,500 m ² 所在地：福岡市中央区今川2丁目8番 主要諸室：講堂、学習室、和室、児童等集会室、地域団体室、研修室、事務室、ロビー、老人いこいの家、その他
(解体建物)	
●	(既存) 南当仁公民館 構造・規模：鉄筋コンクリート造 2階建 延床面積：331.82 m ² 所在地：福岡市中央区今川2丁目11番15号
●	(既存) 老人いこいの家 構造・規模：木造 平屋建 延床面積：49.12 m ² 所在地：福岡市中央区今川2丁目8番
●	(既存) 公園便所 構造・規模：軽量鉄骨造 延床面積：6.0 m ² 所在地：福岡市中央区今川2丁目8番

※出所：「仕様書」

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	南当仁公民館・老人いこいの家複合施設改築工事設計業務委託
B. 契約者名	—	—	株式会社 和田設計
C. 契約開始日	—	—	平成 31 年 4 月 18 日
D. 契約終了日	—	—	令和元年 11 月 10 日
E. 契約方法	—	—	特命随意契約
F. 予定価格	—	—	12,844
G. 入札価格 ・当初契約額 (税込)	—	—	12,312
H. 落札率 (=G/F)	—	—	95.9%
I. 最終契約額 (税込)	—	—	12,540
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	1 者

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 特命随意契約事務における自主的チェックの検討記録の保管について

業務プロセス	Plan(計画)：選定方法の決定、選定手続の実施
監査の視点	説明責任及び透明性

【現状】

本契約は、平成 28 年度に実施された南当仁公民館・老人いこいの家複合施設改築工事設計プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）において、最も優秀な建築設計提案者として選定された業者と特命随意契約を締結したものである。

市は、プロポーザル実施後、平成 28 年度に特命随意契約を締結したが、平成 29 年度に次の理由により委託先業者と契約の合意解除を実施している。

<契約の合意解除理由>

建設予定地近隣の住民から、予定地での公民館建設について反対意見があがったことなどにより、継続して地域との協議、調整に努めたが、公園内の配置の再検討等の要望が地元から上がるなど履行期間内での履行ができない状況となったため。（当初平成 28 年度単年度契約であり、平成 29 年度への履行期間延期（予算繰越）を行っていることから、平成 30 年度への再延期不可。）

※出所：「起案書」

令和元年度に当該地域との協議及び調整の目処が立ったため、市は、再び同一委託先業者と特命随意契約を締結している。

なお、市は、特命随意契約締結に先立って契約事務の自主的チェックを求めている。

<特命随意契約事務の自主的チェックの実施>

第 9 条 本要綱の趣旨を徹底させ、もって委託契約事務の適正な執行を図るため、特命随意契約により事務事業を委託しようとする場合は、当該委託契約事務が適正に執行されているか等について、特命随意契約事務の自主的チェック（以下「自主的チェック」という。）を行うものとする。

2 前項に規定する自主的チェックは次の各号により行うものとする。

(1) 新規委託チェック

新たに特命随意契約により委託を実施しようとするとき（既に実施している委託を新たに特命随意契約により委託するときを含む。）は、別紙特命随意契約による新規委託チェックリストによりチェックを行い、チェック済チェックリストは随意契約委託先選定伺に綴って回議するものとする。

※出所：「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」

しかし、市は、本委託業務における平成 28 年度の特命随意契約締結について、次の理由から自主的チェックを省略している。すなわち、市は、平成 28 年度のプロポーザル実施時に次のとおり選定委員会を設置して委託先業者を選定しており、当該選定方法の場合、自主的チェックを省略することが認められているため、自主的チェックを省略したものである。

<選定委員会の設置について>

(1) 選定委員会

設計者の選定は、別に定める南当仁公民館・老人いこいの家複合施設改築工事設計者選定委員会設置要綱により設置する設計者選定委員会の評価に基づいて行う。

※出所：「南当仁公民館・老人いこいの家複合施設改築工事設計プロポーザル説明書」

<特命随意契約事務の自主的チェックの省略>

第9条（略）

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる委託についてはチェックリストによるチェックを要しないものとする。

(8) 業者の選定にあたり、特に組織された委員会で審議が行われているもの。

※出所：「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」

しかし、市は、令和元年度に再度特命随意契約を締結する際も自主的チェックを省略している。市担当者によれば、平成28年度の契約時と比較して、委託業務実施における前提条件や契約内容等に大きな変更はないため、自主的チェックを実施しなかったとのことである。また、当該検討内容を確認できる資料は保管されていなかった。

【指摘事項】

市は、令和元年度の特命随意契約締結に当たって、実施すべき自主的チェックを省略したにもかかわらず、省略の経緯を把握するための資料を残していない。このことは、省略の妥当性を実際に検討したのか不明確であり、また、事後的に業者選定の適切性について検証することができないことから、説明責任の観点から問題がある。

確かに委託先業者の適格性については、平成28年度に実施されたプロポーザルを通じて十分に審議されたことは理解できる。しかし、令和元年度の契約においては、次の視点を踏まえ、再度、同一委託先業者と特命随意契約を締結することの合理性について、検討が必要であると考えられる。

- 近隣住民の反対等により契約が一度合意解除されたという状況を踏まえれば、委託業務実施における前提条件が大きく変更されている可能性があること
- プロポーザル実施時から年月が経過しており、委託先業者の状況が変化している可能性があること

市は、特命随意契約における自主的チェックの各チェック項目の趣旨を踏まえた上で、自主的チェックを省略できるかどうか十分に検討し、その結果を記録として保存しておくべきである。

<新規委託チェックリストにおけるチェック項目>

(委託先の選定)

- ・委託業務が登録業種の場合は、登録業者名簿に登録された者の中から選定しているか
- ・予定委託先が登録業者の場合は、点検日現在、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止措置を受けていないか
- ・予定委託先が登録業者でない場合は、点検日現在、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく排除措置を受けていないか
- ・委託先については、知識、技術、信用、実績等の面で適格性を有する者を選定しているか
- ・代替可能な者が存在しないか 等

(関係課からの情報収集)

- ・必要に応じて当該委託業務と同一の業務委託や類似委託を実施している課と情報交換しているか 等

<p>(契約書記載事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準委託契約書に定められた記載事項に準じたものとなっているか ・記載不要な事項をあえて記載しようとしていないか
<p>(委託内容の説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様書には細部にわたり具体的に業務内容、範囲等が記載されているか 等
<p>(予定価格)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ予定価格を算定することとしているか ・類似委託の実例価格等と比較して割高な積算をしようとしていないか
<p>(委託の監督及び検査)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託業務の内容を熟知している監督員が決定されているか ・履行開始の確認のため着手届を提出させることとしているか ・履行開始に当たっては、委託先から必要に応じ実施計画書を提出させるなどして、計画内容を把握審査し、履行確保上必要な場合は委託先に指導助言を行うこととしているか 等

※出所：「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」から監査人作成

カ 交通安全啓発広報業務等委託（生活安全部防犯・交通安全課）No27

（ア）事業及び業務委託の概要

本事業は、「福岡市をホームタウンとするプロサッカークラブであるアビスパ福岡の支援」という政策判断の下、実施されるものであり、市民が集まるＪリーグ公式戦において、交通安全の推進について広く市民に認知してもらい、関心を高めるとともに交通安全意識を向上させることを目的としてPRを行うものである。

市は、Ｊリーグの規格に合致するPR看板の製作やアビスパ福岡Ｊリーグ公式戦ホームゲームへのPR看板の設置及び掲出、PR看板の保管及び運搬等、その他業務について、業務委託を実施している。

（イ）委託契約の概要

（単位：千円）

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	交通安全啓発広報業務等委託	交通安全啓発広報業務等委託	交通安全啓発広報業務等委託
B. 契約者名	アビスパ福岡株式会社	アビスパ福岡株式会社	アビスパ福岡株式会社
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	10,800	10,800	10,800
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	10,800	10,800	11,000
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

（注）「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

（ウ）監査の結果及び意見

① （結果）委託料の経済性の確保について

業務プロセス	Plan(計画)：仕様書、設計書、予定価格等の作成
監査の視点	法規性・経済性及び効率性

【現状】

市は、次の理由から、特命随意契約により委託先業者と契約締結している。

<本契約における特命随意契約の理由>

<p>・「アビスパ福岡」のホームゲーム運営及び球技場内の管理運営については、アビスパ福岡株式会社が独占的権利と義務を有しており、他の者が履行することは困難である。よって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、特命随意契約とするものである。</p>

※出所：「起案書」

市は、本業務委託の予定価格について、前年度の契約実績額を基に作成していた。また、業者選定時に業者から提出を受けた見積書の金額は、前年度の本業務委託にお

ける契約額と同額であった。

このため、消費税増額分を除き、業者提出の見積額及び契約額は3か年度全て同額となり、契約額は3か年度ともに高い落札率となっている。

なお、平成29年度から令和元年度までの本契約における業務委託料の内訳は次のとおりである。

<業務委託料の内訳>

(単位:千円)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
看板製作費	800	800	800
広告看板使用料	840	840	840
看板設置費	3,600	3,600	3,600
事務経費	5,560	5,560	5,560
消費税増税分	—	—	200
合計	10,800	10,800	11,000

※出所:「アビスパ福岡 看板掲出委託料 執行計画」から監査人作成

【指摘事項】

市は、【現状】の<業務委託料の内訳>に記載した内訳よりも詳細な内容が分かる資料を業者選定時においても、業務完了時においても入手していなかった。このことは、特に次の観点から市が業務委託料の経済性を検討できず、業務委託料の高止まりに繋がるおそれがあると言える。

- 看板設置費は、設置に係る人件費等が想定されるが、人件費(単価及び工数)や、その他諸経費の金額が明確ではない。
- 事務経費が業務委託料の過半を占めているが、当該経費の内容が明確ではない。
- 毎年度同じ業務を実施していることから、アビスパ福岡の支援という要素があるとしても委託先業者側で効率化を図り、各費用を削減する余地があるのではないか。

特命随意契約の締結は、競争性を確保することが困難なことから、適用できる場面が限定されており、特に業務委託料が適正かどうかについては十分に留意が必要であると考えられる。

<市の委託先選定方法について>

(委託先の選定)

第7条(略)

4 特命随意契約を行うことができるのは、他に受託可能な者がいないなど限定的な場合であり、その適用に当たっては十分留意するものとする。

※出所:「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」

<特命随意契約の考え方について>

地方公共団体が締結する契約は、競争入札が原則であり、随意契約による場合でも2者以上から見積書を徴し、競争性を確保することが必要である。しかし、真にやむを得ない理由がある場合は、特命随契により契約を締結することになるが、その執行には慎重な判断が必要となる。これは、地方公共団体が締結する契約は、公正性、競争性及び透明性の確保が必要であり、特命随契による場合は、その経過や理由を市民に説明する必要があるためである。

※出所:「随意契約ガイドライン」

よって、市は、委託先業者の見積額をそのまま受け入れるのではなく、見積書や執行計画の内容を十分に検討し、経済性の確保に努めるべきである。

② (意見) 業務委託の効果及び必要性に関する検討資料の保存について

業務プロセス	Check (評価) : 業務委託実施後の評価
監査の視点	有効性・説明責任及び透明性

【現状】

「(ア) 事業及び業務委託の概要」に記載したとおり、本事業は、アビスパ福岡の支援という政策判断の下、交通安全の推進について広く市民に認知してもらい、関心を高めるとともに交通安全意識を向上させることを目的としている。

しかし、本業務委託がアビスパ福岡の支援にどの程度貢献し、また、交通安全の推進にどの程度効果があるのか、さらに、これらの効果を踏まえて本業務委託が必要であるのか等について、事前に検討された資料が保管されていなかった。

市担当者によれば、本業務委託は平成 14 年度から継続して実施しており、平成 13 年度の方針決裁等の資料で本委託業務の効果及び必要性が記載されている可能性があるが、既に保存期間を過ぎており、廃棄済みであるとのことである。

【意見】

業務委託の効果や必要性について検討した資料が保管されていないことは、説明責任の観点から問題がある。特に、アビスパ福岡の支援という政策判断があるとしても、特命随意契約を長期間にわたり実施している業務委託の場合は、特定の委託先業者に対する冗費に繋がっていないことを毎年度説明すべきだと考えられる。

よって、市は、本業務委託の効果及び必要性について十分に検討した上で、書面にて保存しておくことが望まれる。

キ 若年者の消費者トラブル対策推進事業業務委託（生活安全消費生活センター）No28

(ア) 事業及び業務委託の概要

本事業は、若年者をターゲットとした悪質商法に関する事例が多く報告されていることを背景として、若年者の消費者トラブル防止を推進するものである。

具体的には次の業務委託を通じて、若年者が消費者問題に興味を持つことを促している。

<業務委託の概要>

(1) 大学学園祭（九州産業大学及び西南学院大学）における大学生向け啓発イベントの企画・運営
(2) 情報発信
① イベント前の情報発信
② イベント後の情報発信
③ コンテンツの作成

※出所：「仕様書」

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	若年者の消費者トラブル対策推進事業業務委託
B. 契約者名	—	—	株式会社ジェイコム九州
C. 契約開始日	—	—	令和元年 6 月 4 日
D. 契約終了日	—	—	令和 2 年 2 月 29 日
E. 契約方法	—	—	特命随意契約
F. 予定価格	—	—	3,500
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	—	3,483
H. 落札率 (=G/F)	—	—	99.5%
I. 最終契約額(税込)	—	—	3,548
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	3 者

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 事業の検証実施結果記録の保存について

業務プロセス	Check (評価)：業務委託の履行確認
監査の視点	合規性・説明責任及び透明性

【現状】

市は、委託先業者に対し、次のとおり事業の検証を求めている。

<本業務委託の事業の検証について>

(4) 事業の検証
事業実施後、実施内容について検証し、今後の若年者への啓発活動について新たな視点を取り入れ提案する。

※出所：「仕様書」

この点、委託先業者提出の報告書によれば、学園祭のイベント前後にアンケートを実施しており、当該アンケートの集計結果が報告されている。

＜アンケートの質問項目＞

- あなたの年代をお教えてください。
- 「消費生活センター」で契約関係のトラブルなど、消費者トラブルの相談ができることを知っていますか。
- 現在、学生などの若者を狙った悪質業者による多くの消費者トラブルが起きていることを知っていますか。
- 次のうち、あなたが特に注意が必要だと思う消費者トラブルはありますか。（複数選択可）
- 消費者トラブルに巻き込まれた時どのように対処しようと思いますか。（複数選択可）

※出所：「仕様書」

しかし、当該アンケート等の内容を踏まえた事業の事後検証や今後の若年者への啓発活動に関する、新たな視点を取り入れた提案について、確認可能な書類が保管されていなかった。

【指摘事項】

市は、委託料支払に先立って委託先業者が適切に業務を履行したかどうかについて、契約時の仕様書等の内容に沿って確認する必要がある。市担当者によれば、本業務委託における事業の結果や改善点等に関しても委託先業者と随時コミュニケーションを図っているとのことである。

しかし、仕様書に記載された「事業の検証」に関する記録が残されていないことは、委託先業者が履行責任を果たしたかどうか、また、市が適切に確認したかどうかについて事後的に検証することができず、説明責任の観点から問題がある。

市は、事業の検証実施結果について、仕様書に沿って委託先業者に提出させるとともに内容を確認の上、資料として保管すべきである。また、提出された検証実施結果の内容を次年度以降の同種の事業に活用していくことが望まれる。

ク 福岡市災害対応支援システム保守業務委託（防災・危機管理部防災推進課）No29

（ア）事業及び業務委託の概要

市は、平成 30 年度に、災害時における迅速かつ的確な情報収集及び共有、本部による意思決定、市民への情報を一元的に行うため、福岡市災害対応支援システムの再構築を実施した。

本業務委託は、福岡市災害対応支援システムの安定稼働を実現するため必要なメンテナンス、運用支援、システム保守等の作業を行うものであり、具体的な作業内容は次のとおりである。

＜本委託業務の概要＞

(1) 工程管理 全体管理、定例会議、緊急作業
(2) 運用支援 問合せ対応、操作支援、研修・訓練支援
(3) システム保守 稼働監視、障害受付及び復旧、データメンテナンス、簡易改修、データバックアップ取得、構成管理、製品予防保守、セキュリティ脆弱性対策、監査への協力

※出所：「仕様書」

（イ）委託契約の概要

（単位：千円）

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	福岡市災害対応支援システム保守業務委託	福岡市災害対応支援システム保守業務委託	福岡市災害対応支援システム保守業務委託
B. 契約者名	国際航業 株式会社 福岡支店	国際航業株式会社 福岡支店	NTTビジネスソリューションズ株式会社九州支店
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額（税込）	4,320	3,812	6,372
H. 落札率（=G/F）	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額（税込）	4,320	3,812	6,490
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

（注）「F. 予定価格」「H. 落札率（=G/F）」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (意見)「再委託承諾申請書」の情報不足に伴う再委託割合の把握について

業務プロセス	Do (実行) : 再委託承諾手続
監査の視点	有効性・説明責任及び透明性

【現状】

委託先業者は、業務の一部に関して自ら履行することが困難なことから、別の業者に委託（以下「再委託」という。）している。当該再委託に先立って委託先業者は、「再委託承諾申請書」を市に提出し、市から再委託の承認を得ている。

「再委託承諾申請書」に記載された主な内容は次のとおりである。

＜再委託の内容＞

再委託者名・再々委託者名	住所	再委託の必要性及び再委託先の選定理由	業務内容
(再委託)			
西日本電信電話株式会社福岡支店	福岡市博多区博多駅東3丁目2番28号	再々委託者の全ての業務において管理、監督、指導ができる業者のため	・運用支援業務
(再々委託)			
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西	大阪市北区堂島3丁目1番21号	システム構築業者のため	・運用支援業務／システム運用保守業務 ・パッケージ改修業務に伴うプログラム開発
株式会社エヌ・ティ・ティ・ネオオメイト	大阪市都島区東野田町4丁目15番82号	24時間365日対応の受付手配が出来る唯一の業者のため	・問合せ・故障一時受付／手配（24時間365日）
株式会社NTTフィールドテクノ	福岡市博多区博多駅東2丁目3番1号	発災時24時間365日において福岡市役所への緊急駆け付けが出来る唯一の業者のため	・災害時緊急対応支援（24時間365日）

※出所：「再委託承諾申請書」

【意見】

委託先業者が再委託を実施しようとする場合の手続について、市は次のとおり定めている。

＜再委託の承諾手続＞

委託契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び所在地並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約予定金額について記載した書面を契約の相手方に提出させ、(中略) 適当と認められる場合に書面にて承諾を行うものとする。

※出所：「業務委託契約における再委託の運用基準について（通知）」

しかし、本契約の「再委託承諾申請書」には再委託の相手方の契約予定金額が記載されておらず、「業務委託契約における再委託の運用基準について（通知）」（以下「再委託運用基準」という。）で求められる情報が一部不足している。

この点、市担当者によれば、再委託の契約予定金額を開示することに難色を示すシステム事業者が多いことから、システム関連の委託契約における「再委託承諾申請書」において、契約予定金額の記載は求めているとのことである。

市は、業務委託契約について、次の考え方を基本として、委託業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託することを原則禁止とする方針をとっており、本契約においても当該方針に従っている。

<業務委託契約における再委託の基本的な考え方>

地方公共団体の契約は、契約の相手方として特定の者を公正に選定した上で、契約の履行確保を図るものであるため、「業務委託契約」により委託した業務は、本来、受託した事業者が自ら履行すべきものである。

また、再委託を行なうことは、事故が発生するリスクの増大や、事故発生時の責任の所在が不明確になることなどが懸念されるため、安易に再委託が行われないように留意する必要がある。

これらのことを踏まえ、本市の標準契約書には、「業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。」「受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。」と規定している。

※出所：「業務委託契約における再委託の運用基準について（通知）」

<本契約における再委託の制限>

(再委託等の制限)

第5条 受注者は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

※出所：「業務委託契約書」

委託先業者が業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせていないかどうかについて、市は「再委託承諾申請書」等の情報を基に総合的に判断する必要がある。当該判断に当たって、特に再委託の相手方の契約予定金額、すなわち、「市が委託先業者に支払う業務委託料のうち、どの程度の割合が再委託先業者に支払われる予定なのか」という情報（以下「業務割合」という。）は、重要な判断要素の一部であると考えられる。

この点、市担当者によれば、「再委託承諾申請書」に委託先業者と再委託の相手方との作業分担を詳細に記載させることで、業務の全部又は主たる部分の再委託をしていないことを確認できるため、契約予定金額を記載させずとも判断可能と認識しているとのことである。しかし、作業分担に関する文字情報のみでは、市が業務割合を定量的に把握するのは困難である。

よって、市は、予定価格の内訳における各項目のうち再委託の相手方がどの部分を担当しているのかを把握する等の方法により、業務割合の把握に努めることが望まれる。また、業務割合の把握がどうしても困難である場合、再委託運用基準を所管する部署とも十分に協議の上、代替案について改めて検討し、検討の経緯を書面で保存しておくことが望まれる。

ケ 福岡市防災気象情報システム改修業務委託（量水標及び水位計更新等）（防災・危機管理部防災推進課）No30

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、出水期における災害警戒監視を確実に行うことができる環境の維持を目的として、老朽化した水位計及び量水標の更新のほか当年度の保守点検にて機器不良が確認された UPS（無停電電源装置）等の設備更新、雨量情報欠測時におけるホームページ上の表示方法変更等を実施するものである。

なお、各業務の実施対象地点は次のとおりである。

＜本業務委託における実施対象地点＞

(1) 水位計の更新：太郎丸橋
(2) 量水標の更新：原田橋、那珂下原橋、東光橋
(3) 臨時保守：宮浦、大原橋、東入部、千早、玄界島、曲渕
(4) 雨量計 UPS の更新：千早、西戸崎、和白、若久、神松寺、元岡

※出所：「仕様書」

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	防災気象情報システム改修業務委託	福岡市防災気象情報システム改修業務委託（災害対応支援システム連携）	福岡市防災気象情報システム改修業務委託（量水標及び水位計更新等）
B. 契約者名	一般財団法人日本気象協会九州支社	一般財団法人日本気象協会九州支社	一般財団法人日本気象協会九州支社
C. 契約開始日	平成 29 年 5 月 1 日	平成 30 年 12 月 27 日	令和 2 年 3 月 3 日
D. 契約終了日	平成 29 年 5 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額（税込）	1,048	1,253	7,590
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額（税込）	1,048	1,253	7,590
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 特命随意契約に係る自主的チェックの適時の実施について

業務プロセス	Plan(計画)：選定方法の決定、選定手続の実施
監査の視点	合規性・有効性

【現状】

本業務委託は、市が平成12年度に福岡市防災気象情報システムを構築後、必要に応じて実施されており、次の理由から特命随意契約を継続して締結している。

＜本契約における特命随意契約の理由＞

「福岡市防災気象情報システム」を改修するものであり、当該システムの開発及び運用を委託している業者以外の履行が困難であるため。

※出所：「随意契約業者選定伺」

当年度の当該業務委託に当たって、市が実施した主な契約事務手続は次のとおりである。

＜本業務委託における主な契約事務手続＞

年月日	実施内容
令和2年2月26日	・委託設計書の作成及び予定価格の設定
令和2年2月27日	・随意契約業者選定伺の起案、決裁（特命随意契約として1者から見積書を徴取する件に係る起案、決裁） ・委託予定先業者に対して見積依頼
令和2年3月2日	・委託予定先業者からの見積書入手 ・新規委託チェックリストを用いた自主的チェック ・委託随意契約伺の起案、決裁（見積結果に基づき、契約を締結する件に係る起案、決裁）
令和2年3月3日	・委託契約締結

※出所：「契約事務資料」から監査人作成

なお、契約事務の自主的チェックに関して、本契約は過年度から継続している契約ではあるが、年度ごとに業務内容が大きく異なるため、市は、「継続委託チェックリスト」又は「長期継続委託チェックリスト」ではなく、毎年度「新規委託チェックリスト」を用いて自主的チェックを行っている。

＜特命随意契約事務の自主的チェックの分類＞

第9条 本要綱の趣旨を徹底させ、もって委託契約事務の適正な執行を図るため、特命随意契約により事務事業を委託しようとする場合は、当該委託契約事務が適正に執行されているか等について、特命随意契約事務の自主的チェック（以下「自主的チェック」という。）を行うものとする。

2 前項に規定する自主的チェックは次の各号により行うものとする。

(1) 新規委託チェック

新たに特命随意契約により委託を実施しようとするとき（既に実施している委託を新たに特命随意契約により委託するときを含む。）は、別紙特命随意契約による新規委託チェックリストによりチェックを行い、チェック済チェックリストは随意契約委託先選定伺に綴って回議するものとする。

(2) 継続委託チェック

現に委託している委託先に契約期間満了後も継続して特命随意契約しようとする

ときは、別紙特命随意契約による継続委託チェックリストによりチェックを行い、チェック済チェックリストは随意契約委託先選定伺に綴って回議するものとする。

(3) 長期継続委託チェック

新たに特命随意契約により委託を実施した年度（既に実施している委託を新たに特命随意契約により委託したときは、その特命随意契約による委託を実施した年度）から3年度にわたって引き続き同一委託先と特命随意契約している場合であって、当該年度の契約期間満了後も継続して特命随意契約しようとするときは、別紙特命随意契約による長期継続委託チェックリストによりチェックを行い、チェック済チェックリストは随意契約委託先選定伺に綴って回議するものとする。また、この長期継続委託チェックを実施した後は、前段の「新たに特命随意契約により委託を実施した年度」を「長期継続委託チェックを実施した後、特命随意契約により委託を実施した最初の年度」と読み替え、以下同様に実施するものとする。

※出所：「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」

【指摘事項】

【現状】の〈特命随意契約事務の自主的チェックの分類〉によれば、各自主的チェックについて市は、随意契約委託先選定伺に綴って回議することを求めている。

この点、本契約に照らすと、自主的チェックは本来、随意契約業者選定伺の起案時、すなわち令和2年2月27日に実施すべきだったと考えられる。しかし、実際に新規委託チェックリストが作成されたのは令和2年3月2日であり、事後的な決裁となっている。

見積書入手時に自主的チェックを実施した場合、特命随意契約の妥当性を詳細に検討するタイミングが契約直前となり、スケジュール通りに契約締結できない、又は検討が疎かになる等のおそれがある。また、自主的チェックの結果、仮に特命随意契約は妥当ではないと判断された場合、再度委託先候補となる業者選定及び見積依頼を実施することになり、契約事務手続上、手戻りが生じる可能性もある。

よって、市は、「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」に従い、随意契約業者選定伺起案の段階で自主的チェックを行うべきである。

コ スポーツ大会等PR業務委託（スポーツ推進部スポーツ推進課）No31

(ア) 事業及び業務委託の概要

本事業は、「福岡市をホームタウンとするプロサッカークラブであるアビスパ福岡の支援」という政策判断の下、実施されるものであり、スポーツへの関心が比較的高い市民層が集まる Jリーグ公式戦において、市で開催されるスポーツ大会等について広く市民に認知してもらい、関心を高めることを目的として PR を行うものである。

市は、Jリーグの規格に合致する PR 看板の製作や、アビスパ福岡 Jリーグ公式戦ホームゲームへの PR 看板の設置及び掲出、PR 看板の保管及び運搬等、その他業務について、業務委託を実施している。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	スポーツ大会等 PR 業務委託	スポーツ大会等 PR 業務委託	スポーツ大会等 PR 業務委託
B. 契約者名	アビスパ福岡 株式会社	アビスパ福岡 株式会社	アビスパ福岡 株式会社
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	32,400	32,400	32,400
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	32,400	32,400	33,000
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 委託審査委員会の適時の実施について

業務プロセス	Plan(計画)：選定方法の決定、選定手続の実施
監査の視点	合規性

【現状】

本業務委託は平成 9 年度から毎年度実施されており、市は、次の理由から特命随意契約を継続して締結している。

<本契約における特命随意契約の理由>

<ul style="list-style-type: none"> ・「アビスパ福岡」のホームゲーム運営及び球技場内の管理運営については、アビスパ福岡株式会社が独占的権利と義務を有しており、他の者が履行することは困難である。よって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、特命随意契約とするものである。 ・掲示する文言等について、Jリーグ規約で詳細に定められており、その内容に精通している必要があり、かつ、Jリーグ事務局との間で協議及び承認を受ける手続きを行う必要があること。

※出所：「起案書」

本契約に先立って市は、特命随意契約の妥当性を検討するため、チェックリストを用いた自主的チェック及び委託審査委員会による審査を実施している。直近年度における自主的チェック等の実施状況は次のとおりである。

＜本契約における自主的チェックの実施状況＞

平成 26 年度	・長期継続委託チェックリストを用いた自主的チェック ・委託審査委員会による審査
平成 27 年度	・継続委託チェックリストを用いた自主的チェック
平成 28 年度	・継続委託チェックリストを用いた自主的チェック
平成 29 年度	・長期継続委託チェックリストを用いた自主的チェック
平成 30 年度	・継続委託チェックリストを用いた自主的チェック ・委託審査委員会による審査
令和元年度	・継続委託チェックリストを用いた自主的チェック

※出所：「特命随契に係るチェックリスト」から監査人作成

【指摘事項】

市は、特命随意契約締結に先立って契約事務の自主的チェックを求めている。当該自主的チェックは、同一委託先との契約の継続年数に応じて、「新規委託チェック」「継続委託チェック」「長期継続委託チェック」の3通りに分かれている。

＜特命随意契約事務の自主的チェックの分類＞

<p>第 9 条 本要綱の趣旨を徹底させ、もって委託契約事務の適正な執行を図るため、特命随意契約により事務事業を委託しようとする場合は、当該委託契約事務が適正に執行されているか等について、特命随意契約事務の自主的チェック（以下「自主的チェック」という。）を行うものとする。</p> <p>2 前項に規定する自主的チェックは次の各号により行うものとする。</p> <p>(1) 新規委託チェック</p> <p>新たに特命随意契約により委託を実施しようとするとき（既に実施している委託を新たに特命随意契約により委託するときを含む。）は、別紙特命随意契約による新規委託チェックリストによりチェックを行い、チェック済チェックリストは随意契約委託先選定伺に綴って回議するものとする。</p> <p>(2) 継続委託チェック</p> <p>現に委託している委託先に契約期間満了後も継続して特命随意契約しようとするときは、別紙特命随意契約による継続委託チェックリストによりチェックを行い、チェック済チェックリストは随意契約委託先選定伺に綴って回議するものとする。</p> <p>(3) 長期継続委託チェック</p> <p>新たに特命随意契約により委託を実施した年度（既に実施している委託を新たに特命随意契約により委託したときは、その特命随意契約による委託を実施した年度）から3年度にわたって引き続き同一委託先と特命随意契約している場合であって、当該年度の契約期間満了後も継続して特命随意契約しようとするときは、別紙特命随意契約による長期継続委託チェックリストによりチェックを行い、チェック済チェックリストは随意契約委託先選定伺に綴って回議するものとする。また、この長期継続委託チェックを実施した後は、前段の「新たに特命随意契約により委託を実施した年度」を「長期継続委託チェックを実施した後、特命随意契約により委託を実施した最初の年度」と読み替え、以下同様に実施するものとする。</p>

※出所：「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」

また、市は、一定の要件を満たす特命随意契約については、事前に委託審査委員会による特命随意契約の是非についての審査を実施することを求めている。

<委託審査委員会による審査>

(委託審査委員会の業務)	
第 11 条	福岡市事務事業の委託に関する要綱に基づき設置された委託審査委員会（以下「委員会」という。）は、次に掲げる事務を行うものとする。 (1) 次に掲げる要件を満たす特命随意契約の是非についての審査 ア 委員会の属する局（局に属しない室を含む。以下同じ。）又は区役所の所掌事務に係る契約であって、契約課契約（福岡市契約及び検査に係る事務分掌の特例に関する規則第 3 条第 1 項に規定する契約をいう。以下同じ。）以外の契約であること イ 事務決裁規程等により随意契約相手方の決定が部長共通専決事項とされている金額以上のものであることウ 第 9 条第 3 項各号に掲げる委託でないこと . . .
(特命随意契約の審査)	
第 12 条	前条第 1 号に規定する特命随意契約の是非についての審査は、新規委託チェック及び長期継続委託チェックを実施した後、見積書徴取の前までに実施するものとする。 2 委員会は、前項の審査の結果、適正と認めるときは、随意契約相手方の決定又は契約の締結に係る専決権者（以下「専決権者」という。）に対しその旨を報告するものとする。また、不適当な点があると認めるときは、専決権者に対しその事実を示して、適正に行うよう勧告するものとする。

※出所：「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」

本契約に関して上記の「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」に照らすと、本来、次のとおり自主的チェック及び委託審査委員会審査を実施すべきだったと考えられる。すなわち、委託審査委員会による審査は本来、平成 29 年度に長期継続委託チェックリストを用いたチェック結果に基づいて行われるべきところ、1 年遅れて平成 30 年度に継続委託チェックリストを用いたチェック結果に基づいて行われている。

<本契約において、実施すべき自主的チェック>

平成 26 年度	・長期継続委託チェックリストを用いた自主的チェック ・委託審査委員会による審査
平成 27 年度	・継続委託チェックリストを用いた自主的チェック
平成 28 年度	・継続委託チェックリストを用いた自主的チェック
平成 29 年度	・長期継続委託チェックリストを用いた自主的チェック ・ <u>委託審査委員会による審査</u>
平成 30 年度	・継続委託チェックリストを用いた自主的チェック
令和元年度	・継続委託チェックリストを用いた自主的チェック

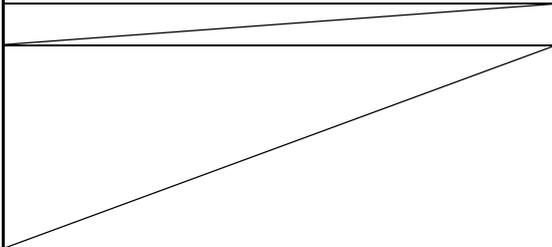
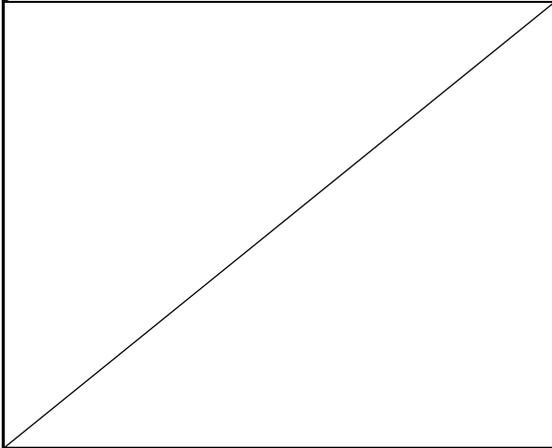
※出所：「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」から監査人作成

この点、市担当者によれば、平成 29 年度に委託審査委員会による審査の実施を失念していたため、平成 30 年度に実施したとのことである。

継続委託チェックリスト及び長期継続委託チェックリストは、次のとおりチェック

項目に相違がある。前者が継続的に同一の業者に委託することの合理性について重点を置いているのに対し、後者は前者の視点に加えて、3年以上契約を継続しようとする委託先業者の選定に際して、本当に代替可能な業者が存在しないかどうかについて改めて検証する点を重視していると考えられる。

＜継続委託チェックリスト及び長期継続委託チェックリストの比較＞

継続委託チェックリスト	長期継続委託チェックリスト
(委託先の選定)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定委託先が登録業者の場合は、点検日現在、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止措置を受けていないか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定委託先が登録業者の場合は、点検日現在、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止措置を受けていないか
<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定委託先が登録業者でない場合は、点検日現在、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく排除措置を受けていないか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定委託先が登録業者でない場合は、点検日現在、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく排除措置を受けていないか
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託先については、知識・技術・信用・実績等の面で適格性を有する者を選定しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託先については、知識・技術・信用・実績等の面で適格性を有する者を選定しているか
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代替可能な者が存在しないか
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代替可能な者がいない場合は、具体的に履行可能な者が一者しかいないことが客観的に証明されたものであるか（その確認方法等について具体的に記述すること）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次に掲げる地方自治法施行令第167条の2第1項各号のいずれかに適合した的確な特命随意契約理由が示されているか <ul style="list-style-type: none"> 第2号適用の場合・・・性質又は目的が競争入札に適しない事実 第5号適用の場合・・・緊急の必要により競争入札できない事実 第6号適用の場合・・・競争入札に付することが不利な事実 第7号適用の場合・・・時価に比して著しく有利な価格で契約できる事実
	(同一委託先との継続契約)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容・性質から他に代替可能な者がいないときは、専門性、特殊技術・機械・特許等の保有など限定的に適用されているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容・性質から他に代替可能な者がいないときは、専門性、特殊技術・機械・特許等の保有など限定的に適用されているか
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の連続性を理由とする継続契約は、一単位の事業が数年間にわたるため途中で委託先を変えることによって著しい能率の低下、履行の遅れ等が生ずる場合などに行い得るものであるが、単に事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の連続性を理由とする継続契約は、一単位の事業が数年間にわたるため途中で委託先を変えることによって著しい能率の低下、履行の遅れ等が生ずる場合などに行い得るものであるが、単に事

継続委託チェックリスト	長期継続委託チェックリスト
業が経常的に継続しているものを継続して契約しようとしていないか	業が経常的に継続しているものを継続して契約しようとしていないか
・その他事務事業の性質上必要と認める場合も、業界等の情勢を調査するなどして、代替可能な者の有無等を適宜的確に把握しているか	・その他事務事業の性質上必要と認める場合も、業界等の情勢を調査するなどして、代替可能な者の有無等を適宜的確に把握しているか
(関係課からの情報収集)	
・必要に応じて当該委託業務と同一の業務委託や類似委託を実施している課と情報交換しているか	・必要に応じて当該委託業務と同一の業務委託や類似委託を実施している課と情報交換しているか
・業務内容・設計積算方法は類似委託業務と均衡がとれ、かつ適正なものとなっているか	・業務内容・設計積算方法は類似委託業務と均衡がとれ、かつ適正なものとなっているか
・監督・検査方法は類似委託業務と均衡がとれ、かつ適正なものとなっているか	・監督・検査方法は類似委託業務と均衡がとれ、かつ適正なものとなっているか
(契約書記載事項)	
・標準委託契約書に定められた記載事項に準じたものとなっているか	・標準委託契約書に定められた記載事項に準じたものとなっているか
・記載不要な事項をあえて記載しようとしていないか	・記載不要な事項をあえて記載しようとしていないか
(委託内容の説明)	
・仕様書には細部にわたり具体的に業務内容・範囲等が記載されているか	・仕様書には細部にわたり具体的に業務内容・範囲等が記載されているか
・契約書や仕様書に「仕様書に明記していない業務でも委託者が必要と認めた場合は委託者の指示により受託者は実施するもの」といった記載をしていないか	・契約書や仕様書に「仕様書に明記していない業務でも委託者が必要と認めた場合は委託者の指示により受託者は実施するもの」といった記載をしていないか
(予定価格)	
・あらかじめ予定価格を算定することとしているか	・あらかじめ予定価格を算定することとしているか
・類似委託の実例価格等と比較して割高な積算をしようとしていないか	・類似委託の実例価格等と比較して割高な積算をしようとしていないか
(委託の監督及び検査)	
・委託業務の内容を熟知している監督員が決定されているか	・委託業務の内容を熟知している監督員が決定されているか
・履行開始の確認のため着手届を提出させることとしているか	・履行開始の確認のため着手届を提出させることとしているか
・履行開始に当たっては、委託先から必要に応じ実施計画書を提出させるなどして、計画内容を把握審査し、履行確保上必要な場合は委託先に指導助言を行うこととしているか	・履行開始に当たっては、委託先から必要に応じ実施計画書を提出させるなどして、計画内容を把握審査し、履行確保上必要な場合は委託先に指導助言を行うこととしているか
・業務の進捗状況等について、必要な報告の徴収又は実態調査によって適宜把握	・業務の進捗状況等について、必要な報告の徴収又は実態調査によって適宜把握

継続委託チェックリスト	長期継続委託チェックリスト
し、必要な場合は委託先に対し指導助言を行うこととしているか	し、必要な場合は委託先に対し指導助言を行うこととしているか（チェックリスト作成時直近1年間の実態調査実績を記載する）
・業務完了後は直ちに業務の完了報告書を提出させ、必要な検査を実施することとしているか	・業務完了後は直ちに業務の完了報告書を提出させ、必要な検査を実施することとしているか

※出所：「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」

さらに、委託審査委員会による審査についても特命随意契約に際し、長期継続委託チェックリストに基づく自主的チェックと同じタイミングで「他に代替可能な業者がないかどうか」等の視点を始めとして業者選定の適正性を判断し、必要に応じて意見を述べることを期待されていると考えられる。

<委託審査委員会の役割>

<p>(委託審査委員会)</p> <p>第4条 委託の適否の判断を行い、委託先の公正な選定及び委託事務の適正な執行を図ること等を目的として、局（区並びに市長室及び収入役室を含む。以下同じ。）に委託審査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。</p> <p>(中略) 4 委員会は、前条の要件に該当するかどうかという観点から委託の適否について判断するほか、福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱により委託契約が適正に行われているかの審査をあわせて行うものとする。</p> <p>5 委員会は、審査の結果について、委託の決定、契約等の締結に係る専決権者に対し報告するとともに、必要があるときは勧告を行うことができる。</p>

※出所：「福岡市事務事業の委託に関する要綱」

したがって、本来実施すべきタイミングで委託審査会による審査を実施せず、長期継続委託チェックリストではなく、継続委託チェックリストに基づいて審査を実施することは、①特命随意契約の是非について改めて検討する時期が遅れる、②特命随意契約を実施するに当たって検討すべき事項が漏れるといったリスクに繋がり、業者選定を適正に行うことができない可能性がある。

よって、市は、各チェックリストや委託審査委員会の審査の趣旨を理解した上で適切に運用すべきである。

② (結果) 委託料の経済性の確保について

業務プロセス	Plan(計画)：仕様書、設計書、予定価格等の作成
監査の視点	合規性・経済性及び効率性

【現状】

市は、本業務委託の予定価格について、前年度の契約実績額を基に作成していた。また、業者選定時に業者から提出を受けた見積書の金額は、前年度の本業務委託における契約額と同額であった。

このため、消費税増額部分を除き、業者提出の見積額及び契約額は3か年度全て同額となり、契約額は3か年度ともに高い落札率となっている。

なお、平成29年度から令和元年度までの本契約における委託料の内訳は、次のとお

りである。

<業務委託料の内訳>

(単位:千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
看板製作費	2,430	2,430	2,430
広告看板使用料	2,520	2,520	2,520
看板設置費	10,800	10,800	10,800
事務経費	16,650	16,650	16,650
消費税増税分	—	—	600
合計	32,400	32,400	33,000

※出所:「スポーツ大会等 PR 業務委託 執行計画」から監査人作成

【指摘事項】

市は、【現状】の<業務委託料の内訳>に記載した内訳よりも詳細な内容が分かる資料を業者選定時においても、業務完了時においても入手していなかった。このことは、特に次の観点から市が業務委託料の経済性を検討できず、業務委託料の高止まりに繋がるおそれがあると言える。

- 看板設置費は、設置に係る人件費等が想定されるが、人件費（単価及び工数）やその他諸経費の金額が明確ではない。
- 事務経費が業務委託料の過半を占めているが、当該経費の内容が明確ではない。
- 毎年度同じ業務を実施していることから、アビスパ福岡の支援という要素があるとしても委託先業者側で効率化を図り、各費用を削減する余地があるのではないか。

特命随意契約の締結は、競争性を確保することが困難なことから適用できる場面が限定されており、特に委託料に経済性が確保されているかは、十分に留意が必要であると考えられる。

<市の委託先選定方法について>

(委託先の選定)

第7条 (略)

4 特命随意契約を行うことができるのは、他に受託可能な者がいないなど限定的な場合であり、その適用に当たっては十分留意するものとする。

※出所:「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」

<特命随意契約の考え方について>

地方公共団体が締結する契約は、競争入札が原則であり、随意契約による場合でも2者以上から見積書を徴し、競争性を確保することが必要である。しかし、真にやむを得ない理由がある場合は、特命随契により契約を締結することになるが、その執行には慎重な判断が必要となる。これは、地方公共団体が締結する契約は、公正性、競争性及び透明性の確保が必要であり、特命随契による場合は、その経過や理由を市民に説明する必要があるためである。

※出所:「随意契約ガイドライン」

よって、市は、委託先業者の見積額をそのまま受け入れるのではなく、見積書や執行計画の内容を十分に検討し、経済性の確保に努めるべきである。

③ (意見) 業務委託の効果及び必要性に関する検討資料の保存について

業務プロセス	Check (評価) : 業務委託実施後の評価
監査の視点	有効性・説明責任及び透明性

【現状】

「(ア) 事業及び業務委託の概要」に記載したとおり、本事業は、アビスパ福岡の支援という政策判断の下、市で開催されるスポーツ大会等について広く市民に認知してもらい、関心を高めることを目的としている。

しかし、本業務委託がアビスパ福岡の支援にどの程度貢献し、スポーツ大会等の PR にどの程度効果があるのか、また、これらの効果を踏まえて本業務委託が必要なのか等について、事前に検討された資料が保管されていなかった。

市担当者によれば、本業務委託は、スポーツ大会等の PR に関して次のような効果を踏まえて実施しているとのことであるが、本業務委託の開始前に検討資料として保管されているものはなかった。

<本委託業務の PR 効果>

<露出機会>

- ベスト電器スタジアム
1年間に約 20 万人の観客が来場する。
- ダ・ゾーン (DAZN)
生中継・プレイバック・ダイジェストでスタジアムに来場できない市民、県民のみならず、対戦チームサポーター、全国のサッカーファンの目にするとところとなっている。
- その他
地上波などでスタジアムに来場できない市民・県民のめにするところとなっている。

<効果>

例えば PR 対象である福岡マラソンに関して、現在、市民マラソンは全国各地で開催されており、大会間のランナー獲得競争は激化している状況である。しかし、福岡マラソンは、抽選倍率が 3 倍を超えるなど高い人気をキープしており、その PR について一翼を担っている。

※出所：「市作成資料」

【意見】

業務委託の効果や必要性について検討した資料が保管されていないことは、説明責任の観点から問題がある。特にアビスパ福岡の支援という政策判断があるとしても、特命随意契約を長期間にわたり実施している業務委託の場合は、特定の委託先業者に対する冗費に繋がっていないことを、毎年度説明すべきだと考えられる。

よって、本業務委託の効果及び必要性について、十分に検討した上で書面にて保存しておくことが望まれる。

サ 福岡市総合体育館整備運営事業モニタリング等支援業務委託（平成31年度分）（スポーツ推進部スポーツ施設課）No32

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、市が進める総合体育館整備運営事業を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づき実施するに当たり、市が行うモニタリング及び外部評価委員会のあり方検討等に関する支援を行うものである。具体的な業務概要は次のとおりである。

<本委託契約の業務概要>

(1) 運営・維持管理のモニタリング支援
(2) 外部評価委員会のあり方検討支援
(3) 経営管理に関するモニタリング支援
(4) 報告書作成

※出所：「仕様書」

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	福岡市総合体育館整備運営事業モニタリング等支援業務委託（平成 29 年度分）	福岡市総合体育館整備運営事業モニタリング等支援業務委託（平成 30 年度分）	福岡市総合体育館整備運営事業モニタリング等支援業務委託（平成 31 年度分）
B. 契約者名	みずほ総合研究所株式会社	みずほ総合研究所株式会社	みずほ総合研究所株式会社
C. 契約開始日	平成 29 年 6 月 6 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 9 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 30 日	平成 31 年 3 月 29 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	9,521	16,525	8,980
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	9,521	16,525	9,147
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (意見) 長期継続委託チェックリスト及び委託審査委員会審査の補完的实施について

業務プロセス	Plan(計画)：選定方法の決定、選定手続の実施
監査の視点	有効性

【現状】

本業務委託は平成 28 年度から毎年度実施されており、市は、次の理由から特命随意契約を継続して締結している。

＜本契約における特命随意契約の理由＞

平成 28 年度	<p>本件業務は、事業契約書、業務要求水準書、提案書等に基づき、事業者が実施する基本設計及び実施設計等に対するモニタリングの支援を行うものである。</p> <p>モニタリングを実施するにあたっては、事業契約書等や選定過程における協議内容等を熟知している必要がある。</p> <p>さらに、本事業については、開業までのスケジュールが非常にタイトであるため、モニタリングについても効率的かつ的確に速やかに実施していく必要がある。</p> <p>また、本件業務には、直接協定の締結に向けた支援も含まれるが、この業務についても、法制面・金融面における非常に高度な知識を有していることに加え、本事業の特性等を十分に熟知していることが必要になる。</p> <p>限られた期間の中で、事業を円滑に進めていくには、上記条件を満たしていることが必須であり、業務要求水準書等の作成及び事業者選定、事業契約締結の支援等を行ってきた上記選定業者以外には、本件業務を遂行できるものはいない。</p>
平成 29 年度 平成 30 年度	<p>本件業務は、事業契約書、業務要求水準書、提案書等に基づき、事業者が実施する基本計画及び実施計画等に対するモニタリングの支援を行うものである。</p> <p>モニタリングを実施するにあたっては、事業契約書等や選定過程における協議内容等を熟知している必要がある。</p> <p>さらに、本事業については、開業までのスケジュールについても効率的かつ的確に速やかに実践していく必要がある。</p> <p>また、本件業務には、直接協定の締結に向けた支援も含まれるが、この業務についても、法制面・金融面における非常に高度な知識を有していることに加え、本事業の特性等を十分に熟知していることが必要になる。</p> <p>限られた期間の中で、事業を円滑に進めていくには、上記条件を満たしていることが必須であり、業務要求水準書等の作成及び事業者選定、事業契約締結の支援等を行ってきた上記選定業者以外には、本業務を遂行できる者はいない。</p>
令和元年度	<p>本業務は、運営・維持管理のモニタリング、外部評価委員会のあり方検討及び経営管理に関するモニタリングの支援を行うものである。</p> <p>決められたスケジュールの中で、本事業を円滑に進めていくためには、事業契約書等の内容に加え、これまでの事業者との協議内容</p>

を熟知している必要があるため、業務要求水準書等の作成段階から本事業の支援等を行ってきた上記選定業者以外には、本業務を遂行できる者はいない。

※出所：「随意契約選定伺」

本契約に先立って市は、特命随意契約の妥当性を検討するため、「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」に基づきチェックリストを用いた自主的チェック及び委託審査委員会による審査を実施している。

＜特命随意契約事務の自主的チェック＞

第 9 条 本要綱の趣旨を徹底させ、もって委託契約事務の適正な執行を図るため、特命随意契約により事務事業を委託しようとする場合は、当該委託契約事務が適正に執行されているか等について、特命随意契約事務の自主的チェック（以下「自主的チェック」という。）を行うものとする。

2 前項に規定する自主的チェックは次の各号により行うものとする。

(1) 新規委託チェック

新たに特命随意契約により委託を実施しようとするとき（既に実施している委託を新たに特命随意契約により委託するときを含む。）は、別紙特命随意契約による新規委託チェックリストによりチェックを行い、チェック済チェックリストは随意契約委託先選定伺に綴って回議するものとする。

(2) 継続委託チェック

現に委託している委託先に契約期間満了後も継続して特命随意契約しようとするときは、別紙特命随意契約による継続委託チェックリストによりチェックを行い、チェック済チェックリストは随意契約委託先選定伺に綴って回議するものとする。

(3) 長期継続委託チェック

新たに特命随意契約により委託を実施した年度（既に実施している委託を新たに特命随意契約により委託したときは、その特命随意契約による委託を実施した年度）から 3 年度にわたって引き続き同一委託先と特命随意契約している場合であって、当該年度の契約期間満了後も継続して特命随意契約しようとするときは、別紙特命随意契約による長期継続委託チェックリストによりチェックを行い、チェック済チェックリストは随意契約委託先選定伺に綴って回議するものとする。また、この長期継続委託チェックを実施した後は、前段の「新たに特命随意契約により委託を実施した年度」を「長期継続委託チェックを実施した後、特命随意契約により委託を実施した最初の年度」と読み替え、以下同様に実施するものとする。

※出所：「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」

＜委託審査委員会による審査＞

（委託審査委員会の業務）

第 11 条 福岡市事務事業の委託に関する要綱に基づき設置された委託審査委員会（以下「委員会」という。）は、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 次に掲げる要件を満たす特命随意契約の是非についての審査

ア 委員会の属する局（局に属しない室を含む。以下同じ。）又は区役所の所掌事務に係る契約であって、契約課契約（福岡市契約及び検査に係る事務分掌の特例に関する規則第 3 条第 1 項に規定する契約をいう。以下同じ。）以外の契約であること

イ 事務決裁規程等により随意契約相手方の決定が部長共通専決事項とされている金額以上のものであること

ウ 第9条第3項各号に掲げる委託でないこと
 (特命随意契約の審査)
 第12条 前条第1号に規定する特命随意契約の是非についての審査は、新規委託チェック及び長期継続委託チェックを実施した後、見積書徴取の前までに実施するものとする。
 2 委員会は、前項の審査の結果、適正と認めたときは、随意契約相手方の決定又は契約の締結に係る専決権者(以下「専決権者」という。)に対しその旨を報告するものとする。また、不適当な点があると認めたときは、専決権者に対しその事実を示して、適正に行うよう勧告するものとする。

※出所：「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」

各年度における自主的チェック等の実施状況は次のとおりである。

＜本契約における自主的チェックの実施状況＞

平成28年度	・新規委託チェックリストを用いた自主的チェック ・委託審査委員会による審査
平成29年度	・継続委託チェックリストを用いた自主的チェック
平成30年度	・継続委託チェックリストを用いた自主的チェック
令和元年度	・長期継続委託チェックリストを用いた自主的チェック

※出所：「特命随契に係るチェックリスト」から監査人作成

平成29年度から令和元年度については、委託審査委員会による審査は実施されていない。これは、平成29年度及び平成30年度については、「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」第12条第1項に、令和元年度については同要綱第11条第1項第1号に該当しないためである。

なお、各年度の具体的な業務委託内容は次のとおりである。

＜各年度の業務委託＞

※()内の数値は最終契約額(税込)

平成28年度 (13,656千円)	平成29年度 (9,521千円)	平成30年度 (16,525千円)	令和元年度 (8,980千円)
直接協定作成・締結支援	直接協定の締結支援	直接協定の締結支援	—
経営管理状況モニタリング支援	経営管理に関するモニタリング支援	経営管理に関するモニタリング支援	経営管理に関するモニタリング支援
設計モニタリング支援	—	—	—
—	施設整備に関するモニタリング支援	—	—
—	—	開業準備に関するモニタリング支援	—
—	—	運営維持管理に関するモニタリング支援	運営・維持管理のモニタリング支援
—	—	—	外部評価委員会のあり方検討支援
報告書作成	報告書作成	報告書作成	報告書作成

※出所：「仕様書」

【意見】

市は、本委託契約が毎年度継続した特命随意契約であることを理由に、平成 29 年度及び平成 30 年度については継続委託チェックリスト、令和元年度については長期継続委託チェックリストを用いて自主的チェックを実施している。

しかし、【現状】の〈各年度の業務委託〉によれば、同じ委託契約名でも実施内容は一部異なっており、最終契約額も年度ごとに大きく増減している。

以上を踏まえると、特に前年度業務に含まれていない当年度業務については、新規契約と同じ視点での検討が必要になると考えられる。

業務内容を十分に検討せず、形式的に毎年度継続した特命随意契約であると判断してしまうことは、特命随意契約を実施するに当たって本来検討すべき事項が漏れることに繋がり、業者選定を適正に行うことができない可能性がある。

継続委託チェックリスト及び長期継続委託チェックリストは、次のとおりチェック項目に相違がある。前者が継続的に同一の業者に委託することの合理性について重点を置いているのに対し、後者は前者の視点に加えて、3 年以上契約を継続しようとする委託先業者の選定に際して、新規契約時と同様の視点で本当に代替可能な業者が存在しないかどうかについて、改めて検証する点を重視していると考えられる。

＜継続委託チェックリスト及び長期継続委託チェックリストの比較＞

継続委託チェックリスト	長期継続委託チェックリスト
(委託先の選定)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定委託先が登録業者の場合は、点検日現在、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止措置を受けていないか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定委託先が登録業者の場合は、点検日現在、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止措置を受けていないか
<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定委託先が登録業者でない場合は、点検日現在、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく排除措置を受けていないか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定委託先が登録業者でない場合は、点検日現在、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく排除措置を受けていないか
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託先については、知識・技術・信用・実績等の面で適格性を有する者を選定しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託先については、知識・技術・信用・実績等の面で適格性を有する者を選定しているか
/	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代替可能な者が存在しないか
/	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代替可能な者がいない場合は、具体的に履行可能な者が一者しかいないことが客観的に証明されたものであるか（その確認方法等について具体的に記述すること）
/	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次に掲げる地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号のいずれかに適合した的確な特命随意契約理由が示されているか 第 2 号適用の場合・・・性質又は目的が競争入札に適しない事実 第 5 号適用の場合・・・緊急の必要により競争入札できない事実 第 6 号適用の場合・・・競争入札に付する

継続委託チェックリスト	長期継続委託チェックリスト
	<p>ことが不利な事実 第7号適用の場合・・・時価に比して著しく有利な価格で契約できる事実</p>
	(同一委託先との継続契約)
<ul style="list-style-type: none"> 事業内容・性質から他に代替可能な者がいないときは、専門性、特殊技術・機械・特許等の保有など限定的に適用されているか 	<ul style="list-style-type: none"> 事業内容・性質から他に代替可能な者がいないときは、専門性、特殊技術・機械・特許等の保有など限定的に適用されているか
<ul style="list-style-type: none"> 事業の連続性を理由とする継続契約は、一単位の事業が数年間にわたるため途中で委託先を変えることによって著しい能率の低下、履行の遅れ等が生ずる場合などに行い得るものであるが、単に事業が経常的に継続しているものを継続して契約しようとしていないか 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の連続性を理由とする継続契約は、一単位の事業が数年間にわたるため途中で委託先を変えることによって著しい能率の低下、履行の遅れ等が生ずる場合などに行い得るものであるが、単に事業が経常的に継続しているものを継続して契約しようとしていないか
<ul style="list-style-type: none"> その他事務事業の性質上必要と認める場合も、業界等の情勢を調査するなどして、代替可能な者の有無等を適宜的確に把握しているか 	<ul style="list-style-type: none"> その他事務事業の性質上必要と認める場合も、業界等の情勢を調査するなどして、代替可能な者の有無等を適宜的確に把握しているか
(関係課からの情報収集)	
<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて当該委託業務と同一の業務委託や類似委託を実施している課と情報交換しているか 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて当該委託業務と同一の業務委託や類似委託を実施している課と情報交換しているか
<ul style="list-style-type: none"> 業務内容・設計積算方法は類似委託業務と均衡がとれ、かつ適正なものとなっているか 	<ul style="list-style-type: none"> 業務内容・設計積算方法は類似委託業務と均衡がとれ、かつ適正なものとなっているか
<ul style="list-style-type: none"> 監督・検査方法は類似委託業務と均衡がとれ、かつ適正なものとなっているか 	<ul style="list-style-type: none"> 監督・検査方法は類似委託業務と均衡がとれ、かつ適正なものとなっているか
(契約書記載事項)	
<ul style="list-style-type: none"> 標準委託契約書に定められた記載事項に準じたものとなっているか 	<ul style="list-style-type: none"> 標準委託契約書に定められた記載事項に準じたものとなっているか
<ul style="list-style-type: none"> 記載不要な事項をあえて記載しようとしていないか 	<ul style="list-style-type: none"> 記載不要な事項をあえて記載しようとしていないか
(委託内容の説明)	
<ul style="list-style-type: none"> 仕様書には細部にわたり具体的に業務内容・範囲等が記載されているか 	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書には細部にわたり具体的に業務内容・範囲等が記載されているか
<ul style="list-style-type: none"> 契約書や仕様書に「仕様書に明記していない業務でも委託者が必要と認めた場合は委託者の指示により受託者は実施するもの」といった記載をしていないか 	<ul style="list-style-type: none"> 契約書や仕様書に「仕様書に明記していない業務でも委託者が必要と認めた場合は委託者の指示により受託者は実施するもの」といった記載をしていないか
(予定価格)	
<ul style="list-style-type: none"> あらかじめ予定価格を算定することとしているか 	<ul style="list-style-type: none"> あらかじめ予定価格を算定することとしているか
<ul style="list-style-type: none"> 類似委託の実例価格等と比較して割高な 	<ul style="list-style-type: none"> 類似委託の実例価格等と比較して割高な

継続委託チェックリスト	長期継続委託チェックリスト
積算をしようとしていないか	積算をしようとしていないか
(委託の監督及び検査)	
・委託業務の内容を熟知している監督員が決定されているか	・委託業務の内容を熟知している監督員が決定されているか
・履行開始の確認のため着手届を提出させることとしているか	・履行開始の確認のため着手届を提出させることとしているか
・履行開始に当たっては、委託先から必要に応じ実施計画書を提出させるなどして、計画内容を把握審査し、履行確保上必要な場合は委託先に指導助言を行うこととしているか	・履行開始に当たっては、委託先から必要に応じ実施計画書を提出させるなどして、計画内容を把握審査し、履行確保上必要な場合は委託先に指導助言を行うこととしているか
・業務の進捗状況等について、必要な報告の徴収又は実態調査によって適宜把握し、必要な場合は委託先に対し指導助言を行うこととしているか	・業務の進捗状況等について、必要な報告の徴収又は実態調査によって適宜把握し、必要な場合は委託先に対し指導助言を行うこととしているか (チェックリスト作成時直近1年間の実態調査実績を記載する)
・業務完了後は直ちに業務の完了報告書を提出させ、必要な検査を実施することとしているか	・業務完了後は直ちに業務の完了報告書を提出させ、必要な検査を実施することとしているか

※出所：「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」

委託審査委員会による審査についても、特命随意契約に際して、「他に代替可能な業者がないかどうか」等の視点を始めとして業者選定の適正性を判断し、必要に応じて意見を述べる事が期待されていると考えられる。

<委託審査委員会の役割>

(委託審査委員会)
第4条 委託の適否の判断を行い、委託先の公正な選定及び委託事務の適正な執行を図ること等を目的として、局（区並びに市長室及び収入役室を含む。以下同じ。）に委託審査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。
(中略) 4 委員会は、前条の要件に該当するかどうかという観点から委託の適否について判断するほか、福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱により委託契約が適正に行われているかの審査をあわせて行うものとする。
5 委員会は、審査の結果について、委託の決定、契約等の締結に係る専決権者に対し報告するとともに、必要があるときは勧告を行うことができる。

※出所：「福岡市事務事業の委託に関する要綱」

よって、継続的な特命随意契約に関して、たとえ継続委託チェックリストを使うべき年度であったとしても、業務内容の一部に新規性があるような場合は、長期継続委託チェックリストの項目や委託審査委員会での審査の趣旨を踏まえ、これらの手続を補完的に実施することが望まれる。

② (意見) 再委託の承諾手続に係る文書の保管について

業務プロセス	Do (実行) : 再委託承諾手続
監査の視点	説明責任及び透明性

【現状】

委託先業者は、平成 29 年度の業務委託において、次の業者に再委託を実施している。

＜平成 29 年度の本契約における再委託の実施状況＞

再委託先	分担業務の内容	再委託の理由
株式会社 俊設計	施設整備に関する モニタリング支援	これまでの経緯を熟知していることに加えて、福岡市に本社をかまえる企業であることから、関係者等との協議や情報収集、市の求めに応じて迅速な対応を行うことも可能と考えている。委託先業者との協働実績も多数あり、効率的な業務遂行が可能である。
西村あさひ 法律事務所 野本修弁護士	市と融資者との 直接協定の締結支援	日本有数の PFI 法務アドバイザーであり、委託先業者との協働実績だけでも PFI 法務アドバイザー一件数は 30 件を超える。直接協定に係る支援実績も豊富であることに加え、これまでの経緯を熟知しているため、専門的見地から本事業に対する適切な助言を受けることが可能である。

※出所：「業務実施体制及び業務従事者名簿」

再委託の実施に当たっては、委託先業者は、業務委託契約書第 2 条及び第 6 条の規定に基づき市から事前に書面による承諾を受ける必要がある。

＜再委託の手続＞

<p>(指示等及び協議の書面主義)</p> <p>第 2 条 この約款に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除は、書面により行わなければならない。</p> <p>(省略)</p> <p>(一括再委託等の禁止)</p> <p>第 6 条 受注者は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。</p> <p>2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。</p>

※出所：「業務委託契約書」

しかし、当該再委託の承諾に係る書面が保管されていなかった。

【意見】

再委託の承諾に係る書面が保管されていないことは、市が再委託を承諾したという事実が確認できず、再委託内容の妥当性を検証することが困難である。このため、説明責任の観点から問題があるほか事故発生時の責任の所在が不明確になるおそれがある。

この点、市は再委託の承諾手続の標準化を図ることを目的として、平成30年3月に「業務委託契約における再委託の運用基準」（以下「再委託運用基準」という。）を定め、平成30年4月1日以後に契約を締結する案件から運用を開始している。

本委託契約についても、平成30年度の契約では、再委託運用基準に従って再委託承諾申請書及び再委託承諾書が保管されている。なお、令和元年度の契約では、業務の再委託が実施されていないため、再委託承諾申請書及び再委託承諾書はない。

<平成30年度以降の再委託の承諾手続>

委託契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び所在地並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約予定金額について記載した書面を契約の相手方に提出させ、次に掲げる事項について審査し、適当と認められる場合に書面にて承諾を行うものとする。なお、再委託に関する書面に記載された事項について、変更がある場合には、委託契約の相手方に遅滞なく変更の届出を提出させ、同様に審査及び承諾を行うものとする。

※出所：「再委託運用基準」

よって、市は、今後も再委託運用基準に基づき、適切な再委託の手続を実施するとともに、再委託の承諾手続に係る文書を適切に保管することが望まれる。

(6) 環境局

ア 2019年度環境わくわく出前授業(指導者向け講座)業務委託(環境政策部環境政策課)
No33

(ア) 事業及び業務委託の概要

市は、環境問題を解決するためには市民一人一人が環境に関して理解と認識を深め、継続した環境活動を実践することが重要であるという観点から、日常の幼児教育に環境の視点を取り入れることを目指し、自然環境保全のテーマを中心に、循環型社会、地球温暖化等の講座を企画、実施している。

本業務委託は、幼児教育を行う園の教職員等の指導者向けに講座を企画、運営するものであり、具体的な業務内容は次のとおりである。

<本契約における委託業務内容>

(1) 出前講座
(2) 研修会
(3) 指導者向けテキストの作成

※出所：「仕様書」

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	2019 年度環境わくわく出前授業(指導者向け講座)業務委託
B. 契約者名	—	—	特定非営利活動法人グリーンシティ福岡
C. 契約開始日	—	—	令和元年 5 月 10 日
D. 契約終了日	—	—	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	—	—	総価契約 (一部単価契約)
F. 予定価格	—	—	3,687
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	—	3,456
H. 落札率 (=G/F)	—	—	93.7%
I. 最終契約額(税込)	—	—	3,507
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	1 者

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

イ 平成31年度博多港環境保全計画に係るモニタリング業務（環境監理部環境調整課）
No34

(ア) 事業及び業務委託の概要

市は、「生きものが生まれ育つ博多湾」の実現に向けて、博多湾環境保全の施策を進めており、当該施策の効果を評価するためのモニタリングを行っている。

本業務委託は、計画目標に対する適正な予測、評価や博多湾の環境保全に向けた検討の基礎資料とするため、「博多湾環境保全計画（第二次）」に基づくモニタリング調査を実施するものである。委託業務の主な業務内容は次のとおりである。

<委託内容>

(1) 貧酸素水調査
(2) カプトガニ調査
(3) 貧酸素水塊の発生要因等に係る解析
(4) 委員会運営補助(1回)

※出所：「特記仕様書」

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	平成 29 年度 博多湾環境保全計画に係るモニタリング業務	平成 30 年度 博多湾環境保全計画に係るモニタリング業務	平成 31 年度 博多湾環境保全計画に係るモニタリング業務
B. 契約者名	一般財団法人 九州環境管理協会	一般財団法人 九州環境管理協会	一般財団法人 九州環境管理協会
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 25 日	平成 30 年 4 月 19 日	平成 31 年 4 月 19 日
D. 契約終了日	平成 30 年 2 月 22 日	平成 31 年 2 月 21 日	令和 2 年 2 月 28 日
E. 契約方法	随意契約（競争見積合わせ）	随意契約（競争見積合わせ）	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	6,966	7,020	9,720
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額 (税込)	6,966	7,020	9,900
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	4 者	4 者	4 者 ※見積合わせを実施したところ予定価格内の入札が無かったため、最低金額を見積もった業者と協議を実施し、特命随意契約を締結。

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

ウ 平成31年度福岡市PM2.5ダイヤル運営管理・保守業務委託（環境監理部環境保全課）
No35

(ア) 事業及び業務委託の概要

市は、当日のPM2.5予測情報及び市内9か所の最新のPM2.5測定値について、電話の自動音声（以下「PM2.5ダイヤル」という。）により市民に対し、情報提供を行っている。

本業務委託は、当該PM2.5ダイヤルに係るシステム等の運営管理、保守業務を実施するものである。

(イ) 委託契約の概要

（単位：千円）

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A. 契約件名	平成29年度福岡市PM2.5ダイヤル運営管理・保守業務委託	平成30年度福岡市PM2.5ダイヤル運営管理・保守業務委託	平成31年度福岡市PM2.5ダイヤル運営管理・保守業務委託
B. 契約者名	株式会社ビットフォレスト	株式会社ビットフォレスト	株式会社ビットフォレスト
C. 契約開始日	平成29年4月1日	平成30年4月1日	平成31年4月1日
D. 契約終了日	平成30年3月31日	平成31年3月31日	令和2年3月31日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	894	868	842
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	894	868	850
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1者	1者	1者

（注）「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

エ Webマップの更新及び資源物回収早わかりマップ版下作成業務委託（循環型社会推進部 家庭ごみ減量推進課）No36

(ア) 事業及び業務委託の概要

市は、福岡市公開型 GIS (Geographic Information System : 地理情報システム) を利用して、市の行政情報や地域情報をインターネットの地図上で公開、提供するサイト「福岡市 Web まっぷ」(以下「Web まっぷ」という。)を運用している。

本業務委託は、Web まっぷの情報のうち、資源物の回収団体や回収場所、回収品目に係る情報を最新の情報に更新するものである。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	Web マップの更新 及び資源物回収早 わかりマップ版下 作成業務委託
B. 契約者名	—	—	株式会社パスコ 福岡支店
C. 契約開始日	—	—	令和元年 7 月 2 日
D. 契約終了日	—	—	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	—	—	特命随意契約
F. 予定価格	—	—	4,054
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	—	4,050
H. 落札率 (=G/F)	—	—	99.9%
I. 最終契約額(税込)	—	—	4,125
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	1 者

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

オ 福岡市臨海リサイクルプラザ（臨海3Rステーション）事業企画運営業務委託（循環型社会推進部家庭ごみ減量推進課）No37

(ア) 事業及び業務委託の概要

市が所有する臨海リサイクルプラザ（臨海 3R ステーション）は、ごみ減量、リサイクルに関して市民が自ら語り合い、学び合い、考察し、実践するための拠点施設である。

本業務委託は、ごみ減量、リサイクルに関する市民活動を一層活性化させ、市民自身の手によって活動の輪を拡大させるため、臨海リサイクルプラザにおける講座等の各種事業の企画、運営を市民ボランティア団体に委託するものである。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	福岡市臨海リサイクルプラザ（臨海 3R ステーション）事業企画運営業務委託	福岡市臨海リサイクルプラザ（臨海 3R ステーション）事業企画運営業務委託	福岡市臨海リサイクルプラザ（臨海 3R ステーション）事業企画運営業務委託
B. 契約者名	特定非営利活動法人エコネットふくおか	特定非営利活動法人エコネットふくおか	特定非営利活動法人エコネットふくおか
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	28,082	28,082	28,082
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	28,082	28,082	28,385
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成について

業務プロセス	Plan(計画)：仕様書、設計書、予定価格等の作成
監査の視点	経済性及び効率性・説明責任及び透明性

【現状】

市は、本業務委託において、予定価格書の前提となる設計書作成に当たり、下見積書を業者から入手して、当該下見積書に記載の項目及び金額を設計書の項目及び単価として採用した上で、積算している。

しかしながら、当該下見積金額について、実例価格との比較等、金額の妥当性を検討した資料が保存されていなかった。

なお、契約額は高い落札率となっている。

<本委託契約における設計金額>

名称	形状・寸法	員数	単位	単価	金額
1. 人件費					
理事長等	1人×3回	3	人日	X, XXX	XX, XXX
理事等	13人×3回	39	人日	X, XXX	XXX, XXX
事務局長	常勤	12	月	XXX, XXX	X, XXX, XXX
事務局員 (臨時職員)	常勤×3人	36	人月	XXX, XXX	X, XXX, XXX
スタッフ		3,500	人日	X, XXX	X, XXX, XXX
事務局職員 法定福利費					X, XXX, XXX
人件費計					XX, XXX, XXX
2. 事業費					
印刷消耗品費	事務用品代等	12	月	XXX, XXX	X, XXX, XXX
	パンフレット印刷代	12,000	枚	XXX	X, XXX, XXX
	ちらし印刷代	14,000	枚	XX	XXX, XXX
	教室等消耗品	12	月	XXX, XXX	X, XXX, XXX
	図書等購入費	12	月	XX, XXX	XXX, XXX
役務費	市内交通費等	12	月	XX, XXX	XXX, XXX
	電話回線使用料	12	月	XX, XXX	XXX, XXX
	プロバイダ契約料	12	月	XX, XXX	XXX, XXX
	インターネット回線使用料	12	月	XX, XXX	XXX, XXX
	郵送料等	12	月	XX, XXX	XXX, XXX
借損料	複合機等リース料	12	月	XX, XXX	XXX, XXX
備品購入費					XXX, XXX
イベント経費		8	回	XXX, XXX	X, XXX, XXX
講師謝礼	2人×96回	192	人日	X, XXX	X, XXX, XXX
公民館等 講師派遣事業	2人×24回	48	人日	X, XXX	XXX, XXX
事業費計					XX, XXX, XXX
小計					XX, XXX, XXX
消費税及び地方 消費税相当額	8%				X, XXX, XXX
合計					XX, XXX, XXX

※出所：「設計書」から監査人作成

【指摘事項】

参考見積額が予定価格に反映されることを予測して、参考見積額を過大とする思惑が、参考見積書を提出した業者に生じかねない。特に1者のみから参考見積書を入手し、参考見積書の項目や金額をそのまま設計書及び予定価格に反映した場合、取引の実例価格が反映されにくく、予定価格が過大となる可能性がある。

また、福岡市契約事務規則には、予定価格について次の規定があり、様々な観点から適正な予定価格を算出することを要求している。したがって、業者から取得した参考見積書は、あくまでも参考として位置付けられるべきものである。

<予定価格の作成>

第15条第2項 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短その他必要な事項を考慮して適正に定めるものとする。

※出所：「福岡市契約事務規則」

本業務委託では特命随意契約が締結されており、高い落札率となっていることから、予定価格作成の基礎資料として設計書の積算の妥当性及び客観性が特に求められることになる。

この点、本委託契約において市は、プロポーザル方式により選定された業者と平成28年度から5年間で上限として特命随意契約を締結するが、当該業者から入手した参考見積書の項目及び金額と同内容で設計書を積算して予定価格を作成しており、実例価格等の妥当性を検討した文書を残していない。このため、予定価格の作成に当たって適切に検討がなされたか確認できず、説明責任の観点から課題があると考えられる。また、予定価格に実例価格等が反映されないと予定価格が過大となるリスクがあることから、契約額の妥当性にも疑念が生じかねない。

よって、市は、福岡市契約事務規則に基づき、入手した参考見積書の金額の妥当性を検討する必要がある。その上で予定価格を作成するとともに、その検討過程を文書として保存する必要がある。

② (意見) 利用者数に係る成果目標の見直しについて

業務プロセス	Check (評価) : 業務委託実施後の評価
監査の視点	有効性

【現状】

委託先業者は、市所定の様式である「履行状況確認票(受託者用)」を用いて目標値と実績の比較等の自己点検を毎年度実施している。また、当該自己点検の中で、臨海リサイクルプラザ利用者数の目標値と実績の比較を次のとおり実施している。

<利用者数の状況>

項目	H28	H29	H30	R1	R2
A. 目標値	55,000人	61,233人	64,295人	67,510人	70,866人
B. 利用者数 (前年度比)	26,903人 (—)	31,731人 (+4,828人)	29,298人 (-2,433人)	25,545人 (-3,753人)	— (—)
C. 目標達成率 (=B/A)	48.9%	51.8%	45.6%	37.8%	—

※出所：「履行状況確認票(受託者用)」

【意見】

【現状】の<利用者数の状況>によれば、利用者数が目標値を大幅に下回る状況が続いている。また、直近年の利用者数は減少傾向にあるにもかかわらず、目標値は増加しているため、目標達成率が大きく減少する傾向にある。また、新型コロナウイルス

ス感染症の影響を受けて、令和2年度は更に利用者数が減少する可能性があると考えられる。

成果目標は、特定の目標実現に向けて具体的な目標となる項目を定め、その目指すべき水準について定量的かつ明瞭に示すとともに、目標に対する成果を把握していくための指標である。明らかに達成困難な目標値を設定することは、委託先業者にとって目指すべき目標として機能せず、目標値の設定が形骸化するおそれがある。

例えば、市は「第9次福岡市基本計画」において、施策の評価のために成果指標を複数設定しており、当該成果指標の目標値は過去の推移等に基づいて設定している。

<基本計画における成果指標について>

(1) 成果指標の意義と役割

成果指標は、施策の成果を把握していくためのもので、各施策の推進によって、10年間でめざしていく数値目標の項目と水準をわかりやすく示すものです。

成果指標の目標値は、行政はもとより、市民、NPO、大学、企業などが共働して達成をめざしていくものです。

(中略)

(3) 現状値と目標値

②目標値

- ・過去の推移、他都市との比較、関連データなどから目標値を設定しました。

(4) 成果指標の活用方法

成果指標の評価は、毎年度実施し、基本計画の進捗状況の評価に活用することとし、施策全体の進捗状況の把握や施策を構成する事務事業の拡充、見直し、廃止などについて検討する際の材料とし、市政を効果的に推進していきます。

※出所：「第9次福岡市基本計画 参考資料」

市は、実績が目標値を大きく下回っている要因について検討し、目標達成が困難と認められる場合には目標値を実効性のある数値に見直すように、委託先業者に対して指導する等の対応を図ることが望まれる。

カ ポイ捨て防止及びごみ減量PR業務委託（循環型社会推進部家庭ごみ減量推進課）No38
 (ア) 事業及び業務委託の概要

本事業は、「福岡市をホームタウンとするプロサッカークラブであるアビスパ福岡の支援」という政策判断の下、実施されるものであり、ごみのポイ捨て及びごみの減量について、特に若年層を中心とした市民に広く認知してもらい、関心を高めることを目的として、アビスパ福岡のJリーグリーグ戦ホームゲーム開催時に看板掲出によるPRを行うものである。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	ポイ捨て禁止及び ごみ減量 PR 業務委 託	ポイ捨て禁止及び ごみ減量 PR 業務委 託	ポイ捨て禁止及び ごみ減量 PR 業務委 託
B. 契約者名	アビスパ福岡 株式会社	アビスパ福岡 株式会社	アビスパ福岡 株式会社
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	10,800	10,800	10,800
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	10,800	10,800	11,000
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 委託料の経済性の確保について

業務プロセス	Plan(計画)：仕様書、設計書、予定価格等の作成
監査の視点	合規性・経済性及び効率性

【現状】

市は、本業務委託の予定価格について前年度の契約実績額を基に作成していた。また、業者選定時に業者から提出を受けた見積書の金額は、前年度の本業務委託における契約額と同額であった。

このため、消費税増税部分を除き、業者提出の見積額及び契約額は3か年度全て同額となり、契約額は3か年度ともに高い落札率となっている。

なお、令和元年度の本契約における委託料の内訳は次のとおりである。

<業務委託料の内訳>

(単位：円)

月	ホームゲ ーム数	看板製作費	広告看板使 用料	看板設置 費	事務経費	計
4 月	3	800,000	126,000	540,000	834,000	2,300,000
5 月	1		42,000	180,000	278,000	500,000

月	ホームゲ ーム数	看板製作費	広告看板使 用料	看板設置 費	事務経費	計
6月	3		126,000	540,000	834,000	1,500,000
7月	2		84,000	360,000	556,000	1,000,000
8月	3		126,000	540,000	834,000	1,500,000
9月	1		42,000	180,000	278,000	500,000
10月	2		84,000	360,000	556,000	1,000,000
11月	3		126,000	540,000	834,000	1,500,000
12月						
1月						
2月	1		42,000	180,000	278,000	500,000
3月	1		42,000	180,000	278,000	500,000
計	20	800,000	840,000	3,600,000	5,560,000	10,800,000

※出所：「看板掲出委託料執行計画」

【指摘事項】

市は、【現状】の＜業務委託料の内訳＞に記載した内訳よりも詳細な内容が分かる資料を業者選定時においても業務完了時においても入手していなかった。このことは、特に次の観点から市が委託料の経済性を検討できず、業務委託料の高止まりに繋がるおそれがあると言える。

- 看板設置費は、設置に係る人件費等が想定されるが、人件費（単価及び工数）や、その他諸経費の金額が明確ではない。
- 事務経費が業務委託料の過半を占めているが、当該経費の内容が明確ではない。
- 毎年度同じ業務を実施していることから、アビスパ福岡の支援という要素があるとしても、委託先業者側で効率化を図り、各費用を削減する余地があるのではないか。

特命随意契約の締結は、競争性を確保することが困難なことから適用できる場面が限定されており、特に委託料に経済性が確保されているかは十分に留意が必要であると考えられる。

＜市の委託先選定方法について＞

（委託先の選定）

第7条

4 特命随意契約を行うことができるのは、他に受託可能な者がいないなど限定的な場合であり、その適用に当たっては十分留意するものとする。

※出所：「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」

＜特命随意契約の考え方について＞

地方公共団体が締結する契約は、競争入札が原則であり、随意契約による場合でも2者以上から見積書を徴し、競争性を確保することが必要である。しかし、真にやむを得ない理由がある場合は、特命随契により契約を締結することになるが、その執行には慎重な判断が必要となる。これは、地方公共団体が締結する契約は、公正性、競争性及び透明性の確保が必要であり、特命随契による場合は、その経過や理由を市民に説明する必要があるためである。

※出所：「随意契約ガイドライン」

よって、市は、委託先業者の見積額をそのまま受け入れるのではなく、見積書や執行計画の内容を十分に検討し、経済性の確保に努めるべきである。

② (意見) 業務委託の効果及び必要性に関する検討資料の保存について

業務プロセス	Check (評価) : 業務委託実施後の評価
監査の視点	有効性・説明責任及び透明性

【現状】

「(ア) 事業及び業務委託の概要」に記載したとおり、本事業は、アビスパ福岡の支援という政策判断の下、ごみのポイ捨て及びごみの減量について、特に若年層を中心とした福岡市民に広く認知してもらい、関心を高めることを目的としている。

しかし、本業務委託がアビスパ福岡の支援にどの程度貢献し、また、ごみのポイ捨て及びごみの減量に係る PR にどの程度効果があるのか、さらに、これらの効果を踏まえて本業務委託が必要なのか等について、事前に検討された資料が保管されていなかった。

【意見】

業務委託の効果や必要性について検討した資料が保管されていないことは、説明責任の観点から問題がある。特に、アビスパ福岡の支援という政策判断があるとしても、特命随意契約を長期間にわたり実施している業務委託の場合は、特定の委託先業者に対する冗費に繋がっていないことを毎年度説明すべきだと考えられる。

よって、市は、本業務委託の効果及び必要性について、十分に検討した上で書面にて保存しておくことが望まれる。

キ 福岡市家庭系廃蛍光管等再資源化業務委託（循環型社会推進部家庭ごみ減量推進課）
No39

(ア) 事業及び業務委託の概要

本委託業務は、市が各区役所、市民センター等の資源物回収ボックス等において回収した家庭から排出された廃蛍光管等を再資源化施設において破砕し、破砕したガラス、ガラスに塗布された蛍光塗料、封入された水銀、金属類、その他資源化可能なものを回収し、再資源化するものである。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	福岡市家庭系廃蛍光管等再資源化業務委託	福岡市家庭系廃蛍光管等再資源化業務委託	福岡市家庭系廃蛍光管等再資源化業務委託
B. 契約者名	株式会社 ジェイ・リライツ	株式会社 ジェイ・リライツ	株式会社 ジェイ・リライツ
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	3,375	6,929	4,748
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	3,375	6,929	4,792
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 委託料の確定に係る仕様書文言の見直しについて

業務プロセス	Do (実行) : 契約締結手続
監査の視点	合規性

【現状】

本委託業務において、市は、業務の指令及び委託料の確定に関して次のとおり定めている。すなわち、市が委託指令書を作成の上、委託指令書を基に委託先業者に業務内容を指示し、委託指令書ごとに委託料の金額を確定するものとしている。

<業務の指令及び委託料の確定について>

1 件名	福岡市家庭系廃蛍光管等再資源化業務委託 (中略)
6 業務等の指令	業務は、甲（福岡市）が必要な都度、委託数量等を記載した委託指令書（以下「指令書」という。）により業務を指示するものとする。
7 委託料の確定	委託料については、指令書ごとに金額を確定するものとする。

※出所：「仕様書」

しかし、実際には、市が再資源化業務指令伺を作成し、再資源化業務指令伺を基に委託先業者に業務内容を指示する一方で、委託料の金額は、委託先業者が提出する報告書の内容を市担当者が確認することで確定されており、仕様書で定められている内容と異なっている。

市担当者によれば、以前は仕様書に沿って委託料の金額を確定していたが、業務の流れを見直した結果、委託先業者提出の報告書を確認することで対応しているとのことである。

【指摘事項】

仕様書上の要求事項と、実際の業務の流れに乖離が生じていることは、委託業務の履行確認時に支障をきたす、また、委託先業者が業務内容を一部誤解するといったことに繋がるおそれがある。

市は、現状に合わせて仕様書の文言を修正すべきである。

ク 「もったいない！食べ残しをなくそう福岡エコ運動」広報等業務委託（循環型社会推進部事業系ごみ減量推進課）No40

(ア) 事業及び業務委託の概要

市は、福岡市内の飲食店及び宿泊施設（「以下「飲食店等」という。）の利用者が外食や宴会での食べ残しをなくし、飲食店等から排出される食品廃棄物の減量（リデュース）を目的とする「もったいない！食べ残しをなくそう福岡エコ運動」（以下「福岡エコ運動」という。）を行っている。

本業務委託は、効果的かつ円滑に福岡エコ運動の認知度向上を図ることを目的として、福岡エコ運動の拡大、定着、実践行動に繋がる広報等啓発業務の企画及び運営を行い、また、運動に賛同する「福岡エコ運動協力店」の募集、調整及びPRを行うものである。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	「もったいない！ 食べ残しをなくそ う福岡エコ運動」 広報及び協力店推 進委託業務	「もったいない！ 食べ残しをなくそ う福岡エコ運動」 広報等委託業務	「もったいない！ 食べ残しをなくそ う福岡エコ運動」 広報等業務委託
B. 契約者名	株式会社 JR 西日本 コミュニケーションズ九州支店	株式会社読売広告 西部	株式会社サエキジ ヤパン
C. 契約開始日	平成 29 年 5 月 29 日	平成 30 年 5 月 30 日	令和元年 6 月 7 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	その他（提案競技 の最優秀提案事業 者と特命随意契 約）	その他（提案競技 の最優秀提案事業 者と特命随意契 約）	その他（提案競技 の最優秀提案事業 者と特命随意契 約）
F. 予定価格	4,000	4,432	4,351
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	4,000	4,432	4,351
H. 落札率 (=G/F)	100%	100%	100%
I. 最終契約額(税込)	4,000	4,432	4,432
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	2 者	7 者 (うち 1 者辞退)	4 者

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

ケ 「福岡市事業系ごみ資源化情報発信サイト」コンテンツ移行等業務委託（循環型社会推進部事業系ごみ減量推進課）No41

(ア) 事業及び業務委託の概要

市は、事業系ごみ資源化に関して、①事業者間で頻繁に情報交換ができるようなウェブ情報サイトを開設する、②メールマガジンによる情報発信を行える場を提供するという目的から、福岡市事業系ごみ資源化情報発信サイトを運営している。

本業務委託は、本サイトが利用する福岡市共用 Web サーバが新サーバへ移行することに伴い、本サイトが新サーバでも正しく動作するよう必要な対応を行うものである。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	「福岡市事業系ごみ資源化情報発信サイト」コンテンツ移行等業務委託
B. 契約者名	—	—	株式会社コアラ
C. 契約開始日	—	—	令和元年 12 月 19 日
D. 契約終了日	—	—	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	—	—	特命随意契約
F. 予定価格	—	—	854
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	—	854
H. 落札率 (=G/F)	—	—	100%
I. 最終契約額 (税込)	—	—	854
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	1 者

(ウ) 監査の結果及び意見

① (意見) 特命随意契約による新規委託チェックリストの適切な運用について

業務プロセス	Plan(計画)：選定方法の決定、選定手続の実施
監査の視点	経済性及び効率性

【現状】

市は、本委託契約について、次の理由により特命随意契約を実施している。

<特命随意契約の理由>

サイト構築業者以外の改修や開発などが困難であるため。

※出所：「随意契約業者選定伺」

また、市は、特命随意契約により新規に委託する際には新規委託チェックリストを作成することとしている。

＜特命随意契約事務の自主的チェック＞

<p>第9条 本要綱の趣旨を徹底させ、もって委託契約事務の適正な執行を図るため、特命随意契約により事務事業を委託しようとする場合は、・・・、特命随意契約事務の自主的チェック（以下、「自主的チェック」という。）を行うものとする。</p> <p>2 前項に規定する自主的チェックは次の各号により行うものとする。</p> <p>(1) 新規委託チェック 新たに特命随意契約により委託を実施しようとするとき（既に実施している委託を新たに特命随意契約により委託するときを含む。）は、別紙特命随意契約による新規委託チェックリストによりチェックを行い、チェック済チェックリストは随意契約委託先選定伺に綴って回議するものとする。</p>

※出所：「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」

本委託契約においても、新規委託チェックリストが作成されている。しかし、本委託契約の予定委託先業者は、市の競争入札有資格者名簿に登載された者（以下「登録業者」という。）であるにもかかわらず、次のとおり「予定委託先が登録業者の場合」と「予定委託先が登録業者でない場合」の双方にチェックマークが付されていた。

＜本委託契約による新規委託チェックリスト＞

チェック項目	適否
(委託先の選定)	
・予定委託先が登録業者の場合は、点検日現在、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札停止措置を受けていないか	○
・予定委託先が登録業者でない場合は、点検日現在、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく排除措置を受けていないか	○

※出所：「特命随意契約による新規委託チェックリスト」

この点、市担当者によれば、本委託契約における予定委託先は登録業者であるが、福岡市競争入札参加停止措置を受けていないことに加え、排除措置を受けていないことを確認したため、それぞれチェックマークを付したとのことである。

【意見】

市は、予定委託先業者が登録業者であるにもかかわらず、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく排除措置を受けていないかどうかの確認を行っている。

しかし、そもそも福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく排除措置は、登録業者でない者に対して措置されるものであり、本委託契約の予定委託先業者に対しては、本来確認する必要がない項目である。

＜福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく排除措置について＞

<p>(排除措置)</p> <p>第2条の2 市長等は、有資格者以外の者が別表第2第9号又は別表第3各号に掲げる要件に該当するときは、情状に応じて別表第2第9号又は別表第3各号に定めるところにより期間を定め、当該の者について本市発注の工事又は製造の請負、委託、物品の購入等の契約から排除する措置（以下「排除措置」という。）を行うものとする。</p>

※出所：「福岡市競争入札参加停止等措置要領」

特段の事情なく、本来実施不要の確認手続を実施することは、効率性の観点から問題がある。

よって、市においては、新規委託チェックリスト各確認項目の内容や趣旨を十分に踏まえ、過不足なく手続を実施していくことが望ましい。

コ 可燃性ごみ収集運搬業務委託その13（循環型社会推進部収集管理課）No42

●可燃性ごみ収集運搬業務委託その13(1期 4/1～9/30)

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、市が定める廃棄物の収集、運搬及び処分の基準に従った処理を行い、廃棄物の適正処理を確保するとともに、生活環境の保全、公衆衛生の向上を図ることを目的として家庭から排出される可燃性ごみを収集し、市が指定する搬入場所へ運搬するものであり、概要は次のとおりである。

<本委託業務の概要>

<p>【収集方法】 定期収集／特別収集（地域ぐるみ清掃）／特別収集（年末年始ごみ振替収集）／ボランティア清掃ごみの収集</p> <p>【履行期間】 平成31年4月1日から平成31年9月30日まで</p> <p>【収集地区】 花畑／東花畑／鶴田／柏原／老司／野多目／三宅／若久／東若久／玉川／弥永西／筑紫丘／塩原</p>

※出所：「可燃性ごみ収集運搬業務委託その13(1期 4/1～9/30)仕様書」

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A. 契約件名	可燃性ごみ収集運搬業務委託その13	可燃性ごみ収集運搬業務委託その13	可燃性ごみ収集運搬業務委託その13
B. 契約者名	有限会社森山商会	有限会社森山商会	有限会社森山商会
C. 契約開始日	平成29年4月1日	平成30年4月1日	平成31年4月1日
D. 契約終了日	平成29年9月30日	平成30年9月30日	令和元年9月30日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	242,079	240,055	246,159
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	242,079	240,055	246,159
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1者	1者	1者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

●可燃性ごみ収集運搬業務委託その 13(2 期 10/1～3/31)

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、市が定める廃棄物の収集、運搬及び処分の基準に従った処理を行い、廃棄物の適正処理を確保するとともに、生活環境の保全、公衆衛生の向上を図ることを目的として家庭から排出される可燃性ごみを収集し、市が指定する搬入場所へ運搬するものであり、業務概要は次のとおりである。

<本業務委託の概要>

<p>【収集方法】 定期収集／特別収集（地域ぐるみ清掃）／特別収集（年末年始ごみ振替収集）／ボランティア清掃ごみの収集</p> <p>【履行期間】 令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで</p> <p>【収集地区】 花畑／東花畑／鶴田／柏原／老司／野多目／三宅／若久／東若久／玉川／弥永西／筑紫丘／塩原</p>

※出所：「可燃性ごみ収集運搬業務委託その 13(2 期 10/1～3/31) 仕様書」

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	可燃性ごみ収集運搬業務委託 その 13	可燃性ごみ収集運搬業務委託 その 13	可燃性ごみ収集運搬業務委託 その 13
B. 契約者名	有限会社森山商会	有限会社森山商会	有限会社森山商会
C. 契約開始日	平成 29 年 10 月 1 日	平成 30 年 10 月 1 日	令和元年 10 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	243,747	245,820	254,441
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	243,747	245,820	254,441
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

サ 可燃性ごみ収集運搬業務委託その14（循環型社会推進部収集管理課）No43

●可燃性ごみ収集運搬業務委託その14(1期 4/1～9/30)

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、市が定める廃棄物の収集、運搬及び処分の基準に従った処理を行い、廃棄物の適正処理を確保するとともに、生活環境の保全、公衆衛生の向上を図ることを目的として家庭から排出される可燃性ごみを収集し、市が指定する搬入場所へ運搬するものであり、業務概要は次のとおりである。

<本業務委託の概要>

<p>【収集方法】 定期収集／特別収集（地域ぐるみ清掃）／特別収集（年末年始ごみ振替収集）／ボランティア清掃ごみの収集</p> <p>【履行期間】 平成31年4月1日から平成31年9月30日まで</p> <p>【収集地区】 香椎照葉／地行浜／百道浜／愛宕浜／小戸2丁目</p>

※出所：「可燃性ごみ収集運搬業務委託その14(1期 4/1～9/30)仕様書」

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A. 契約件名	可燃性ごみ収集運搬業務委託 その14	可燃性ごみ収集運搬業務委託 その14	可燃性ごみ収集運搬業務委託 その14
B. 契約者名	公益財団法人 ふくおか環境財団	公益財団法人 ふくおか環境財団	公益財団法人 ふくおか環境財団
C. 契約開始日	平成29年4月1日	平成30年4月1日	平成31年4月1日
D. 契約終了日	平成29年9月30日	平成30年9月30日	令和元年9月30日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	41,285	41,140	42,381
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	41,285	41,140	42,381
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1者	1者	1者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

●可燃性ごみ収集運搬業務委託その 14(2 期 10/1～3/31)

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、市が定める廃棄物の収集、運搬及び処分の基準に従った処理を行い、廃棄物の適正処理を確保するとともに、生活環境の保全、公衆衛生の向上を図ることを目的として家庭から排出される可燃性ごみを収集し、市が指定する搬入場所へ運搬するものであり、業務概要は次のとおりである。

<本業務委託の概要>

<p>【収集方法】 定期収集／特別収集（地域ぐるみ清掃）／特別収集（年末年始ごみ振替収集）／ボランティア清掃ごみの収集</p> <p>【履行期間】 令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで</p> <p>【収集地区】 香椎照葉／地行浜／百道浜／愛宕浜／小戸 2 丁目</p>

※出所：「可燃性ごみ収集運搬業務委託その 14(2 期 10/1～3/31) 仕様書」

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	可燃性ごみ収集運搬業務委託 その 14	可燃性ごみ収集運搬業務委託 その 14	可燃性ごみ収集運搬業務委託 その 14
B. 契約者名	公益財団法人 ふくおか環境財団	公益財団法人 ふくおか環境財団	公益財団法人 ふくおか環境財団
C. 契約開始日	平成 29 年 10 月 1 日	平成 30 年 10 月 1 日	令和元年 10 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	41,556	41,962	44,245
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	41,556	41,962	44,245
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

シ 不燃性ごみ収集運搬業務委託その1（循環型社会推進部収集管理課）No44

●不燃性ごみ収集運搬業務委託その1(1期 4/1～9/30)

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、市が定める廃棄物の収集、運搬及び処分の基準に従った処理を行い、廃棄物の適正処理を確保するとともに、生活環境の保全、公衆衛生の向上を図ることを目的として家庭から排出される不燃性ごみを収集し、市が指定する搬入場所へ運搬するものであり、業務概要は次のとおりである。

<本業務委託の概要>

【収集方法】	定期収集／玄界島の不燃性ごみ／特別収集（地域ぐるみ清掃）／ボランティア清掃
【履行期間】	平成31年4月1日から平成31年9月30日まで
【収集地区】	東区／博多区／南区／中央区／城南区／早良区

※出所：「不燃性ごみ収集運搬業務委託その1(1期 4/1～9/30) 仕様書」

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A. 契約件名	不燃性ごみ収集運搬業務委託 その1	不燃性ごみ収集運搬業務委託 その1	不燃性ごみ収集運搬業務委託 その1
B. 契約者名	福岡環境整備株式会社	福岡環境整備株式会社	福岡環境整備株式会社
C. 契約開始日	平成29年4月1日	平成30年4月1日	平成31年4月1日
D. 契約終了日	平成29年9月30日	平成30年9月30日	令和元年9月30日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	302,090	303,604	314,262
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	302,090	303,604	314,262
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1者	1者	1者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

●不燃性ごみ収集運搬業務委託その1(2期 10/1~3/31)

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、市が定める廃棄物の収集、運搬及び処分の基準に従った処理を行い、廃棄物の適正処理を確保するとともに、生活環境の保全、公衆衛生の向上を図ることを目的として家庭から排出される不燃性ごみを収集し、市が指定する搬入場所へ運搬するものであり、概要は次のとおりである。

<本業務委託の概要>

【収集方法】	定期収集／玄界島の不燃性ごみ／特別収集（地域ぐるみ清掃）／ボランティア清掃
【履行期間】	令和元年10月1日から令和2年3月31日まで
【収集地区】	東区／博多区／南区／中央区／城南区／早良区

※出所：「不燃性ごみ収集運搬業務委託その1(2期 10/1~3/31) 仕様書」

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A. 契約件名	不燃性ごみ収集運搬業務委託 その1	不燃性ごみ収集運搬業務委託 その1	不燃性ごみ収集運搬業務委託 その1
B. 契約者名	福岡環境整備株式会社	福岡環境整備株式会社	福岡環境整備株式会社
C. 契約開始日	平成29年10月1日	平成30年10月1日	令和元年10月1日
D. 契約終了日	平成30年3月31日	平成31年3月31日	令和2年3月31日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	308,632	313,768	327,067
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	308,632	313,768	328,094
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1者	1者	1者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

ス 福岡市し尿収集運搬業務委託（循環型社会推進部収集管理課）No45

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、市が定める廃棄物の収集、運搬及び処分の基準に従った処理を行い、廃棄物の適正処理を確保するとともに、生活環境の保全、公衆衛生の向上を図ることを目的としてし尿収集し、市が指定する搬入場所へ運搬するものであり、業務概要は次のとおりである。

<本業務委託の概要>

(1) 定期のし尿収集及び運搬業務
(2) 臨時のし尿収集及び運搬業務
(3) 緊急時のし尿収集及び運搬業務

※出所：「福岡市し尿収集運搬業務委託 仕様書」

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	福岡市し尿収集運搬業務委託	福岡市し尿収集運搬業務委託	福岡市し尿収集運搬業務委託
B. 契約者名	公益財団法人ふくおか環境財団	公益財団法人ふくおか環境財団	公益財団法人ふくおか環境財団
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	187,661	187,661	195,768
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	193,065	188,488	194,179
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 適時の記名、押印の実施について

業務プロセス	Check (評価) : 業務委託の履行確認
監査の視点	合規性・説明責任及び透明性

【現状】

市は、本委託契約について委託先業者に対し、次のとおり業務報告を毎月求めている。

<市に対する業務報告について>

10 報告書の提出
(1) 業務の完了報告
各月の業務が完了したときは、次の書類を環境局収集管理課長に提出しなければならない。
① 完了届 (定期収集) (様式第 8 号) 及び委託業務実施実績表 (様式第 2 号)

② 完了届（臨時収集）（様式第9号）及び臨時くみとり種別内訳書（様式第10号）

※出所：「仕様書」

また、市は、提出された業務報告関係の書類（以下「完了届等」という。）の内容を検査員及び立会人により確認し、特段問題がないことをもって業務の履行確認と取り扱っている。

本監査において、完了届等の書類を確認したところ、令和2年2月及び3月分の完了届における立会人氏名の記名・押印欄がA氏からB氏に修正されていた。

市担当者によれば、委託先業者が市に完了届等を提出した際に、B氏が検査に立ち会ったものの業務多忙により記名、押印が後日となっていたところ、前任の担当者であったA氏が誤って記名、押印してしまったとのことである。

【指摘事項】

適時に記名、押印がなされないことは、市が適切に業務の履行確認を実施していることを事後的に確認できなくなる可能性があり、説明責任の観点から問題がある。

市は、業務の履行確認を実施次第、速やかに担当者による記名、押印が実施される体制を整えるべきである。

② （意見）積算報告書における増減理由の記載誤りに対する修正について

業務プロセス	Check（評価）：業務委託の履行確認
監査の視点	説明責任及び透明性

【現状】

本業務委託は、実費弁済方式をとっており、業務完了後に委託契約額と実際発生額の差額が精算される。

当該精算は、委託先業者が作成する精算報告書に基づいて行われる。しかし、次のとおり精算報告書の増減理由について、記載誤りがあった。

＜精算報告書の抜粋＞

（単位：円）

区分	委託契約額	精算額	増減	増減理由
福利厚生費	9,701,532	9,443,051	258,481	事業費：人件費積算差異により不足額が生じた。
被服費	503,249	553,735	△50,486	事業費：嘱託職員2名新規採用に伴う事務服費の発生に伴い不用額が生じた。
車両修繕費	3,984,738	3,401,546	583,192	事業費：定期点検時費用の積算差異により不足額が生じた。

※出所：「精算報告書」

＜本来記載すべき精算報告書の内容＞

（単位：円）

区分	委託契約額	精算額	増減	増減理由
福利厚生費	9,701,532	9,443,051	258,481	事業費：人件費積算差異により <u>不用額</u> が生じた。

区分	委託契約額	精算額	増減	増減理由
被服費	503,249	553,735	△50,486	事業費：嘱託職員2名新規採用に伴う事務服費の発生に伴い <u>不足額</u> が生じた。
車両修繕費	3,984,738	3,401,546	583,192	事業費：定期点検時費用の積算差異により <u>不用額</u> が生じた。

※出所：「精算報告書」から監査人作成

【意見】

増減理由の内容が誤ったまま精算報告書を市が受領していることは、市の業務履行確認が適切に行われていないのではないかと疑念を抱かれかねない。

よって、市は、精算報告書受領時において内容を十分に精査し、必要に応じて委託先業者に修正を求めることが望まれる。

セ 福岡市家庭系ごみ処理手数料徴収事務委託（循環型社会推進部収集管理課）No46

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、ごみ処理手数料の徴収媒体である有料指定袋の調達、保管、取扱店等への配送、在庫管理及び袋の代金の請求から収納まで、ごみ処理手数料徴収事務として委託するものであり、概要は次のとおりである。

＜本業務委託の概要＞

(1) 指定袋の調達
(2) 指定袋の保管及び配送
(3) 取扱店へのごみ処理手数料の請求及び収納
(4) 収納金の払い込み
(5) 取扱店及び問屋の管理
(6) 指定袋の安定かつ適正な流通のために必要な調査及び措置
※「取扱店」とは、受託者と指定袋販売委託契約を締結した小売店等をいう。
※「問屋」とは、受託者と指定袋保管配送委託契約を締結した問屋をいう。

※出所：「福岡市家庭系ごみ処理手数料徴収事務 仕様書」

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	福岡市家庭系ごみ処理手数料徴収事務委託	福岡市家庭系ごみ処理手数料徴収事務委託	福岡市家庭系ごみ処理手数料徴収事務委託
B. 契約者名	公益財団法人ふくおか環境財団	公益財団法人ふくおか環境財団	公益財団法人ふくおか環境財団
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	731, 219	661, 193	724, 726
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	689, 158	718, 800	676, 175
J. 入札参加者数 ・見積徴収者数	1 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 再委託承諾手続の実施について

業務プロセス	Do (実行)：再委託承諾手続
監査の視点	合規性

【現状】

委託先業者である公益財団法人ふくおか環境財団（以下「ふくおか環境財団」という。）は、本委託業務の履行に際し、次のとおり問屋との指定袋保管配送委託契約及び小売店等との指定袋販売委託契約を締結している。

<指定袋の保管配送委託及び販売委託について>

(2) 指定袋の保管及び配送

指定袋の保管配送業務は、甲(※福岡市)が別に定める福岡市家庭系ごみ処理手数料徴収事務委託に係る入札実施に関する指針に基づき決定した業者(以下「保管配送業者」という)に委託することとする。

また、乙(※受託者)と指定袋保管配送委託契約を締結した問屋については、指定袋の保管配送を行うことができる。

(中略)

② 指定袋を保管配送業者から問屋を介して取扱店に配送する場合は、乙は、当該問屋ごとに別途、指定袋保管配送委託契約を締結しなければならない。

(3) 取扱店へのごみ処理手数料の請求及び収納

① 取扱店について

乙と指定袋販売委託契約を締結した取扱店は、指定袋の販売を行うことができる。

② 取扱店の要件等

乙と指定袋販売委託契約を締結することができる取扱店の要件等は、次に定めることのほか、甲乙協議して定める。

※出所：「福岡市家庭系ごみ処理手数料徴収事務 仕様書」

また、指定袋保管配送委託契約及び指定袋販売委託契約の委託先の選定に関して、市はふくおか環境財団に一任しており、市としての関与はない。

ここで、市は、委託業者が再委託を実施しようとする場合の手続について、次のように定めている。

<再委託の承諾手続>

2 再委託の承諾手続

委託契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び所在地並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約予定金額について記載した書面を契約の相手方に提出させ、次に掲げる事項について審査し、適当と認められる場合に書面にて承諾を行うものとする。なお、再委託に関する書面に記載された事項について、変更がある場合には、委託契約の相手方に遅滞なく変更の届出を提出させ、同様に審査及び承諾を行うものとする。

※出所：「業務委託契約における再委託の運用基準について（通知）」

市は、業務委託契約について、次の考え方を基本として、委託業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託することを原則禁止とする方針をとっており、本契約に係る契約書においても当該方針に従って再委託の制限に関する規定がある。

<業務委託契約における再委託の基本的な考え方>

地方公共団体の契約は、契約の相手方として特定の者を選定した上で、契約の履行確保を図るものであるため、「業務委託契約」により委託した業務は、本来、受託した事業者が自ら履行すべきものである。

また、再委託を行うことは、事故が発生するリスクの増大や、事故発生時の責任の所在が不明確になることなどが懸念されるため、安易に再委託が行われないように留意する必要がある。

これらのことを踏まえ、本市の標準契約書には、「業務の全部又は主たる部分を第三

者に委任し、又は請け負わせてはならない。」「受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。」と規定している。

※出所：「業務委託契約における再委託の運用基準について（通知）」

<本契約における再委託の制限>

（再委託等の制限）

第5条 受注者は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（中略）

3 発注者は業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾をえなければならない。

※出所：「業務委託契約書」

この点、市担当者によれば、指定袋の保管配送業務や販売業務に関してふくおか環境財団が第三者と締結する契約は再委託に該当しないと判断しており、再委託の承諾手続等は取られていない。

【指摘事項】

本業務委託について、保管配送業務及び販売業務は、ふくおか環境財団の職員が行わず、ふくおか環境財団が委託した第三者たる業者により行われている。

個別の業者選定等に市の関与がないことからすれば、これは、業務内容の「再委託」であると評価せざるを得ない。

このため、再委託である場合は、上記の「業務委託契約における再委託の運用基準」に従い、再委託の承諾手続をしなければならない。仮に本業務の「再委託」の点を業務委託契約書第5条第3項の規定に基づくものであるとするとしても、再委託の承諾手続等が踏まれないままふくおか環境財団が選定した業者に本業務を委託していることになり、「業務委託契約における再委託の運用基準」には適合しない。

よって、ふくおか環境財団の職員以外の業者によって保管配送業務及び販売業務が行われる場合、ふくおか環境財団から第三者たる業者への委託は「再委託」に該当するという前提で、業務委託契約書の記載を見直すとともに、再委託の場合の承諾手続等を履行する必要がある。又は、委託業務契約及び仕様書等の設計図書の変更を行い、実質的にも再委託とはならない形の業務委託の形態を検討する必要がある。

ソ 平成31年度福岡市粗大ごみ収集運搬業務委託(南区) (循環型社会推進部収集管理課)
No47

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、市が定める廃棄物の収集、運搬及び処分の基準に従った処理を行い、廃棄物の適正処理を確保するとともに、生活環境の保全、公衆衛生の向上を図ることを目的として家庭から排出される粗大ごみを収集し、市が指定する搬入場所へ運搬するものであり、業務概要は次のとおりである。

<本委託業務の概要>

<p>【収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集した粗大ごみのうち、リユース可能なものを臨海 3R ステーションに運搬すること ・粗大ごみ受付センターが受付した粗大ごみを、可燃ごみ、不燃ごみ、破碎処理困難物の3種類に分別収集し、市の施設に適正に運搬すること ・粗大ごみ受付センターから持ち出しサービスの指示を受けた粗大ごみを、屋内又は屋外から持ち出し、収集及び運搬を行うこと <p>【履行期間】 平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで</p> <p>【収集地区】 福岡市南区全域</p>

※出所：「平成 31 年度福岡市粗大ごみ収集運搬業務委託(南区) 仕様書」

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	平成 31 年度福岡市粗大ごみ収取運搬業務委託 (南区)
B. 契約者名	—	—	株式会社九州事業センター
C. 契約開始日	—	—	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	—	—	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	—	—	制限付一般競争入札
F. 予定価格	—	—	112, 126
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	—	94, 186
H. 落札率 (=G/F)	—	—	84.0%
I. 最終契約額(税込)	—	—	95, 058
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	8 者

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

タ 福岡市粗大ごみ受付センター業務等委託（循環型社会推進部収集管理課）No48

(ア) 事業及び業務委託の概要

市は、通常の回収ができない粗大ごみの回収について、電話、ファックス又はインターネットによる事前の受付を行い、専門業者が粗大ごみを収集するという運用を行っている。

本業務委託は、当該事前受付業務を実施するものである。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	福岡市粗大ごみ受付センター業務等委託	福岡市粗大ごみ受付センター業務等委託	福岡市粗大ごみ受付センター業務等委託
B. 契約者名	公益財団法人ふくおか環境財団	公益財団法人 ふくおか環境財団	公益財団法人 ふくおか環境財団
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	83,391	84,160	86,439
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	82,686	81,378	84,681
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 再委託の相手方に関する網羅的な情報入手及び適正な審査の実施について

業務プロセス	Do (実行) : 再委託承諾手続
監査の視点	合規性

【現状】

委託先業者は、業務の一部に関して 2 事業者に再委託している。本再委託に際して、委託先業者は「平成 31 年度福岡市粗大ごみ受付センター業務等委託に係る業務の一部再委託及び個人情報・情報資産の取扱いについて」(以下「再委託承諾申請書」という。)を市に提出し、承認を得ている。

再委託承諾申請書に記載された主な内容は以下のとおりである。

<再委託の内容>

契約件名	福岡市粗大ごみ受付センター業務等委託
委任する委託業務の内容	電話及びインターネットによる受付 (仕様書 1(1)の業務の一部)
再委託先	株式会社エヌ・ティ・ティ マーケティングアクト

契約件名	福岡市粗大ごみ受付センター業務等委託
------	--------------------

委任する委託業務の内容	インターネット受付専用サーバの運用代行
再委託先	株式会社キューデンインフォコム

※出所：「再委託承諾申請書」

【指摘事項】

市は、委託先業者が再委託を実施しようとする場合の手続について、次のように定めている。

＜再委託の承諾手続＞

2 再委託の承諾手続

委託契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び所在地並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約予定金額について記載した書面を契約の相手方に提出させ、次に掲げる事項について審査し、適当と認められる場合に書面にて承諾を行うものとする。なお、再委託に関する書面に記載された事項について、変更がある場合には、委託契約の相手方に遅滞なく変更の届出を提出させ、同様に審査及び承諾を行うものとする。

※出所：「業務委託契約における再委託の運用基準について（通知）」

しかし、本委託契約に係る再委託承諾申請書には再委託の必要性及び契約予定金額について記載されておらず、「業務委託契約における再委託の運用基準について（通知）」（以下「再委託運用基準」という。）で求められている内容を一部欠いている。

この点、市担当者によれば、過年度から現在の様式を使用しており、変更を検討したことはないとのことである。

市は、業務委託契約について、次の考え方を基本として、委託業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託することを原則禁止とする方針をとっており、本契約に係る契約書においても当該方針に従って再委託の制限に関する規定がある。

＜業務委託契約における再委託の基本的な考え方＞

地方公共団体の契約は、契約の相手方として特定の者を選定した上で、契約の履行確保を図るものであるため、「業務委託契約」により委託した業務は、本来、受託した事業者が自ら履行すべきものである。

また、再委託を行うことは、事故が発生するリスクの増大や、事故発生時の責任の所在が不明確になることなどが懸念されるため、安易に再委託が行われないように留意する必要がある。

これらのことを踏まえ、本市の標準契約書には、「業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。」「受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。」と規定している。

※出所：「業務委託契約における再委託の運用基準について（通知）」

＜本契約における再委託の制限＞

（再委託等の制限）

第5条 受注者は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

※出所：「業務委託契約書」

委託先業者が業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせていないかどうかについて、市は、再委託承諾申請書等の情報を基に、総合的に判断する必要がある。当該判断に当たって、特に再委託の必要性や再委託の相手方の契約予定金額は重要な項目であるといえる。すなわち、前者の「市が委託先業者に委託した事業をなぜ再委託する必要があるのか」という情報は定性的な視点から、後者の「市が委託先業者に支払う業務委託料のうち、どの程度の割合が再委託先に支払われる予定なのか」という情報は定量的な視点から、それぞれ重要な判断要素の一部であると考えられる。

よって、市は、再委託運用基準に基づき、再委託の必要性及び契約予定金額の情報を漏れなく入手した上で必要事項の審査を適切に行い、再委託の承諾を行う必要がある。

なお、再委託運用基準に示された再委託承諾申請書のひな形を用いることで、審査に用いる再委託先の情報を網羅的に入手することが可能となるため、当該ひな形を利用することが望ましい。

チ 自己搬入ごみ事前受付センター業務等委託（施設部管理課）No49

(ア) 事業及び業務委託の概要

市は、福岡市の事業者及び福岡市民に対して廃棄物等をごみ処理施設等へ自己搬入する際、電話またはインターネットによる事前の受付を要請している。

事前受付に当たって市は、自己搬入ごみ事前受付センターを設置の上、自己搬入ごみ事前受付システムを利用している。本業務委託は、自己搬入ごみ事前受付センター業務の品質を維持、向上するために、年間を通じて自己搬入ごみ事前受付システムの運用管理業務や保守点検等の支援を行うものである。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	自己搬入ごみ 事前受付センター 業務等委託	自己搬入ごみ 事前受付センター 業務等委託	自己搬入ごみ 事前受付センター 業務等委託
B. 契約者名	日本電気株式会社 九州支社	日本電気株式会社 九州支社	日本電気株式会社 九州支社
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	65,904	65,904	65,313
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額 (税込)	65,904	65,904	65,918
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 再委託の相手方に関する網羅的な情報入手及び適正な審査の実施について

業務プロセス	Do (実行) : 再委託承諾手続
監査の視点	合規性

【現状】

委託先業者は、業務の一部に関して自ら履行するよりも第三者に請け負わせ、実施した方がより効率的な運用が確保できることから、他の 2 者に再委託している。本再委託に際して委託先業者は、「自己搬入ごみ事前受付センター業務等委託」契約に関する一部再委託について(承認願)(以下「承認願」という。)を市に提出し、承認を得ている。

承認願に記載された主な内容は次のとおりである。

<再委託の内容>

契約件名	自己搬入ごみ事前受付センター業務等委託
委任する委託業務の内容	委託業務の一部で稼働するシステムのうち、軽微なメンテナンス作業。

委任理由	本業務で稼働するシステムにおけるプログラムのノウハウ、スキルを有し、責任をもって業務実施が可能であるため
再委託先	株式会社 BCC

契約件名	自己搬入ごみ事前受付センター業務等委託
委任する委託業務の内容	業務委託のうち、コールセンターにおける対応作業。
委任理由	再委託先業者はオペレータの手配が可能であることから、コールセンター運営を潤滑に行うための支援が可能であり、責任をもって業務実施が可能であるため。
再委託先	株式会社ベルシステム 24 ホールディングス

※出所：「承認願」

【指摘事項】

市は、委託先業者が再委託を実施しようとする場合の手続について、次のように定めている。

＜再委託の承諾手続＞

2 再委託の承諾手続

委託契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び所在地並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約予定金額について記載した書面を契約の相手方に提出させ、次に掲げる事項について審査し、適当と認められる場合に書面にて承諾を行うものとする。なお、再委託に関する書面に記載された事項について、変更がある場合には、委託契約の相手方に遅滞なく変更の届出を提出させ、同様に審査及び承諾を行うものとする。

※出所：「業務委託契約における再委託の運用基準について（通知）」

しかし、本契約の再委託における承認願には契約予定金額が記載されておらず、「業務委託契約における再委託の運用基準について（通知）」（以下「再委託運用基準」という。）で求められている内容を一部欠いている。

この点、市担当者によれば、再委託の承認についての様式を特に決めておらず、独自の様式を使用しているとのことである。

市は、業務委託契約について、次の考え方を基本として、業務委託の全部又は主たる部分を第三者に再委託することを原則禁止とする方針をとっており、本契約に係る契約書においても、当該方針に従って再委託の制限に関する規定がある。

＜業務委託契約における再委託の基本的な考え方＞

地方公共団体の契約は、契約の相手方として特定の者を選定した上で、契約の履行確保を図るものであるため、「業務委託契約」により委託した業務は、本来、受託した事業者が自ら履行すべきものである。

また、再委託を行うことは、事故が発生するリスクの増大や、事故発生時の責任の所在が不明確になることなどが懸念されるため、安易に再委託が行われないように留意する必要がある。

これらのことを踏まえ、本市の標準契約書には、「業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。」「受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。」と規定している。

※出所：「再委託運用基準」

＜本契約における再委託の制限＞

<p>(再委託等の制限)</p> <p>第5条 受注者は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。</p>

※出所：「業務委託契約書」

委託先業者が、業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせていないかどうかについて、市は、承認願等の情報を基に総合的に判断する必要がある。当該判断に当たって、特に、再委託の相手方の契約予定金額、すなわち、「市が委託先業者に支払う業務委託料のうち、どの程度の割合が再委託先に支払われる予定なのか」という情報は、定量的な側面から重要な判断要素の一部であると考えられる。

よって、市は、再委託運用基準に基づき、再委託の契約予定金額等の情報を漏れなく入手した上で必要事項の審査を適切に行い、再委託の承諾を行う必要がある。

なお、再委託運用基準に示された再委託承諾申請書のひな形を用いることで、審査に用いる再委託先の情報を網羅的に入手することが可能となるため、当該ひな形を利用することが望ましい。

② (意見) 定期点検業務の履行確認に係る文書の保存について

業務プロセス	Check (評価)：業務委託の履行確認
監査の視点	説明責任及び透明性

【現状】

本業務委託は、主に自己搬入ごみ事前受付システムの運用と保守業務である。保守業務の一環として定期点検業務があり、当該業務は、システム動作状況の確認、ハードウェア機能確認及びソフトウェア異常の有無等の定期点検を次の頻度及び時期で行うよう定められている。

＜定期点検の頻度及び時期＞

	コールセンター及び各施設の指導情報端末を除く機器	各施設の指導情報端末
点検頻度	年1回	年2回
点検時期	10月	7月、1月

※出所：「仕様書 別表」

当該定期点検業務に係る履行状況の市への報告に関して、報告書等の書類が保存されていなかった。

この点、仕様書上、市は、自己搬入ごみ事前受付システムの運用管理業務については書面の提出を求めているが、定期点検業務については特段求めている。

＜本業務委託における報告について＞

<p>3 業務内容</p> <p>自己搬入ごみ事前受付システムについて運用管理及び保守の業務を行う。</p> <p>(1) 自己搬入ごみ事前受付システム運用</p> <p>④ 月1回、運営状況を環境局管理課へ報告を行うとともに、年1回年計を文書にて報告する。</p>

4 保守

(1) 定期点検

以下に示す機器について、システム動作状況の確認、ハードウェア機能確認及びソフトウェア異常の有無等の定期点検を行うこと。なお、定期点検の頻度及び時期は別表を参照とする。

※出所：「仕様書」

【意見】

市は、委託料支払に先立ち、委託先業者が適切に業務を履行したかどうかについて契約時の仕様書等の内容に沿って確認する必要がある。市担当者によれば、本委託契約の定期点検業務については、各システムを設置している現場に配置された委託先業者のシステムエンジニアが、市に対する報告を適宜口頭にて行っているとのことである。

しかし、市に対する報告内容が書面にて保存されていないことは、委託先業者が履行責任を果たしたかどうか、また、市が適切に確認したかどうかについて事後的に検証することができず、説明責任の観点から問題がある。

よって、市においては、定期点検業務についても自己搬入ごみ事前受付システムの運用管理業務同様、文書にて報告を求めるよう仕様書内容の見直しを検討することが望ましい。

ツ 西部污水处理場運転業務委託（施設部施設課）No50

（ア）事業及び業務委託の概要

市は、西部污水处理場において、①今津埋立場及び中田埋立場からの浸出水を受け入れ、生物処理や凝集薬品処理した後、砂ろ過器で高度処理した水を瑞梅寺川へ放出する、②水処理の過程で発生する汚泥を濃縮脱水し、中田埋立場へ運搬処理ほか排水施設や感潮水門及び水路等の運転管理を行うという業務を行っている。

市は、西部污水处理場の運転管理及び維持補修等においては、厳重な安全対策が必要であり、そのためには当該業務に対する高度な知識と技術が必要であることから、外部の業者に委託している。

（イ）委託契約の概要

（単位：千円）

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	西部污水处理場 運転業務委託	西部污水处理場 運転業務委託	西部污水处理場 運転業務委託
B. 契約者名	九州クリーン工業 株式会社	九州クリーン工業 株式会社	九州クリーン工業 株式会社
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	115,128	113,940	99,900
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額 (税込)	115,178	114,087	100,825
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

（注）「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

（ウ）監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

テ 西部工場焼却炉内等点検委託（施設部西部工場）No51

（ア）事業及び業務委託の概要

市は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきごみの焼却を行っており、その一部は西部工場において行われている。

本委託業務は、西部工場のごみ焼却プラントを円滑に運転するために、焼却設備、燃焼ガス冷却設備等の内部清掃及び点検を行い、その結果を基に今後のごみ焼却プラントの運転、定期修理等のメンテナンス計画を作成するものである。

（イ）委託契約の概要

（単位：千円）

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	西部工場焼却炉内等点検委託	西部工場焼却炉内等点検委託	西部工場焼却炉内等点検委託
B. 契約者名	株式会社タクマ九州支店	株式会社タクマ九州支店	株式会社タクマ九州支店
C. 契約開始日	平成 29 年 8 月 3 日	平成 30 年 7 月 25 日	令和元年 7 月 30 日
D. 契約終了日	平成 30 年 2 月 15 日	平成 31 年 3 月 15 日	令和 2 年 3 月 19 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	53,460	54,000	60,060
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	53,460	54,000	60,060
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

（注）「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

（ウ）監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

ト 臨海工場建物清掃業務委託（施設部臨海工場）No52

(ア) 事業及び業務委託の概要

市は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第3条に定める一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準に基づいた処理を行い、廃棄物の適正処理を確保するとともに生活環境の保全、公衆衛生の向上を図る必要がある。

＜一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準＞

第3条 法第6条の2第2項の規定による一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

一 一般廃棄物の収集又は運搬に当たっては、次によること。

イ 収集又は運搬は、次のように行うこと。

(1) 一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。

(2) 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によつて生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

ロ 一般廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

※出所：「施行令」

本業務委託は、上記施行令第3条の趣旨を踏まえ、一般廃棄物の焼却場である臨海工場の管理棟、工場棟等の清掃業務を行うものである。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	臨海工場建物清掃業務委託
B. 契約者名	—	—	九州海運株式会社
C. 契約開始日	—	—	令和2年4月1日
D. 契約終了日	—	—	令和3年3月31日
E. 契約方法	—	—	指名競争
F. 予定価格	—	—	29,354
G. 入札価格 ・当初契約額（税込）	—	—	28,901
H. 落札率（=G/F）	—	—	98.5%
I. 最終契約額（税込）	—	—	29,168
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	12者

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

ナ 東部埋立場埋立業務委託（施設部クリーンパーク・東部）No53

(ア) 事業及び業務委託の概要

市は、東部埋立場において、廃棄物の処理業務等を行っている。

廃棄物の処理に関して市は、福岡市と福岡大学との協力により開発された「準好気性埋立構造（福岡方式）」による埋立方式で行っている。この方式は、自然界に備わっている浄化能力を有効に活用して廃棄物を安定化させ、埋立廃棄物の分解が促進されるなど地域住民に信頼感のある埋立方式である。

本業務を適切に遂行するためには、高度な専門知識や技術水準が求められるとともに相当の経験が必要であることから、市は、東部埋立場の廃棄物処理業務を外部委託している。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	東部埋立場埋立業務委託	東部埋立場埋立業務委託	東部埋立場埋立業務委託
B. 契約者名	大成管理開発株式会社	大成管理開発株式会社	大成管理開発株式会社
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	165,780	167,940	176,040
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	165,780	167,940	177,670
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

(7) 農林水産局

ア スマート農業推進事業のワークショップ等運営業務委託（総務農林部政策企画課）
No54

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、担い手の高齢化、減少が進む福岡市の農業において、魅力ある都市型農業を推進していくために、AI、IoT等の先端技術を活用した「スマート農業」推進のためのワークショップの運営等を行う事業である。生産者、JA、事業者、大学等を対象にワークショップを2回開催し、課題の抽出及び明確化を図り、実証実験の公募テーマに関する検討を行っている。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	スマート農業推進事業のワークショップ等運営業務委託
B. 契約者名	—	—	株式会社ダイスプロジェクト
C. 契約開始日	—	—	令和元年5月8日
D. 契約終了日	—	—	令和元年8月31日
E. 契約方法	—	—	随意契約（競争見積合わせ）
F. 予定価格	—	—	964
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	—	897
H. 落札率 (=G/F)	—	—	93.0%
I. 最終契約額(税込)	—	—	897
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	2者

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 仕様書内容の明確化について

業務プロセス	Plan(計画)：仕様書、設計書、予定価格等の作成
監査の視点	合規性

【現状】

当業務の仕様書によると、ワークショップの開催に当たっては、各回ファシリテーター1名、講師等2名程度を選定することが指示されている。ファシリテーターに関しては、人数と報償費の基準について明確に記載されている。しかし、講師等に関しては、人数は「2名程度」、報償費は「選定した講師の役職に応じて決定」と記載されている。

市は、この仕様書に基づいて2者から見積りを徴し、競争見積合わせを行って価格の低い業者と契約を締結していた。

なお、予定価格の算定基礎となる設計書では、講師等に関して人数は3名、報償費

の積算根拠となる役職は大学教授、大学准教授及び民間企業役員をそれぞれ1名ずつで算定されている。

業務実施に当たり、受託業者は、講師等に関して設計書どおりの人数及び役職を選定している。

【指摘事項】

「福岡市の委託に係る契約事務手続きに関する要綱」によれば、仕様書は業者による経費算定の基礎資料となることから、細部にわたり具体的な内容を明らかにする必要がある。

＜委託内容の説明＞

第4条

入札の執行又は見積の徴取（以下、「入札等」という。）に当たっては、委託業務の内容を示した仕様書等を作成して、あらかじめこれを提示する等の方法により、指名した者又は見積書の提出を依頼した者にその内容を十分説明するものとする。この場合、仕様書等は、委託業務の内容を指示するとともに当該業務に必要な経費算定の基礎資料となるものであるため、当該業務の細部にわたり具体的な内容を明らかにするものでなければならない。（以下略）

※出所：「福岡市の委託に係る契約事務手続きに関する要綱」

しかし、本業務の仕様書では、講師等に関して人数は「2名程度」、報償費は「選定した講師の役職に応じて決定」と記載され、業者にとって具体的に人数を何名にするか、報償費の積算根拠となる役職をどの程度にするかの判断に差が生じてしまう。このため、仕様書について、業務の細部にわたり具体的な内容が明らかであるとは言えず、価格競争を前提とした業者の選定を行うに際し、公正な業者の選定に問題がある。

よって、市は、仕様書について細部にわたり具体的な内容を明らかにし、公正な競争を確保すべきである。具体的には、講師等に関して具体的な人数を明示するとともに、報償費の算定根拠となる想定役職を明示することが考えられる。

イ ふくおかさん家のうまかもん事業者認定事業支援及び広報業務委託（総務農林部農業振興課）No55

(ア) 事業及び業務委託の概要

福岡市では、平成 27 年 4 月に「ふくおかさん家のうまかもん条例」が施行されたことに伴い、福岡市内産の農林水産物及びその加工品を優先的に提供又は販売する事業者を市が認定し、その旨を示す標識の交付やホームページにおける紹介等の支援を行う事業を実施している。

本業務委託は、認定事業者の獲得及び広報業務である。主な業務は次のとおりである。

- 事業者の調査、把握、事業説明及び申請受付
- 認定事業者への PR グッズの配布及び店舗情報のホームページ掲載、改修
- 認定事業者と連携した PR に関するイベント等の企画及び実施
- ふくおかさん家のうまかもん及び認定事業者の広報

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	ふくおかさん家のうまかもん事業者認定事業支援及び広報業務委託	ふくおかさん家のうまかもん事業者認定事業支援及び広報業務委託	ふくおかさん家のうまかもん事業者認定事業支援及び広報業務委託
B. 契約者名	株式会社サンマーク	株式会社サンマーク	株式会社サンマーク
C. 契約開始日	平成 29 年 6 月 21 日	平成 30 年 6 月 18 日	令和元年 6 月 7 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	その他（提案競技の最優秀提案事業者と特命随意契約）	その他（提案競技の最優秀提案事業者と特命随意契約）	その他（提案競技の最優秀提案事業者と特命随意契約）
F. 予定価格	3,000	4,500	4,700
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	2,917	4,490	4,660
H. 落札率 (=G/F)	97.2%	99.8%	99.1%
I. 最終契約額(税込)	2,917	4,490	4,746
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	6 者	1 者	2 者

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 提案競技実施チェックリストの作成について

業務プロセス	Plan(計画)：選定方法の決定、選定手続の実施
監査の視点	合規性

【現状】

市は、本業務について、民間事業者による専門的なノウハウを活用し、効果的に事業を展開するため、公募による提案競技（プロポーザル方式）にて選定した事業者と随意契約を行っている。

しかし、提案競技を実施する場合に求められている「提案競技実施チェックリスト」が作成されていなかった。

【指摘事項】

市は、正確な事務手続の実施、公平性の確保、競争性の確保等を担保するため、提案競技を実施しようとする場合は、次のとおり「提案競技実施チェックリスト」によりチェックを行い、提案競技実施伺に綴って回議することとしている。

<提案競技の実施前チェック>

第7条の2 委託先の選定に際し、提案競技を実施しようとする場合は、別紙提案競技実施チェックリストによりチェックを行うものとし、チェック済みチェックリストは提案競技実施伺に綴って回議するものとする。

2 前項のチェックは、原則として当該委託の事務事業を所掌する課の課長が係長とともに行うものとする。

※出所：「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」

しかし、本業務については、「提案競技実施チェックリスト」が作成されていなかった。

よって、市は、「提案競技実施チェックリスト」による自主チェックを適切に行い、提案競技に関する事務の適正な執行を図るべきである。

② (結果) 成果指標に即した効果の測定について

業務プロセス	Check(評価)：業務委託実施後の評価
監査の視点	有効性

【現状】

市は、本事業について「2021年度までに1,300事業者を認定する」(福岡市農林業総合計画)という成果指標を設定し、効果を測定している。

事業開始からこれまでの認定事業者累計として、次の測定がなされていた。

<認定事業者数(累計)>

(単位：件数)

項目	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
店舗数	39	122	368	557	725
小売店	12	63	117	142	243
飲食店	17	56	234	398	463
直売所	10	3	17	17	19

※出所：「農業振興課資料」

「2021年度までに1,300事業者を認定する」という指標に対し、上表のとおり測定は、「事業者数」ではなく「店舗数」で行われている。すなわち、複数の店舗を持つ事業者については、それぞれの店舗を「1」としてカウントされていた。

【指摘事項】

成果を把握する集計の単位が成果指標の単位と異なるとともに、事業者数と店舗数とでは店舗数の方が実績数として多くカウントされてしまう。このため、正確に事業の成果を評価する上で支障となり得る。

よって、市は、本事業の成果指標として「事業者数」を設定しているため、効果についても成果指標に即して「事業者数」で測定し、適切に事業の成果を評価すべきである。

③ (意見) 効果を踏まえた事業の見直しについて

業務プロセス	Action (改善) : 次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	有効性

【現状】

本事業は、「ふくおかさん家のうまかもん条例」における啓発活動等及び広報活動の充実の定めに基づき、平成27年度から実施されており、令和元年度(2019年度)で5年目となる。

<ふくおかさん家のうまかもん条例(一部抜粋)>

(目的)

第1条 この条例は、ふくおかさん家のうまかもんの生産及び加工並びに利用及び消費(以下「生産等」という。)の拡大に関し、基本理念を定め、生産者、事業者、市民及び市の役割を明らかにするとともに、ふくおかさん家のうまかもんの生産等の拡大に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、食に関する選択の機会の確保、食を目的とする観光客の来訪の促進等を図り、もって関連産業の健全な発展及び市民の健康で豊かな生活の向上に寄与することを目的とする。

(啓発活動等)

第8条 市は、ふくおかさん家のうまかもんの魅力についての市民の関心及び理解を深めるとともに、生産者、事業者及び市民がふくおかさん家のうまかもんに関する情報を共有し、及び生産者と事業者及び市民の相互理解を促進するために必要な啓発活動等を行うよう努めるものとする。

2 市は、前項の啓発活動等を行うに当たっては、生産者、事業者及び市民と協力して、食育との連携を図るよう努めるものとする。

(広報活動の充実)

第15条 市は、生産者、事業者及び市民のみならず、観光客を含めた国内外の人々がふくおかさん家のうまかもんの魅力について知る機会の増大を図るため、インターネットの利用その他多様な方法による広報活動の充実を図るよう努めるものとする。

※出所:「ふくおかさん家のうまかもん条例」

先述のとおり、「2021年度までに1,300事業者を認定する」という成果指標を設定し、効果を測定しており、それに対する実績は令和元年度末時点で725店であった。「事業者数」でカウントすると実績数が更に少ないことは先に述べたとおりである。

その他、具体的な成果指標とはしていないが、事業の効果を知るためにHPアクセス件数の調査や市政アンケート調査を行っている。それらの推移は以下のとおりである。

これによると、HPアクセス件数については一定の増加は見られるものの、市政アン

ケート調査については「ふくおかさん家のうまかもん」に対する認知度は10%程度で推移しており、明らかな上昇が見られない。

<HP アクセス件数>

(単位：件数)

項目	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
年間 PV 数	16,674	31,383	44,444	48,919	81,871

※H27 年度は測定を開始した 12 月からの 4 ヶ月間の件数である。

※出所：「市提供資料」

<市政アンケート調査>

(単位：%)

項目	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
ふくおかさん家のうまかもんという言葉を知っている	未実施	10.4	10.8	10.9	10.3
ロゴを見たことがある		9.8	13.5	10.4	13.2
農水産物購入の際産地を確認する		88.3	86.3	85.9	84.1
市内産を優先して購入する		78.4	75.8	75.7	77.3

※出所：「市提供資料」

【意見】

条例の趣旨は、福岡市内産の農林水産物等の生産の拡大、消費の推進等であり、そのために「ふくおかさん家のうまかもん」の魅力を市民へ浸透させること等を目指している。しかし、現段階では、認定事業者数は目標未達となる可能性があり、また、「ふくおかさん家のうまかもん」の認知度についても向上が見られない。

このため、本事業について、平成 27 年度から令和元年度までに約 2 千万円の事業費が投じられているが、認定事業者の獲得及び広報業務の実施という観点から、期待どおりの成果が得られているとは必ずしも言えない。一方で、市内産の農林水産物等の生産、消費等の推進は、生産者、事業者及び市民にとって、重要な施策であると考えられる。

よって、市は、事業者及び市民の現実及び実態に即し、より効果的な事業となるように見直しを検討することが望まれる。

例えば、認定事業者数については、新型コロナウイルス感染症の影響等様々なマイナス要因も考えられるが、それだけではなく、根本的な原因の認識も必要である。

具体的には、事業者にとって認定を受けるメリットが乏しいとも考えられる。市提供資料によれば、認定事業者が受ける主なメリットは次のようなものがあるとのことである。しかし、一般的に飲食店等は日々安くて品質の高い食材を仕入れるものと想定され、産地等は仲介業者に一任しているケースも多く、そのような状況で福岡市内産の食材を積極的に利用する動機付けの制度になっているか検討することも考えられる。

<認定事業者が受ける主なメリット>

<ul style="list-style-type: none"> ・ PR グッズ (のぼり旗、認定証楯等) の配布 ・ 市ホームページへの店舗情報の掲載 ・ 情報誌等の PR 媒体への店舗情報の掲載

※出所：「市提供資料」から監査人作成

ウ 花畑園芸公園レストハウス外壁改修工事実施設計業務委託（総務農林部農業振興課）
No56

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、花畑園芸公園レストハウスの老朽化に伴い実施する外壁改修工事の設計業務である。改修の主な内容は以下のとおりである。

- 外壁改修
- 縦樋改修
- 外壁塗装
- 鉄部塗装（いずれも、防水、外構等の付帯工事を含む）

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	花畑園芸公園 レストハウス外壁 改修工事実施設計 業務委託
B. 契約者名	—	—	宗建築研究所
C. 契約開始日	—	—	令和元年 5 月 24 日
D. 契約終了日	—	—	令和元年 8 月 30 日
E. 契約方法	—	—	随意契約（競争見 積合わせ）
F. 予定価格	—	—	993
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	—	972
H. 落札率 (=G/F)	—	—	97.9%
I. 最終契約額(税込)	—	—	972
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	4 者

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

エ 早良区重留5丁目地内山田池外1箇所取水施設清掃業務委託（総務農林部農業施設課）
No57

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、早良区重留及び大字曲淵において、取水施設の詰まりを解消する業務である。福岡市内には農業用用水のために使っているいわゆるため池が300箇所以上あるが、江戸時代など古くから存在するもの多く、老朽化が著しい。詰まりが発生した場合には、それを解消するための清掃等を行っている。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	早良区重留5丁目地内山田池外1箇所 取水施設清掃業務委託
B. 契約者名	—	—	株式会社環境開発
C. 契約開始日	—	—	令和元年12月11日
D. 契約終了日	—	—	令和2年2月29日
E. 契約方法	—	—	随意契約（競争見積合わせ）
F. 予定価格	—	—	358
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	—	220
H. 落札率 (=G/F)	—	—	61.5%
I. 最終契約額(税込)	—	—	1,084
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	2者

(ウ) 監査の結果及び意見

① (意見) 競争見積合わせの業者選定に係る理由の明記について

業務プロセス	Plan(計画)：選定方法の決定、選定手続の実施
監査の視点	説明責任及び透明性

【現状】

市は、予定価格の作成に際し、競争入札有資格者名簿に搭載された者のうち業種区分が「その他清掃」である3者から下見積書を徴収した。

しかし、業者選定を行う際は、そのうちの2者を競争見積合わせの業者として選定している。具体的には、清掃対象の池は早良区にあるにもかかわらず早良区を除外し、博多区の2者を選定している。下見積書を徴収した業者の所在地は次のとおりである。

<下見積りを徴収した業者一覧>

会社名	本社所在地	見積合わせ 業者選定	契約
(株)環境開発	博多区吉塚	○	○
(株)研進産業	博多区吉塚	○	
(株)カブート	早良区内野	×	

※出所：「市提供資料」から監査人作成

【意見】

下見積書は、工数等を参考にするために徴収するものであるが、清掃対象の池が所在する区の業者が競争見積合わせを実施する際の業者に選定されていなかった点は合理的とは言えない。

また、「随意契約業者選定伺」において、2者を選定した理由は明記されていなかった。

このため、競争見積合わせの業者選定に関して、透明性の担保の観点から問題があると言わざるを得ない。

よって、市は、業者選定に当たって、複数の者を参加させるという形式的な要件を満たすことにとどまらず、真に競争性を持たせる意図をもつことが望まれる。また、本業務については、競争見積合わせの業者選定について、業者選定理由を決裁文書等に明記することが望ましい。

オ 福岡市水産物販路拡大業務委託（水産部水産振興課）No58

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、福岡市の水産物に関してシェフやバイヤーとの商談を実施するとともに、国内外で効果的なPR活動を実施することで販路拡大を図り、また、それぞれの水産物に即した輸送方法の調査研究を行う業務である。これらの活動により、福岡市水産物の付加価値を更に向上させ、福岡市水産物のブランド化を推進し、生産者の所得向上と後継者の増大を図ることを目的としている。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	福岡市水産物販路 拡大業務委託	福岡市水産物販路 拡大業務委託	福岡市水産物販路 拡大業務委託
B. 契約者名	福岡市漁業協同組 合	福岡市漁業協同組 合	福岡市漁業協同組 合
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 2 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	4,940	4,860	6,627
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	4,940	4,860	6,750
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

- ① (結果) 事業に係る主体性の発揮、適切な仕様書の作成及び適正な予定価格の積算について

業務プロセス	Plan(計画)：仕様書、設計書、予定価格等の作成
監査の視点	合規性・有効性

【現状】

本委託契約について、市は福岡市漁業協同組合と平成 26 年度から特命随意契約を締結している。契約に関する事務手続に先立ち、市は業者へ受託の意思を確認し、業者がこれに回答するとともに参考見積書を提出する、というやり取りを行っている。

仕様書は以下のような内容で作成されているが、委託内容についての詳細な日数、回数、人数等は明記されていない。また、誰をいつ招聘するのか、どのようなイベントに参加してどのようなPR等を実施するのかといった詳細な活動内容は、契約締結後に市と委託業者で協議を行いながら決定しており、契約締結の時点では仕様書を含め、決裁文書、参考見積書等でも明示されていない。

＜仕様書における履行場所及び委託内容の記載＞

<p>4. 履行場所 福岡市・東京・香港 他</p> <p>5. 委託内容 (中略)</p> <p>(1) 活動項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シェフやバイヤーの招聘活動及びその可能性を調査 ・生産地及びマーケティング拠点施設を活用した商談 ・福岡市水産物及びその加工品を国内外で（イベント参加を含む）PR 及びプロモーション活動 ・マーケティング拠点施設を活用した福岡市水産物（加工品を含む）のブランド化及び商品開発等 ・それぞれの水産物にもっとも適合する出荷方法の調査

※出所：「委託業務仕様書」

また、市は、本業務委託について、予定価格書の前提となる設計書作成に当たり、参考見積書を業者から入手して、当該参考見積書に記載の単価や工数を設計書にそのまま採用した上で、積算している。

しかしながら、当該参考見積金額について、実例価格との比較等、金額の妥当性を検討した資料が保存されていなかった。

なお、契約額は高い落札率となっている。

【指摘事項】

市によれば、招聘するシェフ等の選定や参加するイベント等は、市と委託先がアドバイザーなども利用しながら行っているとのことであるが、仕様書の委託内容について詳細な記載が不足しており、具体的な業務内容は事実上業者任せとなっている。このため、業者へ必要な業務を指示できない等のリスクがある。

よって、市は、仕様書の作成及び予定価格の積算について、次のとおり実施すべきである。

市は、活動内容について具体的に決定し、仕様書に明記すべきである。また、仕様書は適正な見積りや積算の根拠となるものであるため、シェフの招聘であれば回数や人数についても適切に明示すべきである。

また、仕様書の委託内容について詳細な記載が不足している上に、予定価格は業者からの参考見積書の踏襲により積算されており、事実上業者任せの予定価格の積算となっている。このため、適正な価格が決定されているとは考えにくい。

よって、市は、予定価格の積算にあたり、可能な限り客観的な情報に基づく工数や単価に基づき設計金額を積算し、適正な予定価格を決定するべきである。

② (意見) 事業の成果指標の設定と効果測定について

業務プロセス	Check (評価) : 業務委託実施後の評価
監査の視点	有効性

【現状】

本事業は、平成 26 年度から継続的に実施されている事業であり、仕様書には、「国内外での販路拡大に向けたプロモーション活動や鮮度を保つ出荷方法を調査することで、福岡市水産物のブランド化を推進し、生産者の所得向上と後継者の増大を図る」という事業の目的が記載されている。

市によると、これらに関連する成果指標としては、「福岡市水産業総合計画」に設定されている「漁労所得」及び「新規就業者」といった数値目標が該当するとのことである。

<漁労所得>

(単位:千円)

区分	H27 年 実績値	R3 年 目標値	H29 年 推計値	H30 年 推計値	R 元年 推計値
漁労所得額 (漁家 1 戸あたり)	2,437	2,680	2,031	1,765	集計中

※出所:「市提供資料」から監査人作成

<新規就業者>

(単位:人)

区分	H27 年 実績値	単年度 目標値	H29 年 実績値	H30 年 実績値	R 元年 実績値
新規就業者数	6	10 (50)	4	3	10

※目標値の () は H29 年から R3 年までの累計値

※出所:「市提供資料」から監査人作成

しかしながら市は、当該事業に関する固有の成果指標を定めていない。

また、平成 29 年度から令和元年度の 3 カ年分の委託先からの報告書を閲覧したところ、PR に関する実施報告はなされていたが、輸出や販路拡大実績等の具体的成果に関する報告は記載されていなかった。

【意見】

市は事業の成果指標として「福岡市水産業総合計画」に設定されている「漁労所得」及び「新規就業者」という指標を採用しているとのことだが、このような包括的な成果指標は漁業振興政策全体の効果を図る指標としては有用であるものの、各活動における予算執行の効果がどの程度発現したか判明せず、また翌年度以降のフィードバックにも繋がりにくいと考えられる。

市は、シェフの招聘回数や香港での取扱店舗の増加等、事業実施による成果は把握しているものの、例えば商談であれば商談成立件数や参加者数等、当該事業に関する固有の成果指標については設定していないため、これらの成果指標を設定し、効果を測定することが望ましい。その上で市は、成果指標について委託先と共有し、委託先から結果の報告を受け、市において事業の実施方法や内容の見直しを行うことが望ましい。

また、このように各活動レベルで成果指標を定めることは、包括的な成果指標の目標と実績の差の原因がどの活動にあるかを把握することを可能にし、有用であると考えられる。

カ 福岡市鮮魚市場市場会館等施設管理業務委託（中央卸売市場鮮魚市場）No59

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、福岡市が設置する福岡市鮮魚市場の市場会館棟、卸売場棟、仲卸売場棟等に関する施設管理業務である。

<業務の主な内容>

鮮魚市場市場会館棟	中央監視業務 設備機器メンテナンス業務 衛生管理業務 運営管理センター業務 清掃管理業務 樹木管理業務
鮮魚市場西卸売場棟	中央監視業務 設備機器メンテナンス業務 衛生管理業務 清掃管理業務
鮮魚市場仲卸売場棟	中央監視業務 設備機器メンテナンス業務 清掃管理業務
鮮魚市場突堤東・西卸売場棟他	設備機器メンテナンス業務

※出所：「設計書」

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	福岡市鮮魚市場市場会館等施設管理業務委託	福岡市鮮魚市場市場会館等施設管理業務委託	福岡市鮮魚市場市場会館等施設管理業務委託
B. 契約者名	一般社団法人福岡市中央卸売市場鮮魚市場協会	一般社団法人福岡市中央卸売市場鮮魚市場協会	一般社団法人福岡市中央卸売市場鮮魚市場協会
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	181,084	181,862	182,815
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	181,084	181,862	184,633
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 再委託に係る妥当性の判断根拠の明確化等について

業務プロセス	Do (実行) : 再委託承諾手続
監査の視点	合規性

【現状】

委託先業者は、業務に関して別の業者に委託（以下「再委託」という。）している。当該再委託に先立って委託先業者は、「鮮魚市場市場会館等施設管理業務の再委託について（申出）」（以下「再委託承諾申請書」という。）を市に提出し、市から再委託の承諾を得ている。

再委託承諾申請書に記載された主な内容は次のとおりである。なお、再委託予定金額については、再委託承諾申請書に記載されていない。

＜再委託の申請内容（一部抜粋）＞

再委託業務内容	中央監視業務 設備メンテナンス業務 衛生管理 運営管理センター 清掃管理 樹木管理
再委託理由	(略) 再委託の主な内容は、主に電気・熱源・空調・給排水衛生・消防など各設備の中央管理及びメンテナンス業務であります。管理施設はLAN設備などの最新機能を導入した施設であるため、その管理には高度な専門的技術や知識、経験を要するとともに、管理情報や課金情報など様々な情報がネットワークで結ばれているため、突発的なトラブルが発生した場合は、総合的に対応しなければなりません。 また、電気・空調・防災設備などは、防災センターにおいて一括集中管理を行っている関係上、中央監視業務、機械運転業務も一体で行う必要があります。 このようなことから、様々な管理上の問題に対して即時に的確に対応ができ、また、管理責任者である開設者の指示が一元的かつ効率的に伝達され、更に経費削減を果たすために、これらの業務を統合し専門業者に再委託するものであります。・・・
再委託先	株式会社ファビルス

※出所：「鮮魚市場市場会館等施設管理業務の再委託について（申出）」

【指摘事項】

市は、業務委託契約について、次の考え方を基本として、委託業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託することを原則禁止とする方針をとっており、本契約の契約書においても、当該方針に従って再委託の制限に関する規定を設けている。

＜業務委託契約における再委託の基本的な考え方＞

地方公共団体の契約は、契約の相手方として特定の者を公正に選定した上で、契約の履行確保を図るものであるため、「業務委託契約」により委託した業務は、本来、受託した事業者が自ら履行すべきものである。

また、再委託を行なうことは、事故が発生するリスクの増大や、事故発生時の責任の

所在が不明確になることなどが懸念されるため、安易に再委託が行われないように留意する必要がある。

これらのことを踏まえ、本市の標準契約書には、「業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。」「受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。」と規定している。

※出所：「業務委託契約における再委託の運用基準について（通知）」

<本契約における再委託の制限>

(再委託等の制限)

第5条 受注者は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

※出所：「業務委託契約書」

市によると、当契約は施設管理業務を行う上で必要な総合的企画や業務遂行管理といった主たる業務は委託先業者が担っているとのことであるが、再委託の申出書を閲覧する限り、委託業務の相当部分を再委託しているように見えてしまう。このため、業務の主たる部分を再委託しているかのような疑念が生じかねない。よって、市は、再委託の承諾に際しては、この観点についての判断の根拠を決裁文書等で適切に示す必要がある。

また、再委託の承諾を判断する上で再委託金額を把握する必要があると考えるが、再委託の申請書には再委託先業者との契約予定金額が記載されておらず、再委託運用基準で求められる情報が一部不足している。

<再委託の承諾手続>

2 委託契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び所在地並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約予定金額について記載した書面を契約の相手方に提出させ、・・・適当と認められる場合に書面にて承諾を行うものとする。・・・

※出所：「業務委託契約における再委託の運用基準について（通知）」

よって、市は、再委託の運用基準に基づき、委託先業者に対して契約予定金額の記載を求めるべきである。これにより、再委託の妥当性の判断の根拠とすること、また、委託先が不当に高い中間利益を取得していないかの確認をすることが不可欠であると考ええる。

② (結果) 再々委託に係る適切な審査の実施について

業務プロセス	Do (実行) : 再委託承諾手続
監査の視点	合規性

【現状】

当該委託契約は、再委託先業者から更に別の業者への再々委託が行われていた。

例えば、中央監視盤装置 BAS 診断、ボイラーの水質調査、エレベーターの点検及び基幹ネットワーク設備の稼動状況確認については、再委託先業者である株式会社ファビルスから更に別の業者への再々委託が行われていた。

【指摘事項】

市は、再委託先業者が更に第三者に委託する再々委託を実施しようとする場合の手続について、次のとおり定めている。

<履行体制の把握及び報告徴収>

3(2)承諾を得て再委託先となった者がさらに第三者に委託（再々委託）しようとするときは、上記2の「再委託」を「再々委託」と読み替えて適用し、同じ審査を行うこと。特に再々委託が必要な合理的な理由については、十分な精査を行うこと。

※出所：「業務委託契約における再委託の運用基準」

しかし、本契約の再々委託は申請、承諾の手続が実施されていなかった。

よって、市は、再委託の運用基準に基づき、委託先業者に対して再々委託の申請を行わせ、適切な審査を行うべきである。

③ （結果）特命随意契約の理由の正確性について

業務プロセス	Plan(計画)：選定方法の決定、選定手続の実施
監査の視点	説明責任及び透明性

【現状】

本業務委託は、一般社団法人福岡市中央卸売市場鮮魚市場協会との特命随意契約である。決裁文書には、特命随意契約とする理由として次のように記載されていた。

<業者選定理由又は特命随意契約理由>

鮮魚市場における市場施設につきましては、一般市民が利用する施設ではなく、特定の市場関係者が市場取引のために使用しており、鮮魚市場業界の異なる業務実態や複雑に利害関係が交差する特殊性などから、市場業務の適性かつ健全な運営をはかるためには鮮魚市場に関する幅広い知識が必要とされる。

業界に係る専門的な知識を要する施設管理や場内で発生する塵芥・魚滓、場内の交通秩序を維持する交通指導業務について、単に契約業務の遂行のみでなく、市場の状態を的確に把握し、市場の諸環境の保全、改善に資する施策の実施が可能な唯一の団体が市場協会であり、一般競争入札によるものではなく、特命随意契約としております。

※出所：「中央卸売市場鮮魚市場作成資料」

【指摘事項】

特命随意契約の一つ目の理由として記載されている「業界に係る専門的な知識を要する施設管理」という点については、仕様書の内容等を閲覧する限り、それぞれの業務は、実施可能な業者が他にないほどに特殊な業務であるか疑問である。このことは、上記「①（結果）再委託に係る妥当性の判断根拠の明確化等について」及び「②（結果）再々委託に係る適切な審査の実施について」で指摘したとおり、当該業務が更に別の業者に再委託、再々委託をされているという事実からも明らかであると考えられる。

また、二つ目の「場内で発生する塵芥・魚滓、場内の交通秩序を維持する交通指導業務」に関しては、次のとおり本業務委託契約の範囲外であり、これらの業務は同一業者と別途特命随意契約を締結しているため、本業務委託契約の特命随意契約の理由とはならない。

＜同一委託業者とのその他の特命随意契約（令和元年度）＞

契約件名	契約者名	最終契約額（円）
鮮魚市場塵芥処理及び魚滓処理等業務委託	一般（社）福岡市中央卸売市場鮮魚市場協会 代表理事 川端 淳	28,972,691
鮮魚市場交通指導業務委託	同上	5,435,600
鮮魚市場有害鳥獣対業務委託	同上	2,945,200

※出所：「市より提出のアンケートに基づき外部監査人作成」

このように本件は、特命随意契約とする理由が正確ではないため、透明性の観点から問題があると言わざるを得ない。

市によると、特命随意契約としている理由として市場施設管理費は、入居者である鮮魚市場関係者が支払う使用料のなかで賄うため、透明性の観点から、委託業者を施設管理の受け皿として組織したことやこれにより市の人件費も削減してきたことなど、業界特有の事情や経緯が存在するとのことである。よって、市は、特命随意契約とする理由について、これらを踏まえた正確な記載をするべきである。

キ 鮮魚市場内東用地試掘調査業務委託（中央卸売市場鮮魚市場）No60

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、鮮魚市場内用地の活用に伴い、地下埋設物の有無について事前に試掘調査を行うものである。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	鮮魚市場内東用地 試掘調査業務委託
B. 契約者名	—	—	株式会社九コン
C. 契約開始日	—	—	令和元年 10 月 11 日
D. 契約終了日	—	—	令和元年 10 月 25 日 (変更後) 令和元年 11 月 25 日
E. 契約方法	—	—	随意契約（競争見 積合わせ）
F. 予定価格	—	—	3,430
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	—	1,760
H. 落札率 (=G/F)	—	—	51.3%
I. 最終契約額(税込)	—	—	4,690,400
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	2 者

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

ク 鮮魚市場西卸売場棟等電力量計器更新業務委託（中央卸売市場鮮魚市場）No61

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、鮮魚市場西卸売場棟及び立体駐車場棟に設置している検定満期を超過した電力計器の更新業務である。電力量器は、各店舗において使用した電力量を適切に把握するためのもので、鮮魚市場独自の課金システムとデータ連携しており、同システムとの調整が必要である。そのため、システムの管理運営を担っている業者と特命随意契約を締結している。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	鮮魚市場西卸売場棟等電力量計器更新業務委託
B. 契約者名	—	—	株式会社ファビルス
C. 契約開始日	—	—	令和元年1月22日
D. 契約終了日	—	—	令和2年3月31日
E. 契約方法	—	—	特命随意契約
F. 予定価格	—	—	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	—	9,774
H. 落札率 (=G/F)	—	—	XXX%
I. 最終契約額(税込)	—	—	9,774
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	1者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

ケ 鮮魚市場会館電力量計器更新業務委託（中央卸売市場鮮魚市場）No62

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、鮮魚市場市場会館に設置している検定満期を経過した電力計器の更新業務である。電力量器は、各店舗において使用した電力量を適切に把握するためのもので、鮮魚市場独自の課金システムとデータ連携しており、同システムとの調整が必要である。そのため、システムの管理運営を担っている業者と特命随意契約を締結している。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	鮮魚市場会館 電力量計器更新 業務委託
B. 契約者名	—	—	株式会社 ファビルス
C. 契約開始日	—	—	令和元年 12 月 24 日
D. 契約終了日	—	—	令和 2 年 2 月 29 日
E. 契約方法	—	—	特命随意契約
F. 予定価格	—	—	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	—	7,183
H. 落札率 (=G/F)	—	—	XXX%
I. 最終契約額(税込)	—	—	7,183
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

コ 鮮魚市場西卸売場棟量水器更新業務委託（中央卸売市場鮮魚市場）No63

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、鮮魚市場西卸売場に設置している検定満期を経過した量水器の更新業務である。量水器は、各店舗において使用した水量を適切に把握するためのもので、鮮魚市場独自の課金システムとデータ連携しており、同システムとの調整が必要である。そのため、システムの管理運営を担っている業者と特命随意契約を締結している。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	鮮魚市場西卸売場棟量水器更新業務委託
B. 契約者名	—	—	株式会社ファビルス
C. 契約開始日	—	—	令和 2 年 1 月 22 日
D. 契約終了日	—	—	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	—	—	特命随意契約
F. 予定価格	—	—	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	—	6,319
H. 落札率 (=G/F)	—	—	XXX%
I. 最終契約額(税込)	—	—	6,319
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

サ 食肉市場維持管理等業務委託（中央卸売市場食肉市場）No64

（ア）事業及び業務委託の概要

本業務委託は、市が設置する食肉市場の維持管理業務及び市場運営に係る事務処理の一部業務である。平成 19 年度から食肉市場の卸売業者である福岡食肉市場株式会社と特命随意契約を行っている。具体的な業務内容は次のとおりである。

- (1) 施設設備の維持管理、補修等
 - ア 定型的維持管理、設備改良工事
 - イ 緊急・日常修繕
- (2) 市場の運営に係る業務の一部
 - ア 売買参加者承認の手続きに関する業務
 - イ 見学者対応
 - ウ 衛生管理業務
 - エ 駐車場、管理棟会議室の運営
 - オ 施設内の光熱水費使用料の確認等業務
- (3) その他業務
 - ア 業務報告書及び事業報告書の作成
 - イ 食肉市場整備委員会（以下「委員会」という。）の設置運営
 - ウ その他食肉市場の管理運営に関する業務

業務内容のうち「(1) 施設設備の維持管理、補修等」については、仕様書では具体的な内容を定めず、委託業者が設置する委員会において実施項目、実施内容、実施期間等を審議し、承認されたものを実施するという特徴的な方法を採用している。なお、市の職員も委員会のメンバーである。

（イ）委託契約の概要

（単位：千円）

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	食肉市場維持管理等業務委託	食肉市場維持管理等業務委託	食肉市場維持管理等業務委託
B. 契約者名	福岡食肉市場株式会社	福岡食肉市場株式会社	福岡食肉市場株式会社
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	105,084	216,000	257,364
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	105,084	216,000	259,747
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

（注）「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 再委託承諾手続の実施について

業務プロセス	Do (実行) : 再委託承諾手続
監査の視点	合規性

【現状】

当該委託契約のうち施設設備の維持管理、補修等については、委託先業者から別の業者への再委託によって執行されている。しかし、再委託の申請、承諾の手続が実施されていなかった。

【指摘事項】

市は、業務委託契約について、次の考え方を基本として、委託業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託することを原則禁止とする方針をとっており、本契約の契約書においても、当該方針に従って再委託の制限に関する規定を設けている。

＜業務委託契約における再委託の基本的な考え方＞

地方公共団体の契約は、契約の相手方として特定の者を公正に選定した上で、契約の履行確保を図るものであるため、「業務委託契約」により委託した業務は、本来、受託した事業者が自ら履行すべきものである。

また、再委託を行なうことは、事故が発生するリスクの増大や、事故発生時の責任の所在が不明確になることなどが懸念されるため、安易に再委託が行われないように留意する必要がある。

これらのことを踏まえ、本市の標準契約書には、「業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。」「受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。」と規定している。

※出所：「業務委託契約における再委託の運用基準について（通知）」

＜本契約における再委託の制限＞

(再委託等の制限)

第5条 受注者は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(中略)

3 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

※出所：「業務委託契約書」

しかし、本契約の再委託は申請、承諾の手続が実施されていなかった。

本業務委託は、市の施設に関する工事や修繕等を業者に委託するものであるため、再委託先の業者が再委託される業務を履行する能力を有すること等が重要である。

よって、市は、再委託の運用基準に基づき、委託先業者に対して再委託の申請を行わせ、適切な審査を行うべきである。

② (結果) 設計書積算の具体化について

業務プロセス	Plan(計画)：仕様書、設計書、予定価格等の作成
監査の視点	合規性・経済性及び効率性

【現状】

予定価格の基礎資料として設計書が作成されており、その概要は以下のとおりである。

当該設計書を見る限り、積算内容のうち「(維持管理)」については、いずれも端数のない金額で計上されている。特に、「緊急・日常修繕」については、実施内容の記載がなく、「市場の円滑な運営に必要な施設設備の修繕・補修等1式」との記載があるのみである。また、「人件費」についても工数や単価等の積算根拠は示されておらず、金額のみの記載となっている。

<設計書の概要(税抜)>

内 容		数量	単位	金額(円)
(維持管理)				
電気設備	非常用発電設備F点検	1	式	X, XXX, XXX
	照明器具更新(小)と室、(小)解体室2、(大)(小)下見室、せり室	1	式	X, XXX, XXX
機械設備	冷温水発生機用冷却塔部品交換清掃	1	式	X, XXX, XXX
	本館等ブライン配管保温材更新	1	式	X, XXX, XXX
生産設備	設備室1エアコンプレッサー定期整備	1	式	X, XXX, XXX
飲適設備	活性炭交換	1	式	X, XXX, XXX
	中空糸膜モジュール更新	1	式	XX, XXX, XXX
排水処理設備	回転円板更新	1	式	X, XXX, XXX
緊急・日常修繕	市場の円滑な運営に必要な施設設備の修繕、補修等	1	式	XX, XXX, XXX
市場業務運営、施設設備の維持管理等にかかる経費	人件費			X, XXX, XXX
	消耗品費、雑費等諸経費			XXX, XXX
計				XX, XXX, XXX
(設備改良)				
建築工事	建屋外装他 本館棟改修	1	式	XXX, XXX
	建屋外装他 その他付属棟改修	1	式	X, XXX, XXX
電気設備	直流無停電装置整流器改修	1	式	X, XXX, XXX
	直流無停電装置蓄電池改修	1	式	X, XXX, XXX
	放送設備非常用放送アンプ更新	1	式	X, XXX, XXX
	火災報知設備感知器更新	1	式	XX, XXX, XXX
	火災報知設備受信盤整備	1	式	X, XXX, XXX
機械設備	空気調和機更新	1	式	XX, XXX, XXX
	パッケージ空調機更新	1	式	XX, XXX, XXX
	飲適水用ポンプ	1	式	X, XXX, XXX
	全熱交換器(本館棟)更新	1	式	X, XXX, XXX
	エア配管類(本館棟生産)更新	1	式	X, XXX, XXX

内 容		数量	単位	金額（円）
	メーター類（管理棟）更新	1	式	X, XXX, XXX
生産設備	解体室昇降作業台エアシリンダー更新	1	式	X, XXX, XXX
	解体室副産物配送コンベアチェーン更新	1	式	X, XXX, XXX
	白物処理室豚足脱毛器ドラム軸受更新	1	式	XXX, XXX
	予冷室エアカーテン本体更新	1	式	X, XXX, XXX
	解体室デハイダー更新	1	式	X, XXX, XXX
排水処理施設	脱臭装置更新	1	式	X, XXX, XXX
	計			XXX, XXX, XXX
	合 計			XXX, XXX, XXX

※出所：「設計書」から監査人作成

【指摘事項】

市は、本業務の専門性の高さから特命随意契約とし、さらに、「施設設備の維持管理、補修等」に係る業務委託の具体的内容は、市が仕様書で定めるのではなく、委託業者が設置した委員会で半期ごとに検討、承認して実施される方法を採用しており、例外的な取扱いを行っている。

しかし、本業務はあくまで通常の委託契約である。【現状】に記載したとおり、積算内容のうち「(維持管理)」については、いずれも端数のない金額で計上されている等、積算が具体的に算定されているとは考えにくい。設計書の内容に具体性が欠けていることは、結果として契約額の妥当性にも疑念が生じかねない。

よって、市は、契約額の根拠となる設計書について、その内容を具体的に示し、事業の透明性を担保すべきである。

③ （意見）実績額検証の強化について

業務プロセス	Check（評価）：業務委託の履行確認
監査の視点	経済性及び効率性・説明責任及び透明性

【現状】

市は委託業者から半年ごとに収支実績の報告を受けている。令和元年度を通算した収支実績の内容は次のとおりであるが、支出実績が収入（委託料）と一致し、収支差額が0となっている。

＜年間収支実績（税込）＞

（単位：円）

区分	項目	摘要	金額
収入	業務委託料	年間分	259,747,000
	収入小計		259,747,000
支出	設備整備費	定型的維持管理	224,290,328
		(うち維持管理)	(63,326,448)
		(うち設備改良)	(160,963,880)
		緊急・日常修繕	27,354,796
	運営経費	人件費	7,600,000

区分	項目	摘要	金額
		諸経費	501,876
	支出小計		259,747,000
収支差額			0

※出所：「事業報告書」から監査人作成

収支差額が0円となっていることを踏まえ、設計書の設計内容と委託業者から報告された実績について金額を比較すると、設計内容と実績に大きな差異が生じている。

＜金額ベースの設計価格と実績額の差異（税込比較）＞ (単位：円)

項目	設計価格	実績額	差異
維持管理	XX,XXX,XXX	63,326,448	△XX,XXX,XXX
改良工事	XXX,XXX,XXX	160,963,880	X,XXX,XXX
緊急・日常修繕	XX,XXX,XXX	27,354,796	XX,XXX,XXX
運営経費	X,XXX,XXX	8,101,876	XX,XXX
合計	XXX,XXX,XXX	259,747,000	X,XXX,XXX

(注) 差異には消費税率改定の影響が含まれている。

※出所：「市提供資料」から監査人作成

【意見】

設計内容と実績について、金額に差異が生じていることは理解できる。

しかし、全体の収支差額は差異なく0円であることは通常考えにくく、契約額を前提として工事等金額の調整が行われていると推察される。このため、結果として実績額の妥当性についても疑念が生じかねない。

よって、市においては、実績額の妥当性についても検証を強化し、透明性を担保することが望ましい。

(8) 住宅都市局

ア 福岡市セーフティネット住宅入居支援モデル事業制度要綱制定補助等業務委託（住宅部住宅計画課）No65

(ア) 事業及び業務委託の概要

本市の住宅施策に関する重要事項について調査及び審議をするための附属機関である福岡市住宅審議会から、「住宅確保要配慮者に対する住宅施策のあり方について」（第7期答申）が提出されたことを受け、市は、住宅確保要配慮者の居住の安定確保に向けた基本方針を示す「福岡市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」を平成31年3月に策定した。

以後、同計画に基づき、国の住宅セーフティネット制度を活用した住宅確保要配慮者に対する経済的支援制度について、「セーフティネット住宅入居支援モデル事業」として取組を開始することで検討を進めている。

本業務は、当該モデル事業の令和2年度の実施に向けて必要となる要綱等や事業者及び入居者向け制度説明資料等の作成等を行うものである。

あわせて、住宅セーフティネット機能強化の取組みの一環として市営住宅の建替えにより創出される土地の活用について、地域が持つ課題を把握し、解決に向けた検討を行うため、不動産事業者等へ需要等調査を行うものである。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	福岡市セーフティネット住宅入居支援モデル事業制度要綱制定補助等業務委託
B. 契約者名	—	—	株式会社醇まちづくり技術研究所
C. 契約開始日	—	—	令和元年10月22日
D. 契約終了日	—	—	令和2年3月27日
E. 契約方法	—	—	随意契約（競争見積合わせ）
F. 予定価格	—	—	5,830
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	—	5,665
H. 落札率 (=G/F)	—	—	97.2%
I. 最終契約額(税込)	—	—	5,665
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	3者

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

イ 令和元年度公営住宅（箱崎ふ頭住宅）新築工事外実施設計業務委託（住宅部住宅建設課）No66

（ア）事業及び業務委託の概要

市は、平成 25 年度から城浜地区を含む福岡市東区において、大規模な公的賃貸住宅団地を含む高齢化の著しい地域に、多様な主体の連携、協働により居住機能の集約化等と合わせた子育て支援施設や福祉施設等の整備を進め、地域の居住機能を再生する取組である「福岡市東区地域居住機能再生推進事業」を実施している。

【福岡市東区地域居住機能再生推進事業の概要】

- ・概要…事業主体が連携して建替事業や、公営住宅等ストック総合改善事業を実施
- ・地区の諸元…県営住宅 1,810 戸、市営住宅 5,770 戸、UR 賃貸住宅 2,872 戸
- ・事業主体… 福岡県、福岡市、都市再生機構
- ・事業スケジュール…平成 25 年度～令和 15 年度頃

本業務は、住宅新築工事設計、住宅店舗棟新築工事設計、新築に伴う各関係法令申請業務及び住宅 1～3 棟、店舗 A～I 棟、集会所の解体工事設計を行うものである。

（イ）委託契約の概要

（単位：千円）

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	令和元年度公営住宅（箱崎ふ頭住宅）新築工事外実施設計業務委託
B. 契約者名	—	—	有限会社回工房
C. 契約開始日	—	—	令和元年 6 月 29 日
D. 契約終了日	—	—	令和 2 年 3 月 25 日
E. 契約方法	—	—	指名競争入札
F. 予定価格	—	—	13,285
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	—	10,427
H. 落札率 (=G/F)	—	—	78.5%
I. 最終契約額(税込)	—	—	10,427
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	8 者

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 再委託の相手方に関する網羅的な情報入手及び適正な審査の実施について

業務プロセス	Do (実行) : 再委託承諾手続
監査の視点	合規性

【現状】

委託先業者は、業務の一部に関して 2 事業者に再委託している。本再委託に際して委託先業者は、「再委託承諾申請書」を市に提出している。

再委託承諾申請書に記載された主な内容は次のとおりである。

＜再委託の内容＞

委任に付する業務の内容	構造設計業務
委託先住所氏名	福岡市早良区西新 7 丁目 1 番 8 号 有限会社和泉建築構造設計

委任に付する業務の内容	建築積算業務
委託先住所氏名	福岡市博多区住吉 5 丁目 6 番 5 号 アドアップ株式会社

※出所：「再委託承諾申請書」

この再委託承諾申請書については、市内部で決裁がされているとともに、市は承諾書を作成している。

【指摘事項】

市は、委託先業者が再委託を実施しようとする場合の手続について、次のように定めている。

＜再委託の承諾手続＞

2 再委託の承諾手続 委託契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び所在地並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約予定金額について記載した書面を契約の相手方に提出させ、次に掲げる事項について審査し、適当と認められる場合に書面にて承諾を行うものとする。なお、再委託に関する書面に記載された事項について、変更がある場合には、委託契約の相手方に遅滞なく変更の届出を提出させ、同様に審査及び承諾を行うものとする。

※出所：「業務委託契約における再委託の運用基準について（通知）」

しかし、本委託契約に係る再委託承諾申請書には、再委託の必要性及び契約予定金額について記載されておらず、「業務委託契約における再委託の運用基準について（通知）」（以下「再委託運用基準」という。）で求められている内容を一部欠いている。

また、再委託運用基準では、委託先業者から必要な情報を入手するため、再委託承諾申請書についてひな形が示されているが、本業務委託では、当該再委託申請書のひな形は利用されていない。

この点、市担当者によれば、過年度から現在の様式を使用しているとのことである。

市は、業務委託契約について、次の考え方を基本として、委託業務の全部又は主た

る部分を第三者に再委託することを原則禁止とする方針をとっており、本契約に係る契約書においても、当該方針に従って再委託の制限に関する規定を設けている。

<業務委託契約における再委託の基本的な考え方>

地方公共団体の契約は、契約の相手方として特定の者を選定した上で、契約の履行確保を図るものであるため、「業務委託契約」により委託した業務は、本来、受託した事業者が自ら履行すべきものである。

また、再委託を行うことは、事故が発生するリスクの増大や、事故発生時の責任の所在が不明確になることなどが懸念されるため、安易に再委託が行われないように留意する必要がある。

これらのことを踏まえ、本市の標準契約書には、「業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。」「受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。」と規定している。

※出所：「業務委託契約における再委託の運用基準について（通知）」

<本契約における再委託の制限>

(再委託等の制限)

第7条 受注者は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 (省略)

3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾をえなければならない。

※出所：「設計業務委託契約書」

委託先業者が、業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせていないかどうかについて、市は、再委託承諾申請書等の情報を基に総合的に判断する必要がある。当該判断に当たって、特に再委託の必要性や再委託の契約予定金額は重要な項目であると言える。

すなわち、前者は「市が委託先業者に委託した事業をなぜ再委託する必要があるのか」という定性的な視点から、後者は「市が委託先業者に支払う業務委託料のうち、どの程度の割合が再委託先に支払われる予定なのか」という定量的な視点から、それぞれ重要な判断要素の一部であると考えられる。

よって、市は、再委託運用基準に則り、再委託の必要性、再委託の契約予定金額等の情報を漏れなく入手した上で必要事項の審査を適切に行い、再委託の承諾を行う必要がある。

なお、再委託運用基準に示された再委託承諾申請書のひな形を用いることで、審査に用いる再委託先の情報を網羅的に入手することが可能となるため、当該ひな形を利用することが望ましい。

ウ 福岡市営住宅の指定管理者公募に係るアドバイザー業務委託（住宅部住宅管理課）
No67

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、市内企業を対象にした城南区における指定管理者の再公募に伴う民間事業者の評価及び選定、指定管理者候補者等の決定及び公表並びに協定の締結に関し、市が行う作業に対する適切な支援業務を行うことを目的とするものである。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	福岡市営住宅の指定管理者公募に係るアドバイザー業務委託	福岡市営住宅の指定管理者公募に係るアドバイザー業務委託	福岡市営住宅の指定管理者公募に係るアドバイザー業務委託
B. 契約者名	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和元年 7 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	9,980	6,998	3,283
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	9,980	5,497	3,283
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成について

業務プロセス	Plan(計画)：仕様書、設計書、予定価格等の作成
監査の視点	経済性及び効率性・説明責任及び透明性

【現状】

本業務委託は、次の理由により、特命随意契約を締結している。

＜業者選定理由及び特命随契理由＞

予定委託先は、本件業務委託に先立って実施した、平成 28 年度～30 年度福岡市営住宅の指定管理者応募に係るアドバイザー業務委託の相手先である。平成 29 年度に公募対象の 3 区のうち 1 区（城南区）の指定管理者の選定に至らず、平成 30 年度に公募を開始し、平成 31 年度に選定を行うこととなった。本件業務委託は、城南区の指定管理者選定に係るものであり、引き続き事業者等の評価や選定を実施する必要があるため、代替可能なものが存在しない。

また、予定委託先は、平成 28 年度アドバイザー業務委託の前提となる福岡市営住宅の管理に関する調査業務委託の相手先として、提案競技により決定した者である。

※出所：「随意契約業者選定伺」

予定価格の前提となる設計書作成に当たって、参考見積書を1者（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）から入手して、当該参考見積書の金額を前提に設計書の積算根拠としている。

＜参考見積書と委託設計書の比較＞

（単位：千円）

業務項目	参考見積書	参考見積書(A)と委託設計書(B)との差額(A)-(B)
1 人件費		
(1)民間事業者等の評価及び選定に係る支援	X, XXX, XXX	472, 500
(2)指定管理者候補者等の決定及び公表に係る支援	XXX, XXX	△472, 500
2 物件費		
(1)法務アドバイザー委託費	XXX, XXX	0
(2)交通費	XXX, XXX	0
(3)臨時雇用費	XXX, XXX	0
3 一般管理費	XXX, XXX	0
4 調整	XX, XXX	0
5 消費税及び地方消費税の額	XXX, XXX	0
合計	X, XXX, XXX	0

※出所：「参考見積書」及び「委託設計書」から監査人作成

しかしながら、参考見積書の積算根拠について実例価格等の妥当性を検討した文書は残されていない。

また、1者のみから参考見積書を入手することについて、1者のみとした理由は起案文書等に明示されていない。

なお、契約額は高い落札率となっている。

【指摘事項】

参考見積書を提出した業者には、参考見積額が予定価格に反映されることを予測して参考見積額を過大とする思惑が生じかねない。特に1者のみから参考見積書を入手して参考見積書の項目や金額を前提に設計書及び予定価格に反映した場合、取引の実例価格が反映されにくく、予定価格が過大となる可能性がある。

また、福岡市契約事務規則には、予定価格について次の規定があり、様々な観点から適正な予定価格を算出することを要求している。したがって、業者から取得した参考見積書は、あくまでも参考として位置付けられるべきものである。

＜予定価格の作成＞

第15条第2項 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短その他必要な事項を考慮して適正に定めるものとする。

※出所：「福岡市契約事務規則」

本業務委託では特命随意契約を締結しており、契約額は予定価格と同額であること

から、予定価格作成の基礎資料として設計書の積算の妥当性及び客観性が特に求められることになる。

この点、市は、1 者のみから入手した参考見積書の項目及び金額と同内容で設計書を積算して予定価格を作成しているが、実例価格等の妥当性を検討した文書を残していない。このため、予定価格の作成に当たって適切に検討がなされたか確認できず、説明責任の観点から課題があると考ええる。また、予定価格に実例価格等が反映されないと予定価格が過大となるリスクがあることから、契約額の妥当性にも疑念が生じかねない。

よって、市は、福岡市契約事務規則に基づき、入手した参考見積書の金額の妥当性を検討する必要がある。その上で予定価格を作成するとともに、その検討過程を文書として保存する必要がある。

エ 福岡市営浜松住宅の管理運營業務委託（住宅部住宅管理課）No68

（ア）事業及び業務委託の概要

本業務は、福岡市営浜松住宅の入居者が入居に至った経緯を考慮し、その立場を尊重しながら当該住宅の適正な管理を実施することを目的として、本住宅の入居者をもって構成された浜松住宅管理組合を受注者とし、次の業務を委託するものである。

- ・ 収入申告に関する業務
- ・ 入退去に関する業務
- ・ 修繕に関する業務
- ・ 住宅使用料に関する業務

（イ）委託契約の概要

（単位：千円）

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	福岡市営浜松住宅の管理運營業務委託	福岡市営浜松住宅の管理運營業務委託	福岡市営浜松住宅の管理運營業務委託
B. 契約者名	浜松住宅管理組合	浜松住宅管理組合	浜松住宅管理組合
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	2,472	2,472	2,472
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額 (税込)	2,472	2,472	2,495
J. 入札参加者数 ・見積徴収者数	1 者	1 者	1 者

（注）「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

（ウ）監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

オ 福岡市営住宅管理電算システム運用・保守業務委託（住宅部住宅管理課）No69

(ア) 事業及び業務委託の概要

本システムは、平成 22 年度のシステム再構築業務委託において、総合評価一般競争入札で落札された委託先により独自に開発され、その後改修を重ねて現在に至るまで運用、保守されているシステムである。業務内容は下表のとおりである。

運用業務	システム稼働・状況確認、システム障害監視・通報、夜間バッチ処理、データバックアップ作業、記憶媒体の遠隔地保管作業、ウイルスパターン更新、時刻合わせ、福岡市収入金連動作業、マスタ作成・取込み、照会対応(年 240 回)、運用日報、運用月報
保守業務	システム構成管理、システム稼働管理、点検・工事作業、ソフト・ハード保守、障害対応、運用時間変更、銀行登録日登録、アプリケーション等保守(年 70 人日)、データセンター管理

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	福岡市営住宅管理電算システム運用・保守業務委託	福岡市営住宅管理電算システム運用・保守業務委託	福岡市営住宅管理電算システム運用・保守業務委託
B. 契約者名	福岡コンピューターサービス株式会社	福岡コンピューターサービス株式会社	福岡コンピューターサービス株式会社
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	9,820	9,820	9,793
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	9,820	9,820	9,884
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

カ 平成31年度特定建築物等定期報告業務委託（建築指導部監察指導課）No70

(ア) 事業及び業務委託の概要

平成31年度の定期報告対象である下記の特定建築物等で、対象要件（階数、規模）に該当する所有者等に対し定期報告を行うよう通知し、報告書を受領後、報告受領等通知書を送付するものである。

<対象の特定建築物等>

- ・ 病院
- ・ 百貨店、マーケット、物品販売を含む店舗、展示場
- ・ 就寝用福祉施設
- ・ 共同住宅（東区、城南区、早良区）
- ・ 特殊建築物の建築設備（共同住宅を除く）
- ・ 特殊建築物の防火設備（共同住宅を除く）

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A. 契約件名	平成29年度特定建築物等定期報告業務委託	平成30年度特定建築物等定期報告業務委託	平成31年度特定建築物等定期報告業務委託
B. 契約者名	一般社団法人福岡県建築住宅センター	一般社団法人福岡県建築住宅センター	一般社団法人福岡県建築住宅センター
C. 契約開始日	平成29年6月2日	平成30年5月25日	平成31年4月1日
D. 契約終了日	平成30年3月31日	平成31年3月31日	令和2年3月31日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	38,038	39,960	37,368
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	38,038	39,960	38,052
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1者	1者	1者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

キ 違反広告物除却等作業委託（地域まちづくり推進部都市景観室）No71

（ア）事業及び業務委託の概要

福岡市屋外広告物条例に違反した路上違反広告物の調査、除却及び廃棄作業等を委託するものである。作業予定回数は次のとおりである。

- ・ 違反広告物調査等（154回）
- ・ 除却作業（392回）
- ・ 回収作業（100回）
- ・ 突発的な除却・回収作業（16回）
- ・ 一時保管（12月）
- ・ 焼却作業（2回）
- ・ 廃棄作業（12回）

（イ）委託契約の概要

（単位：千円）

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	違反広告物 除却等作業委託	違反広告物 除却等作業委託	違反広告物 除却等作業委託
B. 契約者名	株式会社環境開発	株式会社環境開発	株式会社環境開発
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	随意契約（競争見 積合わせ）	随意契約（競争見 積合わせ）	随意契約（競争見 積合わせ）
F. 予定価格	20,068	18,565	17,700
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	19,201	17,804	11,232
H. 落札率 (=G/F)	95.7%	95.9%	63.5%
I. 最終契約額(税込)			11,440
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	4 者	6 者	5 者

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 随意契約の理由の明確化について

業務プロセス	Plan (計画) : 選定方法の決定、選定手続の実施
監査の視点	合規性・説明責任及び透明性

【現状】

市は、本業務委託において、競争見積合わせによる随意契約で業者を選定し、契約している。

随意契約となる根拠法令は、起案文書には地方自治法施行令第 167 の 2 第 1 項第 2 号との記載がある。しかし、なぜ同施行令第 167 の 2 第 1 項第 2 号に該当するのか理由は明示されていない。

<随意契約の根拠法令>

随意契約 地方自治法施行令第 167 の 2 第 1 項第 2 号

※出所：「起案文書」

【指摘事項】

市の「随意契約ガイドライン」では、「随意契約による場合は地方自治法施行令第 167 の 2 第 1 項第 1 号から第 9 号までのどの号数による随意契約の方法とするか明確にすること」とされている。すなわち、例外的な契約である随意契約を選択する以上、契約事務の公正性、経済性の観点から、その理由を客観的、総合的な観点から整理しておく必要があるということである。

<根拠法令の明確化>

随意契約による場合は、予定価格や発注案件の性質・目的等により判断して、政令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号から第 9 号までのどの号数により随意契約の方法とするかを明確にすること。(以下略)

※出所：「随意契約ガイドライン」

しかし、上記のとおり、本業務委託では、起案文書において随意契約の根拠法令として「地方自治法施行令第 167 の 2 第 1 項第 2 号」が示されているが、この規定に該当する理由の明示がない。

随意契約ができる場合としての「地方自治法施行令第 167 の 2 第 1 項第 2 号」は、「その性質又は目的が競争入札に適しないとき」であり、具体的な事例は、「契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき。」「特殊な性質を有する品物を買入れ、若しくは特別な目的がある契約で品物の買入先が特定されているとき又は特殊な技術を必要とするとき。」「1つの契約において、複数の品目・業務等単価契約する場合で競争入札に付することができないとき。」等がある。このため、本業務委託の随意契約理由について、「地方自治法施行令第 167 の 2 第 1 項第 2 号」を根拠法令とする場合は、「1つの契約において、複数の品目・業務等単価契約する場合で競争入札に付することができないとき。」に該当すると考えられる

随意契約とした理由について市へ質問したところ、競争入札有資格者名簿の登録業種にない業種の契約であったためとのことである。このような場合の根拠法令としては、「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号」の「競争入札に付することが不利と認められるとき」とすべきである。

<地方自治法施行令 随意契約>

第 167 条の 2

地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 省略
- (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- (3)～(5) (省略)
- (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (7)～(9) (省略)

※出所：「地方自治法施行令」

随意契約は、地方自治法で定められる契約手続のうち例外的な契約方法であり、随意契約の理由の明示は、説明責任の観点から重要である。

よって、市は、本業務委託については、随意契約となる理由を明確化し、根拠法令は「地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号又は第 6 号」に該当する旨及びその条文に該当する理由を起案文書等に明示すべきである。

ク 違反広告物除却作業委託（地域まちづくり推進部都市景観室）No72

（ア）事業及び業務委託の概要

福岡市屋外広告物条例の規定に違反する路上違反広告物（広告物の取付けに使用されている針金、ビニール紐類を含む。）の除却作業を委託するものである。

作業予定回数は624回、1回あたりの作業時間は2時間30分とし、2名で作業する。

（イ）委託契約の概要

（単位：千円）

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A. 契約件名	違反広告物除却作業委託	違反広告物除却作業委託	違反広告物除却作業委託
B. 契約者名	公益社団法人 福岡市シルバー人材センター	公益社団法人 福岡市シルバー人材センター	公益社団法人 福岡市シルバー人材センター
C. 契約開始日	平成29年4月1日	平成30年4月1日	平成31年4月1日
D. 契約終了日	平成30年3月31日	平成31年3月31日	令和2年3月31日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	3,758	3,570	3,437
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)			3,501
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1者	1者	1者

（注）「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

（ウ）監査の結果及び意見

① （意見）特命随意契約理由の十分な検討について

業務プロセス	Plan(計画)：選定方法の決定、選定手続の実施
監査の視点	有効性・経済性及び効率性

【現状】

市は、本委託業務について、次の理由により、特命随意契約により公益社団法人福岡市シルバー人材センター（以下「福岡市シルバー人材センター」という。）に委託している。

＜特命随意契約の理由＞

公益社団法人福岡市シルバー人材センターは、本市の施策の一つである高齢者の生きがい対策の一環として働く意欲のある高齢者に対して働く場を提供する目的で設立された。

本委託は、路上にあるはり紙、はり札等の違反広告物の除却作業であり、作業が軽易なため高齢者に適している。

また、これまでも同センターと契約を締結し、支障なく業務を遂行しているため、同センターと特命随意契約を締結するものである。

※出所：「起案文書」

なお、平成 30 年 10 月 24 日付けで、保健福祉局高齢社会部高齢福祉課が市の各部署に対して、次のとおり依頼文書を発出している。

＜保健福祉局高齢社会部高齢福祉課から各部署への依頼文＞

(略)

さて、シルバー人材センターは、国や地方公共団体の高齢社会対策を支える組織として都道府県知事の許可を受けた公益社団法人で、60 歳以上の高齢者に対して臨時的・短期的な就業機会を提供し、就業を通じて高齢者の生きがいの充実や地域社会の福祉の向上を図るものとして重要な役割を果たしてきております。

福岡市におきましても、公益社団法人福岡市シルバー人材センターが、本市の支援の下に昭和 58 年に設立され、働く意欲と能力を持ったおよそ 7,000 人の会員が、働くことを通じて健康で生きがいのある生活を実現するとともに、地域社会の活性化に貢献しています。

今日、いわゆる「団塊の世代」が大量退職して本格的な高齢社会を迎えていくなかで、高齢者の社会参加のニーズはますます高まってきており、これらの元気高齢者の多種多様な知識や経験を最大限に活かすための就業機会の確保が緊急の課題となっています。

つきましては、現在貴職で実施されている、あるいは今後実施予定の委託業務において、福岡市シルバー人材センターが受託可能なものがありましたら、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により、シルバー人材センターからの「役務の提供」に係る業務については、随意契約ができることとなっておりますので、業務の優先的発注をご検討くださいますようお願いいたします。

なお、契約にあたっては、平成 17 年 2 月 17 日付財契第 932 号「地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定を根拠とした随意契約を行う場合の事務取扱について（通知）」に従い手続きを行っていただきますようお願いいたします。

※出所：「公益社団法人福岡市シルバー人材センターへの業務発注について（依頼）」

【意見】

特命随意契約の締結は、競争性を確保することが困難なことから、次のとおり適用できる場面が限定されている。

＜市の委託先選定方法について＞

(委託先の選定)

第 7 条 (略)

4 特命随意契約を行うことができるのは、他に受託可能な者がいないなど限定的な場合であり、その適用に当たっては十分留意するものとする。

※出所：「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」

＜特命随意契約の考え方について＞

地方公共団体が締結する契約は、競争入札が原則であり、随意契約による場合でも 2 者以上から見積書を徴し、競争性を確保することが必要である。しかし、真にやむを得ない理由がある場合は、特命随契により契約を締結することになるが、その執行には慎重な判断が必要となる。これは、地方公共団体が締結する契約は、公正性、競争性及び透明性の確保が必要であり、特命随契による場合は、その経過や理由を市民に説明する必要があるためである。

※出所：「随意契約ガイドライン」

【現状】に記載のとおり、高齢者福祉の観点から、福岡市シルバー人材センターに発注するという点は理解できる。また、当該法人の設立趣旨を踏まえれば、業務に対して委託料が過度に高額になるリスクは低いと考えられる。

しかし、安易に福岡市シルバー人材センターとの特命随意契約が継続されることは、場合によっては契約の公正性や競争性が阻害されるおそれがある。特命随意契約が適用できる場面が限定されている趣旨を踏まえれば、業者選定は、高齢者福祉の観点のみではなく、業務委託の有効性、効率性、経済性も踏まえ、総合的な判断に基づいて実施されるべきであると考えられる。

例えば、長浜市（滋賀県）の随意契約ガイドラインによれば、長浜市は、シルバー人材センターとの特命随意契約を認めつつも、その判断は慎重になされるよう注意喚起している。

＜長浜市におけるシルバー人材センターとの随意契約に関する注意事項＞

本号では以下の契約について、障害者福祉等の増進といった一定の政策目的のために必要な随意契約を締結することができるとされています。

- ① 障害者支援施設等において製作された物品を買い入れる契約
- ② 障害者支援施設等から役務の提供を受ける契約
- ③ シルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約
- ④ 母子及び寡婦福祉法に規定する福祉団体等から役務の提供を受ける契約

※注意事項

本号において随意契約の対象となるのは、上記のように福祉関連施設等において製作された物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をする場合です。工事請負契約は本号には該当しません。

なお、本号を適用する場合には、施行令の趣旨に基づき、1者随契とすることができます。

本号を適用する契約としてはシルバー人材センターを相手方とする契約が多く見受けられますが、およそシルバー人材センターに委託する業務は他の事業者にも履行可能なものが大半です。本号を用いてシルバー人材センターを契約の相手方とする場合には、政策的な目的に立ち、同者が相手方として最も相応しいとした理由を明確に説明できるよう留意してください。（同号に規定されている他の施設・団体を相手方とする場合も同様です。）

対象となる相手方が複数いる場合は、安易に1者随契とせず、見積を徴取し、原則として最も安い価格を提示した者と契約してください。

※出所：「長浜市随意契約ガイドライン」

本委託業務に関して、市は、本委託契約対象外の区域等における違反広告物除却業務については、別の業者と「平成31年度 違反広告物除却等作業委託」を通じて行っている。例えば、本業務委託における違反広告物除却業務についても、当該別の業者との違反広告物除却等作業委託で一括して発注することで、より効率的、経済的に事業を実施することが可能ではないかといった検討の余地があると考えられる。

よって、市は、特命随意契約の締結に当たっては、その理由について慎重に判断することが望まれる。

② (意見) 随意契約締結についての情報公開の充実について

業務プロセス	Action (改善) : 情報公開
監査の視点	説明責任及び透明性

【現状】

本業務委託の相手方は、公益社団法人福岡市シルバー人材センターである。この相手方は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第 37 条の規定に基づき指定を受けたシルバー人材センターに該当する。

＜シルバー人材センター＞

(指定等)

第 37 条 都道府県知事は、定年退職者その他の高齢退職者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条において同じ。）に係るものの機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することにより、その就業を援助して、これらの者の能力の積極的な活用を図ることができるようにし、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人（次項及び第四十四条第一項において「高齢者就業援助法人」という。）であつて、次条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、市町村（特別区を含む。第三十九条及び第四十四条において同じ。）の区域（当該地域における臨時的かつ短期的な就業の機会の状況その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める基準に従い、次条第一項第一号及び第二号に掲げる業務の円滑な運営を確保するために必要と認められる場合には、都道府県知事が指定する二以上の市町村の区域）ごとに一個に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。ただし、第四十四条第一項の指定を受けた者（以下「シルバー人材センター連合」という。）に係る同項の指定に係る区域（同条第二項又は第四項の変更があつたときは、その変更後の区域。以下「連合の指定区域」という。）については、この項の指定に係る区域とすることはできない。

一 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、高齢者の福祉の増進に資すると認められること。

2 前項の指定は、その会員に同項の指定を受けた者（以下「シルバー人材センター」という。）を二以上有する高齢者就業援助法人に対してはすることができない。

※出所：「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」

本業務委託は、上記シルバー人材センターから役務提供を受けるものとして、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づき、特命随意契約を締結しているものである。

＜随意契約の根拠規定＞

(随意契約)

第 167 条の 2 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(中略)

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第三条第一項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

※出所：「地方自治法施行令」

また、市は、上記法令に基づき、福岡市シルバー人材センターと随意契約を締結した場合について、次のとおり契約内容等の公表を求めている。

＜地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づく随意契約の場合の公表＞

(随意契約の内容の公表)

第 22 条の 2 令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定により契約を締結しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約の発注見直し
- (2) 契約の内容、契約の相手方の決定方法、選定基準及び申請方法
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の契約を締結したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由その他市長が定める事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

※出所：「福岡市契約事務規則」

1. 対象施設、対象となる契約について

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに別紙 1 参照

2. 契約事務の流れ

(1) 事前の情報公表

(ア) 契約課にて公表

- ・発注見直し
- ・契約内容

(イ) 原課にて公表

- ・契約の相手方の決定方法や選定基準
- ・申請方法等

(2) 契約事務（通常の契約事務と同じ流れです。）

(3) 事後の情報公開

(ア) 原課にて公表

- ・契約の相手方となった者の名称
- ・契約の相手方とした理由等
- ・契約の締結状況

3. 公表の方法について

公表については資料を閲覧できるようにしておくことがのぞましいですが、閲覧場所の確保が難しい等の理由がある場合は、申請者の求めに応じて公開することとします。

※出所：「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定を根拠とした随意契約を行う場合の事務取扱について（通知）」

これらの定めに基づき、市は、「契約課にて公表」と取り扱われている情報については、市のホームページで公表している。

他方、「原課にて公表」と取り扱われている情報については、市は、ホームページでの公表を行っておらず、申請者から原課に対して閲覧の申出があった場合に、閲覧に供することをもって公表と取り扱っている。

【意見】

福岡市契約事務規則にも「公表」の定義やその方法の定めはないものの、一般に公表とは、広く一般にその事実を公表することをいうことを意味すると解される。

しかし、市の「原課にて公表」とされる情報の取扱いは、契約書類の閲覧の申し出があった場合にそれを閲覧させるという消極的なものであり、市民に広く契約の相手

方等を知らしめるための積極的な行いとは言えないと考えられる。特に、市には公表の方法の定めがないこともあり、契約書類が閲覧可能かどうかを知らない市民も多いと思われ、契約の相手方や契約した理由を知る機会が十分に与えられないままである。その意味で、市の事後の公表の実施方法については、積極的な情報提供を求められる「公表」の趣旨目的と整合しない面がある。

よって、市においては、公表の定義ないし公表の方法についての明確な規定を設けることが望ましい。

例えば、筑紫野市（福岡県）では、契約の透明性確保の観点から、次のとおり、契約の発注見通し（事前の情報公表）及び契約締結の状況（事後の情報公開）に関する情報が、全てホームページ上に公表されている。

＜筑紫野市における情報公開制度＞

- 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号または第4号を適用する随意契約の発注情報の公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号を適用する随意契約とは、特定の施設等（シルバー人材センターや障害者支援施設など）から物品を買い入れる契約または役務の提供を受ける契約をいいます。

また、第4号を適用する随意契約とは、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる契約をいいます。

筑紫野市では、筑紫野市契約規則第26条の2の規定に基づき、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号または第4号を適用する随意契約について、「発注見通し」および「契約締結の状況」を公表しています。

※出所：「筑紫野市ホームページ」

市は他地方公共団体の事例も参考にしながら、ホームページ等を用いた情報公開の拡充を図ることが望まれる。

ケ 平成31年度ウォーターフロント地区再整備事業（中央ふ頭西側・基部エリア）に係る
アドバイザー業務委託（都心創生部ウォーターフロント再整備推進課）No73

(ア) 事業及び業務委託の概要

ウォーターフロント地区(中央ふ頭、博多ふ頭)において、市は、供給力不足が顕在化しているクルーズ受入機能及び MICE 機能の強化や都心部の貴重な海辺空間を活かした賑わいの創出を図ることで、「クルーズ」「MICE」「賑わい」が融合した一体的なまちづくりに向け、民活手法を活用した事業化に取り組んでいる。

本業務は、第一ステージとなるウォーターフロント地区再整備事業（中央ふ頭西側・基部エリア）の事業化及び事業者公募に向けた検討を進め、サウンディングの実施及び各種公募関係書類の作成等を行うものである。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	平成 30 年度ウォーターフロント地区再整備に係る最適事業手法等検討業務委託	平成 31 年度ウォーターフロント地区再整備事業（中央ふ頭西側・基部エリア）に係るアドバイザー業務委託
B. 契約者名	—	みずほ総合研究所株式会社	みずほ総合研究所株式会社
C. 契約開始日	—	平成 30 年 7 月 11 日	平成 31 年 4 月 2 日
D. 契約終了日	—	平成 31 年 3 月 22 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	—	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	—	12,960	31,375
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	12,960	31,320
H. 落札率 (=G/F)	—	100%	99.8%
I. 最終契約額(税込)	—	12,960	13,600
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	提案競技参加 2 者	1 者

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成について

業務プロセス	Plan (計画) : 仕様書、設計書、予定価格等の作成
監査の視点	経済性及び効率性・説明責任及び透明性

【現状】

本委託業務は、次の理由により特命随意契約を締結している。

<特命随意契約及び業者選定理由>

ウォーターフロント地区再整備事業の検討にあたり、平成 30 年度は、提案競技により選定したみずほ総合研究所株式会社に委託した「平成 30 年度ウォーターフロント地区再整備に係る最適事業手法等検討業務委託」（以下、「平成 30 年度業務」という。）の

中で、事業手法の検討や事業概要を示した基本スキーム素案の作成等を実施したところである。

平成 31 年度は、平成 30 年度業務により作成した民間サウンディング実施要領や基本スキーム素案等を基に民間サウンディング（平成 31 年 2 月から手続等を開始しており、平成 31 年度にかけて実施予定）を行い、実施結果等を踏まえて公募関係書類の作成等を進めるため、専門的かつ高度な知識・経験を有する事業者へのアドバイザー業務委託が必要となる。

平成 31 年度のアドバイザー業務は、平成 30 年度業務で作成した基本スキーム素案等に基づく必要があり、平成 30 年度から連続性のある一連の業務である。そのため、これまでの検討の経緯や事業の特殊性等を踏まえ、本業務を履行できるのは、平成 30 年度業務の受託者のみであることから、みずほ総合研究所株式会社を選定業者とするもの。

なお、平成 30 年度業務の提案競技時、今後予定しているアドバイザー業務を継続して委託することを想定し、その旨を記載した上で、業者選定している。

※出所：「起案文書」

予定価格の前提となる設計書作成に当たり、参考見積書を 1 者（みずほ総合研究所株式会社）から入手して、当該参考見積書の金額をそのまま設計書の積算根拠としている。

＜参考見積書と委託設計書（当初）＞

（単位：千円）

業務項目	参考見積書	参考見積書(A) と委託設計書(B) との差額(A)-(B)
1 直接人件費		
(1) サウンディングの実施支援	X, XXX	0
(2) 基本スキーム（案）の作成	X, XXX	0
(3) 実施方針の作成・公表支援	X, XXX	0
(4) 公募に係る説明会開催支援	XXX	0
(5) 官民対話の実施支援	X, XXX	0
(6) 募集書類の作成・公表支援	X, XXX	0
(7) 事業者募集支援	X, XXX	0
(8) 募集関連資料の英語翻訳	X, XXX	0
(9) 事業者検討委員会の運営支援	X, XXX	0
(10) 報告書の作成	X, XXX	0
2 直接物件費（交通費、印刷・製本費）	X, XXX	0
3 一般管理費	X, XXX	0
業務価格	XX, XXX	0
消費税相当額（8%）	X, XXX	0
業務委託料	XX, XXX	0

※出所：「参考見積書」及び「委託設計書」から監査人作成

業務内容変更時における設計変更の際も同様に、予定価格の前提となる設計書作成に当たって、参考見積書を 1 者（みずほ総合研究所株式会社）から入手して、当該参考見積書の金額をそのまま設計書の積算根拠としている。

＜参考見積書と委託設計書（変更）＞

（単位：千円）

業務項目	参考見積書	参考見積書(A) と委託設計書(B) との差額(A)-(B)
1 直接人件費		

業務項目	参考見積書	参考見積書(A) と委託設計書(B) との差額(A)-(B)
(1) サウンディングの実施支援	X, XXX	0
(2) 基本スキーム(案)の作成に向けた検討支援	X, XXX	0
(3) 報告書の作成	X, XXX	0
2 直接物件費(交通費、印刷・製本費)	X, XXX	0
3 一般管理費	X, XXX	0
業務価格	XX, XXX	0
消費税相当額(10%)	X, XXX	0
業務委託料	XX, XXX	0

※出所：「参考見積書」及び「委託設計書」から監査人作成

市は、参考見積書の金額をそのまま設計書の積算根拠としているが、参考見積書の積算根拠について実例価格等の妥当性を検討した文書は残されていない。

また、1者のみから参考見積書を入手することについて、1者のみとした理由が明示されていない。

さらに、当初契約時の見積額(=契約額)は、予定価格とほぼ同額である。

【指摘事項】

参考見積書を提出した業者には、参考見積額が予定価格に反映されることを予測して参考見積額を過大とする思惑が生じかねない。特に、1者のみから参考見積書を入手して参考見積書の項目や金額をそのまま設計書及び予定価格に反映した場合、取引の実例価格が反映されにくく、予定価格が過大となる可能性がある。

また、福岡市契約事務規則には、予定価格について次の規定があり、様々な観点から適正な予定価格を算出することを要求している。したがって、業者から取得した参考見積書はあくまでも参考として位置付けられるべきものである。

<予定価格の作成>

第15条第2項 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短その他必要な事項を考慮して適正に定めるものとする。

※出所：「福岡市契約事務規則」

本業務委託では、特命随意契約が締結されており、契約額は予定価格とほぼ同額であることから、予定価格作成の基礎資料として設計書の積算の妥当性及び客観性が特に求められることになる。

この点、市は、1者のみから入手した参考見積書の項目及び金額と同内容で設計書を積算して予定価格を作成しているが、実例価格等の妥当性を検討した文書を残していない。このため、予定価格の作成に当たって適切に検討がなされたか確認できず、説明責任の観点から課題があると考ええる。また、予定価格に実例価格等が反映されないと予定価格が過大となるリスクがあることから、契約額の妥当性にも疑念が生じかねない。

よって、市は、福岡市契約事務規則に基づき、入手した参考見積書の金額の妥当性を検討する必要がある。その上で予定価格を作成するとともに、その検討過程を文書として保存する必要がある。

コ Fukuoka Smart East推進に必要な機能要件等検討業務委託（九大まちづくり推進部イノベーション推進・Smart EAST担当）No74

(ア) 事業及び業務委託の概要

「Fukuoka Smart East」とは、少子高齢化など、まちづくりの様々な課題を解決しながら持続的に発展していくため、最先端の技術革新の導入などによる快適で質の高いライフスタイルと都市空間を創出し、未来に誇れるモデル都市を創造していくものである。まずはその先駆けとして、箱崎のまちづくりにおいて取り組み、それが全市に広がり、より多くの人々に届くよう進めていくこととしている。

本業務は、Fukuoka Smart East のまちづくりに必要な機能要件等を示し、多様な事業者等の理解を高め、また、今後実施される土地利用事業者の公募要件などに活かすことを目的として行うものである。業務内容は次のとおりである。

- ・ 専門家による、ICT やデータ利活用、テクノロジーを研究項目とした研究会の実施
- ・ 民間企業等を対象としたイベント（中間報告会）の実施
- ・ PR の実施
- ・ 研究会での意見やイベント参加者の反応を踏まえた補足調査

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	Fukuoka Smart East 推進に必要な機能要件等検討業務委託
B. 契約者名	—	—	株式会社日本総合研究所
C. 契約開始日	—	—	令和元年 8 月 9 日
D. 契約終了日	—	—	令和 2 年 3 月 19 日
E. 契約方法	—	—	特命随意契約
F. 予定価格	—	—	16,000
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	—	16,000
H. 落札率 (=G/F)	—	—	100%
I. 最終契約額(税込)	—	—	16,000
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	プロポーザル 1 者 見積徴取 1 者

(ウ) 監査の結果及び意見

① (意見) 参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成について

業務プロセス	Plan (計画) : 仕様書、設計書、予定価格等の作成
監査の視点	説明責任及び透明性

【現状】

本委託業務は、提案競技により受託候補者が決定されている。このため市は、Fukuoka Smart East 推進に必要な機能要件等検討業務委託に係る提案競技（プロポーザル）実施要領（以下、本業務委託において「提案競技（プロポーザル）実施要領」という。）

の作成に当たって予定価格を設定している。

市は、予定価格の前提となる設計書作成に当たり、参考見積書を1者（株式会社日本総合研究所）から入手して当該参考見積書の写しを設計書の積算根拠としている。

＜参考見積書と委託設計書の比較＞ (単位：千円)

業務項目	参考見積書	参考見積書(A)と委託設計書(B)との差額(A)-(B)
I 人件費	X, XXX	0
1 専門家による研究会の実施	X, XXX	0
2 イベントの実施	X, XXX	0
3 PRの実施	X, XXX	0
4 補足調査	XXX	0
II 事業費	X, XXX	0
1 旅費交通費	X, XXX	0
2 委員等謝金	XXX	0
3 会場借上費用	XXX	0
4 情報発信(イベント関係)	X, XXX	0
5 イメージ図・指針等作成	X, XXX	0
III 一般管理費	XXX	0
IV 諸経費	XX	0
V 小計	XX, XXX	0
VI 消費税	X, XXX	0
合計	XX, XXX	0

※出所：「参考見積書」及び「委託設計書」から監査人作成

市は、参考見積書の写しを設計書の積算根拠としているが、参考見積書の積算根拠について実例価格等の妥当性を検討した文書は残されていない。

また、1者のみから参考見積書を入手することについて、1者のみとした理由は起案文書等に明示されていない。

【意見】

参考見積書を提出した業者には、参考見積額が予定価格に反映されることを予測して参考見積額を過大とする思惑が生じかねない。特に、1者のみから参考見積書を入手して参考見積書の項目や金額をそのまま設計書及び予定価格に反映した場合、取引の実例価格が反映されにくく、予定価格が過大となる可能性がある。

また、福岡市契約事務規則には、予定価格について次の規定があり、様々な観点から適正な予定価格を算出することを要求している。したがって、業者から取得した参考見積書はあくまでも参考として位置付けられるべきものである。

＜予定価格の作成＞

第15条第2項 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短その他必要な事項を考慮して適正に定めるものとする。

※出所：「福岡市契約事務規則」

本業務委託において、市は、1者のみから入手した参考見積書の項目及び金額と同

内容で設計書を積算して予定価格を作成しているが、実例価格等の妥当性を検討した文書を残していない。このため、予定価格の作成に当たって適切に検討がなされたか確認できず、説明責任の観点から課題があると考ええる。

よって、市においては、福岡市契約事務規則に基づき、入手した参考見積書の金額の妥当性を検討した上で予定価格を作成するとともに、その検討過程を文書として保存することが望ましい。

なお、予定価格に係る意見は上記のとおりであるが、本業務委託では提案競技（プロポーザル）が実施されており、提案を広く募る等、業者選定手続は適切に行われていると考えられる。

サ 「香椎駅周辺地区の情報発信」に関する街路灯バナー製作業務委託（香椎振興整備事務所商業対策課）No75

(ア) 事業及び業務委託の概要

香椎駅周辺土地区画整理事業の完了を見据え、香椎駅周辺地区のまちづくりを広く市民に周知するため、香椎駅前線の街路灯に掲出する「香椎駅周辺地区の情報発信」に関するバナーを製作する業務を委託するものである。業務内容は次のとおりである。

- ・街路灯バナーに関する地元関係者からのヒアリング、意見集約
- ・バナーデザインの調整
- ・バナーの製作（規格：1250 mm×500 mm以内、素材：蛍光ターポリン・両面印字、数量：36枚（街路灯18本））

(イ) 委託契約の概要

（単位：千円）

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	「香椎駅周辺地区の情報発信」に関する街路灯バナー製作業務委託
B. 契約者名	—	—	株式会社ダイスプロジェクト
C. 契約開始日	—	—	令和2年2月22日
D. 契約終了日	—	—	令和2年3月31日
E. 契約方法	—	—	特命随意契約
F. 予定価格	—	—	965
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	—	965
H. 落札率 (=G/F)	—	—	100%
I. 最終契約額(税込)	—	—	965
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	1者

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成について

業務プロセス	Plan(計画)：仕様書、設計書、予定価格等の作成
監査の視点	経済性及び効率性・説明責任及び透明性

【現状】

本業務委託は、次の理由により特命随意契約を締結している。

<業者選定理由及び特命随意契約理由>

当該業務はバナーの製作過程において地元関係者からの意見の聴き取り、集約を行う必要がある。このため業務にあたる事業者にはファシリテーション能力及び意見の集約に関するノウハウが求められる。さらに当該バナー製作および提出は、本市が香椎駅周辺地区のまちづくりの情報発信を目的として行うものであることから、まちづくりの方針や経緯を十分に理解したうえで、公益的な目的と地元の意見とのバランスを図ることが求められる。

選定業者は都市・空間デザイン業務のほか地域活性化プロジェクトの企画運営など幅広い専門分野の業務実績を有しているとともに、人と人のつながりをデザインするコミュニケーションデザインの専門スタッフを多数有していることから、ファシリテーション能力や意見の集約に関するノウハウを十分に兼ね備えていること。また、平成 22 年度からキラキラ通り商店街、香椎駅前商店街、みゆき通り商店街の地元勉強会のアドバイザーを歴任し、地元と行政の意見調整を行なったうえで各商店街通りの再築ガイドラインを取りまとめた実績を有しており、香椎地区の地域特性や香椎駅周辺地区のまちづくりに精通している。

業務遂行にあたって上記の能力を兼ね備える事業者は選定事業者以外にないため、選定事業者を地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する随意契約の相手方として選定し見積書を徴するもの。

※出所：「工事（委託）起工書」

予定価格の前提となる設計書作成に当たり、参考見積書を 1 者（株式会社ダイスプロジェクト）から入手して当該参考見積書の金額を前提に設計書の積算根拠としている。

＜参考見積書と委託設計書の比較＞

（単位：千円）

業務項目	参考見積書	参考見積書(A)と委託設計書(B)との差額(A)-(B)
街灯路バナーに関する地元関係者からのヒアリング、意見集約	XXX, XXX	0
バナーデザインの調整	XXX, XXX	0
バナーの製作	XXX, XXX	0
その他	XXX, XXX	0
計	XXX, XXX	0
消費税相当額	XX, XXX	0
合計	XXX, XXX	0

※出所：「参考見積書」及び「委託設計書」から監査人作成

市は、参考見積書の金額を前提に設計書の積算根拠としているが、参考見積書の積算根拠について実例価格等の妥当性を検討した文書を残していない。

また、1 者のみから参考見積書を入手することについて、1 者のみとした理由は起案文書等に明示されていない。

なお、契約額は高い落札率となっている。

【指摘事項】

参考見積書を提出した業者には、参考見積額が予定価格に反映されることを予測して参考見積額を過大とする思惑が生じかねない。特に、1 者のみから参考見積書を入手して参考見積書の項目や金額をそのまま設計書及び予定価格に反映した場合、取引の実例価格が反映されにくく、予定価格が過大となる可能性がある。

また、福岡市契約事務規則には、予定価格について次の規定があり、様々な観点から適正な予定価格を算出することを要求している。したがって、業者から取得した参考見積書はあくまでも参考として位置付けられるべきものである。

<予定価格の作成>

第15条第2項 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短その他必要な事項を考慮して適正に定めるものとする。

※出所：「福岡市契約事務規則」

本業務委託では、特命随意契約が行われており、高い落札率となっていることから、予定価格作成の基礎資料として設計書の積算の妥当性及び客観性が特に求められることになる。

この点、市は、1者のみから入手した参考見積書の項目及び金額と同内容で設計書を積算して予定価格を作成しているが、実例価格等の妥当性を検討した文書を残していない。このため、予定価格の作成に当たって、適切に検討がなされたか確認できず説明責任の観点から課題があると考ええる。また、予定価格に実例価格等が反映されないと予定価格が過大となるリスクがあることから、契約額の妥当性にも疑念が生じかねない。

よって、市は、福岡市契約事務規則に基づき、入手した参考見積書の金額の妥当性を検討する必要がある。その上で予定価格を作成するとともに、その検討過程を文書として保存する必要がある。

シ 2019年度 福岡市街路樹等維持管理・整備委託（花とみどりのまち推進部みどり運営課）No76

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、街路樹等の健全な育成と地域環境の適切な維持管理を目的として行うものである。業務内容は次のとおりである。

- ・街路樹等の維持管理・整備業務（育成管理、樹木診断、街路花壇の管理、植樹帯の清掃、枯損樹木等の更新、幹線道路交差点周辺の植樹帯整備、街路樹再整備事業に関する業務等）
- ・街路樹パトロール業務（巡回調査、点検）
- ・災害や事故等への対応と対策に関する業務
- ・所承認事務及び所協議の受付等に関する業務
- ・彫刻等の維持管理委関する業務

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	平成 29 年度 福岡市街路樹等維持管理・整備委託	平成 30 年度 福岡市街路樹等維持管理・整備委託	2019 年度 福岡市街路樹等維持管理・整備委託
B. 契約者名	公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会	公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会	公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	448,475	474,415	476,685
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	488,780	493,719	499,692
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 設計書積算の具体化について

業務プロセス	Plan(計画)：仕様書、設計書、予定価格等の作成
監査の視点	経済性及び効率性・説明責任及び透明性

【現状】

予定価格の基礎資料として設計書が作成されており、その概要は次のとおりである。いずれの内訳項目も 1 式といった内容で金額が記載されており、詳細な積算資料はなかった。

設計書の積算方法について市へ質問したところ、設計書は当初予算の金額を内訳も含めてそのまま反映させたものであり、これ以上詳細な積算資料はない。業務委託の

内容である街路樹等維持管理、整備は、仕様書に定められた市全域に係る街路樹の包括的な管理を実施することを目的としており、定められた数量を単純に実施すれば良いという性質の業務ではないため、詳細を積み上げることはしていない、とのことである。

<設計書の概要>

費目	区分	事業名	数量	単位	金額
公園管理費					XXX, XXX, XXX
	1 事業費				
		(1)街路樹等維持管理事業	1	式	XXX, XXX, XXX
		(2)街路樹診断等事業	1	式	XX, XXX, XXX
	2 事務費等		1	式	XX, XXX, XXX
公園整備費					
	1 事業費				
		(1)街路樹整備事業	1	式	XX, XXX, XXX
	2 事務費等		1	式	X, XXX, XXX
諸経費					XX, XXX, XXX
委託料上限額					XXX, XXX, XXX

※出所：「委託設計書」から監査人作成

【指摘事項】

委託先である公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会（以下「緑のまちづくり協会」という。）は、市が出資金、基本金等の25%以上を出資又は出えんしている団体（以下「外郭団体」という。）である。市は、本業務が市全域に係る街路樹等の維持管、整備を行うという専門性の高さから、外郭団体である緑のまちづくり協会と特命随意契約を締結し、設計書の積算は詳細を積み上げたものではなく予算額を前提に設計するという例外的な取扱いを行っている。

しかし、本業務は、あくまで通常の委託契約である。【現状】に記載したとおり、設計書の詳細な積算資料がないことは、結果として、設計書を基礎として作成された予定価格の適切性、契約額の妥当性にも疑念が生じかねない。

よって、市は、予定価格及び契約額の根拠となる設計書について、客観的で合理的な方法に基づいて慎重に算定し、事業の透明性を担保するべきである。

なお、設計書は当初予算の金額を反映しているとのことであるため、予算資料の内容等を踏まえて設計書の作成に資することが望ましい。

② （意見）実績額検証の強化について

業務プロセス	Check（評価）：業務委託の履行確認
監査の視点	説明責任及び透明性

【現状】

本業務委託では、委託先である緑のまちづくり協会から契約期間満了後に精算報告書が提出されており、精算報告書の執行済額の実績に応じて精算がなされている。

このため、市は、精算報告書及びその明細資料を入手するとともに、次表に示す事業費の金額については、契約書等支出状況を示す書類を確認している。しかし、同表の事務費等については、給与明細等の支出額を示す書類の確認までは行っていない。

<令和元年度業務実績額>

(単位：円)

区分		金額
公園管理費		
	事業費	378,920,500
		街路樹等維持管理経費
		街路樹診断等経費
	事務費等	82,401,000
		人件費
		事務費
公園整備費		
	事業費	22,971,000
		街路樹整備
	事務費等	908,000
		事務費
諸経費		14,491,000
		499,691,500

※出所：「市提供資料」から監査人作成

【意見】

本業務委託では、実績に応じた精算を行うことが前提となっている。しかし、市は、上記に記載したとおり、事務費等について支出証拠書類までの確認は行っていない。令和元年度の実績においては、事務費等の合計は83,309,000円である(82,401,000円+908,000円=83,309,000円)。これでは実績に応じた精算が必要であるにもかかわらず、委託先業者が作成した計算書の実績額を確認したとは言えない。

よって、市においては、実績額の検証を強化し、事務費等についても支出証拠書類を確認すること等を検討し、実績額の妥当性について透明性を担保することが望ましい。

ス マレーシアイポー市姉妹都市庭園部分再整備工事等技術支援業務委託（花とみどりの
まち推進部みどり活用課）No77

(ア) 事業及び業務委託の概要

マレーシアイポー市の日本庭園については、池泉回遊式庭園として平成7年に完成しているが、1haと広く、また、現地の方々に日本庭園の管理の技術がないため、日本庭園資材の欠損などから、日本庭園の趣が低減している状態にある。

令和元年マレーシアイポー市との姉妹都市締結30周年を迎えるに当たり、イポー市から30周年事業として庭園の維持管理等について技術協力の依頼があったため、日本庭園の管理、整備、技術指導、維持管理等マニュアルの贈呈を行うこととなった。

本業務委託では、イポー市が庭園の部分再整備を行うに当たり、将来に渡り伝統的な日本庭園が整備、維持できることを第一の目的として現地作業員に技術指導を行うことを主な業務とするものである。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	マレーシアイポー市姉妹都市庭園部分再整備工事等技術支援業務委託
B. 契約者名	—	—	一般社団法人福岡市造園建設業協会
C. 契約開始日	—	—	令和元年9月18日
D. 契約終了日	—	—	令和元年12月31日
E. 契約方法	—	—	指名競争入札
F. 予定価格	—	—	3,509
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	—	3,509
H. 落札率 (=G/F)	—	—	100%
I. 最終契約額(税込)	—	—	4,140
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	2者

(ウ) 監査の結果及び意見

① (意見) 予定工数と実績工数の比較等による業務実績の事後検証について

業務プロセス	Check (評価) : 業務委託の履行確認
監査の視点	有効性・経済性及び効率性

【現状】

市は、予定価格の作成基礎資料として設計書を作成している。各業務に係る予定工数は次のとおりである。しかし、市は、委託業務の完了時に実績工数に係る詳細な報告を受けていない。

<業務ごとの予定工数>

工種	種別	員数	単位
技術支援業務	造園技術指導員	26	人
	通訳	13	人
	旅費・宿泊費 (9月渡航分)	3	人
	旅費・宿泊費 (11月渡航分)	3	人

※出所：「設計書」から監査人作成

【意見】

委託開始時に決定した予定工数の妥当性の検討等を図るには、実績工数を把握し、事後検証を行うことが重要である。

よって、市においては、委託業務の完了時に実績工数を適切に把握し、予定工数と比較するとともに、両者に差が発生している場合はその原因を分析するといった業務実績の事後検証を行うことが望ましい。

セ 福岡市合葬墓等整備工事実施設計業務委託（花とみどりのまち推進部みどり整備課）
No78

(ア) 事業及び業務委託の概要

近年、社会情勢や家族形態等の変化から、墓地に対する新たなニーズ（承継者不要、管理者不要、墓石不要な形態の墓等）が生じているが、市立霊園には従来型墓地（一部芝生墓地）しかなく、多様なニーズに対応できていないのが現状である。

このような状況の中、新たな形態の墓地を求めるニーズが高まっていることを受け、市は、平成 29 年度に有識者で構成する「福岡市立霊園における合葬墓等構想委員会」を設置し、合葬墓における検討を行った。

平成 30 年 8 月には、「福岡市立霊園合葬墓等基本構想」として取りまとめを行い、社会全体で供養する墓として、より多くの市民が利用可能な承継を前提としない合葬墓を平尾霊園に整備することとなった。

本業務委託は、合葬墓新築工事、合葬墓等周辺整備工事及び管理事務所改築工事に係る基本設計から実施設計に至るまでの設計業務を行うものである。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	福岡市合葬墓等整備工事実施設計業務
B. 契約者名	—	—	株式会社キノアーキテクト
C. 契約開始日	—	—	令和元年 6 月 28 日
D. 契約終了日	—	—	令和元年 11 月 8 日
E. 契約方法	—	—	特命随意契約
F. 予定価格	—	—	15,851
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	—	15,830
H. 落札率 (=G/F)	—	—	99.9%
I. 最終契約額(税込)	—	—	16,672
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	1 者※

※平成 30 年度提案競技により最優秀作品の設計者として先行されたもの。

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

ソ 動物園夜間警備等業務委託（花とみどりのまち推進部動物園）No79

(ア) 事業及び業務委託の概要

動物や施設を良好な状態に維持するとともに、地域住民の安全を確保することを目的として動物園の夜間警備を実施するものである。

警備時間は午後5時から翌日の午前9時まで、従事人員は1名である。業務内容は、次のとおりである。

- ・ 火災、盗難等の防止及び通報
- ・ 動物の逃走等、動物に関する異常事態の通報
- ・ 警備対象地域内への無断侵入者の防止
- ・ 園路上の倒木や落下物等の有無、凍結の有無等の園路の安全確認
- ・ 豪雨や強風等の荒天時、地震等が発生した場合は施設の被災状況報告
- ・ 閉園後における傷病野生鳥獣の持込者等来園者の対応、滞園者への退園の促し等

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A. 契約件名	動物園夜間警備 等業務委託	動物園夜間警備 等業務委託	動物園夜間警備 等業務委託
B. 契約者名	日本総合警備保障 株式会社	日本総合警備保障 株式会社	株式会社にしけいセ キュリテイサービス
C. 契約開始日	平成29年4月1日	平成30年4月1日	平成31年4月1日
D. 契約終了日	平成30年3月31日	平成31年3月31日	令和2年3月31日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	指名競争入札
F. 予定価格	XXX	XXX	9,588
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	7,560	7,776	8,150
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	85.0%
I. 最終契約額(税込)	7,560	7,776	8,238
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1者	1者	6者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (意見) 同一業者と継続して特命随意契約を締結する場合の履行内容の評価について

業務プロセス	Action (改善) : 次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	説明責任及び透明性

【現状】

本業務委託では、平成28年度に指名競争入札により委託先業者が決定されている。その後、平成29年度及び平成30年度については、次の通知文書の内容を前提として、平成28年度に決定した業者と継続して特命随意契約を締結している。

<警備委託に係る契約方法等>

1 契約の方法等 (1) 警備委託 警備委託における警備方法としては、①機械警備、②常駐警備、③巡回警備、④

機械警備と常駐警備の併用、⑤機械警備と巡回警備の併用 があるが、大別すると①機械警備 ②常駐警備に分類されるので、この2つの方法による契約方法等について具体的に定め、他のものについては、これを準用するものとする。

ア. 機械警備
(省略)

イ. 常駐警備

契約方法等は、原則として初年度は指名競争入札又は随意契約(競争見積合わせ)によるものとし、次年度から2年間は初年度の当該契約の相手方と特命随契にすることができるものとする。

なお、契約方法等は、業務内容から警備員の資質の向上と確保が要求され、契約の相手方の頻繁な交代は不利であること及び経費の効率的利用等を考慮して決定した。

※出所：「清掃及び警備委託に係る契約事務等について（通知）」

市に対して、上記の通知文書を適用し、同一業者と継続して特命随意契約を締結する場合の判断について具体的な基準等があるか質問したところ、そのような基準は設けていないとのことである。

【意見】

「清掃及び警備委託に係る契約事務等について（通知）」（以下、本業務委託において「通知文書」という。）によれば、初年度とされる平成28年度の契約の相手方と引き続き特命随意契約を締結することは許容される。

もっとも、通知文書は、業務内容から警備員の資質の向上と確保が要求され、契約の相手方の頻繁な交代は不利であること及び経費の効率的利用等を考慮されたものであり、「2年間は初年度の当該契約の相手方と特命随契にすることができる」との定めをしているのみで、全3年間の契約締結を強いる趣旨ではない。

本業務委託については、通知文書を前提に、平成29年度及び平成30年度に同一業者と継続して特命随意契約が締結されているが、特命随意契約を締結する場合の具体的な判断基準等は把握できなかった。

特定の相手先と継続して特命随意契約を締結する以上、どのような判断を行ったのが明確にすることが説明責任を果たす上で重要である。

よって、市においては、通知文書を前提に同一業者と継続して特命随意契約を締結する際には、委託先業者の履行内容を具体的かつ客観的な基準等で評価するとともに、適切な履行の確保を図ることが望ましい。

なお、履行状況を評価する際の具体的な基準等の例としては、次のとおりと考えられるので参考にされたい。

＜履行状況を評価する際の具体的な基準等の例＞

1 業務体制

- ・業務責任者は、業務全体を把握し、現場の指揮をとっているか。
- ・業務の進行は適切に管理されているか
- ・市担当者からの指示が適切に業務従事者に適切に伝達されているか。
- ・業務量に相応しい体制が確保されているか。
- ・市に対する必要な連絡、報告がすみやかになされているか。

2 履行状況

- ・仕様書に記載された各業務が履行されているか。

3 労働環境の確保

- ・業務従事者を継続して雇用しているか。

タ 福岡市動植物園管理等委託（花とみどりのまち推進部動物園）No80

(ア) 事業及び業務委託の概要

都市公園法、福岡市公園条例その他関係法令を遵守し、施設及び入園者等の安全と良好な環境の保持に努めるために次の業務を委託するものである。

- ・ 総合案内業務
- ・ 正門、西門、駐車場の管理運営
- ・ 入園料、駐車場使用料、餌代、寄付金の収納
- ・ 動物サポーター、友の会入会受付業務
- ・ 車いす等貸出業務
- ・ 周辺交通整理等警備業務
- ・ イベント等への協力
- ・ 園内巡回警備
- ・ 感染症対策

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	福岡市動植物園管理等委託	福岡市動植物園管理等委託	福岡市動植物園管理等委託
B. 契約者名	株式会社シンコー	株式会社シンコー	株式会社シンコー
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	随意契約（競争見積合わせ）	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	89,915	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	100,980	88,992	96,660
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	99.0%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	101,211	95,316	97,513
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	6 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

チ 福岡市動物園園内マップデザイン改訂業務委託（花とみどりのまち推進部動物園）
No81

(ア) 事業及び業務委託の概要

現在使用している園内マップの改訂に係る以下の業務を委託するものである。

- ・動物イラストの製作（新規製作2点、修正4点）
- ・園内マップのデザイン修正（動物イラスト、マップイラスト、ピクトグラムの修正、写真の差替え）
- ・園内マップの製作（日本語版5万部、多言語版4種各1千部）

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	福岡市動物園園内マップデザイン改訂業務委託
B. 契約者名	—	—	株式会社トータルメディア
C. 契約開始日	—	—	令和元年10月1日
D. 契約終了日	—	—	令和元年12月27日
E. 契約方法	—	—	随意契約 (競争見積合わせ)
F. 予定価格	—	—	983
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	—	983
H. 落札率 (=G/F)	—	—	100%
I. 最終契約額(税込)	—	—	983
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	2者

(ウ) 監査の結果及び意見

① (意見) 参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成について

業務プロセス	Plan(計画)：仕様書、設計書、予定価格等の作成
監査の視点	経済性及び効率性・説明責任及び透明性

【現状】

本業務委託では、2者から見積書を徴する競争見積合わせにより、委託先業者が選定されている。

市は、予定価格の前提となる設計書作成に当たり、参考見積書を1者（株式会社トータルメディア）から入手して当該参考見積書の金額を前提に設計書の積算根拠としている。

＜参考見積書と委託設計書の比較＞

(単位：千円)

業務項目	参考見積書	参考見積書(A)と委託設計書(B)との差額(A)-(B)
1 デザイン費	XXX, XXX	0

業務項目	参考見積書	参考見積書(A)と 委託設計書(B) との差額(A)-(B)
2 印刷費	XXX, XXX	0
3 諸経費	XXX, XXX	0
小計	XXX, XXX	0
消費税相当額	XX, XXX	0
合計	XXX, XXX	0

※出所：「参考見積書」及び「設計書」から監査人作成

市は、参考見積書の金額を前提に設計書の積算根拠としているが、参考見積書の積算根拠について実例価格等の妥当性を検討した文書を残していない。

また、1者のみから参考見積書を入手することについて、1者のみとした理由は起案文書等に明示されていない。

本業務委託では、競争見積合わせが実施されているが、結果として高い落札率であった。

【意見】

参考見積書を提出した業者には、参考見積額が予定価格に反映されることを予測して参考見積額を過大とする思惑が生じかねない。特に、1者のみから参考見積書を入手し、参考見積書の項目や金額をそのまま設計書及び予定価格に反映した場合、取引の実例価格が反映されずに、予定価格が過大となる可能性がある。

また、福岡市契約事務規則には、予定価格について次の規定があり、様々な観点から適正な予定価格を算出することを要求している。したがって、業者から取得した参考見積書はあくまでも参考として位置付けられるべきものである。

＜予定価格の作成＞

(予定価格の作成)

第15条第2項 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短その他必要な事項を考慮して適正に定めるものとする。

※出所：「福岡市契約事務規則」

本業務委託において、市は、1者のみから入手した参考見積書の項目及び金額と同内容で設計書を積算して予定価格を作成しているが、実例価格等の妥当性を検討した文書を残していない。このため、予定価格の作成に当たって適切に検討がなされたか確認できず、説明責任の観点から課題があると考えられる。また、委託先の選定に当たっては競争見積合わせが実施されているが、結果として、高い落札率であることから、契約額の妥当性にも疑念が生じかねない。

よって、市においては、福岡市契約事務規則に基づき、入手した参考見積書の金額の妥当性を検討した上で予定価格を作成するとともに、その検討過程を文書として保存することが望ましい。

ツ 植物園夜間警備等業務委託（花とみどりのまち推進部植物園）No82

(ア) 事業及び業務委託の概要

都市緑化植物園としての役割を果たすため、植物や施設を良好な状態に維持するとともに、来場者に満足してもらえることを目的として植物園の夜間警備を委託するものである。

警備の対象は福岡市植物園、南公園西展望台及び樹林地であり、警備員の配置は1名である。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	植物園夜間警備等業務委託	植物園夜間警備等業務委託	植物園夜間警備等業務委託
B. 契約者名	全九州警備保障株式会社	福岡県警備業協同組合	福岡県警備業協同組合
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	指名競争入札	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	8,060	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	7,128	6,851	7,193
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	85.0%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	7,128	6,851	7,193
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	5 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 一般仕様書における業務報告書の記載の削除等について

業務プロセス	Check (評価) : 業務委託の履行確認
監査の視点	合規性

【現状】

本業務委託の一般仕様書において、委託業務の完了時には、次のとおり業務報告書の提出が義務付けられている。

<一般仕様書における業務報告書の提出>

<p>5 完了</p> <p>(1) 完了届等の提出</p> <p>受託者は、業務完了後すみやかに「完了届」及び「業務報告書」を提出し、完了検査を受けなければならない。</p> <p>(2) 業務報告書の内容</p> <p>業務報告書の内容は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記録写真帳 ・廃棄物処理表 ・その他関係書類

※出所：「一般仕様書」

本業務委託の関係書類を閲覧したところ、委託業者からの業務の報告に関する書類として警備サービス報告書及び完了届が入手されているが、業務報告書は入手されていない。

市によれば、一般仕様書に記載の業務報告書の内容では記録写真帳、廃棄物処理表等が求められているが、本業務委託の内容を踏まえると、このような書類は特段必要ではないとのことである。

【指摘事項】

本業務委託の内容は、植物園における夜間警備等を委託するものであるため、一般仕様書の業務報告書で求められている記録写真帳、廃棄物処理表等は特段必要ないと考えられる。しかし、一般仕様書に記載がある以上、委託業者においては提出が義務化された書類であるように捉えられ、業務完了時におけるトラブルの原因にもなりかねない。

よって、市は、本業務委託の内容に合わせて、一般仕様書に記載がある業務完了報告書の内容を削除又は修正する等、必要な措置を講じる必要がある。

② (意見) 同一業者と継続して特命随意契約を締結する場合の履行内容の評価について

業務プロセス	Action (改善) : 次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	説明責任及び透明性

【現状】

本業務委託では、平成 30 年度に指名競争入札により委託先業者が決定されている。その後、令和元年度については、次の通知文書の内容を前提として、平成 30 年度に決定した業者と継続して特命随意契約を締結している。

<警備委託に係る契約方法等>

1 契約の方法等 (1) 警備委託 警備委託における警備方法としては、①機械警備、②常駐警備、③巡回警備、④機械警備と常駐警備の併用、⑤機械警備と巡回警備の併用 があるが、大別すると①機械警備 ②常駐警備に分類されるので、この2つの方法による契約方法等について具体的に定め、他のものについては、これを準用するものとする。 ア. 機械警備 (省略) イ. 常駐警備 契約方法等は、原則として初年度は指名競争入札又は随意契約(競争見積合わせ)によるものとし、次年度から2年間は初年度の当該契約の相手方と特命随契にすることができるものとする。 なお、契約方法等は、業務内容から警備員の資質の向上と確保が要求され、契約の相手方の頻繁な交代は不利であること及び経費の効率的利用等を考慮して決定した。

※出所：「清掃及び警備委託に係る契約事務等について (通知)」

なお、令和元年度の随意契約業者選定伺には、上記の「清掃及び警備委託に係る契約事務等について (通知)」(以下、本業務委託において「通知文書」という。)を前提

として契約を継続する旨の記載がある。市に対し、同一業者と継続して特命随意契約を締結する場合の判断について具体的な基準等があるか質問したところ、そのような基準は設けていないとのことである。

<業者選定理由又は特命随契理由>

平成30年度に初年度契約を行った業者であり、常駐警備は次年度から2年間は初年度の当該契約の相手方と特命随契ができるため。

※出所：「随意契約業者選定伺」

【意見】

通知文書によれば、初年度とされる平成30年度の契約の相手方と引き続き特命随意契約を締結することは許容される。

もともと、通知文書は、業務内容から警備員の資質の向上と確保が要求され、契約の相手方の頻繁な交代は不利であること及び経費の効率的利用等を考慮されたものであり、「2年間は初年度の当該契約の相手方と特命随契によることができる」との定めをしているのみで、全3年間の契約締結を強いる趣旨ではない。

本業務委託については、令和元年度に通知文書を前提に同一業者と継続して特命随意契約が締結されているが、特命随意契約を締結する場合の具体的な判断基準等は把握できなかった。

特定の相手先と継続して特命随意契約を締結する以上、どのような判断を行ったのかを明確にすることが説明責任を果たす上で重要である。

よって、市は、通知文書を前提に同一業者と継続して特命随意契約を締結する際には、委託先業者の履行内容を具体的かつ客観的な基準等で評価するとともに、適切な履行の確保を図ることが望ましい。

なお、履行状況を評価する際の具体的な基準等の例としては、次のように考えられるので参考にされたい。

<履行状況を評価する際の具体的な基準等の例>

1 業務体制

- ・業務責任者は、業務全体を把握し、現場の指揮をとっているか。
- ・業務の進行は適切に管理されているか
- ・市担当者からの指示が適切に業務従事者に適切に伝達されているか。
- ・業務量にふさわしい体制が確保されているか。
- ・市に対する必要な連絡、報告が速やかになされているか。

2 履行状況

- ・仕様書に記載された各業務が履行されているか。

3 労働環境の確保

- ・業務従事者を継続して雇用しているか。

テ 福岡市動植物園再生事業 植物園エントランス基本設計等業務委託（花とみどりのまち推進部植物園）No83

(ア) 事業及び業務委託の概要

敷地の安全性の確認。植物園立体駐車場整備に伴って一体的な整備が必要な植物園エントランス部分の基本設計を行う。業務内容は次のとおりである。

- ・ 測量（4級基準点測量、現地測量、路線測量）
- ・ エントランス基本設計（造園、土木）
- ・ エントランストイレ基本設計（RC造 40㎡）
- ・ 汚水排水改修検討

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	福岡市動植物園再生事業 植物園エントランス基本設計等業務委託
B. 契約者名	—	—	株式会社プレック研究所
C. 契約開始日	—	—	令和元年 9 月 25 日
D. 契約終了日	—	—	令和 2 年 3 月 25 日
E. 契約方法	—	—	特命随意契約
F. 予定価格	—	—	8,108
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	—	7,480
H. 落札率 (=G/F)	—	—	92.3%
I. 最終契約額(税込)	—	—	7,480
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	1 者

(ウ) 監査の結果及び意見

- ① (意見) 同一業者と継続して特命随意契約を締結する場合の範囲、期間及び想定委託金額の具体化について

業務プロセス	Plan (計画)：選定方法の決定、選定手続の実施
監査の視点	説明責任及び透明性

【現状】

本業務委託について、市は、次の理由により特命随意契約を締結している。

<特命随意契約理由>

平成 23 年度 9 月 9 日に上記委託についての技術提案審査を実施し最も適した設計者の選定を行った結果、上記の業者が選定され、当該業者を福岡市動植物園再生事業センターゾーン設計等業務に最も適した設計者として特定したため、当該業者と随意契約を行うもの。

※出所：「特命随意契約理由」

また、特命随意契約による新規委託チェックリストでは、代替可能な者が存在しないかに関し、履行可能な者が一者しかいないことを次のとおり確認した旨記載されている。

<代替可能な者が存在しないかの確認>

予定委託先は、平成 23 年度 9 月 9 日に福岡市動植物園再生事業センターゾーン的设计技術提案審査により最も適した設計者として特定されている。

また平成 27 年に福岡市動植物園再生事業センターゾーン設計等業務委託（その 5）についても平成 23 年の審査結果を受け、特命随意契約で請け負っており、今回の業務に隣接する植物園立体駐車場の建築基本設計を実施している。

植物園立体駐車場と今回の植物園エントランスは一体のエリアとして考えるべきであり、プレック研究所が最も適した設計者と考えられる。

※出所：「特命随意契約理由」

なお、今回委託した部分について、平成 23 年度当時から特命随意契約で委託業者を選定すると決定していた訳ではない。

【意見】

デザインの一貫性、意匠設計の継続等を考えると、上記の特命随意契約理由は問題ないと考えられる。

しかし、平成 23 年度からは 8 年が経過し、チェックリストに記載の「平成 27 年に福岡市動植物園再生事業センターゾーン設計等業務委託（その 5）」からも 3 年が経過している。

あまりに長期に及び、継続して同じ業者と特命随意契約が締結される場合、当該業者は現時点でも平成 23 年度に審査された同等の技術を保有し続けているのか、社会状況の変化等により他の業者でも受託可能ではないか、当該業者に特別な配慮をしているのではないかとといった点で課題や疑問が生じ、説明責任の観点から疑念が生じかねない。

このため平成 23 年度の時点で、本業務委託を含め今後どのような範囲、期間及び想定委託金額で特命随意契約が継続される予定であるのかを具体化することが望ましかったと考える。よって、市においては、今後同様の業務委託を実施する場合には、この点に留意して検討することが望ましい。

(9) 道路下水道局

ア 「下水道フェア福岡2019」業務委託（総務部総務課）No84

(ア) 事業及び業務委託の概要

市は、普段は目につきにくい下水道の仕組みや役割について、楽しいイベントを通して市民に広くPRするとともに、子ども向けに体験しながら楽しく学べるイベントを実施するため、本事業を行っている。本業務委託の具体的な業務内容は、次のとおりである。

<本業務委託の業務内容>

(1) 会場設営及び撤去
(2) イベント企画、運営
(3) プロモーション
(4) 広報
(5) 報告書作成

※出所：「仕様書」から監査人作成

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	「下水道フェア福岡 2017」業務委託	「下水道フェア福岡 2018」業務委託	「下水道フェア福岡 2019」業務委託
B. 契約者名	株式会社エフ・ジエイエンターテインメントワークス	株式会社エフ・ジエイエンターテインメントワークス	株式会社 ZeroTen
C. 契約開始日	平成 29 年 6 月 12 日	平成 30 年 6 月 21 日	令和元年 6 月 19 日
D. 契約終了日	平成 29 年 9 月 8 日	平成 30 年 9 月 19 日	令和元年 9 月 18 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	2,232	2,456	2,344
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	2,232	2,456	2,344
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成について

業務プロセス	Plan(計画)：仕様書、設計書、予定価格等の作成
監査の視点	経済性及び効率性・説明責任及び透明性

【現状】

本業務委託は、次の理由により特命随意契約を締結している。

＜特命随意契約及び業者選定理由＞

「下水道フェア福岡」は、下水道事業を市民に広く PR するため、下水道 PR コーナーのある「ぽんプラザ」との回遊性があり、集客力の高い「チャンネルシティ博多」において開催することとしている。

株式会社 Zero Ten は、チャンネルシティ博多においてイベントの企画・運営を行える唯一の業者であることから、相手方に選定するもの。

なお、同社は、本市の「催事・展示等の企画設営等」の登録業者であり、これまで過去 9 回（平成 22～30 年度）の「下水道フェア福岡」において委託契約を受注し誠実に履行した「株式会社エフ・ジェイ・エンターテイメントワークス」と業務提携しており、そのノウハウを継承している。

※出所：「特命随契及び業者選定理由書」

予定価格の前提となる設計書作成に当たって参考見積書を 1 者(株式会社 Zero Ten)から入手し、当該参考見積書の金額を設計書の単価として採用した上で積算している。

＜参考見積書と設計書＞

(単位：千円)

業務項目	委託設計書
1. 会場設営・撤去	XXX
2. イベント企画・運営	XXX
3. プロモーション	XXX
4. 広報	XXX
5. 報告書作成	XX
計	X, XXX
企画管理費	XX
小計	X, XXX
消費税及び地方消費税	XXX
合計	X, XXX

※出所：「参考見積書」及び「設計書」から監査人作成

市は、参考見積書の金額を設計書の単価として採用した上で積算しているが、参考見積書の金額について、実例価格等の妥当性を検討した文書は残されていない。

なお、契約額は高い落札率となっている。

【指摘事項】

参考見積書を提出した業者には、参考見積額が予定価格に反映されることを予測して参考見積額を過大とする思惑が生じかねない。特に、1 者のみから参考見積書を入力して参考見積書の項目や金額をそのまま設計書及び予定価格に反映した場合、取引の実例価格が反映されにくく、予定価格が過大となる可能性がある。

また、福岡市契約事務規則には、予定価格について次の規定があり、様々な観点か

ら適正な予定価格を算出することを要求している。したがって、業者から取得した参考見積書はあくまでも参考として位置付けられるべきものである。

<予定価格の作成>

第15条第2項 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短その他必要な事項を考慮して適正に定めるものとする。

※出所：「福岡市契約事務規則」

本業務委託では、特命随意契約が行われており、契約額は高い落札率となっていることから、予定価格作成の基礎資料として設計書の積算の妥当性及び客観性が特に求められることになる。

この点、市は、実例価格等の妥当性を検討した文書を残していなかった。このため、予定価格の作成に当たって適切に検討がなされたか確認できず、説明責任の観点から課題があると考ええる。また、予定価格に実例価格等が反映されないと予定価格が過大となるリスクがあることから、契約額の妥当性にも疑念が生じかねない。

よって、市は、福岡市契約事務規則に基づき、入手した参考見積書の金額の妥当性を検討する必要がある。その上で予定価格を作成するとともに、その検証過程を文書として保存する必要がある。

イ 福岡市下水道PR施設リニューアル業務委託（総務部下水道経営企画課）No85

（ア）事業及び業務委託の概要

本業務委託は、展示物の老朽化が進んだ「ぼんプラザ」2階にある福岡市下水道PR施設（以下「本施設」という。）について、市民向けのPR施設として、下水道事業に対する市民の理解促進を図るため、新たな展示内容にリニューアルするとともに、国際展開推進のため、地場企業等の技術紹介等の機能を追加することを目的としている。

また、これに伴い、サイン、建築付帯設備（照明など）及び内装等の更新を行うものである。

本委託業務の具体的な業務内容は次のとおりである。

＜本委託業務の業務内容＞

1. 展示物等の企画・デザイン業務
(1) 展示計画策定
2. 展示物等の実施設計業務
(1) 展示物及び付帯設備設計
(2) サイン計画・設計
(3) 内装設計
(4) 建築付帯設備設計
3. 展示物等制作・設置業務
(1) 展示物等の制作
(2) 展示物設置等
(3) 試運転・調整
(4) 清掃
4. 各種協議及び申請書類等の作成
5. マニュアルの作成

※出所：「仕様書」

なお、本業務委託は、その実施に当たり、事業者の選定をプロポーザル方式による提案競技（6者参加）で行っている。

（イ）委託契約の概要

（単位：千円）

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	福岡市下水道PR施設リニューアル業務委託
B. 契約者名	—	—	株式会社ムラヤマ
C. 契約開始日	—	—	令和2年3月11日
D. 契約終了日	—	—	令和3年3月15日
E. 契約方法	—	—	特命随意契約
F. 予定価格	—	—	89,968
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	—	89,958
H. 落札率 (=G/F)	—	—	99.9%
I. 最終契約額(税込)	—	—	108,007
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	6者

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 提案競技における公平性の確保及び事前協議の文書化の必要性について

業務プロセス	Plan(計画)：選定方法の決定、選定手続の実施
監査の視点	説明責任及び透明性

【現状】

業者選定に係る提案競技の実施に当たって公表された「福岡市下水道 PR 施設リニューアル業務委託に係る提案競技実施要領」によれば、当初のスケジュールでは、令和元年9月中旬に契約予定者を決定した上で、令和元年9月下旬から10月上旬に契約締結を行う予定であった。

＜当初のスケジュール＞

(1) 公告	令和元年6月27日
(2) 質問書受付	令和元年7月10日～7月26日
(3) 現地見学会	令和元年7月24日
(4) 質問書への回答の公表	令和元年7月31日
(5) 提案競技参加表明書受付	令和元年7月25日～8月2日
(6) 参加資格確認通知	令和元年8月9日
(7) 提案書受付	令和元年8月20日～8月26日
(8) ヒアリング	令和元年9月5日
(9) 契約予定者決定	令和元年9月中旬(予定)
(10) 契約締結予定日	令和元年9月下旬～10月上旬(予定)

※出所：「福岡市下水道 PR 施設リニューアル業務委託に係る提案競技実施要領」

契約予定者については、令和元年9月5日に開催された下水道 PR 施設リニューアル事業者選定委員会において、各委員が評価した点数を集計した上で当初予定したスケジュールどおり決定した。

しかし、契約は令和2年3月11日に締結されており、当初予定したスケジュールから半年程度乖離している。

契約締結が遅延した理由について市にヒアリングしたところ、次の回答を得た。

＜契約締結が遅延した理由＞

<ul style="list-style-type: none">・本提案競技は「提案内容」ではなく「契約予定者」を選ぶためのものである。一部の選定委員から「一番点数の高い提案者が契約予定者に決定したが、提案内容には課題があるため、しっかりと協議してほしい」とのコメントがあった。・そこで、本施設について、市側の意図・要望を十分に伝え、成果物のイメージの整合性が確保できるとともに、成果物の作成が出戻りなくスムーズに行われるよう、契約前の打合せに時間をかけた。

※出所：「市へのヒアリング」

市と契約予定者との契約前の協議内容については、市及び契約予定者共通の協議資料(デザイン、構成表の確認資料等)に修正を加えながら協議を進めてきており、その資料は適宜保管し、個別協議の経緯についてはこの資料にて確認することが可能とのことであるが、契約前ということもあって議事録が残されておらず、契約予定者決定から契約締結までの約半年間にわたる経緯に関し、文書での確認はできなかった。

また、公表された当初のスケジュールから大幅に遅れた理由について、契約締結時の決裁文書に記載されていない。

【指摘事項】

プロポーザル方式による提案競技においては、業者の提案内容を選定するのではなく、提案内容の優秀な者を契約予定者として選定するものである。

そのため、提案競技で契約予定者として選定されたとしても、その後の市との協議の結果、折り合いがつかなければ契約締結に至らない場合もあり得る。

その点、市が契約予定者との十分な協議を実施し、本業務委託における市の意図を伝えようとしたことについては理解できる。

しかし、その協議期間が長期間になれば、他の提案参加者であったとしても「当該協議期間と同程度の協議が市で行えるのであれば、市の意図を十分に汲み取った提案ができた可能性」が生じ得る。

とすれば、契約予定者決定後にあまりにも長期間にわたる協議を行った場合、「長期間の協議を行った者（契約予定者）」と「行っていない者（契約予定者以外の提案競技参加者）」との間に不公平が生じる可能性があると言わざるを得ない。

よって、市は、適切な業者選定及び公平性の確保の観点から、契約予定者が決定した後ではなく、事前に（提案競技の公告から提案書受付の間に）十分なスケジュールを予定して、提案競技参加者に対して公平に市の意図を十分伝える機会を確保すべきである。

また、市においては、やむを得ず契約予定者決定後において協議が長期化した場合には、協議内容及び経緯を議事録として残すとともに、契約締結時の起案に文書を記載して決裁を受けることが望ましい。

② （意見） 提案内容に関する事後的な検証及び委託業務の効果の測定について

業務プロセス	Check（評価）：業務委託実施後の評価
監査の視点	有効性

【現状】

本業務委託の業者選定は、プロポーザル方式による提案競技にて行われており、提案競技により契約予定者を選定した後、市は契約予定者の提案内容を基に最終的な仕様書等の協議を行う。

また、本業務委託は、下水道事業に対する市民の理解促進を図るためのPR施設のリニューアル等が主な業務内容である。

【意見】

市においては、本業務委託の完了において、提案競技における提案内容のうち、最終的な仕様書に反映された内容が適切に実施されているかどうかを検証することが望ましい。

また、本業務委託の完了後において、下水道事業に対する市民の理解促進を図られているかが重要となる。そのため、本施設の利用状況を継続的にチェックし、本業務委託に要した支出に対する費用対効果の観点から効果の測定を行うことが望ましい。

ウ 下水道事業財務会計システム運用管理・保守業務委託（総務部経理課）No86

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、下水道事業財務会計システムの運用管理及び保守を行うものである。
本業務委託の具体的な業務内容は次のとおりである。

<本業務委託の業務内容>

(1) システム運用管理
(2) 障害対応
(3) 定期点検・保守
(4) 要望に伴うシステム改造

※出所：「仕様書」

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	下水道事業財務会計システム運用管理・保守業務委託	下水道事業財務会計システム運用管理・保守業務委託	下水道事業財務会計システム運用管理・保守業務委託
B. 契約者名	日本電気株式会社九州支社	日本電気株式会社九州支社	日本電気株式会社九州支社
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	4,212	4,212	4,212
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	4,212	4,212	4,251
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 再委託の相手方に関する網羅的な情報入手及び適正な審査の実施について

業務プロセス	Do (実行) : 再委託承諾手続
監査の視点	合規性

【現状】

委託先業者は、業務の一部に関して自ら履行することが困難なことから、別の業者に再委託している。また、再委託先業者は、再委託された業務の一部を更に別の業者へ再々委託（以下、再委託と合わせて「再委託等」という。）している。

なお、当該再委託等に先立って委託先業者は、「一部再委託について（承認依頼）」という名称の文書を市に提出し、市から再委託等の承諾を得ている。

「業務委託契約における再委託の運用基準」によれば、再委託等の承諾手続において、再委託等の相手方についてあらかじめ審査した上で承諾することとしている。

＜再委託の承諾手続＞

委託契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び所在地並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約予定金額について記載した書面を契約の相手方に提出させ、次に掲げる事項について審査し、適当と認められる場合に書面にて承諾を行うものとする。なお、再委託に関する書面に記載された事項について、変更がある場合には、委託契約の相手方に遅滞なく変更の届出を提出させ、同様に審査及び承諾を行うものとする。

〔審査事項〕

ア 再委託される業務が委託業務の全部又は主たる部分でないこと

イ 再委託を行う合理的理由

ウ 再委託の相手方が、再委託される業務を履行する能力

エ 再委託の相手方が、福岡市競争入札参加停止等措置要領（平成7年1月11日助役決裁）に基づく競争入札参加停止、競争入札参加資格取消又は排除措置を受けている者でないこと

オ その他必要と認められる事項

※「主たる部分」については、事業担当課が各業務の内容等により判断する。一般的には、総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定、技術的判断等は、「主たる部分」に該当すると考えられる。

※エについては、FINE「契約事務」の「業者選定等で注意を要する業者」にて確認する。

※出所：「業務委託契約における再委託の運用基準」

本業務委託において、委託先から提出された再委託等の申請内容と上記の「業務委託契約における再委託の運用基準」で示された「審査事項」とを比較すると、次のとおりとなる。

＜審査事項と再委託等の申請内容との対応関係＞

審査事項	再委託申請内容	再々委託申請内容
ア 再委託される業務が委託業務の全部又は主たる部分でないこと	再委託業務または作業内容 ・本業務のプロジェクト管理作業（作業計画立案、進捗管理、課題管理等）を除く、パッケージソフトウェア等	再々委託業務または作業内容 ・NEC ソリューションイノベータ株式会社の再委託業務のうち、現地保守作業を中心とした問い合わせ対応及

審査事項	再委託申請内容	再々委託申請内容
	に関する情報提供、事例展開、保守作業支援	び不具合対応
イ 再委託を行う合理的理由	・第三者に請け負わせ実施した方がより効果的な改修が確保できるため。	・第三者に請け負わせ実施した方がより効果的な改修が確保できるため。
ウ 再委託の相手方が、再委託される業務を履行する能力	・NEC ソリューションイノベータ株式会社（再委託先）は弊社（委託先）のシステム部門を子会社化したものであり、本業務実施のノウハウ、スキルを有し、責任をもって業務実施が可能であるため。	・ソリューションテクノロジー株式会社は本業務実施のノウハウ、スキルを有し、かつ、緊急の際に履行場所まで短時間で訪問できる環境にあり、責任をもって業務実施が可能であるため。
エ 再委託の相手方が、福岡市競争入札参加停止等措置要領（平成7年1月11日助役決裁）に基づく競争入札参加停止、競争入札参加資格取消又は排除措置を受けている者でないこと	記載なし	記載なし
オ その他必要と認められる事項	記載なし	記載なし

※出所：「一部再委託について（承認依頼）」から監査人作成

審査事項「エ 再委託の相手方が、福岡市競争入札参加停止等措置要領（平成7年1月11日助役決裁）に基づく競争入札参加停止、競争入札参加資格取消又は排除措置を受けている者でないこと」については、決裁文書にも審査を行った旨の記載がなく、当該審査事項について審査が行われたかどうかの確認ができなかった。

また、「業務委託契約における再委託の運用基準」では、委託先から入手する再委託承諾申請書についてひな形が示されている。

しかし、本業務委託では、当該再委託申請書のひな形は利用されておらず、「再委託予定期間」「再委託の契約予定金額」「再委託先の適格性」「再委託する業務内容のうち個人情報又は情報資産の取扱いの有無」について、情報の入手がされていない。

本業務委託において、当該再委託申請書のひな形を用いていない理由について市に質問したところ、従前からの申請書をそのまま用いたことによるものとの回答を得た。

【指摘事項】

市は、業務委託契約について、次の考え方を基本として、委託業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託することを原則禁止とする方針をとっている。このため、再委託を承諾する場合には、慎重な審査、的確な情報の把握が必要である。

<業務委託契約における再委託の基本的な考え方>

地方公共団体の契約は、契約の相手方として特定の者を公正に選定した上で、契約の履行確保を図るものであるため、「業務委託契約」により委託した業務は、本来、受託した事業者が自ら履行すべきものである。

また、再委託を行なうことは、事故が発生するリスクの増大や、事故発生時の責任の所在が不明確になることなどが懸念されるため、安易に再委託が行われないように留意する必要がある。

これらのことを踏まえ、本市の標準契約書には、「業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。」「受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。」と規定している。

※出所：「業務委託契約における再委託の運用基準について（通知）」

本業務委託については、審査事項エについて委託先から提出された再委託等の申請に記載がなく、市の決裁文書にも審査を行った旨の記載がない。また、「業務委託契約における再委託の運用基準」において求められる情報が一部不足している。

よって、市は、再委託運用基準に基づき、「エ 再委託の相手方が、福岡市競争入札参加停止等措置要領（平成7年1月11日助役決裁）に基づく競争入札参加停止、競争入札参加資格取消又は排除措置を受けている者でないこと」「再委託の契約予定金額」等の情報を漏れなく入手した上で必要事項の審査を適切に行い、再委託の承諾を行う必要がある。

なお、市においては、再委託運用基準に示された再委託承諾申請書のひな形を用いることで、審査に用いる再委託先の情報を網羅的に入手することが可能となるため、当該ひな形を利用することが望ましい。

エ 収納情報作成及び収納消込データ整理編集業務委託（総務部経理課）No87

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、下水道事業収納金の収納情報及び収納消込データ整理編集業務を電算処理により行うものである。本業務委託の具体的な業務内容は次のとおりである。

<本業務委託の業務内容>

- | |
|----------------------------------------|
| 1. 下水道収納金の収納済通知書に基づく収納情報の作成 |
| 2. 前記に付随する帳票の作成 |
| 3. 財務収納データの伝送処理 |
| 4. コンビニ収納分を収納代行業者からデータ受信後、収納情報を作成 |
| 5. クレジットカード継続支払収納分を福岡市からデータ受信後、収納情報を作成 |

※出所：「委託設計書」

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	収納情報作成及び 収納消込データ整理編集業務委託	収納情報作成及び 収納消込データ整理編集業務委託	収納情報作成及び 収納消込データ整理編集業務委託
B. 契約者名	株式会社福岡銀行	株式会社福岡銀行	株式会社福岡銀行
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	6,572	6,572	6,576
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	6,585	6,575	6,608
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 再委託に係る妥当性の再検討等について

業務プロセス	Do (実行) : 再委託承諾手続
監査の視点	合規性

【現状】

本業務委託における業務委託契約書は、再委託に関して次のとおり規定しており、業務の全部又は主たる部分の再委託を禁じている。

<再委託等の制限>

第 5 条 受注者は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

※出所：「業務委託契約書」

本業務委託においては、委託先から「再委託承諾申請書」が提出され、再委託の承

諾に係る決裁を経た上で再委託の承諾を行っている。

<再委託承諾申請書>

再委託を行う業務の範囲	1. 財務収納データの編集及び伝送処理（電算作業） 2. 下水道料金課収納データの編集及び伝送処理（電算作業） 3. 上記に付随する業務
再委託先	福岡コンピューターサービス株式会社
再委託予定期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日
再委託の契約予定金額	¥6,088,906円（消費税別・電算作業の金額を計上）
再委託が必要な理由	本業務は福岡市道路下水道事業収納取扱金融機関業務と密接な関係があり、本業務完遂のためには、指定金業務との完璧な連携作業が必須であるが、一方本業務そのものは電算作業の為、連携を可能とする専門事業者への再委託を必要とするもの。
再委託先選定理由（実績等）	同社は、昭和54年10月に当行電子計算部の一部が独立設立されたグループ会社で、長年当行と一体となり本業務を完遂いたしております。本業務の特殊性を踏まえ、同社への再委託が適任と考えます。

※出所：「再委託承諾申請書」より一部抜粋

再委託承諾申請書によれば、「再委託の契約予定金額」には、契約額と同額の6,088,906円（税別）が記載されている。

また、同申請書の「再委託を行う業務の範囲」に記載された内容は、前述の本業務委託の業務内容を網羅するかたちで記載されている。

以上の再委託承諾申請書への記載内容から、本業務委託の全部を再委託先に再委託しているものと判断せざるを得ない。

仮に業務委託の「一部」を再委託したものと判断したとしても、当該「一部」が「主たる部分」でないことを検討する必要がある。その点、再委託承諾申請書及び再委託の承諾に係る決裁文書には、「主たる部分」でないことについて何ら記載がなされておらず、「主たる部分」でないことの検討状況が確認できなかった。

<「主たる部分」について>

※「主たる部分」については、事業担当課が各業務の内容等により判断する。一般的には、総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定、技術的判断等は、「主たる部分」に該当すると考えられる。

※出所：「業務委託契約における再委託の運用基準」

【指摘事項】

再委託承諾申請書及び承諾に係る決裁文書の記載内容からは、本業務委託の全部または主たる一部を再委託先に再委託しているものと判断せざるを得ない。

よって、市は、業務委託契約書及び業務委託契約における再委託の運用基準に従い、再委託の具体的な実態を詳細に把握し、再委託の妥当性を再検討する必要がある。

なお、再委託先において本業務委託内容が全て実施できるのであれば、本委託契約は1者による特命随意契約が締結されているため、競争性の確保の観点から業者選定に疑義が生じかねない。よって、市は、再委託の妥当性を慎重に審査すべきである。

オ 下水道料金総合情報システム運用管理・保守委託（総務部下水道料金課）No88

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、道路下水道局下水道料金課において処理を行っている下水道料金総合情報システム（下水道使用料、受益者負担金、水洗化貸付金、再生水料金、ハンディーターミナル等）の運用管理及び保守を行うものである。本委託業務の業務内容は次のとおりである。

＜本委託業務の業務内容＞

(1) 定期的業務
(2) 障害時対応
(3) システム変更
(4) その他

※出所：「仕様書」

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	下水道料金総合情報システム運用管理・保守委託	下水道料金総合情報システム運用管理・保守委託	下水道料金総合情報システム運用管理・保守委託
B. 契約者名	株式会社オリズン	株式会社オリズン	株式会社オリズン
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	3,240	3,240	3,240
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	3,240	3,240	3,270
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

カ 藤崎駅自転車駐輪場整備検討業務委託（管理部自転車課）No89

(ア) 事業及び業務委託の概要

市は、市営地下鉄藤崎駅周辺において2箇所の市営駐輪場を運営している。近年は、駐輪場利用者の増加により収容台数を上回る利用状況が続いているため、すでに運営している駐輪場（藤崎駅第二自転車駐輪場）に隣接する百道公民館跡地を活用した、新たな自転車駐輪場の再整備を検討することとなった。

本業務委託は、当該新たな自転車駐輪場の再整備についての検討を委託するものである。具体的な業務の内容としては、①現地踏査及び与条件の確認、②法令検討及び協議資料作成、③自転車駐輪場施設の配置、構造、必要な諸設備等の検討、④駐輪場の構造形式に応じた配置図などの図面の作成、⑤駐輪場の構造形式に応じて必要な数量、概算工事費の算出、⑥上記①ないし⑤の検討結果についての報告書の作成である。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	藤崎駅自転車駐輪場整備検討業務委託
B. 契約者名	—	—	パシフィックコンサルタンツ株式会社 九州支社
C. 契約開始日	—	—	令和元年7月11日
D. 契約終了日	—	—	令和元年10月31日
E. 契約方法	—	—	随意契約（競争見積合わせ）
F. 予定価格	—	—	11,892
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	—	3,498
H. 落札率 (=G/F)	—	—	29.4%
I. 最終契約額(税込)	—	—	3,498
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	9者

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

キ 博多口地下駐輪場外2箇所に係る駐輪場管理システム等改修業務委託（管理部自転車課）No90

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託に係る事業は、市が平成 17 年 2 月 1 日に供用を開始した次表の 3 箇所の駐輪場に設置された駐輪場管理パソコンの老朽化に伴い、機器の更新やシステム改修を行うものである。

<対象となる駐輪場>

博多口地下駐輪場	博多区博多駅前 2 丁目 19 番所在
別府駅駐輪場	城南区別府 3 丁目 6 番所在
茶山駅駐輪場	城南区別府 6 丁目 5 番所在

※出所：「仕様書」

具体的な業務の内容は、次のとおりである。

<業務内容>

ハードウェアの更新	<ul style="list-style-type: none"> ・デスクトップパソコン 3 台 ・ディスプレイ 3 台 ・プリンタ 3 台 ・UPS 3 台 ・通信中継ユニット 3 台
駐輪場管理システムの改修	<ul style="list-style-type: none"> ・WindowsXP から Windows10 への変更に伴うシステム改修 ・売上日報等の電子マネー支払い導入に係る出力帳票の変更 ・会員 DB の移し替え
報告書等の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・運用仕様書、機器仕様書、機器操作マニュアル、試験結果報告書など ・原稿（電子ファイル） 1 式

※出所：「仕様書」

市は、駐輪場の供用開始時から、本委託契約の相手方である福岡日信電子株式会社が開発した駐輪場管理システムを導入している。今後も当該駐輪場管理システムを継続して使用することを前提として、ハードウェアや OS の変更等を行うものである。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	博多口地下駐輪場外 2 箇所に係る駐輪場管理システム等改修業務委託
B. 契約者名	—	—	福岡日信電子株式会社
C. 契約開始日	—	—	令和 2 年 2 月 13 日
D. 契約終了日	—	—	令和 2 年 3 月 27 日
E. 契約方法	—	—	特命随意契約
F. 予定価格	—	—	16, 108
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	—	16, 108
H. 落札率 (=G/F)	—	—	100%

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
I. 最終契約額 (税込)	—	—	16,108
J. 入札参加者数 ・ 見積徴取者数	—	—	1 者

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成について

業務プロセス	Plan(計画)：仕様書、設計書、予定価格等の作成
監査の視点	経済性及び効率性・説明責任及び透明性

【現状】

本業務委託は、駐輪場の供用開始時から導入している駐輪場管理システムとの連動を前提としている。そのため、駐輪場管理システムの開発業者である福岡日信電子株式会社以外には本委託業務を履行できる者がいないことから、「契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき」として地方自治法施行令第 167 条の第 1 項第 2 号の規定に基づき 1 者随意契約を締結している。

そのため、予定価格の前提となる設計書作成に当たって、参考見積書を同社 1 者（福岡日信電子株式会社）から入手して、当該参考見積書の金額を前提に設計書の積算根拠としている。なお、契約額は高い落札率となっている。

市は、参考見積書の金額を設計書の単価として採用した上で、積算しているが、参考見積書の金額について実例価格等の妥当性を検討した文書は残されていない。

【指摘事項】

参考見積書を提出した業者には、参考見積額が予定価格に反映されることを予測して参考見積額を過大とする思惑が生じかねない。特に、1 者のみから参考見積書を入手して参考見積書の項目や金額をそのまま設計書及び予定価格に反映した場合、取引の実例価格が反映されにくく、予定価格が過大となる可能性がある。

また、福岡市契約事務規則には、予定価格について次の規定があり、様々な観点から適正な予定価格を算出することを要求している。したがって、業者から取得した参考見積書はあくまでも参考として位置付けられるべきものである。

＜予定価格の作成＞

第 15 条第 2 項 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短その他必要な事項を考慮して適正に定めるものとする。

※出所：「福岡市契約事務規則」

本業務委託では、特命随意契約が締結されており、契約額は高い落札率となっていることから、予定価格作成の基礎資料としての参考見積額の妥当性及び客観性が特に求められることになる。

この点、契約の相手となることが予定されている 1 者の参考見積書の見積価格がそのまま予定価格として反映されており、予定価格の作成過程において、契約の目的となる物件の取引の実例価格の検証等、福岡市契約事務規則で求められる考慮事項について十分な検討が行われていない可能性がある。

例えばハードウェアのデスクトップパソコンやディスプレイなどの機器費の点である。予定価格を積算する上で作成された設計書では、「1 機器費」の項目の中で「①

駐輪場管理システムパソコン」は1台の単価、「②ディスプレイ」は1台の単価が設定されている。ディスプレイは比較的容易に家電量販店などでの一般的な販売価格と検証可能である。また、パソコンの単価は一般的な家電量販店等で販売されているデスクトップパソコンより高額に設定されており、機器仕様書が定めるハードウェアの機能が、一般的な家電量販店等で販売されているデスクトップパソコンの機能とどのような点が異なるのか、特に具体的に検証される必要がある。ところが、設計書が前提とする参考見積書の価格が、機器仕様書が定める機能という観点から適正に評価されているのかについての検証の過程が文書として残されておらず、市が適切に検証を行ったことが確認できなかった。

以上から、予定価格の作成に当たって、適切に検討がなされたか確認できず、説明責任の観点から課題があると考ええる。また、予定価格に実例価格等が反映されないと予定価格が過大となるリスクがあることから、契約額の妥当性にも疑念が生じかねない。

よって、市は、福岡市契約事務規則に基づき、入手した参考見積書の金額の妥当性を検討した上で予定価格を作成するとともに、その検討過程を文書として保存する必要がある。

ク 放置自転車対策業務委託（管理部自転車課）No91

(ア) 事業及び業務委託の概要

本事業は、福岡市自転車の放置防止に関する条例に基づき、公共の場所または自転車放置禁止区域内において放置された自転車の利用者に対する指導、放置された自転車の移動、移動した自転車の保管及び自転車の返還等を行うものである。

具体的な委託業務の内容は、①放置自転車についての警告、移動及び移動補助業務、②自転車保管所への搬入業務、③自転車の返還及び整理業務である。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	放置自転車対策業務委託	放置自転車対策業務委託	放置自転車対策業務委託
B. 契約者名	公益社団法人 福岡市シルバー人材センター	公益社団法人 福岡市シルバー人材センター	公益社団法人 福岡市シルバー人材センター
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	79,596	76,960	72,489
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	80,465	79,650	90,043
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (意見) 随意契約締結についての情報公開の充実について

業務プロセス	Action (改善) : 情報公開
監査の視点	説明責任及び透明性

【現状】

本業務委託の相手方は、公益社団法人シルバー人材センターである。この相手方は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 37 条の規定に基づき指定を受けたシルバー人材センターに該当する。

<シルバー人材センター>

(指定等)

第 37 条 都道府県知事は、定年退職者その他の高年齢退職者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務(当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条において同じ。)に係るものの機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することにより、その就業を援助して、これらの者の能力の積極的な活用を図ることができるようにし、もって高年齢者の福祉の増進に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人(次項及び第四十四条第一項において「高年齢者就業援助法人」という。)であつて、次条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、市町村(特別区を含む。第三十九条及び第四十四条において同じ。)の区域(当該地域における臨時的かつ短期的な就業の機会の状況その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める基準に従い、次条第一項第一号及び第二号に掲げる業務の円滑な運営を確保するために必要と認められる場合には、都道府県知事が指定する二以上の市町村の区域)ごとに一個に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。ただし、第四十四条第一項の指定を受けた者(以下「シルバー人材センター連合」という。)に係る同項の指定に係る区域(同条第二項又は第四項の変更があつたときは、その変更後の区域。以下「連合の指定区域」という。)については、この項の指定に係る区域とすることはできない。

一 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、高年齢者の福祉の増進に資すると認められること。

2 前項の指定は、その会員に同項の指定を受けた者(以下「シルバー人材センター」という。)を二以上有する高年齢者就業援助法人に対してはすることができない。

※出所：「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」

本委託契約は、上記シルバー人材センターから役務提供を受けるものとして、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づき、特命随意契約を締結しているものである。

<随意契約の根拠規定>

(随意契約)

第 167 条の 2 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(中略)

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一项に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第三条第一項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

※出所：「地方自治法施行令」

また、市は、上記法令に基づき、福岡市シルバー人材センターと随意契約を締結し

た場合について、次のとおり契約内容等の公表を求めている。

＜地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく随意契約の場合の公表＞

(随意契約の内容の公表)

第22条の2 令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定により契約を締結しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約の発注見直し
- (2) 契約の内容、契約の相手方の決定方法、選定基準及び申請方法
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の契約を締結したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由その他市長が定める事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

※出所：「福岡市契約事務規則」

1. 対象施設、対象となる契約について

地方自治法施行令第167条の2第3号及び第4号並びに別紙1参照

2. 契約事務の流れ

(1) 事前の情報公表

(ア) 契約課にて公表

- ・発注見直し
- ・契約内容

(イ) 原課にて公表

- ・契約の相手方の決定方法や選定基準
- ・申請方法等

(2) 契約事務（通常の契約事務と同じ流れです。）

(3) 事後の情報公開

(ア) 原課にて公表

- ・契約の相手方となった者の名称
- ・契約の相手方とした理由等
- ・契約の締結状況

3. 公表の方法について

公表については資料を閲覧できるようにしておくことがのぞましいですが、閲覧場所の確保が難しい等の理由がある場合は、申請者の求めに応じて公開することとします。

※出所：「地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定を根拠とした随意契約を行う場合の事務取扱について（通知）」

これらの定めに基づき、市は、「契約課にて公表」と取り扱われている情報については、市のホームページにて公表している。

他方、市は、「原課にて公表」と取り扱われている情報についてはホームページでの公表を行っておらず、申請者から原課に対して閲覧の申出があった場合に閲覧に供することをもって公表と取り扱っている。

【意見】

福岡市契約事務規則にも「公表」の定義やその方法の定めはないものの、一般に公表とは、広く一般にその事実を公表することをいうことを意味すると解される。

しかし、市の「原課にて公表」とされる情報の取扱いは、契約書類の閲覧の申し出があった場合にそれを閲覧させるという消極的なものであり、市民に広く契約の相手

方等を知らしめるための積極的な行いとは言えないと考えられる。特に市には公表の方法の定めがないこともあり、契約書類が閲覧可能かどうかを知らない市民も多いと思われ、契約の相手方や契約した理由を知る機会が十分に与えられないままである。その意味で市の事後の公表の実施方法については、積極的な情報提供を求められる「公表」の趣旨目的と整合しない面がある。

よって、市においては、公表の定義ないし公表の方法についての明確な規定を設けることが望ましい。

例えば、筑紫野市（福岡県）では、契約の透明性確保の観点から、次のとおり、契約の発注見通し（事前の情報公表）及び契約締結の状況（事後の情報公開）に関する情報が、全てホームページ上に公表されている。

<筑紫野市における情報公開制度>

- 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号または第4号を適用する随意契約の発注情報の公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号を適用する随意契約とは、特定の施設等（シルバー人材センターや障害者支援施設など）から物品を買い入れる契約または役務の提供を受ける契約をいいます。

また、第4号を適用する随意契約とは、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる契約をいいます。

筑紫野市では、筑紫野市契約規則第26条の2の規定に基づき、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号または第4号を適用する随意契約について、「発注見通し」および「契約締結の状況」を公表しています。

※出所：「筑紫野市ホームページ」

市は、他地方公共団体の事例も参考にしながら、ホームページ等を用いた情報公開の拡充を図ることが望まれる。

ケ 平成31年度福岡市陳情兼パトロール受付システム保守管理業務委託（管理部道路維持課）No92

(ア) 事業及び業務委託の概要

市は、平成24年度から、福岡市陳情兼パトロール受付システムを導入している。当該システムは、各区役所が適切かつ効率的に道路の維持管理を行うことを目的としており、市民から道路の破損等について各区の担当者に電話で情報提供・通報があった場合に、その内容を市内部のデータベースとして登録できるようになっている。システム内のデータには、市や各区の担当課のパソコンでアクセスできるようになっている。

本業務委託は、福岡市陳情兼パトロール受付システムについての定期点検、定期バックアップ、障害対応等の保守管理である。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A. 契約件名	平成29年度福岡市陳情兼パトロール受付システム保守管理業務委託	平成30年度福岡市陳情兼パトロール受付システム保守管理業務委託	平成31年度福岡市陳情兼パトロール受付システム保守管理業務委託
B. 契約者名	東亜建設技術株式会社	東亜建設技術株式会社	東亜建設技術株式会社
C. 契約開始日	平成29年4月1日	平成30年4月1日	平成31年4月1日
D. 契約終了日	平成30年3月31日	平成31年3月31日	令和2年3月31日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	3,028	3,765	3,135
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	3,028	3,765	3,193
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1者	1者	1者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 契約変更に関する根拠規定記載の確認について

業務プロセス	Do (実行) : 契約変更手続
監査の視点	合規性

【現状】

令和元年10月1日の消費税増税に伴い、本業務委託契約は途中で契約変更が行われており、その設計変更を行う際の伺書に根拠条文として業務委託契約書第25条が挙げられていた。

<業務委託契約書第25条>

(発注者の任意解除権)

第25条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第24条、第24条の2第1項及び前

条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

※出所：「業務委託契約書」

【指摘事項】

業務委託契約書第25条は発注者の任意解除権を定める規定であり、契約を変更する場合の根拠条文とはなりえない。消費税増税に伴う業務委託料の変更の根拠条文となり得るのは業務委託契約書第17条である。

＜業務委託契約書第17条＞

(業務委託料の変更方法等)

第17条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議の開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

※出所：「業務委託契約書」

市が用いている業務委託契約書の様式の中には、その第25条において業務委託料の変更方法等を定めるものもあるため、上記根拠条文の誤植は別の業務委託契約書の条項との混同に起因するものと思われるが、各契約の都度、業務委託契約書の条文に当たり、根拠条文を確認すべきである。

② (結果) 参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成について

業務プロセス	Plan(計画)：仕様書、設計書、予定価格等の作成
監査の視点	経済性及び効率性・説明責任及び透明性

【現状】

福岡市陳情兼パトロール受付システムに関する諸権利(ライセンス)は、システムの開発を行った東亜建設技術株式会社に帰属するため、本契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき同社と特命随意契約を締結している。

そのため、予定価格の前提となる設計書作成に当たって、参考見積書を同社1者(東亜建設技術株式会社)から入手して、当該参考見積書の金額を前提に設計書の積算根拠としている。なお、契約額は高い落札率となっている。

市は、参考見積書の金額を設計書の単価として採用した上で、積算しているが、参考見積書の各項目部分については、その価格の相当性について市として個別の検証は行っていないということであった。

【指摘事項】

参考見積額が予定価格に反映されることを予測して、参考見積を提出した業者に、参考見積額を過大とする思惑が生じかねない。特に、1者のみから参考見積書を入手して参考見積書の項目や金額をそのまま設計書及び予定価格に反映した場合、取引の実例価格が反映されにくく、予定価格が過大となる可能性がある。

また、福岡市契約事務規則には、予定価格について次の規定があり、様々な観点から適正な予定価格を算出することを要求している。したがって、業者から取得した参考見積書はあくまでも参考として位置付けられるべきものである。

<予定価格の作成>

第15条第2項 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短その他必要な事項を考慮して適正に定めるものとする。

※出所：「福岡市契約事務規則」

本業務委託では特命随意契約が締結されており、契約額は高い落札率となっていることから、予定価格作成の基礎資料としての参考見積額の妥当性及び客観性が特に求められることになる。

この点、市は、参考見積書の内容について委託先業者の担当者と協議を行っているとのことであったが、当該打合せ内容を議事録として残しておらず、適切に検討がなされたか決裁文書等では確認できなかった。このため、予定価格の作成に当たって適切に検討がなされたかが確認できず、説明責任の観点から課題があると考えられる。また、予定価格に実例価格等が反映されないと予定価格が過大となるリスクがあることから、契約額の妥当性にも疑念が生じかねない。

よって、市は、福岡市契約事務規則に基づき、入手した参考見積書の金額の妥当性を検討した上で適切に予定価格を作成するとともに、その検討過程を文書として保存する必要がある。

コ 平成31年度福岡市道路施設アセットマネジメントシステム保守管理業務委託（管理部
道路維持課）No93

(ア) 事業及び業務委託の概要

本事業は、市が管理する道路施設アセットマネジメントシステムの運用を安定稼働させ、日常業務への利用を促すために運用保守とシステム保守を行うものである。道路施設アセットマネジメントシステムとは、道路施設、橋梁、トンネルについて、点検、補修状況を把握し、今後の施設の維持管理を補助するシステムであり、市独自のシステムである。

道路施設アセットマネジメントシステムの開発は、本業務委託契約の相手である国際航業株式会社が行った。市の担当部署のパソコンでシステムにアクセスすることができるようになっている。

本業務委託の具体的な業務内容は、システム機能や使用方法について疑義等が生じた場合における電話、FAX及びメールの通信手段による対応並びにシステムに不具合がある場合における状況診断と是正及び再発防止策の構築、システムに関する研修の実施、システムの定期点検とデータのバックアップとそのデータ管理、OSアップデート等である。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	平成 29 年度福岡市道路施設アセットマネジメントシステム保守管理業務委託	平成 30 年度福岡市道路施設アセットマネジメントシステム保守管理業務委託	平成 31 年度福岡市道路施設アセットマネジメントシステム保守管理業務委託
B. 契約者名	国際航業株式会社福岡支店	国際航業株式会社福岡支店	国際航業株式会社福岡支店
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	1,480	1,760	3,056
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	1,480	1,760	3,113
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 契約変更に関する根拠規定記載の確認について

業務プロセス	Do (実行) : 契約変更手続
監査の視点	合規性

【現状】

令和元年 10 月 1 日の消費税増税に伴い、本業務委託契約は途中で契約変更が行われており、その設計変更を行う際の伺書に、根拠条文として、業務委託契約書第 25 条が挙げられていた。

<業務委託契約書第 25 条>

(発注者の任意解除権)

第 25 条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第 24 条、第 24 条の 2 第 1 項及び前条第 1 項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

※出所：「業務委託契約書」

【指摘事項】

業務委託契約書第 25 条は、発注者の任意解除権を定める規定であり、契約を変更する場合の根拠条文とはなり得ない。消費税増税に伴う業務委託料の変更の根拠条文となり得るのは業務委託契約書第 17 条である。

<業務委託契約書第 17 条>

(業務委託料の変更方法等)

第 17 条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議の開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

※出所：「業務委託契約書」

市が用いている業務委託契約書の標準書式の中には、その第 25 条において業務委託料の変更方法等を定めるものもあるため、上記根拠条文の誤植は別の業務委託契約書の条項との混同に起因するものと思われるが、各契約の都度、業務委託契約書の条文に当たり、根拠条文を確認すべきである。

② (結果) 参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成について

業務プロセス	Plan(計画)：仕様書、設計書、予定価格等の作成
監査の視点	経済性及び効率性・説明責任及び透明性

【現状】

市が運用中の道路施設アセットマネジメントシステムの諸権利は、システムの開発を行った国際航業株式会社に帰属するため、本契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき同社と特命随意契約を締結している。

そのため、予定価格の前提となる設計書作成に当たって、参考見積書を同社1者(国際航業株式会社)から入手して、当該参考見積書の金額を前提に設計書の積算根拠としている。なお、契約額は高い落札率となっている。

【指摘事項】

参考見積額が予定価格に反映されることを予測して、参考見積を提出した業者に、参考見積額を過大とする思惑が生じかねない。特に、1者のみから参考見積書を入手して参考見積書の項目や金額をそのまま設計書及び予定価格に反映した場合、取引の実例価格が反映されにくく、予定価格が過大となる可能性がある。

また、福岡市契約事務規則には、予定価格について次の規定があり、様々な観点から適正な予定価格を算出することを要求している。したがって、業者から取得した参考見積書はあくまでも参考として位置付けられるべきものである。

＜予定価格の作成＞

第15条第2項 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短その他必要な事項を考慮して適正に定めるものとする。

※出所：「福岡市契約事務規則」

本業務委託では、特命随意契約が締結されており、契約額は高い落札率となっていることから、予定価格作成の基礎資料としての参考見積額の妥当性及び客観性が特に求められることになる。

この点、市は、参考見積書の内容について委託先業者の担当者と協議を行っているとのことであったが、当該打合せ内容を議事録として残しておらず、適切に検討がなされたか決裁文書等では確認できなかった。このため、予定価格の作成に当たって適切に検討がなされたか確認できず、説明責任の観点から課題があると考えられる。また、予定価格に実例価格等が反映されないと予定価格が過大となるリスクがあることから、契約額の妥当性にも疑念が生じかねない。

よって、市は、福岡市契約事務規則に基づき、入手した参考見積書の金額の妥当性を検討した上で適切に予定価格を作成するとともに、その検討過程を文書として保存する必要がある。

③ (意見) 打合せ協議の仕様書への記載と議事録の内容確認について

業務プロセス	Check (評価) : 業務委託の履行確認
監査の視点	有効性・説明責任及び透明性

【現状】

本業務委託では、市と受託者による「打合せ」も全体計画の中に含まれる前提で、予定価格及び契約額の基礎資料において当該打合せに係る料金設定がなされている。打合せにはプロジェクトマネージャー1名7時間、システムエンジニア1名7時間を要するものとしている。

しかし、仕様書には、打合せの実施回数や時期についての定めはない。

また、打合せの結果については、成果品の報告書中に打合せ内容をまとめた書面が含まれているが、打合せの時間については開始時間の記載はあるものの終了時間の記載がないため、打合せの実質的な所要時間が不明である。

【意見】

本業務委託においては、予定価格及び契約額の基礎資料において「打合せ」それ自体について価格が設定されており、打合せ自体も業務委託の一内容であるといえる。

ところが、業務委託契約書にも仕様書にも打合せの実施の要否、回数、時期について何ら記載がない。

よって、市においては、打合せについても最低限の業務内容を仕様書に記載するなどの工夫をすることが望ましい。また、業務内容の一つである打合せの履行確認及び事後の検証の観点から、開始時刻と終了時刻を明記するとともに、打合せ協議実施後、受託者と打合せ・協議記録簿の記載内容を共有し、打合せ内容や協議結果が正確に記録されているかを確認するとともに、その証跡を残すことが望ましい。

サ 平成31年度道路維持管理システム保守管理業務委託（管理部道路維持課）No94

(ア) 事業及び業務委託の概要

本事業は、平成9年度に提案競技により導入された、市が管理する道路の維持管理業務を支援する道路維持管理システムについて、市の職員が円滑に運用していくためのシステム保守である。システム保守業務として、システム障害時の現地対応、操作説明等の電話応対、システム内の背景地形図（道路台帳及び都市計画基本図）の更新や関係職員に対するシステム講習会が含まれる。

なお、上記の道路維持管理システムの開発者が本委託契約の相手方となっている。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A. 契約件名	平成29年度道路維持管理システム保守管理業務委託	平成30年度道路維持管理システム保守管理業務委託	平成31年度道路維持管理システム保守管理業務委託
B. 契約者名	株式会社パスコ 福岡支店	株式会社パスコ 福岡支店	株式会社パスコ 福岡支店
C. 契約開始日	平成29年4月1日	平成30年4月1日	平成31年4月1日
D. 契約終了日	平成30年3月31日	平成31年3月31日	令和2年3月31日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	4,590	4,784	5,227
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	4,590	4,784	5,324
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1者	1者	1者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (意見) 打合せ協議の議事録の内容確認について

業務プロセス	Check (評価) : 業務委託の履行確認
監査の視点	有効性・説明責任及び透明性

【現状】

打合せ協議は、本業務委託契約の特記仕様書第 14 条の規定に基づき実施されている。打合せの結果については、成果品の中に「打合せ・協議記録簿」として残されている。当該記録簿には、「委託者印」と「受託者印」の契約当事者双方の欄が設けられているが、受託者の担当者の押印のみがなされており、市の担当者の押印はされていない。

【意見】

本委託事業においては、委託設計書においても打合せ協議それ自体について価格が設定されており、仕様書の記載からも打合せ協議も委託業務の重要な一内容として位置付けられている。

よって、市においては、その業務内容の履行確認及び事後の検証の観点から、打合せ協議実施後、受託者と打合せ・協議記録簿の記載内容を共有し、打合せ内容や協議結果が正確に記録されているかを確認し、その証跡を残すことが望ましい。

シ 令和元年度路面下空洞調査点検業務委託（管理部道路維持課）No95

(ア) 事業及び業務委託の概要

本事業は、福岡市管内一円における幹線道路（307.1km）及び生活道路（140.00km）の管理道路の路面下空洞調査点検を行う業務であり、路面下の空洞状況を把握することにより、安全、円滑な交通を確保するための道路の維持管理に資することを目的としている。

具体的には、路面下の空洞箇所の特定制及び空洞危険箇所の把握を目的として行い、路面下空洞探査車（車載型地中レーダ等）による一次調査、ハンディ型地中レーダによる調査及びボーリング調査による二次調査からなる。

一次調査は、路面下空洞探査車により広範囲にわたる調査を行い、記録データを解析し、空洞の可能性のある異常箇所を抽出して特定する調査をいう。二次調査は、一次調査の結果、抽出された異常箇所から監督員と協議の上決定するものであり、空洞の存在状況、路面下の状況等を確認するためドロースコープにより削孔断面の撮影を行い、舗装構造並びに空洞状況の柱状写真を作成する調査をいう。

路面下の空洞調査という業務の性質上、その正確性についての事後的な検証が難しい等の理由から、本事業については、プロポーザル方式（提案競技）により契約の相手方が決められている。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	平成 29 年度路面下空洞調査点検業務委託	平成 30 年度路面下空洞調査点検業務委託	令和元年度路面下空洞調査点検業務委託
B. 契約者名	ジオ・サーチ株式会社九州事務所	ジオ・サーチ株式会社九州事務所	ジオ・サーチ株式会社九州事務所
C. 契約開始日	平成 29 年 10 月 4 日	平成 30 年 10 月 5 日	令和元年 9 月 27 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 15 日	平成 31 年 3 月 15 日	令和 2 年 3 月 15 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	65,880	51,548	81,400
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	65,880	51,548	81,400
H. 落札率 (=G/F)	100%	100%	100%
I. 最終契約額(税込)	84,229	63,050	97,581
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	3 者	1 者	2 者

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 関連文書(原本)の適切な管理及び保存について

業務プロセス	Check (評価) : 業務委託の履行確認
監査の視点	説明責任及び透明性

【現状】

本監査を実施するに当たって、本業務委託に関する業務委託契約書の原本を含む一件資料の提出を求めたところ、復元資料の提出はあったが、原本を含む本体記録の提

出はなかった。本体記録については保管場所不明とのことであった。

公文書の管理については、福岡市公文書の管理に関する規則において、次のとおり規定されている。

<公文書の取扱いの原則>

第3条 公文書は、すべて正確かつ迅速に取り扱うとともに、常に整理してその所在及び処理状況を明らかにし、適正に管理しなければならない。

※出所：「福岡市公文書の管理に関する規則」

<分類及び整理>

第7条 公文書は、事務及び事業の性質、内容等に応じて系統的に分類するとともに、会計年度又は暦年ごとに整理しなければならない。

※出所：「福岡市公文書の管理に関する規則」

<保存>

第9条 公文書は、第7条の規定により整理した後、専用の場所において適正に保存しなければならない。

※出所：「福岡市公文書の管理に関する規則」

上記規定のとおり、業務委託契約書等の書類は整理の上、適正に保存されなければならないところ、本業務委託契約に関する書類はこれらがなされていなかった。ただし、市によると、当該業務委託契約書は、文書整理の際に誤廃棄したものと考えられ、福岡市公文書規定第47条の規定に基づき、以下の対応をしているとのことである。

<紛失等>

第47条 第43条第2項の規定に基づき、閲覧又は貸出しを受けた収蔵文書を紛失し、破損し、又は汚損したときは、当該職員が所属する課の文書管理者は、その属する局の長に報告するとともに、本庁舎にあっては総務課長に、区役所庁舎にあっては区総務担当課長及び総務課長に始末書を提出しなければならない。

2 保存文書を紛失し、破損し、汚損し、又は消去したときは、当該職員が所属する課の文書管理者は、その属する局の長に報告するとともに、総務課長に始末書を提出しなければならない。

3 総務課長は、前2項の規定により始末書の提出を受けたときは、総務企画局長の決裁を経て、必要な措置を講じるものとする。

※出所：「福岡市公文書の管理に関する規則」

【指摘事項】

紛失後の手続を適切にとっていることについては評価できるが、文書の保存が徹底されていなかった点は指摘事項とせざるを得ない。

よって、市は、今後は、業務委託契約に関する文書を適切に管理、保存する姿勢と組織としての体制をより強固に構築すべきである。

ス 福岡市道路施設アセットマネジメントシステム点検調書登録業務委託（管理部道路維持課）No96

(ア) 事業及び業務委託の概要

本事業は、市が運用中の道路施設アセットマネジメントシステムに橋梁点検調書を登録しデータベース化するとともに、今後の維持管理に資することを目的としてシステムの改修を行うものである。具体的な業務内容としては、全体計画、点検調書のデータベース化、システム改修、システムセットアップ、打合せ協議である。

市が運用中のアセットマネジメントシステムは、平成 28 年度に行った提案競技の結果導入された独自のシステムである。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	福岡市道路施設アセットマネジメントシステム点検調書登録業務委託
B. 契約者名	—	—	国際航業株式会社 福岡支店
C. 契約開始日	—	—	令和 2 年 2 月 11 日
D. 契約終了日	—	—	令和 2 年 3 月 25 日
E. 契約方法	—	—	特命随意契約
F. 予定価格	—	—	9,691
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	—	9,350
H. 落札率 (=G/F)	—	—	96.5%
I. 最終契約額(税込)	—	—	9,350
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	1 者

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成について

業務プロセス	Plan(計画)：仕様書、設計書、予定価格等の作成
監査の視点	説明責任及び透明性

【現状】

市が運用中のアセットマネジメントシステムの諸権利は、システムの開発を行った国際航業株式会社に帰属するため、本契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき同社と特命随意契約を締結している。

そのため、同社1者から入手した参考見積書の金額を踏襲して、予定価格の前提となる設計書の積算基礎としている。

なお、契約額は高い落札率となっている。

【指摘事項】

参考見積額が予定価格に反映されることを予測して、参考見積を提出した業者に、参考見積額を過大とする思惑が生じかねない。特に、1者のみから参考見積書を入手して参考見積書の項目や金額をそのまま設計書及び予定価格に反映した場合、取引の実例価格が反映されにくく、予定価格が過大となる可能性がある。

また、福岡市契約事務規則には、予定価格について次の規定があり、様々な観点から適正な予定価格を算出することを要求している。したがって、業者から取得した参考見積書はあくまでも参考として位置付けられるべきものである。

＜予定価格の作成＞

第15条第2項 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短その他必要な事項を考慮して適正に定めるものとする。

※出所：「福岡市契約事務規則」

本業務委託では、特命随意契約が締結されており、契約額は高い落札率となっていることから、予定価格作成の基礎資料としての参考見積額の妥当性及び客観性が特に求められることになる。

この点、市は、参考見積書の内容について委託先業者の担当者と協議を行っているとのことであったが、当該打合せ内容を議事録として残しておらず、適切に検討がなされたか決裁文書等では確認できなかった。このため、予定価格の作成に当たって適切に検討がなされたか確認できず、説明責任の観点から課題があると考えられる。また、予定価格に実例価格等が反映されないと予定価格が過大となるリスクがあることから、契約額の妥当性にも疑念が生じかねない。

よって、市は、福岡市契約事務規則に基づき、入手した参考見積書の金額の妥当性を検討した上で適切に予定価格を作成するとともに、その検討過程を文書として保存する必要がある。

セ 令和元年度道路維持管理システムデータ等更新業務委託（管理部道路維持課）No97

(ア) 事業及び業務委託の概要

本事業は、市が管理する道路の維持管理を支援する道路維持管理システムを運用するに当たり、必要なデータの入力及び管理機能等の更新を行うものである。

本業務委託契約は、このデータ入力及び管理機能等の更新を委託する内容である。

なお、入力及び更新の対象データは、道路工事位置データ、道路付属施設等データ、直営灯データ及び防犯灯データである。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	平成 29 年度道路維持管理システムデータ等更新業務委託	平成 30 年度道路維持管理システムデータ等更新業務委託	令和元年度道路維持管理システムデータ等更新業務委託
B. 契約者名	株式会社パスコ	株式会社パスコ	株式会社パスコ
C. 契約開始日	平成 29 年 12 月 28 日	平成 30 年 12 月 9 日	令和 2 年 2 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 15 日	平成 31 年 3 月 25 日	令和 2 年 3 月 25 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	5,724	5,454	6,215
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	5,724	5,454	6,215
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成について

業務プロセス	Plan(計画)：仕様書、設計書、予定価格等の作成
監査の視点	経済性及び効率性・説明責任及び透明性

【現状】

本業務に関わる道路維持管理システムのパッケージソフトの諸権利は、システムの開発を行った株式会社パスコに帰属するため、本契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき同社と特命随意契約を締結している。

そのため、同社1者による参考見積書の金額を踏襲して予定価格の前提となる設計書の積算基礎としている。

なお、契約額は高い落札率となっている。

【指摘事項】

参考見積額が予定価格に反映されることを予測して、参考見積を提出した業者に、参考見積額を過大とする思惑が生じかねない。特に、1者のみから参考見積書を入手して参考見積書の項目や金額をそのまま設計書及び予定価格に反映した場合、取引の実例価格が反映されにくく、予定価格が過大となる可能性がある。

また、福岡市契約事務規則には、予定価格について次の規定があり、様々な観点から適正な予定価格を算出することを要求している。したがって、業者から取得した参考見積書はあくまでも参考として位置付けられるべきものである。

＜予定価格の作成＞

第15条第2項 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短その他必要な事項を考慮して適正に定めるものとする。

※出所：「福岡市契約事務規則」

本業務委託では、特命随意契約が締結されており、契約額は高い落札率となっていることから、予定価格作成の基礎資料としての参考見積額の妥当性及び客観性が特に求められることになる。

この点、市は、参考見積書の内容について委託先業者の担当者と協議を行っているとのことであったが、当該打合せ内容を議事録として残しておらず、適切に検討がなされたか決裁文書等では確認できなかった。このため、予定価格の作成に当たって適切に検討がなされたか確認できず、説明責任の観点から課題があると考えられる。また、予定価格に実例価格等が反映されないと予定価格が過大となるリスクがあることから、契約額の妥当性にも疑念が生じかねない。

よって、市は、福岡市契約事務規則に基づき、入手した参考見積書の金額の妥当性を検討した上で適切に予定価格を作成するとともに、その検討過程を文書として保存する必要がある。

ソ 令和元年度福岡市橋梁定期点検業務委託（その7）（管理部道路維持課）No98

（ア）事業及び業務委託の概要

本事業は、市が管理する道路橋において、橋梁を構成する部材の異常及び損傷を早期に発見し、甚大な事故を未然に防ぐこと、また、損傷に応じた維持管理計画及び対策の方針を策定するための基礎資料を得ることを目的とした橋梁の定期点検業務である。

具体的には、「福岡市橋梁点検マニュアル第Ⅱ編 定期点検編（令和2年3月）」に基づき、市の独自の計画に従って基本5年ごとに点検対象とされた橋梁の点検を実施する業務である。また、点検の事前準備としての協議資料作成や点検調書の作成も本業務委託の内容に含まれる。

（イ）委託契約の概要

（単位：千円）

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	令和元年度福岡市橋梁定期点検業務委託（その7）
B. 契約者名	—	—	西日本建技株式会社
C. 契約開始日	—	—	令和2年3月6日
D. 契約終了日	—	—	令和2年8月31日
E. 契約方法	—	—	随意契約（競争見積合わせ）
F. 予定価格	—	—	25,419
G. 入札価格 ・当初契約額（税込）	—	—	9,680
H. 落札率（=G/F）	—	—	38.1%
I. 最終契約額（税込）	—	—	10,269
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	6者

(ウ) 監査の結果及び意見

① (意見) 登録業種がないことを理由とした随意契約の在り方の見直しについて

業務プロセス	Plan(計画)：選定方法の決定、選定手続の実施
監査の視点	有効性

【現状】

本業務委託は、市の登録業者名簿に登録している業種にない業務であるため、市財政局財政部契約監理課が平成 25 年に作成した「随意契約ガイドライン」に基づき、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の規定を根拠として随意契約を締結している。

＜登録業種にない業種の契約を締結するとき＞

(4) 登録業種にない業種の契約を締結するとき

予定価格が随意契約によることができる金額を超える契約については、本来、競争入札により契約の相手方を決定することになるが、競争入札による場合には、業種別に参加資格を決定し、当該資格について公告を行い、資格審査を行った上で、競争入札有資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載し、名簿登録業種を発注する場合は、競争入札によることになる。本市では、当該事務については、時間を要すること及び煩雑な事務手続きが必要となることから、名簿の登録業種以外の業務等を発注する場合は、本号を根拠に随意契約（2 者以上から見積もりを徴する競争見積もり合わせ）により随意契約を締結しているのが通例である。

※出所：「随意契約ガイドライン」

「橋梁点検」は、福岡市の登録業種にない業種であるため随意契約としており、業者の選定要件として、「福岡市登録業者名簿に記載がある業者」で、業種「土木設計（登録順位 1 位）」の登録があるもののうち「道路橋点検士 3 名以上在籍しているもの」であることを要件としている。

【意見】

本業務委託は、市の計画に基づき定期的に行われている業務であるため、市においては、随意契約の在り方を見直し、「橋梁点検」のための適切な登録業種を設定することを検討することが望ましい。

タ 処理区域内下水道管清掃業務委託（管理部下水道管理課）No99

(ア) 事業及び業務委託の概要

本事業は、委託区域内の公共下水道本管、マンホール、公共枵及び取付管について、仕様書に基づき清掃を実施するものである。清掃に付随して、清掃前の清掃箇所の巡視及び点検も業務内容に含まれる。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	処理区域内下水道管清掃業務委託	処理区域内下水道管清掃業務委託	処理区域内下水道管清掃業務委託
B. 契約者名	株式会社 環境開発	株式会社 環境開発	株式会社 環境開発
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	641, 190	638, 280	637, 200
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	623, 034	637, 272	615, 285
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (意見) 委託区域の細分化等を通じた競争性を高める検討について

業務プロセス	Plan(計画)：選定方法の決定、選定手続の実施
監査の視点	有効性

【現状】

本委託契約は、平成 30 年 12 月に「随意契約における参加者の有無を確認する公募手続き（試行）」を実施したが、応募者がおらず、株式会社環境開発以外に本委託業務を履行できる者がいなかったため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の規定に基づき特命随意契約の締結に至っている。なお、本委託業務は、株式会社環境開発に対して昭和 42 年度から継続して契約を締結している。

他方、本業務委託契約の委託範囲外のエリアについては、平成 26 年度以降、2 分割し、それぞれ上期と下期で履行期間を区切って、年間で全 4 件の下水道管清掃業務委託契約を締結している。

本業務委託の委託範囲外のエリアにおける下水道管清掃業務委託契約の相手方は、本委託業務契約の相手方とは別の業者であり、市全体の下水道管清掃業務という広い範囲で見れば、公共下水道本管等の清掃業務の履行能力を有するのは、本委託契約の相手方である株式会社環境開発のみに限られず、全 12 社が候補として挙げられる。

もっとも、市によれば、本委託契約の委託範囲内の下水道設備は、それ以外の地域内の設備と比べると古いため、その分、管内に溜まる土砂量も多く、突発的かつ緊急の清掃業務を余儀なくされる件数も多く、清掃業務の履行難易度は比較的高いとのことである。

なお、「随意契約における参加者の有無を確認する公募手続き（試行）」は、平成 30 年 12 月以降、毎年実施している。

【意見】

本業務委託について、「随意契約における参加者の有無を確認する公募手続き（試行）」を経ても応募がなかったことから、現状の委託区域の範囲を前提とするのであれば、地方自治法 167 条の 2 第 1 項第 6 号の規定に基づき、株式会社環境開発との随意契約となったのはやむを得ない面がある。

しかし、公募の受付は 1 年に 1 回のことであり、その受付期間も 12 日間と短期間であることに加え、昭和 42 年度から長らくの間、本件業務委託を株式会社環境開発に委託してその実績やノウハウが同社に集中していることもあり、他に履行可能な別の業者の参入障壁は決して低くはない。

そのため、「随意契約における参加者の有無を確認する公募手続き（試行）」を毎年実施したとしても、現状の委託区域の範囲のままでは事態に変化がもたらされる見込みは薄く、競争性に乏しい状況が続くおそれが高い。

そこで、市においては、平成 26 年度以降、本業務委託契約の委託範囲外のエリアを分割したように、本件業務委託契約の現状の委託区域についても細分化すること、より広く公募手続を周知すること等を通じて履行可能な者を増やし、競争性を高めるための検討を行うことが望ましい。

チ 蒲田汚泥処理場管理業務委託（管理部下水道管理課）No100

(ア) 事業及び業務委託の概要

蒲田汚泥処理場（福岡市東区蒲田 5 丁目 13 番 1 号所在）は、市内全域の処理区域内下水道内管清掃等で搬入される堆積物を土砂と汚水に分別するための重要な施設であるところ、本業務委託は、この施設の管理業務を委託するものである。具体的な業務内容は次のとおりである。

<業務内容>

- | |
|------------------------------------------------------------------------|
| ① 堆積物等の受け入れ業務（対象となる堆積物等…処理区域内及び処理区域外下水道管清掃業務、幹線清掃並びに市が承認した業務で発生した堆積物等） |
| ② 各種設備機器の適正な運転により、上記①の堆積物を濃縮汚泥及び土砂等に分離すること。 |
| ③ 上記②より発生する濃縮汚泥を、道路下水道局東部水処理センターへ搬出すること。 |
| ④ 上記②より発生する土砂等を環境局東部埋立管理事務所へ搬出すること。 |
| ⑤ 水処理場施設の適正な維持管理、場内の整理整頓。 |
| ⑥ 設備機器の保守、点検、設備、修理。 |
| ⑦ その他上記に付随する業務。 |

※出所：「仕様書」

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	蒲田汚泥処理場管理業務委託	蒲田汚泥処理場管理業務委託	蒲田汚泥処理場管理業務委託
B. 契約者名	株式会社 環境開発	株式会社 環境開発	株式会社 環境開発
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	随意契約（競争見積合わせ）	随意契約（競争見積合わせ）	随意契約（競争見積合わせ）
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	42,120	43,200	15,984
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	42,120	43,200	16,132
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	6 者	7 者	7 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

ツ 単価契約 排水設備完了検査業務委託（管理部下水道管理課）No101

(ア) 事業及び業務委託の概要

本事業は、次表中の福岡市下水道条例第7条の規定に基づく検査等を行うものである。

本委託業務の内容は、福岡市下水道排水設備技術基準に定める排水設備完了検査要項に基づく現場における検査業務であり、具体的には、排水設備（家庭等から出る汚水及び雨水を公共下水道に排水するための設備）の新設等に係る完了工事の検査業務等である。

＜本事業の検査等に関する規定＞

(排水設備の工事の検査)			
第7条 排水設備の新設等を行なった者は、その工事を完了した日から5日以内に市長に届け出て、検査を受けなければならない。			
2 市長は、前項の検査をした場合において、その工事が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めるときは、当該排水設備の新設等を行なった者に対し、検査済証及び章票を交付するものとする。			
3 前項の検査済証及び章票の様式は、規則で定める。			

※出所：「福岡市下水道条例」

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A. 契約件名	単価契約 排水設備完了検査業務委託	単価契約 排水設備完了検査業務委託	単価契約 排水設備完了検査業務委託
B. 契約者名	公益財団法人 ふくおか環境財団	公益財団法人 ふくおか環境財団	公益財団法人 ふくおか環境財団
C. 契約開始日	平成29年4月1日	平成30年4月1日	平成31年4月1日
D. 契約終了日	平成30年3月31日	平成31年3月31日	令和2年3月31日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	46,029	46,359	46,101
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	42,415	44,815	46,326
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1者	1者	1者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (意見) 他地方公共団体における同種業務に関する価格の調査検討について

業務プロセス	Action (改善) : 次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	経済性及び効率性

【現状】

市は、本事業については、昭和 58 年度から公益財団法人ふくおか環境財団との本業務委託契約を継続してきた。

また、中立、公正な検査の実現という観点から、現状としては、市の外郭団体である公益財団ふくおか環境財団以外には適切な契約の相手方となり得る業者がないという理由で委託先の変更を検討していない。

さらに、本業務に関し、公益財団法人ふくおか環境財団に代わる新たな業者を市において積極的に探してはいないとのことである。

そのため、本事業の設計に当たって、業務委託料について他の業者から相見積りの取得や他地方公共団体での同様の業務委託の価格（設定単価）の調査検討も特に行っていないとのことであった。

【意見】

市は、本業務の性質や目的を踏まえて中立性、公平性を確保しつつも、競争性や経済性の観点から、同様の検査業務の委託を行っている他の地方公共団体の検査の単価を調査するなど、積極的に単価設定の合理性や相当性についての調査及び検討を実施することが望まれる。

テ 令和元年度 福岡市主要渋滞箇所等対策検討業務委託（計画部道路計画課）No102

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、平成 25 年 1 月に公表された「地域の主要渋滞箇所」及び道路利用者会議において「道路利用者からみた渋滞箇所」に挙げられている市管理の交差点について、既存データや現地調査などを踏まえ、渋滞発生要因の分析を行った上で、その改善に向けて効果的な対策を検討することを目的とする。

本委託業務の具体的な業務内容は次のとおりである。

<本委託業務の業務内容>

3-1	作業計画
3-2	既存データの整理及び現地踏査
3-3	渋滞箇所の対策検討
3-4	打合せ協議
3-5	報告書作成

※出所：「特記仕様書」

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	令和元年度 福岡市主要渋滞箇所等対策検討業務委託
B. 契約者名	—	—	株式会社福山コンサルタント
C. 契約開始日	—	—	令和元年 9 月 20 日
D. 契約終了日	—	—	令和 2 年 3 月 19 日
E. 契約方法	—	—	随意契約（競争見積合わせ）
F. 予定価格	—	—	21,824
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	—	19,800
H. 落札率 (=G/F)	—	—	90.7%
I. 最終契約額(税込)	—	—	19,800
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	4 者

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

ト 平成31年度 工事台帳システム保守委託（計画部下水道事業調整課）No103

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、工事台帳システムの保守対応を行うものであり、具体的な業務内容は次のとおりである。

<本委託業務の業務内容>

(1) 保守	保守とは、工事台帳システムに限って行われるもので、システムの運用や機能における質問や相談に関する対応作業、また、システム運用に必要なデータ管理等の対応作業をいう。
(2) 保守時間	保守時間は原則として、平日の9時から17時30分までとする。
(3) 保守形態	保守作業は原則として、本市より連絡を受けてから2時間以内の電話対応、現場対応が必要な場合は4時間以内とする。15時以降に連絡を受けた場合は、翌日の午前中までに現場対応を行うこととする。
(4) 保守内容	<ul style="list-style-type: none"> ①工事台帳システムの運用や機能に関する質問や相談の対応 ②工事台帳システムにおけるデータ保守業務 ③工事台帳システムのデータ管理 ④工事台帳システム設定の登録内容の変更 <ul style="list-style-type: none"> ア 組織変更に伴う名称変更、人事異動に伴うシステム登録者の変更作業 イ パソコン機器の入れ替えに伴うソフトの登録・設定等の作業 ⑤総合管理 <ul style="list-style-type: none"> ア 本業務に係る全体管理業務 イ 本業務に係る報告書類等作成業務 ウ 監督員が必要とする登録された各種データの統計情報の調査・集計

※出所：「特記仕様書」

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A. 契約件名	平成29年度 工事台帳システム保守委託	平成30年度 工事台帳システム保守委託	平成31年度 工事台帳システム保守委託
B. 契約者名	株式会社 日立システムズ	株式会社 九州日立システムズ	株式会社 九州日立システムズ
C. 契約開始日	平成29年4月1日	平成30年4月1日	平成31年4月1日
D. 契約終了日	平成30年3月31日	平成31年3月31日	令和2年3月31日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	2,516	2,570	2,570
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	2,516	2,570	2,594
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1者	1者	1者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (意見) 設計書における過年度実績を踏まえた適切な工数の積算について

業務プロセス	Plan(計画)：仕様書、設計書、予定価格等の作成
監査の視点	経済性及び効率性

【現状】

本業務委託において、予定価格設定の基礎となる設計書は、次のとおり積算されている。

<設計書>

(単位：千円)

名称	数量	単位	単価	金額
プロジェクトマネージャー	0.45	人	XXX	XXX
システムエンジニア1	1.74	人	XXX	X,XXX
工事台帳システム保守 計①				X,XXX
プロジェクトマネージャー	0.73	人	XXX	XXX
統括管理・業務管理 計②				XXX
委託価格③=①+②				X,XXX
消費税及び地方消費税額④				XXX
委託費 計⑤=③+④	2.92	人		X,XXX

※出所：「設計書」から監査人作成

設計書のうち、単価については具体的な根拠資料があるが、数量及び単位（本委託業務においては人月）については委託先である業者1者から参考見積を入手しており、その数量及び単位（人月）をそのまま採用している。

本業務委託に係る工数については、設計書では合計2.92人月、すなわち年間467.2時間（2.92人月×1月当たり160時間）を想定している。

一方、令和元年度における「工事台帳システム保守委託報告書」では、業務に要した時間（例えば2人で1時間の業務を行った場合、1時間とカウント）は報告されているものの、工数（例えば2人で1時間の業務を行った場合、2時間とカウント）は報告されていない。

そのため、市は、実際に要した工数を把握できておらず、設計書策定に当たって想定した年間の工数と実際に要した工数との比較及び差異理由等の分析を行っていない。

【意見】

市においては、特命随意契約の委託先1者から入手した参考見積書の工数をそのまま採用するのではなく、前年度も含めた過年度の工数の実績を分析した上で、設計書における工数の積算にフィードバックすることが望ましい。

ナ 主要地方道福岡志摩前原線（大字小田）外1路線道路改良検討業務委託（建設部建設推進課）No104

（ア）事業及び業務委託の概要

本事業は、主要地方道福岡志摩前原線（大字小田）外1路線について、景観に配慮した道路整備又は改良のための検討業務である。具体的な業務内容は、次のとおりである。

＜委託業務内容＞

現地調査及び予件の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・デザイン検討に必要な現地の状況等を調査し資料をまとめる。 ・市との協議結果や、市が提供する資料等をもとに、デザインの前提条件の整理を行う。 ・事業を実施するための予算、工期、課題等の整理を行う。
デザインスタディ （複数案検討）	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の資料などから、イメージパース作成前のラフスケッチ等を複数案作成する。
イメージパース作成	<ul style="list-style-type: none"> ・最終デザイン候補案2点（※3点に変更あり）を作成する。

※出所：「仕様書」

（イ）委託契約の概要

（単位：千円）

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	主要地方道福岡志摩前原線（大字小田）外1路線道路改良検討業務委託
B. 契約者名	—	—	株式会社 ダイスプロジェクト
C. 契約開始日	—	—	令和元年12月10日
D. 契約終了日	—	—	令和2年2月28日
E. 契約方法	—	—	随意契約（競争見積合わせ）
F. 予定価格	—	—	977
G. 入札価格 ・当初契約額（税込）	—	—	924
H. 落札率（=G/F）	—	—	94.6%
I. 最終契約額（税込）	—	—	1,170
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	3者

(ウ) 監査の結果及び意見

① (意見) 仕様書等における業務内容の明確化について

業務プロセス	Plan(計画)：仕様書、設計書、予定価格等の作成
監査の視点	有効性

【現状】

本業務委託の内容については、業務委託契約書及び設計図書(仕様書及び別に図面、仕様書等に対する質問回答書その他関係書類がある場合はこれらを含めた書類)に記載がなされている。

＜本業務委託の内容＞

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書及び別に契約条項がある場合はこれを含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(仕様書及び別に図面、仕様書等に対する質問回答書その他関係書類がある場合はこれらを含めた書類をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

(略)

※出所：「業務委託契約書」

本業務委託についての設計図書としては、委託一般仕様書、委託特記仕様書及び添付図面(以下、これらを総称して「仕様書等」という。)があり、仕様書等は、見積りの徴取段階において、見積書の提出を依頼した者に対して提示がなされている。

本業務委託は、主要地方道福岡志摩前原線(大字小田)のほか、志賀島に所在するもう1路線についてもその対象としているが、仕様書等には、後者の路線については「外1路線」として表記されているにとどまっている。

設計図書として「位置図」と題する図面の添付はあるが、位置図には所在地番や対象路線の正式名称の記載はなく、検討の対象となる路線の具体的な位置が明確ではない。

【意見】

委託内容の説明については、福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱第4条において、次のとおり規定されている。

＜委託内容の説明について＞

(委託内容の説明)

第4条 入札の執行又は見積の徴取(以下「入札等」という。)に当たっては、委託業務の内容を示した仕様書等を作成して、あらかじめこれを提示する等の方法により、指名した者又は見積書の提出を依頼した者にその内容を十分説明するものとする。この場合、仕様書等は、委託業務の内容を指示するとともに当該業務に必要な経費算定の基礎資料となるものであるため、当該業務の細部にわたり具体的な内容を明らかにするものでなければならない。また、質問書を受け付けるなど、業者からの質問を受け付ける機会を設定し仕様書の解釈に疑義が生じないようにするものとする。

※出所：「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」

上記規定は、「仕様書等は、委託業務の内容を指示するとともに当該業務に必要な経

費算定の基礎資料となるものであるので、当該業務の細部にわたり具体的な内容を明らかにするものでなければならない」とし、仕様書等の具体的な内容を細部にわたって明確化することを求めている。

ところが、本業務委託における仕様書等には、主要地方道福岡志摩前原（大字小田）のみが明記され、志賀島の1路線については「外1路線」と記載されているのみで明確な表示はない。

また、各路線の位置（履行場所）についても、位置図が作成されているものの位置図にも所在地番等の表示がなく、仕様書等のみから具体的な位置関係を把握することは容易ではない。確かに、添付された位置図には、例えば主要地方道志摩前原線を示す位置図で言えば「福岡市」「西区」「二見ヶ浦海岸」の記載、志賀島の1路線を示す位置図で言えば「福岡市」「東区」「志賀島」「JA 福岡市東部志賀支店」の記載等、該当路線の所在地の手がかりとなる記載はある。しかし、現地についてある程度の土地勘がある者でなければ、このような記載のみから対象となる路線を具体的に特定することは困難であり、別途、地図などで独自に調査を行う必要があるものと思われる。

また、委託一般仕様書において成果品として報告書の提出が求められているが、その報告書には、委託特記仕様書に記載の業務内容の全てを織り込む必要があるのか、あるいは、最終的なイメージパースのみを報告書として提出すればよいのかという点についても必ずしも明らかであるとはいえない。

よって、市においては、本件業務委託の仕様書等については、市の委託に係る契約事務手続に関する要綱第4条の規定に照らし、路線名、履行場所（路線の始点及び終点の地番又は住居表示）、成果物の内容を明記する等の工夫により、業務内容をより具体化、明確化することが望ましい。

二 都市計画道路国道3号線（板付）道路詳細修正設計業務委託（建設部東部道路課）
No105

(ア) 事業及び業務委託の概要

本事業は、都市計画道路国道3号線（板付）において、主として自転車通行空間を設けることを検討するものである。

本業務委託の内容としては、現地状況、関連計画等を踏まえ、当該路線の自転車通行空間を確保するための検討を行い、これに伴う道路詳細設計及び交差点設計の修正設計を行うことである。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	都市計画道路 国道3号線(板付) 道路詳細修正設計 業務委託
B. 契約者名	—	—	株式会社シビルネ クスト
C. 契約開始日	—	—	令和元年5月31日
D. 契約終了日	—	—	令和2年2月20日
E. 契約方法	—	—	指名競争入札
F. 予定価格	—	—	7,989
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	—	6,364
H. 落札率 (=G/F)	—	—	79.7%
I. 最終契約額(税込)	—	—	6,234
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	7者

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

又 一般県道町川原福岡線（下原）道路詳細設計修正業務委託（建設部東部道路課）No106

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、福岡市東区下原1丁目地内外所在の一般県道町川原福岡線（下原）道路（約160mの区間）について、今後、道路の拡幅工事を進めるに当たって、現況や用地、施工性、交通状況を含めた工事計画を立案するとともに、既存の報告書の精査を行い、工事に必要な設計図及び施工計画を作成するものである。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	一般県道町川原福岡線（下原）道路詳細設計修正業務委託
B. 契約者名	—	—	有限会社UC開発
C. 契約開始日	—	—	令和元年8月6日
D. 契約終了日	—	—	令和元年12月3日
E. 契約方法	—	—	随意契約（競争見積合わせ）
F. 予定価格	—	—	3,310
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	—	3,300
H. 落札率 (=G/F)	—	—	99.7%
I. 最終契約額(税込)	—	—	3,300
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	2者

(ウ) 監査の結果及び意見

① (意見) 競争入札実施の検討及び随意契約を締結する際の理由の明確化について

業務プロセス	Plan(計画)：選定方法の決定、選定手続の実施
監査の視点	説明責任及び透明性

【現状】

本業務委託は、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の「競争入札に付することが不利な場合」に該当することを根拠に随意契約を締結している。

随意契約とした具体的な理由としては、市の説明によれば、福岡市財政局財政部契約監理課が定める随意契約ガイドラインにおいて、登録業種にない業種の契約を締結するときは、同号を根拠として随意契約を締結するのが通例である旨の記載をしているところ、本業務委託は、検討業務であり、市の登録業種にない業種であるためとのことである。

<登録業種にない業種の契約を締結するとき>

(4) 登録業種にない業種の契約を締結するとき

予定価格が随意契約によることができる金額を超える契約については、本来、競争入札により契約の相手方を決定することになるが、競争入札による場合には、業種別に参加資格を決定し、当該資格について公告を行い、資格審査を行った上で、競争入札有資

格者名簿（以下「名簿」という。）に登載し、名簿登録業種を発注する場合は、競争入札によることになる。本市では、当該事務については、時間を要すること及び煩雑な事務手続きが必要となることから、名簿の登録業種以外の業務等が発注する場合は、本号を根拠に随意契約（2者以上から見積もりを徴する競争見積もり合わせ）により随意契約を締結しているのが通例である。

※出所：福岡市財政局財政部契約監理課「随意契約ガイドライン」

市は、随意契約の相手方となる業者選定の段階では、登録業種として土木設計の登録業者から、①東区に本社があり、過去3年以内に道路設計を受注していること、又は②地場の業者で一般県道町川原福岡線（下原）での道路設計の受注が過去にあること（①②のいずれか）を満たす業者を要件としている。

また、市は、令和元年6月5日（水）に開催された地元説明会において、地元から早期の工事着手の要望が出ており、早急に契約し、期間短縮を図りたかったことも随意契約とした理由の一つとして挙げている。

当該業務委託は、平成19年度から事業を行っているものであるが、事業延長530mで現在の工事の進捗率は47%（令和元年度末）である。業務委託の対象となる現況道路は、小中学校ともに通学路に指定されており、児童を含む歩行者は多いが、路線バスも運行する交通量の多い道路であるにもかかわらず、歩道が設置されていない。対象道路では複数件の人身事故の発生も確認されており、地元からは、危険の除去のため従前から、早期整備を求める声が多く上がっていたという背景があるとのことであった。このような地元からの早期整備の声を受け、本件業務委託契約の締結に当たって随意契約の形式をとり、これによって、指名競争入札の場合よりも20日ほど契約締結までの日数短縮に繋がった。

随意契約の締結に当たっては、4社を指名した上で見積合わせを行っており、公正性担保の観点からの配慮も行っている。

【意見】

市は、本委託については「検討業務」であり、登録業種にない業種であるとしている。

しかし、随意契約の相手方となる業者選定の段階では、土木設計（道路設計）としての登録業者のみを候補として挙げている。このため、本委託業務は、実質的には土木設計（道路設計）の登録業種として対応可能であるとの外観を有し、「登録業種にない」と評価することは適切ではないと考える。

また、上記「随意契約ガイドライン」はあくまでも随意契約の方法により契約を締結する場合における注意点や事例を示したものにすぎず、ガイドラインの示す項目に該当すれば、直ちに随意契約によるものとする趣旨ではないことは、次のとおり、同ガイドラインにおいて明らかにされているところである。

<随意契約ガイドラインの趣旨>

1. 趣旨

このガイドラインは、本市が地方自治法施行令（以下「政令」という。）第167条の2第1項第1号から第9号までの規定に基づき、随意契約の方法により契約を締結する場合における注意点や事例を示したものである。したがって、随意契約によることができる契約は、このガイドラインに例示したものに限定される趣旨のものではなく、また、この項目に該当するものは、直ちに随意契約によるものとする趣旨でもない。

したがって、個々具体の発注案件の契約の方法は、契約の性質・目的等に応じて、競争入札を原則として決定すべきであるが、随意契約の方法を適用することとした場合

は、契約事務の公正性を保持し、経済性の確保を図り、特殊性、緊急性等を客観的・総合的に判断し、その理由を十分整理しておくものとする。

なお、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（以下「特例政令」という。）に該当する案件については、政令第167条の2第1項第2号、3号、4号、6号及び7号の適用がないので注意すること。

※出所：福岡市財政局財政部契約監理課「随意契約ガイドライン」

よって、市においては、本件に関して、土木設計（道路設計）の登録業種を対象として競争入札を実施することで業務委託の目的が達成できないかについて、十分な検討を行うことが望ましい。

なお、地元から早期に工事着手するよう要望があり、市としてこのような地元の声に応えるため、できるだけ早く本件業務委託契約の締結に至る必要があったという点については、緊急性の観点から、随意契約とした理由を正当化する根拠に該当し得る事情の一つではある。

この点、本件業務委託契約に関しては、地元として意見を述べた者（主体）、その意見の内容、意見の数等について議事録上では確認できるものの、随意契約に至る起案等において、具体的な状況や想定されるスケジュールなどといった緊急性に関する詳細な検討内容を記載した決裁文書は確認できなかった。

よって、市においては、特に随意契約の理由に直接的に関わる事実関係（本件でいえば、地元からの早期工事着手を求める声やその声の裏にある背景事情、随意契約と競争入札の比較スケジュールなど）については、決裁文書において明確に文書化することが望ましい。

② （意見）設計協議（打合せ）の適切な記録について

業務プロセス	Check（評価）：業務委託の履行確認
監査の視点	有効性・説明責任及び透明性

【現状】

予定価格作成の根拠となった委託設計書では、「設計協議」（打合せ）の項目として、業務着手時、中間打合せ（2回）及び成果物納入時の協議について積算されている。

<委託設計書における設計協議の項目>

項目	単価	数量	金額	合計金額
業務着手時	XX,XXX 円	0.500	XX,XXX 円	XX,XXX 円
	XX,XXX 円	0.500	XX,XXX 円	
	XX,XXX 円	0.500	XX,XXX 円	
中間打合せ （2回）	XX,XXX 円	1.000	XX,XXX 円	XXX,XXX 円
	XX,XXX 円	1.000	XX,XXX 円	
	XX,XXX 円	1.000	XX,XXX 円	
成果物納入時	XX,XXX 円	0.500	XX,XXX 円	XX,XXX 円
	XX,XXX 円	0.500	XX,XXX 円	
	XX,XXX 円	0.500	XX,XXX 円	
合計				XXX,XXX 円

※出所：「委託設計書」

設計協議（打合せ）の結果については、本委託契約の報告書に「打合せ記録簿」と

して記録化されており、打合せ日、打合せ事項、打合せ方式等の記載がなされている。ただし、打合せ時刻または打合せに要した時間についての記載はなされていない。

【意見】

設計協議（打合せ）についても金額が設定されているということは、設計協議（打合せ）も費用が発生する独立した委託業務の内容の一つであるということの意味する。

また、委託設計書添付の第 11 号代価表、第 12 号代価表及び第 13 号代価表は、各技術者単価に数量を乗じた金額となっているが、技術者単価は基本的には、所定労働時間 8 時間あたりの金額として設定されているところ、例えば、業務着手時の設計協議の数量が 0.5 であるということは、おおむね 4 時間程度の時間を要するものであることが前提となるはずである。仮に設計協議（打合せ）が、30 分程度の所要時間で収まる内容であれば、技術者単価に 0.5 の数量を乗じて算出した金額の設定が契約内容に照らして妥当性を有しないという結論にもなり得よう。この場合は、次回以降の同様の契約を締結する場合の事業計画や予定価格に適正に反映されることが望ましい。

よって、市においては、次年度以降の契約や予定価格への適切なフィードバックの観点から、委託業務の内容の一つである設計協議（打合せ）については、打合せ実施日や打合せ内容の記録を行うとともに、打合せ時刻または打合せに要した時間についても記録化しておくことが望ましい。

ネ 市道千代今宿線（興徳寺橋）交通量調査業務委託（建設部西部道路課）No107

（ア）事業及び業務委託の概要

本事業は、市道千代今宿線（興徳寺橋）道路改良事業における道路拡幅に当たって、適切な交差点形状、横断構成を決定するため、本事業区域内の小戸東交差点（福岡市西区所在）の交通量の調査を行うものである。背景として、周辺住民等から同交差点における右折レーンの設置要望があり、その実現を図る過程で必要な事業として位置付けられている。

具体的には、令和元年6月から同年7月のうち、平日1日と休日1日の全2日間の各日午前7時から午後7時までの間の交差点方向別、車種別交通量（5車種）、歩行者及び自転車交通量の調査を委託するものである。

（イ）委託契約の概要

（単位：千円）

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	市道千代今宿線（興徳寺橋）交通量調査業務委託
B. 契約者名	—	—	株式会社サーベイリサーチセンター
C. 契約開始日	—	—	令和元年6月7日
D. 契約終了日	—	—	令和元年9月10日
E. 契約方法	—	—	随意契約（競争見積合わせ）
F. 予定価格	—	—	1,044
G. 入札価格 ・当初契約額（税込）	—	—	864
H. 落札率（=G/F）	—	—	82.8%
I. 最終契約額（税込）	—	—	864
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	7者

（ウ）監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

ノ 中部9号幹線外シールド掘進機等価格調査業務委託（建設部中部下水道課）No108

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、市が発注する予定の中部 9 号幹線築造工事及び福岡（大名一丁目 4）外地区下水道築造工事についての積算に必要なシールド掘進機、その他資材の価格を決定するための基礎資料を得ることを目的とした価格調査業務である。積算時点での材料等の適正な市場価格を把握するため、過去の取引実績等を基に、当該材料等の製造会社、販売代理店、当該材料等の同等品を購入している工事業業者等に対して聞き取り調査等を行う業務を委託するものである。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	中部 9 号幹線外シールド掘進機等価格調査業務委託
B. 契約者名	—	—	三井共同建設コンサルタント株式会社九州支社
C. 契約開始日	—	—	令和 2 年 1 月 8 日
D. 契約終了日	—	—	令和 2 年 3 月 6 日
E. 契約方法	—	—	特命随意契約
F. 予定価格	—	—	7,074
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	—	7,040
H. 落札率 (=G/F)	—	—	99.5%
I. 最終契約額(税込)	—	—	7,040
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	1 者

(ウ) 監査の結果及び意見

① (意見) 受注実績を業者選定要件とすることの必要性及び相当性の検討について

業務プロセス	Plan(計画)選定方法の決定、選定手続の実施
監査の視点	有効性

【現状】

市は、本業務委託契約の相手方の選定要件として、まず、次の 3 つの要件を設定した。

<業者選定要件①>

A	本市の登録業者であること
B	第一希望申請区分業種が土木設計であり、委託種目として B【下水道設計(シールド)】を選択していること。
C	平成 17 年度以降、本市における下水道設計(シールド・セミシールド等)の受注実績があること

※出所：「平成 29・30・31 年度選定一覧・■選定経緯」

そして、上記3つの要件を満たす業者は44社あり、市は、上記44社に対して、文書をファックスし、その回答を得る方法によって業者に対する聞き取り調査を行い、さらに、聞き取り調査の段階で、次の2要件を確認した。

<業者選定要件②>

D	施工計画、施工設備及び積算部門のRCCM又は建設部門（施工計画、施工設備及び積算）の技術士を保有していること
E	過去10年間で価格調査業務の受注実績があること

※出所：「平成29・30・31年度選定一覧・■選定経緯」

その結果、Dの「施工計画、施工設備及び積算部門のRCCM又は建設部門（施工計画、施工設備及び積算）の技術士を保有していること」の要件については、複数業者が要件を満たしていたが、Eの「過去10年間の価格調査業務の受注実績」の要件を満たすのは、本契約の相手方となった三井共同建設コンサルタント株式会社の1者のみであった。そこで、本業務委託については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、同社との特命随意契約の締結に至ったものである。

市の特命随意契約理由書には、特命随意契約の締結に至った理由の一つとして、価格調査業務の遂行に当たり、信頼度の高い業者の協力を得るため十分な価格調査業務の実績を必要とすることが挙げられているところ、結果として価格調査業務の受注実績の要件を満たした1者のみとの契約締結に至っていることから、市は、本業務委託契約の締結に当たり、相手方の受注実績の点を主要な業者選定要件と位置付けたものと言える。

【意見】

本業務委託の遂行に当たっては、信頼度の高い価格調査という観点から、様々な情報を取得するために専門的知見や高度な価格調査能力が重要視される面はやむを得ない。ところが、「受注実績」を要求すると、契約締結の相手方となり得る業者が相当に限定されてしまい、競争性の担保の観点から問題が生じる面もある。

よって、市においては、競争性及び経済性の確保の観点から、業者選定要件として受注実績の要件を求めることの必要性と相当性については、十分な検討を行うことが望ましい。いかなる業者であれば信頼性のある価格調査ができるかという点については、シールド掘進機等に関する知見や価格調査実績などを総合的に判断することが肝要である。価格調査結果の信用性（品質）と価格の両面において、市に最も有利な業者を選定するという観点からは、例えば、プロポーザル方式の採用についても検討することなどが望まれる。

ハ 周船寺第1雨水幹線分水施設水理検討業務委託（建設部西部下水道課）No109

（ア）事業及び業務委託の概要

本事業は、周船寺第1雨水幹線の流入部において計画している分水施設（流入渠）の水理機能を水理模型実験により検証し、計画の分水機能が得られる最適な施設緒元を水理模型実験により検討し、決定するものである。本業務委託の具体的な内容は次のとおりである。

＜業務内容＞

設計計画	業務の目的・主旨を把握したうえで特記仕様書に示す業務内容を確認し、業務計画書の作成を行い監督員に提出する。
資料収集整理	既存資料やその他必要な資料の収集・整理を行い、実験に必要なとなる施設条件や水理条件を整理する。
実験計画	水理模型実験を実施するために、模型縮尺・模型再現範囲の設定、実験ケース・実験条件の設定、必要となる水位及び動水位を把握できるように、計測方法・計測箇所を設定し、実験計画を立案する。
模型設計、製作管理	実験計画に従い、設計した模型縮尺及び再現範囲の模型設計を行い、水理模型を製作する。模型の製作精度は、±2mm以内となるよう精度管理を行う。
水理模型実験	原設計案での水理機能を検証し、問題点の有無、水理的課題を整理する。 <ul style="list-style-type: none"> ・計画流量流下時において、計画の分水量となるか。 ・計画流量流下時において、既設幹線の水位上昇が生じて、既定の水位を超えないか。
設計協議	業務を円滑に遂行することを目的に、必要な打合せ協議を行う。打合せ回数は3回以上（業務着手時・中間1回・成果納品時）とし、打合せ内容について議事録を作成する。

※出所：「仕様書」

（イ）委託契約の概要

（単位：千円）

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	周船寺第1雨水幹線分水施設水理検討業務委託
B. 契約者名	—	—	パシフィックコンサルタンツ株式会社
C. 契約開始日	—	—	令和元年8月9日
D. 契約終了日	—	—	令和2年3月27日
E. 契約方法	—	—	随意契約（競争見積合わせ）
F. 予定価格	—	—	7,326
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	—	5,841
H. 落札率 (=G/F)	—	—	79.7%
I. 最終契約額(税込)	—	—	7,315

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	2 者

(ウ) 監査の結果及び意見

① (意見) 過去の実績を業者選定の要件に加えることの是非について

業務プロセス	Plan(計画)：選定方法の決定、選定手続の実施
監査の視点	有効性

【現状】

本事業については、市の契約課契約業務にて執り行う業種かつ道路下水道局経理課契約業務にて執り行う業種外の検討業務委託であること、及び業務内容に特殊性があることから、地方自治法第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の規定に基づき、随意契約の方法がとられている。本事業の随意契約の相手方の業者選定要件は、以下の①ないし④の 4 要件である。①から④のいずれをも満たした業者の中から随意契約の相手方候補を選定している。

<業者選定要件>

①	本市登録業者であること。
②	委託業務実績調査（下水道計画課：下水道用設計標準歩掛表の下水道法による事業計画設計（汚水・雨水））に関する実績がある業者であること。
③	水理模型実験の受注実績があること。（西部下水道課：実績調査）
④	令和元年 7 月 1 日時点において、道路下水道局建設部西部下水道課発注の業務を受注していないこと。

※出所：「決裁文書添付【別紙】選定理由」

上記要件①の設定の趣旨は、地場育成である。

上記要件②及び要件③の実績の要件設定の趣旨は、特殊な業務であり、性質上、専門的知見を必要とする面があるため、より信頼度の高い結果を得ることである。

上記要件④の要件は、特定の業者の受注に偏らないよう、受注機会の均等性、公平性を追求する趣旨で設定されている。

【意見】

前述の業者選定要件のうち、業者に対して「実績」を求める要件②及び③については、本業務が水理機能の検証、分析という専門性の高い業務であり、事業結果の信頼性、有用性という観点からは、一定の合理性が認められる。

<「実績」要件が必要となった理由>

本業務は、「雨水整備Dプラン 2026」の重点地区に位置付けられた市民の生命・財産に直結する重要な雨水幹線整備の水理模型実験であり、下記の理由により、実績を求めています。

- ① 狭隘な現地条件でも整備可能な施設計画の提案及び、多くの条件を変更しながらの模型製作・実験を行い総合的な最適案を検証する特殊業務である。
- ② 大規模な実験施設を有し、現場状況を模型で再現、推理・分析する上で高度な能力や専門性が求められる特殊業務である。

※出所：市回答

しかしながら、要件②及び③のように「実績」を必須の要件と設定することは、新規参入の可能性を阻害する面もある。

その点、要件②及び③のような「実績」要件が必要となった理由について、決裁文書等において具体的な記載は確認できなかった。

よって、市においては、透明性確保の観点から、新規参入の可能性に影響がある「実績」を要件とする場合には、「実績」要件が必要となった理由について、決裁文書において具体的に文書化することが望ましい。

ヒ 下水道施設保全業務等委託（下水道施設部施設管理課）No110

(ア) 事業及び業務委託の概要

本事業は、市が指定する下水道施設（ポンプ場、水処理センター等）の建物及び設備についての、維持補修、施設改良、新設工事及び増設工事に関するものである。

本業務委託の具体的な業務内容は次のとおりである。なお、本委託業務は公益財団法人福岡市施設整備公社（以下、本業務委託において「公社」という。）に委託している。

<業務の内容・範囲>

維持補修業務	内壁、外壁等の補修 塗装、屋根、床等の修繕 その他の諸修繕
施設改良業務	消防設備の改良 便所の改良 窓枠の改良 その他の諸改良
新・増築工事業務	簡易な小規模施設等で画一化された構造のもの 複雑な設計を伴わないもの 標準図等が適用できる新・増築工事

※出所：「下水道施設保全業務等 仕様書」

上記の業務の範囲のうち、250万円以下の工事が原則的な業務であるが、緊急を要する大規模な修繕等については、250万円を超える工事も本業務の対象とされている。

本契約は、対象施設についての補修、改良、新築及び増築の必要が生ずるごとに、「工事等依頼書」による市の指示により、公社が業務を実施する流れとなっている。

市は、年度ごとの修繕計画を立てており、当該計画に基づいて業務指示を出すほか、緊急的な措置が必要となった修繕について、業務指示を出している。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	下水道施設保全業務等委託	下水道施設保全業務等委託	下水道施設保全業務等委託
B. 契約者名	公益財団法人福岡市施設整備公社	公益財団法人福岡市施設整備公社	公益財団法人福岡市施設整備公社
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	113,660	112,463	111,614
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	119,646	102,133	90,431
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 再委託承諾手続の実施について

業務プロセス	Do (実行) : 再委託承諾手続
監査の視点	合規性

【現状】

契約の相手方である公社は、平成 12 年 3 月に設立された市の外郭団体である（平成 26 年 4 月 1 日公益財団法人へと移行）。設立目的としては、公共建築物の維持保全に関する業務及び調査研究を行うとともに、その成果を一般に普及することによって建築物の安全性と機能性の確保を保ち、もって市民の生活環境の向上と福祉の増進に寄与することが掲げられている。

本業務委託は、下水道施設（ポンプ場、水処理センター等）の建物及び設備について日々需要が生じる維持補修、施設改良、新築工事、増設工事等に関する原則 250 万円以下の各工事について、市が個別の入札または随意契約の手続を行うことなく、工事等依頼書によって迅速かつ効率的に実施できることを大きな目的として行われているものである。

公社には、公共施設の維持保全に精通した技術職員が多数配置されているが、本業務委託によって市が指示する業務内容の多くを当該技術職員らが行うのではなく、公社が手配した業者（あらかじめ公社の名簿に登録した業者）によって実施されている。

市は、業者の選定や個別見積り、契約手続等を公社に全て一任しており、市としての関与はしていない。

ここで、市は、委託先業者が再委託を実施しようとする場合の手続について、次のように定めている。

＜再委託の承諾手続＞

2 再委託の承諾手続

委託契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び所在地並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約予定金額について記載した書面を契約の相手方に提出させ、次に掲げる事項について審査し、適当と認められる場合に書面にて承諾を行うものとする。なお、再委託に関する書面に記載された事項について、変更がある場合には、委託契約の相手方に遅滞なく変更の届出を提出させ、同様に審査及び承諾を行うものとする。

※出所：「業務委託契約における再委託の運用基準について（通知）」

市は、業務委託契約について、次の考え方を基本として、委託業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託することを原則禁止とする方針をとっており、本契約に係る契約書においても、当該方針に従って再委託の制限に関する規定がある。

＜業務委託契約における再委託の基本的な考え方＞

地方公共団体の契約は、契約の相手方として特定の者を選定した上で、契約の履行確保を図るものであるため、「業務委託契約」により委託した業務は、本来、受託した事業者が自ら履行すべきものである。
また、再委託を行うことは、事故が発生するリスクの増大や、事故発生時の責任の所在が不明確になることなどが懸念されるため、安易に再委託が行われないように留意する必要がある。
これらのことを踏まえ、本市の標準契約書には、「業務の全部又は主たる部分を第三

者に委任し、又は請け負わせてはならない。」「受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。」と規定している。

※出所：「業務委託契約における再委託の運用基準について（通知）」

＜本契約における再委託の制限＞

第6条 受注者は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 前項の規定に関わらず、委託業務の執行にあたり直接処理することが困難な場合、又は直接処理するより効果的に処理ができる場合は、業務の一部を第三者に委託して処理させることができる。

※出所：「業務委託契約書」

この点、公社が手配した業者が維持補修等の工事を行うことについて、再委託の承諾手続等は取られていない。

【指摘事項】

本業務委託について、施設の補修工事等は公社の技術職員が行わず、公社が手配した第三者たる業者に対し、公社が見積りをとった金額において委託されている。個別の業者選定や契約予定金額に市の関与がないことからすれば、これは、業務内容の「再委託」であると評価せざるを得ない。

このため、再委託である場合は、上記の「業務委託契約における再委託の運用基準」に基づき、再委託の承諾手続をしなければならない。仮に本業務の「再委託」の点を業務委託契約書第6条第2項の規定に基づくものであるとするとしても、再委託の承諾手続等が踏まれないまま公社が選定した業者に本業務を委託していることになり、「業務委託契約における再委託の運用基準」には適合しない。

よって、市は、公社の技術職員以外の業者によって補修工事等が行われる場合、公社から第三者たる業者への委託は「再委託」に該当するという前提で、業務委託契約書の記載を見直すとともに、公社に対して再委託の場合の承諾手続等を履行させる必要がある。または、委託業務契約及び仕様書等の設計図書の変更を行い、実質的にも再委託とはならない形の業務委託の形態を検討する必要がある。

フ 下水道機器（機械・電気設備）価格調査業務委託（下水道施設部施設整備課）No111

(ア) 事業及び業務委託の概要

本事業は、公共事業に使用する下水道機器の実績価格（取引価格）調査を行うものである。

なお、価格調査の対象機器については、特記仕様書及び道路下水道局下水道施設部施設整備課が定める特記細則に記載されている。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	下水道機器（機械・電気設備）価格調査業務委託
B. 契約者名	—	—	一般財団法人物価調査会 九州支部
C. 契約開始日	—	—	令和元年 9 月 3 日
D. 契約終了日	—	—	令和元年 11 月 30 日
E. 契約方法	—	—	特命随意契約
F. 予定価格	—	—	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	—	5,137
H. 落札率 (=G/F)	—	—	XXX%
I. 最終契約額(税込)	—	—	5,137
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 契約変更の理由とその根拠規定の不整合の解消について

業務プロセス	Do (実行) : 契約変更手続
監査の視点	合规性

【現状】

本委託契約は、聞き取り調査や面接調査に時間を要したことや対象業者から十分な回答が得られなかった等の理由から、工期を 1 か月延期するために契約の変更が行われた。変更は工期のみで、業務委託料に変更はなかった。

契約変更に当たり市が作成した「契約の一部変更について (通知)」と題する書面等において、契約変更の根拠規定について業務委託契約書「第 24 条」が掲げられている。

< 業務委託契約書「第 24 条」 >

(業務委託料の変更に代える設計図書の変更)

第 24 条 発注者は、第 8 条、第 14 条から第 19 条まで又は第 22 条の規定により業務委託料を増額すべき場合または費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部若しくは一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない

場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて決め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

※出所：「業務委託契約書」

【指摘事項】

業務委託契約書第 24 条は、「業務委託料の変更に代える設計図書の変更」を規定する条文であり、業務委託料に変更があることを前提としている。

しかし、本委託業務では、工期のみに変更があり、業務委託料には変更がないことから、契約変更の根拠としては、業務委託契約書第 18 条又は第 20 条が適当である。このため、契約変更理由とその根拠規定が不整合である。

<業務委託契約書「第 18 条」「第 20 条」>

(受注者の請求による履行期間の延長)

第 18 条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に対して、履行期間の延長を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第 20 条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議の開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が、履行期間の変更事由が生じた日（第 18 条の場合にあっては発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

※出所：「業務委託契約書」

よって、市は、当該不整合を解消するため、契約変更の内容を踏まえ、業務委託契約書の条文に適切に照らした上で、契約変更の根拠条文とすべきである。

へ 東部水処理センター外機器の運転保守等業務委託（下水道施設部東部水処理センター）No112

(ア) 事業及び業務委託の概要

本事業は、東部水処理センター（福岡市東区松島六丁目 16 番 1 号所在）が所管する東部水処理センター、雨水排水ポンプ場及び関連施設、汚水中継ポンプ場の下水処理施設及び同施設内の機器についての運転保守等の業務であり、本業務委託は当該運転保守業務を委託するものである。

本業務内容は、公益社団法人『日本下水道協会下水道維持管理指針実務編』（最新版）及び社団法人日本下水道協会『下水道施設維持管理積算要領—終末処理場・ポンプ場施設編—』（最新版）に記載されている各種業務に準じた上記施設内の設備機器の運転管理業務、設備機器の点検整備業務、廃棄物の処理業務、簡易な水質検査業務、清掃業務、緊急事態時の対応業務、脱水汚泥等の廃棄物の輸送処理等である。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	東部水処理センター外機器の運転保守等業務委託	東部水処理センター外機器の運転保守等業務委託	東部水処理センター外機器の運転保守等業務委託
B. 契約者名	株式会社近代プラント	株式会社近代プラント	株式会社近代プラント
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	随意契約（競争見積合わせ）	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	634,206	648,000	650,045
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	634,206	648,000	660,341
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	2 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 保証人資格の設定の必要性について

業務プロセス	Do (実行) : 契約締結手続
監査の視点	合規性

【現状】

本委託契約については、保証人(キューセツAQUA株式会社)が立てられている。保証人については、福岡市契約事務規則に次のとおり規定されている。

<保証人>

第 27 条第 1 項 市長は、契約の締結に際して当該契約の性質又は目的により必要と認める場合は、契約の相手方に保証人を立てさせることができる。この場合において、保証人の資格については、そのつど市長が定める。

※出所：「福岡市契約事務規則」

下水処理は、現代の市民の生活を維持する上で不可欠な業務であり、下水処理施設の継続的かつ円滑な稼動のために当該下水処理施設の運転保守等を行う本業務は、片時も中断することが許されない。そのため、仮に本委託契約の相手方である株式会社近代プラントが何らかの事情によりその役務提供ができなくなった場合には、役務を代わって履行可能な業者をあらかじめ手配しておくことが必要であるため、役務保証を得るという観点から、福岡市契約事務規則第 27 条第 1 項の規定に基づき、契約の相手方に保証人を立てさせたものである。

保証人は、市ではなく契約の相手方が提案してきた業者である。当該業者は、市の下水処理施設の一つである中部水処理センターの下水処理施設等の運転保守の業務の委託を現に受けている業者である。市によれば、このように現に同様の業務を実施しているという点が保証人としての適格性の判断に繋がったとのことである。

しかし、本業務委託契約に際して、福岡市契約事務規則第 27 条第 1 項の後段に規定されている「保証人の資格」については定められていなかった。

【指摘事項】

福岡市契約事務規則第 27 条第 1 項の後段において、保証人を立てさせる場合の保証人の資格については、「そのつど」市長が定めると規定されている。ところが、本委託契約における保証人の資格について、明確な定めは確認できなかった。

よって、市は、同規則同項の規定に基づき、委託契約締結の都度、保証人の資格について明確な規定を設定すべきである。

ホ 東部水処理センター2号排ガス設備定期点検業務委託（下水道施設部東部水処理センター）No113

(ア) 事業及び業務委託の概要

本事業は、東部水処理センター（福岡市東区松島松島六丁目 16 番 1 号所在）内に設置されている焼却施設である、2 号排ガス設備の定期点検を行うものである。本業務委託の内容は、当該点検業務及び報告書作成である。具体的な点検内容は、本業務委託契約の特記細則で定められている。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	東部水処理センター2号排ガス設備定期点検業務委託	東部水処理センター2号排ガス設備定期点検業務委託	東部水処理センター2号排ガス設備定期点検業務委託
B. 契約者名	メタウォーター株式会社九州営業部	メタウォーター株式会社九州営業部	メタウォーター株式会社九州営業部
C. 契約開始日	平成 29 年 11 月 2 日	平成 30 年 10 月 4 日	令和元年 5 月 21 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 15 日	平成 31 年 3 月 15 日	令和元年 10 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	15,768	16,524	16,740
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	15,768	16,524	17,050
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

マ 東部水処理センター2号焼却炉設備定期点検業務委託（下水道施設部東部水処理センター）No114

(ア) 事業及び業務委託の概要

本事業は、東部水処理センター（福岡市東区松島松島六丁目 16 番 1 号所在）内に設置されている焼却炉設備（流動床炉及び補機設備）の定期点検及び補修を行うものである。本業務委託の内容は、当該点検、補修業務及び報告書作成である。

具体的な点検、補修内容は、点検・補修項目一覧表にて指示されている。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	東部水処理センター2号焼却炉設備定期点検業務委託	東部水処理センター2号焼却炉設備定期点検業務委託	東部水処理センター2号焼却炉設備定期点検業務委託
B. 契約者名	三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社 九州支店	三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社 九州支店	三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社 九州支店
C. 契約開始日	平成 29 年 11 月 29 日	平成 30 年 10 月 24 日	令和元年 6 月 14 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 15 日	平成 31 年 3 月 15 日	令和元年 10 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	21,600	21,600	21,600
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	21,600	21,600	22,000
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

ミ 東部水処理センター1号焼却炉設備定期点検業務委託（下水道施設部東部水処理センター）No115

(ア) 事業及び業務委託の概要

本事業は、東部水処理センター（福岡市東区松島六丁目 16 番 1 号所在）において、下水処理の過程で発生する脱水汚泥を焼却する設備である 1 号焼却炉設備の定期点検を行うものである。本業務委託の内容は、当該点検業務及び報告書作成である。具体的な点検内容は、本業務委託契約の特記細則で定められている。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	東部水処理センター1号焼却炉設備定期点検業務委託	東部水処理センター1号焼却炉設備定期点検業務委託	東部水処理センター1号焼却炉設備定期点検業務委託
B. 契約者名	株式会社神鋼環境ソリューション 九州支社	株式会社神鋼環境ソリューション 九州支社	株式会社神鋼環境ソリューション 九州支社
C. 契約開始日	平成 29 年 6 月 21 日	平成 30 年 6 月 7 日	令和元年 9 月 13 日
D. 契約終了日	平成 29 年 11 月 15 日	平成 30 年 10 月 31 日	令和 2 年 3 月 15 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	20,600	21,600	16,500
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	20,600	21,600	16,500
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

ム 中部水処理センター監視制御システム保守点検業務委託（下水道施設部中部水処理センター）No116

（ア）事業及び業務委託の概要

本事業は、中部水処理センターに設置している計装設備及び監視制御設備の性能維持のための保守点検を行うものである。計装設備は、24時間稼働している中部水処理センターの水処理、汚泥処理、ポンプ場施設を運転操作するために、個々の機器で測定した情報を収集して制御するものである。

監視制御設備は、コンピューターによる遠隔監視及び遠隔制御を行うものであり、計装設備とシステムを組み、一体として場内の機器を24時間監視制御している。

本システムは、株式会社日立製作所の独自の技術で設計、制作、施工及び調整を行ったものである。

（イ）委託契約の概要

（単位：千円）

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	中部水処理センター監視制御システム保守点検業務委託	中部水処理センター監視制御システム保守点検業務委託	中部水処理センター監視制御システム保守点検業務委託
B. 契約者名	株式会社九州日立	株式会社九州日立	株式会社九州日立
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	45,900	48,600	46,440
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	45,900	48,600	47,300
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

（注）「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (意見) 予定価格の作成段階における価格交渉経過の記録化について

業務プロセス	Plan(計画)：仕様書、設計書、予定価格等の作成
監査の視点	説明責任及び透明性

【現状】

本業務委託において、中部水処理センターに設置している計装設備及び監視制御設備のシステム開発を行い、その構造及び機能を熟知した業者でなければ本業務である保守点検の実施は困難であり、また、その責任の所在を明確化する観点から、本契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、システム開発元から保守点検についての事業を引き受けた株式会社九州日立と特命随意契約を締結している。

そのため、予定価格の作成に当たっては、同社1者から入手した参考見積書を基にしているが、市道路下水道局下水道施設部が独自に設定した委託設計積算要領にも従いながら、場合によっては相手方と価格交渉も行っている。もっとも、価格交渉は口頭で行われており、文書化されていない。

【意見】

参考見積書を提出した業者には、参考見積額が予定価格に反映されることを予測して参考見積額を過大とする思惑が生じかねない。特に、1者のみから参考見積書を入手した場合は取引の実例価格が反映されにくく、価格が過大となる可能性がある。

本業務委託については、予定価格の作成に際して契約の相手方候補との間で価格交渉を行ったのであれば、その内容の妥当性の検証可能性の確保及び後任の担当職員への情報共有の観点から、参考とした資料を整理して残す取組をするのが望ましい。

メ 中部水処理センター再生水処理施設監視制御システム保守点検業務委託（下水道施設 中部水処理センター）No117

(ア) 事業及び業務委託の概要

本事業は、中部水処理センターの再生水処理施設に設置している計装設備及び監視制御設備の性能維持のための保守点検を行うものである。

計装設備は、24時間稼働している中部水処理センターの精製水処理施設を運転操作するために、個々の機器で測定した情報を収集して制御するものである。

監視制御設備は、コンピューターによる遠隔監視及び遠隔制御を行うものであり、計装設備とシステムを組み、一体として場内の機器を24時間監視制御している。

本システムは、株式会社安川電機の独自の技術で設計、制作、施工及び調整を行ったものである。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	中部水処理センター再生水処理施設監視制御システム保守点検業務委託	中部水処理センター再生水処理施設監視制御システム保守点検業務委託	中部水処理センター再生水処理施設監視制御システム保守点検業務委託
B. 契約者名	株式会社安川電機	株式会社安川電機	株式会社安川電機
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	4,536	6,696	5,292
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	4,536	6,696	5,390
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (意見) 同種機器の保守点検業務委託の価格の比較調査について

業務プロセス	Action (改善) : 次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	経済性及び効率性

【現状】

再生水処理施設監視制御システムは、いわばオーダーメイド商品であり、市の他の水処理センターにも同種のシステムは存在するが、中部水処理センターに設置されている再生水処理施設監視制御システムと全く同一のシステムはない。

他の地方公共団体の水処理センターについても同様のことが言え、同種のシステムは存在しても、本業務委託のシステムと全く同一のシステムが導入されていることは確認できていない。

そのため、本業務委託の価格について、その相当性を検討し得る比較対象の設定が困難であり、現状としては、他の地方公共団体に導入された同種システムの保守点検業務委託の価格調査などは行っていない。

【意見】

本業務委託に係る再生水処理施設監視制御システムと全く同一のシステム導入例が確認できず、価格の比較が困難であるという事情については理解できる。

しかし、たとえ全く同一のシステムでなくとも、同種のシステム導入がなされているのであれば、相場を把握し、本業務委託費の妥当性を検討する目的で、他の同種システムについての価格の情報集約を図るために実施する調査は、適宜行うことが望ましい。

特に本業務委託契約においては、システムの開発者である株式会社安川電機でなければ保守点検は不可能であるとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき特命随意契約を締結しており、契約の過程において競争性に欠ける面があることを考慮すれば、尚更、相場把握のための調査を実施することが望ましい。

モ 中部水処理センター脱水汚泥処理処分（大牟田市）業務委託（下水道施設部中部水処理センター）No118

(ア) 事業及び業務委託の概要

水処理センターでの処理により脱水汚泥が生じるが、この脱水汚泥の多くは東部水処理センター及び西部水処理センター内で焼却処分されている。

一方で、脱水汚泥全体の 12%程度は資源の有効活用を図るため、セメント原料として再生利用を行っている。

本業務委託は、中部水処理センターで発生した脱水汚泥について、民間の処分場で焼却による処理処分を行い、セメント原料化するものである。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	中部水処理センター脱水汚泥処理処分（大牟田市）業務委託	中部水処理センター脱水汚泥処理処分（大牟田市）業務委託	中部水処理センター脱水汚泥処理処分（大牟田市）業務委託
B. 契約者名	日本コークス工業株式会社三池リサイクルセンター	日本コークス工業株式会社三池リサイクルセンター	日本コークス工業株式会社三池リサイクルセンター
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	36,256	32,630	29,004
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	36,919	30,534	23,907
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (意見) 随意契約の理由の明確化について

業務プロセス	Plan(計画)：選定方法の決定、選定手続の実施
監査の視点	有効性・説明責任及び透明性

【現状】

下水汚泥の民間処分における処分方法については、平成 16 年 12 月 15 日の「下水汚泥の民間処分における処分方法の選定について」（以下「平成 16 年 12 月方針決裁」という。）に従って業務が実施されている。

なお、平成 16 年 12 月方針決裁の概要は、おおむね次のとおりである。

<方針決裁の概要（一部）>

平成 16 年 3 月 18 日決裁によって、平成 16 年度は、本市の下水汚泥処分を受託している三井鉱山株式会社における最終処分形態は「埋立」であり、汚泥の全量有効利用の趣旨にそぐわないため、「新たな処分先が確保されるまでの当面の間、暫定的に処分先として選定し、処分量は可能な限り減らしていくものとする。」との方針決定を行った。

しかし、同社より最終処分形態を「セメント原料」として有効活用する旨の変更の提案がなされたため、検討を行った結果、最終処分として問題ないと判断されたこと、また、本市としても可能な限り複数の安定的処分場を確保しておく必要があることなどから、同社の暫定処分場としての取り扱いを改め、常用の民間処分場として、三井鉱山株式会社を選定する。

選定の理由は以下の 3 点である。

- (1) 発生する焼却灰は、セメント原料として有効利用されるため、最終処分として問題はない。
- (2) 同社は、大牟田市産業廃棄物処分業許可業者として平成 9 年度より本市の下水汚泥処理処分を受託しており、現在まで適正に遂行している。
- (3) 処理コスト比較において、他処分場と比較すると処分費が安価となる。

※出所：「平成 16 年 12 月方針決裁」から監査人作成

本業務委託は平成 16 年 12 月方針決裁が出された時の状況に変化が見られないという理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき随意契約を締結している。

<随意契約の理由>

第 167 条の 2 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(省略)

- 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

※出所：「地方自治法施行令」

市の説明によれば、本業務委託の契約締結時（平成 31 年 4 月 1 日時点）において、脱水汚泥については、①市の施設内での焼却処理及び②セメント原料として再利用する民間処理処分の 2 つの方法がとられており、大部分を占めるのは①の焼却処理の方法であるが、万一、焼却処理施設の故障等により焼却による汚泥処理が滞ってしまう場合のリスク分散の観点から、②の民間処理処分の方法も必須であるとのことである。ところが、脱水汚泥をセメント原料として受け入れる処分先は極めて限定されており、現時点では本委託契約の相手方のほか 1 社に限られている。

脱水汚泥処理をめぐる問題は、本市に限られるものではなく、他地方公共団体でも共通の課題であるため、毎年市は、処分方法や処分先の追加や変更がないか等について他地方公共団体とも情報共有を行っている。

【意見】

上記のとおり、本委託契約は、平成 16 年 12 月方針決裁に従い、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づく随意契約を締結しているものである。すなわち、本委託契約を随意契約の方法によることが正当化されるかどうかは、平成 16 年

12月の方針決裁に従うことの妥当性にかかってくることとなる。

ところが、市が本件業務委託を行うに当たって随意契約の方法を選択する理由として掲げているのは、「平成16年12月の方針決裁時の状況に変化が見られないこと」という点のみである。よって、市においては、毎年、脱水汚泥の処理に関する問題について他地方公共団体と情報共有を行っているということであるため、単に「平成16年12月の方針決裁時との状況に変化が見られない」という記載のみではなく、他の地方公共団体との最新の情報共有結果に具体的に照らしながら、随意契約によることの理由をより明確化することが望ましい。

② (結果) 実際の委託業務内容と設計図書及び契約書の記載内容の確認について

業務プロセス	Do (実行) : 契約締結手続
監査の視点	合規性

【現状】

本委託契約の「脱水汚泥処理処分 委託契約約款第1条」には、収集運搬についての記載がなされている。

<収集運搬>

(許可証の提出等)

第1条 乙または丙は、本契約に関する許可の内容を証するものとして以下の関係書類を甲に提出しなければならない。

なお、許可事項に変更があった場合は、速やかにその旨を市(甲)に通知するとともに、変更後の書類を甲に提出する。

- (1) 収集運搬(乙)及び処分(丙)業者に関する許可証等(指定証その他)の写し
- (2) 許可車両番号
- (3) 必要に応じて排出場所から処分先までの運搬経路図

※出所:「脱水汚泥処理処分 委託契約約款」

しかし、業務内容の詳細が記載され、予定価格作成の基礎資料となる設計図書には、収集運搬は含まれていない。

市によれば、実際の委託業務には収集運搬は含まれていないとのことである。

【指摘事項】

実際には、本委託業務に収集運搬は含まれていないにもかかわらず、本委託契約の「脱水汚泥処理処分 委託契約約款第1条」には収集運搬についての記載がある。

この点については、実際の委託業務には収集運搬は含まれていないことから契約書の内容が誤りである。

よって、市は、委託契約の締結の段階で、実際の委託業務内容と契約書の記載内容に齟齬がないかの確認を行うべきである。

ヤ 高宮ポンプ場外2箇所ディーゼルエンジン点検業務委託（下水道施設部中部水処理センター）No119

(ア) 事業及び業務委託の概要

本事業は、高宮ポンプ場（福岡市南区那の川2丁目3番13号）、城西ポンプ場（福岡市早良区城西2丁目2番25号）及び鳥飼ポンプ場（福岡市城南区鳥飼5丁目21場2号）に設置されている雨水ポンプ場ディーゼルエンジンの点検を行うものである。

本委託業務は、当該ディーゼルエンジンについて、あらかじめ点検整備表において定められた点検業務を委託するものである。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A. 契約件名	高宮ポンプ場外2箇所ディーゼルエンジン点検業務委託	高宮ポンプ場外2箇所ディーゼルエンジン点検業務委託	高宮ポンプ場外2箇所ディーゼルエンジン点検業務委託
B. 契約者名	ヤンマーエネルギーシステム株式会社福岡支店	ヤンマーエネルギーシステム株式会社福岡支店	ヤンマーエネルギーシステム株式会社福岡支店
C. 契約開始日	平成29年7月13日	平成30年11月23日	令和2年1月21日
D. 契約終了日	平成30年2月28日	平成31年3月20日	令和2年3月30日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	9,828	7,452	12,650
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	9,828	7,452	12,650
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1者	1者	1者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 契約変更の理由とその根拠規定の不整合の解消について

業務プロセス	Do (実行) : 契約変更手続
監査の視点	合規性

【現状】

本委託契約は、当初予定されていたエンジン点検作業工程中に例年のない降雨があり、作業が中断し点検業務に遅れが出たため、工期を延長すべく、契約の変更が行われた。変更は工期のみであり、業務委託料に変更はなかった。

市が作成した「契約変更について」と題する書面には、この契約変更の根拠規定として、業務委託契約書に次のとおり定められている。

<業務委託契約書第20条>

(業務委託料の変更)に代える設計図書の変更)
第20条 発注者は、第5条の2、第11条から第15条まで又は第18条の規定により業

務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部若しくは一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

※出所：「業務委託契約書」

【指摘事項】

業務委託契約書第 20 条は、「業務委託料の変更」に代える設計図書の変更」を規定する条文であり、業務委託料に変更があることを前提としている。

ところが、本委託業務では、工期のみに変更があり業務委託料には変更がないという前提であったから、契約変更の根拠としては、業務委託契約書第 14 条または第 16 条が適当である。このため、契約変更理由とその根拠規定が不整合である。

＜業務委託契約書第 14 条・第 16 条＞

(受注者の請求による履行期間の延長)

第 14 条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に対して、履行期間の延長を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第 16 条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議の開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が、履行期間の変更事由が生じた日（第 14 条の場合にあっては発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

※出所：「業務委託契約書」

よって、市は、当該不整合を解消するため、契約変更の内容を踏まえて業務委託契約書の条文に適切に照らした上で、契約変更の根拠条文とすべきである。

ユ 博多駅東ポンプ場外4箇所エンジン点検業務委託（下水道施設部中部水処理センター）
No120

(ア) 事業及び業務委託の概要

本事業は、博多駅東ポンプ場（福岡市博多区博多駅東2丁目18番3号）、草ヶ江ポンプ場（福岡市城南区鳥飼4丁目10番25号）及び梅光園ポンプ場（福岡市中央区梅光園1丁目2番27号）に設置されている雨水ポンプ場ディーゼルエンジン並びに藤崎ポンプ場（福岡市早良区藤崎2丁目15番28号）2系及び城西第2ポンプ場（福岡市早良区城西1丁目4番5号）に設置されている雨水ポンプ用ガスタービンエンジンの点検を行うものである。

本業務委託は、当該ディーゼルエンジン及びガスタービンエンジンについて、あらかじめ点検整備表において定められた点検業務を委託するものである。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	博多駅東ポンプ場外4箇所エンジン点検業務委託	博多駅東ポンプ場外4箇所エンジン点検業務委託	博多駅東ポンプ場外4箇所エンジン点検業務委託
B. 契約者名	ダイハツディーゼル株式会社九州支店	ダイハツディーゼル株式会社九州支店	ダイハツディーゼル株式会社九州支店
C. 契約開始日	平成 29 年 7 月 15 日	平成 30 年 11 月 29 日	令和 2 年 1 月 21 日
D. 契約終了日	平成 30 年 1 月 31 日	平成 31 年 3 月 20 日	令和 2 年 3 月 25 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	9,828	9,072	13,200
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	9,828	9,072	13,200
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (意見) 点検業務における価格に関する他地方公共団体事例の収集について

業務プロセス	Action (改善) : 次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	経済性及び効率性

【現状】

ポンプ場の点検業務については、ポンプ場の設備ごとにメーカーが異なっているため、市は複数の業者に対して類似の点検業務を委託している。そのため、市内部における点検業務についての相場価格の情報を有している。

一方で、他地方公共団体でのポンプ場の点検業務委託費用については特に調査を行っていない。

【意見】

市においては、市内部で適切に点検業務の価格についての相場が形成されているのであれば問題はないが、市内部の情報のみでは点検業務の価格が業者間で大きく開きがあるなど、適切な価格の把握が難しいような場合については、他地方公共団体における点検業務の価格についてもより広く情報収集を図ることが望ましい。

ヨ 西部水処理センター外機器の運転保守業務委託（下水道施設部西部水処理センター）
No121

(ア) 事業及び業務委託の概要

本事業は、西部水処理センター（福岡市西区小戸二丁目5番1号所在）が所管する西部水処理センター、雨水排水ポンプ場、汚水中継ポンプ場、マンホールポンプ場及び関連施設の運転保守業務であり、本業務委託は当該運転保守業務を委託するものである。

業務内容は、公益社団法人日本下水道協会『下水道維持管理指針実務編』（最新版）及び公益社団法人日本下水道協会『下水道施設維持管理積算要領—終末処理場・ポンプ場施設編—』（最新版）に記載されている各種業務に準じた、上記施設内の設備機器の運転操作監視業務、保守点検業務、水質管理業務、廃棄物処理業務、環境管理業務、事務業務等である。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	西部水処理センター外機器の運転保守業務委託	西部水処理センター外機器の運転保守業務委託	西部水処理センター外機器の運転保守業務委託
B. 契約者名	福岡レイン工業株式会社	福岡レイン工業株式会社	福岡レイン工業株式会社
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	随意契約（競争見積合わせ）	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	593,460	595,080	595,080
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	593,460	595,080	600,590
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	2 者 (一回目 4 者)	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 保証人資格の設定の必要性について

業務プロセス	Do (実行) : 契約締結手続
監査の視点	合規性

【現状】

本委託契約については、保証人(キューセツAQUA株式会社)が立てられている。保証人については、福岡市契約事務規則に次のとおり定められている。

<保証人>

第 27 条第 1 項 市長は、契約の締結に際して当該契約の性質又は目的により必要と認める場合は、契約の相手方に保証人を立てさせることができる。この場合において、保証人の資格については、そのつど市長が定める。

※出所：「福岡市契約事務規則」

下水処理は、現代の市民の生活を維持する上で不可欠な業務であり、下水処理施設の継続的かつ円滑な稼働のために、当該下水処理施設の運転保守等を行う本業務は、片時も中断することが許されない。そのため、仮に本委託契約の相手方である福岡レイン工業株式会社が何らかの事情によりその役務提供ができなくなった場合には、役務を代わって履行可能な業者をあらかじめ手配しておくことが必要であるから、役務保証を得るという観点から、福岡市契約事務規則第 27 条第 1 項の規定に基づき、契約の相手方に保証人を立てさせたものである。

保証人は、市ではなく契約の相手方が提案してきた業者である。当該業者は、市の下水処理施設の一つである中部水処理センターの下水処理施設等の運転保守の業務の委託を現に受けている業者である。市によれば、このように現に同様の業務を実施しているという点が、保証人としての適格性の判断に繋がったとのことである。

しかし、本業務委託契約に際して、福岡市契約事務規則第 27 条第 1 項の後段に規定されている「保証人の資格」について定められていなかった。

【指摘事項】

福岡市契約事務規則第 27 条第 1 項の後段において、保証人を立てさせる場合の保証人の資格については、「そのつど」市長が定めると規定されている。ところが、本委託契約における保証人の資格について、明確な定めは確認できなかった。

よって、市は、同規則同項の規定に基づき、委託契約締結の都度、保証人の資格について明確な定めを設定すべきである。

ラ 西部水処理センター水処理計装設備外点検業務委託（下水道施設部西部水処理センター）No122

(ア) 事業及び業務委託の概要

本事業は、西部水処理センターに設置している水処理計装設備、無停電電源装置及び中央監視装置の点検を行うものであり、本委託業務は当該点検業務を委託するものである。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	西部水処理センター水処理計装設備外点検業務委託	西部水処理センター水処理計装設備外点検業務委託	西部水処理センター水処理計装設備外点検業務委託
B. 契約者名	株式会社九州日立	株式会社九州日立	株式会社九州日立
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	27,000	26,460	27,540
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	27,000	26,460	28,050
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

リ 西部水処理センター汚泥処理計装設備外点検業務委託（下水道施設部西部水処理センター）No123

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、西部水処理センターに設置する汚泥処理計装設備及び汚泥処理制御用計算機システムの点検を行い、故障の発生を未然に防止し設備の円滑な運営を図るとともに、関係法令の基準に基づく点検の実施を行うものである。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	西部水処理センター汚泥処理計装設備外点検業務委託	西部水処理センター汚泥処理計装設備外点検業務委託	西部水処理センター汚泥処理計装設備外点検業務委託
B. 契約者名	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社九州本部	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社九州本部	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社九州本部
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	20,520	21,492	20,628
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	20,520	21,492	20,680
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

ル 新西部水処理センター外機器の運転保守業務委託（下水道施設部西部水処理センター）No124

(ア) 事業及び業務委託の概要

本事業は、新西部水処理センター（福岡市西区大字田尻 2149 番地所在）が所管する新西部水処理センター、雨水排水ポンプ場、マンホールポンプ場及び関連施設の運転保守業務であり、本業務委託は当該運転保守業務を委託するものである。

委託業務内容は、公益社団法人日本下水道協会『下水道維持管理指針実務編』（最新版）及び公益社団法人日本下水道協会『下水道施設維持管理積算要領—終末処理場・ポンプ場施設編—』（最新版）に記載されている各種業務に準じた、上記施設内の設備機器の運転操作監視業務、保守点検業務、水質管理業務、廃棄物処理業務、環境管理業務、事務業務、薬品受入業務等である。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	新西部水処理センター外 機器の運転保守業務委託	新西部水処理センター外 機器の運転保守業務委託	新西部水処理センター外 機器の運転保守業務委託
B. 契約者名	キュウセツAQUA株式会社	キュウセツAQUA株式会社	キュウセツAQUA株式会社
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	一般競争入札
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	99,900	100,440	145,800
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	99,900	100,440	147,150
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	5 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

レ 西部水処理センター汚泥焼却設備点検業務委託（下水道施設部西部水処理センター）
No125

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、西部水処理センターの汚泥焼却設備として設置されている 1 号炉及び 2 号炉機器の点検業務を行うとともに、廃熱ボイラー及び第 1 種圧力容器の性能検査を受験するものである。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	西部水処理センター汚泥焼却設備点検業務委託	西部水処理センター汚泥焼却設備点検業務委託	西部水処理センター汚泥焼却設備点検業務委託
B. 契約者名	三機環境サービス株式会社九州営業所	三機環境サービス株式会社九州営業所	三機環境サービス株式会社九州営業所
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	60,480	62,424	58,860
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	59,984	61,377	59,421
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

ロ 姪の浜ポンプ場外1箇所計装設備点検業務委託（下水道施設部西部水処理センター）
No126

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、西部水処理センターが所管する姪の浜ポンプ場及び神功町ポンプ場に設置する計装機器の点検を行い、故障の発生を未然に防止し設備の円滑な運営を図るとともに、関係法令の基準に基づく点検の実施を行うものである。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	姪の浜ポンプ場外 1箇所計装設備点 検業務委託	姪の浜ポンプ場外 1箇所計装設備点 検業務委託	姪の浜ポンプ場外 1箇所計装設備点 検業務委託
B. 契約者名	横河ソリューション サービス株式会 社九州支店	横河ソリューション サービス株式会 社九州支店	横河ソリューション サービス株式会 社九州支店
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	616	778	805
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	616	778	820
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

ワ 和白水処理センター外機器の運転保守業務委託（下水道施設部和白水処理センター）
No127

(ア) 事業及び業務委託の概要

本事業は、和白水処理センター（福岡市東区塩浜三丁目 2500 番地所在）が所管する和白水処理センター、雨水排水ポンプ場及び関連施設並びに汚水中継ポンプ場の運転保守業務であり、本業務委託は当該運転保守業務を委託するものである。

業務内容は、公益社団法人日本下水道協会『下水道維持管理指針実務編』（最新版）及び公益社団法人日本下水道協会『下水道施設維持管理積算要領—終末処理場・ポンプ場施設編—』（最新版）に記載されている各種業務に準じた、上記施設内の設備機器の運転操作監視業務、保守点検業務、水質管理業務、廃棄物処理業務、環境管理業務、事務業務等である。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	和白水処理センター外機器の運転保守業務委託	和白水処理センター外機器の運転保守業務委託	和白水処理センター外機器の運転保守業務委託
B. 契約者名	株式会社環衛サービス	株式会社環衛サービス	株式会社環衛サービス
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	随意契約（競争見積合わせ）	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	268,920	270,000	272,160
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	268,920	270,000	274,680
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	5 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 保証人資格の設定の必要性について

業務プロセス	Do (実行) : 契約締結手続
監査の視点	合規性

【現状】

本委託契約については、保証人（福岡レイン工業株式会社）が立てられている。保証人については、福岡市契約事務規則に次のとおり規定されている。

<保証人>

第 27 条第 1 項 市長は、契約の締結に際して当該契約の性質又は目的により必要と認める場合は、契約の相手方に保証人を立てさせることができる。この場合において、保証人の資格については、そのつど市長が定める。

※出所：「福岡市契約事務規則」

下水処理は、現代の市民の生活を維持する上で不可欠な業務であり、下水処理施設の継続的かつ円滑な稼働のために当該下水処理施設の運転保守等を行う本業務は、片時も中断することが許されない。そのため、仮に本委託契約の相手方である株式会社環衛サービスが何らかの事情によりその役務提供ができなくなった場合には、役務を代わって履行可能な業者をあらかじめ手配しておくことが必要であるため、役務保証を得るという観点から、福岡市契約事務規則第 27 条第 1 項の規定に基づき、契約の相手方に保証人を立てさせたものである。

保証人は、市ではなく契約の相手方が提案してきた業者である。当該業者は、市の下水処理施設の一つである西部水処理センターの下水処理施設等の運転保守の業務の委託を現に受けている業者である。市によれば、このように現に同様の業務を実施しているという点が保証人としての適格性の判断に繋がったとのことである。

しかし、本業務委託契約に際して、福岡市契約事務規則第 27 条第 1 項の後段に規定されている「保証人の資格」については定められていなかった。

【指摘事項】

福岡市契約事務規則第 27 条第 1 項の後段において、保証人を立てさせる場合の保証人の資格については、「そのつど」市長が定めると規定されている。ところが、本委託契約における保証人の資格について、明確な定めは確認できなかった。

よって、市は、同規則同項の規定に基づき、委託契約締結の都度、保証人の資格について明確な規定を設定すべきである。

ヲ 西戸崎水処理センター外機器の運転保守業務委託（下水道施設部和白水処理センター）No128

(ア) 事業及び業務委託の概要

本事業は、和白水処理センター（福岡市東区 2500 番地所在）が所管する西戸崎水処理センター、雨水排水ポンプ場、汚水中継ポンプ場、マンホールポンプ場及び関連施設の運転保守業務であり、本業務委託は当該運転保守業務を委託するものである。

業務内容は、公益社団法人日本下水道協会『下水道維持管理指針実務編』（最新版）及び公益社団法人日本下水道協会『下水道施設維持管理積算要領—終末処理場・ポンプ場施設編—』（最新版）に記載されている各種業務に準じた、上記施設内の設備機器の運転操作監視業務、保守点検業務、水質管理業務、廃棄物処理業務、環境管理業務、事務業務等である。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	西戸崎水処理センター外機器の運転保守業務委託	西戸崎水処理センター外機器の運転保守業務委託	西戸崎水処理センター外機器の運転保守業務委託
B. 契約者名	株式会社シンコー	株式会社シンコー	株式会社シンコー
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	167,832	168,480	169,236
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	167,832	168,480	170,803
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 保証人資格の設定の必要性について

業務プロセス	Do (実行) : 契約締結手続
監査の視点	合規性

【現状】

本委託契約については、保証人(キューセツAQUA株式会社)が立てられている。保証人については、福岡市契約事務規則に次のとおり規定されている。

＜保証人＞

第 27 条第 1 項 市長は、契約の締結に際して当該契約の性質又は目的により必要と認める場合は、契約の相手方に保証人を立てさせることができる。この場合において、保証人の資格については、そのつど市長が定める。

※出所：「福岡市契約事務規則」

下水処理は、現代の市民の生活を維持する上で不可欠な業務であり、下水処理施設の継続的かつ円滑な稼働のために当該下水処理施設の運転保守等を行う本業務は、片時も中断することが許されない。そのため、仮に本委託契約の相手方である株式会社シンコーが何らかの事情によりその役務提供ができなくなった場合には、役務を代わって履行可能な業者をあらかじめ手配しておくことが必要であるため、役務保証を得るという観点から、福岡市契約事務規則第 27 条第 1 項の規定に基づき、契約の相手方に保証人を立てさせたものである。

保証人は、市ではなく契約の相手方が提案してきた業者である。当該業者は、市の下水処理施設の一つである中部水処理センター及び新西部水処理センターの下水処理施設等の運転保守の業務の委託を現に受けている業者である。市によれば、このように現に同様の業務を実施しているという点が保証人としての適格性の判断に繋がったとのことである。

しかし、本業務委託契約に際して、福岡市契約事務規則第 27 条第 1 項の後段に規定する「保証人の資格」については定められていなかった。

【指摘事項】

福岡市契約事務規則第 27 条第 1 項の後段において、保証人を立てさせる場合の保証人の資格については、「そのつど」市長が定めると規定されている。ところが、本委託契約における保証人の資格について、明確な定めは確認できなかった。

よって、市は、同規則同項の規定に基づき、委託契約締結の都度、保証人の資格について明確な規定を設定すべきである。

ン 和白水処理センター第2回廃脱硫剤処理処分業務委託（下水道施設部和白水処理センター）No129

(ア) 事業及び業務委託の概要

本事業は、和白水処理センター及び西戸崎水処理センターで発生した廃脱硫剤について、再生処理業務を行うものであり、令和元年度は2回実施された。

本業務は、当該再生処理業務の2回目に当たるものである。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	和白水処理センター第2回廃脱硫剤処理処分業務委託	和白水処理センター第2回廃脱硫剤処理処分業務委託	和白水処理センター第2回廃脱硫剤処理処分業務委託
B. 契約者名	株式会社日本リモナイト 福岡支店	株式会社日本リモナイト 福岡支店	株式会社日本リモナイト 福岡支店
C. 契約開始日	平成 29 年 11 月 7 日	平成 31 年 1 月 18 日	令和元年 12 月 27 日
D. 契約終了日	平成 30 年 1 月 5 日	平成 31 年 3 月 15 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	594	905	924
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	594	905	924
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

ア 都市計画道路野間屋形原線（花畑）道路新設事業用地調査等業務委託その4（用地部中部用地課）No130

（ア）事業及び業務委託の概要

本業務委託は、都市計画道路野間屋形原線（花畑）道路新設事業の一環で行われるものであり、福岡市南区花畑2丁目に所在する調査対象建物等の移転補償金の算定を行うものである。

（イ）委託契約の概要

（単位：千円）

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	都市計画道路野間屋形原線（花畑）道路新設事業用地調査等業務委託その4
B. 契約者名	—	—	株式会社 モトイ建築事務所 福岡支店
C. 契約開始日	—	—	令和元年 12 月 12 日
D. 契約終了日	—	—	令和 2 年 2 月 28 日
E. 契約方法	—	—	随意契約（競争見積合わせ）
F. 予定価格	—	—	726
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	—	715
H. 落札率 (=G/F)	—	—	98.5%
I. 最終契約額(税込)	—	—	834
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	3 者

（ウ）監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

(10) 港湾空港局

ア 客船事務所旅客待合所無料公衆無線LAN環境整備業務委託（総務部客船事務所）No131

(ア) 事業及び業務委託の概要

市は、来街者の利便性向上、情報発信力の強化及び災害時の活用のため、無料の福岡市公衆無線 LAN サービス「Fukuoka City Wi-Fi」（以下「Fukuoka City Wi-Fi」という。）を整備、提供している。令和2年6月1日現在、Fukuoka City Wi-Fi の拠点数は113 拠点である。

本業務委託は、福岡市営渡船旅客待合所において、市営渡船利用者に対する無料のインターネットサービスの提供を行うため、当該 fukuoka City Wi-Fi の環境整備をするものである。

本業務委託の具体的な業務内容は次のとおりである。

<本委託業務の業務内容>

5 環境整備範囲	
設置場所	アクセスポイント数
志賀島旅客待合所内（1F）	1
西戸崎旅客待合所内	1
姪浜旅客待合所内	1
玄界島旅客待合所内	1
能古旅客待合所内（1F）	1
小呂島旅客待合所内	1
6 委託概要	
本件業務は、福岡市公衆無線 LAN サービス『Fukuoka City Wi-Fi』の導入に伴う、無線アクセスポイント設置及びアクセスポイントまでの LAN 配線、通信に係る諸設定作業を行うものである。	

※出所：「仕様書」

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	客船事務所旅客待合所公衆無線 LAN 環境整備業務委託
B. 契約者名	—	—	エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社
C. 契約開始日	—	—	令和元年 10 月 25 日
D. 契約終了日	—	—	令和元年 11 月 25 日
E. 契約方法	—	—	特命随意契約
F. 予定価格	—	—	3,509
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	—	3,509
H. 落札率 (=G/F)	—	—	100%
I. 最終契約額(税込)	—	—	3,509

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	1 者

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成について

業務プロセス	Plan(計画)：仕様書、設計書、予定価格等の作成
監査の視点	経済性及び効率性・説明責任及び透明性

【現状】

本業務委託は、特命随意契約を締結しているが、その理由は次のとおりである。

<特命随意契約の理由>

本市においては観光客の利便性向上のため、福岡市公衆無線 LAN サービス「Fukuoka City Wi-Fi」を平成 24 年より開始しており、通信事業者 4 社が参加した提案競技で事業者（NTT ブロードバンドプラットフォーム株式会社）を決定し、当該事業者が本事業に関する業務を請け負っている。

今回、市営渡船利用者の利便性向上を目的として、「Fukuoka City Wi-Fi」を各旅客待合所に導入するにあたり、事業所管課である広報課に確認したところ、本事業は当該事業者の独自サービスであり、使用する機器、設定等も独自のものであることから、他社では本サービスの導入が困難であること、仮に他社が施工して不具合が生じた場合は責任の所在が不明確になり、サービス提供開始後の保証、保守が受けられなくなることも想定されるため、当該事業者に依頼をするよう指導を受けた。

よって、福岡市公衆無線 LAN サービス「Fukuoka City Wi-Fi」導入に伴う機器設置、諸設定作業が可能な唯一の事業者であると判断し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、特命随意契約とし、見積書を徴してよろしいか。

※出所：「随意契約業者選定伺」

予定価格作成の基礎資料となる設計金額の積算方法について、市にヒアリングを行ったところ、委託業者 1 者のみからの参考見積書をベースに、市における他の委託事例を参考にして設計金額を積算したとの回答を得た。しかし、参考にした市における他の委託事例や設計金額の妥当性を検討した文書は残されていなかった。

また、設計金額の積算内訳は次のとおり「1 式」で表示されており、その内容の妥当性が確認できなかった。

<設計金額の内訳>

名称	員数	単位	金額
クラウド設定費	1	式	XX, XXX 円
AP/センタ機器・設定費	1	式	XXX, XXX 円
現地調査・総合調整費	1	式	XXX, XXX 円
LAN 配線工事/AP 設置/NW 機器接続工事費	1	式	X, XXX, XXX 円
センタ工事費	1	式	XX, XXX 円
回線初期工事費	1	式	XXX, XXX 円
計			X, XXX, XXX 円

※：「積算額内訳書」

なお、予定価格は設計金額と同額で設定されており、結果として契約額は高い落札

率となっている。

【指摘事項】

参考見積書を提出した業者には、参考見積額が予定価格に反映されることを予測して参考見積額を過大とする思惑が生じかねない。特に、1者のみから参考見積書入手して参考見積書の項目や金額をそのまま設計書及び予定価格に反映した場合、取引の実例価格が反映されにくく、予定価格が過大となる可能性がある。

また、福岡市契約事務規則には、予定価格について次の規定があり、様々な観点から適正な予定価格を算出することを要求している。したがって、業者から取得した参考見積書はあくまでも参考として位置付けられるべきものである。

<予定価格の作成>

第15条第2項 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短その他必要な事項を考慮して適正に定めるものとする。

※出所：「福岡市契約事務規則」

本業務委託は特命随意契約を締結しており、しかも参考見積額、設計金額（予定価格）、契約額が全て同額となっている。そのため、予定価格作成の基礎資料として設計金額の積算の妥当性及び客観性が特に求められることになる。

しかし、本業務委託では、設計金額の積算に当たり参考にした市における他の委託事例や設計金額の妥当性を検討した文書が残されておらず、しかも設計金額の積算内訳が項目ごとに「1式」で表示されており、設計金額の妥当性が確認できなかった。

このため、予定価格の作成に当たって、適切に検討がなされたか確認できず説明責任の観点から課題があると考えられる。また、予定価格に実例価格等が反映されないと予定価格が過大となるリスクがあることから、契約額の妥当性にも疑念が生じかねない。

よって、市は、福岡市契約事務規則に基づき、入手した参考見積書の金額の妥当性を検討した上で予定価格を作成するとともに、その検討過程を文書として保存する必要がある。

イ 博多港港湾施設維持修繕等業務委託（港湾振興部港営課）No132

（ア）事業及び業務委託の概要

市は、博多港における港湾施設及びそれに付随する施設の設置目的を達成するため、施設の機能を十分に発揮できるよう常に良好な状態に維持管理するとともに、博多港港湾施設管理条例等の関係法令に基づく公共性を確保した効率的な運営を行うことを目的として、博多港港湾施設維持修繕等業務を実施している。本業務委託の具体的な業務内容は次のとおりである。

<本委託業務の業務内容>

第1章 総則

～略～

2. 対象施設

- (1) 博多港港湾区域内の水域（漁港区域を含む。以下「水域」という。）
- (2) 国有岸壁
- (3) 臨港交通施設（付帯施設を含む。）
- (4) 保安対策施設（付帯施設を含む。）
- (5) 港湾運営会社の運営にかかる埠頭群の施設

～略～

第3章 維持修繕業務

1. 業務内容

次に掲げる業務を行うものとし、個々の業務については別に定める特記仕様書によること。

- (1) 港湾および漁港区域清掃業務（かもめ）（第2かもめ）
- (2) 水域清掃業務（人力）
- (3) 護岸・岸壁清掃業務（人力）
- (4) 岸壁補修業務
- (5) 街路樹維持管理業務
- (6) 雨水管維持補修業務
- (7) 区画線設置業務
- (8) 道路維持補修業務
- (9) 側溝・トンネル壁面等維持補修業務
- (10) ぴあトピアトンネル雨水排水ポンプ設備外保守点検業務
- (11) ぴあトピアトンネル電気保安管理業務
- (12) ぴあトピアトンネル防災設備外保守点検業務
- (13) 道路照明灯等取替業務
- (14) 臨港道路交通信号機緊急修繕業務
- (15) 臨港道路交通信号機巡視点検業務
- (16) 臨港道路交通信号機撤去業務
- (17) 臨港道路照明ポール取替業務
- (18) 制限区域保安管理業務
- (19) 博多港船舶保安通信業務及び国際埠頭施設等の監視業務
- (20) 博多港保安監視ネットワーク回線接続サービス業務
- (21) 博多港保安対策監視設備保守点検業務

(22) フェンス等保守業務
(23) 博多港保安対策監視照明設備修繕
(24) 博多港保安対策監視設備改修業務
(25) 交通整理業務
(26) 車止め・救命梯子設置業務
(27) 港湾区域照明設備巡視点検業務
(28) アイランドシティ4・5号野積場補修業務
(29) 香椎2号野積場補修業務
(30) ガントリークレーン経年修理業務
(31) 香椎チェックングブリッジ改修業務
(32) 中央ふ頭5号岸壁係船柱撤去業務
(33) 香椎コンテナターミナル照明塔ボルト接合部補修業務
(34) 保安照明点検業務 (※)

※：令和2年3月31日付「請書」にて業務内容を追加。

※出所：「仕様書」

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A. 契約件名	博多港港湾施設維持修繕等業務委託	博多港港湾施設維持修繕等業務委託	博多港港湾施設維持修繕等業務委託
B. 契約者名	博多港ふ頭株式会社	博多港ふ頭株式会社	博多港ふ頭株式会社
C. 契約開始日	平成29年4月1日	平成30年4月1日	平成31年4月1日
D. 契約終了日	平成30年3月31日	平成31年3月31日	令和2年3月31日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	727,511	761,333	607,346
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	727,502	761,317	607,337
H. 落札率 (=G/F)	99.9%	99.9%	99.9%
I. 最終契約額(税込)	738,945	727,226	595,011
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1者	1者	1者

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果)「仕様書に明記していない業務を実施する」旨の仕様書への記載について

業務プロセス	Plan(計画)：仕様書、設計書、予定価格等の作成
監査の視点	合規性

【現状】

本業務委託は特命随意契約を締結している。契約の相手方の選定理由は次のとおりである。

＜契約の相手方の選定理由＞

8 契約の相手方の選定理由

港湾施設の管理運営については、公共性や公平性を確保しながら、一体的かつ総合的に管理運営を行う必要がある。このような目的を達成するために博多港ふ頭株式会社は平成 5 年に設立された第三セクターであり、平成 6 年度から業務委託を開始していたが、平成 15 年度に地方自治法が改正され、公の施設においては指定管理者制度が導入され、当該会社を指定管理者として指定しているところである。

また、コンテナターミナルの管理運営については構造改革特別区域法により、平成 16 年度から平成 25 年度までを「特定埠頭運営事業」として実施し、当該事業の制度改正により平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間で、港湾法による港湾運営会社として埠頭群の管理運営を当該会社が行うこととしている。

このような状況の中、指定管理の対象外である港湾運営会社の運営にかかる埠頭群の施設（荷役機械、保管施設及び上屋施設）や、指定管理者制度を導入することができない国有港湾施設（水域・岸壁）、臨港交通施設（臨港道路）、保安対策施設（SOLAS 関連施設）については、指定管理者による港湾施設の管理運営業務と密接に関係する施設であり、また、指定管理施設と同様、24 時間 365 時間港湾機能を停止することができないことや対応の即時性が求められ、指定管理業務と一体的に業務を実施することが港湾施設の管理運営上、効率的であることから、博多港ふ頭株式会社と特命随意契約を行うものである。

※出所：「決裁文書」

「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」によれば、特命随意契約により事務事業を委託しようとする場合には、当該委託契約事務が適正に執行されているか等について、特命随意契約事務の自主的チェック（以下「自主的チェック」という。）を行う必要があるため、本業務委託においても「特命随意契約による長期継続委託チェックリスト（以下「チェックリスト」という。）」を用いて自主的チェックを行っている。

チェックリストには、「委託内容の説明」に関して、次のようなチェック項目が記載されており、適否についてチェックすることが求められている。

＜チェックリストにおけるチェック項目の一部＞

チェック項目	適否
(委託内容の説明) ・契約書や仕様書に「仕様書に明記していない業務でも委託者が必要と認めた場合は委託者の指示により受託者は実施するもの」といった記載をしていないか	○

※出所：「特命随意契約による長期継続委託チェックリスト」

市は、当該チェック項目に関して、適否欄に「○」を記載し、適であるとしている。一方、仕様書には「指示事項」として次のような記載がなされている。

＜仕様書における指示事項の記載＞

この仕様書は、福岡市（以下「甲」という。）が博多港ふ頭株式会社（以下「乙」という。）に委託する業務の具体的な業務内容を示すものであり、この仕様書に定めのない事項であっても維持管理上必要と認める業務については、甲と乙が協議の上、甲の指示に従って予算の範囲内で実施すること。

※出所：「仕様書」

【指摘事項】

委託業務の適切な実施のため、チェックリストにおけるチェック項目に従い、「仕様書に明記していない業務を実施する」旨の記載は仕様書から削除すべきである。

② (結果) 再委託等の相手方に関する事前審査について

業務プロセス	Do (実行) : 再委託承諾手続
監査の視点	合規性

【現状】

「業務委託契約における再委託の運用基準」によれば、再委託の承認手続きは次のように規定されており、再委託の相手方について「あらかじめ」審査した上で承諾することとしている。

<再委託の承認手続>

委託契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び所在地並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約予定金額について記載した書面を契約の相手方に提出させ、次に掲げる事項について審査し、適当と認められる場合に書面にて承諾を行うものとする。なお、再委託に関する書面に記載された事項について、変更がある場合には、委託契約の相手方に遅滞なく変更の届出を提出させ、同様に審査及び承諾を行うものとする。

[審査事項]

- ア 再委託される業務が委託業務の全部又は主たる部分でないこと
- イ 再委託を行う合理的理由
- ウ 再委託の相手方が、再委託される業務を履行する能力
- エ 再委託の相手方が、福岡市競争入札参加停止等措置要領（平成7年1月11日助役決裁）に基づく競争入札参加停止、競争入札参加資格取消又は排除措置を受けている者でないこと
- オ その他必要と認められる事項
 - ※「主たる部分」については、事業担当課が各業務の内容等により判断する。一般的には、総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定、技術的判断等は、「主たる部分」に該当すると考えられる。
 - ※エについては、FINE「契約事務」の「業者選定等で注意を要する業者」にて確認する。

※出所：「業務委託契約における再委託の運用基準」

本業務委託において、委託先から再委託及び再々委託の申請がなされ、それに対して市が承諾をしているが、申請の文書及び市の承諾文書には、再委託先及び再々委託先の業者名は記載されていない。すなわち、市は、その際に再委託の相手方及び再々委託の相手方（以下「再委託等の相手方」という。）の情報を入手しておらず、承諾前に再委託等の相手方に関する審査を実施していなかった。

なお、委託先は、再委託それ自体の承諾を得た後で、「報告」という形で委託先一覧表を市に提出している。

【指摘事項】

業務委託を行うに当たり、再委託を行うことで、事故が発生するリスクの増大や、事故発生時の責任の所在が不明確になることなどが懸念される。

よって、市は、本業務委託において委託先が再委託及び再々委託を行う場合には、「業務委託契約における再委託の運用基準」に従い、あらかじめ再委託等の相手方の情報を入手した上で審査を行い、再委託等の承諾を行う必要がある。

③ (結果) 追加業務に係る事前の決裁及び変更契約の必要性について

業務プロセス	Do (実行) : 契約変更手続
監査の視点	合規性

【現状】

市は、制限区域内に設置してある保安照明については、埠頭保安規程に基づき点灯状況の確認や電圧の測定等の保安点検を行う必要があるため、委託先と協議の上、本業務委託の業務内容を変更し、仕様書に「保安照明保守点検業務」(以下「追加業務」という。)を追加した。

追加業務については、次の工程で実施している。

＜追加業務の工程＞

日付	内容	書類名
令和2年3月9日	業務内容追加に関する市から委託先への通知	博多港港湾施設維持修繕等業務委託に係る業務通知書
令和2年3月13日	再委託の相手方から委託先へ見積書の提出	御見積書
令和2年3月25日 ～30日	追加業務の実施期間	令和元年度保安照明点検業務点検報告書
令和2年3月31日	業務委託契約の変更に関する決裁	決裁文書
令和2年3月31日	変更契約締結日	請書

※出所：市資料から監査人作成

点検報告書によれば、追加業務の実施期間は令和2年3月25日～30日となっているが、追加業務に係る契約変更の決裁日及び変更契約締結日は令和2年3月31日とあり、事後決裁及び事後契約となっている。

【指摘事項】

市は、適切な委託業務実施のため、実際に委託業務が実施される前に、変更契約に関する決裁及び変更契約の締結を行う必要がある。

ウ 博多港港湾情報システム運用保守業務委託（港湾振興部物流推進課）No133

(ア) 事業及び業務委託の概要

市は、博多港港湾情報システムの円滑な運用を図るため、博多港港湾情報システムの運用保守業務委託を行っている。

本業務委託の具体的な業務内容は次のとおりである。

<本委託業務の業務内容>

(1) システム運用保守
(2) システム改造
(3) 海外システム連携対応
(4) 報告書の作成

※出所：「仕様書」

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	博多港港湾情報システム運用保守業務委託	博多港港湾情報システム運用保守業務委託	博多港港湾情報システム運用保守業務委託
B. 契約者名	日本電気株式会社九州支社	日本電気株式会社九州支社	日本電気株式会社九州支社
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	24,084	24,084	23,274
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	24,084	24,084	23,490
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 再委託承諾申請に係る適切な審査の実施について

業務プロセス	Do (実行)：再委託承諾手続
監査の視点	合規性

【現状】

本業務委託については、委託先業者から市に対して、再委託承諾申請書が 2 件、再々委託承諾申請書（以下、「再委託承諾申請書」及び「再々委託承諾申請書」を合わせて「再委託承諾申請書等」という。）が 1 件提出され、市はそれぞれの申請に対して承諾を行っている。

委託先業者から提出された再委託承諾申請書等は、「業務委託契約における再委託の運用基準」に定められている「再委託承諾申請書（例）別紙 1」に従って記載がされているが、一部項目について記載が漏れていた。

記載が漏れていた項目は次のとおりである。

＜記載が漏れていた項目＞

再委託承諾申請書			
～略～			
再委託先 (再々委託先) の適格性	業務履行に必要な人員・技術・設備等	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
	期間内の適正な業務履行の確保	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可
	暴力団員に該当するもの	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当
	暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当
再委託(再々委託)する業務内容のうち個人情報又は情報資産の取扱いの有無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無

※「再委託先(再々委託先)の適格性」及び「再委託(再々委託)する業務内容のうち個人情報又は情報資産の取扱いの有無」については、申請者が確認のうえ、チェックを付けること。

注：点線部分・・・すべての再委託承諾申請書等でチェックマークの記載が漏れていた。

※出所：「再委託承諾申請書等」から監査人作成

「業務委託契約における再委託の運用基準」によれば、再委託の承諾に係る審査事項として次のことを定めているが、再委託承諾申請書等において「再委託先(再々委託先)の適格性」及び「再委託(再々委託)する業務内容のうち個人情報又は情報資産の取扱いの有無」の記載が漏れていたため、特に「ウ 再委託の相手方が、再委託される業務を履行する能力」について適切な審査が実施されたかどうか確認できなかった。

＜再委託の承認手続に係る審査項目＞

[審査事項]
ア 再委託される業務が委託業務の全部又は主たる部分でないこと
イ 再委託を行う合理的理由
ウ 再委託の相手方が、再委託される業務を履行する能力
エ 再委託の相手方が、福岡市競争入札参加停止等措置要領(平成7年1月11日助役決裁)に基づく競争入札参加停止、競争入札参加資格取消又は排除措置を受けている者でないこと
オ その他必要と認められる事項

※出所：「業務委託契約における再委託の運用基準」

【指摘事項】

再委託承諾申請書等における「再委託先(再々委託先)の適格性」及び「再委託(再々委託)する業務内容のうち個人情報又は情報資産の取扱いの有無」の記載内容については、再委託先及び再々委託先が再委託(再々委託)される業務を履行する能力を有しているか判断する材料となるものであるとともに、後日適切に審査が行われたかどうかを検証するのに必要な項目である。

よって、市は、再委託承諾申請書等については必要事項を委託先業者に漏れなく記載させるとともに、市は記載された内容に基づき適切な審査を実施すべきである。

エ クルーズ受入業務委託（港湾振興部クルーズ支援課）No134

(ア) 事業及び業務委託の概要

市は、安全かつ快適にクルーズ船及びその乗員、乗客の受け入れを行うことを目的として、本業務委託を行っている。具体的な業務内容は次のとおりである。

<本委託業務の業務内容>

6	クルーズ受入業務指示及び内容 業務指示については、クルーズ船の寄港スケジュールに応じて実施すること。 なお、クルーズ船の寄港日及び寄港時間の変更により配置日、業務時間変更がある場合は、乙は甲との協議に応じるものとする。 個々の業務内容については、次に掲げる業務を行うものとし、別に定める特記仕様書によること。 (1) 箱崎ふ頭における検査施設等管理補助業務 (2) 連絡バス運行业務 (3) クルーズ客送迎用観光バス待機場料金徴収等業務 (4) クルーズ受入調整業務
---	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※出所：「仕様書」

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	クルーズ受入業務委託
B. 契約者名	—	—	博多港開発株式会社
C. 契約開始日	—	—	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	—	—	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	—	—	特命随意契約
F. 予定価格	—	—	66,253
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	—	64,800
H. 落札率 (=G/F)	—	—	97.8%
I. 最終契約額(税込)	—	—	47,093
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	1 者

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 主たる業務に関する実績報告書の入手及び内容の確認について

業務プロセス	Check (評価) : 業務委託の履行確認
監査の視点	合規性

【現状】

本委託業務における業務内容のうち、「クルーズ受入調整業務」については委託先が直接実施し、それ以外の「箱崎ふ頭における検査施設等管理補助業務」「連絡バス運行業務」及び「クルーズ客送迎用観光バス待機場料金徴収等業務」については委託先業者が市に対して再委託承諾申請を行った上で再委託先業者が実施している。

＜業務内容及び業務実施者＞

業務内容	業務実施者
(1) 箱崎ふ頭における検査施設等管理補助業務	再委託先
(2) 連絡バス運行業務	再委託先
(3) クルーズ客送迎用観光バス待機場料金徴収等業務	再委託先
(4) クルーズ受入調整業務	委託先

※出所：「設計書」から監査人作成

委託先が直接実施している「クルーズ受入調整業務」の業務内容は、次のとおりである。

＜「クルーズ受入調整業務」の業務内容＞

1. 総則
2. 岸壁予約受付、岸壁使用料減免、寄港スケジュール作成
3. 寄港情報発信
4. クルーズ NAVI システムの設定・入力・確認
5. ランド・旅行代理店との連絡調整
6. 船舶代理店との連絡調整
7. 博多港ふ頭（株）との調整
8. 福岡観光コンベンションビューローとの調整
9. 制限区域立入申請受理・交付
10. 中央ふ頭 5 号岸壁での受入対応
11. 中央ふ頭 6 号岸壁での受入対応
12. 中央ふ頭 9 号岸壁での受入対応
13. 箱崎ふ頭 5 号岸壁での受入対応
14. クルーズ振興のための PR、おもてなし
15. 寄港地観光の情報発信・運営
16. クルーズ船の誘致
17. 情報収集、資料作成
18. 緊急時の対応
19. 情報管理
20. その他

※出所：「クルーズ受入調整業務特記仕様書」

市は、業務の履行状況等を確認するため、委託者から業務の履行状況等に関する報告書を入手し、検査を行っている。

<報告書等の提出>

10 報告書等の提出

報告書等の提出について、次の各号に必要な事項を定める。

- (1) 乙は、各月の業務が完了したときには、完了報告書兼確認書及び各業務の報告書を添付し、その翌月の 10 日までに甲に提出し、甲の検査を受けなければならない。
- (2) 乙は、契約書及び仕様書に定めるもののほか、甲から業務の履行状況等について報告を求められたときは、速やかに報告しなければならない。

※出所：「仕様書」

しかしながら市は、「クルーズ受入調整業務」について、履行状況等を確認するための報告書を入手していなかった。

そのため、委託先業者がクルーズ受入調整業務特記仕様書に基づき、すべての項目を漏れなく適切に実施したこと、さらにはそのことについて市が適切に検査を行ったことに関して、文書により確認できなかった。

なお、再委託先業者が実施している「箱崎ふ頭における検査施設等管理補助業務」、「連絡バス運行業務」及び「クルーズ客送迎用観光バス待機場料金徴収等業務」について、市は履行状況等を確認するための報告書を入手しており、業務の履行状況の検査を実施している。

【指摘事項】

市は、委託先業者に対して「受入調整業務」に関する履行状況の報告書の提出を求めるとともに、特記仕様書の内容が網羅的に実施されているかどうかを確認すべきである。

オ 平成31年度ウォーターフロント地区港湾機能強化に係るアドバイザー業務委託（港湾計画部再整備計画課）No135

(ア) 事業及び業務委託の概要

市は、ウォーターフロント地区（中央ふ頭・博多ふ頭）において、供給力不足が顕在化しているクルーズ機能、MICE 機能の強化や、都心部の貴重な海辺空間を活かした賑いの創出を図ることで「クルーズ」「MICE」「賑わい」が融合した一体的なまちづくりに向け、民活手法を活用した事業化に取り組んでいる。

本業務委託は、第一ステージとなるウォーターフロント地区再整備事業における港湾機能強化に向けたターミナル施設の整備、維持管理、運営に係る事業化及び事業者公募に向けた検討を進め、各種書類の作成等を行うものである。

本委託業務の具体的な業務内容（当初）は次のとおりである。

＜本委託業務の業務内容（当初：平成31年4月1日契約）＞

- | |
|---------------------|
| (1) 整備等に係る業務 |
| ①実施方針等の作成・公表支援 |
| ②特定事業の選定の作成・精査・公表支援 |
| (2) 運営等に係る業務 |
| ①実施方針等の作成・公表支援 |
| ②特定事業の選定の作成・精査・公表支援 |
| (3) 事業者公募に係る業務 |
| ①募集書類の作成・公表支援 |
| ②事業者募集支援 |
| ③事業者検討委員会の運営支援 |

※出所：「仕様書」

本業務委託は、次の理由により業務内容の大幅な変更を行っている。

＜業務内容の変更理由＞

- | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 平成31年2月から令和元年8月にかけて実施した民間サウンディングでの事業者の意見により明らかになった課題を踏まえ、分析を行った結果、基本スキーム（案）の一部となる事業スキーム構築等の検討が必要となった。そのため、実施方針等及び各種公募関係書類の作成等の先送りについて変更を行うもの。 |
| ② WF 事業における船社やターミナルオペレーターとの連携のあり方や連携方法及び国際定期をコンセッションに含むスキームについて、検討を追加するもの。 |
| ③ 令和元年10月1日施行の消費税及び地方消費税の税率の改正に伴い、新税率が適用される部分について、消費税の増加額分について変更を行うもの。 |

※出所：「設計変更理由書」

業務内容変更後の本委託業務の具体的な業務内容は次のとおりである。

＜本委託業務の業務内容（変更：令和元年10月1日変更契約）＞

- | |
|-----------------------|
| (1) 港湾機能強化に係るスキーム検討支援 |
| (2) 国際定期のコンセッションに係る検討 |
| (3) 事業収支シミュレーションの検討 |

※出所：「仕様書」

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	平成 30 年度ウォーターフロント地区港湾機能強化に係る最適事業手法等検討業務委託	平成 31 年度ウォーターフロント地区港湾機能強化に係るアドバイザー業務委託
B. 契約者名	—	みずほ総合研究所株式会社	みずほ総合研究所株式会社
C. 契約開始日	—	平成 30 年 7 月 10 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	—	平成 31 年 3 月 22 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	—	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	—	25,542	44,847
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	24,840	44,820
H. 落札率 (=G/F)	—	97.3%	99.9%
I. 最終契約額(税込)	—	24,840	17,691
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	提案競技参加 2 者	1 者

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成について

業務プロセス	Plan(計画)：仕様書、設計書、予定価格等の作成
監査の視点	経済性及び効率性・説明責任及び透明性

【現状】

本業務委託は、次の理由により特命随意契約を締結している。

＜特命随意契約及び業者選定理由＞

選定業者は本市の PFI 事業/市有地活用事業のアドバイザー業務委託や他都市の運営権事業関連の検討受注実績を有しており、当課が平成 30 年度に発注した「平成 30 年度ウォーターフロント地区港湾機能強化に係る最適事業手法等検討業務委託」を受注しており、知識・技術・信用等の面で適格性を有していることを確認している。

本委託業務については、平成 30 年度委託で作成した基本スキーム素案等に基づいて履行する必要があり、平成 30 年度から連続性のある一連の業務であることから、平成 30 年度委託の提案競技において、「今年度業務の履行状況及び遂行成績が極めて優れていた場合は、今後予定しているアドバイザー業務を継続して委託することを想定している」として業者選定をしており、その履行状況及び遂行成績が極めて優れていると認められることから、みずほ総合研究所株式会社を選定している。

また、上記理由で特命随契を行うことに関して、港湾空港局委託審査委員会(H31.3.27)にて審査を経ている。

※出所：「特命随契及び業者選定理由書」

予定価格の前提となる設計書作成に当たって参考見積書を 1 者(みずほ総合研究所株式会社)から入手し、当該参考見積書の金額をそのまま設計書の積算根拠としてい

る。

＜参考見積書と委託設計書（当初）＞

（単位：千円）

業務項目	参考見積書 (A)	参考見積書 (A) と 委託設計書 (B) と の差額 (A) - (B)
1 直接人件費		
(1) 整備等に係る業務		
①実施方針等の作成・公表支援	X, XXX	0
②特定事業の選定の作成・精査・公表支援	X, XXX	0
(2) 運営等に係る業務		
①実施方針等の作成・公表支援	X, XXX	0
②特定事業の選定の作成・精査・公表支援	X, XXX	0
(3) 事業者公募に係る業務		
①募集書類の作成・公表支援	XX, XXX	0
②事業者募集支援	X, XXX	0
③事業者検討委員会の運営支援	XXX	0
(4) 報告書作成	X, XXX	0
2 直接物件費（交通費、印刷・製本費）	X, XXX	0
3 一般管理費	X, XXX	0
業務価格	XX, XXX	0
消費税相当額（8%）	X, XXX	0
業務委託料	XX, XXX	0

※出所：「参考見積書」及び「委託設計書」から監査人作成

業務内容変更時における設計変更の際も同様に、予定価格の前提となる設計書作成に当たって参考見積書を1者（みずほ総合研究所株式会社）から入手し、当該参考見積書の金額をそのまま設計書の積算根拠としている。

＜参考見積書と委託設計書（変更）＞

（単位：千円）

業務項目	参考見積書 (A)	参考見積書 (A) と 委託設計書 (B) と の差額 (A) - (B)
1 直接人件費		
(1) 港湾機能強化に係るスキーム検討支援	X, XXX	0
(2) 国際定期のコンセッションに係る検討	X, XXX	0
(3) 事業収支シミュレーションの検討	X, XXX	0
(4) 報告書作成	X, XXX	0
2 直接物件費（交通費、印刷・製本費）	X, XXX	0
3 一般管理費	X, XXX	0
業務価格	XX, XXX	0
消費税相当額（10%）	X, XXX	0
業務委託料	XX, XXX	0

※出所：「参考見積書」及び「委託設計書」から監査人作成

市は、参考見積書の金額をそのまま設計書の積算根拠としているが、参考見積書の積算根拠について実例価格等の妥当性を検討した文書は残されていない。

また、1者のみから参考見積書を入手することについて、1者のみとした理由が明示されていない。

さらに、当初契約時の見積額（＝契約額）は、41,500千円（税抜）であり、高い落札率となっている

【指摘事項】

参考見積書を提出した業者には、参考見積額が予定価格に反映されることを予測して参考見積額を過大とする思惑が生じかねない。特に、1者のみから参考見積書を入手して参考見積書の項目や金額をそのまま設計書及び予定価格に反映した場合、取引の実例価格が反映されにくく、予定価格が過大となる可能性がある。

また、福岡市契約事務規則には、予定価格について次の規定があり、様々な観点から適正な予定価格を算出することを要求している。したがって、業者から取得した参考見積書はあくまでも参考として位置付けられるべきものである。

<予定価格の作成>

第15条第2項 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短その他必要な事項を考慮して適正に定めるものとする。

※出所：「福岡市契約事務規則」

本業務委託では、特命随意契約を締結しており、契約額は高い落札率となっていることから、予定価格作成の基礎資料として設計書の積算の妥当性及び客観性が特に求められることになる。

この点、市は、1者のみから入手した参考見積書の項目及び金額と同内容で設計書を積算して予定価格を作成しているが、実例価格等の妥当性を検討した文書を残しておらず、適切に検討がなされたか確認できなかった。このため、予定価格の作成に当たって適切に検討がなされたか確認できず、説明責任の観点から課題があると考え。また、予定価格に実例価格等が反映されないと予定価格が過大となるリスクがあることから、契約額の妥当性にも疑念が生じかねない。

よって、市は、福岡市契約事務規則に基づき、入手した参考見積書の金額の妥当性を検討した上で予定価格を作成するとともに、その検討過程を文書として保存する必要がある。

② （結果）契約変更時における契約の同一性の検討について

業務プロセス	Do（実行）：契約変更手続
監査の視点	合規性

【現状】

本委託業務は、当初契約内容から大幅な仕様変更を行い、変更契約を締結している。

<当初契約時と変更契約時の業務内容の比較>

当初契約時	変更契約時
(1) 整備等に係る業務 ①実施方針等の作成・公表支援 ②特定事業の選定の作成・精査・公表支援	(1) 港湾機能強化に係るスキーム検討支援 (2) 国際定期のコンセッションに係る

当初契約時	変更契約時
(2) 運営等に係る業務 ①実施方針等の作成・公表支援 ②特定事業の選定の作成・精査・公表支援 (3) 事業者公募に係る業務 ①募集書類の作成・公表支援 ②事業者募集支援 ③事業者検討委員会の運営支援	検討 (3) 事業収支シミュレーションの検討

※出所：「仕様書」から監査人作成

一方、市の「契約事務の手引」によれば、契約変更可否の要件の一つとして、「契約の同一性」を挙げている。

＜契約変更可否の要件：契約の同一性＞

<p>(3) 契約変更可否の判断基準2：契約の同一性</p> <p>契約は、その目的、内容及び仕様等を十分に検討したうえで締結すべきであり、極力、契約締結後に契約変更の必要が生じないように努めなければなりません。つまり、事前の準備や検討不足により、当初から仕様の変更が必要となることが容易に予見できるような状態で発注することがあってはなりません。</p> <p>しかし、契約の履行中において、当初の想定と異なる条件が発生したり、外部要因との調整の関係上、当初計画を変更せざるを得ない状況となることがあります。このような場合には、契約の同一性を失わせない限度において当該契約の変更を行うことができます。</p> <p>しかし、可能であることと契約変更が妥当であるかは、別の問題です。契約の内容を追加するときに、当該追加部分が当初の内容と分離して履行できるものであれば、別の契約として新たに競争に付すことが適当です。</p>

※出所：「契約事務の手引」

本業務委託において、変更契約を行う際に「設計変更理由書」を作成し、決裁を受けているが、当該「設計変更理由書」には「契約事務の手引」で求められている「契約の同一性」に関する記載はなく、市が「契約の同一性」の有無を検討したかどうか確認できなかった。

【指摘事項】

市は、委託業務における業務内容を大幅に変更し、変更契約を行おうとする場合は、「契約事務の手引」に従い、変更しようとする内容に「契約の同一性」があるか検討を行い、「契約の同一性」があると判断される場合には、その旨を文書化した上で決裁を受ける必要がある。または、「契約の同一性」に疑義があると判断される場合には、当初契約を終了するとともに、新たな契約として手続を行う必要がある。

カ 中央ふ頭再編に係る国際旅客施設等整備検討業務委託(港湾計画部再整備計画課)No136

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、中央ふ頭において予定している国際定期機能の移転に関して過年度に行った施設整備の検討資料等を参考に、より経済的な整備の在り方について検討を行い、報告書として取りまとめるものである。具体的な業務内容は次のとおりである。

<本業務委託の業務内容>

(1) 計画と条件の整理
(2) 施設計画
①国際旅客施設及び付帯施設
②交通広場（駐車場、バス待機場、タクシープール、乗降場等）
(3) 基本計画図の作成
(4) 概算工事費及び維持管理費の検討
(5) 全体工期の検討
(6) 関係官庁等との協議資料作成
(7) 報告書作成

※出所：「仕様書」

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	中央ふ頭再編に係る国際旅客施設等整備検討業務委託
B. 契約者名	—	—	株式会社梓設計九州支社
C. 契約開始日	—	—	令和元年 12 月 17 日
D. 契約終了日	—	—	令和 2 年 3 月 27 日
E. 契約方法	—	—	随意契約（競争見積合わせ）
F. 予定価格	—	—	12,326
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	—	2,618
H. 落札率 (=G/F)	—	—	21.2%
I. 最終契約額(税込)	—	—	2,618
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	4 者

(ウ) 監査の結果及び意見

① (意見) 落札率が著しく低い場合における事業遂行可能性の事前確認について

業務プロセス	Plan(計画)：選定方法の決定、選定手続の実施
監査の視点	説明責任及び透明性

【現状】

本委託業務における予定価格は、4者から参考見積書を入手し、その中で最安値のものを基準として決定している。

<予定価格の決定>

(単位：千円)

見積依頼業者	見積金額 (税抜)	平均値	平均との差	備考
A	11,205	15,540	-27.9%	最安値を採用
B	12,000	15,540	-22.8%	
C	15,000	15,540	-3.5%	
D	23,956	15,540	54.2%	

※出所：「市資料」から監査人作成

本委託業務の業者選定に係る競争見積合わせでは、6者に見積提出を依頼し、その中で予定価格を下回り、かつ、最安値の見積業者を契約者として選定している。

<見積結果>

(単位：千円)

番号	商号又は名称	最終見積結果
1	(株) 梓設計	2,380
2	(株) 山下設計	7,770
3	(株) 久米設計	10,000
4	(株) 日建設計	16,500
5	(株) アール・アイ・エー	辞退
6	(株) 佐藤総合計画	辞退

※出所：「見積結果表」

契約額と予定価格を比較すると、契約額が予定価格に比して△9,708千円、落札率は約21%と低率となっている。

<予定価格と契約額の比較>

(単位：千円)

予定価格(税込)①	契約額(税込)②	差額(②-①)	落札率(②÷①)
12,326	2,618	△9,708	21%

※出所：「予定価格書」及び「契約書」から監査人作成

市は落札業者に対して、予定価格に比して低価格での落札になったものの業務の遂行に問題がない旨、口頭で確認を行ったとのことである。

しかし、確認を行った旨の文書化は行われておらず、確認及び検討を行った事実並びに当該検討結果を含めて決裁を受けた事実が確認できなかった。

【意見】

落札率が極端に低い場合、委託事業の確実な遂行のための体制が確保できるかといった視点で、契約締結前に業者に対して確認を行い、契約締結の妥当性を検討した上で決裁及び契約締結を行うことが重要である。

よって、市は、業務の遂行の確実性について業者に対して確認を行った場合は、その内容を文書化することが望まれる。

キ 2019年度臨港地区内ごみ搬出業務（臨時）委託（単価契約）（港湾建設部維持課）
No137

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、2019年度の臨港地区内における臨時的に発生したごみを搬出するものであり、ごみの搬出量を基準とした単価契約を行っている。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	臨港地区内 ごみ搬出業務 (臨時)委託 (単価契約)	臨港地区内 ごみ搬出業務 (臨時)委託 (単価契約)	2019年度 臨港地区内 ごみ搬出業務(臨時)委託(単価契約)
B. 契約者名	株式会社環境開発	株式会社環境開発	株式会社環境開発
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	随意契約 (競争見 積合わせ)	随意契約 (競争見 積合わせ)	随意契約 (競争見 積合わせ)
F. 予定価格	非公表	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	1,082,916	853,254	1,479,060
H. 落札率 (=G/F)	—	XXX%	XXX%
I. 最終契約額 (税込)	690,228	930,340	924,918
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	5 者	5 者	5 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

ク アイランドシティ地区コンテナクレーンIC-5号機C2岸壁延伸部乗入検討業務委託（港湾建設部施設課）No138

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託の目的及び委託内容は次のとおりである。

<委託概要>

(1) 目的
<p>本市が平成 21 年にアイランドシティ地区 C2 岸壁に設置したコンテナクレーン IC-5 号機について、C2 岸壁を含め、「港湾の施設の技術上の基準」（旧技術基準）に基づき製造されているが、今回、C2 岸壁延伸部の新規築造により、現行の「港湾の施設の技術上の基準」（現行技術基準）で築造する岸壁に乗入することになる。</p> <p>ついては、本業務にて、乗入に関して、現行技術基準に基づく検討を行うとともに、港湾法に基づく適合性確認にかかる手続きを行うものである。</p>
(2) 委託内容
<p>①コンテナクレーン IC-5 号機における C2 岸壁延伸部への乗入にかかる検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗入に係る検討（構造、係留装置等） ・必要に応じて、改造計画の策定・改造費用の算出 <p>②港湾法に基づく適合性確認に係る手続き （申請手数料は発注者負担とする）</p>

※出所：「特記仕様書」

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	アイランドシティ地区コンテナクレーン IC-5 号機 C2 岸壁延伸部乗入検討業務委託
B. 契約者名	—	—	JFE エンジニアリング株式会社九州支店
C. 契約開始日	—	—	令和元年 8 月 22 日
D. 契約終了日	—	—	令和元年 9 月 20 日
E. 契約方法	—	—	特命随意契約
F. 予定価格	—	—	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	—	9,612
H. 落札率 (=G/F)	—	—	XXX%
I. 最終契約額(税込)	—	—	9,612
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成について

業務プロセス	Plan(計画)：仕様書、設計書、予定価格等の作成
監査の視点	経済性及び効率性・説明責任及び透明性

【現状】

市は、予定価格の前提となる設計書作成に当たって、参考見積書を1者（JFE エンジニアリング株式会社）から入手している。その理由は次のとおりである。

＜参考見積業者の選定理由＞

本委託は、アイランドシティ地区 C2 岸壁に設置したコンテナクレーン IC-5 号機が、現行の「港湾の施設の技術上の基準」（現行技術基準）で築造する C2 岸壁延伸部に乗り入れることに関して、現行技術基準に基づく検討を行うとともに、港湾法に基づく適合性確認にかかる手続きを行うものである。 当該コンテナクレーンの詳細な設計状況を掌握した上で、新岸壁へ乗り入れ時の諸条件検証、強度確認や改修の必要性などの判断をする必要があり、当該コンテナクレーンを設計・製造した上記業者が、本業務を履行することができる唯一の業者であるため。

※出所：「決裁文書」

委託設計書の内訳は次のとおりである。

＜委託設計書＞

(単位：千円)

業務項目	員数・単位	金額
1 直接人件費		
設計と条件の整理	1 式	X, XXX
乗入検討	1 式	XXX
照査	1 式	X, XXX
報告書作成	1 式	XXX
2 直接経費		
電子成果品作成等	1 式	XXX
旅費交通費	1 式	XXX
3 その他の原価	1 式	X, XXX
業務原価		X, XXX
4 一般管理費等	1 式	X, XXX
業務価格		X, XXX
5 消費税及び地方消費税額		XXX
業務委託料		X, XXX

※出所：「委託設計書」から監査人作成

業務項目のうち「その他の原価」及び「一般管理費等」については、委託設計書ではいずれも次の算式により算出している。

＜その他の原価及び一般管理費等の算定式＞

(3) その他の原価 その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。 $(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$ ただし、 α は業務原価（直接経費の積上計算分を除く）に占めるその他原価の割合であり、35%とする。 (中略)

(4) 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

※出所：「港湾請負工事積算基準 平成30年3月（国土交通省港湾局）」

しかし、その他の業務項目のうち、一部の項目については市独自の積算を行っているものの、別の項目については、参考見積書の金額がそのまま採用されている。

また、「直接人件費」の内訳である「設計と条件の整理」「乗入検討」「照査」「報告書作成」について、それぞれ「1式」で示されていたため、市は、具体的な項目及び工数内訳を参考見積提出先から入手し、その内容の妥当性の検証を行っていたものの、検証過程については一件書類上、明示されていなかった。

【指摘事項】

参考見積書を提出した業者には、参考見積額が予定価格に反映されることを予測して参考見積額を過大とする思惑が生じかねない。特に、1者のみから参考見積書を入手して参考見積書の一部の項目や金額をそのまま設計書及び予定価格に反映した場合、取引の実例価格が反映されにくく、予定価格が過大となる可能性がある。

また、福岡市契約事務規則には、予定価格について次の規定があり、様々な観点から適正な予定価格を算出することを要求している。したがって、業者から取得した参考見積書は、あくまでも参考として位置付けられるべきものである。

<予定価格の作成>

第15条第2項 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短その他必要な事項を考慮して適正に定めるものとする。

※出所：「福岡市契約事務規則」

参考見積書を1者のみから入手し、この参考見積額を前提に予定価格を決定した場合、実例価格等を適切に反映しているか不明である。この点、市は、一部の項目については実例価格等に基づき算定しているが、別の項目では参考見積書の金額をそのまま採用しており、かつ単位も「1式」と表示されているため、適切に検討がなされたのかが一件書類上、確認できなかった。なお、その他の原価及び一般管理費等については、「港湾請負工事積算基準 平成30年3月（国土交通省港湾局）」で示された比率を用いて算定しているが、見積が増加すればその他の原価及び一般管理費等も増加する関係にあるため、見積の適切性が重要となる。

以上から、予定価格の作成に当たって適切に検討がなされたのかが確認できず、説明責任の観点から課題があると考えられる。また、予定価格に実例価格等が反映されないと予定価格が過大となるリスクがあることから、契約額の妥当性にも疑念が生じかねない。

よって、市は、福岡市契約事務規則に基づき、入手した参考見積書の金額の妥当性を検討し、予定価格を作成した際の検討過程を文書として保存する必要がある。

ケ 須崎ふ頭地区アンローダ4号機健全度調査業務委託(港湾建設部施設課)No139

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託の目的及び委託内容は次のとおりである。

<委託概要>

○業務目的 須崎ふ頭に設置しているニューマチックアンローダ4号機は、数年後に更新時期を迎えるが、本市では延命化についても検討している。 耐用年数を超えての延命化が可能かどうか、また可能である場合、何年間の延命化を図るかを検討するために荷役機械の構造物等の実情を把握し、その損傷程度に応じた対策を計画するためのもの。
○調査実施
①計画準備
②点検作業
・構造物の亀裂の確認
・構造物の変形の確認
・腐食検査
・H・Tボルトの健全性確認
・溶接接合部の健全度確認（機械室内は除く）
○調査範囲
①構造物の健全度調査のための点検・調査
②点検・調査用の重機（高所作業車）
③構造物の健全度調査のためアンローダ運転操作
④調査報告書の提出

※出所：「特記仕様書」から監査人作成

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	須崎ふ頭地区アンローダ4号機健全度調査業務委託
B. 契約者名	—	—	三菱重工交通機器エンジニアリング株式会社
C. 契約開始日	—	—	令和2年2月22日
D. 契約終了日	—	—	令和2年3月25日
E. 契約方法	—	—	特命随意契約
F. 予定価格	—	—	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	—	6,380
H. 落札率 (=G/F)	—	—	XXX%
I. 最終契約額 (税込)	—	—	6,380
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

コ 福岡空港アウトバウンド情報発信プラットフォーム構築業務委託（空港振興部空港企画課）No140

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、福岡空港からのアウトバウンド促進を目的に、福岡空港国際線から就航している都市の情報を発信するためのコンテンツの作成及び同コンテンツを公開するホームページデザインを作成するものである。具体的な業務内容は次のとおりである。

<業務内容>

(1) 福岡空港国際線就航先の国・地域における旅行需要喚起に向けた基本コンテンツの作成
(2) 航空会社、旅行会社などアウトバウンド関係者との連携及び情報の収集
(3) 公開用ホームページデザインの作成

※出所：「委託仕様書」

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	福岡空港アウトバウンド情報発信プラットフォーム構築業務委託
B. 契約者名	—	—	株式会社インアウト・ツーリズム研究所
C. 契約開始日	—	—	令和2年1月7日
D. 契約終了日	—	—	令和2年3月25日
E. 契約方法	—	—	随意契約（競争見積合わせ）
F. 予定価格	—	—	990
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	—	990
H. 落札率 (=G/F)	—	—	100%
I. 最終契約額(税込)	—	—	990
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	2者

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 設計書作成のための根拠資料の入手等について

業務プロセス	Plan(計画)：仕様書、設計書、予定価格等の作成
監査の視点	説明責任及び透明性

【現状】

市は、本委託業務を実施するに当たり、予定価格作成の基礎資料として設計書の作成を行っている。

市は設計書の作成に当たり、海外旅行を取り扱っている旅行会社 2 者に対してヒアリングを実施し、仕様書等の内容を基に金額(単価)の聞き取りを行った。

設計においては、金額に幅があったことから最も低い単価を採用したとのことである。

しかし、当該ヒアリング内容及び検討経緯については文書で残しておらず、また、業者から参考見積書も入手していないため、設計書の妥当性の根拠が書面により確認できなかった。

【指摘事項】

本業務委託では、設計書の妥当性の根拠が書面により確認できなかったため、設計金額の妥当性が確認できなかった。

よって、市は、設計金額の妥当性の確保、ひいては契約額の妥当性の確保及び事後的な検証可能性の確保のため、設計書の積算経緯を文書で残すとともに、適切な単価が公表資料等から入手困難な場合には参考見積書を入手すべきである。

② (意見) 業者選定の妥当性の確保について

業務プロセス	Plan(計画)：選定方法の決定、選定手続の実施
監査の視点	説明責任及び透明性

【現状】

市の「契約事務の手引」によれば、競争見積合わせにおける選定業者数について、次のとおり定めている。

<選定業者数>

オ 選定業者数

(7) 設計金額又は予定額が契約規則第 22 条各号に定める額以下の場合

規則上、競争見積合わせ(随意契約)を行う場合、2 者以上を選定するルールとなっています(契約規程 11)が、辞退する業者がいる可能性を考慮し、3 者以上を選定するのが望ましいです。

※出所：「契約事務の手引」

市は、本業務委託の業者選定に当たっては 2 者を選定しているが、2 者のみとなった理由を市に確認したところ、次の回答を得た。

<業者選定が 2 者のみとなった理由>

地場中小企業者の受注機会の増大を図るという市の方針に基づき、実施可能な福岡市内の地場中小企業について日本旅行業協会にヒアリングしたところ、2 者が提示されたもの。

なお、海外旅行を取り扱う旅行会社などでも今回の業務は実施可能と考える。

※出所：「市回答」

なお、業者選定の過程については、文書で保存されていなかった。

【意見】

設計金額又は予定額が福岡市契約事務規則第 22 条各号に定める額以下の場合において、規則上、競争見積合わせ（随意契約）を行う場合、2 者以上を選定するルールとなっており、その点で本業務委託は法規性に反しているわけではない。

しかし、本業務委託については「海外旅行を取り扱う旅行会社などでも今回の業務は実施可能」との市の回答にもあるとおり、3 者以上の業者を選定することができた可能性が高い。

よって、市においては、契約事務の手引の定めに従い、辞退する業者がいる可能性を考慮して 3 者以上を選定するのが望ましい。

また、業者選定過程の妥当性の確保及び事後的な検証可能性の確保のため、業者選定の過程は文書で保存することが望ましい。

③ （意見）成果物の積極的な活用の検討について

業務プロセス	Action（改善）：次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	有効性

【現状】

本業務委託は、福岡空港からのアウトバウンド促進を目的として、福岡空港国際線から就航している都市の情報を発信するためのコンテンツの作成及び同コンテンツを公開するホームページデザインを作成するものであり、今後、当該コンテンツを無料で他の企業や団体に提供し、広く活用してもらうことが想定されている。

しかし、現状では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響もあり、当該コンテンツについて広く活用がなされているとは言い難い状況である。

【意見】

前述のとおり、作成したコンテンツを広く活用してもらうことが本業務委託の目的であり、当該目的が達成できなければ支出の効果が適切に発揮されたとは言えない。

よって、市においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という特殊な状況を踏まえつつ、今後、当該コンテンツの積極的な活用を継続的に検討することが望ましい。

(11) 東区役所

ア 東区役所本館・別館空調設備保守点検業務委託（総務部総務課）No141

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務は、空調設備（吸収式冷温水器、冷却塔、空気調和機、ポンプ、送風機、エアコン、全熱交換機等）の定期点検及び保守を行い、保守点検の結果設備上不良な箇所が発見された場合や障害等の発生時等には、その原因を調査究明し、適切な対応を行うものである。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	東区役所本館・別館空調設備保守点検業務委託	東区役所本館・別館空調設備保守点検業務委託	東区役所本館・別館空調設備保守点検業務委託
B. 契約者名	有田設備株式会社	有田設備株式会社	有田設備株式会社
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	随意契約（競争見積合わせ）	随意契約（競争見積合わせ）	随意契約（競争見積合わせ）
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	2,214	2,608	3,121
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	2,214	2,608	3,179
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	4 者	4 者	3 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 随意契約の理由の明確化について

業務プロセス	Plan(計画)：選定方法の決定、選定手続の実施
監査の視点	合規性・説明責任及び透明性

【現状】

市は、本業務委託において、競争見積合わせにより業者を選定し、随意契約を締結している。

随意契約となる根拠法令は、起案文書には地方自治法施行令第167の2第1項第6号との記載がある。しかし、本業務委託が随意契約に該当する理由及び同施行令第167の2第1項第6号に該当する理由は明示されていない。

＜随意契約の根拠法令＞

契約方法 随意契約 根拠法令 地方自治法施行令第167の2第1項第6号

※出所：「入力確認票」

【指摘事項】

随意契約は、地方自治法で規定されている契約手続のうち例外的な契約方法であるとともに、市の「随意契約ガイドライン」では、「随意契約による場合は地方自治法施行令第167の2第1項第1号から第9号までのどの号数による随意契約の方法とするか明確にすること」とされている。すなわち、例外的な契約である随意契約を選択する以上、契約事務の公正性、経済性の観点から、その理由を客観的、総合的な観点から整理しておく必要がある。

＜地方自治法施行令 随意契約＞

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。 (中略) (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。

※出所：「地方自治法施行令」

＜根拠法令の明確化＞

随意契約による場合は、予定価格や発注案件の性質・目的等により判断して、政令第167条の2第1項第1号から第9号までのどの号数により随意契約の方法とするかを明確にすること。(略)

※出所：「随意契約ガイドライン」

しかし、上記のとおり、本業務委託では、随意契約に該当する理由及び同施行令第167の2第1項第6号に該当する理由の明示がない。

随意契約は、地方自治法で規定されている契約手続のうち例外的な契約方法であり、随意契約の理由の明示は、説明責任の観点から重要である。

よって、市は、本業務委託については、随意契約となる理由を明確化し、根拠法令は「地方自治法施行令第167条の2第1項第6号」に該当する旨及びその条文に該当する理由を起案文書等に明示すべきである。

イ 旧東市民センター管理運営業務委託（総務部総務課）No142

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、福岡市東区香住ヶ丘にある旧東市民センターの管理運営を委託するものである。具体的な業務内容については次のとおりである。

- ・管内清掃の実施（週1回）
- ・施設内外の巡回点検及び簡易清掃の実施（毎日）
- ・地域団体及び東区役所による施設使用時の対応（館内案内、鍵の受渡し等）
- ・施錠解錠及び防犯カメラの映像による異常の確認、連絡等
- ・緊急時の連絡及び対応等
- ・管理日報等の作成、提出
- ・その他（建物の設備に係る点検等の立会、高圧受電設備等設備に関する管理、連絡等）

(イ) 委託契約の概要

（単位：千円）

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	旧東市民センター 管理運営業務委託	旧東市民センター 管理運営業務委託	旧東市民センター 管理運営業務委託
B. 契約者名	株式会社 創建サー ビス	株式会社 創建サー ビス	株式会社 創建サー ビス
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	随意契約（競争見 積合わせ）	随意契約（競争見 積合わせ）	随意契約（競争見 積合わせ）
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	2,506	2,419	2,419
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	2,506	2,419	2,445
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	5 者	6 者	7 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (意見) 参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成について

業務プロセス	Plan(計画)：仕様書、設計書、予定価格等の作成
監査の視点	説明責任及び透明性

【現状】

本業務委託では、予定価格の前提となる設計書作成に当たり、参考見積書を1者(株式会社創建サービス)から入手して当該参考見積書の金額を前提に設計書の積算根拠としている。市は、参考見積書の金額を前提に設計書の積算根拠としているが、参考見積書の積算根拠について実例価格等の妥当性を検討した文書は残されていない。

また、1者のみから参考見積書を入手することについて、1者のみとした理由は起案文書等に明示されていない。

本業務委託では、競争見積合わせが実施されており、見積合わせには7者が参加し、価格競争の結果、株式会社創建サービスが委託先業者として決定している。

【意見】

参考見積書を提出した業者には、参考見積額が予定価格に反映されることを予測して参考見積額を過大とする思惑が生じかねない。特に、1者のみから参考見積書を入手して参考見積書の項目や金額をそのまま設計書及び予定価格に反映した場合、取引の実例価格が反映されにくく、予定価格が過大となる可能性がある。

また、福岡市契約事務規則には、予定価格について次のとおり規定されており、様々な観点から適正な予定価格を算出することを要求している。したがって、業者から取得した参考見積書は、あくまでも参考として位置付けられるべきものである。

<予定価格の作成>

第15条第2項 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短その他必要な事項を考慮して適正に定めるものとする。

※出所：「福岡市契約事務規則」

本業務委託において、市は、実例価格等の妥当性を検討した文書を残しておらず、適切に検討がなされたか確認できなかった。また、1者のみから参考見積書を入手する理由も明示されていないとともに、競争見積合わせには7者参加しているため他業者への参考見積の依頼も可能である。このため、予定価格の作成に当たって適切に検討されたのかが確認できず、説明責任の観点から課題があると考えられる。

よって、市においては、福岡市契約事務規則に基づき、入手した参考見積書の金額の妥当性を検討した上で予定価格を作成するとともに、その検討過程を文書として保存することが望ましい。

ウ 東区役所警備等業務委託（総務部総務課）No143

(ア) 事業及び業務委託の概要

東区役所本館及び駐車場、東区役所別館（東保健所及び新館）及び水道局東営業所（2階通路の一部及び3階）において、以下の業務を行うものである。

- ・巡回（2、3時間に1回程度）
- ・守衛室常駐、玄関立哨（開庁日かつ玄関開扉時間帯…2名体制。その他の時間帯…守衛室常駐。）
- ・その他の業務（火災予防、災害等の緊急時対応、庁舎の秩序維持及び盗難防止、来庁者への庁舎案内及び場内整理、国旗、市旗等の掲揚及び降納、拾得物等の受付及び保管、文書等の受付、保管及び引渡し、時間外における窓口及び電話対応等）

なお、受注者は、翌月の警備計画・報告書を毎月末日までに市に提出し、市の承認を受けたのち警備を実施し、市が指定する警備日誌を毎日市に提出し、市の確認を受けなければならない。また、警備の実施状況を定期的に監察、指導するためパトロールを実施し、翌月5日までにその報告書を提出することとしている。

(イ) 委託契約の概要

（単位：千円）

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	東区役所警備等業務委託
B. 契約者名	—	—	太平ビルサービス株式会社
C. 契約開始日	—	—	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	—	—	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	—	—	プロポーザル方式 (特命随意契約)
F. 予定価格	—	—	17,497
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	—	17,380
H. 落札率 (=G/F)	—	—	99.3%
I. 最終契約額(税込)	—	—	17,406
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	3 者

(ウ) 監査の結果及び意見

① (意見) 提案内容に関する事後的な検証及び委託業務の効果の測定について

業務プロセス	Check (評価) : 業務委託実施後の評価
監査の視点	有効性

【現状】

本業務委託では、提案競技で受託候補者が決定され、その後、受託候補者との協議が行われ、業務委託契約が締結されている。

提案競技には3者が参加しており、各参加者からの企画提案書等の提出、プレゼンテーション実施の後、審査の結果を踏まえ、各参加者の順位が決定されている。なお、最優秀提案として決定された業者から辞退の届出がなされたため、市は次点の業者と業務委託契約を締結している。

参加者からは、提案競技実施要領に記載の次の各項目について具体的な内容が企画提案書にて提案されている。

契約した委託先業者が企画提案書に記載した内容について、委託業務が完了した後提案どおりの内容が実施されたことを確認し、事後評価しているかを市へ質問したところ、市が必要と考えている業務はあくまでも仕様書に記載の業務であり、それ以外の提案項目については事前評価の対象であると考えているとのことである。

＜企画提案書における提案内容＞

項目	企画提案書に記載すべき内容
(1) 業務実施の視点	区役所という公共施設において、警備及び案内業務等の付随業務を実施するにあたっての基本的な考え方
(2) 警備員の配置計画	指定の配置体制を充足する具体的な警備員の配置体制（人員・交代時間等）、計画にあたっての考え方、日々業務の引き継ぎ方法等
(3) 警備責任者の配置	現場における警備責任者の配置、勤務時間、選定理由、経歴、その他特筆すべき事項等 (決定している場合は、個人名も含め個別具体的に記載のこと。未定の場合は、最低限確保できる内容を記載のこと。)
(4) 人員の確保	本業務の警備員人選にあたっての基本的な考えかた（警備員の警備経験年数、年齢構成等も含む。）警備員確保の方法、年休時・指定勤務時間帯の代替警備員確保の方法等
(5) 研修及び指導体制（待遇含む。）	技術力向上等のための教育訓練の具体的な実施体制、実施計画。 毎月の監察、指導を行う指導体制。 待遇に関する考え方、取組み。
(6) 個人情報保護への対応	個人情報保護に対する考え方、取組み。
(7) トラブル対応	立哨、巡回時に不審者等の発見時の対応の考え方。 苦情等への対応、改善策。
(8) 業務体制	履行開始前のスムーズに業務遂行するための取組み、スケジュール等。 業務運営を継続的に円滑に実施できる体制。
(9) 実績	「同種又は類似業務の実績表」を踏まえ、これまでの業

項目	企画提案書に記載すべき内容
	務の実績から今回の業務で活かせること等。
(10) 見積額	人件費・管理費別の見積額。 単価も含め可能な限り詳しく記載のこと。

※出所：「東区役所警備等業務委託 提案競技実施要領」

【意見】

市は、提案競技実施要領に記載の各項目を評価項目として参加者の順位を決定し、委託先業者と本業務委託の契約を締結している。このため、委託先業者が提案した内容が実際に実施されたかは重要な論点であると考え。なぜなら、例え仕様書の業務が実施されたとしても、企画提案書に記載された内容が十分に提供されなかったとすれば、提案競技時に期待した市民サービスの向上等の成果が得られなかった可能性を否定できないためである。

よって、市においては、区役所における市民サービスの向上等が図られたかどうかの観点から、本業務委託の完了においては、提案競技実施要領に記載の各項目について、提案競技における提案内容が適切に実施されたかどうかを確認し、事後評価することが望ましい。

エ 馬出公民館外32館清掃業務委託（総務部地域支援課）No144

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、福岡市東区内にある公民館及び会館において、洗浄ワックス塗布や、ごみ、ほこり、蜘蛛の巣等除去、拭き掃除等の定期清掃を行うものである。具体的な清掃場所は次のとおりである。

＜本委託業務における清掃場所＞

床面（室内、廊下、階段）、トイレ、天井、壁面（建具、ブラインド、手摺含む）、照明器具、窓枠（サッシ・レール含む）、ガラス（室内含む）、網戸、屋外、換気扇（カバー含む）

※出所：「仕様書」

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	馬出公民館外 32 館 清掃業務委託	馬出公民館外 32 館 清掃業務委託	馬出公民館外 32 館 清掃業務委託
B. 契約者名	株式会社ハチダイ	株式会社ハチダイ	株式会社ハチダイ
C. 契約開始日	平成 29 年 9 月 14 日	平成 30 年 10 月 24 日	令和元年 10 月 17 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	3,091	3,272	3,498
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	3,091	3,272	3,498
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	6 者	7 者	7 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (意見) 公民館等清掃業務委託履行確認書における押印欄の廃止の検討について

業務プロセス	Check (評価) : 業務委託の履行確認
監査の視点	経済性及び効率性

【現状】

本業務委託において、委託先業者は清掃作業の終了ごとに市職員立会の下、清掃場所ごとに清掃内容の報告を行い、「公民館等清掃業務委託履行確認書」に市職員の確認印を受けることを求められている。

「公民館等清掃業務委託履行確認書」には、「作業責任者氏名・印」及び「業務遂行責任者氏名・印」の欄が設けられており、作業責任者（主に清掃の実施者）及び業務遂行責任者（主に委託先業者の代表取締役）が署名、押印する運用となっている。

しかし、令和元年度の「公民館等清掃業務委託履行確認書」の一部について、押印漏れがあった。

【意見】

「公民館等清掃業務委託履行確認書」への作業責任者及び業務遂行責任者の押印は、市の規則や本委託契約の規定上、必須なものとされており、また、各清掃場所の作業責任者等を明確にするという観点からは、担当者の署名があれば十分であると考えられる。

作業負担を軽減し、また、押印漏れのような運用誤りを生じさせないという点を踏まえ、市は、「公民館等清掃業務委託履行確認書」における押印欄の廃止を検討することが望まれる。

オ 平成31年度東区公園等除草業務委託（地域整備部維持管理課）No145

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、福岡市東区内にある公園、緑地及び緑道（以下「公園等」という。）において、複合除草（手取除草、手刈り及び機械除草）を実施するものであり、対象となる公園等は次のとおりである。

＜本委託業務の対象地域＞

照葉の森公園、香椎照葉東公園、香椎照葉中公園、香椎照葉1号緑道、香椎照葉2号緑道、香椎照葉3号緑道、香椎浜西公園、松崎中央公園、香椎浜南公園、香椎浜東公園、箱崎ふ頭記念公園、香椎浜公園、箱崎公園、馬出緑道、青葉緑地、青葉の杜公園、多々良川緑地公園、貝塚公園、汐井公園

※出所：「業務計画書」

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	平成 29 年度東区公園等除草業務委託	平成 30 年度東区公園等除草業務委託	平成 31 年度東区公園等除草業務委託
B. 契約者名	公益社団法人福岡市シルバー人材センター	公益社団法人福岡市シルバー人材センター	公益社団法人福岡市シルバー人材センター
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 29 年 10 月 31 日	平成 30 年 10 月 31 日	令和元年 10 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	22,885	26,996	27,104
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	22,885	27,710	27,153
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (意見) 特命随意契約理由の十分な検討について

業務プロセス	Plan(計画)：選定方法の決定、選定手続の実施
監査の視点	有効性・経済性及び効率性

【現状】

市は、本業務委託について、次の依頼文書等を背景として特命随意契約を締結し、公益社団法人福岡市シルバー人材センター（以下「福岡市シルバー人材センター」という。）に委託している。

＜保健福祉局高齢社会部高齢福祉課から東区地域整備部維持管理課への依頼文＞

(略)

さて、公益社団法人福岡市シルバー人材センターは、臨時的かつ短期的な就業を通じて高齢者の就業機会の拡大と福祉の増進を図ることを目的に、「高齢者等の雇用の安定

等に関する法律」に基づき設立された団体です。また、同法により地方公共団体は、定年退職者等に対し希望に応じた就業機会を提供する団体を育成し、その就業機会の確保のために必要な措置を講ずるよう努めることが求められています。

保健福祉局としましては、高齢者が意欲や能力に応じて社会の中で活躍できる仕組みや環境を作っていくことが必要であり、その中で、シルバー人材センターの果たす役割は非常に大きく、その重要性はますます増していくものと考えております。

つきましては、シルバー人材センターの事業推進のため、貴課で所管されております標記業務の契約について、平成 31 年度も引き続きシルバー人材センターが受諾できますよう、特段の配慮をいただきたくお願い申し上げます。

※出所：「福岡市シルバー人材センターへの公園除草清掃業務受託について（依頼）」

＜東区地域整備部維持管理課における特命随意契約の検討＞

保健福祉局高齢社会政策課より高齢者の雇用対策として、上記委託を福岡市シルバー人材センターと契約するように別紙のとおり依頼があった。

本委託は、東区内の公園等において主に平坦地の除草作業を行うものであり、作業が軽易なため、高齢者にも適した作業であることから、シルバー人材センターと特命随意契約を締結するよう依頼するもの。

※出所：「起案文書」

なお、別途、保健福祉局高齢社会部高齢福祉課は、平成 30 年 10 月 24 日付けで市の各部署に対し、次のとおり依頼文書を発出している。

＜保健福祉局高齢社会部高齢福祉課から各部署への依頼文＞

(略)

さて、シルバー人材センターは、国や地方公共団体の高齢社会対策を支える組織として都道府県知事の許可を受けた公益社団法人で、60 歳以上の高齢者に対して臨時的・短期的な就業機会を提供し、就業を通じて高齢者の生きがいの充実や地域社会の福祉の向上を図るものとして重要な役割を果たしてきております。

福岡市におきましても、公益社団法人福岡市シルバー人材センターが、本市の支援の下に昭和 58 年に設立され、働く意欲と能力を持ったおよそ 7,000 人の会員が、働くことを通じて健康で生きがいのある生活を実現するとともに、地域社会の活性化に貢献しています。

今日、いわゆる「団塊の世代」が大量退職して本格的な高齢社会を迎えていくなかで、高齢者の社会参加のニーズはますます高まってきており、これらの元気高齢者の多種多様な知識や経験を最大限に活かすための就業機会の確保が緊急の課題となっています。

つきましては、現在貴職で実施されている、あるいは今後実施予定の委託業務において、福岡市シルバー人材センターが受託可能なものがありましたら、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により、シルバー人材センターからの「役務の提供」に係る業務については、随意契約ができることとなっておりますので、業務の優先的発注をご検討くださいますようお願いいたします。

なお、契約にあたっては、平成 17 年 2 月 17 日付財契第 932 号「地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定を根拠とした随意契約を行う場合の事務取扱について（通知）」に従い手続きを行っていただきますようお願いいたします。

※出所：「公益社団法人福岡市シルバー人材センターへの業務発注について（依頼）」

【意見】

特命随意契約の締結は、競争性を確保することが困難なことから、適用できる場面が限定されている。

<市の委託先選定方法について>

(委託先の選定)

第7条 (略)

4 特命随意契約を行うことができるのは、他に受託可能な者がいないなど限定的な場合であり、その適用に当たっては十分留意するものとする。

※出所：「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」

<特命随意契約の考え方について>

地方公共団体が締結する契約は、競争入札が原則であり、随意契約による場合でも2者以上から見積書を徴し、競争性を確保することが必要である。しかし、真にやむを得ない理由がある場合は、特命随契により契約を締結することになるが、その執行には慎重な判断が必要となる。これは、地方公共団体が締結する契約は、公正性、競争性及び透明性の確保が必要であり、特命随契による場合は、その経過や理由を市民に説明する必要があるためである。

※出所：「随意契約ガイドライン」

【現状】に記載されているとおり、高齢者福祉の観点から、福岡市シルバー人材センターに発注するという点は理解できる。また、当該法人の設立趣旨を踏まえれば、業務に対して委託料が過度に高額になるリスクは低いと考えられる。

しかし、安易に福岡市シルバー人材センターとの特命随意契約の締結が継続されることは、場合によっては契約の公正性や競争性が阻害されるおそれがある。特命随意契約が適用できる場面が限定されている趣旨を踏まえれば、業者選定は、高齢者福祉の観点のみではなく、業務委託の有効性、効率性及び経済性も踏まえ、総合的な判断に基づいて実施されるべきであると考えられる。

例えば、長浜市（滋賀県）の随意契約ガイドラインによれば、長浜市は、シルバー人材センターとの特命随意契約を認めつつも、その判断は慎重になされるよう、注意喚起している。

<長浜市におけるシルバー人材センターとの随意契約に関する注意事項>

本号では以下の契約について、障害者福祉等の増進といった一定の政策目的のために必要な随意契約を締結することができるとされています。

- ① 障害者支援施設等において製作された物品を買い入れる契約
- ② 障害者支援施設等から役務の提供を受ける契約
- ③ シルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約
- ④ 母子及び寡婦福祉法に規定する福祉団体等から役務の提供を受ける契約

※注意事項

本号において随意契約の対象となるのは、上記のように福祉関連施設等において製作された物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をする場合です。工事請負契約は本号には該当しません。

なお、本号を適用する場合には、施行令の趣旨に基づき、1者随契とすることができます。

本号を適用する契約としてはシルバー人材センターを相手方とする契約が多く見受けられますが、およそシルバー人材センターに委託する業務は他の事業者にも履行可能なものが大半です。本号を用いてシルバー人材センターを契約の相手方とする場合には、政策的な目的に立ち、同者が相手方として最も相応しいとした理由を明確に説明できるよう留意してください。（同号に規定されている他の施設・団体を相手方とする場合も同様です。）

対象となる相手方が複数いる場合は、安易に1者随契とせず、見積を徴取し、原則として最も安い価格を提示した者と契約してください。

※出所：「長浜市随意契約ガイドライン」

本業務委託に関して、市は、本委託契約対象外の公園等における除草業務については、別の委託先業者との「単価契約 平成31年度 東区公園等管理業務委託」（以下「公園等管理業務委託」という。）を通じて行っている。例えば、本委託業務における公園等の除草業務についても、当該公園等管理業務委託にて一括して発注することにより、より効率的、経済的に事業を実施可能なのではないかとといった検討の余地があると考えられる。

よって、市は、特命随意契約の締結に当たっては、その理由について慎重に判断することが望まれる。

② （意見） 随意契約締結についての情報公開の充実について

業務プロセス	Action（改善）：情報公開
監査の視点	有効性・説明責任及び透明性

【現状】

本業務委託の相手方は、公益社団法人シルバー人材センターである。この相手方は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条の規定に基づき指定を受けたシルバー人材センターに該当する。

<シルバー人材センター>

（指定等）

第37条 都道府県知事は、定年退職者その他の高齢退職者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条において同じ。）に係るものの機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することにより、その就業を援助して、これらの者の能力の積極的な活用を図ることができるようにし、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人（次項及び第四十四条第一項において「高齢者就業援助法人」という。）であつて、次条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、市町村（特別区を含む。第三十九条及び第四十四条において同じ。）の区域（当該地域における臨時的かつ短期的な就業の機会の状況その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める基準に従い、次条第一項第一号及び第二号に掲げる業務の円滑な運営を確保するために必要と認められる場合には、都道府県知事が指定する二以上の市町村の区域）ごとに一個に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。ただし、第四十四条第一項の指定を受けた者（以下「シルバー人材センター連合」という。）に係る同項の指定に係る区域（同条第二項又は第四項の変更があつたと

きは、その変更後の区域。以下「連合の指定区域」という。)については、この項の指定に係る区域とすることはできない。

一 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、高年齢者の福祉の増進に資すると認められること。

2 前項の指定は、その会員に同項の指定を受けた者（以下「シルバー人材センター」という。）を二以上有する高年齢者就業援助法人に対してはすることができない。

(略)

※出所：「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」

本業務委託契約は、上記シルバー人材センターから役務提供を受けるものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき特命随意契約を締結しているものである。

<随意契約の根拠規定>

(随意契約)

第167条の2 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(中略)

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一项に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第三条第一項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に規定す

る母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

（略）

※出所：「地方自治法施行令」

また、市は、上記法令に基づき、福岡市シルバー人材センターと随意契約を締結した場合について、次のとおり契約内容等の公表を求めている。

＜地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づく随意契約の場合の公表＞

（随意契約の内容の公表）

第 22 条の 2 令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定により契約を締結しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約の発注見通し
- (2) 契約の内容、契約の相手方の決定方法、選定基準及び申請方法
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の契約を締結したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由その他市長が定める事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

※出所：「福岡市契約事務規則」

1. 対象施設、対象となる契約について

地方自治法施行令 167 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに別紙 1 参照

2. 契約事務の流れ

(1) 事前の情報公表

(ア) 契約課にて公表

- ・発注見通し
- ・契約内容

(イ) 原課にて公表

- ・契約の相手方の決定方法や選定基準
- ・申請方法等

(2) 契約事務（通常の契約事務と同じ流れです。）

(3) 事後の情報公開

(ア) 原課にて公表

- ・契約の相手方となった者の名称
- ・契約の相手方とした理由等
- ・契約の締結状況

3. 公表の方法について

公表については資料を閲覧できるようにしておくことがのぞましいですが、閲覧場所の確保が難しい等の理由がある場合は、申請者の求めに応じて公開することとします。

※出所：「地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定を根拠とした随意契約を行う場合の事務取扱について（通知）」

これらの規定に基づき、市は、「契約課にて公表」と取り扱われている情報については、市のホームページで公表している。

他方、「原課にて公表」と取り扱われている情報については、市は、ホームページでの公表を行っておらず、申請者から原課に対して閲覧の申出があった場合に、閲覧に供することをもって公表と取り扱っている。

【意見】

福岡市契約事務規則にも「公表」の定義やその方法の定めはないものの、一般に公表とは、広く一般にその事実を公表することを意味すると解される。

しかし、市の「原課にて公表」とされる情報の取扱いは、契約書類の閲覧の申出があった場合にそれを閲覧させるという消極的なものであり、市民に広く契約の相手方等を知らしめるための積極的な行いとは言えないと考えられる。特に市には公表の方法の定めがないこともあり、契約書類が閲覧可能かどうかを知らない市民も多いと思われ、契約の相手方や契約した理由を知る機会が十分に与えられないままである。その意味で、市の事後の公表の実施方法については、積極的な情報提供を求められる「公表」の趣旨目的と整合しない面がある。

よって、市においては、公表の定義ないし公表の方法についての明確な規定を設けることが望ましい。

例えば、筑紫野市（福岡県）では、契約の透明性確保の観点から、次のとおり、契約の発注見通し（事前の情報公表）及び契約締結の状況（事後の情報公開）に関する情報が全てホームページ上に公表されている。

＜筑紫野市における情報公開制度＞

- 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号または第 4 号を適用する随意契約の発注情報の公表

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号を適用する随意契約とは、特定の施設等（シルバー人材センターや障害者支援施設など）から物品を買い入れる契約または役務の提供を受ける契約をいいます。

また、第 4 号を適用する随意契約とは、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる契約をいいます。

筑紫野市では、筑紫野市契約規則第 26 条の 2 の規定に基づき、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号または第 4 号を適用する随意契約について、「発注見通し」および「契約締結の状況」を公表しています。

※出所：「筑紫野市ホームページ」

市は、他地方公共団体の事例も参考にしながら、ホームページ等を用いた情報公開の拡充を図ることが望まれる。

カ 単価契約平成31年度東区公園等管理業務委託（その2）（地域整備部維持管理課）
No146

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、福岡市東区内にある公園等において、樹木管理等を実施するものであり、業務の具体的な内容は次のとおりである。

＜本委託業務の概要＞

(1) 公園管理業務の履行及び報告
(2) 植込地・芝生地管理業務の履行及び報告
(3) 野球場等管理業務の履行と報告
(4) 公園点検業務の履行と報告
(5) 適正利用誘導の履行と報告
(6) 報告及び完了検査

※出所：「公園緑地維持管理業務 共通仕様書」

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	単価契約平成 29 年度東区公園等管理業務委託（その 2）	単価契約平成 30 年度東区公園等管理業務委託（その 2）	単価契約平成 31 年度東区公園等管理業務委託（その 2）
B. 契約者名	株式会社大橋造園 土木	株式会社大橋造園 土木	株式会社大橋造園 土木
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	随意契約（競争見積合わせ）	随意契約（競争見積合わせ）	随意契約（競争見積合わせ）
F. 予定価格	48,329	47,014	46,992
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	40,814	39,893	39,619
H. 落札率 (=G/F)	84.5%	84.9%	84.3%
I. 最終契約額(税込)	41,715	40,546	42,181
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	8 者	9 者	9 者

(ウ) 監査の結果及び意見

① (意見) 最低制限価格の金額及び公表方法の見直しについて

業務プロセス	Plan(計画)：選定方法の決定、選定手続の実施
監査の視点	有効性

【現状】

本業務委託について、市は競争見積合わせにより業者選定を実施している。市は、予定価格及び最低制限価格（失格基準価格）を設定の上、各業者に見積書の提出を依頼し、最低制限価格以上予定価格以下の単価を提示した業者のうち、最も低い金額を提示した業者を契約先業者として選定している。また、予定価格及び最低制限価格について市は、見積依頼の段階で各業者に事前通知している。

なお、予定価格は、過年度の実績等を踏まえ、市が設定した所定単価に基づいている。また、最低制限価格は、予定価格の85%に設定されている。

令和元年度の本委託契約における見積合せについて、参加した業者はいずれも最低制限価格と同額の見積金額を提示し、市は、くじ引きにより業者選定を行っている。

市担当者によれば、少なくとも直近3年度は、同様の状況が継続しているとのことである。

【意見】

くじ引きによる運任せの業者選定が継続していることは、業者選定の適正性の観点から望ましくない。

最低制限価格の金額に関して、多数の業者が現状の最低制限価格と同額の見積金額を提示していることを踏まえると、市は、最低制限価格の設定方法を見直すことにより、より経済的に委託業務を発注できる可能性がある。

また、最低制限価格の事前公表に関して、業者による過度なダンピングを防止できる等のメリットがある反面、業者の見積り努力を失わせ、積算能力が不十分な業者でも、事前公表された最低制限価格を参考にして受注する事態が生じる可能性がある。

実際、国は、公共工事の入札に関して、最低制限価格の公表を原則として契約締結後に行うよう方針を示している。

<公共工事における最低制限価格公表に関する方針>

II. 継続的に措置に努めるべき事項

(中略)

4. 低入札価格調査の基準価格等の公表時期の見直し

低入札価格調査基準価格及び最低制限価格については、その事前公表により、当該近傍価格へ入札が誘導されるとともに、入札価格が同額の入札者のくじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じること、地域の建設業の経営を巡る環境が極めて厳しい状況にあることにかんがみ、事前公表は取りやめ、契約締結後の公表とすること。

予定価格についても、その事前公表によって同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うこと。

※出所：「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」

よって、市は、最低制限価格による見積金額の提示が継続している理由を十分に検討した上で、最低制限価格の金額の水準及び公表タイミングについて見直しを図ることが望まれる。

(12) 南区役所

ア 南区役所警備等業務委託（総務部総務課）No147

(ア) 事業及び業務委託の概要

南区役所本館及び別館並びに南区保健福祉センター（南保健所）において、以下の業務を行うものである。

- ・巡回（2、3時間に1回程度）
- ・守衛室常駐、玄関立哨（開庁日かつ玄関開扉時間帯…2名体制、その他の時間帯…守衛室常駐）
- ・駐車場警備（南区役所本館駐車場入り口にて来庁車の誘導整理）
- ・その他の業務（火災予防、災害等の緊急時対応、庁舎の秩序維持及び盗難防止、来庁者への庁舎案内及び場内整理、国旗、市旗等の掲揚及び降納、拾得物等の受付及び保管、文書等の受付、保管及び引渡し、時間外における窓口及び電話対応等）

なお、受注者は、翌月の警備計画及び報告書を毎月末日までに市に提出し、市の承認を受けたのち警備を実施し、市が指定する警備日誌を毎日市に提出し、市の確認を受けなければならない。また、警備員の実施状況を定期的に監察、指導するためパトロールを実施し、翌月5日までにその報告書を提出することとしている。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A. 契約件名	南区役所警備等業務委託	南区役所警備等業務委託	南区役所警備等業務委託
B. 契約者名	舞鶴警備保障株式会社	舞鶴警備保障株式会社	舞鶴警備保障株式会社
C. 契約開始日	平成29年10月1日	平成30年4月1日	平成31年4月1日
D. 契約終了日	平成30年3月31日	平成31年3月31日	令和2年3月31日
E. 契約方法	プロポーザル(特命随意契約)	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	7,633	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	7,475	16,362	17,172
H. 落札率 (=G/F)	97.9%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	7,475	16,362	17,353
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	4者	1者	1者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (意見) 同一業者と継続して特命随意契約を締結する場合の履行内容の評価について

業務プロセス	Action (改善) : 次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	説明責任及び透明性

【現状】

本業務委託では、平成 29 年度に提案競技方式により委託先業者が決定されている。その後、平成 30 年度及び令和元年度については、次の通知文書の内容を前提として、平成 29 年度に決定した業者と特命随意契約を継続して締結している。

＜警備委託に係る契約方法等＞

1 契約の方法等 (1) 警備委託 警備委託における警備方法としては、①機械警備、②常駐警備、③巡回警備、④機械警備と常駐警備の併用、⑤機械警備と巡回警備の併用 があるが、大別すると①機械警備 ②常駐警備に分類されるので、この2つの方法による契約方法等について具体的に定め、他のものについては、これを準用するものとする。 ア. 機械警備 (省略) イ. 常駐警備 契約方法等は、原則として初年度は指名競争入札又は随意契約(競争見積合わせ)によるものとし、次年度から2年間は初年度の当該契約の相手方と特命随契によることができるものとする。 なお、契約方法等は、業務内容から警備員の資質の向上と確保が要求され、契約の相手方の頻繁な交代は不利であること及び経費の効率的利用等を考慮して決定した。

※出所：「清掃及び警備委託に係る契約事務等について（通知）」

なお、令和元年度の随意契約業者選定伺には、次のとおり履行状況が良好であったため、契約を継続する旨の記載がある。市に対して、履行状況が良好であることの具体的な基準等があるか質問したところ、そのような基準は設けていないとのことである。

＜業者選定理由又は特命随契理由＞

平成 29 年度にプロポーザルを実施し、決まった相手方だが、履行状況が良好であったため、翌年度以降特命随意契約をするもの。

※出所：「随意契約業者選定伺」

【意見】

「清掃及び警備委託に係る契約事務等について（通知）」（以下、本業務委託において「通知文書」という。）によれば、初年度とされる平成 29 年度の契約の相手方と引き続き特命随意契約を締結することは許容される。

もっとも、通知文書は、業務内容から警備員の資質の向上と確保が要求され、契約の相手方の頻繁な交代は不利であること及び経費の効率的利用等を考慮されたものであり、「2 年間は初年度の当該契約の相手方と特命随契によることができる」との定めを

しているのみで、全3年間の契約締結を強いる趣旨ではない。

このため、本業務委託では、委託先業者の履行状況を見極め、これが良好であったことをもって、令和元年度も継続して特命随意契約を締結している。しかし、履行状況が良好であること具体的な内容は随意契約業者選定何等には記載されておらず、どのような基準等で履行状況が良好であると判断されたか把握できなかった。

特定の相手先と継続して特命随意契約を締結する以上、どのような判断を行ったのか明確にすることが説明責任を果たす上で重要である。

よって、市においては、通知文書を前提に同一業者と継続して特命随意契約を締結する際には、委託先業者の履行内容を具体的かつ客観的な基準等で評価するとともに、適切な履行の確保を図ることが望ましい。

なお、履行状況进行评估する際の具体的な基準等の例としては次のように考えられるので参考にされたい。

<履行状況进行评估する際の具体的な基準等の例>

1 業務体制

- ・業務責任者は、業務全体を把握し、現場の指揮をとっているか。
- ・業務の進行は適切に管理されているか
- ・市担当者からの指示が適切に業務従事者に適切に伝達されているか。
- ・業務量に相応しい体制が確保されているか。
- ・市に対する必要な連絡、報告がすみやかになされているか。

2 履行状況

- ・仕様書に記載された各業務が履行されているか。

3 労働環境の確保

- ・業務従事者を継続して雇用しているか。

イ 単価契約南区管内 道路維持委託（暗渠清掃・緊急処理・安全対策）（地域整備部維持管理課）No148

（ア）事業及び業務委託の概要

本業務は、降雨時の冠水や浸水防止を図るための暗渠清掃、道路交通の安全確保のための道路施設の機能維持管理、道路施設（舗装、側溝、安全施設等）の破損等による交通事故の防止及び道路清掃、路面凍結対策、倒木や照明灯の倒壊処理、悪臭、違法排水等に対する緊急処理等を行うものである。また、作業体制の条件は次のとおりとしている。

- ・常時最低4班（特殊作業班3班、工事作業班1班）の体制がとれること。
- ・市からの緊急要請から概ね1時間以内に現地に到着し、迅速に対応することが可能であること。
- ・24時間365日、市からの電話連絡の受付が可能であること。

（イ）委託契約の概要

（単位：千円）

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A. 契約件名	単価契約南区管内道路維持委託（暗渠清掃・緊急処理・安全対策）	単価契約南区管内道路維持委託（暗渠清掃・緊急処理・安全対策）	単価契約南区管内道路維持委託（暗渠清掃・緊急処理・安全対策）
B. 契約者名	株式会社環境開発	株式会社環境開発	株式会社環境開発
C. 契約開始日	平成29年4月1日	平成30年4月1日	平成31年4月1日
D. 契約終了日	平成30年3月31日	平成31年3月31日	令和2年3月31日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	24,553	33,993	39,274
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	34,355	47,542	54,976
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1者	1者	1者

（注）「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

（ウ）監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

ウ 南区管内 管渠委託（スクリーン管理）上期（地域整備部維持管理課）No149

（ア）事業及び業務委託の概要

本業務は、南区全域を対象とし、管内の水路で下水管渠の上流口にあるスクリーンが正常に機能しているかどうかの点検作業及び塵芥等の除去運搬処理を行うものである。

本委託は、3か月分割の1期（1期：4月～6月、2期：7月～8月）に分けられており、各期の最終管理業務委託完了をもって完了報告書を提出し、その完了報告書に基づく完了検査が実施される。

（イ）委託契約の概要

（単位：千円）

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	南区管内 管渠委託（スクリーン管理）上期	南区管内 管渠委託（スクリーン管理）上期	南区管内 管渠委託（スクリーン管理）上期
B. 契約者名	株式会社環境開発	株式会社環境開発	株式会社環境開発
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 29 年 9 月 30 日	平成 30 年 9 月 30 日	令和元年 9 月 30 日
E. 契約方法	随意契約（競争見積合わせ）	随意契約（競争見積合わせ）	随意契約（競争見積合わせ）
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額（税込）	19,548	19,656	19,926
H. 落札率（=G/F）	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額（税込）	19,839	20,174	21,034
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	13 者	13 者	13 者

（注）「F. 予定価格」「H. 落札率（=G/F）」は、市の意向により被覆した。

（ウ）監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

エ 南区管内管渠委託（スクリーン管理）下期（地域整備部維持管理課）No150

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務は、南区全域を対象とし、管内の水路で下水管渠の上流口にあるスクリーンが正常に機能しているかどうかの点検作業及び塵芥等の除去運搬処理を行うものである。

本委託は、3か月分割の2期（1期：10月～12月、2期：1月～3月）に分けられており、各期の最終管理業務委託完了をもって完了報告書を提出し、その完了報告書に基づく完了検査が実施される。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	南区管内 管渠委託（スクリーン管理）下期	南区管内 管渠委託（スクリーン管理）下期	南区管内 管渠委託（スクリーン管理）下期
B. 契約者名	株式会社西日本総合企画	株式会社三浦組	株式会社 NSK
C. 契約開始日	平成 29 年 10 月 1 日	平成 30 年 10 月 1 日	令和元年 10 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	随意契約（競争見積合わせ）	随意契約（競争見積合わせ）	随意契約（競争見積合わせ）
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	17,820	17,064	18,480
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	17,820	17,064	18,480
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	12 者	12 者	14 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

オ 単価契約南区管内 河川水路維持委託（水路除草）（地域整備部維持管理課）No151

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、南区管内の河川水路維持のため、治水池、水路及び河川において次の業務を行うものである。

<本業務委託の概要>

除草 治水池除草（機械） 水路除草（機械） ダンプトラック運搬 水路除草（人力） 河川除草（機械） 河川除草（人力） 一般廃棄物処理（草樹木） 樹木撤去 樹木撤去 樹木刈込 安全対策 交通誘導警備員

※出所：「委託設計書」

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	単価契約南区管内 河川水路維持委託 (水路除草)	単価契約南区管内 河川水路維持委託 (水路除草)	単価契約南区管内 河川水路維持委託 (水路除草)
B. 契約者名	株式会社大新土木 開発	株式会社大新土木 開発	株式会社大新土木 開発
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	随意契約（競争見 積合わせ）	随意契約（競争見 積合わせ）	随意契約（競争見 積合わせ）
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	8,748	8,370	10,908
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	12,246	11,173	11,653
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	11 者	11 者	10 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

カ 県道福岡筑紫野線塩原排水ポンプ外1箇所管理業務委託（地域整備部維持管理課）
No152

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、福岡筑紫野線近辺に所在する塩原排水ポンプ等の管理業務を行うものであり、具体的な業務内容は次のとおりである。

＜本委託業務の概要＞

塩原雨水排水ポンプ・発電機点検整備作業
折立雨水排水ポンプ・発電機点検整備作業
塩原雨水排水ポンプ点検整備作業（水中ポンプ）
折立雨水排水ポンプ点検整備作業（水中ポンプ）
塩原雨水排水ポンプ点検整備作業（ディーゼル機関）
折立雨水排水ポンプ点検整備作業（ディーゼル機関）

※出所：「委託設計書」

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	県道福岡筑紫野線 塩原排水ポンプ外 1 箇所管理業務委託	県道福岡筑紫野線 塩原排水ポンプ外 1 箇所管理業務委託	県道福岡筑紫野線 塩原排水ポンプ外 1 箇所管理業務委託
B. 契約者名	株式会社テクネ	三笠エンジニアビ ルグ株式会社	三笠エンジニアビ ルグ株式会社
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	随意契約（競争見 積合わせ）	随意契約（競争見 積合わせ）	随意契約（競争見 積合わせ）
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額（税込）	3,348	1,609	1,080
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額（税込）	3,348	1,642	1,254
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	7 者	7 者	7 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (意見) 低落札率を原因とした予定価格の事後的な検証について

業務プロセス	Plan(計画)：選定方法の決定、選定手続の実施
監査の視点	説明責任及び透明性

【現状】

本業務委託における予定価格は、3者から参考見積書を入手し、その中で平均直下のものを基準として決定している。

＜予定価格の決定＞

(単位：千円)

見積者	見積額	平均額	平均額との差	備考
A	X, XXX	X, XXX	0.2%	不採用
B	X, XXX	X, XXX	-0.3%	採用
C	X, XXX	X, XXX	0.1%	不採用

※出所：「積算における見積もりの採用計算書」

本委託業務の業者選定に係る競争見積合わせでは、7者に見積提出を依頼し、その中で予定価格を下回り、かつ、最安値の見積額を提出した業者を契約の相手方として選定している。

＜見積結果＞

(単位：千円)

番号	商号又は名称	最終見積結果
1	三笠エンジニアビルグ	1,000
2	株式会社テクネ	1,700
3	三伸機設株式会社	3,500
4	明和プラント工業株式会社	3,800
5	蔵田工業株式会社	3,950
6	宝燃料工業株式会社	4,150
7	株式会社横手技研	辞退

※出所：「見積結果表」

契約額と予定価格を比較すると、契約額が予定価格に比して30%未満と著しく低くなっている。この点、市は、次のことを確認した上で委託随意契約伺に文書化している。

＜見積者への調査結果＞

最低見積価格が予定価格に比べ著しく低いため、契約の相手方の決定を保留し、発注担当課より見積者へ調査を行ったところ、錯誤ではないと確認できたため、上記のとおり契約の相手方を決定するもの。

※出所：「委託随意契約伺」

また、平成30年度における落札率も50%未満と低くなっている。

【意見】

市は、平成30年度及び令和元年度と継続して落札率が低率となっている状況に鑑み、そもそも予定価格の妥当性について問題がないか精査し、その内容を文書化することが望まれる。

キ 平成31年度 南区公園等除草清掃業務委託（地域整備部維持管理課）No153

(ア) 事業及び業務委託の概要

本委託業務は、福岡市南区内にある公園及び緑地（以下「公園等」という。）において除草（複合除草）を実施するものであり、対象となる公園等は次のとおりである。

<本委託業務の対象地域>

那珂川河川緑地、那珂川緑地、那珂川河畔公園、長住中央公園、野間大池公園、塩原中央公園、野多目中央公園、長丘中公園、上水公園、三宅中央公園、松ヶ枝公園、鹿助公園、柏原中央公園、皿山中央公園、筑紫丘中央公園、多賀北緑地

※出所：「業務計画書」

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	平成 29 年度 南区公園等除草清掃業務委託	平成 30 年度 南区公園等除草清掃業務委託	平成 31 年度 南区公園等除草清掃業務委託
B. 契約者名	公益社団法人 福岡市シルバー人材センター	公益社団法人 福岡市シルバー人材センター	公益社団法人 福岡市シルバー人材センター
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 26 日	平成 30 年 4 月 20 日	平成 31 年 4 月 26 日
D. 契約終了日	平成 29 年 10 月 31 日	平成 30 年 10 月 31 日	令和元年 10 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	15,600	15,800	16,490
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	15,600	15,800	16,617
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (意見) 特命随意契約理由の十分な検討について

業務プロセス	Plan(計画)：選定方法の決定、選定手続の実施
監査の視点	有効性・経済性及び効率性

【現状】

市は、本業務委託について、次の依頼文書等を背景として特命随意契約を締結し、公益社団法人福岡市シルバー人材センター（以下「福岡市シルバー人材センター」という。）に委託している。

<保健福祉局高齢社会部高齢福祉課から南区地域整備部維持管理課への依頼文>

(略)

さて、公益社団法人福岡市シルバー人材センターは、臨時的かつ短期的な就業を通じて高齢者の就業機会の拡大と福祉の増進を図ることを目的に、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき設立された団体です。また、同法により地方公共団体は、定

年退職者等に対し希望に応じた就業機会を提供する団体を育成し、その就業機会の確保のために必要な措置を講ずるよう努めることが求められています。

保健福祉局としましては、高齢者が意欲や能力に応じて社会の中で活躍できる仕組みや環境を作っていくことが必要であり、その中で、シルバー人材センターの果たす役割は非常に大きく、その重要性はますます増していくものと考えております。

つきましては、シルバー人材センターの事業推進のため、貴課で所管されております標記業務の契約について、平成 31 年度も引き続きシルバー人材センターが受諾できますよう、特段の配慮をいただきたくお願い申し上げます。

※出所：「福岡市シルバー人材センターへの公園除草清掃業務受託について（依頼）」

＜南区地域整備部維持管理課における特命随意契約の検討＞

公益社団法人福岡市シルバー人材センターは、本市の施策のひとつである高齢者の生きがい対策の一環として、働く意欲のある高齢者に対して働く場を提供する目的で成立された。

本委託は、南区内にある公園及び緑地において、主に平坦地の除草作業を行うものであり、作業が軽易なため、高齢者の作業としても妥当と言える。

以上、市の施策と合致していることおよび、高齢者にも適した作業であることから、同センターと特命随意契約を締結するものである。

※出所：「起案文書」

なお、別途、保健福祉局高齢社会部高齢福祉課は、平成 30 年 10 月 24 日付けで市の各部署に対し、次のとおり依頼文書を発出している。

＜保健福祉局高齢社会部高齢福祉課から各部署への依頼文＞

(略)

さて、シルバー人材センターは、国や地方公共団体の高齢社会対策を支える組織として都道府県知事の許可を受けた公益社団法人で、60 歳以上の高齢者に対して臨時的・短期的な就業機会を提供し、就業を通じて高齢者の生きがいの充実や地域社会の福祉の向上を図るものとして重要な役割を果たしてきております。

福岡市におきましても、公益社団法人福岡市シルバー人材センターが、本市の支援の下に昭和 58 年に設立され、働く意欲と能力を持ったおよそ 7,000 人の会員が、働くことを通じて健康で生きがいのある生活を実現するとともに、地域社会の活性化に貢献しています。

今日、いわゆる「団塊の世代」が大量退職して本格的な高齢社会を迎えていくなかで、高齢者の社会参加のニーズはますます高まってきており、これらの元気高齢者の多種多様な知識や経験を最大限に活かすための就業機会の確保が緊急の課題となっています。

つきましては、現在貴職で実施されている、あるいは今後実施予定の委託業務において、福岡市シルバー人材センターが受託可能なものがありましたら、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により、シルバー人材センターからの「役務の提供」に係る業務については、随意契約ができることとなっておりますので、業務の優先的発注をご検討くださいますようお願いいたします。

なお、契約にあたっては、平成 17 年 2 月 17 日付財契第 932 号「地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定を根拠とした随意契約を行う場合の事務取扱について（通知）」に従い手続きを行っていただきますようお願いいたします。

※出所：「公益社団法人福岡市シルバー人材センターへの

【意見】

特命随意契約の締結は、競争性を確保することが困難なことから適用できる場面が限定されている。

<市の委託先選定方法について>

（委託先の選定）

第7条（略）

4 特命随意契約を行うことができるのは、他に受託可能な者がいないなど限定的な場合であり、その適用に当たっては十分留意するものとする。

※出所：「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」

<特命随意契約の考え方について>

地方公共団体が締結する契約は、競争入札が原則であり、随意契約による場合でも2者以上から見積書を徴し、競争性を確保することが必要である。しかし、真にやむを得ない理由がある場合は、特命随契により契約を締結することになるが、その執行には慎重な判断が必要となる。これは、地方公共団体が締結する契約は、公正性、競争性及び透明性の確保が必要であり、特命随契による場合は、その経過や理由を市民に説明する必要があるためである。

※出所：「随意契約ガイドライン」

【現状】に記載されているとおり、高齢者福祉の観点から、福岡市シルバー人材センターに発注するという点は理解できる。また、当該法人の設立趣旨を踏まえれば、業務に対して委託料が過度に高額になるリスクは低いと考えられる。

しかし、安易に福岡市シルバー人材センターとの特命随意契約の締結が継続されることは、場合によっては契約の公正性や競争性が阻害されるおそれがある。特命随意契約が適用できる場面が限定されている趣旨を踏まえれば、業者選定は、高齢者福祉の観点のみではなく、業務委託の有効性、効率性及び経済性も踏まえ、総合的な判断に基づいて実施されるべきであると考えられる。

例えば、長浜市（滋賀県）の随意契約ガイドラインによれば、長浜市は、シルバー人材センターとの特命随意契約を認めつつも、その判断は慎重になされるよう注意喚起している。

<長浜市におけるシルバー人材センターとの随意契約に関する注意事項>

本号では以下の契約について、障害者福祉等の増進といった一定の政策目的のために必要な随意契約を締結することができるかとされています。

- ① 障害者支援施設等において製作された物品を買い入れる契約
- ② 障害者支援施設等から役務の提供を受ける契約
- ③ シルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約
- ④ 母子及び寡婦福祉法に規定する福祉団体等から役務の提供を受ける契約

※注意事項

本号において随意契約の対象となるのは、上記のように福祉関連施設等において製作された物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をする場合です。工事請負契約は本号には該当しません。

なお、本号を適用する場合には、施行令の趣旨に基づき、1者随契とすることがで

きます。

本号を適用する契約としてはシルバー人材センターを相手方とする契約が多く見受けられますが、およそシルバー人材センターに委託する業務は他の事業者にも履行可能なものが大半です。本号を用いてシルバー人材センターを契約の相手方とする場合には、政策的な目的に立ち、同者が相手方として最も相応しいとした理由を明確に説明できるよう留意してください。(同号に規定されている他の施設・団体を相手方とする場合も同様です。)

対象となる相手方が複数いる場合は、安易に1者随契とせず、見積を徴取し、原則として最も安い価格を提示した者と契約してください。

※出所：「長浜市随意契約ガイドライン」

本業務委託に関して、市は、本委託契約対象外の公園等における除草業務については、別の委託先業者との「単価契約 平成31年度 南区公園等管理業務委託」(以下「公園等管理業務委託」という。)を通じて行っている。例えば、本業務委託における公園等の除草業務についても、当該公園等管理業務委託にて一括して発注することによって、より効率的、経済的に事業を実施することが可能ではないかといった検討の余地があると考えられる。

よって、市は、特命随意契約の締結に当たっては、その理由について慎重に判断することが望まれる。

② (意見) 随意契約締結についての情報公開の充実について

業務プロセス	Action (改善) : 情報公開
監査の視点	有効性・説明責任及び透明性

【現状】

本業務委託の相手方は、公益社団法人シルバー人材センターである。この相手方は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条の規定に基づき指定を受けたシルバー人材センターに該当する。

<シルバー人材センター>

(指定等)

第37条 都道府県知事は、定年退職者その他の高年齢退職者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務(当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条において同じ。)に係るものの機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することにより、その就業を援助して、これらの者の能力の積極的な活用を図ることができるようにし、もって高年齢者の福祉の増進に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人(次項及び第四十四条第一項において「高年齢者就業援助法人」という。)であつて、次条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、市町村(特別区を含む。第三十九条及び第四十四条において同じ。)の区域(当該地域における臨時的かつ短期的な就業の機会等の状況その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める基準に従い、次条第一項第一号及び第二号に掲げる業務の円滑な運営を確保するために必要と認められる場合には、都道府県知事が指定する二以上の市町村の区域)ごとに一個に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。ただし、第四十四条第一項の指定を受けた者(以下「シルバー人材センター連合」

という。)に係る同項の指定に係る区域(同条第二項又は第四項の変更があつたときは、その変更後の区域。以下「連合の指定区域」という。)については、この項の指定に係る区域とすることはできない。

一 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、高年齢者の福祉の増進に資すると認められること。

2 前項の指定は、その会員に同項の指定を受けた者(以下「シルバー人材センター」という。)を二以上有する高年齢者就業援助法人に対してはすることができない。
(略)

※出所：「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」

本委託契約は、上記シルバー人材センターから役務提供を受けるものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき特命随意契約を締結しているものである。

<随意契約の根拠規定>

(随意契約)

第167条の2 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(中略)

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第十一项に規定する障害者支援施設(以下この号において「障害者支援施設」という。)、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター(以下この号において「地域活動支援センター」という。)、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。)若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第五号)第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業(以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。)を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第三条第一項に規定する生活困窮者(以下この号において「生活困窮者」という。)であるもの(当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)(以下この号において「障害者支援施設等」という。)において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及

び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

（略）

※出所：「地方自治法施行令」

また、市は、上記法令に基づき、福岡市シルバー人材センターと随意契約を締結した場合について、次のとおり契約内容等の公表を求めている。

＜地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく随意契約の場合の公表＞

（随意契約の内容の公表）

第22条の2 令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定により契約を締結しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約の発注見通し
- (2) 契約の内容、契約の相手方の決定方法、選定基準及び申請方法
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の契約を締結したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由その他市長が定める事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

※出所：「福岡市契約事務規則」

1. 対象施設、対象となる契約について

地方自治法施行令第167条の2第3号及び第4号並びに別紙1参照

2. 契約事務の流れ

(1) 事前の情報公表

(ア) 契約課にて公表

- ・発注見通し
- ・契約内容

(イ) 原課にて公表

- ・契約の相手方の決定方法や選定基準
- ・申請方法等

(2) 契約事務（通常の契約事務と同じ流れです。）

(3) 事後の情報公開

(ア) 原課にて公表

- ・契約の相手方となった者の名称
- ・契約の相手方とした理由等

・契約の締結状況

3. 公表の方法について

公表については資料を閲覧できるようにしておくことがのぞましいですが、閲覧場所の確保が難しい等の理由がある場合は、申請者の求めに応じて公開することとします。

※出所：「地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定を根拠とした随意契約を行う場合の事務取扱について（通知）」

これらの規定に基づき、市は、「契約課にて公表」と取り扱われている情報については、市のホームページで公表している。

他方、「原課にて公表」と取り扱われている情報については、市は、ホームページでの公表を行っておらず、申請者から原課に対して閲覧の申出があった場合に、閲覧に供することをもって公表と取り扱っている。

【意見】

福岡市契約事務規則にも「公表」の定義やその方法の定めはないものの、一般に公表とは、広く一般にその事実を公表することを意味すると解される。

しかし、市の「原課にて公表」とされる情報の取扱いは、契約書類の閲覧の申出があった場合にそれを閲覧させるという消極的なものであり、市民に広く契約の相手方等を知らしめるための積極的な行いとは言えないと考えられる。特に、市には公表の方法の定めがないこともあり、契約書類が閲覧可能かどうかを知らない市民も多いと思われ、契約の相手方や契約した理由を知る機会が十分に与えられないままである。その意味で市の事後の公表の実施方法については、積極的な情報提供を求められる「公表」の趣旨目的と整合しない面がある。

よって、市においては、公表の定義ないし公表の方法についての明確な規定を設けることが望ましい。

例えば、筑紫野市（福岡県）では、契約の透明性確保の観点から、次のとおり、契約の発注見通し（事前の情報公表）及び契約締結の状況（事後の情報公開）に関する情報が全てホームページ上に公表されている。

<筑紫野市における情報公開制度>

- 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号または第 4 号を適用する随意契約の発注情報の公表

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号を適用する随意契約とは、特定の施設等（シルバー人材センターや障害者支援施設など）から物品を買い入れる契約または役務の提供を受ける契約をいいます。

また、第 4 号を適用する随意契約とは、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる契約をいいます。

筑紫野市では、筑紫野市契約規則第 26 条の 2 の規定に基づき、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号または第 4 号を適用する随意契約について、「発注見通し」および「契約締結の状況」を公表しています。

※出所：「筑紫野市ホームページ」

市は、他地方公共団体の事例も参考にしながら、ホームページ等を用いた情報公開の拡充を図ることが望まれる。

(13) 城南区役所

ア 城南区役所・水道局合同庁舎 庁舎管理等業務委託（総務部総務課）No154

(ア) 事業及び業務委託の概要

本委託契約は、城南区役所及び水道局合同庁舎関係の次の業務を総括的に委託するものである。

- ・ 庁舎清掃管理（日常清掃、定期清掃及びその他の清掃、敷地内の除草等）
- ・ 電話交換（開庁日の8時半～18時に実施）
- ・ 空調機等の運転及び監視、設備管理（冷暖房機の運転、機械設備の巡回点検・簡易な修繕等）
- ・ 建築物環境衛生管理（空気等の検査及び測定、機械換気設備付帯設備及び給水設備の管理点検、清掃状況及び汚物処理状況の確認等、関係法令等で定められた方法により実施）
- ・ 貯水槽清掃、水質検査等（関係法令等の規定に基づき実施）
- ・ 雑用水水質検査（関係法令等の規定に基づき実施）

なお、業務終了後に作業実施日報を作成の上、週ごとに総務課長に提出することとしている。

(イ) 委託契約の概要

（単位：千円）

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	城南区役所・水道局合同庁舎 庁舎管理等業務委託	城南区役所・水道局合同庁舎 庁舎管理等業務委託	城南区役所・水道局合同庁舎 庁舎管理等業務委託
B. 契約者名	株式会社九州ビルサービス福岡	株式会社九州ビルサービス福岡	株式会社九州ビルサービス福岡
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札
F. 予定価格	23,328	24,125	24,666
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	23,112	23,909	24,246
H. 落札率 (=G/F)	99.1%	99.1%	98.3%
I. 最終契約額(税込)	-	-	24,473
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	10 者	12 者	12 者

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

イ 油山ハイキングコース清掃・草刈等業務委託（総務部企画共創課）No155

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、福岡市南区大字桧原字夫婦石地区内外にある油山ハイキングコースにおける清掃（空き缶、空きびんの回収等）、草刈、枯れ木及び枯れ枝の撤去、簡易な不陸直し等の業務を委託するものである。

業務場所は、福岡市南区大字桧原字夫婦石地区内外、福岡市油山市民の森施設内を除く約 6,550 m²（除草を必要とする面積は約 4,550 m²）であり、指定した月ごとに 1 回（清掃は 4 回、草刈は 2 回）実施する。

なお、各支払区分期間の業務を完了後、作業報告書及び委託記録写真を添付した実施報告書を提出しなければならない。

(イ) 委託契約の概要

（単位：千円）

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	油山ハイキングコース及び椿守の森清掃・草刈等業務委託	油山ハイキングコース清掃・草刈等業務委託	油山ハイキングコース清掃・草刈等業務委託
B. 契約者名	一般財団法人福岡市市民の森協会	一般財団法人福岡市市民の森協会	一般財団法人福岡市市民の森協会
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 20 日	平成 30 年 4 月 19 日	平成 31 年 4 月 22 日
D. 契約終了日	平成 30 年 2 月 28 日	平成 31 年 2 月 28 日	令和 2 年 2 月 28 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	1,274	994	1,062
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	1,274	994	1,062
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 特命随意契約の妥当性に係る再検討について

業務プロセス	Plan(計画)：選定方法の決定、選定手続の実施
監査の視点	経済性及び効率性・説明責任及び透明性

【現状】

本業務委託においては、一般財団法人福岡市市民の森協会と特命随意契約を締結している。「随意契約について(依頼)」には、特命随意契約とする理由として次のように記載されている。

<特命随意契約理由等>

5 選定の理由	一般財団法人福岡市市民の森協会は、平成 23 年度から「福岡市油山市民の森」の指
---------	------------------------------------------

定管理者として指定を受けており、同市民の森内に管理事務所を設置しているため、また事故等が発生した際に利用者からの情報が入りやすく、直ちに応急措置を講じることができるため。

また、「福岡市油山市民の森」敷地内のハイキングコースの清掃等を行っていることから、連続的にハイキングコースを管理することによる効率性が見込まれるため。

6 随意契約の根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による

※出所：「随意契約について（依頼）」

また、市は、契約に先立ち、特命随意契約による継続委託チェックリストによる自己チェックを実施しており、他に代替可能な者がいないかについて次の項目の全てに○を付している。しかし、関連文書を閲覧する限り、他に代替可能な者がいないか確認した文書は保存されていなかった。

<特命随意契約による継続委託チェックリストによる自己チェック>

(同一委託先との継続契約)

- ・事業内容・性質から他に代替可能な者がいないときは、専門性、特殊技術・機械・特許等の保有など限定的に適用されているか
- ・事業の連続性を理由とする継続契約は、一単位の事業が数年間にわたるため途中で委託先を変えることによって著しい能率の低下、履行の遅れ等が生ずる場合などに行い得るものであるが、単に事業が経常的に継続しているものを継続して契約しようとしていないか
- ・その他事務事業の性質上必要と認める場合も、業界等の情勢を調査するなどして、代替可能な者の有無等を適宜的確に把握しているか

※出所：「特命随意契約による継続委託チェックリスト」

【指摘事項】

特命随意契約の締結は、競争性を確保することが困難なことから、限られた場面での適用に限定されている。

<市の委託先選定方法について>

(委託先の選定)

第7条 (略)

4 特命随意契約を行うことができるのは、他に受託可能な者がいないなど限定的な場合であり、その適用に当たっては十分留意するものとする。

※出所：「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」

<特命随意契約の考え方について>

地方公共団体が締結する契約は、競争入札が原則であり、随意契約による場合でも2者以上から見積書を徴し、競争性を確保することが必要である。しかし、真にやむを得ない理由がある場合は、特命随契により契約を締結することになるが、その執行には慎重な判断が必要となる。これは、地方公共団体が締結する契約は、公正性、競争性及び透明性の確保が必要であり、特命随契による場合は、その経過や理由を市民に説明する必要があるためである。

※出所：「随意契約ガイドライン」

市が特命随意契約の理由として挙げている内容は、委託先業者が委託業務の内容を

実施可能であることを示しているということに異論はないが、他に代替可能な者がいないことを示すものではない。また、特命随意契約による継続委託チェックリストによる自己チェックを実施しているが、他に代替可能な者がいないか確認した文書は保存されていない。

本業務委託は、ハイキングコースの清掃、草刈等を委託するものであるから、他に業者が存在する可能性は高いと考えられる。

このため、本業務委託における特命随意契約の理由は、競争性、経済性及び透明性の観点から不十分であると考えられる。

よって、市は、特命随意契約の妥当性について、他に代替可能な者がいないかについても再検討を行い、その検討結果を文書化することが必要である。

② (結果) 設計書の積算根拠資料の明確化について

業務プロセス	Plan(計画)：仕様書、設計書、予定価格等の作成
監査の視点	説明責任及び透明性

【現状】

本業務委託の仕様書において、委託場所、距離、面積等が記載されている。予定価格の基礎として設計書が作成されており、積算の根拠として仕様書に記載された面積が使用されているが、面積を把握するための根拠資料は添付されていない。

＜業務内容並びに委託場所、距離、面積等＞

1 業務内容	福岡市南区大字桧原字夫婦石地区内外にある油山ハイキングコースにおけるごみ（空き缶、空き瓶等）の清掃、草刈、枯れ木・枯れ枝の撤去及び簡易な不陸直し (略)
4 委託場所、距離、面積等	福岡市南区大字桧原字夫婦石地区内外、福岡市油山市民の森施設内を除く約 6,550m ² (除草を必要とする面積は約 4,550m ²)

※出所：「仕様書」

【指摘事項】

本業務委託は、ハイキングコースの清掃、草刈等を委託するものであり、設計書積算の根拠として業務の実施対象となる面積が使用されている。このため、当該面積の根拠を明確化することが必要であるが、そのための根拠資料は文書として保存されていない。したがって、面積の根拠は明確であるとは言えず、結果として設計書の積算は具体性に欠けるものとなっている。

よって、市は、設計書の適切な積算を行うため、面積が把握できる根拠資料を保存することが必要である。

ウ 単価契約 城南区管内 道路維持委託（暗渠清掃・緊急処理・安全対策）（地域整備部 維持管理課）No156

（ア）事業及び業務委託の概要

本業務委託は、城南区管内において、降雨時の冠水や浸水防止を図るための暗渠清掃を行うとともに、道路交通の安全確保のため道路施設の機能維持管理を行うものである。また、道路施設（舗装、側溝、安全施設等）の破損等による交通事故の防止及び道路清掃、路面凍結対策、倒木や照明灯の倒壊処理、悪臭及び違法排水等に対して緊急処理を行うものである。

（イ）委託契約の概要

（単位：千円）

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	単価契約 城南区 管内道路維持委託 （暗渠清掃・緊急 処理・安全対策）	単価契約 城南区 管内道路維持委託 （暗渠清掃・緊急 処理・安全対策）	単価契約 城南区 管内道路維持委託 （暗渠清掃・緊急 処理・安全対策）
B. 契約者名	株式会社環境開発	株式会社環境開発	株式会社環境開発
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	9,998	9,791	9,319
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	10,629	10,029	11,087
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

（注）「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

（ウ）監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

エ 単価契約 城南区管内 管渠維持委託 (TVカメラ・目視調査) (地域整備部維持管理課) No157

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、城南区管内の管渠維持のため、①TV 調査や目視調査の方法により、管渠内の異常、破損の調査を行うとともに下水道管の経路調査を行うものである。

加えて、②管渠内侵入物及びガス発生源の除去を行う、③流入水が調査に支障をきたす場合に止水を行う、④大量の流入水があり調査できない場合に排水を行うとともに、⑤調査の成果を報告書にまとめる作業も含まれている。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	単価契約 城南区管内 管渠維持委託 (TVカメラ・目視調査)	単価契約 城南区管内 管渠維持委託 (TVカメラ・目視調査)	単価契約 城南区管内 管渠維持委託 (TVカメラ・目視調査)
B. 契約者名	株式会社カブード	株式会社カブード	株式会社カブード
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	随意契約 (競争見積合わせ)	随意契約 (競争見積合わせ)	随意契約 (競争見積合わせ)
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	2,700	2,376	2,376
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	1,033	2,366	2,605
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	6 者	6 者	6 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

オ 城南区管内 管渠維持委託（スクリーン管理）上期（地域整備部維持管理課）No158

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、市の城南区全域を対象とし、管内の水路で下水管渠の上流口にあるスクリーンが正常に機能しているかどうかを点検し、設備の不備が発見された場合に速やかに監督員に報告するものである。

加えて、堆積する塵芥を除去運搬処分し、流水の円滑を計るための点検作業を行う業務が含まれている。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	城南区管内 管渠維持委託（スクリーン管理）上期	城南区管内 管渠維持委託（スクリーン管理）上期	城南区管内 管渠維持委託（スクリーン管理）上期
B. 契約者名	株式会社環境開発	株式会社環境開発	株式会社環境開発
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 29 年 9 月 30 日	平成 30 年 9 月 30 日	令和元年 9 月 30 日
E. 契約方法	随意契約（競争見積合わせ）	随意契約（競争見積合わせ）	随意契約（競争見積合わせ）
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額（税込）	8,640	8,100	9,180
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額（税込）	8,770	8,301	9,180
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	7 者	9 者	6 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (意見) 記録写真の入手方法の見直しについて

業務プロセス	Check (評価) : 業務委託の履行確認
監査の視点	説明責任及び透明性

【現状】

市は、委託先業者から毎月、記録写真を含めた委託業務の管理報告書の提出を受けている。

<管理報告書の提出>

○仕様書 13 受注者は、作業記録写真を撮り提出すること。
○特記仕様書 1 本委託は下記のように 3 ヶ月間分割の 2 期に分け、各期最終月の業務完了時に完了届を提出すること。尚、委託業務の管理報告書（記録写真含む）は毎月提出すること。 月間分割内訳

1期 4月 5月 6月

2期 7月 8月 9月

2 管理報告書に基づき、各期の完了検査を行う。

3 下記の委託料支払いは、完了検査の合格を持って行うものとする。

※出所：「仕様書」及び「特記仕様書」

委託業務の管理報告書とともに提出される記録写真については、全ての作業場所について添付されているのではなく、委託先業者が任意で抽出した箇所には添付されていない。

【意見】

市は、仕様書及び特記仕様書に従い、委託先から提出された管理報告書に基づいて完了検査を行うとともに、委託料を支払っている。

しかし、管理報告書に委託先業者が任意で抽出した作業場所の写真しか添付しないのであれば、仮に業務の履行ができていない作業場所の写真を意図的に提出しないことも可能となり、完了検査の適切性が担保されないこととなる。

よって、市においては、完了検査を適切に実施するため、記録写真の入手に当たっては、少なくとも市が指示する作業場所の写真を添付するように委託先へ求めることが望ましい。

カ 城南区管内 管渠維持委託（スクリーン管理）下期（地域整備部維持管理課）No159

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、市の城南区全域を対象とし、管内の水路で下水管渠の上流口にあるスクリーンが正常に機能しているかどうかを点検し、設備の不備が発見された場合に速やかに監督員に報告するものである。

加えて、堆積する塵芥を除去運搬処分し、流水の円滑を計るための点検作業を行う業務が含まれている。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	城南区管内 管渠維持委託（スクリーン管理）下期	城南区管内 管渠維持委託（スクリーン管理）下期	城南区管内 管渠維持委託（スクリーン管理）下期
B. 契約者名	株式会社 a ライン	株式会社 a ライン	株式会社 a ライン
C. 契約開始日	平成 29 年 10 月 1 日	平成 30 年 10 月 1 日	令和元年 10 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	随意契約（競争見積合わせ）	随意契約（競争見積合わせ）	随意契約（競争見積合わせ）
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額（税込）	6,242	6,588	7,405
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額（税込）	6,242	6,588	7,045
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	6 者	6 者	8 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (意見) 記録写真の入手方法の見直しについて

業務プロセス	Check (評価) : 業務委託の履行確認
監査の視点	説明責任及び透明性

【現状】

市は、委託先業者から毎月、記録写真を含めた委託業務の管理報告書の提出を受けている。

<管理報告書の提出>

○仕様書 13 受注者は、作業記録写真を撮り提出すること。
○特記仕様書 1 本委託は下記のように 3 ヶ月間分割の 2 期に分け、各期最終月の業務完了時に完了届を提出すること。尚、委託業務の管理報告書（記録写真含む）は毎月提出すること。 月間分割内訳

1期 10月 11月 12月

2期 1月 2月 3月

2 管理報告書に基づき、各期の完了検査を行う。

3 下記の委託料支払いは、完了検査の合格を持って行うものとする。

※出所：「仕様書」及び「特記仕様書」

委託業務の管理報告書とともに提出される記録写真については、すべての作業場所について添付されているのではなく、委託先業者が任意で抽出した箇所には添付されていない。

【意見】

市は、仕様書及び特記仕様書に従い、委託先から提出された管理報告書に基づいて完了検査を行うとともに、委託料を支払っている。

しかし、管理報告書に委託先が任意で抽出した作業場所の写真しか添付しないのであれば、仮に業務の履行ができていない作業場所の写真を意図的に提出しないことも可能となり、完了検査の適切性が担保されないこととなる。

よって、市においては、完了検査を適切に実施するため、記録写真の入手に当たっては、少なくとも市が指示する作業場所の写真を添付するように委託先へ求めることが望ましい。

(14) 西区役所

ア 西区役所庁舎管理等業務委託（総務部総務課）No160

(ア) 事業及び業務委託の概要

本委託は、西区役所庁舎の清掃（構内清掃を含む。）、建築物環境衛生管理（法に定める実施測定等）、機械操作（冷暖房運転、電気及び機械設備業務等）、電話交換及び簡易専用水道管理（施設の清掃、検査等）の業務を行うものである。

(イ) 委託契約の概要

（単位：千円）

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	西区役所庁舎管理等業務委託	西区役所庁舎管理等業務委託	西区役所庁舎管理等業務委託
B. 契約者名	株式会社大興社 代表取締役 野形 修一	株式会社大興社 代表取締役 野形 修一	株式会社大興社 代表取締役 野形 修一
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札
F. 予定価格	21,876	22,664	23,378
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	21,805	22,572	23,220
H. 落札率 (=G/F)	99.7%	99.6%	99.3%
I. 最終契約額(税込)	21,805	22,572	23,435
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	9 者	9 者	12 者

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

イ 平成31年度西区公園等除草清掃業務委託（地域整備部管理調整課）No161

（ア）事業及び業務委託の概要

本業務委託は、福岡市西区内にある公園、緑地及び緑道（以下「公園等」という。）において、複合除草（手取除草、手刈り及び機械除草）及び園内清掃を実施するものであり、対象となる公園等は次のとおりである。

＜本委託業務の対象地域＞

室見川河畔公園、野方中央公園、長垂海浜公園、老岐公園、愛宕浜中央公園、室見が丘中央公園、西の丘中央公園、豊浜緑地、姪浜1号緑地、愛宕浜東緑地、室見が丘緑地、小戸北緑地、愛宕浜緑道、下山門中央公園、田尻中央公園

※出所：「業務計画書」

（イ）委託契約の概要

（単位：千円）

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	平成 29 年度西区公園等除草清掃業務委託	平成 30 年度西区公園等除草清掃業務委託	平成 31 年度西区公園等除草清掃業務委託
B. 契約者名	公益社団法人福岡市シルバー人材センター	公益社団法人福岡市シルバー人材センター	公益社団法人福岡市シルバー人材センター
C. 契約開始日	平成 29 年 5 月 3 日	平成 30 年 5 月 2 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 1 月 31 日	平成 30 年 12 月 31 日	令和元年 12 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	16,524	16,398	17,668
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	16,524	16,398	17,668
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

（注）「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 決裁文書等における引用条文の適切な記載について

業務プロセス	Do (実行) : 契約変更手続
監査の視点	合規性

【現状】

本業務委託について、市は、次の理由により令和元年7月26日付けで契約金額を減額している。

＜契約金額減額の理由＞

小戸北緑地の除草について、地域で取り組みたい旨の申し出を受け、本契約の相手方であるシルバー人材センターと協議した結果、8月以降の作業を減じることの了解を得たので、減額変更するもの。

※出所：「設計変更事由書」

なお、契約金額の減額に当たって、決裁文書及び委託先業者に対する通知文書が作成されており、当該文書には次の記載がある。

＜決裁文書の内容＞

金額の変更について業務委託契約書第25条により協議してよろしいか。

※出所：「契約の一部変更について (伺)」

＜委託先業者に対する通知文書の内容＞

上記契約について福岡市契約事務規則第30条の規定により、次のとおり一部を変更したいので、業務委託契約書第25条により協議します。

※出所：「契約の一部変更について (伺)」

しかし、上記記載で引用されている業務契約書第25条の規定は、実際には業務完了時の検査及び引渡しに関する内容が書かれており、契約金額の減額とは関係がない。

＜業務契約書第25条の内容＞

(検査及び引渡し)

第25条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

※出所：「業務契約書」

市担当者によれば、本来、業務契約書第21条の規定を引用するところ、誤って第25条の規定を引用してしまったとのことである。

＜業務契約書第21条の内容＞

(業務委託料の変更方法等)

第21条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議の開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

※出所：「業務契約書」

【指摘事項】

本委託契約においては特に問題は生じていないものの、引用条文の誤りは、場合に

よっては読み手の誤解を招き、トラブルに繋がる可能性がある。

よって、市は、条文の引用について、正確に行うよう十分に留意すべきである。

② (意見) 特命随意契約理由の十分な検討について

業務プロセス	Plan(計画)：選定方法の決定、選定手続の実施
監査の視点	有効性・経済性及び効率性

【現状】

市は、本業務委託について、次の依頼文書等を背景として特命随意契約を締結し、公益社団法人福岡市シルバー人材センター（以下「福岡市シルバー人材センター」という。）に委託している。

<保健福祉局高齢社会部高齢福祉課から西区地域整備部管理調整課への依頼文>

(略)

さて、公益社団法人福岡市シルバー人材センターは、臨時的かつ短期的な就業を通じて高齢者の就業機会の拡大と福祉の増進を図ることを目的に、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき設立された団体です。また、同法により地方公共団体は、定年退職者等に対し希望に応じた就業機会を提供する団体を育成し、その就業機会の確保のために必要な措置を講ずるように努めることが求められています。

保健福祉局としましては、高齢者が意欲や能力に応じて社会の中で活躍できる仕組みや環境を作っていくことが必要であり、その中で、シルバー人材センターの果たす役割は非常に大きく、その重要性はますます増していくものと考えております。

つきましては、シルバー人材センターの事業推進のため、貴課で所管されております標記業務の契約について、平成 31 年度も引き続きシルバー人材センターが受諾できますよう、特段の配慮をいただきたくお願い申し上げます。

※出所：「福岡市シルバー人材センターへの公園除草清掃業務受託について（依頼）」

<西区地域整備部管理調整課から西区総務部総務課への依頼文>

(略)

(2) 特命随意契約を行うべき理由

平成 31 年度西区公園等除草清掃業務に対し、別紙の通り保健福祉局高齢社会政策課から依頼があり、また本市の市政取組方針では重点分野として、生涯にわたって健康で元気に活動できる「アクティブエイジング」による生涯現役社会の実現を目指している。

本委託は、西区内の公園および緑地において平坦地の除草作業を行うものであり、作業が軽易なため、シルバー人材センターへ委託する作業として妥当である。

以上の理由により、シルバー人材センターと特命随意契約を締結するよう依頼するもの。

※出所：「平成 31 年度西区公園等除草清掃業務委託の特命随意契約について（依頼）」

<西区総務部総務課における特命随意契約の検討>

(略)

別紙のとおり、管理調整課より随意契約についての依頼があったので検討したところ、当該団体は営利を追求しない公益を目的とする団体であり、高齢者の就業機会の拡大等を目的に設置されたもので、本市においても積極的に支援しており、平成 30 年 10

月 24 日付保高第 208 号「公益社団法人福岡市シルバー人材センターへの業務発注について（依頼）」のとおり、当該団体には優先的に業務発注できていることになっている。
このため、下記センターと随意契約を行うもの。

※出所：「起案文書」

なお、上記＜西区総務部総務課における特命随意契約の検討＞に記載されているとおり、別途、保健福祉局高齢社会部高齢福祉課は、平成 30 年 10 月 24 日付けで市の各部署に対し、次のとおり依頼文書を発出している。

＜保健福祉局高齢社会部高齢福祉課から各部署への依頼文＞

(略)

さて、シルバー人材センターは、国や地方公共団体の高齢社会対策を支える組織として都道府県知事の許可を受けた公益社団法人で、60 歳以上の高齢者に対して臨時的・短期的な就業機会を提供し、就業を通じて高齢者の生きがいの充実や地域社会の福祉の向上を図るものとして重要な役割を果たしてきております。

福岡市におきましても、公益社団法人福岡市シルバー人材センターが、本市の支援の下に昭和 58 年に設立され、働く意欲と能力を持ったおよそ 7,000 人の会員が、働くことを通じて健康で生きがいのある生活を実現するとともに、地域社会の活性化に貢献しています。

今日、いわゆる「団塊の世代」が大量退職して本格的な高齢社会を迎えていくなかで、高齢者の社会参加のニーズはますます高まってきており、これらの元気高齢者の多種多様な知識や経験を最大限に活かすための就業機会の確保が緊急の課題となっています。

つきましては、現在貴職で実施されている、あるいは今後実施予定の委託業務において、福岡市シルバー人材センターが受託可能なものがありましたら、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により、シルバー人材センターからの「役務の提供」に係る業務については、随意契約ができることとなっておりますので、業務の優先的発注をご検討くださいますようお願いいたします。

なお、契約にあたっては、平成 17 年 2 月 17 日付財契第 932 号「地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定を根拠とした随意契約を行う場合の事務取扱について（通知）」に従い手続きを行っていただきますようお願いいたします。

※出所：「公益社団法人福岡市シルバー人材センターへの業務発注について（依頼）」

【意見】

特命随意契約の締結は、競争性を確保することが困難なことから、適用できる場面が限定されている。

＜市の委託先選定方法について＞

(委託先の選定)

第 7 条 (略)

4 特命随意契約を行うことができるのは、他に受託可能な者がいないなど限定的な場合であり、その適用に当たっては十分留意するものとする。

※出所：「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」

＜特命随意契約の考え方について＞

地方公共団体が締結する契約は、競争入札が原則であり、随意契約による場合でも 2 者以上から見積書を徴し、競争性を確保することが必要である。しかし、真にやむを得

ない理由がある場合は、特命随契により契約を締結することになるが、その執行には慎重な判断が必要となる。これは、地方公共団体が締結する契約は、公正性、競争性及び透明性の確保が必要であり、特命随契による場合は、その経過や理由を市民に説明する必要があるためである。

※出所：「随意契約ガイドライン」

【現状】に記載のとおり、高齢者福祉の観点から、福岡市シルバー人材センターに発注するという点は理解できる。また、当該法人の設立趣旨を踏まえれば、業務に対して委託料が過度に高額になるリスクは低いと考えられる。

しかし、安易に福岡市シルバー人材センターとの特命随意契約の締結が継続されることは、場合によっては契約の公正性や競争性が阻害されるおそれがある。特命随意契約が適用できる場面が限定されている趣旨を踏まえれば、業者選定は、高齢者福祉の観点のみではなく、業務委託の有効性、効率性及び経済性も踏まえ、総合的な判断に基づいて実施されるべきであると考えられる。

例えば、長浜市（滋賀県）の随意契約ガイドラインによれば、長浜市は、シルバー人材センターとの特命随意契約を認めつつも、その判断は慎重になされるよう注意喚起している。

＜長浜市におけるシルバー人材センターとの随意契約に関する注意事項＞

本号では以下の契約について、障害者福祉等の増進といった一定の政策目的のために必要な随意契約を締結することができるとされています。

- ① 障害者支援施設等において製作された物品を買い入れる契約
- ② 障害者支援施設等から役務の提供を受ける契約
- ③ シルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約
- ④ 母子及び寡婦福祉法に規定する福祉団体等から役務の提供を受ける契約

※注意事項

本号において随意契約の対象となるのは、上記のように福祉関連施設等において製作された物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をする場合です。工事請負契約は本号には該当しません。

なお、本号を適用する場合には、施行令の趣旨に基づき、1者随契とすることができます。

本号を適用する契約としてはシルバー人材センターを相手方とする契約が多く見受けられますが、およそシルバー人材センターに委託する業務は他の事業者にも履行可能なものが大半です。本号を用いてシルバー人材センターを契約の相手方とする場合には、政策的な目的に立ち、同者が相手方として最も相応しいとした理由を明確に説明できるよう留意してください。（同号に規定されている他の施設・団体を相手方とする場合も同様です。）

対象となる相手方が複数いる場合は、安易に1者随契とせず、見積を徴取し、原則として最も安い価格を提示した者と契約してください。

※出所：「長浜市随意契約ガイドライン」

本業務委託に関して、市は、本委託契約対象外の公園等における除草業務については別の委託先業者との「単価契約 平成31年度 西区公園等管理業務委託」（以下「公園等管理業務委託」という。）を通じて行っている。例えば、本業務委託における公園等の除草業務についても当該公園等管理業務委託にて一括して発注することによって、より効率的、経済的に事業を実施することが可能ではないかといった検討の余地があ

ると考えられる。

よって、市は、特命随意契約の締結に当たっては、その理由について慎重に判断することが望まれる。

③ (意見) 随意契約締結についての情報公開の充実について

業務プロセス	Action (改善) : 情報公開
監査の視点	有効性・説明責任及び透明性

【現状】

本業務委託の相手方は、公益社団法人シルバー人材センターである。この相手方は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 37 条の規定に基づき指定を受けたシルバー人材センターに該当する。

＜シルバー人材センター＞

(指定等)

第 37 条 都道府県知事は、定年退職者その他の高年齢退職者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条において同じ。）に係るものの機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することにより、その就業を援助して、これらの者の能力の積極的な活用を図ることができるようにし、もって高年齢者の福祉の増進に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人（次項及び第四十四条第一項において「高年齢者就業援助法人」という。）であつて、次条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、市町村（特別区を含む。第三十九条及び第四十四条において同じ。）の区域（当該地域における臨時的かつ短期的な就業の機会の状況その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める基準に従い、次条第一項第一号及び第二号に掲げる業務の円滑な運営を確保するために必要と認められる場合には、都道府県知事が指定する二以上の市町村の区域）ごとに一個に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。ただし、第四十四条第一項の指定を受けた者（以下「シルバー人材センター連合」という。）に係る同項の指定に係る区域（同条第二項又は第四項の変更があつたときは、その変更後の区域。以下「連合の指定区域」という。）については、この項の指定に係る区域とすることはできない。

一 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、高年齢者の福祉の増進に資すると認められること。

2 前項の指定は、その会員に同項の指定を受けた者（以下「シルバー人材センター」という。）を二以上有する高年齢者就業援助法人に対してはすることができない。

(略)

※出所：「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」

本委託契約は、上記シルバー人材センターから役務提供を受けるものとして、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づき特命随意契約を締結しているものである。

<随意契約の根拠規定>

(随意契約)

第167条の2 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 略

二 略

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第三条第一項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四 以下略

※出所：「地方自治法施行令」

また、市は、上記法令に基づき、福岡市シルバー人材センターと随意契約を締結した場合について、次のとおり契約内容等の公表を求めている。

＜地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づく随意契約の場合の公表＞

(随意契約の内容の公表)

第 22 条の 2 令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定により契約を締結しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約の発注見通し
- (2) 契約の内容、契約の相手方の決定方法、選定基準及び申請方法
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の契約を締結したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由その他市長が定める事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

※出所：「福岡市契約事務規則」

1. 対象施設、対象となる契約について

地方自治法施行令 167 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに別紙 1 参照

2. 契約事務の流れ

(1) 事前の情報公表

(ア) 契約課にて公表

- ・発注見通し
- ・契約内容

(イ) 原課にて公表

- ・契約の相手方の決定方法や選定基準
- ・申請方法等

(2) 契約事務（通常の契約事務と同じ流れです。）

(3) 事後の情報公開

(ア) 原課にて公表

- ・契約の相手方となった者の名称
- ・契約の相手方とした理由等
- ・契約の締結状況

3. 公表の方法について

公表については資料を閲覧できるようにしておくことがのぞましいですが、閲覧場所の確保が難しい等の理由がある場合は、申請者の求めに応じて公開することとします。

※出所：「地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定を根拠とした随意契約を行う場合の事務取扱について（通知）」

これらの規定に基づき、市は、「契約課にて公表」と取り扱われている情報については市のホームページにて公表している。

他方、「原課にて公表」と取り扱われている情報については、市は、ホームページでの公表を行っておらず、申請者から原課に対して閲覧の申出があった場合に閲覧に供することをもって公表と取り扱っている。

【意見】

福岡市契約事務規則にも「公表」の定義やその方法の定めはないものの、一般に、公表とは、広く一般にその事実を公表することをいうことを意味すると解される。

しかし、市の「原課にて公表」とされる情報の取扱いは、契約書類の閲覧の申出があった場合にそれを閲覧させるという消極的なものであり、市民に広く契約の相手方等を知らしめるための積極的な行いとは言い難いものであると考えられる。特に、市には公表の方法の定めがないこともあり、契約書類が閲覧可能かどうかを知らない市民も多いと思われ、契約の相手方や契約した理由を知る機会が十分に与えられないままである。その意味で、市の事後の公表の実施方法については、積極的な情報提供を求められる「公表」の趣旨目的と整合しない面がある。

よって、市においては、公表の定義ないし公表の方法についての明確な規定を設けることが望ましい。

例えば、筑紫野市（福岡県）では、契約の透明性確保の観点から、次のとおり、契約の発注見通し（事前の情報公表）及び契約締結の状況（事後の情報公開）に関する情報が全てホームページ上に公表されている。

＜筑紫野市における情報公開制度＞

- 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号または第4号を適用する随意契約の発注情報の公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号を適用する随意契約とは、特定の施設等（シルバー人材センターや障害者支援施設など）から物品を買い入れる契約または役務の提供を受ける契約をいいます。

また、第4号を適用する随意契約とは、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる契約をいいます。

筑紫野市では、筑紫野市契約規則第26条の2の規定に基づき、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号または第4号を適用する随意契約について、「発注見通し」および「契約締結の状況」を公表しています。

※出所：「筑紫野市ホームページ」

市は、他地方公共団体の事例も参考にしながらホームページ等を用いた情報公開の拡充を図ることが望まれる。

ウ 生松台3141号線外1路線樹木撤去委託（地域整備部土木第1課）No162

（ア）事業及び業務委託の概要

本業務は、生松台 3141 号線の除草、樹木撤去及び廃棄物処理、拾六町 1052 号線の樹木剪定及び廃棄物処理を行うものである。また、委託に当たり次の事項を定めている。

- ・安全教育、訓練等の実施、業務計画の作成、実施状況報告を行うこと。
- ・適正な施工体制の確保に努め、施工体制の確認、確認に関する点検を行うこと。
- ・工事施工に当たっては、気象条件の把握、他工事との調整、安全管理等を行い、安全対策等を図らねばならないこと。
- ・近隣住民から工事内容等の設営を求められた場合は、説明書を配布する等、現場の説明性の向上を図ること。
- ・施工に伴う下請業者及び資材、製品供給業者に係る事項については、特段の理由がない限り地場企業を活用すること。
- ・適正な施工を確保するため、主任（監理）技術者については、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置しなければならないこと。
- ・周辺の環境保全を図るため、排出ガス対策型建設機械の使用に努めること。
- ・不備が発覚した場合の措置として、書類が完備するまでは請負代金の支払事務を開始しないこと。また、悪質なケースの場合、指名停止等の措置を行うこと。

（イ）委託契約の概要

（単位：千円）

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	生松台 3141 号線外 1 路線樹木撤去委 託
B. 契約者名	—	—	平野造園株式会社
C. 契約開始日	—	—	令和 2 年 1 月 11 日
D. 契約終了日	—	—	令和 2 年 3 月 25 日
E. 契約方法	—	—	随意契約（競争見 積合わせ）
F. 予定価格	—	—	8,460
G. 入札価格 ・当初契約額（税込）	—	—	2,684
H. 落札率（=G/F）	—	—	31.7%
I. 最終契約額（税込）	—	—	2,684
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	10 者

（ウ）監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

エ 西区小戸4丁目地内外23箇所管渠維持委託（スクリーン管理）上期（地域整備部土木第1課）No163

（ア）事業及び業務委託の概要

本委託業務は、市の西区（西部出張所管内を除く）全域を対象とし、管内の水路で下水管渠の上流口にあるスクリーンが正常に機能しているか点検し、設備の不備が発見された場合に、速やかに監督員に報告するものである。

加えて、堆積する塵芥を除去運搬処分し、流水の円滑を計るための点検作業を行う業務が含まれている。

（イ）委託契約の概要

（単位：千円）

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	西区小戸4丁目地内外23箇所管渠維持委託（スクリーン管理）上期	西区小戸4丁目地内外23箇所管渠維持委託（スクリーン管理）上期	西区小戸4丁目地内外23箇所管渠維持委託（スクリーン管理）上期
B. 契約者名	有限会社拓伸	株式会社山善組	株式会社眞弘建設
C. 契約開始日	平成29年4月1日	平成30年4月1日	平成31年4月1日
D. 契約終了日	平成29年9月30日	平成30年9月30日	令和元年9月30日
E. 契約方法	随意契約（競争見積合わせ）	随意契約（競争見積合わせ）	随意契約（競争見積合わせ）
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	2,246	1,745	2,052
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	2,246	1,791	2,158
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	4者	5者	6者

（注）「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (意見) 低落札率を原因とした予定価格の事後的な検証について

業務プロセス	Plan(計画)：選定方法の決定、選定手続の実施
監査の視点	有効性・説明責任及び透明性

【現状】

市は、本委託業務の業者選定に当たって、予定価格を設定した上で見積合わせを実施し、予定価格を下回り、かつ、最も安価な金額で見積書を提出した業者を委託先業者として決定している。

予定価格の設計について、市は、スクリーンの点検箇所数や点検日数、点検箇所間の移動時間等を踏まえた数量に市所定の単価を乗じて算定している。

なお、直近3年度における本契約の落札率（落札者の入札価格を予定価格で除したものは、「(イ) 委託契約の概要」に記載したとおり 30～40%程度で推移している。

【意見】

令和元年度本契約における見積金額の分布は次のとおりである。

＜入札金額の分布＞

金額（税込）	業者数
200万円以上 300万円未満	2者
300万円以上 400万円未満	2者
400万円以上 500万円未満	2者
※平均値は347万円、中央値は363万円	

※出所：「見積結果表」

市によれば、低い落札率が継続している原因は、特定の業者が企業努力により安価な金額で入札しているからではないかとのことである。

また、委託先に決定した業者との契約締結後、当該業者の業務履行が困難となった等の問題は特段生じていない。

以上を踏まえると、今後も低落札率が継続するようであれば、より低い予定価格を設定する余地があるのではないかと考えられる。

予定価格は、契約担当者が競争入札を実施する際に落札金額を決定するための基準となるものであり、適正に定められるよう求められている。

＜予定価格の設計方法について＞

(予定価格の作成)

第15条 予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について定める。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用、貸付等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることがある。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短その他必要な事項を考慮して適正に定めるものとする。

※出所：「福岡市契約事務規則」

(予定価格)

第5条 予定価格の作成に当たっては、福岡市契約事務規則第15条第2項に定めるところにより、類似委託契約等の実例価格等を考慮するとともに平素から十分な判断資料

を準備して客観的かつ適正に算定するものとする。

※出所：「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」

予定価格と落札金額との乖離が継続する場合、予定価格が見積額の妥当性を検討する上での基準として機能せず、適正な業者選定を行うことが困難になるおそれがある。

市は、落札金額が予定価格を大幅に下回っている理由について事後的に検証し、必要に応じて予定価格の設計方法を見直していくことが望まれる。

② (意見) 完了報告に係る仕様書文言の見直しについて

業務プロセス	Check (評価) : 業務委託の履行確認
監査の視点	有効性

【現状】

本委託契約において、市は、委託先業者に対して次のとおり業務の報告を求めている。

<本委託契約における業務報告について>

- (1) 本管理委託は、3箇月分割の2期に分け、各期の最終管理業務完了をもって完了報告書を提出するものとする。尚、委託業務報告書(記録写真含む)は、毎月提出するものとする。
1期 4～6月
2期 7～9月
- (2) 完了報告書に基づき各期1回の完了検査を行う。
- (3) 各期毎の完了検査合格をもって委託料を支払うものとする。

※出所：「特記仕様書」

しかし、実際には、当該特記仕様書に定める各期の完了報告書は市に提出されておらず、市所定フォーマットによる完了届のみが提出されている。

【意見】

市担当者によれば、委託先業者から各期提出される完了届によって業務の履行を確認することが可能であり、完了報告書の提出がないことによる弊害は特に生じていないとのことである。

しかし本来、市は、委託料支出の適正性確保の観点から、委託先業者が仕様書に沿って業務を適切に履行しているかどうかを確認する必要がある。

完了報告書の提出がなくとも弊害がないのであれば、市は、委託先業者の業務履行確認方法の実態に合わせて仕様書の文言を修正することが望まれる。

オ 西区小戸4丁目地内外23箇所管渠維持委託（スクリーン管理）下期（地域整備部土木第1課）No164

（ア）事業及び業務委託の概要

本委託業務は、市の西区（西部出張所管内を除く）全域を対象とし、管内の水路で下水管渠の上流口にあるスクリーンが正常に機能しているか点検し、設備の不備が発見された場合に、速やかに監督員に報告するものである。

加えて、堆積する塵芥を除去運搬処分し、流水の円滑を計るための点検作業を行う業務が含まれている。

（イ）委託契約の概要

（単位：千円）

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	西区小戸4丁目地内外23箇所管渠維持委託（スクリーン管理）下期	西区小戸4丁目地内外23箇所管渠維持委託（スクリーン管理）下期	西区小戸4丁目地内外23箇所管渠維持委託（スクリーン管理）下期
B. 契約者名	株式会社山善組	株式会社山善組	株式会社山善組
C. 契約開始日	平成29年10月1日	平成30年10月1日	令和元年10月1日
D. 契約終了日	平成30年9月30日	平成31年9月30日	令和2年9月30日
E. 契約方法	随意契約（競争見積合わせ）	随意契約（競争見積合わせ）	随意契約（競争見積合わせ）
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額（税込）	1,898	1,668	1,643
H. 落札率（=G/F）	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額（税込）	1,898	1,668	1,643
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	7者	6者	7者

（注）「F. 予定価格」「H. 落札率（=G/F）」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (意見) 低落札率を原因とした予定価格の事後的な検証について

業務プロセス	Plan(計画)：選定方法の決定、選定手続の実施
監査の視点	有効性・説明責任及び透明性

【現状】

市は、本委託業務の業者選定に当たって、予定価格を設定した上で見積合わせを実施し、予定価格を下回り、かつ、最も安価な金額で見積書を提出した業者を委託先業者として決定している。

予定価格の設計について、市は、スクリーンの点検箇所数や点検日数、点検箇所間の移動時間等を踏まえた数量に市所定の単価を乗じて算定している。

なお、直近3年度における本契約の落札率（落札者の入札価格を予定価格で除したもの）は、「(イ) 委託契約の概要」に記載したとおり 25～30%程度で推移している。

【意見】

令和元年度本契約における見積金額の分布は次のとおりである。

＜入札金額の分布＞

金額（税込）	業者数
100万円以上 200万円未満	1者
200万円以上 300万円未満	3者
300万円以上 400万円未満	1者
400万円以上 500万円未満	2者
※平均値は292万円、中央値は250万円	

※出所：「見積結果表」

市によれば、低い落札率が継続している原因は、特定の業者が企業努力により安価な金額で入札しているからではないかとのことである。

また、委託先に決定した業者との契約締結後、当該業者の業務履行が困難となった等の問題は特段生じていない。

以上を踏まえると、今後も低落札率が継続するようであれば、より低い予定価格を設定する余地があるのではないかと考えられる。

予定価格は、契約担当者が競争入札を実施する際に落札金額を決定するための基準となるものであり、適正に定められるよう求められている。

＜予定価格の設計方法について＞

(予定価格の作成)

第15条 予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について定める。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用、貸付等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることがある。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短その他必要な事項を考慮して適正に定めるものとする。

※出所：「福岡市契約事務規則」

(予定価格)

第5条 予定価格の作成に当たっては、福岡市契約事務規則第15条第2項に定めるところにより、類似委託契約等の実例価格等を考慮するとともに平素から十分な判断資料を準備して客観的かつ適正に算定するものとする。

※出所：「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」

予定価格と落札金額との乖離が継続する場合、予定価格が見積額の妥当性を検討する上で基準として機能せず、適正な業者選定を行うことが困難になるおそれがある。

市は、落札金額が予定価格を大幅に下回っている理由について検討し、必要に応じて予定価格の設計方法を見直していくことが望まれる。

② (意見) 完了報告に係る仕様書文言の見直しについて

業務プロセス	Check (評価) : 業務委託の履行確認
監査の視点	有効性

【現状】

本委託契約において、市は、委託先業者に対して次のとおり業務の報告を求めている。

<本委託契約における業務報告について>

(4) 本管理委託は、3箇月分割の2期に分け、各期の最終管理業務完了をもって完了報告書を提出するものとする。尚、委託業務報告書(記録写真含む)は、毎月提出するものとする。

1期 10~12月

2期 1~3月

(5) 完了報告書に基づき各期1回の完了検査を行う。

(6) 各期毎の完了検査合格をもって委託料を支払うものとする。

※出所：「特記仕様書」

しかし、実際には、当該特記仕様書に定める各期の完了報告書は市に提出されておらず、市所定フォーマットによる完了届のみが提出されている。

【意見】

市担当者によれば、委託先業者から各期提出される完了届によって業務の履行を確認することが可能であり、完了報告書の提出がないことによる弊害は特に生じていないとのことである。

しかし本来、市は、委託料支出の適正性確保の観点から、委託先業者が仕様書に沿って業務を適切に履行しているかどうかを確認する必要がある。

完了報告書の提出がなくとも弊害がないのであれば、市は、委託先業者の業務履行確認方法の実態に合わせて、仕様書の文言を修正することが望まれる。

カ 単価契約西区西部出張所管内道路維持委託（暗渠清掃・緊急処理・安全対策）（地域整備部土木第2課）No165

（ア）事業及び業務委託の概要

本業務は、降雨時の冠水や浸水防止を図るための暗渠清掃、道路交通の安全確保のための道路施設の機能維持管理、道路施設（舗装、側溝、安全施設等）の破損等による交通事故の防止及び道路清掃、路面凍結対策、倒木や照明灯の倒壊処理、悪臭や違法排水等に対する緊急処理等を行うものである。また、作業体制の条件は次のとおりとしている。

- ・常時最低4班（特殊作業班3班、工事作業班1班）の体制がとれること。
- ・市からの緊急要請から概ね1時間以内に現地に到着し、迅速に対応することが可能であること。
- ・24時間365日、市からの電話連絡の受付が可能であること。

（イ）委託契約の概要

（単位：千円）

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A. 契約件名	単価契約西区西部出張所管内道路維持委託（暗渠清掃・緊急処理・安全対策）	単価契約西区西部出張所管内道路維持委託（暗渠清掃・緊急処理・安全対策）	単価契約西区西部出張所管内道路維持委託（暗渠清掃・緊急処理・安全対策）
B. 契約者名	株式会社環境開発	株式会社環境開発	株式会社環境開発
C. 契約開始日	平成29年4月1日	平成30年4月1日	平成31年4月1日
D. 契約終了日	平30年3月31日	平成31年3月31日	令和2年3月31日
E. 契約方法	随意契約（競争見積合わせ）	随意契約（競争見積合わせ）	随意契約（競争見積合わせ）
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	9,849	9,808	16,687
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	11,390	13,793	19,995
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1者	1者	1者

（注）「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

（ウ）監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

(15) 消防局

ア 消防職員のB型肝炎予防ワクチン接種委託（総務部職員課）No166

(ア) 事業及び業務委託の概要

市は、消防職員の公務によるB型肝炎感染を防止するため、消防職員に対する抗体の検査及びワクチン接種を毎年度実施しており、当該業務を医療機関に委託（単価契約）している。当該業務の大まかな流れは次のとおりである。

<B型肝炎抗体検査及び予防ワクチン接種の流れ>

- | |
|--------------------------------|
| ① 抗体保存の有無を確認（初診検査） |
| ② 初診検査にて抗体非保存者（陰性者）は、ワクチンを3回接種 |
| ③ ワクチン接種者の抗体出現の有無を確認（出現検査） |

※出所：「平成31年度予算要求資料」

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A. 契約件名	消防職員のB型肝炎予防ワクチン接種委託	消防職員のB型肝炎予防ワクチン接種委託	消防職員のB型肝炎予防ワクチン接種委託
B. 契約者名	一般財団法人日本予防医学協会九州事業部	一般財団法人日本予防医学協会九州事業部	一般財団法人日本予防医学協会九州事業部
C. 契約開始日	平成29年4月3日	平成30年4月2日	平成31年4月1日
D. 契約終了日	平成30年3月30日	平成31年3月29日	令和2年3月31日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	2,845	2,561	2,194
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	1,243	1,103	1,489
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1者	1者	1者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 契約書の「個人情報及び情報資産の取扱い」に係る文言の見直しについて

業務プロセス	Do (実行)：契約締結手続
監査の視点	合規性

【現状】

本業務委託における業務委託契約書（以下、「本契約書」という。）の頭書には、「個人情報又は情報資産の取扱い」の有無について記載する欄があり、「(該当) あり」にチェックマークが付されている。

また、市が作成した「委託における個人情報及び情報資産の取扱いに係る措置の基準」に基づき、個人情報及び情報資産の定義や取扱方法等を定めた「個人情報・情報資産取扱特記事項」が本契約書とともに袋とじされている。

<個人情報・情報資産取扱特記事項の記載項目>

1. 基本的事項
2. 定義
3. 秘密保持
4. 従業者の監督等
5. 作業場所の制限
6. 収集に関する制限
7. 使用及び提供に関する制限
8. 安全確保の措置
9. 複写、複製又は加工の制限
10. 再委託の制限
11. 委託業務終了時の返還、廃棄等
12. 報告及び監査・検査の実施
13. 事故等発生時の報告
14. 事故等発生時の公表
15. 契約の解除

※出所：「個人情報・情報資産取扱特記事項」

しかし、本契約書本文において、当該「個人情報・情報資産取扱特記事項」の取扱方法が言及されていない。

【指摘事項】

本契約書本文において、「個人情報・情報資産取扱特記事項」に関する言及がなければ、本委託契約と「個人情報・情報資産取扱特記事項」との関係が不明確となり、委託先業者が個人情報及び情報資産の取扱いについて誤解する可能性がある。

この点、市担当者によれば、本来、「委託における個人情報及び情報資産の取扱いに係る措置の基準」記載の文例に準じて、契約書本文に「個人情報・情報資産取扱特記事項」の取扱方法について記載すべきところ、市担当者の認識誤りにより、記載が漏れていたということである。

<個人情報及び情報資産の取扱いに関する契約書の文例>

(個人情報・情報資産の保護)

第〇条 業務が個人情報又は情報資産を取り扱うものであることが頭書に示されている場合にあっては、受注者は、業務を実施するにあたって、別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を遵守しなければならない。

※出所：「委託における個人情報及び情報資産の取扱いに係る措置の基準」

よって、市は、上記の文例に準じて契約書本文に「個人情報・情報資産取扱特記事項」の取扱方法を記載すべきである。

② (意見) 本業務委託及び定期健康診断業務の一体的実施の検討について

業務プロセス	Action (改善) : 次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	有効性・経済性及び効率性

【現状】

本業務委託は、一般財団法人日本予防医学協会九州事業部（以下「日本予防医学協

会」という。)と特命随意契約を締結しており、特命随意契約とした理由は次のとおりである。

<業者選定及び特命随意契約理由>

- 肝炎予防ワクチン接種のみの業務を行うために、委託業者が各会場を巡回する場合は、委託業者の出張費がかさみ、かつ会場設営も行う必要があるため、平成 24 年度までは、指定の医療機関一カ所を設定し受診させていたが、ワクチン接種受診率は芳しくなかった。
- 上記の受診率を上げるために、平成 25 年度から、定期健康診断業務と同時に行えることとした。定期健康診断業務は各会場（17カ所）に設定して行っているため、災害出勤等や業務が多忙な中でも受診しやすくなり、ワクチン接種受診率が飛躍的に高くなった。
- 定期健康診断とワクチン接種が一度に済むため、職員にとっても業務等の負担が軽減されるメリットがある。また、同じ業者に委託することにより経費面においても大いに節減ができる。
- （一般財団法人日本予防医学協会九州事業部と）平成 31 年度定期健康診断委託契約（健康診断等委託契約）を締結しており、過去の契約も誠実に履行した実績がある。

※出所：「平成 31 年度消防職員の B 型肝炎予防ワクチン接種の委託について（伺）」

なお、上記の平成 31 年度健康診断等委託契約について、市は、日本予防医学協会及び公益財団法人福岡県結核予防会（以下「福岡県結核予防会」という。）2 者による見積合わせを実施し、日本予防医学協会を委託先業者として選定している。

【意見】

特命随意契約の締結は、競争性を確保することが困難なことから限られた場面での適用に限定されている。

<市の委託先選定方法について>

（委託先の選定）

第 7 条（略）

4 特命随意契約を行うことができるのは、他に受託可能な者がいないなど限定的な場合であり、その適用に当たっては十分留意するものとする。

※出所：「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」

<特命随意契約の考え方について>

地方公共団体が締結する契約は、競争入札が原則であり、随意契約による場合でも 2 者以上から見積書を徴し、競争性を確保することが必要である。しかし、真にやむを得ない理由がある場合は、特命随契により契約を締結することになるが、その執行には慎重な判断が必要となる。これは、地方公共団体が締結する契約は、公正性、競争性及び透明性の確保が必要であり、特命随契による場合は、その経過や理由を市民に説明する必要があるためである。

※出所：「随意契約ガイドライン」

ワクチン接種の受診率向上の観点から、健康診断等委託契約と同一の委託先業者とするという考え方は理解できるが、競争性確保の観点からは問題が残る。

この点、市は、本契約に先立ち、福岡県結核予防会からも B 型肝炎抗体検査及びワク

チン接種の価格表を入手して日本予防医学協会の契約単価と比較し、日本予防医学協会の契約単価が不当に高いわけではないことを確認している。

しかし、市が、本契約に関して健康診断等委託契約と同一の委託先業者とする方針をとっている以上、本契約の契約単価が割高となるリスクを事前に排除することが困難である。

市担当者によれば、市は、健康診断等業務、B型肝炎抗体検査及びワクチン接種業務共に今後も継続して実施していく予定であるとのことである。今後も継続予定の業務であるならば、市は、例えば健康診断等業務、B型肝炎抗体検査及びワクチン接種業務を一つの委託業務として一本化し、見積合わせ等を通じて業者選定を行うことにより、競争性を一定程度確保できると考えられる。

この点、市担当者によれば、市は、令和2年度の健康診断等業務の委託契約内容の見直しにより、B型肝炎の抗体検査業務を追加したもののワクチン接種業務については、令和元年度同様、別契約（特命随意契約）であるとのことである。

よって、市は、今後、健康診断等業務にB型肝炎ワクチン接種業務を追加するかどうかを含めて委託契約内容の見直しを行い、業者選定の競争性を高めるための改善を図っていくことが望まれる。

イ 福岡市消防局本部外33施設点検業務委託（総務部管理課）No167

(ア) 事業及び業務委託の概要

本契約は、市が所有する消防関連の建築物（消防本部、消防署、出張所等）及びその建築設備について、建築基準法第 12 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく定期（劣化）点検を委託するものである。

＜建築基準法における建築物及び建築設備の点検義務＞

<p>(報告、検査等) 第十二条（略）</p> <p>2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する特定建築物の管理者である国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者（以下この章において「国の機関の長等」という。）は、当該特定建築物の敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検（当該特定建築物の防火戸その他の前項の政令で定める防火設備についての第四項の点検を除く。）をさせなければならない。ただし、（略）</p> <p>(中略)</p> <p>4 国の機関の長等は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物の特定建築設備等について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。ただし、・・・</p>

※出所：「建築基準法」

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	福岡市消防局本部 外 34 施設点検業務 委託	福岡市消防局本部 外 33 施設点検業務 委託	福岡市消防局本部 外 33 施設点検業務 委託
B. 契約者名	株式会社西和	株式会社西和	株式会社西和
C. 契約開始日	平成 29 年 10 月 6 日	平成 30 年 12 月 21 日	令和元年 12 月 20 日
D. 契約終了日	平成 30 年 1 月 31 日	平成 31 年 3 月 15 日	令和 2 年 3 月 16 日
E. 契約方法	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	1,728	1,836	2,200
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	1,728	1,836	2,200
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	7 者	5 者	6 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (意見) 予定価格作成に係る設計金額の積算方法の見直しについて

業務プロセス	Plan(計画)：仕様書、設計書、予定価格等の作成
監査の視点	有効性

【現状】

市は、本業務委託の業者選定に当たって、予定価格を設定した上で指名競争入札を実施し、予定価格を下回り、かつ、最も安価な金額で入札を実施した業者を委託先として決定している。

予定価格の作成について市は、点検対象となる施設ごとに次の計算式に基づいて点検業務費を算定し、この合計を設計金額としており、設計金額と同額を予定価格としている。

＜本契約における各施設の点検業務費算定方法の概要＞

A. 点検業務費 = 直接人件費(B) + 直接物品費(C) + 業務管理費(D) + 一般管理費(E)
B. 直接人件費 = 業務量(※1) × 技術者報酬日額(※2) (※1) 点検対象となる施設の延床面積に応じて決定 (※2) 市所定の単価に基づく
C. 直接物品費 = 直接人件費(B) × a
D. 業務管理費 = 直接業務費(B+C) × bまたはc(※3) (※3) 建築物はb、建築設備はc
E. 一般管理費 = 業務原価(B+C+D) × d (※4) a, b, c, dは市で定める率

※出所：「点検業務委託料算定資料」

なお、直近3年度における本契約の落札率（落札者の入札価格を予定価格で除したものは、20～40%程度で推移している。

【意見】

低い落札率が継続している原因は、①予定価格が近年の市場価格を反映していないため、又は②特定の業者が極端に低い金額で入札しているための2通りが考えられる。

この点、令和元年度本契約における入札金額の分布を確認したところ、業者によって入札金額に幅があるものの、「特定の業者のみ、極端に廉価」とまでは言えない。

＜入札金額の分布＞

金額（税込）	業者数
200万円以上 300万円未満	2者
300万円以上 400万円未満	2者
400万円以上 500万円未満	1者
500万円以上 600万円未満	1者
※平均値は329万円、中央値は333万円	

※出所：「入札結果表」

また、市は、落札業者について過年度に同種業務（建物等点検）の十分な履行実績があることから、本契約においても落札金額にて業務の履行が可能であると判断している。

したがって、予定価格が市場価格に比して割高であるため、低い落札率が継続して

いる可能性が高いと考えられる。

予定価格は、契約担当者が競争入札を実施する際に落札金額を決定するための基準となるものであり、適正に定められるよう求められている。

<予定価格の設計方法について>

(予定価格の作成)

第 15 条 予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について定める。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用、貸付等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることがある。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短その他必要な事項を考慮して適正に定めるものとする。

※出所：「福岡市契約事務規則」

(予定価格)

第 5 条 予定価格の作成に当たっては、福岡市契約事務規則第 15 条第 2 項に定めるところにより、類似委託契約等の実例価格等を考慮するとともに平素から十分な判断資料を準備して客観的かつ適正に算定するものとする。

※出所：「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」

しかし、本契約においては、前述のとおり予定価格の適正性に疑念が残る。今後も予定価格と落札金額との乖離が継続するようであれば、予定価格が入札額の妥当性を検討する上での基準として機能せず、適正な業者選定を行うことが困難になるおそれがある。

よって、市は、落札金額が予定価格を大幅に下回っている理由について検討し、必要に応じて予定価格作成の基礎資料となる設計金額の積算方法を見直していくことが望まれる。

ウ 中央消防署平尾出張所移転改築工事基本設計業務委託（総務部管理課）No168

(ア) 事業及び業務委託の概要

本契約は、市の中央消防署平尾出張所の移転改築工事を実施するに当たり、移転後の施設の基本設計業務を委託するものである。

<施設概要>

- 施設名：中央消防署平尾出張所
- 位置：福岡市中央区平尾二丁目 6 番 5 号
- 用途地域：商業地域（建ぺい率 80%、容積率 400%）
- 敷地面積：861.73 m²
- 構造：鉄筋コンクリート造又は鉄骨造、3 階建以下
- 延床面積：約 800 m²
- 概算事業費：約 3 億円

※出所：「中央消防署平尾出張所移転改築工事基本設計プロポーザル説明書」

<業務概要>

- 出張所の改築工事の基本設計方針の策定及び基本設計図書の作成
- 施設の建設に係る関係者及び関係団体との協議、説明及び資料作成
- 設計条件整理及び諸条件の調査及び関係機関との打合せ
- 概算工事費の算出
- 平面プランの検討（複数案作成、比較検討書を作成すること）

※出所：「中央消防署平尾出張所移転改築工事基本設計業務委託 特記仕様書」

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	中央消防署平尾出張所移転改築工事基本設計業務委託
B. 契約者名	—	—	株式会社キャデイスと風建築工房
C. 契約開始日	—	—	令和元年 10 月 31 日
D. 契約終了日	—	—	令和 2 年 3 月 15 日
E. 契約方法	—	—	特命随意契約
F. 予定価格	—	—	4,950
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	—	4,950
H. 落札率 (=G/F)	—	—	100%
I. 最終契約額(税込)	—	—	4,950
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	1 者

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本業務委託について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

エ ヘリコプター（JA08FC及びJA18AR）保守点検に係る委託（警防部消防航空隊）No169

（ア）事業及び業務委託の概要

市は、消防防災ヘリコプターとして、JA08FC（通称「ゆりかもめ」）及びJA18AR（通称「ほおじろ」）の2機を所有している。

これら2機のヘリコプターの耐空性を維持させ、安全かつ効率的な運用を確保するために市は、年間を通して必要となる保守点検の支援等を毎年度委託している。

令和元年度に委託した具体的な業務内容は次のとおりである。

- JA08FCの耐空検査整備
- 市消防局の指定する場所で行う整備支援（点検支援及び臨時整備）
- その他の技術支援

（イ）委託契約の概要

（単位：千円）

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A. 契約件名	ヘリコプター（JA08FC及びJA18AR）保守点検に係る委託	ヘリコプター（JA08FC及びJA18AR）保守点検に係る委託	ヘリコプター（JA08FC及びJA18AR）保守点検に係る委託
B. 契約者名	朝日航洋株式会社	朝日航洋株式会社	エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社
C. 契約開始日	平成29年4月1日	平成30年4月1日	平成31年4月1日
D. 契約終了日	平成30年3月31日	平成31年3月31日	令和2年3月31日
E. 契約方法	随意契約（競争見積合わせ）	随意契約（競争見積合わせ）	特命随意契約
F. 予定価格	57,323	31,527	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額（税込）	55,512	30,564	37,930
H. 落札率（=G/F）	96.8%	96.9%	XXX%
I. 最終契約額（税込）	55,379	29,883	38,572
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	2者	2者	1者

（注）「F. 予定価格」「H. 落札率（=G/F）」は、市の意向により被覆した。

（ウ）監査の結果及び意見

①（結果）再委託の相手方に関する網羅的な情報入手及び適正な審査の実施について

業務プロセス	Do（実行）：再委託承諾手続
監査の視点	合規性

【現状】

委託先業者は、業務の一部に関して自ら履行することが困難なことから、別の業者に委託（以下「再委託」という。）している。当該再委託に先立って委託先業者は、「作業委任承諾書」を市に提出し、市から再委託の承認を得ている。

「作業委任承諾書」に記載された主な内容は次のとおりである。

<再委託の内容>

契約件名	ヘリコプター（JA08FC 及び JA18AR）保守点検に係る委託
委任する委託業務の内容	【指定部分】JA08FC の耐空検査整備 航空局無線検査、衝突防止装置 KTA910 の無線検査受検に係る機器 事前点検作業
委任理由	当該機器の点検正規代理店は下記の企業である事から弊社では上記機器の点検作業が出来ないため。
委任先	株式会社海外物産

※出所：「作業委任承諾書」

【指摘事項】

委託先業者が再委託を実施しようとする場合の手続について、市は次のとおり定めている。

<再委託の承諾手続>

委託契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び所在地並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約予定金額について記載した書面を契約の相手方に提出させ、（中略）適当と認められる場合に書面にて承諾を行うものとする。

※出所：「業務委託契約における再委託の運用基準について（通知）」

しかし、本契約の「作業委任承諾書」には、再委託の相手方の所在地及び契約予定金額が記載されておらず、「業務委託契約における再委託の運用基準について（通知）」（以下「再委託運用基準」という。）で求められる情報が一部不足している。

この点、市担当者によれば、本業務における再委託の手続は、過年度から現在の様式を用いて運用されており、委託先業者に対して再委託の相手方の所在地及び契約予定金額を記載させることはしていないとのことである。

市は、業務委託契約について、次の考え方を基本として、委託業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託することを原則禁止とする方針をとっており、本契約においても当該方針に従っている。

<業務委託契約における再委託の基本的な考え方>

地方公共団体の契約は、契約の相手方として特定の者を公正に選定した上で、契約の履行確保を図るものであるため、「業務委託契約」により委託した業務は、本来、受託した事業者が自ら履行すべきものである。

また、再委託を行なうことは、事故が発生するリスクの増大や、事故発生時の責任の所在が不明確になることなどが懸念されるため、安易に再委託が行われないように留意する必要がある。

これらのことを踏まえ、本市の標準契約書には、「業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。」「受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。」と規定している。

※出所：「業務委託契約における再委託の運用基準について（通知）」

<本契約における再委託の制限>

(再委託等の制限)

第5条 受注者は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(中略)

3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

※出所：「業務委託契約書」

委託先業者が業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせていないかどうかについて、市は、「作業委任承諾書」等の情報を基に総合的に判断する必要がある。当該判断に当たって、特に再委託の相手方の契約予定金額、すなわち、「市が委託先業者に支払う業務委託料のうち、どの程度の割合が再委託先に支払われる予定なのか」という情報は、重要な判断要素の一部であると考えられる。

よって、市は、再委託運用基準に基づき、再委託の相手方の契約予定金額等の情報を漏れなく入手した上で必要事項の審査を適切に行い、再委託の承諾を行う必要がある。

なお、再委託運用基準に示された再委託承諾申請書のひな形を用いることで、審査に用いる再委託先の情報を網羅的に入手することが可能となるため、当該ひな形を利用することが望ましい。

オ 指令管制情報システム保守業務及び技術者常駐等委託（情報指令部情報管理課）No170
 (ア) 事業及び業務委託の概要

市は、消防救急活動の一連の業務（119番通報の受付、出動させる消防隊の編成、出動指令、事案管制、報告書作成等）を担う指令管制情報システムを所有している。

本業務委託契約は、当該指令管制情報システムの予防保守業務、障害対応業務、技術者常駐業務及びソフトウェアサポート業務を委託するものであり、具体的な業務内容は次のとおりである。

＜本契約における業務の概要＞

1. 予防保守業務	システム全般の障害発生を未然に防ぐため、必要な処置を行う。
2. 障害対応業務	システム障害に対し、必要な処置を行い復旧、修理を行う。
3. 技術者常駐業務	障害対応、障害・問合せ履歴管理、消防局内災害救急指令センター及び電算室日次点検業務 ほか
4. ソフトウェアサポート業務	職員に対するシステム操作運用の指導助言及びシステムに関する質疑応答、指定されたシステムデータの入出力、指定されたシステムデータの更新及び保存 ほか

※出所：「指令管制情報システム保守業務及び技術者常駐等委託仕様書」

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	①指令管制情報システム保守業務及び技術者常駐等委託 ②指令管制情報システム保守業務及び技術者常駐等委託（その2）	指令管制情報システム保守業務及び技術者常駐等委託	指令管制情報システム保守業務及び技術者常駐等委託
B. 契約者名	日本電気株式会社 九州支社	日本電気株式会社 九州支社	日本電気株式会社 九州支社
C. 契約開始日	①平成 29 年 4 月 1 日 ②平成 30 年 3 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	①平成 29 年 11 月 30 日 ②平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	①②特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	①XXX ②XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	①72,360 ②5,832	124,561	245,160
H. 落札率 (=G/F)	①XXX% ②XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	①72,360	125,860	247,430

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	②5,832		
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

カ 消防局署活動用携帯無線機等保守点検業務委託（情報指令部情報管理課）No171

(ア) 事業及び業務委託の概要

市は、消防に係る通信手段として署活動用携帯無線機及び無線中継装置（以下「携帯無線機等」という。）を所有している。

本契約は、当該携帯無線機等の機能に関して電波関係法令に基づく基準及び性能を確保するとともに、機能低下、消耗、故障等を未然に防止し、常時最良の状態で開催することを目的として定期保守点検及び臨時点検業務を委託するものである。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	消防局署活動用携帯無線機等保守点検業務委託	消防局署活動用携帯無線機等保守点検業務委託	消防局署活動用携帯無線機等保守点検業務委託
B. 契約者名	アイコム株式会社	アイコム株式会社	アイコム株式会社
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	5,281	5,281	5,400
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	5,281	5,281	5,500
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 契約書に貼付する印紙に係る適切な指導について

業務プロセス	Do (実行) : 契約変更手続
監査の視点	合規性

【現状】

市は、本契約を令和元年 4 月 1 日付けで締結しており、本契約の契約金額は 5,400 千円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 400 千円）である。市が保管する令和元年度業務委託契約書には、2,000 円の印紙が貼付されていた。

また、令和元年 10 月 1 日以後、消費税及び地方消費税の税率が 8% から 10% に上昇した（軽減税率を除く）ことに伴い、本契約においても市及び委託先業者が協議の上、契約金額を 5,400 千円から 5,500 千円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 500 千円）に変更することを合意し、契約金額を 100 千円増額させる請書を発行している。

しかし、当該請書には、印紙が貼付されていなかった。

【指摘事項】

印紙税法上、次の文書を作成した者は印紙税の納付義務があり、原則として当該文

書に印紙を貼付する方法によって納付する。

＜印紙税の課税対象となる文書及び印紙税額＞

番号	物件名	課税標準及び税率
(略)		
二	請負に関する契約書	1 契約金額の記載のある契約書次に掲げる契約金額の区分に応じ、一通につき、次に掲げる税率とする。 100万円以下のもの 200円 (中略) 300万円を超え500万円以下のもの 2,000円 (中略) 2 契約金額の記載のない契約書 一通につき200円
(略)		

※出所：「印紙税法 別表第一」

また、契約金額を増額させる請書についても次の法令に従い、変更額に応じて印紙の貼付が必要であると考えられる。

＜契約金額の変更に関する印紙税の取扱＞

5 (略) 「契約書」とは、契約証書、協定書、約定書その他名称のいかんを問わず、契約（その予約を含む。以下同じ。）の成立若しくは更改又は契約の内容の変更若しくは補充の事実（以下「契約の成立等」という。）を証すべき文書をいい、念書、請書その他契約の当事者の一方のみが作成する文書又は契約の当事者の全部若しくは一部の署名を欠く文書で、当事者間の了解又は商慣習に基づき契約の成立等を証することとされているものを含むものとする。

※出所：「印紙税法 課税物件表の適用に関する通則」

第17条 通則5に規定する「契約の内容の変更」とは、既に存在している契約（以下「原契約」という。）の同一性を失わせないで、その内容を変更することをいう。 2 契約の内容の変更を証するための文書（以下「変更契約書」という。）の課税物件表における所属の決定は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによる。 (1) 原契約が課税物件表の一の号のみの課税事項を含む場合において、当該課税事項のうち重要な事項を変更する契約書については、原契約と同一の号に所属を決定する。

※出所：「印紙税法 基本通達」

4 この表の課税標準及び税率の欄の税率又は非課税物件の欄の金額が契約金額、券面金額その他当該文書により証されるべき事項に係る金額（以下この4において「契約金額等」という。）として当該文書に記載された金額（以下この4において「記載金額」という。）を基礎として定められている場合における当該金額の計算については、次に定めるところによる。 二 契約金額等の変更の事実を証すべき文書について、当該文書に係る契約についての変更前の契約金額等の記載のある文書が作成されていることが明らかであり、かつ、変更の事実を証すべき文書により変更金額（変更前の契約金額等と変更後の契約金額等の差額に相当する金額をいう。以下同じ。）が記載されている場合（変更前の契約金額等と変更後の契約金額等が記載されていることにより変更金額を明らかにするこ

とができる場合を含む。)には、当該変更金額が変更前の契約金額等を増加させるものであるときは、当該変更金額を当該文書の記載金額とし、当該変更金額が変更前の契約金額等を減少させるものであるときは、当該文書の記載金額の記載はないものとする。

※出所：「印紙税法 課税物件表の適用に関する通則」

本契約の請書は、増額した金額が全て消費税及び地方消費税の税率改正に伴うものであることから、次のとおり第2号文書（請負に関する契約書）の「契約金額の記載のない契約書」に該当し、200円の印紙の貼付が必要であると考えられる。

＜消費税法の改正に伴う印紙税の取扱＞

印紙税法（昭和42年法律第23号。以下「法」という。）別表第1の課税物件表の課税物件欄に掲げる文書のうち、次の文書に消費税及び地方消費税の金額（以下「消費税額等」という。）が区分記載されている場合又は税込価格及び税抜価格が記載されていることにより、その取引に当たって課されるべき消費税額等が明らかである場合には、消費税額等は記載金額（法別表第1の課税物件表の適用に関する通則4に規定する記載金額をいう。以下同じ。）に含めないものとする。

（中略）

(2) 第2号文書（請負に関する契約書）

※出所：「印紙税 個別通達 消費税法の改正等に伴う印紙税の取扱いについて」

しかし、市担当者によれば、委託先業者の認識誤りにより印紙が貼付されていなかったとのことである。なお、市は、当該指摘を受け、委託先業者を通じて既に印紙を貼付している。

よって、市は、今後も委託先業者に対し、契約書に貼付する印紙について適切な運用をするよう指導するべきである。

キ 消防車両更新及び配置換えに伴う車載端末装置載替え業務委託その2（情報指令部情報管理課）No172

(ア) 事業及び業務委託の概要

本契約は、市が所有する消防車両の更新や配置換えに伴い、消防車両に搭載された端末装置の載替え等を実施し、配置換え車両とともに試験調整を行うことを委託するものである。具体的な作業内容は次のとおりである。

<本契約における業務の概要>

1. 車載端末作業
(1) 現地車両調査
(2) アンテナ類移設
(3) AVM 端末、通信ユニット移設
(4) 試験調整
2. システム改修
(1) 自動出動系改修作業
(2) 指令系及び指揮支援システム系改修作業
(3) 救急タブレット系変更対応

※出所：「消防車両更新及び配置換えに伴う車載端末装置載替え業務委託その2 設計書」

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	消防車両更新及び配置換えに伴う車載端末装置載替え業務委託その2	消防車両更新及び配置換えに伴う車載端末装置載替え業務委託その2	消防車両更新及び配置換えに伴う車載端末装置載替え業務委託その2
B. 契約者名	日本電気株式会社九州支社	日本電気株式会社九州支社	日本電気株式会社九州支社
C. 契約開始日	平成 30 年 3 月 12 日	平成 31 年 1 月 31 日	令和元年 12 月 20 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	1,521	5,292	8,157
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	1,521	5,292	8,157
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 特命随意契約に係るチェックリストの適切な使用について

業務プロセス	Plan(計画)：選定方法の決定、選定手続の実施
監査の視点	合規性

【現状】

本業務委託は、平成 29 年度から毎年度実施されており、市は、次の理由から特命随意契約を継続して行っている。

＜本契約における特命随意契約の理由＞

車載端末装置は指令管制情報システムと一体となって機能している装置で、車載端末装置の載替え及びこれに伴う試験調整を実施するには、専門的な知識と技術が必要である。

このため、指令管制情報システムを構築し、構成・機能を熟知した日本電気株式会社以外の業者による載替え及びシステムの試験調整は不可能であることから、本契約に關して当該業者を選定するもの。

※出所：「随意契約業者選定伺」

本契約に先立って、市は、特命随意契約の妥当性を検討するため、「特命随意契約による新規委託チェックリスト」（以下「新規委託チェックリスト」という。）を用いていた。市担当者によれば、平成 29 年度以後、毎年度新規委託チェックリストを用いていたとのことである。

【指摘事項】

市は、特命随意契約締結に先立って契約事務の自主的チェックを求めている。当該自主的チェックは、同一委託先業者との契約の継続年数に応じて、「新規委託チェック」「継続委託チェック」「長期継続委託チェック」の 3 通りに分かれている。

＜特命随意契約事務の自主的チェックの分類＞

第 9 条 本要綱の趣旨を徹底させ、もって委託契約事務の適正な執行を図るため、特命随意契約により事務事業を委託しようとする場合は、当該委託契約事務が適正に執行されているか等について、特命随意契約事務の自主的チェック（以下「自主的チェック」という。）を行うものとする。

2 前項に規定する自主的チェックは次の各号により行うものとする。

(1) 新規委託チェック

新たに特命随意契約により委託を実施しようとするとき（既に実施している委託を新たに特命随意契約により委託するときを含む。）は、別紙特命随意契約による新規委託チェックリストによりチェックを行い、チェック済チェックリストは随意契約委託先選定伺に綴って回議するものとする。

(2) 継続委託チェック

現に委託している委託先に契約期間満了後も継続して特命随意契約しようとするときは、別紙特命随意契約による継続委託チェックリストによりチェックを行い、チェック済チェックリストは随意契約委託先選定伺に綴って回議するものとする。

(3) 長期継続委託チェック

新たに特命随意契約により委託を実施した年度（既に実施している委託を新たに特命随意契約により委託したときは、その特命随意契約による委託を実施した年度）から 3 年度にわたって引き続き同一委託先と特命随意契約している場合であって、当該

年度の契約期間満了後も継続して特命随意契約しようとするときは、別紙特命随意契約による長期継続委託チェックリストによりチェックを行い、チェック済チェックリストは随意契約委託先選定伺に綴って回議するものとする。また、この長期継続委託チェックを実施した後は、前段の「新たに特命随意契約により委託を実施した年度」を「長期継続委託チェックを実施した後、特命随意契約により委託を実施した最初の年度」と読み替え、以下同様に実施するものとする。

※出所：「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」

本契約に関して、上記の「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」に照らすと、市においては、平成 30 年度及び令和元年度について、新規委託チェックリストではなく継続委託チェックリストを用いるべきだったと考えられる。

新規委託チェックリスト及び継続委託チェックリストは、次のとおりチェック項目に相違がある。前者が委託先業者の選定において予定委託先業者のほかに代替可能な業者が存在しないかどうかについて重点を置いているのに対し、後者は継続的に同一の業者に委託することの合理性について重点を置いていると考えられる。

＜新規委託チェックリスト及び継続委託チェックリストの比較＞

新規委託チェックリスト	継続委託チェックリスト
(委託先の選定)	
・委託業務が登録業種の場合は、登録業者名簿に登載された者の中から選定しているか	
・予定委託先が登録業者の場合は、点検日現在、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止措置を受けていないか	・予定委託先が登録業者の場合は、点検日現在、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止措置を受けていないか
・予定委託先が登録業者でない場合は、点検日現在、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく排除措置を受けていないか	・予定委託先が登録業者でない場合は、点検日現在、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく排除措置を受けていないか
・委託先については、知識・技術・信用・実績等の面で適格性を有する者を選定しているか	・委託先については、知識・技術・信用・実績等の面で適格性を有する者を選定しているか
・代替可能な者が存在しないか	
・代替可能な者がいない場合は、具体的に履行可能な者が一者しかいないことが客観的に証明されたものであるか（その確認方法等について具体的に記述すること）	
・次に掲げる地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号のいずれかに適合した的確な特命随意契約理由が示されているか 第 2 号適用の場合・・・性質又は目的が競争入札に適しない事実 第 5 号適用の場合・・・緊急の必要により競争入札できない事実	

新規委託チェックリスト	継続委託チェックリスト
<p>第 6 号適用の場合・・・競争入札に付することが不利な事実</p> <p>第 7 号適用の場合・・・時価に比して著しく有利な価格で契約できる事実</p>	
(同一委託先との継続契約)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容・性質から他に代替可能な者がいないときは、専門性、特殊技術・機械・特許等の保有など限定的に適用されているか
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の連続性を理由とする継続契約は、一単位の事業が数年間にわたるため途中で委託先を変えることによって著しい能率の低下、履行の遅れ等が生ずる場合などに行い得るものであるが、単に事業が経常的に継続しているものを継続して契約しようとしていないか
	<ul style="list-style-type: none"> ・その他事務事業の性質上必要と認める場合も、業界等の情勢を調査するなどして、代替可能な者の有無等を適宜的確に把握しているか
(関係課からの情報収集)	
<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて当該委託業務と同一の業務委託や類似委託を実施している課と情報交換しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて当該委託業務と同一の業務委託や類似委託を実施している課と情報交換しているか
<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容・設計積算方法は類似委託業務と均衡がとれ、かつ適正なものとなっているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容・設計積算方法は類似委託業務と均衡がとれ、かつ適正なものとなっているか
<ul style="list-style-type: none"> ・監督・検査方法は類似委託業務と均衡がとれ、かつ適正なものとなっているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・監督・検査方法は類似委託業務と均衡がとれ、かつ適正なものとなっているか
(契約書記載事項)	
<ul style="list-style-type: none"> ・標準委託契約書に定められた記載事項に準じたものとなっているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・標準委託契約書に定められた記載事項に準じたものとなっているか
<ul style="list-style-type: none"> ・記載不要な事項をあえて記載しようとしていないか 	<ul style="list-style-type: none"> ・記載不要な事項をあえて記載しようとしていないか
(委託内容の説明)	
<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書には細部にわたり具体的に業務内容・範囲等が記載されているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書には細部にわたり具体的に業務内容・範囲等が記載されているか
<ul style="list-style-type: none"> ・契約書や仕様書に「仕様書に明記していない業務でも委託者が必要と認めた場合は委託者の指示により受託者は実施するもの」といった記載をしていないか 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書や仕様書に「仕様書に明記していない業務でも委託者が必要と認めた場合は委託者の指示により受託者は実施するもの」といった記載をしていないか
(予定価格)	
<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ予定価格を算定することとしているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ予定価格を算定することとしているか

新規委託チェックリスト	継続委託チェックリスト
<ul style="list-style-type: none"> ・類似委託の実例価格等と比較して割高な積算をしようとしていないか 	<ul style="list-style-type: none"> ・類似委託の実例価格等と比較して割高な積算をしようとしていないか
(委託の監督及び検査)	
<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務の内容を熟知している監督員が決定されているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務の内容を熟知している監督員が決定されているか
<ul style="list-style-type: none"> ・履行開始の確認のため着手届を提出させることとしているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・履行開始の確認のため着手届を提出させることとしているか
<ul style="list-style-type: none"> ・履行開始に当たっては、委託先から必要に応じ実施計画書を提出させるなどして、計画内容を把握審査し、履行確保上必要な場合は委託先に指導助言を行うこととしているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・履行開始に当たっては、委託先から必要に応じ実施計画書を提出させるなどして、計画内容を把握審査し、履行確保上必要な場合は委託先に指導助言を行うこととしているか
<ul style="list-style-type: none"> ・業務の進捗状況等について、必要な報告の徴収又は実態調査によって適宜把握し、必要な場合は委託先に対し指導助言を行うこととしているか (チェックリスト作成時直近1年間の実態調査実績を記載する) 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の進捗状況等について、必要な報告の徴収又は実態調査によって適宜把握し、必要な場合は委託先に対し指導助言を行うこととしているか
<ul style="list-style-type: none"> ・業務完了後は直ちに業務の完了報告書を提出させ、必要な検査を実施することとしているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務完了後は直ちに業務の完了報告書を提出させ、必要な検査を実施することとしているか

※出所：「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」

したがって、本来使用すべきチェックリストを使用しないことは、特命随意契約を実施するに当たって検討すべき事項が漏れることに繋がり、業者選定を適正に行うことができない可能性がある。

よって、市は、同一委託先との契約の継続年数に応じてチェックリストを適切に使い分けるべきである。

ク 福岡市民防災センターインストラクター派遣業務委託（予防部防災センター）No173

(ア) 事業及び業務委託の概要

市は、防災に関する知識及び技術の普及向上並びに防災意識の高揚を図ることにより、安全で災害に強い都市づくりを推進し、もって市民福祉の増進に資するため福岡市民防災センターを設置している。

<福岡市民防災センターの事業>

(事業)
第2条 センターは、前条の設置の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。
(1) 防災に関する資料、装置等を展示すること。
(2) 防災に関する教育、訓練、指導及び相談を行うこと。
(3) 防災に関する講習会、研究会等を開催すること。
(4) 防災用資機材及び災害救援物資の備蓄及び供給を行うこと。
(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

※出所：「福岡市民防災センター条例」

当該事業の実施に当たり、来館者の予約及び受付対応や館内に設置された体験施設の案内及び説明等の業務について、市は、インストラクター派遣（労働者派遣契約）という形で毎年度業務委託を行っている。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	福岡市民防災センターインストラクター派遣業務契約	福岡市民防災センターインストラクター派遣業務契約	福岡市民防災センターインストラクター派遣業務契約
B. 契約者名	エントリーサービスプロモーション株式会社	エントリーサービスプロモーション株式会社	エントリーサービスプロモーション株式会社
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	随意契約 更新 3 年目	随意契約（プロポーザル）	随意契約 更新 2 年目
F. 予定価格	18,633	21,483	21,417
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	18,633	21,483	21,417
H. 落札率 (=G/F)	100%	100%	100%
I. 最終契約額 (税込)	18,633	21,483	21,417
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	2 者	1 者

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 契約書に貼付する印紙に係る適切な指導について

業務プロセス	Do (実行) : 契約締結手続
監査の視点	合規性

【現状】

市が保管する平成 29 年度の福岡市民防災センターインストラクター派遣業務契約書について、20,000 円の印紙が貼付されていた。

【指摘事項】

印紙税法上、次の文書を作成した者は印紙税の納付義務があり、原則として当該文書に印紙を貼付する方法によって納付する。

<印紙税の課税対象となる文書>

番号	物件名
一	1 不動産、鉱業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書 2 地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書 3 消費貸借に関する契約書 4 運送に関する契約書 (用船契約書を含む。)
二	請負に関する契約書
(略)	

※出所：「印紙税法 別表第一」

この点、平成 29 年度の福岡市民防災センターインストラクター派遣業務契約書は労働者派遣に関する契約書であり、印紙税の課税対象となる文書に該当せず、委託先業者の認識誤りにより印紙が貼付されたものと考えられる。

なお、平成 30 年度及び令和元年度の当該契約書については、印紙は貼付されておらず、適切な運用がなされている。

市は、今後も委託先業者に対し、契約書に貼付する印紙について、適切な運用をするよう指導するべきである。

② (意見) 派遣インストラクターの雇用形態確認の徹底について

業務プロセス	Do (実行) : 契約締結手続
監査の視点	有効性・説明責任及び透明性

【現状】

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」(以下「労働者派遣法」という。)によれば、派遣先が労働者派遣の役務の提供を受ける期間について、次のとおりいわゆる 3 年ルールと呼ばれる制限がある。

<労働者派遣の役務の提供を受ける期間>

第 40 条の 2 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの業務について、派遣元事業主から派遣可能期間を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。ただし、当該労働者派遣が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、この限りでない。 1 無期雇用派遣労働者に係る労働者派遣 (略)

2 前項の派遣可能期間（以下「派遣可能期間」という。）は、3年とする。
（略）

※出所：「労働者派遣法」

本契約についても労働者派遣事業に該当するため、当該3年ルールに留意する必要がある。

この点、福岡市民防災センターには、令和元年度時点で既に3年を超える役務提供を続けている派遣労働者（インストラクター）が存在している。しかし、当該派遣労働者はいずれも、派遣元事業者と期間の定めのない労働契約（以下「無期雇用契約」という。）を結んでいるため、労働者派遣法第40条の2ただし書き第1号に定める「無期雇用派遣労働者に係る労働者派遣」に該当するとして、3年ルールには抵触しないと市は判断している。

なお、当該派遣労働者と派遣元事業者との契約が無期雇用契約であるかどうかに関して、市は派遣元事業者（委託先業者）に対し、口頭確認を実施するのみに留まっている。

【意見】

もしも委託先業者の誤解等により当該派遣労働者が実際には無期雇用派遣労働者に該当していなかった場合、市は、労働者派遣法第40条の2の規定に違反していることとなる。

この場合、市は、労働者派遣法第40条の6の規定に基づき、派遣労働者に対し、その時点における当該派遣労働者に係る労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなされ、当該派遣労働者を雇用する必要が生じ得る等、想定外のトラブルに繋がる可能性がある。

<労働者派遣法第40条の2に違反した場合の措置>

第40条の6 労働者派遣の役務の提供を受ける者（国（行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。）を含む。次条において同じ。）及び地方公共団体（特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）を含む。次条において同じ。）の機関を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する行為を行つた場合には、その時点において、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者から当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、その時点における当該派遣労働者に係る労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなす。ただし、労働者派遣の役務の提供を受ける者が、その行つた行為が次の各号のいずれかの行為に該当することを知らず、かつ、知らなかつたことにつき過失がなかつたときは、この限りでない。

（中略）

3 第四十条の二第一項の規定に違反して労働者派遣の役務の提供を受けること（同条第四項に規定する意見の聴取の手續のうち厚生労働省令で定めるものが行われないうことにより同条第一項の規定に違反することとなつたときを除く。）。

（略）

※出所：「労働者派遣法」

よって、市は、派遣元事業者との契約に先立ち、派遣元事業者と派遣労働者との雇用契約書等を確認した上で派遣労働者が無期雇用派遣労働に該当するか否かを慎重に判断し、判断の過程を書面に保存しておくことが望まれる。

(16) 水道局

ア 平成31年度福岡市水道事業に関する業務委託（総務部経営企画課）No174

(ア) 事業及び業務委託の概要

市の水道業事業を補完する以下の業務を公益財団法人福岡市水道サービス公社（以下「公社」という。）に委託するものである。

- 人材育成に関する業務
- メーター管理庁舎の管理に関する業務
- 漏水発生給水管応急修理に関する業務
- 水道メーターの維持管理に関する業務
- 小規模貯水槽の適正管理の啓発に関する業務

公社は、市と福岡市管工事協同組合が共同出資により昭和60年に設立した外郭団体（市の出資比率は66.7%）であり、市からの随意契約による受託事業が事業の大部分を占めている。平成16年度から市が行っている外郭団体の改革により、従来委託していた業務が大幅に削減され、現在は上記5つの事業にスリム化されている。これにより、平成26年度には26億円計上されていた委託費は令和元年度には6億円となり、20億円程度削減された。

(イ) 委託契約の概要

（単位：千円）

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A. 契約件名	平成29年度 福岡市水道事業に 関する業務委託	平成30年度 福岡市水道事業に 関する業務委託	平成31年度福岡市 水道事業に関する 業務委託
B. 契約者名	公益財団法人福岡 市水道サービス公 社	公益財団法人福岡 市水道サービス公 社	公益財団法人福岡 市水道サービス公 社
C. 契約開始日	平成29年4月1日	平成30年4月1日	平成31年4月1日
D. 契約終了日	平成30年3月31日	平成31年3月31日	令和2年3月31日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	546,940	560,945	604,952
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	546,940	560,945	611,858
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1者	1者	1者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (意見) 再委託に関する契約書の文言改定について

業務プロセス	Do (実行) : 再委託承諾手続
監査の視点	有効性

【現状】

本契約においては、再委託について、市の事前承認があれば業務の一部だけでなく全部を委託することができる旨定められている。

<執行方法>

第2条

3 乙は、前条第1号から第5条までの委託業務の執行にあたり、直接処理することが困難な場合又は委託業務をより効果的に履行するため必要があると甲が認めるときは、当該業務の全部又は一部を第三者に請け負わせることができる。

(注)

甲：福岡市水道局

乙：公社

※出所：「業務委託契約書」(注)は監査人加筆による。

【意見】

市は、業務委託契約について、次の考え方を基本として、委託業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託することを原則禁止とする方針をとっている。

<業務委託契約における再委託の基本的な考え方>

地方公共団体の契約は、契約の相手方として特定の者を公正に選定した上で、契約の履行確保を図るものであるため、「業務委託契約」により委託した業務は、本来、受託した事業者が自ら履行すべきものである。

また、再委託を行なうことは、事故が発生するリスクの増大や、事故発生時の責任の所在が不明確になることなどが懸念されるため、安易に再委託が行われないように留意する必要がある。

これらのことを踏まえ、本市の標準契約書には、「業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。」「受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。」と規定している。

※出所：「業務委託契約における再委託の運用基準について(通知)」

実際の公社の再委託の状況として、業務の全てを再委託しているわけではない。また、業務委託仕様書では、第三者委託が想定される業務に関しては、業務の一部についてのみ第三者委託が可能である旨を規定している。しかし、契約書の本文の文言では業務の全部又は主たる部分についての再委託を禁止する内容となっておらず、「業務委託契約における再委託の運用基準について(通知)」に示された市の考え方に反するものである。また、公社にしかなし得ない業務として特命随意契約としている理由と矛盾することとなる。

よって、市においては、再委託の運用基準に基づき、市の標準契約書が示すとおり契約書の文言を改定することが望ましい。

イ 水道設備保全業務委託（総務部経理課）No175

（ア）事業及び業務委託の概要

本委託は、水道施設等の緊急修繕のうち、金額が 250 万円以下で、かつ、浄水設備等のプラント設備に直接の影響がなく運転管理に影響がないものについて、公益財団法人福岡市施設整備公社（以下、「公社」という。）に依頼するものである。

水道局は公社へ依頼書にて修繕等を発注する。これにより、工事や修繕ごとの設計書作成や業者選定等の一連の事務手続が不要とされている。また、公社においても金額 250 万円以下の工事については設計書を作成せず、緊急工事指定業者に発注する。これにより、業務の効率化と迅速な処理を図っている。

（イ）委託契約の概要

（単位：千円）

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	水道設備 保全業務委託	水道設備 保全業務委託	水道設備 保全業務委託
B. 契約者名	公益財団法人福岡 市施設整備公社	公益財団法人福岡 市施設整備公社	公益財団法人福岡 市施設整備公社
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	17,530	17,827	17,269
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	20,609	22,863	23,276
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

（注）「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

（ウ）監査の結果及び意見

① （結果）業務委託契約書における個人情報保護条項の見直しについて

業務プロセス	Do（実行）：契約締結手続
監査の視点	合規性

【現状】

業務委託契約書の頭書では、個人情報又は情報資産の取扱いは「なし」とされており、本文においても個人情報、情報資産の保護に関する条項はない。一方で、別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」は契約書に綴じられており、両者の整合性が取れていない。

【指摘事項】

本件は、個人情報等の取扱いがないのであれば、契約書の別紙は不要である。

一方で、個人情報等の取扱いがあるのであれば、契約書記載事項は、標準契約書に定められた記載事項にする必要があるため、福岡市の標準契約書に準じて、個人情報又は情報資産の取扱いの条項を業務委託契約書に追記すべきである。

よって、市は、上記を踏まえ、業務委託契約書における個人情報保護条項の取扱いについて見直すべきである。

② (結果) 再委託承諾手続の実施について

業務プロセス	Do (実行) : 再委託承諾手続
監査の視点	合規性

【現状】

契約の相手方である公社は、平成12年3月に設立された市の外郭団体である(平成26年4月1日公益財団法人へと移行)。設立目的は、公共建築物の維持保全に関する業務及び調査研究を行うとともに、その成果を一般に普及することにより、建築物の安全性と機能性の確保を保ち、もって市民の生活環境の向上と福祉の増進に寄与することが掲げられている。

本業務委託は、水道施設等の緊急修繕等に関する原則250万円以下の各工事について、市が個別の入札または随意契約の手続を行うことなく、依頼書によって迅速かつ効率的に実施できることを大きな目的として行われているものである。

公社には、公共施設の維持保全に精通した技術職員が多数配置されているが、本業務委託によって市が指示する業務内容の多くを当該技術職員らが行うのではなく、公社が手配した業者(あらかじめ公社の名簿に登録した業者)によって実施されている。

市は、公社に業者の選定や個別見積り、契約手続等をすべて一任しており、市としての関与はない。

ここで、市は、委託先業者が再委託を実施しようとする場合の手続について、次のように定めている。

＜再委託の承諾手続＞

<p>2 再委託の承諾手続</p> <p>委託契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び所在地並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約予定金額について記載した書面を契約の相手方に提出させ、次に掲げる事項について審査し、適当と認められる場合に書面にて承諾を行うものとする。なお、再委託に関する書面に記載された事項について、変更がある場合には、委託契約の相手方に遅滞なく変更の届出を提出させ、同様に審査及び承諾を行うものとする。</p>

※出所：「業務委託契約における再委託の運用基準について(通知)」

市は、業務委託契約について、次の考え方を基本として、委託業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託することを原則禁止とする方針をとっており、本契約に係る契約書においても、当該方針に従い、再委託の制限に関する規定を設けている。

＜業務委託契約における再委託の基本的な考え方＞

<p>地方公共団体の契約は、契約の相手方として特定の者を選定した上で、契約の履行確保を図るものであるため、「業務委託契約」により委託した業務は、本来、受託した事業者が自ら履行すべきものである。</p> <p>また、再委託を行うことは、事故が発生するリスクの増大や、事故発生時の責任の所在が不明確になることなどが懸念されるため、安易に再委託が行われないように留意する必要がある。</p>

これらのことを踏まえ、本市の標準契約書には、「業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。」「受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。」と規定している。

※出所：「業務委託契約における再委託の運用基準について（通知）」

＜本契約における再委託の制限＞

第8条 受託者は、業務の全部または主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(中略)

3 第1項の規定に関わらず、受注者が委託業務の執行にあたり直接処理することが困難な場合、又は直接処理するより効果的に処理できる場合は、受注者は、業務の一部を第三者に委託して処理することができる。

※出所：「業務委託契約書」

この点、公社が手配した業者が維持補修等の工事を行うことについて、再委託の承諾手続等は取られていない。

【指摘事項】

本業務委託について、水道施設等の緊急修繕等は公社の技術職員が行わず、公社が手配した第三者たる業者に対し、公社が見積りを取った金額において委託されている。

個別の業者選定や契約予定金額に市の関与がないことからすれば、これは、業務内容の「再委託」であると評価せざるを得ない。

このため、再委託である場合は、上記の「業務委託契約における再委託の運用基準」に従い、再委託の承諾手続をしなければならない。仮に、本業務の「再委託」の点を、業務委託契約書第8条第3項の規定に基づくものであるとするとしても、再委託の承諾手続等が踏まれないまま公社が選定した業者に本業務を委託していることになり、「業務委託契約における再委託の運用基準」には適合しない。

よって、市は、公社の技術職員以外の業者によって補修工事等が行われる場合、公社から第三者たる業者への委託は「再委託」に該当するという前提で、業務委託契約書の記載を見直すとともに、再委託の場合の承諾手続等を履行する必要がある。または、委託業務契約及び仕様書等の設計図書の変更を行い、実質的にも再委託とはならない形の業務委託の形態を検討する必要がある。

③ (意見) 方針決裁の見直しについて

業務プロセス	Action (改善) : 次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	有効性・経済性及び効率性

【現状】

本業務委託においては、金額が250万円以下の一般建築物の緊急修繕を伝票発注方式で公社に発注できる。この発注方式は、平成16年度及び17年度の方針決裁により市内部で意思決定されたものである。

方針決裁の効力など関する明確な定めはないが、当時の方針決裁からすでに16年が経過している。

【意見】

本業務委託は、市の施設の工事や修繕に関して、地方自治法や福岡市契約事務規則をはじめとした各種法令、規則等で定められている業者選定手続等の一部を省略し、簡便的な処理を行うことで効率性や迅速性を目的としたものである。このため、例外的な契約であり、契約を毎年度継続していくことには慎重な対応が必要であると考え

る。
市や公社を取り巻く社会状況、経済状況等は常に変化する。例えば、当初市の公社への経費負担はなく、方針決裁には公社へ委託するメリットとして、「公社に対する事務費が不要で、指定業者に対する工事費のみの負担となるため、低廉な修繕が可能である。」との利点が記されている。しかし、平成 23 年度から上限 5.4%の経費（公社に対する事務費）を新たに負担することとされ、また、平成 27 年度にはこの上限が 6.86%に引き上げられている。

よって、市においては、方針決裁について、定期的に、又は社会状況、経済状況等の変化に応じて見直しを行うことが望ましい。その際、本業務委託が効率性や迅速性といった目的を満たしているか、経済性があるのか、公正性は担保されているかといった視点で業務を再検討することが望まれる。

④ （意見） 執行額を基準とした概算払の支払について

業務プロセス	Do（実行）：業務委託の執行管理
監査の視点	経済性及び効率性

【現状】

本契約の業務料は、契約上、公社の資金計画書に基づき概算払を行い、契約期間満了後に精算の上、不用額が生じれば市へ返納することとなっている。

<業務委託料の支払い>

第 27 条 発注者は、受注者が提出する資金計画書（別紙様式 1）に基づき支払額（概算）を定め、受注者の請求により行うものとする。
(以下略)

※出所：「業務委託契約書」

<精算>

第 28 条 受託者は、委託料について、契約期間満了後速やかに精算報告書（別紙様式 2）を発注者に提出し、精算を行うものとする。
2 発注者は前項の精算額を審査の上、委託料について不用額が生じたときは、受注者に対し返納を指示するものとする。
(以下略)

※出所：「業務委託契約書」

これに関して、本契約の契約額は 30,507,443 円であり、11 月に 9,857,980 円、3 月に 20,649,463 円と、2 回にわたりその全額を公社へ概算払している。概算払の根拠となる公社の資金計画書は 11 月 15 日と 3 月 10 日にそれぞれ提出されている。

一方、公社が受け取る経費率が確定した年度の精算報告書が 3 月 31 日に提出されている。それによると、確定金額は 23,276,103 円であった。

これにより、市は 5 月に残額の 7,231,340 円について返済を受けている。

<概算払と精算額>

時系列	金額 (円)	摘要
契約額	30,507,443	
11月15日概算請求額	9,857,980	11月支払 (概算)
3月10日概算請求額	20,649,463	3月支払 (概算)
概算払合計	30,507,443	契約額と同額
3月31日実績報告額	23,276,103	
返金額	△7,231,340	5月に返金

※出所：「市提供資料」から監査人作成

【意見】

市によると、概算払を行うのは、公社の手持ち資金では工事施工業者へ支払が賄えないためとのことである。

しかし、本業務委託は、想定した修繕等の一部が不要になったことから、執行額が契約額に達していない。このため、不要になった工事等に関して支払が公社側に発生するわけではなく、これら未執行分を含めた全額を3月に概算払をする必要性が認められない。

具体的には、公社からの3月の概算払い請求が約20百万円となっており、市もそれに応じて支払っている。しかし、市が公社に依頼した工事は全て3月までに完了しており、また、3月に公社から提出された資金計画書では事業費支払予定額13百万円と明記されていることから、概算払は、執行した工事等に必要な金額をベースに行うことが可能であったと考える。すなわち、今回のケースでは、3月の概算払は経費率6.86%を加味しても14百万円程度で十分であったと考える。

不要な資金の支払は、約2ヶ月間の公社への貸付金と見なされる可能性も否定できない。

よって、市においては、概算払はあくまで執行額を基準として行うことが望ましい。後に返金を受けるとしても、不用な資金までを委託先に支払うということは適切ではなく、公平な事務執行が望まれる。

<3月10日の公社からの資金計画書>

	金額 (円)
公社の業者への支払予定額	13,104,459
3月10日概算請求額	20,649,463

※出所：「市提供資料」から監査人作成

ウ 料金系システム支援業務委託（総務部営業企画課）No176

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、福岡市水道局において稼働中の水道料金システムとその関連システム及び業務系ネットワークに対し、システムエンジニアからシステムの運用管理障害対応等の支援を受けるものである。

委託先業者が構築したシステム及びネットワークに関する運用並びに障害対応支援に係る業務であり、システムのプログラム、機器構成及び設定等を熟知し、システム及びネットワークの運用を行うことができる者が委託先業者をおいて他に無いとの理由により特命随意契約を締結している。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	料金系システム支援業務委託契約	料金系システム支援業務委託契約	料金系システム支援業務委託契約
B. 契約者名	富士通株式会社九州支社	富士通株式会社九州支社	富士通株式会社九州支社
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	44,280	44,280	44,280
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	44,280	44,280	44,690
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

- ① (結果)「再委託承諾申請書」の記載内容の明確化及び情報不足に伴う様式の変更について

業務プロセス	Do (実行)：再委託承諾手続
監査の視点	合規性

【現状】

委託先業者は、業務の執行に当たり別の業者に委託（以下「再委託」という。）を行っている。当該再委託に先立って委託先業者は、「再委託承諾申請書」を市に提出し、市から再委託の承諾を得ている。

「再委託承諾申請書」に記載された主な内容は次のとおりである。

<再委託の申請内容（一部抜粋）>

契約件名	料金系システム支援業務委託契約
再委託を行う業務の範囲	・水道料金システムのアプリケーション保守 (定例会資料作成、バッチスケジュール計画作成支援、障害対応の支援調査、QA 回答等)

	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様センターシステムのアプリケーション保守 (定例会資料作成、ACDMIS 設定変更作業、障害対応の原因調査、QA 回答等) ・サーバ、業務端末、プリンタ及びネットワーク機器等のインフラ保守 (キャパシティ管理、ウイルス定義ファイルの更新、障害対応の原因調査、ウイルスソフトバージョンアップ手順書作成等)
再委託が必要な理由	<ul style="list-style-type: none"> ・貴局内にて常駐作業が必要であるため。 ・弊社監督下において一部作業を再委託することにより、コスト抑制が図られるため。
再委託先	株式会社アドヴァンスト・インフォメーション・デザイン 株式会社パーフェクトマネージ マイクロコート株式会社 株式会社 PFU (所在地等省略)

※出所：「再委託承諾申請書」

【指摘事項】

委託先業者が再委託を実施しようとする場合の手続について、市は次のとおり定めている。

<再委託の承諾手続>

委託契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び所在地並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約予定金額について記載した書面を契約の相手方に提出させ、(中略) 適当と認められる場合に書面にて承諾を行うものとする。(略)

※出所：「業務委託契約における再委託の運用基準について(通知)」

しかし、本契約の再委託における「再委託承諾申請書」は、再委託先4社まとめた申請であり、また、業務内容の記載に「等」という表現がなされており、どの業務をどの業者に再委託するのかが明らかではない。

また、契約予定金額が記載されておらず、「業務委託契約における再委託の運用基準について(通知)」(以下「再委託運用基準」という。)で求められる情報が、一部不足している。

この点、市によれば、当該再委託先業者との再委託の手続は、当該委託先業者から営業上の秘密として提示できない旨回答されており、内部協議及び水道局契約課とも相談の上、契約予定金額の記載は特に求めているとのことである。

市は、業務委託契約について、次の考え方を基本として、委託業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託することを原則禁止とする方針をとっており、本契約の契約書においても、当該方針に従って再委託の制限に関する規定がある。

<業務委託契約における再委託の基本的な考え方>

地方公共団体の契約は、契約の相手方として特定の者を公正に選定した上で、契約の履行確保を図るものであるため、「業務委託契約」により委託した業務は、本来、受託した事業者が自ら履行すべきものである。

また、再委託を行なうことは、事故が発生するリスクの増大や、事故発生時の責任の所在が不明確になることなどが懸念されるため、安易に再委託が行われないように留意

する必要がある。

これらのことを踏まえ、本市の標準契約書には、「業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。」「受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。」と規定している。

※出所：「業務委託契約における再委託の運用基準について（通知）」

<本契約における再委託の制限>

（再委託等の制限）

第5条 受注者は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

※出所：「業務委託契約書」

本件は、業務の多くの部分を再委託していると思われる。このため、委託先業者が、業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせていないかどうかについて、市は、「再委託承諾申請書」等の情報を基に総合的に判断する必要がある。当該判断に当たって、再委託の業務の範囲や再委託の契約予定金額の情報は不可欠な判断要素である。

よって、市は、再委託運用基準に基づき、委託先業者に対して「再委託承諾申請書」に再委託の相手方ごとに、再委託する業務の内容を仕様書に沿った表現で明確に記載させる必要がある。また、「再委託承諾申請書」の様式を変更し、委託先業者に対して再委託の相手方の契約予定金額を記載させるとともに、変更した「再委託承諾申請書」の情報を基に再委託の妥当性を審査しなければならない。

エ データエントリー業務委託（総務部営業企画課）No177

（ア）事業及び業務委託の概要

本業務委託は、水道局が指示する各連絡票及び送付票の内容に基づき、記載内容をコード変換し、本局が貸与する記録媒体に保存し、その記録媒体を納品する業務である。局が購入した水道メーターの番号を管理するための「水道メータ納品内訳書件連絡票」や各営業所からの「入居連絡票」などがある。

昭和 63 年度から同一の相手先と特命随意契約を締結している。これは、水道局独自の連絡票様式における入力規則等の取決めを水道局と共同で作成した者であり、水道局の業務及びデータの入力のノウハウに精通し、水道局近くに事業所を有し、連絡票の受取り及び記録媒体の納品、また、データエラーや障害発生等の緊急時の即時対応が可能であるのは、当該相手先において他にはないとの理由による。また、IT化により、業務の量や内容は近年減少している。

（イ）委託契約の概要

（単位：千円）

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	データ変換作業業務委託契約	データ変換作業業務委託契約	データエントリー業務委託
B. 契約者名	NDS データソリューションズ株式会社	NDS データソリューションズ株式会社	NDS データソリューションズ株式会社
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約 (単価)	特命随意契約 (単価)	特命随意契約 (単価)
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	6,436	6,320	6,937
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	6,436	6,320	7,073
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

（注）「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

（ウ）監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

オ 情報系サーバ機器更新業務委託（総務部営業企画課）No178

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、水道局情報系サーバ機器の更新に伴う、要件定義、設計変更、更新機器への各種設定、検証、構築等の業務である。

当業務は、委託先が構築した運用中のシステム関わるものであり、情報通信に関する高度で専門的な知識と経験が必要であるほか、当システムの設計構築、運用管理を行い、ネットワーク構成に精通している者でなければ実施が困難であり、委託先業者以外では障害発生時などに責任の所在が不明確になるなどの問題が生じるおそれがあるとの理由により特命随意契約を締結している。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	情報系サーバ機器更新業務委託契約
B. 契約者名	—	—	富士通株式会社九州支社
C. 契約開始日	—	—	令和元年9月27日
D. 契約終了日	—	—	令和2年3月31日
E. 契約方法	—	—	特命随意契約
F. 予定価格	—	—	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	—	16,500
H. 落札率 (=G/F)	—	—	XXX%
I. 最終契約額(税込)	—	—	16,500
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	1者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

- ① (結果)「再委託承諾申請書」の記載内容の明確化及び情報不足に伴う様式の変更について

業務プロセス	Do (実行) : 再委託承諾手続
監査の視点	合規性

【現状】

委託先業者は、業務の執行に当たって再委託を実施している。当該再委託に先立って委託先業者は、「再委託承諾申請書」を市に提出し、市から再委託の承諾を得ている。

「再委託承諾申請書」に記載された主な内容は次のとおりである。

＜再委託の申請内容（一部抜粋）＞

契約件名	情報系サーバ機器更新業務委託契約
再委託を行う業務の範囲	1. インフラ基盤の導入 1-1 インフラ基本設計（システムの構成・方式・運用・移行方式設計） 1-1 インフラ詳細設計（ハードウェア・ソフトウェアのパラメタ設計） 1-2 インフラ環境構築（ハードウェア・ソフトウェアのセットアップ） 1-3 システム基盤テスト（テスト仕様書作成、テスト実施） 1-4 システムテスト（テスト仕様書作成、テスト実施）
再委託が必要な理由	・作業の効率化を図るため。 ・コスト抑制を図るため。
再委託先	株式会社富士通エフサス 株式会社ランドコンピュータ (所在地等省略)

※出所：「再委託承諾申請書」

【指摘事項】

委託先業者が再委託を実施しようとする場合の手続について、市は次のとおり定めている。

＜再委託の承諾手続＞

委託契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び所在地並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約予定金額について記載した書面を契約の相手方に提出させ、・・・適当と認められる場合に書面にて承諾を行うものとする。(略)

※出所：「業務委託契約における再委託の運用基準について（通知）」

しかし、本契約の再委託における「再委託承諾申請書」は、再委託の相手方2社まとめた申請であり、どの業務をどの業者に再委託するのかが明らかではない。

また、契約予定金額が記載されておらず、「業務委託契約における再委託の運用基準について（通知）」（以下「再委託運用基準」という。）で求められる情報が一部不足している。

この点、市によれば、当該再委託先業者との再委託の手続は、当該委託先業者から

営業上の秘密として提示できない旨回答されており、内部協議及び水道局契約課とも相談の上、契約予定金額の記載は特に求めているとのことである。

市は、業務委託契約について、次の考え方を基本として、委託業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託することを原則禁止とする方針をとっており、本契約の契約書においても当該方針に従って再委託の制限に関する規定を設定している。

<業務委託契約における再委託の基本的な考え方>

地方公共団体の契約は、契約の相手方として特定の者を公正に選定した上で、契約の履行確保を図るものであるため、「業務委託契約」により委託した業務は、本来、受託した事業者が自ら履行すべきものである。

また、再委託を行なうことは、事故が発生するリスクの増大や、事故発生時の責任の所在が不明確になることなどが懸念されるため、安易に再委託が行われないように留意する必要がある。

これらのことを踏まえ、本市の標準契約書には、「業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。」「受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。」と規定している。

※出所：「業務委託契約における再委託の運用基準について（通知）」

<本契約における再委託の制限>

（再委託等の制限）

第7条 受注者は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

※出所：「業務委託契約書」

本件は、業務の多くの部分を再委託していると思われる。このため、委託先業者が、業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせていないかどうかについて、市は、「再委託承諾申請書」等の情報を基に総合的に判断する必要がある。当該判断に当たって、再委託の業務の範囲の把握や再委託の契約予定金額の情報は、不可欠な判断要素である。

よって、市は、再委託運用基準に基づき、委託先業者に対し、「再委託承諾申請書」に、再委託の相手方ごとに仕様書に沿った表現で再委託する業務の内容を明確に記載させる必要がある。また、「再委託承諾申請書」の様式を変更し、委託先業者に対して再委託の相手方の契約予定金額を記載させるとともに、変更した「再委託承諾申請書」の情報を基に再委託の妥当性を審査しなければならない。

カ 福岡市水道局受付管理（CRM）システム導入関係業務委託（総務部営業企画課）No179

（ア）事業及び業務委託の概要

本業務委託は、新たな受付管理システムの導入に関する業務である。

電話受付管理システム（CRM システム）とは、水道料金等に関する市民からの問い合わせ等に係る総合窓口である「福岡市水道局お客さまセンター」及び水道局内各部署における市民からの申請、問合せ、依頼等の受付とその対応を記録、管理するためのシステムである。

当該システムは、すべての利用者の利用方法が統一化されていないため事前に仕様を確定することが難しく、また、システムごとに必要とするハードウェア環境や運用経費も異なるため、単にシステム単体の価格競争ではなく、システムとその導入方法及び運用に係る企画提案を受け、その内容及び経費を総合的に評価する提案競技（プロポーザル方式）で選定した事業者と随意契約を締結している。新システムは令和 2 年度に導入済みである。

（イ）委託契約の概要

（単位：千円）

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	福岡市水道局受付管理（CRM）システム導入関係業務委託
B. 契約者名	—	—	株式会社エクスシーズ
C. 契約開始日	—	—	令和元年 5 月 29 日
D. 契約終了日	—	—	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	—	—	プロポーザル方式 （随意契約）
F. 予定価格	—	—	52,525
G. 入札価格 ・当初契約額（税込）	—	—	52,525
H. 落札率（=G/F）	—	—	100%
I. 最終契約額（税込）	—	—	52,525
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	1 者

（ウ）監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

キ 通水・転居清算システム再構築業務委託（総務部営業企画課）No180

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、通水、転居清算管理システムについて、サーバの機器更新に併せて行うシステム再構築に関する業務である。現行システムが新 OS に対応しておらず、また、同時期に当該システムとの密接な関係にある電話受付システムの更新を行うことから、新 OS に対応し、かつ、電話受付システムから独立したシステムへの再構築を行っている。なお、通水、転居清算システムとは、水道料金等未納者への停・通水措置に関する業務管理及び転居清算業務に係る検針業務管理等を目的としたシステムである。

当システム再構築は、平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 年度を通じた作業であり、令和元年度は、システムの開発及び構築並びにテストを行う。

このシステムは契約の相手方が開発及び運用を行っており、システムを熟知していることから、工期の短縮、経費の削減、安全、円滑及び適切な業務の履行が確保され、また、障害が発生した場合等において責任の所在を明確にし、円滑な対処が可能になるのは契約相手方において他にはないとの理由により、特命随意契約を締結している。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	通水・転居清算システム再構築業務委託
B. 契約者名	—	—	富士通株式会社九州支社
C. 契約開始日	—	—	令和元年 9 月 30 日
D. 契約終了日	—	—	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	—	—	特命随意契約
F. 予定価格	—	—	150,742
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	—	150,545
H. 落札率 (=G/F)	—	—	99.9%
I. 最終契約額(税込)	—	—	150,545
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	1 者

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 再委託の相手方に関する網羅的な情報入手及び適正な審査の実施について

業務プロセス	Do (実行) : 再委託承諾手続
監査の視点	合規性

【現状】

委託先業者は、業務の執行に当たって別の業者に再委託を実施している。当該再委託に先立って委託先業者は、「再委託承諾申請書」を市に提出し、市から再委託の承認を得ている。「再委託承諾申請書」に記載された主な内容は次のとおりである。

＜再委託の申請内容（一部抜粋）＞

契約件名	通水・転居清算システム再構築務委託契約
再委託を行う業務の範囲	<p>1. 通水・転居清算システムのマイグレーション</p> <p>1-1 業務アプリケーション基盤の最新バージョンインストール作業</p> <p>1-2 最新ミドルウェア対応（プログラム修正）</p> <p>1-3 単体・結合テスト（テスト仕様書作成、テスト実施）</p> <p>1-4 システムテスト（テスト仕様書作成、テスト実施）</p> <p>2. 現行電話受付システム更新に伴う改修</p> <p>2-1 システム改修概要設計（システム設計書の作成）</p> <p>2-2 システム改修（プログラムコーディング作業）</p> <p>2-3 単体・結合テスト（テスト仕様書作成、テスト実施）</p> <p>2-4 システムテスト（テスト仕様書作成、テスト実施）</p> <p>3. インフラ基盤の参入</p> <p>3-1 インフラ環境設計（ハードウェア・ソフトウェアのデザインシート作成）</p> <p>3-2 インフラ環境構築（ハードウェア・ソフトウェアのセットアップ）</p> <p>3-3 システム基盤テスト（テスト仕様書作成、テスト実施）</p> <p>3-4 システムテスト（テスト仕様書作成、テスト実施）</p>
委任理由	<p>・本委託業務においては多数の工数を有しており、限られた納期で実施するために、一部の工程に関して協力会社の協力を得ることで、効率的に作業を進めていくことが必要と判断したため。</p> <p>・弊社監督下において一部作業を再委託することにより、コスト抑制が図られるため。</p>
再委託先	<p>【対象業務】 項番 1, 2 株式会社アドヴァンスト・インフォメーション・デザイン</p> <p>【対象業務】 項番 2 株式会社パーフェクトマネージ</p> <p>【対象業務】 項番 2-3 マイクロコート株式会社</p> <p>【対象業務】 項番 3-2 西肥情報サービス株式会社</p> <p>【対象業務】 項番 3（サーバ関連作業） フォーサイトシステム株式会社</p> <p>【対象業務】 項番 3（ネットワーク関連作業） 富士通ネットワークソリューションズ株式会社 (所在地等省略)</p>

※出所：「再委託承諾申請書」

【指摘事項】

委託先業者が再委託を実施しようとする場合の手続について、市は次のとおり定めている。

<再委託の承諾手続>

委託契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び所在地並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約予定金額について記載した書面を契約の相手方に提出させ、・・・適当と認められる場合に書面にて承諾を行うものとする。(略)

※出所：「業務委託契約における再委託の運用基準について（通知）」

しかし、本契約の再委託における「再委託承諾申請書」には、契約予定金額が記載されておらず、「業務委託契約における再委託の運用基準について（通知）」（以下「再委託運用基準」という。）で求められる情報が一部不足している。

この点、市によれば、当該再委託先業者との再委託の手続は、当該委託先業者から営業上の秘密として提示できない旨回答されており、内部協議及び水道局契約課とも相談の上、契約予定金額の記載は特に求めているとのことである。

市は、業務委託契約について、次の考え方を基本として、委託業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託することを原則禁止とする方針をとっており、本契約の契約書においても当該方針に従って再委託の制限に関する規定を設定している。

<業務委託契約における再委託の基本的な考え方>

地方公共団体の契約は、契約の相手方として特定の者を公正に選定した上で、契約の履行確保を図るものであるため、「業務委託契約」により委託した業務は、本来、受託した事業者が自ら履行すべきものである。

また、再委託を行なうことは、事故が発生するリスクの増大や、事故発生時の責任の所在が不明確になることなどが懸念されるため、安易に再委託が行われないように留意する必要がある。

これらのことを踏まえ、本市の標準契約書には、「業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。」「受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。」と規定している。

※出所：「業務委託契約における再委託の運用基準について（通知）」

<本契約における再委託の制限>

(再委託等の制限)

第7条 受注者は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

※出所：「業務委託契約書」

本件は、業務の多くの部分を再委託していると思われる。このため、委託先業者が業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせていないかどうかについて、市は、「再委託承諾申請書」等の情報を基に総合的に判断する必要がある。当該判断に当たって再委託の契約予定金額の情報は、不可欠な判断要素である。

よって、市は、再委託運用基準に基づき、再委託の相手方の契約予定金額等の情報を漏れなく入手した上で必要事項の審査を適切に行い、再委託の承諾を行う必要がある。

ク 情報システム系帳票等作成印字加工業務委託（総務部営業企画課）No181

(ア) 事業及び業務委託の概要

本委託は、「納入通知書兼領収証」（ハガキ）といった福岡市水道局が発行する情報システム系帳票等を作成、印字、加工し、郵便局等に搬入する業務である。主な業務内容は以下のとおりである。

- (1) 帳票の作成、調達及び管理
- (2) 対象データ受信及び帳票出力
- (3) 出力した帳票の裁断、シーリング、仕分、引き抜き及び搬入

当該業務は、方針決裁により、初年度に要するシステム開発費等の初期導入費用及びシステム互換性の確認等の事前着手業務に要する期間として約3ヶ月程度である点を考慮し、毎年度予算措置がなされ、前年度の契約において特に問題がない場合には3年間同一業者と契約することとしており、平成29年度契約において選定された業者と特命随意契約を行っている。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A. 契約件名	①情報システム系帳票等作成印字加工業務委託 ②情報システム系帳票等作成印字加工業務委託	情報システム系帳票等作成印字加工業務委託	情報システム系帳票等作成印字加工業務委託
B. 契約者名	①九州総合サービス株式会社 ②九州総合サービス株式会社	九州総合サービス株式会社	九州総合サービス株式会社
C. 契約開始日	①平成29年4月1日 ②平成29年4月1日	平成30年4月1日	平成31年4月1日
D. 契約終了日	①平成29年6月30日 ②平成30年3月31日	平成31年3月31日	令和2年3月31日
E. 契約方法	①特命随意契約 ②随意契約(競争見積合わせ)	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	①XXX ②XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	①7,681 ②20,047	26,730千円	26,730千円
H. 落札率 (=G/F)	①XXX% ②XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	①7,681 ②20,047	26,730千円	26,977千円
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	①0者 ②2者	0者	0者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (意見) 登録業種がないことを理由とした随意契約の在り方の見直しについて

業務プロセス	Plan(計画)：選定方法の決定、選定手続の実施
監査の視点	有効性

【現状】

本業務委託は、市の登録業者名簿に登録している業種にない業務であるため、福岡市財政局財政部契約監理課が平成 25 年に作成（平成 28 年改訂）した「随意契約ガイドライン」の記載に基づき、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 6 号を根拠として随意契約を締結している。

＜登録業種にない業種の契約を締結するとき＞

(4) 登録業種にない業種の契約を締結するとき

予定価格が随意契約によることができる金額を超える契約については、本来、競争入札により契約の相手方を決定することになるが、競争入札による場合には、業種別に参加資格を決定し、当該資格について公告を行い、資格審査を行った上で、競争入札有資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載し、名簿登録業種を発注する場合は、競争入札によることになる。本市では、当該事務については、時間を要すること及び煩雑な事務手続きが必要となることから、名簿の登録業種以外の業務等を発注する場合は、本号を根拠に随意契約（2 者以上から見積もりを徴する競争見積もり合わせ）により随意契約を締結しているのが通例である。

※出所：「随意契約ガイドライン」

平成 29 年度の業者選定に当たっては、「局において競争入札有資格者名簿が作成されていないため指名競争入札ができず、また、新たに競争入札有資格者名簿を作成して競争入札を行うには、有資格者の審査等に多大な時間と煩雑な事務手続きが必要となる」ということを理由として、2 者による見積り合わせによる随意契約を行っており、その点で市は、前述の随意契約ガイドラインに基づいた対応を行っている。

【意見】

新たに競争入札有資格者名簿を作成して競争入札を実施する場合における事務の煩雑性に関しては一定の理解ができるが、市においては、本業務のように毎年度発生する委託契約については、本業務のための適切な登録業種の設定を検討することが望ましい。

ケ 福岡市水道料金等・徴収業務（東部ブロック）委託（総務部営業企画課）No182

（ア）事業及び業務委託の概要

当業務委託は、市水道事業における水道料金、下水道使用料及び再生水料金（以下「水道料金等」という。）の徴収、水道メーターの中止及び再開栓等に関する業務のうち、福岡市内東部ブロック（福岡市東区及び博多区）の給水エリアを対象とする業務である（ただし、博多営業所においては、水道メーターの検針、中止及び再開栓のみ）。

市では、「公社のあり方について」（平成 18 年 5 月 9 日方針決裁）及び「営業所業務の民間委託等に関する実施計画」（平成 20 年 2 月 12 日方針決裁）に基づき、営業所業務の段階的な民間委託を進めており、当業務もその一つである。従来、公益財団法人福岡市水道サービス公社が担っていた営業所業務について、東部、中部、西部の 3 ブロックに分け、西部は平成 21 年から、中部は 24 年度から、東部は 27 年度から段階的にそれぞれを民間委託している。東部は、令和 2 年度から開始となる契約に先立ち、元年度において、単に価格競争ではなく業務の実施方法等の評価を行うため、提案競技（プロポーザル方式）で選定した事業者と随意契約を締結している。

（イ）委託契約の概要

（単位：千円）

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	福岡市水道料金等 検針・徴収業務(東 部ブロック)委託
B. 契約者名	—	—	九州アクアサービ ス共同企業体
C. 契約開始日	—	—	令和 2 年 4 月 1 日 (※契約締結日：令 和元年 12 月 3 日)
D. 契約終了日	—	—	令和 7 年 3 月 31 日
E. 契約方法	—	—	プロポーザル方式 (随意契約)
F. 予定価格	—	—	1,813,898
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	—	1,812,360
H. 落札率 (=G/F)	—	—	99.9%
I. 最終契約額(税込)	—	—	1,812,360
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	JV の 2 者

（ウ）監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

コ 平成31年度転居清算業務等委託 I (総務部営業管理課) No183

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、福岡市内（能古島、玄界島及び小呂島を除く）において、転居を申し出た、又は既に転居した水道使用者の水道料金等の清算業務を行うものである。具体的な業務は次のとおりである。

- ・清算時にメーターを検針する作業
- ・水道料金等の計算及び集金を行う作業
- ・金融機関振込作業
- ・清算書提出及び受領作業

平成 28 年度の方針決裁に基づき、業務の履行においては設備投資が必要となることを考慮し、毎年度予算措置がなされること及び各年度の契約を誠実に履行していることを前提に、平成 28 年度下期に見積合わせによって選定した同一業者と 3 年間（自動車の耐用年数を参考）を限度に特命随意契約を締結している。また、月ごとの業務量が著しく異なることを理由として単価契約としている。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	平成 29 年度 転居清算業務 等委託	平成 30 年度 転居清算業務 等委託	平成 31 年度 転居清算業務 等委託 I
B. 契約者名	マイタウンサービ ス株式会社	マイタウンサービ ス株式会社	マイタウンサービ ス株式会社
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和元年 9 月 30 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	32, 487	33, 740	16, 859
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	31, 678	33, 268	16, 521
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 随意契約の理由に関する引用条文の明確化について

業務プロセス	Plan(計画)：選定方法の決定、選定手続の実施
監査の視点	合規性

【現状】

市の「随意契約ガイドライン」によると、「随意契約による場合は地方自治法施行令第 167 の 2 第 1 項第 1 号から第 9 号までのどの号数による随意契約の方法とするか明確にすること」とされている。この点、当契約に関する平成 28 年度の方針決裁及び令和元年度の契約のための決裁文書（平成 31 年 3 月）においては、随意契約の引用条文

は「地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号」とされている。

<根拠法令の明確化>

随意契約による場合は、予定価格や発注案件の性質・目的等により判断して、政令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号から第 9 号までのどの号数により随意契約の方法とするかを明確にすること。(略)

※出所：「随意契約ガイドライン」

【指摘事項】

例外的な契約である随意契約を選択する以上、契約事務の公正性、経済性の観点から、その理由を客観的、総合的な観点から整理しておく必要がある。その一環として、根拠法令等を明確にすることが求められている。当契約は、相手先を見積合わせにより選定し、それ以降 3 年間は設備投資等を考慮して特命随意契約とする例外的な契約であると言え、随意契約の根拠法令の引用には、総合的な判断が必要である。

まず、平成 28 年度においては、入札ではなく見積合わせによる随意契約としているが、これは、登録業種にない業種の契約であったためであり、このようなケースの根拠法令は、市随意契約ガイドラインにおいて、「地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき」に該当すると整理されている。

したがって、引用する条文は、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号に相当する「地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 6 号」とすべきである。

また、平成 31 年度の特命随意契約については、設備投資を考慮した選択という意味で、毎年度競争性を持たせるのは経済的ではないとの判断であると推察され、このようなケースの根拠規定も、「地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき」がより適当であると考えられる。したがって、引用する条文は、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号に相当する「地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 6 号」とすべきである。

<地方自治法施行令 随意契約>

第 167 条の 2 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(中略)

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(中略)

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

※出所：「地方公営企業法施行令」

<地方公営企業法施行令 随意契約>

第 21 条の 14 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(中略)

二 不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(中略)

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

※出所：「地方公営企業法施行令」

② (意見) 仕様書における契約継続可能性の明記等について

業務プロセス	Plan(計画)：仕様書、設計書、予定価格等の作成
監査の視点	有効性

【現状】

市は、本契約について、当初は見積合わせを行うことで業者を選定し随意契約を締結したが、その後2年間は当初選定した業者と特命随意契約を締結している。このように3年間の上限として同一業者と契約が締結されているのは、業務の遂行において設備投資が必要であることが理由とされており、この取扱いは市水道局の方針決裁に基づくものである。

しかし、本契約はあくまで単年度の契約であり、当初の仕様書では一定の条件を満たせば3年間の上限に同一相手と契約する旨は記載されておらず、当初見積合わせの段階で当該内容は明らかにされていない。また、予定価格についても契約ごとに毎年度、積算が行われている。

なお、方針決裁の文書では設備投資の具体的な内容は明らかではないが、3年の根拠として「自動車」が挙げられており、想定しているのは自動車の設備投資であると推察される。しかし、設計書における内容は「スクーターのリース」が積算されている。

【意見】

一定の条件を前提として方針決裁で取扱いを定め、3年間の上限として同一業者と契約締結することは問題がないと考える。

しかし、仕様書等では、3年間の上限に同一相手と契約する旨は記載されていない。このため、単年度を前提としたケースと一定の条件を満たせば3年間契約が継続するとしたケースでは、設備投資の回収額をどの程度反映させるか等の検討により両ケースの見積額の算定に差異が生じ、価格競争による見積合わせに影響が生じかねない。

よって、市においては、見積合わせの段階で、当初の仕様書には、一定の条件を満たせば3年間の上限に同一相手と契約する旨を明記しておくことが望ましい。

なお、方針決裁を行う上で、想定している設備投資の内容は重要である。本契約の設計書では「スクーターのリース」が積算されており、決裁書における「自動車」の記載とは異なっている。よって、設備投資の内容は契約継続の期間の根拠となるため、決裁文書にはその内容を詳細かつ正確に記載する必要がある。

サ 作業道飯場線付替え検討業務委託（計画部流域連携課）No184

(ア) 事業及び業務委託の概要

当業務委託は、水道局が所有する作業道飯場線の一部が私有地上に整備されているため、当該作業道の付替えをするための調査及び検討を行う業務である。具体的な業務内容は次のとおりである。

- 字図と現地測量の整合
- 作業道付替え検討

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	作業道飯場線付替え検討業務委託
B. 契約者名	—	—	昭和建設コンサルタント
C. 契約開始日	—	—	令和元年 11 月 2 日
D. 契約終了日	—	—	令和 2 年 1 月 30 日
E. 契約方法	—	—	随意契約（競争見積合わせ）
F. 予定価格	—	—	998
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	—	990
H. 落札率 (=G/F)	—	—	99.2%
I. 最終契約額(税込)	—	—	990
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	入札参加 3 者 見積徴取 3 者

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 本件の経緯の明確化、文書作成及び再発防止について

業務プロセス	Action (改善) : 次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	説明責任及び透明性

【現状】

作業道は、水道局が水源かん養林の管理に必要な資機材等の搬入や巡視を行うために整備されたものである。

作業道の付替えが必要となったのは、水道局が平成 20 年度に整備した作業道飯場線の一部が私有地上に整備されており、当該私有地の地権者から市へ私有地上の作業道を撤去するよう要求があったためである。

当時の担当者によれば、整備する作業道については、高低差のある谷あいには擁壁設置や盛土を行う直線的なルートで計画した場合より、既存の里道を活用して整備した方が経済的に有利であったことに加え、作業道から地権者の土地への農機具の進入も考慮して地権者の了解を得て整備したとのことである。しかし、地権者はこれを否定している。また、当該地権者は市水道局の元職員である。

さらに、当時の経緯を示す文書は残されていない。

【指摘事項】

第一に、市で内部調査を実施したところ、どのような経緯で民有地上に作業道が整備されることになったのかなどの当時の役所内の意思決定や地権者とのやりとりの経緯等を示す文書が残されていなかった。

よって、市は、次の規則の内容を踏まえ、本件事案については適切に公文書を作成すべきである。

<公文書の作成>

(作成)

第6条 事案の処理に係る意思決定及び報告は、公文書を作成することにより行わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 処理に係る事案が軽微なものであるとき。

(2) 意思決定又は報告と同時に公文書を作成することが困難であるとき。

2 前項第2号の場合においては、当該事案の処理後、速やかに公文書を作成しなければならない。

※出所：「福岡市公文書の管理に関する規則」

第二に、このような事態が発生した背景には、原因が存在することが通常である。

よって、市は、発生原因を究明し、今後同様のことを繰り返さないよう再発防止に努めるべきである。

② (結果) 民有地の占有に係る法的裏付けの整理及び付替え工事内容の明確化について

業務プロセス	Action (改善) : 次年度への改善、他部局への反映
監査の視点	説明責任及び透明性

【現状】

市が整備した作業道の一部が民有地上にあるため、市は、民有地を占有している状態となっている。しかし、市は、地権者と使用貸借契約等を締結しておらず、占有の法的裏付けはない。

地権者は当該土地を市へ売却する意思はなく、付替え工事を望んでおり、市としても要望に添う形で検討を進め、地権者の同意を得て令和3年度に付替え工事を含めた対応が検討されている。

【指摘事項】

市は法的裏付けがない状態で民有地を占有しているため、早急にこの状況を解消する必要がある。

よって、市は、現状の作業道が民有地の上にあることに即して法的裏付けを整理し、これまでの占有期間の取扱いも含め、地権者と使用貸借契約等を締結する必要がある。

また、今後、対応方針が決定した場合は、地権者と文書を取り交わすこと等により合意内容を明確化し、事後のトラブル等の発生を防止する必要がある。

③ (結果) 業務委託契約書における個人情報保護条項の見直しについて

業務プロセス	Do (実行) : 契約締結手続
監査の視点	合规性

【現状】

業務委託契約書の頭書において、個人情報又は情報資産の取扱いは「なし」とされている。また、業務委託契約書第4条第2項において求められている個人情報・情報資産の保護に関する別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」は契約書に添付されていない。

しかし、本件では、土地所有者に関する個人情報の取扱いがある。

【指摘事項】

個人情報の取り扱いがあるにも関わらず、業務委託契約書において個人情報又は情報資産の取扱いは「なし」とされており、また、業務委託契約書の別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」も綴じられていない。

よって、市は、業務委託契約書における個人情報保護条項の取扱いを見直し、業務委託契約書の頭書において個人情報又は情報資産の取扱いを「あり」とするとともに、別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を契約書に添付すべきである。

シ 五ヶ山ダム用地の価格水準調査等業務委託（浄水部浄水調整課）No185

(ア) 事業及び業務委託の概要

市水道局は、国有資産等所在市町村交付金法（以下「交付金法」という。）に基づき、五ヶ山ダムの供用に伴いダム所在市町である福岡県那珂川市及び佐賀県吉野ヶ里町に対し、固定資産税に代わるものとして国有資産等所在市町村交付金（以下「交付金」という。）を交付することとなる。

この交付金の算定基礎となる土地価格については、交付金法の規定に基づき、その算定の根拠を所在市町に通知しなければならない。このため、価格の算定の根拠が必要であり、本業務委託は、該当土地の価格水準調査を行うものである。

(イ) 委託契約の概要

（単位：千円）

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	五ヶ山ダム用地の 価格水準調査等 業務委託
B. 契約者名	—	—	一般財団法人 日本不動産研究所 九州支社
C. 契約開始日	—	—	令和元年 12 月 3 日
D. 契約終了日	—	—	令和 2 年 3 月 19 日
E. 契約方法	—	—	特命随意契約
F. 予定価格	—	—	5,423
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	—	5,423
H. 落札率 (=G/F)	—	—	100%
I. 最終契約額(税込)	—	—	5,423
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	1 者

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 特命随意契約による新規委託チェックリストの作成について

業務プロセス	Plan(計画)：選定方法の決定、選定手続の実施
監査の視点	合規性

【現状】

市は、本業務について、対象となる土地が存在する福岡県と佐賀県の双方の不動産鑑定士協会の名簿に登録されており、かつ、福岡市内に本社等が所在している登録業者（不動産鑑定士）が1者のみであったことから、特命随意契約としている。

この点、新たに特命随意契約により委託を実施しようとするとき（既の実施している委託を新たに特命随意契約により委託するときを含む。）に求められている「特命随意契約による新規委託チェックリスト」が作成されていなかった。

【指摘事項】

市は、正確な事務手続の実施、公平性の確保、競争性の確保等を担保するため、新たに特命随意契約を締結しようとする場合は、次のとおり「特命随意契約による新規委託チェックリスト」によりチェックを行い、随意契約委託先選定伺に綴って回議することとしている。

＜特命随意契約事務の自主的チェック＞

第9条 本要綱の趣旨を徹底させ、もって委託契約事務の適正な執行を図るため、特命随意契約により事務事業を委託しようとする場合は、当該委託契約事務が適正に執行されているか等について、特命随意契約事務の自主的チェック（以下「自主的チェック」という。）を行うものとする。
2 前項に規定する自主的チェックは、次の各号により行うものとする。
(1) 新規委託チェック 新たに特命随意契約により委託を実施しようとするとき（すでに実施している委託を新たに特命随意契約により委託するときを含む。）は、別紙特命随意契約による新規委託チェックリストによりチェックを行い、チェック済みチェックリストは随意契約委託先選定伺に綴って回議するものとする。
(中略)
4 自主的チェックは、原則として当該委託の事務事業を所掌する課の課長が係長とともに行うものとし、(略)

※出所：「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」

しかし、「特命随意契約による新規委託チェックリスト」が作成されていなかった。よって、市は、「特命随意契約による新規委託チェックリスト」による自主チェックを適切に行い、委託契約事務の適正な執行を図るべきである。

② (結果) 予定価格の明示について

業務プロセス	Plan(計画)：仕様書、設計書、予定価格等の作成
監査の視点	合規性

【現状】

本件は、設計書が作成されており、設計価格をもって予定価格としているとのことである。しかし、予定価格書は作成されておらず、起案文書等に予定価格の明示もさ

れていない。

【指摘事項】

予定価格は、次のとおり入札等に際し契約金額を決定する基準としてあらかじめ定めるものであり、客観的かつ適正に算定するものとされている。

＜特命随意契約事務の自主的チェック＞

(予定価格)

第5条 予定価格の作成に当たっては、福岡市契約事務規則第15条第2項に定めるところにより、類似委託契約等の実例価格等を考慮するとともに平素から十分な判断資料を準備して客観的かつ適正に算定するものとする。

2 予定価格は、入札等に際し契約金額を決定する基準として、あらかじめ福岡市事務決裁規程、福岡市消防局部長以下専決規程又は福岡市教育委員会教育次長以下専決規程(以下これらを合わせて「事務決裁規程等」という。)に定めるところにより入札等を行うとする委託の契約事務を主管する課の課長が決定するものとする。この場合、予定価格の案の作成は、できる限り主管の係長が行うものとする。

3 予定価格の決定は、秘密の保持のため入札等の当日行うように努めるものとする。ただし、予定価格を事前公表するものについてはこの限りではない。

※出所：「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」

設計書における設計価格と予定価格とは必ずしも同一とは限らないことから、設計価格とは別途、予定価格を定める必要がある。

上記のとおり、本業務では予定価格書は作成されておらず、起案文書等に予定価格の明示もされていないため、予定価格が定められていないと判断せざるを得ない。

よって、市は、予定価格書を作成すること等により予定価格を明示すべきである。

③ (結果) 参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成について

業務プロセス	Plan(計画)：仕様書、設計書、予定価格等の作成
監査の視点	経済性及び効率性・説明責任及び透明性

【現状】

本件は、委託予定業者の1者のみから事前に参考見積書を入手し、参考見積書の工数や単価を踏襲し、これの端数処理のみを調整して設計価格を算出している。また、当該1者のみから参考見積書を入手した理由は、起案文書等に明示されていない。

市によれば、予定価格は設計価格と同額にしているとのことであり、結果的に契約額は予定価格と同額となり、落札率は100%となっている。

【指摘事項】

参考見積書を提出した業者には、参考見積額が予定価格に反映されることを予測して参考見積額を過大とする思惑が生じかねない。特に、1者のみから参考見積書を入手して参考見積書の項目や金額をそのまま設計書及び予定価格に反映した場合、取引の実例価格が反映されにくく、予定価格が過大となる可能性がある。

また、次のとおり予定価格は類似委託等の実例価格等を考慮して、平素から十分な判断材料を準備して客観的かつ適正に算出する必要があると規定されている。

< 予定価格の作成 >

(予定価格の作成)

第 15 条 (略)

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、受給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短その他必要な事項を考慮して適正に定めるものとする。

※出所：「福岡市水道局契約事務規程」

< 予定価格 >

(予定価格)

第 5 条 予定価格の作成に当たっては、福岡市契約事務規則第 15 条第 2 項に定めるところにより、類似委託契約等の実例価格等を考慮するとともに平素から十分な判断資料を準備して客観的かつ適正に算出するものとする。

※出所：「福岡市の委託に関する契約事務手続に関する要綱」

本業務委託では、特命随意契約が締結されており、契約額は予定価格と同額であることから、予定価格作成の基礎資料として設計書の積算の妥当性及び客観性が特に求められることになる。

この点、市は、1 者のみから入手した参考見積書の工数や単価を踏襲し、設計書を積算して予定価格を作成しているが、実例価格等の妥当性を検討した文書を残していない。このため、予定価格の作成に当たって、適切に検討がなされたか確認できず説明責任の観点から課題があると考ええる。また、予定価格に実例価格等が反映されないと予定価格が過大となるリスクがあることから、契約額の妥当性にも疑念が生じかねない。

よって、市は、福岡市水道局契約事務規程に基づき、単に 1 者からの参考見積書をもって予定価格とするのではなく、可能な限り複数の業者から参考見積書を入手して適切に予定価格を作成すべきである。ただし、複数の業者からの入手が厳しい場合は、その旨、その理由を起案文書等に明示するとともに、1 者から入手した参考見積書について金額の妥当性等を検討した結果を起案文書等に明示すべきである。

ス 多々良浄水場計装設備点検業務委託（浄水部多々良浄水場）No186

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、多々良浄水場外 7 箇所の計装設備の点検を行い、各設備の維持及び信頼性の向上を図る業務である。主な業務内容は次のとおりである。

- 中央監視制御設備点検
- 以下の一般工業計器点検
 - ・取水設備
 - ・水処理設備
 - ・薬注設備
 - ・排水処理設備
 - ・高度処理計装設備
 - ・場外設備（7 箇所）
 - ・水質測定設備

本設備は、製造者独自の技術により設計、製作され、点検対象設備の構造は未公開である。このため、設備全体を正常に動作させ、本設備に不具合を生じさせることなく、また、万が一不具合が生じた場合に責任の所在が明確にできるよう、本設備を設計、製作した業者と特命随意契約を締結している。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	多々良浄水場計装設備点検業務委託	多々良浄水場計装設備点検業務委託	多々良浄水場計装設備点検業務委託
B. 契約者名	メタウォーター株式会社九州営業部	メタウォーター株式会社九州営業部	メタウォーター株式会社九州営業部
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	35,100	36,288	38,988
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	35,100	36,288	39,710
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (意見) 類似委託業務との設計積算方法の標準化について

業務プロセス	Plan(計画)：仕様書、設計書、予定価格等の作成
監査の視点	有効性・経済性及び効率性

【現状】

本業務委託と類似の業務委託が夫婦石浄水場において存在しているが、両者における設計書の積算方法は、次のとおり一部異なっている。夫婦石浄水場では、すべての

項目について市職員が設計単価と見積工数等を用いて積算しているが、多々良浄水場では、中央監視制御設備点検は委託先予定業者から取得した参考見積書の金額を利用している。

＜多々良浄水場と夫婦石浄水場における設計書積算方法の比較＞

契約名	契約金額 (千円)	設計書の積算方法
多々良浄水場計装設備点検業務委託	39,710	<ul style="list-style-type: none"> 中央監視制御設備点検は、委託予定業者から取得した参考見積書の金額に一定の査定率を乗じて算出している。 一般工業計器点検は、市職員が福岡市所定の設計単価と見積工数等を用いて積算している。
夫婦石浄水場外計装設備点検業務委託	23,320	<ul style="list-style-type: none"> すべての項目について、市職員が、福岡市所定の設計単価と見積工数等を用いて積算している。

※出所：「市提供資料」から監査人作成

【意見】

「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」において、類似する業務委託については、次のとおり設計積算方法等の標準化が求められている。

＜関係課等からの情報収集による標準化＞

第2条 委託に当たっては、委託業務に精通している課等及び当該委託業務と類似の委託業務を実施している課等から情報収集を行い、委託に関する知識の共有に努め、もって類似委託の業務内容、設計積算方法、監督・検査方法等の標準化を図るものとする。この場合において、情報提供の要請を受けた課等はできる限りこれに応じるものとする。

※出所：「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」

本委託契約において、上記のとおり、中央監視制御設備点検について「夫婦石浄水場外計装設備点検業務委託」と設計書の積算方法が異なっており、標準化に課題があると考えられる。

よって、本委託契約について「夫婦石浄水場外計装設備点検業務委託」の積算方法との比較を行い、標準化に努めることが望まれる。

具体的には、多々良浄水場においても夫婦石浄水場のように、市職員が全ての項目について福岡市所定の設計単価と見積工数等を用いて積算することを検討することが考えられる。すなわち、参考見積書に基づいた積算では金額の客観性、妥当性等の観点から望ましいとは言えず、可能な限り客観的な根拠に基づいて設計価格を算出することが望ましいということである。なお、このことにより特命随意契約においても業務の標準化が図られ、金額の妥当性を担保することに繋がるものとする。

セ 夫婦石浄水場外計装設備点検業務委託（浄水部夫婦石浄水場）No187

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、夫婦石浄水場外 7 箇所の計装設備の点検を行い、各設備の維持及び信頼性の向上を図る業務である。主な業務内容は次のとおりである。

- 浄水計装設備点検
- 排水計装設備点検
- 場外計装設備点検
- 水質計装設備点検
- CRT 監視制御装置点検
- 遠方監視設備点検

本設備は、製造者独自の技術により設計、製作され、その制御部等の詳細な構造は公開されていない。このため、設備全体を正常に動作させ、本設備に不具合を生じさせることなく、また、万が一不具合が生じた場合に責任の所在が明確にできるよう、本設備を設計、製作した業者と特命随意契約を締結している。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	夫婦石浄水場外計装設備点検業務委託	夫婦石浄水場外計装設備点検業務委託	夫婦石浄水場外計装設備点検業務委託
B. 契約者名	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	21,600	22,140	22,896
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	21,600	22,140	23,320
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

ソ 大口径仕切弁保守点検業務委託（詳細点検）（保全部保全課）No188

(ア) 事業及び業務委託の概要

本委託は、大口径仕切弁の分解、点検、摩耗状態の確認、部品の交換等の保守点検業務である。仕切弁のうち 450mm以上の大口径仕切弁は市内に 300 機程度存在し、毎年ローテーションにより点検している。令和元年度は 18 機の詳細点検を行った。

「随意契約における参加者の有無を確認する公募手続（試行）に関する要綱」に基づき公募手続を行ったところ、参加意思確認書を提出した業者が 1 社であったため、審査の上随意契約を締結している。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	大口径仕切弁保守点検業務委託（詳細及び臨時点検）	大口径仕切弁保守点検業務委託（詳細点検）	大口径仕切弁保守点検業務委託（詳細点検）
B. 契約者名	株式会社前澤エンジニアリングサービス 九州営業所	株式会社前澤エンジニアリングサービス 九州営業所	株式会社クボタパイプテック (株式会社クボタ建設九州営業所)
C. 契約開始日	平成 30 年 1 月 18 日	平成 30 年 6 月 21 日	令和元年 9 月 27 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 25 日	平成 30 年 11 月 30 日	令和 2 年 1 月 24 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	3,521	2,754	7,370
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	3,521	2,580	7,370
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

タ 減圧弁保守点検業務委託その1（保全部保全課）No189

（ア）事業及び業務委託の概要

市水道事業の配水区域における高水圧地区については、当該地区行きの配水管路途中に減圧弁を設置し、水の安定供給を行っている。この減圧弁は高水圧の管路を適正な水圧にさせるための水道用バルブ機器であり、常に減圧稼動をしているため、定期的（年1回）な保守点検が必要である。本業務委託は、当該保守点検業務を行う業務である。

点検対象の減圧弁は株式会社森田鉄工所独自の設計で製作されたものである。製品に対する専門的な知識を持ち、森田鉄工所から保守点検を委託された相手先以外の業務履行は困難との判断により、委託先業者と特命随意契約を締結している。ただし、契約に先立ち、「随意契約における参加者の有無を確認する公募手続（試行）に関する要綱」に基づいて公募手続を行っている。その結果、参加意思確認書を提出した業者が1社であったため、審査の上で特命随意契約を締結している。

（イ）委託契約の概要

（単位：千円）

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A. 契約件名	減圧弁分解点検等 業務委託その1	減圧弁保守点検業 務委託その1	減圧弁保守点検業 務委託その1
B. 契約者名	株式会社 横手技研	株式会社 横手技研	株式会社 横手技研
C. 契約開始日	平成29年12月13日	平成30年9月20日	令和元年9月14日
D. 契約終了日	平成30年3月15日	平成30年12月18日	令和元年12月12日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	670	670	968
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	670	670	968
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1者	1者	1者

（注）「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

（ウ）監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

チ 給水装置工事現場調査業務委託（保全部節水推進課）No190

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、給水装置工事の施行承認に関わる現地確認等の業務である。

給水装置工事の水道局への届出は、施工主から委託を受けた市水道局指定給水装置工事事業者が行っている。給水装置工事の届出がなされたとき、水道局の配水管を損傷しないこと、他の需要者への給水に支障を生じたり危害を与えたりしないこと及び水道水質の安全確保に支障を生じないことを確認した上で施工の承認を行うが、これらの確認のための現場調査等を委託するものである。

工事を実施する事業者が自らの案件を審査すると公平性が保てないことから、第三者による現場調査が必要であること及び年間約 4,000 件の調査を遅滞なくかつ柔軟に実施できる相手先は他にないことを理由として、官公需適格組合である福岡市管工事協同組合と特命随意契約を締結している。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	給水装置工事現場調査委託	給水装置工事現場調査業務委託	給水装置工事現場調査業務委託
B. 契約者名	福岡市管工事協同組合	福岡市管工事協同組合	福岡市管工事協同組合
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	34,560	38,880	41,040
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	34,560	38,880	41,670
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

(17) 交通局

ア 福岡市交通局所有建築物等保全業務委託（総務部総務課）No191

(ア) 事業及び業務委託の概要

市は、交通局が所管する市所有の建築物等について、業務を安全かつ円滑に進める一環として保全業務を行っており、当該業務をより効果的に行う観点から外部に委託している。本委託契約の主な内容は次のとおりである。

<業務の範囲>

(1) 維持補修業務 内壁、外壁等の補修及び塗装、屋根、床等の修繕、その他の諸修繕
(2) 施設改良業務 便所の改良、建具の改良、その他の諸改良

※出所：「福岡市交通局所有建築物等保全業務委託 仕様書」

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	福岡市交通局所有建築物等保全業務委託	福岡市交通局所有建築物等保全業務委託	福岡市交通局所有建築物等保全業務委託
B. 契約者名	公益財団法人福岡市施設整備公社	公益財団法人福岡市施設整備公社	公益財団法人福岡市施設整備公社
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	34,538	8,233	84,071
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	42,188	47,292	86,648
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 再委託承諾手続の実施について

業務プロセス	Do (実行) : 再委託承諾手続
監査の視点	合規性

【現状】

契約の相手方である公益財団法人福岡市施設整備公社は、平成 12 年 3 月に設立された市の外郭団体である（平成 26 年 4 月 1 日公益財団法人へと移行）。設立目的は、公共建築物の維持保全に関する業務及び調査研究を行うとともに、その成果を一般に普及することにより、建築物の安全性と機能性の確保を保ち、もって市民の生活環境の

向上と福祉の増進に寄与することである。

本業務委託は、市交通局が所有する建物及び設備について、日々需要が生じる維持補修、施設改良、新設工事、増設工事等に関する原則 250 万円以下の各工事について、市が個別の入札又は随意契約の手続を行うことなく、伝票によって迅速かつ効率的に実施できることを大きな目的として行われているものである。

公益財団法人福岡市施設整備公社には、公共施設の維持保全に精通した技術職員が多数配置されているが、本業務委託によって市が指示する業務内容の多くを当該技術職員らが行うのではなく、公益財団法人福岡市施設整備公社が手配した業者（あらかじめ公益財団法人福岡市施設整備公社の名簿に登録した業者）が実施している。

市は、公益財団法人福岡市施設整備公社に業者の選定や個別見積り、契約手続等を全て一任しており、市としての関与はない。

ここで市は、委託先業者が再委託を実施しようとする場合の手続について、次のように定めている。

<再委託の承諾手続>

2 再委託の承諾手続

委託契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び所在地並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約予定金額について記載した書面を契約の相手方に提出させ、次に掲げる事項について審査し、適当と認められる場合に書面にて承諾を行うものとする。なお、再委託に関する書面に記載された事項について、変更がある場合には、委託契約の相手方に遅滞なく変更の届出を提出させ、同様に審査及び承諾を行うものとする。

※出所：「業務委託契約における再委託の運用基準について（通知）」

市は、業務委託契約について、次の考え方を基本として、委託業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託することを原則禁止とする方針をとっており、本契約に係る契約書においても当該方針に従って再委託の制限に関する規定を設けている。

<業務委託契約における再委託の基本的な考え方>

地方公共団体の契約は、契約の相手方として特定の者を選定した上で、契約の履行確保を図るものであるため、「業務委託契約」により委託した業務は、本来、受託した事業者が自ら履行すべきものである。

また、再委託を行うことは、事故が発生するリスクの増大や、事故発生時の責任の所在が不明確になることなどが懸念されるため、安易に再委託が行われないように留意する必要がある。

これらのことを踏まえ、本局の標準契約書には、「業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。」「受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。」と規定している。

※出所：「業務委託契約における再委託の運用基準について（通知）」

<本契約における再委託の制限>

(再委託等の制限)

第5条 受注者は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(中略)

3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらか

じめ、発注者の承諾を得なければならない。

※出所：「業務委託契約書」

この点、市は、公益財団法人福岡市施設整備公社が手配した業者が維持補修等の工事を行うことは再委託に該当しないとして、再委託の承諾手続等を取らせていない。

【指摘事項】

本業務委託について、施設の補修工事等は、公益財団法人福岡市施設整備公社の技術職員が行わず、公益財団法人福岡市施設整備公社が手配した第三者たる業者に、公益財団法人福岡市施設整備公社が見積りをとった金額において委託されている。

個別の業者選定や契約予定金額に市の関与がないことからすれば、これは、業務内容の「再委託」であると評価せざるを得ない。

このため、再委託である場合は、上記の「業務委託契約における再委託の運用基準」に基づいて再委託の承諾手続をしなければならない。仮に本業務の「再委託」の点を業務委託契約書第5条第3項の規定に基づくものであるとするとしても、再委託の承諾手続等が踏まれないまま公益財団法人福岡市施設整備公社が選定した業者に本業務を委託していることになり、「業務委託契約における再委託の運用基準」には適合しない。

よって、公益財団法人福岡市施設整備公社の技術職員以外の業者によって補修工事等が行われる場合、公益財団法人福岡市施設整備公社から第三者たる業者への委託は、「再委託」に該当するという前提で業務委託契約書の記載を見直すとともに再委託の場合の承諾手続等を履行する必要がある。または、委託業務契約、仕様書等の設計図書の変更を行い、実質的にも再委託とはならない形の業務委託の形態を検討する必要がある。

イ HP管理運営等業務委託（総務部営業課）No192

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、交通局が所管する福岡市地下鉄のホームページのコンテンツ等について、運用及び保守を行うものであり、具体的な業務内容は次のとおりである。

<本委託業務の概要>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期更新作業 ・ 緊急ページ動作確認 ・ 緊急ページへの入替作業 ・ セキュリティ対策作業 ・ アクセス集計作業 ・ 消費税率改定対応 ・ 七隈線延伸事業ページ回収作業 ・ 地図ページ改修作業

※出所：「仕様書」

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	地下鉄ホームページ管理運営等業務委託	HP 管理運営等業務委託	HP 管理運営等業務委託
B. 契約者名	株式会社アド・パスカル	株式会社アド・パスカル	株式会社アド・パスカル
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	XXX	XXX	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	1,280	1,307	2,916
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	XXX%
I. 最終契約額(税込)	1,280	1,307	2,928
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	1 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

ウ 福岡市地下鉄貝塚管区駅業務委託（運輸部乗客サービス課）No193

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、福岡市地下鉄箱崎線のうち貝塚管内の各駅の運営を実施するものであり、具体的な業務内容は次のとおりである。

<本委託業務の概要>

<p>【履行場所】 中洲川端駅／呉服町駅／千代県庁口駅／馬出九大病院前駅／箱崎宮前駅／箱崎九大前駅／貝塚駅</p> <p>【業務内容】 乗車券類の発売・検札、改集札及び乗車券類の管理／収入金等の管理・納金／駅務機器の取扱い及び管理／お客様の案内、整理／駅務室（防災管理室）管理／異常時・緊急時取扱い／遺失物取扱い／施設管理／日常清掃／その他駅運営に必要なとする業務</p>

※出所：「福岡市地下鉄貝塚管区駅業務委託仕様書」

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	福岡市地下鉄貝塚管区駅業務委託	福岡市地下鉄貝塚管区駅業務委託	福岡市地下鉄貝塚管区駅業務委託
B. 契約者名	株式会社ジェイアール西日本福岡メンテック	株式会社 JR 西日本福岡メンテック	株式会社 JR 西日本福岡メンテック
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	一般競争入札
F. 予定価格	XXX	XXX	286, 314
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	215, 459	223, 236	257, 683
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	90.0%
I. 最終契約額(税込)	215, 459	223, 236	260, 167
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	3 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (意見) 設計金額の適切な集計について

業務プロセス	Plan(計画)：仕様書、設計書、予定価格等の作成
監査の視点	有効性

【現状】

市は本業務委託に関し、令和元年 10 月 28 日付けの「契約変更伺」で予定価格設定時の設計金額を次のとおり変更し、当該変更に基づき令和元年 10 月 31 日付けで委託先業者と変更契約を締結している。

<設計金額の変更内容>

名称	原設計		変更後		差引 増減額
	数量	金額	数量	金額	
・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
直接人件費 (割増時間帯)	15,574 時間	XX,XXX,XXX 円	15,616 時間	XX,XXX,XXX 円	87,234 円
・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
業務管理費		X,XXX,XXX 円		X,XXX,XXX 円	2,617 円
一般管理費		XX,XXX,XXX 円		XX,XXX,XXX 円	8,985 円
(A) : 計		XXX,XXX,XXX 円		XXX,XXX,XXX 円	98,836 円
(B) : (A) を千円 未満切捨		XXX,XXX,XXX 円		XXX,XXX,XXX 円	99,000 円
(C) : 消費税等 (B) の 8%		XX,XXX,XXX 円		XX,XXX,XXX 円	7,920 円
合計 ((B)+(C))		XXX,XXX,XXX 円		XXX,XXX,XXX 円	106,920 円

※出所：「契約変更伺」

市担当者によれば、一般競争入札実施時の設計金額の設定において、直接人件費の割増時間の集計に誤りがあったことが後日発覚したため、委託先業者と協議の上、設計金額及び契約金額を変更したとのことである。

なお、当該契約金額の変更契約は、令和元年 10 月 1 日から消費税及び地方消費税率が 8% から 10% に増額されたことに伴う契約金額の変更と同時に実施されている。

【意見】

予定価格は、契約担当者が競争入札を実施する際に落札金額を決定するための基準となるものであり、当該価格は、適正に定められるよう求められている。

<予定価格の設計方法について>

<p>(予定価格の作成)</p> <p>第 14 条 予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について定める。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用、貸付等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることがある。</p> <p>2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短その他必要な事項を考慮して適正に定めるものとする。</p>

※出所：「福岡市交通局契約事務規程」

予定価格の前提となる設計金額の集計が誤っていたことは、予定価格が入札額の妥当性を検討する上での基準として機能せず、適正な業者選定を行うことが困難になるおそれがある。

よって、市においては、本件について、誤りの金額的影響が軽微であり大きな問題は生じていないものの集計のダブルチェックを徹底して行う等、誤りが生じないように努めることが望ましい。

エ 福岡市地下鉄博多管区駅業務委託（運輸部乗客サービス課）No194

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、福岡市地下鉄空港線のうち博多管内の各駅の運営を実施するものであり、具体的な業務内容は次のとおりである。

<本業務委託の概要>

<p>【履行場所】 祇園駅／博多駅／東比恵駅／福岡空港駅</p> <p>【業務内容】 乗車券類の発売・検札、改集札及び乗車券類の管理／収入金等の管理・納金／駅務機器の取扱い及び管理／お客様の案内、整理／駅務室（防災管理室）管理／異常時・緊急時取扱い／遺失物取扱い／施設管理／日常清掃／その他駅運営に必要とする業務</p>

※出所：「福岡市地下鉄博多管区駅業務委託仕様書」

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	福岡市地下鉄博多管区駅業務委託	福岡市地下鉄博多管区駅業務委託	福岡市地下鉄博多管区駅業務委託
B. 契約者名	JR 九州鉄道営業株式会社	JR 九州サービスサポート株式会社	JR 九州サービスサポート株式会社
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	一般競争入札	特命随意契約	一般競争入札
F. 予定価格	100, 057	XXX	186, 632
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	97, 303	150, 768	167, 969
H. 落札率 (=G/F)	97.2%	XXX%	90.0%
I. 最終契約額(税込)	97, 303	150, 768	169, 524
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	3 者	1 者	3 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (意見) 競争入札参加資格停止中の業者との契約締結における手続について

業務プロセス	Do (実行) : 契約締結手続
監査の視点	説明責任及び透明性

【現状】

本業務委託の業者選定については、平成 30 年 12 月 7 日に実施された一般競争入札で JR 九州サービスサポート株式会社が落札している。しかし、市は、当該業者の社員による 1 日乗車券の不正使用があったことを理由として、平成 31 年 2 月 8 日に損害賠償請求及び市登録業者としての 4 か月間の競争入札参加停止措置を行っている。

平成 31 年度の委託契約について、契約日は平成 31 年 4 月 1 日であり、当該業者は競争入札参加停止措置期間中であつたが、市は、これまでの業務委託の履行状況や再

発防止策、再入札の手續期間等を含め総合的に判断した結果、次のとおり当該業者と契約締結している。

＜JR九州サービスサポート株式会社との契約理由＞

1 再入札について

地下鉄業務は、乗客の生命、財産を預かるものであり、常に安全を確保する必要があるため、駅業務を扱う駅従事員についても、異常時や緊急時には人命救助及び安全運航に携わる業務等を行う必要があるなど、安全に関する法令及び規定等の順守はもとより、異常事態等に対応する高い専門知識、技能の習得が必要不可欠である。

また、通常業務においても、地下鉄の営業関係規程だけでなく、接続する他鉄道会社の料金等に関する取扱い等を熟知する必要があるとともに、駅周辺案内や身体障がい者への対応においても、乗客の多様なニーズに柔軟に対応する高い専門知識、技能が必要であるため、今後入札を実施して新たな契約の相手方を決定した場合、平成31年度4月1日の業務開始までに社員募集を行い、十分な教育訓練の期間が不足することが考えられる。

2 当該会社の事案への対応について

- (1)平成31年1月29日の事案について、2月6日には交通局への報告、7日付けで社長名でのお詫び文書を提出し、事実確認及び再発防止策がまとめられるなど、会社一丸となって真摯な対応がおこなわれたこと
- (2)JR九州本社に対しても迅速に報告が行われ、再発防止のための新たなポストによる人材配置の方針が示されたこと。
- (3)損害賠償請求に対し、期日までの納付を約束していること。

3 当該会社の再発防止策

(1)教育・指導について

- ① 企業倫理教育を14日～23日まで実施する予定であること。(別紙のとおり)
- ② 1日乗車券等の再使用可能な改修乗車券は巡回時に廃棄処理の確認をし、その廃棄方法については、鋏又は手で破って集札箱に投函することを徹底して指導していること。

(2)管理・監督体制の強化について

- ① 地下鉄事業所副所長(専任)を置き、当分の間福岡空港駅で在勤予定であること。(2019年4月1日付)
- ② 地下鉄事業所長(専任)を置き、管理・監督・意思疎通を強化する予定であること。(2019年4月1日付)
- ③ 緊急対策として、本社役員及び地下鉄事業所長等による巡回指導が行われるなど、JR本社と一体となった取り組みが認められること。

(3)通勤手当の支給方法の変更について

交通費の事後請求を改め、地下鉄社員全員に定期券を3月1日から支給し、途中解約されないよう月初めの確認を行う予定であること。

4 当該会社のこれまでの履行状況について

平成16年7月の箱崎線の駅業務委託以来、今回の事案を除き、概ね良好な履行状況である。

※出所：「起案文書」

【意見】

市は、契約の相手方としてふさわしくない業者に対し、次のとおり競争入札参加停止の措置をとることがある。

<競争入札参加資格停止措置について>

- 第2条 市長、水道事業管理者及び交通事業管理者（以下「市長等」という。）は、有資格者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表1、2各号」という。）に掲げる措置要件の1に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について一般競争入札参加停止及び指名停止（以下「競争入札参加停止」という。）の措置を行うものとする。
- 2 市長等は、競争入札参加停止を行ったときは、その競争入札参加停止の期間中においては、当該競争入札参加停止に係る有資格者を一般競争入札にあっては入札参加資格がないものと、指名競争入札にあっては指名しないものとする。

※出所：「福岡市競争入札参加停止等措置要領」

福岡市競争入札参加停止等措置要領上、本業務委託のように、一般競争入札実施後から契約締結時の間に委託予定先業者が競争入札参加資格停止を受けた場合に関する規定はない。

しかし、競争入札参加資格停止中の業者との随意契約の締結においては、「入札参加資格等審査委員会」における審議が求められている。

<競争入札参加資格停止中の業者との随意契約について>

（随意契約の相手方の制限）

- 第7条 市長等は、競争入札参加停止の期間中の有資格者及び第2条第3項又は第3条第3項の規定により競争入札参加資格を取り消された者（再び有資格者となった者を除く。）を随意契約の相手方とはしないものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、委員会の審議を経て当該有資格者を随意契約の相手方とすることができる。

※出所：「福岡市競争入札参加停止等措置要領」

<入札参加資格等審査委員会について>

（入札参加資格等審査委員会）

- 第3条 競争入札参加資格の決定等の適正を期するため、入札参加資格等審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会は、委員長及び委員をもつて組織する。
- 3 委員長は、交通局理事をもつてこれに充てる。

※出所：「福岡市交通局契約事務取扱要綱」

市は、上記の趣旨を踏まえ、本件においても業者選定の適正性において慎重を期するため、少なくとも市の契約手続を所管する部署に相談の上、当該相談記録を保存しておくことが望まれる。

オ 天神駅ほか環境管理業務委託（運輸部乗客サービス課）No195

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、福岡市地下鉄の運営を円滑に遂行するために、天神駅、赤坂駅、大濠公園駅及び唐人町駅構内の清掃等維持管理並びに各駅構内の電気室等の清掃を実施するものである。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	天神駅ほか 環境管理業務委託	天神駅ほか 環境管理業務委託	天神駅ほか 環境管理業務委託
B. 契約者名	三笠特殊工業株式会社	株式会社ミカサ	株式会社ミカサ
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	指名競争入札
F. 予定価格	XXX	XXX	79,620
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	62,100	64,854	76,637
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	96.3%
I. 最終契約額(税込)	62,100	64,854	77,346
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	6 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

カ 呉服町駅ほか環境管理業務委託（運輸部乗客サービス課）No196

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、福岡市地下鉄の運営を円滑に遂行するために、呉服町駅、千代県庁口駅及び馬出九大病院前駅構内の清掃等維持管理並びに各駅構内の電気室等の清掃を実施するものである。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	呉服町駅ほか 環境管理業務委託	呉服町駅ほか 環境管理業務委託	呉服町駅ほか 環境管理業務委託
B. 契約者名	三栄ビルサービス 株式会社	三栄ビルサービス 株式会社	三栄ビルサービス 株式会社
C. 契約開始日	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
D. 契約終了日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	指名競争入札
F. 予定価格	XXX	XXX	46,215
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	35,910	37,692	43,740
H. 落札率 (=G/F)	XXX%	XXX%	94.6%
I. 最終契約額(税込)	35,910	37,692	44,145
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1 者	1 者	5 者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

監査の結果、本契約について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

(18) 市選挙管理委員会事務局

ア 広報車運行等業務委託（市選挙管理委員会事務局選挙課）No197

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、平成31年4月7日に執行された統一地方選挙において投票日を周知し、投票を呼びかける広報車の運行業務である。平成31年3月29日から4月7日までの年度をまたぐ業務であったため、3月29日から31日までと4月1日から7日までに区切り、それぞれの年度で契約を行っている。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A. 契約件名	—	広報車運行等業務委託	広報車運行等業務委託
B. 契約者名	—	有限会社 福島運送	有限会社 福島運送
C. 契約開始日	—	平成31年3月1日	平成31年4月1日
D. 契約終了日	—	平成31年3月31日	平成31年4月7日
E. 契約方法	—	随意契約（競争見 積合わせ）	指名競争入札
F. 予定価格	—	854	1,983
G. 入札価格 ・当初契約額（税込）	—	854	1,983
H. 落札率（=G/F）	—	100%	100%
I. 最終契約額（税込）	—	854	1,983
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	3者	3者

(ウ) 監査の結果及び意見

- ① (意見) 参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成及び入札参加者数を増やす取組の検討について

業務プロセス	Plan(計画)：仕様書、設計書、予定価格等の作成
監査の視点	説明責任及び透明性

【現状】

市は、本業務委託に係る契約の相手方選定において、平成 29 年度までは特命随意契約としていたものを、平成 30 年度から競争性のある方法に変更している。

平成 30 年度及び令和元年度の予定価格の積算に当たっては、特命随意契約を締結していた業者 1 者のみから参考見積書を徴取し、この参考見積書の単価や工数を踏襲して予定価格の積算基礎としている。なお、契約額は高い落札率となっている。

また、当該 1 者のみから参考見積書を入手した理由は、起案文書等に明示されていない。

なお、令和元年度の指名競争入札では、「指定された期間までの金額算定が困難」や「短期間での車両の確保が困難」等の理由で、指名した 6 者中 3 者が辞退している。

【意見】

参考見積書を提出した業者には、参考見積額が予定価格に反映されることを予測して参考見積額を過大とする思惑が生じかねない。特に、1 者のみから参考見積書を入手して参考見積書の項目や金額をそのまま設計書及び予定価格に反映した場合、取引の実例価格が反映されにくく、予定価格が過大となる可能性がある。

また、福岡市契約事務規則には予定価格について次のとおり規定があり、様々な観点から適正な予定価格を算出することを要求している。したがって、業者から取得した参考見積書はあくまでも参考として位置付けられるべきものである。

＜予定価格の作成＞

第 15 条第 2 項 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短その他必要な事項を考慮して適正に定めるものとする。

※出所：「福岡市契約事務規則」

本業務委託において、市は、1 者のみから入手した参考見積書の工数や単価を踏襲し、設計書を積算して予定価格を作成しているが、実例価格等の妥当性を検討した文書を残していない。このため、予定価格の作成に当たって適切に検討がなされたのかが確認できず、説明責任の観点から課題があると考えられる。

よって、市においては、福岡市契約事務規則に基づき、単に 1 者からの参考見積書をもって予定価格とするのではなく、可能な限り複数の業者から参考見積書を入手して適切に予定価格を作成することが望ましい。ただし、複数の業者からの入手が厳しい場合は、その旨、その理由を起案文書等に明示するとともに、1 者から入手した参考見積書について金額の妥当性等を検討した結果を起案文書等に明示することが望ましい。

なお、先述のとおり、令和元年度において指名した 6 者中 3 者が辞退しているが、十分な準備時間の確保等により状況が異なっていた可能性がある。真に競争性を担保するため、入札参加者数を増やす取組の検討が必要と考えられる。

イ 東区統一地方選挙ポスター掲示場撤去等業務委託（市選挙管理委員会事務局選挙課）
No198

(ア) 事業及び業務委託の概要

平成31年4月7日執行の統一地方選挙におけるポスター掲示場は、平成31年3月11日から4月7日の投票日まで設置され、投票日の翌日から撤去される。本業務委託は、投票日までの掲示場の補修と撤去業務である。年度をまたぐ業務であるため、平成31年度は、平成30年度に見積合わせにより選定された業者と特命随意契約を締結している。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	東区 統一地方選挙 ポスター掲示場撤去等業務委託
B. 契約者名	—	—	有限会社井上住建
C. 契約開始日	—	—	平成31年4月1日
D. 契約終了日	—	—	平成31年4月10日
E. 契約方法	—	—	特命随意契約
F. 予定価格	—	—	2,598
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	—	2,316
H. 落札率 (=G/F)	—	—	89.1%
I. 最終契約額(税込)	—	—	2,316
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	1者

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 予定価格の算定過程の文書化について

業務プロセス	Plan(計画)：仕様書、設計書、予定価格等の作成
監査の視点	合規性

【現状】

市は、本業務委託について、予定価格の積算基礎として設計書を作成して設計価格を定め、次に、設計価格を前提として設計価格より低い価格を予定価格としている。

しかし、設計価格から予定価格を算定した過程は、決裁文書等において文書化されていない。

<設計価格と予定価格の比較>

設計価格	X, XXX, XXX 円
予定価格	2, 598, 480 円

※出所：「市提供資料」から監査人作成

【指摘事項】

予定価格は、次のとおり、取引の実例価格等を考慮して適正に定める必要がある。

<予定価格の作成>

(予定価格の作成) 第15条 (省略) 2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、受給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行移管の長短その他必要な事項を考慮して適正に定めるものとする。

※出所：「福岡市契約事務規則」

本業務委託については、設計価格より低い価格が予定価格とされているが、その算定過程は文書化されておらず、結果としてどのように予定価格が算定されたのかが不明確である。

よって、市は、予定価格を算定した過程について文書化することが必要である。

例えば、予定価格は、設計価格に前年度の落札率を乗じて算出することが考えられ、この場合は、その算出の考え方等を文書化することが考えられる。

ウ 選挙公報等の配布業務委託（市選挙管理委員会事務局選挙課）No199

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、令和元年 7 月 21 日に執行される参議院議員通常選挙の選挙公報及び投票所変更チラシの配布業務である。選挙公報は、公職選挙法に基づき、原則として全世帯に配布する必要がある、市では 80 万部余を配布することとなる。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	選挙公報等の配布業務委託
B. 契約者名	—	—	株式会社進和プロモーション
C. 契約開始日	—	—	令和元年 6 月 15 日
D. 契約終了日	—	—	令和元年 7 月 21 日
E. 契約方法	—	—	随意契約（競争見積合わせ）
F. 予定価格	—	—	61,024
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	—	53,993
H. 落札率 (=G/F)	—	—	88.5%
I. 最終契約額(税込)	—	—	53,993
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	2 者

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 予定価格の算定過程の文書化について

業務プロセス	Plan(計画)：仕様書、設計書、予定価格等の作成
監査の視点	合規性

【現状】

市は、本業務委託について、予定価格の積算基礎として設計書を作成し設計価格を定め、次に、設計価格を前提として設計価格より低い価格を予定価格としている。

しかし、設計価格から予定価格を算定した過程は、決裁文書等において文書化されていない。

<設計価格と予定価格の比較>

設計価格	XX, XXX, XXX 円
予定価格	51, 531, 472 円

※出所：「市提供資料」から監査人作成

また、市は、令和元年 6 月 11 日に初回の見積合わせを行っている。この日は、各業者から通算 2 回の見積合わせを実施したが、いずれの見積価格も予定価格を超えており不落であった。

このため、市は、3 日後の 6 月 14 日に改めて見積合わせを実施している。その際、予定価格の金額は変更され、当初の金額から約 1 千万円高く予定価格を設定されてい

る。この結果、業者から予定価格以下の金額で見積書が提出され、落札されている。

しかし、予定価格の変更に関する金額算定の過程についても決裁文書等において文書化されていない。

＜初回の最低見積価格、変更後予定価格等の比較＞

当初の予定価格	51,531,472 円	-
初回の見積合わせ時に業者が提出した最低見積価格	55,374,127 円	予定価格を超えたため不落
変更後の予定価格	61,024,111 円	-
変更後の見積合わせ時に業者が提出した最低見積価格	53,992,833 円	落札

※出所：「市提供資料」から監査人作成

【指摘事項】

予定価格は、次のとおり、取引の実例価格等を考慮して適正に定める必要がある。

＜予定価格の作成＞

<p>(予定価格の作成)</p> <p>第15条 (省略)</p> <p>2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、受給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行移管の長短その他必要な事項を考慮して適正に定めるものとする。</p>

※出所：「福岡市契約事務規則」

本業務委託については、当初の見積合わせ時に設計価格より相当程度低い価格が予定価格とされているが、その算定過程は文書化されておらず、結果としてどのように予定価格が算定されたのかが不明確である。

また、改めて実施された見積合わせの際に、当初の予定価格から予定価格が変更されているが、その算定過程についても文書化されていない。初回の見積合わせが不落であったために安易に予定価格を高くしていると考えられ、変更後の予定価格に合理的な算定根拠があるとは考えにくい。このため、適正に予定価格が定められているとは判断できない。

よって、市は、予定価格を算定した過程について文書化することが必要である。

例えば、予定価格は、設計価格に前年度の落札率を乗じて算出することが考えられ、この場合は、その算出の考え方等を文書化することが考えられる。また、予定価格を変更する場合は、変更の具体的な内容を文書化することが考えられる。

エ 期日前・不在者投票システム、開票集計システム運用等業務委託（市選挙管理委員会事務局選挙課）No200

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙に使用する「期日前・不在者投票システム」及び「開票集計システム」の運用に必要な機器の借上げ、設定、動作確認、運用支援等の業務である。システムの複雑性及び専門性から、システムの開発者のみ行える業務であるとして委託先業者と特命随意契約を締結している。

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A. 契約件名	—	—	期日前・不在者投票システム，開票集計システム運用等業務委託
B. 契約者名	—	—	株式会社ムサシ
C. 契約開始日	—	—	令和元年6月28日
D. 契約終了日	—	—	令和元年7月24日
E. 契約方法	—	—	特命随意契約
F. 予定価格	—	—	XXX
G. 入札価格 ・当初契約額(税込)	—	—	7,714
H. 落札率 (=G/F)	—	—	XXX%
I. 最終契約額(税込)	—	—	7,714
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	—	—	1者

(注) 「F. 予定価格」「H. 落札率 (=G/F)」は、市の意向により被覆した。

(ウ) 監査の結果及び意見

① (結果) 参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の検討について

業務プロセス	Plan(計画)：仕様書、設計書、予定価格等の作成
監査の視点	経済性及び効率性・説明責任及び透明性

【現状】

本件は、委託予定業者の1者のみから事前に参考見積書を入手し、同内容で設計価格を算出している。また、当該1者のみから参考見積書を入手した理由は、起案文書等に明示されていない。

市によれば、予定価格は設計価格と同額にしているとのことである。なお、契約額は高い落札率となっている。

【指摘事項】

参考見積書を提出した業者には、参考見積額が予定価格に反映されることを予測して参考見積額を過大とする思惑が生じかねない。特に、1者のみから参考見積書を入手して参考見積書の項目や金額をそのまま設計書及び予定価格に反映した場合、取引の実例価格が反映されにくく、予定価格が過大となる可能性がある。

また、福岡市契約事務規則には、予定価格について次のとおり規定されており、様々な観点から適正な予定価格を算出することを要求している。したがって、業者から取得した参考見積書はあくまでも参考として位置付けられるべきものである。

<予定価格の作成>

第 15 条第 2 項 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短その他必要な事項を考慮して適正に定めるものとする。

※出所：「福岡市契約事務規則」

本業務委託では、特命随意契約が締結されており、契約額は高い落札率となっていることから、予定価格作成の基礎資料として設計書の積算の妥当性及び客観性が特に求められることになる。

この点、市は、1 者のみから入手した参考見積書と同内容で設計書を積算して予定価格を作成しているが、実例価格等の妥当性を検討した文書を残していない。確かに、本業務のようなシステムの保守、運用契約等の予定価格の算定においては、その専門性から参考見積金額の妥当性について検証が困難な面があるとも考えられる。しかし、上記のとおり 1 者のみから参考見積書を入手した場合にはリスクを伴う。

以上から、予定価格の作成に当たって適切に検討がなされたのかが確認できず、説明責任の観点から課題があると考ええる。また、予定価格に実例価格等が反映されないと予定価格が過大となるリスクがあることから、契約額の妥当性にも疑念が生じかねない。

よって、市は、福岡市契約事務規則に基づき、単に 1 者からの参考見積書をもって予定価格とするのではなく、可能な限り複数の業者から参考見積書を入手して適切に予定価格を作成すべきである。ただし、複数の業者からの入手が厳しい場合は、その旨、その理由を起案文書等に明示するとともに、1 者から入手した参考見積書について金額の妥当性等を検討した結果を起案文書等に明示すべきである。

なお、金額の妥当性等の検討としては、他部署における類似業務委託契約の資料等を利用することが考えられる。

② (意見) 予定工数と実績工数の比較等による業務実績の事後検証について

業務プロセス	Check (評価) : 業務委託実施後の評価
監査の視点	有効性・経済性及び効率性

【現状】

市は、事前に入手した参考見積書をもって予定価格を積算しているが、各業務に係る予定工数は次のとおりである。

しかし、市は、委託業務の完了時に実績の工数等の報告を受けていない。

<業務ごとの予定工数>

内 容		数量	単位
期日前投票・不在者投票システム運用			
市選挙管理委員会事務局・7 区役所・2 出張所			
システム運用支援	SE 支援費	16	人日
	保守・点検費用	1	式
	ラベラーリース費用 (56 台)	1	式
市役所 1 階市民ロビー、なみきスクエア、さざんぴあ博多			

内 容		数量	単位
システム機器	パソコンレンタル	24	台
	電材等	1	式
	バーコードプリンタ専用ラベル	2	箱
	携帯電話	10	台
	機器保管・管理費用（倉庫料）	1	式
システム運用支援	SE 支援費 動作設定	10	人日
	SE 支援費 期間中保守	2	人日
	SE 支援費 搬送	3	人日
	SE 支援費 LAN 配線工事（市民ロビー）	1	式
	同（なみきスクエア）	1	式
	同（さざんぴあ博多）	1	式
消耗器財	バーコードプリンタ専用ラベル	18	箱
開票集計システム運用			
機器設定・調整	SE 支援費	1	人日
	保守・点検費用	1	式
運用支援	相談対応・体制敷設・開票所支援	1	式

※出所：「設計書」から監査人作成

【意見】

委託開始時に決定した予定工数の妥当性の検討、翌年度以降の予定工数積算の合理性の向上等を図るには、実績工数を把握し事後検証を行うことが重要である。

よって、市においては、委託業務の完了時に実績工数を適切に把握して予定工数と比較するとともに、両者に差が発生している場合はその原因を分析するといった業務実績の事後検証を行うことが望ましい。また、これを行うことで次年度における予定価格の算定に活かすことも可能であると考ええる。

(19) 議会事務局

ア 福岡市議会史編さん等業務委託（議会事務局調査法制課）No201

(ア) 事業及び業務委託の概要

本業務委託は、戦後の福岡市発展の過程を記録することにより市議会が果たしてきた役割について明らかにするとともに、今後の市議会運営の一助とすることを目的として「福岡市議会史」を編さんするものである。なお、「福岡市議会史」については、過年度において「第1巻明治編」「第2巻大正編」「第3巻昭和編（一）」を発行しており、今回の編さんは「第4巻昭和編（二）」及び「第5巻昭和編（三）」が対象となっている。

本業務委託については、「福岡市議会史編さん等業務提案競技」を公募により行い、平成24年6月に委託先業者を決定した。その後、業務の期間（平成24年度から平成31年度（令和元年度）まで）について、各年度の予算の範囲内で特命随意契約による委託契約を締結することとした。具体的な業務内容は次のとおりである。

＜本委託業務の業務内容＞

(1) 福岡市議会史を発刊するために必要な体制の構築及び運営
(2) 第4巻昭和編（二）及び第5巻昭和編（三）の組み版の編集・校正、製版
(3) 委員会への対応
(4) 第4巻昭和編（二）及び第5巻昭和編（三）の刷版・印刷
(5) 第4巻昭和編（二）及び第5巻昭和編（三）の製本
(6) 第4巻昭和編（二）及び第5巻昭和編（三）の納品

※出所：「仕様書」

(イ) 委託契約の概要

(単位：千円)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A. 契約件名	福岡市議会史 編さん等業務委託	福岡市議会史 編さん等業務委託	福岡市議会史 編さん等業務委託
B. 契約者名	株式会社 西日本新聞印刷	株式会社 西日本新聞印刷	株式会社 西日本新聞印刷
C. 契約開始日	平成29年4月1日	平成30年4月1日	平成31年4月1日
D. 契約終了日	平成30年3月31日	平成31年3月31日	令和2年3月31日
E. 契約方法	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
F. 予定価格	13,613	16,172	16,118
G. 入札価格 ・当初契約額（税込）	13,612	16,172	16,012
H. 落札率（= G / F）	99.9%	100%	99.3%
I. 最終契約額（税込）	13,612	16,172	16,156
J. 入札参加者数 ・見積徴取者数	1者	1者	1者

(ウ) 監査の結果及び意見

① (意見) 福岡市議会史の有効活用策の検討について

業務プロセス	Check (評価) : 業務委託実施後の評価
監査の視点	有効性

【現状】

本業務委託は、「福岡市議会史」を編さんするという業務内容の性質から、業者決定から事業の完了にいたるまで約8年（平成24年度から平成31年度（令和元年度）まで）を要しており、委託料総額は101,671千円（提案競技の上限額100,000千円）となっている。

＜各年度における主な業務内容及び業務委託料＞

(単位：千円)

年度	主な業務内容	委託料 (決算額)
平成24年度	資料の収集・整理及びメモ作成 監修委員会対応	4,122
平成25年度	資料の収集・整理及びメモ作成、 第4巻構成案作成 監修委員会対応	10,315
平成26年度	第4巻の執筆、校閲・校正、監修 第5巻の資料収集・熟読・整理、メモ作成 監修委員会対応	13,765
平成27年度	第4巻の執筆、校閲・校正、監修 第5巻の資料収集・熟読・整理、メモ作成、構成案作成、執筆、校閲・校正、監修 監修委員会対応	13,765
平成28年度	第4巻及び第5巻の執筆、校閲・校正、監修 監修委員会対応	13,765
平成29年度	第4巻の組み版の編集・校正 第5巻の執筆、校閲・校正、監修 監修委員会対応	13,612
平成30年度	第4巻の組み版の編集・校正 第5巻の執筆、校閲・校正、監修、 組み版の編集・校正 監修委員会対応	16,172
平成31（令和元）年度	第4巻、第5巻の組み版の編集・校正、製版 監修委員会対応 第4巻、第5巻の刷版・印刷・製本・納品	16,156
計		101,671

※出所：「市資料」

本業務委託において製本した「福岡市議会史」は「第4巻昭和編（二）」、「第5巻昭和編（三）」各450冊であり、そのうち各400冊程度を関係者及び関係機関（市議会議員及び元市議会議員、市内図書館、学校等）へ配布して各10冊程度を販売用に充てており、残りは必要に応じて配布する予定である。

【意見】

「福岡市議会史」編さん、発行の目的は、「戦後の福岡市発展の過程を記録することにより市議会が果たしてきた役割について明らかにするとともに、今後の市議会運営の一助とすること」にあり、広く一般に向けて販売することを主たる目的としているわけではない。

しかし、前述のとおり、約8年にわたる委託期間を通じて約1億円を支出して編さんしていることに鑑みれば、「今後の市議会運営の一助」とすること以外の有効活用策を検討することが望ましい。

有効活用策の一例としては、「福岡市議会史」を電子書籍化し、有償又は無償で一般公開することや議会史の中から市民生活に密着した内容をピックアップして市議会ホームページに掲載することなどが考えられる。